

分類例規

昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号
一部改正 (平成 13 年 11 月以降)
平成 14 年 6 月 17 日財関第 472 号
平成 14 年 9 月 2 日財関第 699 号
平成 15 年 3 月 14 日財関第 269 号
平成 16 年 6 月 11 日財関第 589 号
平成 16 年 9 月 9 日財関第 947 号
平成 16 年 12 月 10 日財関第 1323 号
平成 17 年 4 月 20 日財関第 533 号
平成 17 年 7 月 8 日財関第 903 号
平成 17 年 12 月 9 日財関第 1550 号
平成 18 年 2 月 28 日財関第 219 号
平成 18 年 6 月 23 日財関第 772 号
平成 18 年 12 月 1 日財関第 1476 号
平成 19 年 2 月 9 日財関第 158 号
平成 19 年 6 月 22 日財関第 851 号
平成 19 年 12 月 9 日財関第 1636 号
平成 19 年 12 月 17 日財関第 1665 号
平成 20 年 2 月 28 日財関第 197 号
平成 20 年 7 月 18 日財関第 816 号
平成 20 年 12 月 11 日財関第 1423 号
平成 21 年 7 月 6 日財関第 760 号
平成 21 年 11 月 10 日財関第 1264 号
平成 22 年 2 月 18 日財関第 168 号
平成 22 年 7 月 14 日財関第 786 号
平成 22 年 11 月 10 日財関第 1175 号
平成 23 年 1 月 17 日財関第 67 号
平成 23 年 7 月 22 日財関第 837 号
平成 23 年 11 月 18 日財関第 1319 号
平成 24 年 1 月 25 日財関第 69 号
平成 24 年 5 月 8 日財関第 455 号
平成 24 年 7 月 24 日財関第 759 号
平成 25 年 2 月 6 日財関第 106 号
平成 25 年 11 月 6 日財関第 1211 号
平成 26 年 1 月 28 日財関第 76 号
平成 26 年 7 月 30 日財関第 764 号
平成 27 年 1 月 30 日財関第 119 号
平成 27 年 7 月 31 日財関第 798 号
平成 27 年 10 月 30 日財関第 1118 号
平成 28 年 2 月 3 日財関第 143 号
平成 28 年 7 月 27 日財関第 919 号
平成 28 年 11 月 28 日財関第 1444 号

平成 29 年 3 月 31 日財関第 452 号

平成 29 年 7 月 27 日財関第 984 号

第 1 部 國際分類例規

0303.82 1. えいのひれ (Raja 属のもの)

本品は、えいの体の左右両側から得られる。これらの胸びれは、皮がない状態で提示され、冷凍されているものであり、放射状の軟骨を含み、重量比は、魚肉約 86%、軟骨約 14%である。

通則 1 及び通則 6 を適用

**0303.91 1. からふとししゃも (Capelin) の卵**

本品は、塩の含有量（重量比）が 1%以下で、マイナス 18 度で冷凍された、6~12 キログラムの塊のものである。本品は、食用に供する前に更なる加工が行われる。

通則 1 及び 6 を適用

0305.20 1. だんご魚 (Lump Fish) の卵

本品は、塩水漬けのもので、塩の含有量（重量比）が 15~18%で、105 キログラムのたる詰め にされたもの。塩分が多いため、食用に供する前に更なる加工が行われる。

通則 1 及び 6 を適用

0307.99 1. 凍結乾燥したいか (セピア・オフィキナリス) の粉

本品は、生鮮のいかから得た粉状のもので、調製食料品に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

0402. 99 1. 砂糖を加えた濃縮したミルク

本品は、砂糖を加えた液状の濃縮したミルクであり、約 51%の濃縮したミルク及び約 49%のしよ糖からなる。

通則 1 及び 6 を適用

検討された物品：

砂糖	48.7%
水	29 %
無脂乳固形分	15.1%
脂肪	6.9%
安定剤	2 %未満

0405. 20 1. バターファット混合物

本品は、油中水滴型の展延性のある乳化したもので、重量比で、バターオイル 68.75%、砂糖 17%、水分 13%及びカゼイン 1.25%から成り、食品工業に用いられる。

検討された物品（重量比）

バターオイル	68.75%
砂糖	17 %
水	13 %
カゼイン	1.25%

0405. 20 2. バターファット混合物

本品は、油中水滴型に乳化したもので、食品製造に使用され、重量比で、脂肪分 70.4%（乾燥状態で 97.8%）、たんぱく質 1.06%（乾燥状態で 1.5%）、乳糖 1.3%、水分 28.0%である。このデイリースプレッドは、“ハイファットクリームチーズ”と呼ばれることもある。

通則 1（第 4 類注 2（b））及び通則 6 を適用

商品名 “Triple M Cheese”

0405.20 3. バターファット混合物

本品は、油中水滴型に乳化したもので、食品製造に使用され、重量比で、脂肪分 72.5%（乾燥状態で 98.8%）、たんぱく質 0.996%（乾燥状態で 1.4%）、乳糖 1.4%、水分 26.6%である。このデイリースプレッドは、“ハイファットクリームチーズ”と呼ばれることもある。

通則 1（第 4 類注 2（b））及び通則 6 を適用

0406.10 1. モザレラ (Mozzarella) チーズ

本品は、小さく薄切りにされ香辛料で覆われたもので、プラスチック製の密封袋にペパロニとともに納められ、正味重量は 280 g である。チーズとペパロニはワックスペーパーで分離されている。袋には、特大サイズのピザ 1 枚分の量に調整されたトッピングが含まれ、モザレラチーズ 76%、ペパロニ 22%、香辛料約 1%、カノーラ油及びケイ酸カルシウム 約 1%からなる。

65 袋が一つの箱に入れられて提示され、外食産業（ピザ屋）で使用されるものである。

チーズとともに提示されるペパロニは、分離して、第 16.01 項に分類される。

通則 1 及び 6 を適用

1601.00/1 参照

0406.30 1. プロセス・チーズ

本品は、チーズを粉砕し、当該粉砕されたチーズをバター、ホエイパウダー、りん酸ナトリウム及び水と混合した上で加熱し、その後に 2 キログラムの塊に成型したものである。

商品名：“Bayernland”

成分：チーズ	60.05%
バター	13.10%
ホエイパウダー	6.50%
りん酸ナトリウム	1.50%
水分	18.85%

0406.90 1. 柔らかく穏やかに熟成させた2個の円形のカマンベールチーズから成る製品

本品は、それぞれ直径7センチメートル、高さ2センチメートルで、パン粉で覆った後、あらかじめ油で揚げ、白いフリル付きの紙で包み、一緒にしてプラスチックフォイルで密封し、二つの容器入りのクランベリージャムと一緒に箱に詰めたもの。

検討された物品：

Alpenhain Gourmet Camemberry

被覆したチーズ 206.0 グラム

被覆物 69.2 グラム

クランベリージャム 62.7 グラム

0604.90 1 .Wreath

本品は、直径約 20 センチメートル、主に植物性材料（特に、丁子、肉桂皮、ぶなの木の實、まつ及びからまつの実（金粉を塗布してあるかないかを問わない。）及び乾燥した葉）と少量の人造の材料（例えば、紡織用繊維材料製の人造の花及び針金で作った模造花びら）から成っている。

これらの材料は、針金で一緒にまとめられ、針金の端は円形支持物の中に収められている。

6702.90 / 1 及び 6702.90 / 2 参照

0813.20 1 . プルーン

本品は、水分含有量が全重量の 35% を超えない程度まで水分を一部再添加し、品質保持のためソルビン酸を添加したものである。

当該プルーンは、除核し、気密容器詰めになされ、直接消費されるようになっている。

0902.20 1 . 乾燥した茶の花

本品は、植物学上の茶属 (genus *Thea*) の灌木から得られる。薬用に使用されるか否かを問わない。

通則 1 及び 6 を適用

0902.30 1 . 紅茶

本品は、透明プラスチック袋 (100g) 入りで、茶色に塗装したサモワール (ロシア独特の湯沸かし器) の形状をした陶磁製の容器 (彩色した花で装飾され、かつ取り外し可能な蓋を備える。高さ約 19cm) に詰められている。サモワールは、実用性を有さず、本質は、専ら装飾品であることから、分離して、第 6913.90 号に分類される。

通則 1 及び 6 を適用

6913.90 / 1 参照



1209.91 1. とうがらし属の播種用の種子

本品は、とうがらし属の果実から分離し、洗浄し、殺菌剤（チラム）で処理した播種用の種子である。

通則 1 及び 6 を適用

1212.99 1. カボチャ (*Cucurbita pepo* L.) の種

本品は、殻つきで、いっておらず、塩蔵してない。発芽の能力がなく、食用に適したものである。

通則 1 及び 6 を適用

1511.90 1. 粗製のパームステアリン (Crude palm stearin)

本品は、主成分がトリグリセリドを主成分とし、5%以下の遊離脂肪酸、0.25%以下の水分及び不純物を含有する。一般的に室温では半固体状であり、パーム粗油を1回又は複数回分別することにより得られた高融点分別物である。

通則1及び6を適用

1511.90 2. 精製し、漂白し、脱臭したパームステアリン (RBD palm stearin)

本品は、トリグリセリドを主成分とし、0.2%以下の遊離脂肪酸、0.15%以下の水分及び不純物を含有する。融点は33~39度で、白から黄色味を帯びた固体状の分別物であり、温度管理した状態で結晶化させたパーム油を分別することにより得られる。本品は、料理用の油として、ショートニングマーガリン用及び菓子やベーカリー製品の製造用に使われる。

通則1及び6を適用

1517.90 1. ビタミンE及び乳脂肪を添加したまつよいぐさ油

本品は、ビタミンE及び乳脂肪を添加したまつよいぐさ油をゼラチン/グリセロールのカプセルに詰め、小売り用にブリスター包装したもので、油に含まれる必須脂肪酸（特に、ガンマリーノール酸）を含む食餌補助剤として用いられる。

商品名：“Dr. Dunner Evening Primrose Oil”

成分：まつよいぐさ油	95%
乳脂肪	3%
ビタミンE	2%

1517.90 2. グリース混合物

本品は、豚脂（ラード）80~90%、牛脂10~20%からなる。食用に適している。

通則1及び6を適用

1517.90 3. 低エルカ酸菜種油（カノーラ油）からなる調製品

本品は、低エルカ酸菜種油（カノーラ油）に乾燥チリペッパー（二さや）と黒こしょう粒（約10%（体積比））を加えたものである。約250ミリリットルのガラス瓶に入れられている。

通則 1 及び 6 を適用

1601.00 1. ペパロニ

本品は、モザレラ (Mozzarella) チーズとともにプラスチック製の密封袋に納められ、正味重量は 280 g である。ペパロニとチーズはワックスペーパーで分離されている。袋には、特大サイズのピザ 1 枚分の量に調整されたトッピングが含まれ、小さく薄切りにされ香辛料で覆われたモザレラチーズ 76%、ペパロニ 22%、香辛料約 1%、カノーラ油及びケイ酸カルシウム約 1% からなる。

65 袋が一つの箱に入れられて提示され、外食産業（ピザ屋）で使用されるものである。

ペパロニとともに提示されるモザレラチーズは、分離して、第 0406.10 号に分類される。

通則 1 を適用

0406.10/1 参照

**1602.41~1602.49 1. Tinned ham**

本品は、豚のもも肉（又はその他の部位の豚肉）に亜硝酸ナトリウム又はマリネード（水、食塩、砂糖、ビタミンC、トリポリリン酸ナトリウム、硝酸カリウム及び亜硝酸ナトリウムから成る。）を注入し、気密性を有する缶に真空封入したうえで温度 70 度で加熱調理したもの。少量の添加ゼラチンを含有する場合もある。

1602.50 1. ポテトチップス（フレンチフライ）付きの Micro-ready sandwiches

本品は、ハンバーガー（パン付）、チーズバーガー（パン付）又はローストビーフサンドイッチ（パン付）でそれぞれ肉の重量が総重量の 20%を超えるものとポテトチップス（フレンチフライ）を小売用に包装したものである。

通則 3（b）の適用による。

検討された物品：

Bridgeford Micro-Ready® Hamburger

ポテトチップス（フレンチフライ）	101.91 グラム
パン	50.58 グラム
ビーフパティ	35.51 グラム

Bridgeford Micro-Ready® Cheeseburger

ポテトチップス（フレンチフライ）	87.57 グラム
パン	50.58 グラム
ビーフパティ	35.51 グラム
チーズ	14.34 グラム

Bridgeford Micro-Ready® Roast Beef Sandwich

ポテトチップス（フレンチフライ）	64.35 グラム
パン	50.58 グラム
ビーフパティ	30.00 グラム
チーズ	14.34 グラム

1602.50 2. 調製したチリシチュー（Chilli stew）

本品は、牛肉 70%、パプリカ 7%、たまねぎ 7%、菜種油 5.3%、砂糖 3.5%、香辛料（キッチンハーブ）3.2%、植物でん粉 2.1%、ダークチョコレート 0.7%、塩 0.5%、ココア 0.3%、その他 0.4%から成る調製したチリシチューである。本品は、冷凍されており、小売用のプラスチック袋入りのものである。

通則 1（第 16 類注 2）及び 6 を適用

1701.91 1. キューブ状の砂糖

本品は、少なくとも甘しや糖から得たしょ糖 99.7%及び着色料として加えた少量のカラメル(甘しや糖から得たもの) から成る。

通則 1 及び 6 を適用

1702.90 1. High-test molasses

本品は、甘しやの搾汁を加水分解し、濃縮したもので、主として抗生物質製造の際の微生物の培養基及びエチルアルコールの製造用に供される。

1704.90 1. 朝鮮人参タレット剤

本品は、直方体のキャラメル状(横幅約 22mm、厚さ約 7mm) のもので、標準化した高濃縮の朝鮮人参エキス(1個当たり約 50mg)、しょ糖(全量の 47%)、植物油、ゼラチン、乳化剤(アラビアゴム)、クエン酸、アスコルビン酸、オレンジの精油及び着色料を含む。

2106.90/7 及び 2205.10/2 参照

商品名: "Ginsana G 115 Ginseng" tablets

1704.90 2. 砂糖菓子

本品は、2つの小さな砂糖菓子の包みと再利用できるプラスチックのディスペンサーをポリエチレン製のバックに入れ小売用のセットにしたものである。

登録商品名: PEZ

1704.90 3. のど用の錠剤及び咳止めドロップ

本品は、主として砂糖及び芳香剤（例えば、メントール、1,8-シネオール、ペパーミント油）から成る物品である（他の薬効成分はない。）。

検討された物品（登録商品名）

HUDSON：咳止めドロップ

しょ糖	64.42 %
ぶどう糖	34.88 %
メントール	0.27 %
1,8-シネオール	0.16 %
くえん酸	0.145%
酒石酸	0.175%

HACKS

しょ糖	64.45 %
ぶどう糖	34.9 %
メントール	0.18 %
1,8-シネオール	0.15 %
アニス	0.11 %
トルーバルサム	0.22 %
フキタンポポ	0.009%
ニガハッカ	0.03 %
ベンゾイン	0.07 %

VICKS：咳止め用の錠剤

しょ糖及びぶどう糖	99.504%
メントール	0.255%
1,8-シネオール	0.071%
樟脳	0.007%
ベンジルアルコール	0.162%
トルーバルサム	0.001%

V I C K S : 咳止め用ドロップ

しょ糖及びぶどう糖	99.471 %
メントール	0.217 %
1,8-シネオール	0.0601%
ベンジルアルコール	0.138 %
樟脳	0.0057%
チモール	0.0072%
トルーバルサム	0.008 %
カラメル	0.1 %

V I C K S : Blue Extra Fresh (Strong) Throat Pastilles

砂糖水及びぶどう糖水	不明
メントール	0.2%
ペパーミント油	0.2%

H A L L S : Mentholypus Tablets

砂糖	66.4 %
ぶどう糖水	32.84 %
メントール	0.27 %
ユーカリ油	0.22 %
くえん酸	0.135%
酒石酸	0.135%

1704.90 4. 砂糖菓子 (キャラメル)

本品は、砂糖、ぶどう糖、バター、植物油、ミルクパウダー、塩、大豆レシチン、麦芽エキス及び香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Orfina”

1704.90 5. 砂糖菓子 (キャンディー)

本品は、砂糖、ぶどう糖、くえん酸、ペクチン、りんご果肉、濃縮ココア香料及びその他の香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Vienna”

1704.90 6. 砂糖菓子（キャンディー）

本品は、砂糖、ぶどう糖、乳酸、メントール及びペパーミント油から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Hartmint”

1704.90 7. 砂糖菓子（キャンディー）

本品は、砂糖、ぶどう糖及び香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Cristal Fruit”

1704.90 8. 砂糖菓子（キャンディー）

本品は、砂糖、ぶどう糖、乳酸及び香料から成る。製造者によって申し立てられている微量のココア粉の存在は、分析では確認できない。

商品名：“Anise”

1704.90 9. 砂糖菓子（ハルヴァ）

本品は、挽いたごま（52%）と天然はちみつ（48%）を混合して得たペースト状の砂糖菓子（ハルヴァ）で、小売用にしたものである。

通則1及び6を適用

1704.90 10. せき及びのど用の錠剤

本品は、砂糖 43.5%、甘草エキス 13.5%及びその他の食用材料（例えば、でん粉及びセルロース 17.6%、ミネラル（炭酸カルシウム及びタルク等 10.4%）、香料（メントール、ペパーミント油、アニス油、ユーカリ油、クレオソート、とうがらし等））から成る。本品は、小売用の包装にしたものである。

通則1及び6を適用

1806.31 又は 1806.32 1. Suger confectionery

本品は、ココアを含有する砂糖菓子に、ココアを含有しない菓子を種々の割合で混合して、小売用の箱に入れているものである。

登録商標名：“Mixed toffees” in 3 kg cartons

1806.90 1. チョコレートで覆った物品

本品は、直径約 3.5 センチメートルのドーム型の物品で、薄いウエハー（厚さ約 1～2 ミリメートル）に小さな乾燥ストロベリーフレークを含む詰物をして全体をミルクチョコレートで覆ったものである。

商品名：“Feitico”

1806.90 2. チョコレートをもととした混成物品

本品は、外側の層がチョコレートで、内側の層が砂糖、乳製品及び植物性油脂をもととした卵形の殻の中に、おもちゃのおまけ（例えば、組み立ててないプラスチックのヘリコプター）の入ったプラスチックのカプセルを入れたものである。

商品名：“Kinder® SURPRISE”

通則 3（b）の適用による。

1806.90 3. チョコレート菓子

本品は、砂糖の殻で覆われたミルクチョコレートが、それぞれ正味重量 45 グラムの小袋 2 つに包装されたもので、小売用の結合した物品としてプラスチック製容器に収納されて提示される。容器には繰り返し使用可能なプラスチック製のディスペンサーが付いた蓋が付属している。ディスペンサーは、菓子のブランドのキャラクターの形をしており、その菓子を詰め、キャラクターの手を押すと、詰めた菓子が出てくる。

通則 1、3 (b) 及び 6 を適用

1806.90/4 及び 9503.00/10 参照



1806.90 4. チョコレート菓子

本品は、砂糖で覆った、ミルクチョコレート（48%）で被覆された落花生（23%）であり、正味重量は140グラムで、厚紙でできた箱に入っている。菓子のブランドのキャラクターの玩具がプラスチック製の蓋の上にはばねで取り付けられている。玩具はばねから取り外すことができる。

通則1、5（b）及び6を適用

1806.90／3 及び9503.00／10参照



1901.10 1. 乳幼児用調製粉乳 (Follow-up formula)

本品は、粉末状で、正味 700g の小売用の容器入りにしたものである。脱塩したホエイパウダー、スキムミルクパウダー、植物油混合物、乳糖、ガラクトオリゴ糖シロップ、ホエイたんぱく質濃縮物、魚油、ビタミン、ミネラル及び食品添加物から成る。本品は、水と混合した後に消費するものとして、生後 6 ヶ月以降の乳児及び幼児向けに販売される。

通則 1 及び 6 を適用

1901.10 2. 乳幼児用調製粉乳 (Follow-up formula)

本品は、粉末状で、正味 900g の小売用の容器入りにしたものである。スキムミルクパウダー、マルトデキストリン、乳脂肪、ガラクトオリゴ糖パウダー、ショ糖、脱塩したホエイパウダー、とうもろこし油、ホエイたんぱく質濃縮物、魚油、ビタミン、ミネラル及び食品添加物から成る。本品は、水と混合した後に消費するものとして、1 歳から 3 歳の幼児向けに販売されるが、生後 6 ヶ月以降の乳児にも適している。

通則 1 及び 6 を適用

1901.20 1. 未調理ピザ

本品は、ピザ生地（加熱調理していないドウ）とトッピングから成る。正味重量は 580 g で、小売包装してある。成分は、小麦粉、水、チーズ、マーガリンチーズ、ホワイトマッシュルーム、牛肉（重量比 4.7%）、玉ねぎ、トマトピューレ、植物（オリーブ）油、イースト、塩、砂糖、発酵剤、麦芽抽出物、部分的に硬化した植物油、変性でん粉、にんにく、香辛料である。ピザを食する前に、（予熱したオーブンで）15～20 分または（予熱していないオーブンで）20～25 分加熱する必要がある。

通則 1 及び通則 6 を適用

商品名：“Findus Bake Up Pizza Bologness”

1901.90 1. 調製品

本品は、ばれいしょでん粉（88.5%）、マルトデキストリン（8.5%）、グルタミン酸ナトリウム（2%）及び塩（1%）を原料とする。食品製造に使用される。

検討された物品

ばれいしょでん粉	88.5%
マルトデキストリン	8.5%

グルタミン酸ナトリウム	2 %
塩	1 %

1901.90 2. ホイップドクリーム

本品は、エアゾール缶入りで、バニラの香りと味を示し、牛乳から製造されたクリーム、転化糖水、れん乳、濃縮したミルク、ぶどう糖、天然香料（バニラ）及び安定剤（E 407）を含有している。

通則1及び6を適用

検討された物品：

クリーム	87 % (30%脂肪)
転化糖シロップ	7 %
れん乳	2.3 %
濃縮したミルク	3.48%
グルコース	0.2 %
バニラフレーバー	0.01%
カラギーナン	0.01%

1901.90 3. チーズ代用物として消費される調製品

本品は、脱脂乳（81.8%）、植物油（15.65%）並びに少量の塩、ミルク（ホエイ）たんぱく質、レンネット、酸性化培養物、着色料及びビタミンDから成る物品であり、脱脂乳と植物油を混合した後、細菌培養物及び酵素による処理、凝集、カゼインの分離、加熱、圧搾、成形、切断及び加塩され、さらに7～10週間熟成されることにより得られる。この調製品は、“アナログチーズ”と呼ばれることがある。

通則1及び6を適用

1902.20 1. えびワンタン（調製品）

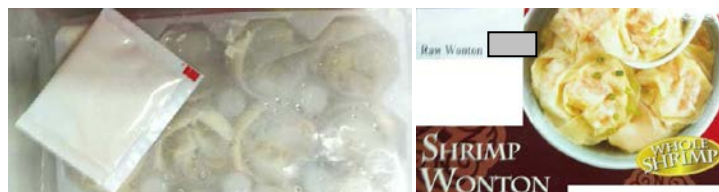
本品は、シュリンプを詰めたパスタ（えびワンタン）と濃縮スープから成る調製品である。本品は、冷凍したものであり、小売用のプラスチック容器に入れられている。水を加え、電子レンジで加熱して食する。

通則1及び6を適用

**1902.20 2. えびワンタン（セット）**

本品は、シュリンプを詰めたパスタ（えびワンタン）と小袋入り粉末スープから成るセットである。本品は、冷凍したものであり、小売用の紙容器に入れられている。水と混ぜた粉末スープにワンタンを入れ、加熱調理して食する。

通則1、2（b）、3（b）及び6を適用



1902.30 1. ミートボールを 22.9%含有する調製食料品

本品は、目に見える程度の細片の含有量をもとにした重量比で、ミートボールを 22.9%、パスタを 20.5%及び野菜を 1.28%含有する調製品である。ミートボール自体は肉を 63.8%含有するため、この調製品全体における肉の含有率は 14.6%である。この調製品は、正味 190 グラムのガラス容器入りで小売用にしたものであり、温めてから幼児（1 歳以上）が消費するように作られている。

通則 1 及び 6 を適用



1904.10 1. 押出しによりカール状に成形されたクリスプスナック製品

本品は、主としてひき割りとうもろこしから成り、ひまわり油及びチーズパウダーを添加したものである。チーズパウダーは、バターミルクパウダー、着色料（パプリカ抽出物）及び塩を含有する。

ひき割りとうもろこしは、当初 12～13%の水分を含有しているが、必要とする圧力及び高温下において押出し機内で最適な摩擦を得るために、更に 2～6%の水分を添加することにより湿度を与えられる。押出しをした後、とうもろこしのカール状物は乾燥され、香味付けドラムの中でチーズパウダー及びひまわり油が添加される。

通則 1 及び 6 を適用

**1904.20 1. Musli（朝食用シリアル）**

本品は、いつてない穀物のフレーク（約 70%）、乾燥した果実、ナット、砂糖、はちみつ等から成るもので、小売用の包装にしたものである。

1904.30 1. あらかじめ加熱による処理をしたブルガー小麦

本品は、堅い小麦粒を加熱により処理し、水分含有量が 14%程度になるまで乾燥し、殻又は皮をむき、砕き、粗びきし又は粉碎し、最後に大小の大きさのブルガー小麦にふるい分けして得られる加工穀物状のものである。

1904.90 1. Nasi Nua（インドネシアの米料理（急速冷凍したもの））

本品は、あらかじめ調理した米（40%）、牛肉のストリップ（10%）、数種類の野菜及びスパイスから成るものである。

検討された物品

米（調理済）	40%
にんじん	20%
たまねぎ	10%
牛肉	10%
マッシュルーム	8%
sugar peas	8%
スパイス	4%

1904.90 2. Chow Ju Fan（中国の米料理（急速冷凍したもの））

本品は、あらかじめ調理した米（37%）、豚肉のミンチ（10%）、数種類の野菜、フルーツ及びスパイスから成るものである。

検討された物品

米（調理済）	37%
たまねぎ	10%
Chinese mushrooms	10%
コーン	10%
豚肉	10%
sugar peas	8%
パイナップル	6%
たけのこ	5%
スパイス	4%

1904.90 3. Risotto（イタリアの米料理（急速冷凍したもの））

本品は、あらかじめ調理した米（50%）、さいころ状のスモークハム（10%）、数種類の野菜及びスパイスから成るものである。

検討された物品

米（調理済）	50%
にら	10%
マッシュルーム	10%
スモークハム	10%
たまねぎ	5%
トマト	5%
Diced red pepper	5%
Diced green pepper	3%

スパイス 2%

1904.90 4. Biryani (インドの米料理 (急速冷凍したもの))

本品は、あらかじめ調理した米 (40%)、鳥肉 (10%)、数種類の野菜、フルーツ及びスパイスから成るものである。

検討された物品

米 (調理済)	40%
たまねぎ	14%
Mediumpeas	14%
Shreddedredpepper	10%
鳥肉	10%
レーズン	5%
りんご	5%
スパイス	2%

1905.32 1. ウエハーをチョコレートで覆った物品

本品は、長方形の棒状 (長さ9センチメートル、幅1.8センチメートル、厚さ0.8センチメートル) の物品で、焼いたウエハー (厚さ約5~6ミリメートル) をミルクチョコレートで覆ったものから成る。

商品名: “Duplo”

通則3 (b) の適用による。

1905.32 2. ワッフル (Baker's wares)

本品は、水、小麦粉、卵、膨張剤 (leavening agents)、砂糖、ホエイパウダー及び油脂 (一般的には大豆油) から製造される。各成分は混合されて、たね (batter) となり、たね (batter) は鉄製のワッフル型に入れられる。充分に加熱された後、冷凍される。焼いた後の平均水分量は48% (重量比) で、冷凍後の平均水分量は45% (重量比) である。

通則1及び6を適用

1905.90 1. フレッシュ・チーズケーキ（冷凍したもの）

本品は、主にクリーム、クリームチーズ、ミルク及び砂糖から成るケーキミクスチャー（フィリング：重量比 90%）と、バター、小麦粉、砂糖及び卵により作られた焼かれたケーキベース（重量比 10%）とから成り、両者が一体となったものである。

検討された物品

ケーキベース：	10	%
バター	6.50%	
小麦粉	2.50%	
砂糖	0.60%	
卵	0.40%	
フィリング：	90	%
クリーム	31.45%	
クリームチーズ	28.03%	
ミルク	15.35%	
砂糖	6.17%	
卵黄	4.09%	
水分	2.80%	
ゼラチン	1.44%	
レモンジュース	0.57%	
塩	0.05%	
バニラ	0.05%	

1905.90 2. ベーコン風味スナック

本品は、薄茶色の長方形で、僅かにしわしわ状になったフレークである。表面の 3 本の暗色のストライプがベーコンに似た外見を示している。小売用となっており、原料は、小麦粉（約 55%）、ばれいしょの粉（約 28%）、ばれいしょでん粉（約 10%）、マニオカでん粉（約 6%）、塩、カロチン及び香料である。油で揚げてあり、直接消費できるように成っている。

検討された物品：PEPPIES-chrupki bekonowe

小麦粉	54.79%
ばれいしょの粉	28.19%
ばれいしょでん粉	10.06%
マニオカでん粉	5.80%
塩	1.11%
カロチン	0.03%
香料	0.02%

1905.90 3. ばれいしょの粉をベースとしたドウ(生地)から作った Crisp savoury food products

本品は、ばれいしょの粉（約 31%）、植物油、でん粉、変性でん粉、塩、砂糖、乳化剤（レシチン）、酵母エキス及びスパイスから成り、くまの形をし、油で揚げ、小売用にし、直接消費できるように成っている。

商品名：“POM-BAR”

2005. 80 1. スイートコーンの粉

本品は、細かい黄色の粉末状の、スイートコーンの粉であり、スイートコーンの穀粒を（水分含有量が 10%未満になるまで）脱水し、次いで挽き、熱処理（70℃で4～5時間）することによって得られる。本品の灰の含有率は 2.69%、でん粉の含有率は 16.28%である。アイスクリーム調製品のために使用される。

通則 1 及び 6 を適用

2007. 99 1. 桃のピューレー

本品は、生鮮の桃を潰し、目開きが 0.4～0.8mm のふるいに通して得られる。その後、更に、物品中の水分量を減らし粘性を増すため、50～60 度の温度で減圧（真空）下において 50～60 分間、蒸気により熱処理される。本品は 160kg 又は 235kg のドラム缶で提示される。

通則 1（第 20 類注 5）及び 6 を適用

2008. 20 1. 乾燥したパイナップル

本品は、さいころ状、スライス状又は不規則な小片状で、ブランチング後、砂糖水中で浸透脱水し、空気乾燥して作られたものである。

2008. 50 1. “Improved” dried apicots

本品は、生鮮のアピコットを半分に割り、水蒸気でブランチングして亜硫酸を含有する砂糖液に浸せきし、tray の上で乾燥し、次いで乾燥機で定められた水分含有量（約 20%）に仕上げたもの（砂糖の含有量は約 71%（乾燥物に対する割合は 90%））

2008. 60 1. アルコールに漬けた果実

本品は、アルマニャック、砂糖水及び天然の果実エキスから成る液体に 4 個の黒サクランボを漬けた物品で、40 ミリリットルの飲用グラスに入れてプラスチックの蓋をしたものである。

商品名：“Gerland-Griottes al’ Armagnac” 41 グラム

成分：4 個の黒サクランボ 22 グラム

16 ミリリットルのアルマニャック、砂糖水、 19 グラム

天然の果実エキスから成る液体（アルコール分 16%）

2008. 99 1. アルコールに漬けた果実

本品は、アルマニャック、砂糖水及び天然の果実エキスから成る液体に1個のプルーンを漬けた物品で、40ミリリットルの飲用グラスに入れてプラスチックの蓋をしたものである。

商品名：“Gerland-pruneau d’Agenal’ Armagnac” 38 グラム

成分：1個のプルーン

16ミリリットルのアルマニャック、砂糖水、
天然の果実エキスから成る液体（アルコール分16%）

2008. 99 2. 乾燥したパパイヤ

本品は、さいころ状、スライス状又は不規則な小片状で、ブランチング後、砂糖水中で浸透脱水し、空気乾燥して作られたものである。

2009. 89 1. ココナッツウォーター（ココナッツジュース）

本品は、未熟なココヤシの実から得られた液体（99.95%）に、砂糖（0.05%）が添加されたものである。砂糖は異なるココヤシの実の間の風味を調整するために添加されている。本品は、290mlの小売用ガラス瓶入りのものである。

通則1及び6を適用

2009. 90 1. 発酵していない香辛料（しょうが）入りの混合ジュース

本品は、きゅうりジュース（30%）、セルリージュース（20%）、りんごジュース（20%）、ほうれん草ジュース（20%）、パセリジュース（4%）、レモンジュース（4%）及びしょうが（2%）から成る。そのまま飲用に供されるもので、小売用のボトルに入れられている。

通則1及び6を適用

2101.11 1. 可溶性コーヒー（“インスタントコーヒー”とも呼ばれる。）

本品は、可溶性コーヒー（200 グラム）をガラス瓶に詰めたもので、陶磁製のカップ及び受皿とともに、板紙製の箱に入れて小売用にしたものである。カップ及び受皿は、分離して、第 69.12 項に分類される。

通則 1 及び 6 を適用

6912.00 / 1 参照

**2101.12 1. コーヒー抽出物をもととした調製品**

本品は、煎じ出したコーヒーを乾燥して得た可溶性コーヒー（98.5%）とステビオサイド（ノンカロリーの甘味料）（1.5%）から成るものである。

検討された物品：“Stevia Coffee”

可溶性コーヒー 98.5%

ステビオサイド 1.5%

2101.30 1. Coffee additive

本品は、苦味を有する粗い褐色粉末で、重量割合で 93% のカラメルと 6% の無機塩類から成っている。

登録商標名：“Buisman’s aroma”

2102.20 1. 食用に供するタブレット

本品は、乾燥した生きていない単細胞微生物（スピルリナ・プラテンシス）及び担体として使用される二酸化シリコン、でん粉及びステアリン酸マグネシウムから成るものである。

通則 1 及び 6 を適用

2103.90 1. “Trasi” or “Blachan”

本品は、魚類又は甲殻類（単独に、又は混合して）から製造され、主として東洋風のある種の料理の調味料に使用される。

製造中に身が分解したもので、ペースト状で包装されており、すでに第 16.04 項及び第 16.05 項の製品の特性を失っているものである。

2103.90 2. Composite flavourings

本品は、次の物品の混合物で、付香力を一定にするために標準化されている。

- (i) 第 9 類の香辛料又はその他の香気性の植物性物質（例えば、第 07.12 項又は第 12 類）の総抽出物、及び
- (ii) 最終用途にふさわしいベース（食塩、ぶどう糖、穀粉、粉末ラスク等）香辛料又は調味料と同様に、食料品の味を向上させるために使用される。

2103.90 3. ミントソース

本品は、暗緑色の濃懸濁液と成っており、相当量の細かく刻んだミントの葉が入っている。原料は、乾燥物を水で戻したミント、酢、砂糖、塩、安定剤（サンタンガム）、銅葉緑素、リボフラビン（着色料）及び水である。ガラス容器に入っており、子羊の肉や野菜とともに、そのまま又は酢と砂糖で薄めて用いることを推奨している。

商品名：“MINT SAUCE”（“Iceland” brand）

2103.90 4. 東洋風スイート・サワーソース

赤みがかった懸濁液で、目で見える小片（長さ1～2センチ、幅0.5～1センチメートル）の野菜（約26%、とうがらし、たまねぎ、にんじん及びピーマン）及び果物（約7%、パイナップル）、砂糖、酢、トマトピューレ、変性でん粉、白ワイン、塩、ハーブ及び香辛料（にんにく及びしょうがを含む。）、安定剤（キサンタンガム）、醤油並びに水から成る。ガラス瓶（例えば、525グラム）入りで、調理した鶏肉の切り身にかけたり、鶏肉とともに加熱することが推奨されている。

通則1を適用

商品名：“CHICKEN TONIGHT-Oriental Sweet and Sour Sauce”

にんじん

パイナップル（果肉及びジュース）

とうがらし

ピーマン

たまねぎ

トマトピューレ

砂糖

酢

変性でん粉

白ワイン

塩、ハーブ及び香辛料

安定剤（キサンタンガム）

醤油

2103.90 5. 香辛料、種、ハーブ、果実、塩、調味料を取り揃えたものから成る物品

本品は、それぞれ2種類の物品が砂時計型のガラス瓶に入れられたものから成る。瓶は特別にデザインされた金属フレームに入って提示される。ガラス瓶の中身を構成する物品はそれぞれ層をなしており、まず最初に上の物品が取り除かれないと下の物品を使用することが出来ず、上下の物品は混ざり合わない。これは、瓶の砂時計型によって混合が妨げられているか、若しくは、全形の月けい樹の葉やけい皮の束のような、一部の物品のサイズによるものである。個々の瓶に入っている物品は、それぞれ以下のものから成っている：

- ローズマリーと、パセリに似た乾燥ハーブ、ごま、破碎したチリペッパーからなる調味料
- 黒こしょう粒と破碎したチリペッパー
- 薄く切った乾燥りんごとけい皮の束
- 全形の月けい樹の葉と、ごま、マスタードの種と破碎したチリペッパー
- 海塩（大粒）と、粉碎した黒こしょうと塩（標準の結晶）
- 乾燥破碎たまねぎとクミンの種
- 全形のチリペッパーとコリアンダーの種
- アニスの種と、塩を含んだ粉碎したパプリカからなる調味料

通則1、2(b)、3(b)及び6を適用



2106.10 1. 脱脂した大豆粉のたんぱく濃縮物

本品は、脱脂した大豆フレークから、発酵性の糖質及び抗原を除去し、加熱処理、粉碎及びふるい分けにより得られたもので、乾燥状態でのたんぱく質含有率が約69～71%の物品である。

本濃縮物は、繊維状でなく、食用又は飼料用に供することができる。

2304.00/1 参照

2106.10 2. 調製品

本品は、大豆たんぱく質分離物 75.05%、ホエイたんぱく質 80%濃縮物 24.5%、バニラアロマ 0.25%及び二酸化けい素 0.20%からなる粉末状の調製品で、正味 240 g の小売用の容器入りにしたものである。本品に含まれるたんぱく質全重量は、乾燥状態で 85.9%(±1.0%)である。本品は、他の食品または飲料とともに供される (5g を 1 日 1~4 回)。本品はバニラの香味がある。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 1. Slimming (or anti-corpulence) food preparation

本品は、炭水化物、グアー粉末、ビタミン、くえん酸及び色素を含んでいる。

検討された物品

“Larson’s A.M.D. American milk diet” (登録商標名)

ビタミンA 5,000IU (国際単位)

ビタミンD 400IU (国際単位)

ビタミンB 1 1 ミリグラム

ビタミンB 2 1 ミリグラム

ビタミンC 75 ミリグラム

ニコチン酸アミド 5 ミリグラム

くえん酸 140 ミリグラム

デキストロース 7 グラム

グアー粉末 10 グラム

砂糖 11 グラム

色素を添加

処方は、一日分の食料の構成をベースとしている。

2106.90 2. Additive for cereal flours

本品は、ビタミンB 1、ニコチン酸、鉄 (ferrum reductum) 及び小麦粉を含有し、穀粉にビタミンの特性を向上させるために極少量 (約 0.024%) 添加される。

検討された物品: “VitaInix” (登録商標名)

成分 (重量比) は次のとおりである

ビタミンB 1 0.7%

ニコチン酸 3.5%

鉄 (ferrum reductum) 3.1%

賦形剤 92.7%

2106.90 3. Bakery additives

本品は、しょ糖、monoglyceride 及び diglycerides から成るが、場合によっては脱脂粉乳を添加することもある。本品は、ベーカリー製品又は練り生地菓子 (pastry cooks' wares) の製造に使用される粉又は練り生地 (dough) に種々の割合 (最終製品に対する重量比 15% から 20% まで) で加えられるものである。

検討された物品の成分 (重量比) は次のとおりである。

	事例 1	事例 2
しょ糖	80%	61%
Monoglyceride 及び diglycerides	20%	25%
脱脂粉乳	—	14%

2106.90 4. ミルクと混合した後飲料として使用される調製品

本品は、微粉末状で、主に糖類、果実粉、粉乳、りん酸カルシウム及びビタミンから成る。

検討された物品：

- (1) “Heliofit noisette” (登録商標名) インスタント飲料

主成分 (重量比) は次のとおりである。

しょ糖	42.1%
直接還元糖	24.0%
はしばみの実の粉	30.0%

- (2) “Heliofit framboise” (登録商標名) インスタント飲料

主成分 (重量比) は次のとおりである。

しょ糖	43.8%
直接還元糖	37.8%
木いちごの実の粉	14.0%

2106.90 5. Instant foodstuff

本品は、大豆たん白濃縮物 (51%)、カゼインナート (47.5%)、大豆レシチン (1%) 及びバニラオレオレジン (0.5%) から成るものである。

2106.90 6. Food additive

本品は、カルシウムカーボネイト（約 50%）及びカゼイン（約 43%）を含有しているものである。

2106.90 7. Ginseng capsules（1 カプセルの重量は約 650mg）

本品は、標準化した高濃縮の朝鮮人参エキス 100mg、植物油、酸化防止剤（レシチン）、乳化剤（グリセリン）、みつろう、着色料（酸化鉄）及びバニラのチンキから成る。

1704.90/1 及び 2205.10/2 参照

商品名：“Ginsana G 115 Ginseng” capsules

2106.90 8. Combined emulsifying and stabilizing agent

本品は、微細な粉末で、ゼラチン、グリセリンのモノー、ジー及びトリー脂肪酸エステル混合物、ぶどう糖、クエン酸ナトリウム及びカラギーナンから成るものであり、ムース（mousse）その他ミルク成分を含むデザート製造の際、泡立ち及び安定性を高めるため少量（約 2%）添加するものである。

商品名：“Cremodan Mousse 35”

ゼラチン	60%
グリセリンのモノー、ジー及びトリー脂肪酸エステル混合物	20%
ぶどう糖	10%
クエン酸ナトリウム	5%
カラギーナン	5%

2106.90 9. Stabiliser

本品は、微細な粉末で、ローカストビーンガム、カラギーナン、ペクチン、ゼラチン、ぶどう糖及び大豆たん白から成るものであり、安定性を高めるためフルーツアイス（シャーベット）の製造用に少量（約 0.5%）添加される。

商品名：“Fructodan SL-22”

ローカストビーンガム	50%
カラギーナン	10%
ペクチン	10%
ゼラチン	10%
ぶどう糖	10%
大豆たん白	10%

2106.90 10. Emulsifier (Starch complexing agent)

本品は、微細な粉末で、主として、グリセリンのモノー、ジー及びトリー脂肪酸エステル混合物、マルトデキストリン及びカゼイン酸ナトリウムから成るものであり、でん粉をもととした調製品に少量（約 0.5%）添加されるものである。

商品名：“Amidan B 100”

グリセリンのモノー、ジー及びトリー脂肪酸エステル混合物	82%
マルトデキストリン	9%
カゼイン酸ナトリウム	9%

2106.90 11. 低脂肪バターとして知られている調製品

本品は、乳脂肪 38.5%、水 52.4%、カゼインナトリウム 5%並びに少量の塩、乳化剤及び増粘剤又はゲル化剤から成る物品で、デイリースプレッドとして使用される。

検討された物品：

乳脂肪	38.5%
水	52.4%
カゼインナトリウム	5%
ゼラチン	2%
塩	1.5%
乳化剤	0.6%

2106.90 12. 調製品

本品は、精製して水素添加したココナッツオイル 51%及び脱脂粉乳 49%から成る調製品で、各種調製食料品（例えば、アイスクリーム、ビスケット及び菓子）の製造に使用されるものである。

商品名：“Sweet coconut preparation (DMP 1393)”

2106.90 13. 調製品

本品は、バターファット 70%、精製して水素添加したココナッツオイル 15%及び微結晶砂糖 15%から成る調製品で、ビスケット、チョコレート及び菓子の製造に使用されるものである。

商品名：“Cream preparation (DMP 1193)”

2106.90 14. 調製品

本品は、バターオイル 49%、脱脂粉乳 44%及びココナッツオイル 7%から成る調製品で、アイスクリームの製造に使用されるものである。

商品名：“Butter preparation (HK0194)”

2106.90 15. チーズフォンデュ

本品は、チーズと白ワイン、水、でん粉、キルシュブランデー及び乳化剤を混合したもので作られた調製食料品である。

検討された物品

チーズ	51.0%
白ワイン	39.0%
水分	4.7%
でん粉	2.6%
キルシュブランデー	2.0%
乳化剤	0.2%
その他	0.5%

2106.90 16. 調製食料品

本品は、粒状であり、重量比で約 94%の砂糖（しょ糖及びぶどう糖）及び植物抽出物である香料から成るものである。本品はまた、アスコルビン酸若しくはくえん酸又はその両方を含有している。本品は、水と混合して、飲料（“teas”）として消費される。

商品名：“Hipp” Orange Tea

成 分：しょ糖	63.4%
ぶどう糖	30.0%
香料（ペパーミント、バalmミント、オレンジ・ブラッサム、 ういきょう、アニス、ラベンダー、甘草、ホップ 及びオレンジ粉の抽出物）及びくえん酸	6.2%
アスコルビン酸	0.4%

商品名：“Hipp” Fruit Tea

成 分：しょ糖	68.8 %
ぶどう糖	25.25%
香料（オレンジの粉、ローズヒップ、バalmミント並びに りんご、ローズヒップ及びレモンの天然香料）	5.55%
アスコルビン酸	0.4 %

商品名：“Hipp” Fennel Tea

成 分：しょ糖	50.0%
ぶどう糖	44.0%
ういきょう抽出物	5.6%
アスコルビン酸	0.4%

2106.90 17. ニコチンチューインガム

本品は、2又は4ミリグラムのニコチンを吸着させたイオン交換樹脂、グリセリン、合成ポリマー、炭酸ナトリウム、炭酸水素ナトリウム、ソルビトール及び、とりわけたばこの香りに似せた香料から成るタブレット状のもので、禁煙の目的に用いられる。

2106.90 18. 塩化ナトリウム、塩化カリウム及び少量の炭酸マグネシウム（固結防止剤）の混合物

本品は、小売用の形状にしたもので、正味 350 グラムの容器入りにしたもの又は 1 グラムの袋入りにしたものである。この部品は通常食卓塩の代用品として減塩食餌療法中の者により使用される。

商品名：“GENSER” 調製塩

成 分：塩化ナトリウム（最大）	33.3%
塩化カリウム（最小）	66 %
炭酸マグネシウム（固結防止剤）	

2106.90 19. ハーブ茶

植物の部分、香辛料、藻類及び酒石酸ナトリウムカリウムの混合物から成り、緩下、利尿又は駆風の効能を有するハーブ煎じ液製造用のハーブ茶である。

検討された物品：

“Nattemann Laxative Tea 13 番”

100 グラム中

センナの実	23.2 グラム
センナの葉	15.0 グラム
甘草の根	11.4 グラム
オノニスの根	11.5 グラム
ネズの実	10.0 グラム
コリアンダーの実	8.0 グラム
アニスの実	7.0 グラム
ういきょうの実	6.0 グラム
カラウエーの実	3.0 グラム
藻類（ひばまた属の海藻）の抽出物	3.0 グラム
酒石酸ナトリウムカリウム	1.8 グラム

2106.90 20. アロエベラ錠剤

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（60錠入り等）。3%のアロエベラ粉末（0.11%のアロインを含有）と、賦形剤（りん酸水素カルシウム、精製タルク、ステアリン酸マグネシウム、ヒドロキシプロピルメチルセルロース（hypromellose）及びプロピレングリコール）からなる。栄養補給として使用し、パッケージ又は説明書において、風邪に対する抵抗力養成や、便秘や消化不良等の胃腸の不調を緩和すると記載されている。

2106.90 21. 乾燥固形の調製食料品

本品は、砂糖（69%）、ミルクパウダー（29%）、デキストリン（2%）から成り、調製食料品や調製飲料の製造に使用される。

検討された物品

Sugar/milk/dextrin (SMD) preparation

砂糖	69%
ミルクパウダー	29%
デキストリン	2%

2106.90 22. ビタミンC調製品（500 mg）

本品は、130錠入りの小売用にしたものである。アスコルビン酸、コーンスターチ、架橋型カルボキシメチルセルロースナトリウム（cross-linked carboxymethyl cellulose sodium）、セルロース、ローズヒップ、ステアリン酸、レモン・ビオフラボノイド複合体、ステアリン酸マグネシウムとアセロラからなる。ラベルによると、本品は、いかなる病気の診断、処置、治療又は予防を意図したものではない。

通則1及び6を適用

2106.90 23. Non-dairy creamer

本品は、温かい飲料に用いるミルク代用品である。本品は、粉状をしており、グルコースシロップ55%、乳化した固形植物脂22%、脱脂粉乳18%、水3%、安定剤（E340）2%から成る。

通則1及び6を適用

2106.90 24. 咳止めシロップ

本品は、アルコール分が1.8%の水溶液で、100ミリリットル（130グラム）の容器入りにしたものである。本品は、はちみつ、植物性チンキ、グルコースシロップ、還元糖シロップ、チェリーの芳香、ローズオイル、安息香酸ナトリウム及び純水から成る。ラベルによれば、本品は、呼吸カタル症及び気管支粘液分泌の障害に対し使用することが薦められている。しかしながら、活性医療成分は、臨床上、治療用又は予防用効果が証明されるには十分ではない。

通則1（第30類注1（a））及び6を適用

2106.90 25. ココナッツミルクとして知られている調製品

本品は、ココナッツの果肉抽出物57%及び水43%からなる調製品であり、料理用に供される。本品は、小売用の缶入りのものである。

通則1及び6を適用

2106.90 26. ベーカリー用添加物（Bakery additive）

本品は、「マイクロカプセル化」という方法により製造された白色粉末で、水素添加した植物性油脂及びモノグリセリドからなる非常に薄い層で、ソルビン酸を覆ったものである。

このような構造により、酵母の働きが収まる（例えばパンが焼かれる際に60℃を超える）まで、ソルビン酸を上記の層に覆われた状態にとどめておくことができる。本品は、ベーカリー製品に少量加えることにより、かび、酵母及び菌類の成長を防ぎ、長期保存可能とする保存剤として使われる。

通則1（38類注1（b））及び6を適用

2106.90 27. ベーカリー用添加物（Bakery additive）

本品は、「マイクロカプセル化」という方法により製造された白色粉末で、水素添加した植物性油脂及びモノグリセリドからなる非常に薄い層でプロピオン酸カルシウムを覆ったものである。

このような構造により、酵母の働きが収まる（例えばパンが焼かれる際に60℃を超える）まで、プロピオン酸カルシウムを上記の層に覆われた状態にとどめておくことができる。本品は、ベーカリー製品に少量加えることにより、かび、酵母及び菌類の成長を防ぎ、長期保存可能とする保存剤として使われる。

通則1（38類注1（b））及び6を適用

2106.90 28. 調製食料品

本品は、粒及び粉末の混合物であり、重量比で 92%の砂糖、6%のブラックカーラント粉末、凝固防止剤、くえん酸及びブラックカーラント香料から成るものである。本品は、32 グラム入りの小袋にしたものであり、また、その小袋は 10 個ひとまとめで小さな紙箱に収められている。本品は、お湯と混合して、飲料として消費される。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 29. 消化を助けるタブレット

本品は、塩、砂糖、レモン濃縮物、黒塩、クミンの種、黒こしょう、乾燥しょうが、ロングペッパー及び塩化アンモニウムを含有するタブレットであり、120 錠の容器入りで小売用にしたものである。本品は、特に食後において、消化を助けるために使用される。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 30. 噴霧乾燥した青りんごピューレーにより得られた調製品

本品は、担体として添加されたマルトデキストリンを最終製品に対する重量比で 57%含有しているものである。本品は、粉状で、水に完全に溶解し、例えばミルクパウダーといった食料品に添加されるものである。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 31. 噴霧乾燥したほうれん草ジュースにより得られた調製品

本品は、炭酸カリウム（酸性度調整剤）及びマルトデキストリン（担体）が添加されたものである。マルトデキストリンを最終製品に対する重量比で 70%含有している。本品は、粉状で、水に完全に溶解し、例えば野菜スープやソースといった食料品に添加されるものである。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 32. 調製食料品

本品は、アルコールを乾燥し、粉状にしたもので、エチルアルコール（重量比 30.5%）及びデキストリン（重量比 69.5%）から成り、水分含有量は重量比 2.5（±1.5）%である。本品は噴霧乾燥によって得られ、デキストリンはエチルアルコールの担体（賦形剤）として使用されている。

本品は、水に容易に溶解し、様々な調製食料品に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 33. Non-dairy cream

本品は、液状で、主として水、硬化植物油及び砂糖から成るものである。本品は、クリーム様の色で、ホイップドクリームの代用品として、ケーキ、デザート、ムース等の装飾及び詰物として使用される。本品は、1 リットルの包装で提示される。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 34. ローズヒップジュース

本品は、ローズヒップ (100%) から作られた、茶色の粘性のある濃縮された液状のものである。本品は、水を加えて果実を挽いた後、熱処理並びに加圧、ろ過、殺菌、濃縮及び滅菌することによって得られる。本品は、飲料及び食品製造の原料として使用されるものである。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 35. ブラックマルベリーの葉

本品は、蒸し、菌類により発酵させ、乾燥し、煎って作られたブラックマルベリーの葉で、細かく切っている。細断された葉は、小袋 (ティーバッグ) に 2 グラム入っている。本品は、湯で浸出させた後に飲料として消費される。

通則 1 及び 6 を適用

2106.90 36. ブラックマルベリーの葉

本品は、蒸し、菌類により発酵させ、乾燥し、煎って作られたブラックマルベリーの葉で、細かく切っている。細断された葉は、織物製のバルク容器に 30 キログラム入りで提示される。本品は、湯で浸出させた後に飲料として消費される。

通則 1 及び 6 を適用

2202.99 1. ピーチネクター及びアブリコットネクター

本品は、果実（皮をむき種をとったもの）をつぶして裏ごし（均質化）し、ほぼ同容量の砂糖液を加えたもので、そのまま飲用に供されるものである。

2202.99 2. アロエベラゲル

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（1リットル容器等）。アロエベラゲルが主成分となっており、その他に、ソルビトール、アスコルビン酸、くえん酸、ソルビン酸カリウム、安息香酸ナトリウム、パパイン、キサントガムとトコフェロール等を添加している。健康飲料として使用（1日2回、60～120ミリリットル服用）し、パッケージ又は説明書において、コレステロール減少、ぜんそく、潰瘍、便秘、風邪、消化不良、下痢等に効果があると記載されている。

2202.99 3. アロエベラドリンクゲルピュア（液状）

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（1リットル容器等）。純粋なアロエベラゲルが99.7%と安息香酸ナトリウム、ソルビン酸カリウムとくえん酸を少量含有している。栄養飲料として使用（1日25から50ミリリットル服用）し、広範囲のビタミン、ミネラル、酵素やアミノ酸の補給を補うものである。パッケージ又は説明書において、風邪への抵抗力を養成し、便秘や消化不良等の胃腸の不調を緩和すると記載されている。

2202.99 4. 電解質水溶液

プラスチック容器入りで小売用にしたもの（250 リットル入り等）。ぶどう糖、果糖、フルーツフレーバー、くえん酸カリウム、塩化ナトリウム、着色料及び水が含まれている。乳幼児が下痢や嘔吐時に水分やミネラルの不足を補うため、調合や希釈することなく、直接服用するようにされたものである。

検討された物品

“Pedialyte® 飲用電解液”（登録商標名）

100 ミリリットル中

ぶどう糖	2 g
果糖	510mg
フルーツフレーバー	250mg
くえん酸カリウム	237mg
塩化ナトリウム	214mg
着色料	2mg
水分	

2202.99 5. ノンアルコール飲料（Gripe “water”）

本品は、小売用の 100 ミリリットル瓶に入っており、重炭酸ナトリウム（5 ミリリットル中 50 ミリグラム）とテルペンを含まないヒメウイキョウ油（5 ミリリットル中 2.5 ミリグラム）を含んでいる。乳児や小児の腹痛、胃酸過多や膨満の軽減のため、更なる調製や希釈をすることなく、適量を飲用できるようにしたものである。摂取目安量は、年齢により、2.5 ミリリットルから 15 ミリリットルを、一日 8 回までである。

通則 1 及び 6 を適用

2202.99 6. ノンアルコール飲料

本品は、ココナッツジュース（ココナッツウォーター）（80%）、水、砂糖、くえん酸及びメタ重亜硫酸カリウムから成るものである。400 ミリリットルの缶入りで小売用にしたものである。

通則 1 及び 6 を適用

2205.10 又は 2205.90 1. “Marsala all’ uovo” , “Marsala alla mandorla” 及び “Crema di Marsla all’ uovo” といわれる飲料

本品は、Marsala wine をもとにして、卵（又はアーモンド）及び芳香性物質で香味付けしたものである。

2205.10 2. Ginseng tonic

本品は、アルコール分 11.5%の流動性のある褐色がかった液体で、標準化した高濃縮の朝鮮人参エキス（約 9mg/ml）、ビターオレンジシロップ、ソルビトール及びぶどう酒を含み、250ml のガラス容器入りしたものである。

1704.90/1 及び 2106.90/7 参照

商品名：“Ginsana G115 Ginseng” tonic

2208.30 1. モルトウイスキー及びグレーンウイスキー

本品は、アルコール分が約 60%のウイスキーで、所要のアルコール分になるまで精製水で希釈して瓶詰ウイスキーを製造する際の、基本成分として用いられるものである。

2208.90 1. 欠番**2208.90 2. エタノールの水溶液**

本品は、40 個の 10 ミリリットル瓶に入ったエタノール水溶液の取り合わせで、各瓶に、植物、花、樹木又はこれらを組み合わせた異なる名前のラベルが付けられたものである。アルコール分が 20~27%で、砂糖、フェーゼル油及びその他の揮発性物質が全体として重量比で約 1%含まれているが、検出できるほどの量の植物、花又は樹木のエキスは含まれていない。

2208.90 3. アルコール飲料

本品は、アルコール分が 30%の飲料で、りんごの発酵酒 30%（アルコール分 6%）、エチルアルコール 29.4%（アルコール分 96%）、しょうが抽出物 2%（体積比）、砂糖（0.90%未満）、カラメル着色料及び水を含む。

通則 1 及び 6 を適用

2208.90 4. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が14%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明、無発泡の液体。ビールマッシュを発酵させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2208.90 5. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が12%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明の液体。果汁を発酵させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2208.90 6. ニュートラルアルコールベース

本品は、飲料の調製用に供する種類のものである。アルコール分が21.9%で、エタノールの特徴（におい等）を示す、無色透明の液体。フルーツワインをスピリッツと混合させ、それに続く清浄、ろ過の工程により得られるものであり、発酵して得られた物品の特性は失っている。

通則1及び6を適用

2209.00 1. 植物油、酢又は植物油及び酢を混合したもののそれぞれに食材を加えて取り揃えた物品

本品は、それぞれ砂時計型のガラス瓶に入れられ、これらはともに特別にデザインされた金属フレーム（スタンド）にのせて提示され、小売用のセットにしたものである。それぞれの瓶は混合品から成るもので、以下の3つの製品の組み合わせのうちのひとつを有している：

- カノーラ油（低エルカ酸菜種油）、チリペッパー及び黒こしょう
 - カノーラ油、バルサミコ酢、白酢及びローズマリー
 - 白酢、チリペッパー、ローズマリー、あんず、塩、抗酸化剤及び保存料
- 通則1及び3（c）を適用



2304.00 1. 脱脂した大豆の粉

本品は、乾燥した大豆の外皮を除去し、蒸気加熱処理、溶剤抽出及び粉碎することにより得られたもので、乾燥状態でのたんぱく質含有率が約 50%の物品である。

当該粉は、繊維状ではなく、食用又は飼料用に供することができる。

2106.10/1 参照

商品名：“Honeysoy200/20”

2308.00 1. ペレット製造の前工程でカッサバ芋を精選する際に生じたかす（ペレットかす）

本品は、カッサバ芋の小片及び根の洗浄の際に付着した石英質の砂（約 44%）から成るものである。

2308.00 2. 油の抽出の前工程で菜種を精選する際に生じたかす

本品は菜種（主として破碎された種）のほか高率（約 50%）の雑草の種及びその他の各種類の不純物を含有し、飼料に使用される。

検討された物品（重量比）

菜種（主として破碎された種）	46.6%
各種類の雑草の種	49.1%
その他の不純物	4.3%

2309.90 1. Bread flour

本品は、パンくずを乾燥し、粉にひいたもので、食用に適さず飼料に使用するものである。

2309.90 2. Fodder supplements

本品は、第 29.36 項のビタミンとふすまのほぼ等量の混合物で、補助飼料として使用するものである。

2309.90 3. 飼料製造用の物品

本品は、軽く焼いたドロマイトをりん酸及び更に苛性ソーダ液で処理して得られるもので、オルトリン酸水素ナトリウム、オルトリン酸水素カルシウム及びオルトリン酸水素マグネシウムを含有する。

検討された物品：

“Hostaphos”（登録商標名）

オルトリン酸水素ナトリウム 39%

オルトリン酸水素カルシウム 33%

オルトリン酸水素マグネシウム 28%

状態 （微細な灰色粉）

“Magrlaphoscal”（登録商標名）

オルトリン酸水素ナトリウム 50%

オルトリン酸水素カルシウム 25%

オルトリン酸水素マグネシウム 25%

状態 （薄い灰色）

2309.90 4. 飼料用の添加物

本品は、培養した乳酸菌を細菌数1グラム当たり 1×10^9 に標準化したものに賦形剤としてでん粉を加えたもので動物の腸疾患予防及び消化力の改善に使用する。

商品名：“Lacris-10”

2309.90 5. 塩化コリンを含む調製品（粉状）

本品は、粉状の塩化コリン（全重量の約50%）を含む調製品で飼料用に供する。

検討された物品：

塩化コリン（粉状） 50%

二酸化けい素（コロイド状） 35%

水 15%

2309.90 6. 飼料用の調製品

本品は、担体又は希釈剤中にビタミンB₁₂（全重量の約1%）又はビタミンH（全重量の約2%）を含む。

2936.21/1、2936.28/1及び2936.90/1参照

検討された物品

“Microvit® B₁₂ Promix10000”（登録商品名）

ビタミンB₁₂ 約1%

（シアノコバラミン） (9,000~11,000mg/kg)

担体（炭酸カルシウム、シリカ）

“Microvit® H Promix2000”（登録商品名）

ビオチン（ビタミンH） 約2%

(20,000mg/kg 以上)

希釈剤（でん粉、脱脂した大豆ミール）

2309.90 7. 飼料用の調製品

本品は、微粒剤で、水素添加したパーム油（89.45%）、粗製の大豆レシチン（10%）、二酸化ケイ素（0.5%）及び風味増強剤（0.05%）から成るものである。本品は豚の飼料用添加物として使用され、正味重量25kg又は800kgの袋入りにされている。

通則1及び6を適用

2401.20 1. たばこ混合物

本品は、重量比で（i）75%の保存処理された Virginia, Burley（及び、ある場合は Oriental たばこ）のカットしていない、骨を除いた葉（“小片”）と（ii）25%のくずたばこをシート状にしたものから成る混合物である。このくずたばこをシート状にしたものと小片のたばこの葉は、サイロの中で制御しつつ重ねることにより混合される。

通則 2（b）及び通則 3（b）を適用

商品名 “Basic Blended Strip (BBS)”

2402.20 1. ビーディー

本品は、粗く切ったブレンドしてないタバコ約 0.2 グラムを、紙の代わりに黒檀の葉で包んだものである。

これらは細い糸で縛られており、シガレットとして喫煙される。形状は、ゆるやかな円錐形で種々の長さ（約 6～8 センチメートル）で提示される。

通則 1 の適用による。

2403.19 1. Non-aromatic cut tobacco

本品は、発酵し、骨を除いたたばこの葉を、細い幅（約 1 mm）に切った様々な長さ（最長 4 cm）の小片から成る。

通則 1 及び 6 を適用

2501.00 1. 塩（加圧下で凝結して塊状にしたもの）

本品は、塩化ナトリウム（95%以上）にある種の天然塩中に見出されるような微量元素（マグネシウム、銅、マンガン、コバルト等）を少量添加したもので、家畜用のなめる塩として使用される。

2506.10 1. 石英

本品は、破碎したアラスカイト鉱石を機械選鉱処理にかけ、不純物を除去するため酸処理し、水による洗浄後に残った水分を除去するため熱処理したもので、その α -クォーツ構造は変化していない。

2530.90 1. くず

本品は、凝結した天然又は人造の研磨材料製のグラインドストーン、砥石等（第 68.04 項）のくずで、研磨材料の回収のみに適する。

（通則 4 の適用による。）

2530.90 2. 白色流動性粉末

本品は、無水硫酸二ナトリウムの含有量が全重量の 99.2%を超えるものである。本品は、冬期の低温によって天然の湖の塩水が結晶化したミラビライト（mirabilite）（硫酸二ナトリウム・10水和物）の表面に野外において自然に形成されるテナルダイト（thenardite）（無水硫酸二ナトリウム）を機械を用いて収集することによってのみ得られる。本品は、包装する前に、目開き 0.65mm のふるいに通される。

通則 1 及び 6 を適用

2833.11 / 1 参照

27 類 1. 飽和非環式炭化水素の単離した異性体及び異性体の混合物

- (i) 単離した異性体で、その含有量が全量の 95%未満のもの（注）
- (ii) 異性体の混合物で、一つの異性体の含有量が全量の 95%未満のもの（注）

2901.10 / 1 参照

27 類 2. モノオレフィン系又はポリオレフィン系の非環式炭化水素の単離した異性体及び異性体の混合物（立体異性体を除く。）

- (i) 単離した異性体で、その含有量が全量の 90%未満のもの（注）
- (ii) 異性体の混合物で、一つの異性体の含有量が全量の 90%未満のもの（注）

2901.23 から 2901.29 / 1 参照

27 類 3. モノオレフィン系又はポリオレフィン系の非環式炭化水素の立体異性体の混合物

上記混合物のうち、特定の炭化水素の立体異性体の含有量が全量の 90%未満のもの（注）

2901.23 から 2901.29 / 1 参照

（注）含有量は、水分を除いた状態において、ガス状の物品については容量比により非ガス状の物品については重量比により、それぞれ計算したところによる。

27.10 項 1. 石油製品

～

27.13 項 第 27 類の石油製品（ペトロラタム、石油ワックス、石油アスファルト及び石油（第 27.12 項、第 27.13 項及び第 27.10 項））の区分基準

- (i) 回転温度法（ISO 2207（ASTM D 938 と同等の方法））により測定したときの凝固点による区分

27.10 項 (a) 摂氏 30 度未満（油）

27.10 項 (b) 摂氏 30 度以上（下記（ii）による。）

2712.10

～

2712.90

又は

2713.20

(ii) 上記 (i) (b) に該当する物品について、摂氏 70 度における密度による区分

27.10 項

(a) 密度 $0.942\text{g}/\text{cm}^3$ 以上 (下記 (iii) による。)

又は

2713.20

27.10 項

(b) 密度 $0.942\text{g}/\text{cm}^3$ 未満 (下記 (iv) による。)

2712.10

~

2712.90

(iii) 上記 (ii) (a) に該当する物品について、摂氏 25 度における針入度試験 (ASTM D5) による区分

2713.20

(a) 400 未満 (アスファルト)

27.10 項

(b) 400 以上 (油)

(iv) 上記 (ii) (b) に該当する物品について、摂氏 25 度における混和ちょう度 (ISO 2137 (ASTM D 217 と同等の方法)) による区分

27.10 項

(a) 350 以上 (油)

2712.10

(b) 350 未満 (下記 (v) による。)

~

2712.90

(v) 上記 (iv) (b) に該当する物品について、摂氏 25 度におけるちょう度 (ISO 2137 (ASTM D 937 と同等の方法)) による区分

2712.10

(a) 80 以上 (ペトロラタム)

2712.20

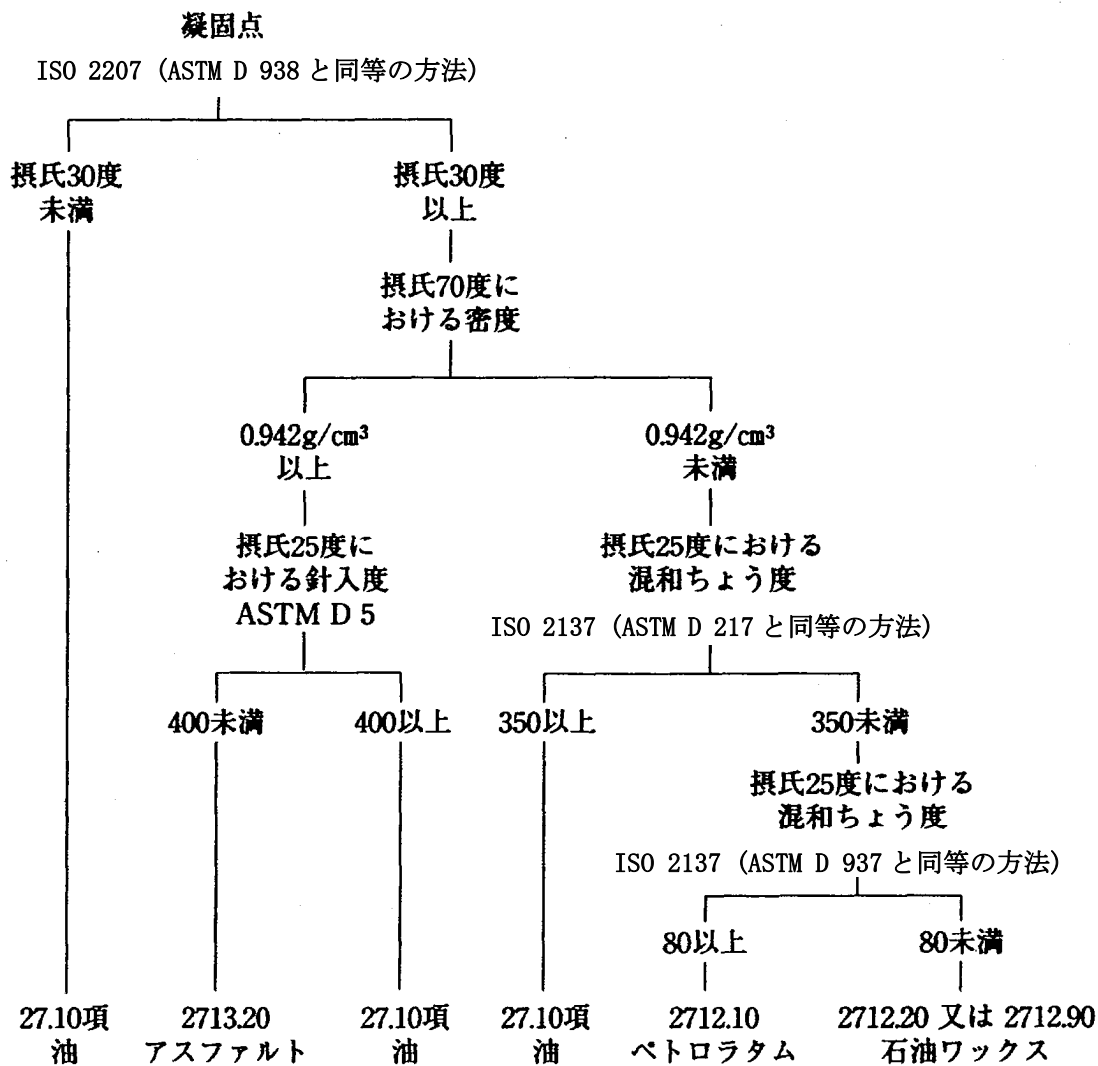
(b) 80 未満 (石油ワックス)

又は

2712.90

27.10-27.13 / 1 の例規の図解

第 27.10 項、第 27.12 項及び第 27.13 項の石油製品の区分基準（第 27.10 項の調製品を除く。）



2710.12 又は 2710.19 1. Oils graphited

本品は石油及び歴青油に、微細な黒鉛（多くは、粒度 0.1～0.5 マイクロメートル（ミクロン））を約 0.04～0.2% 懸濁したもの

2710.19 2. 灯油及びパラフィンの混合物

本品は、淡黄色から明るい褐色の液状の混合物であり、灯油（50%）及びパラフィン（50%）から成る。パラフィンは、脱酸した植物油の水素化により得られた炭素数 9 から 15 の飽和炭化水素から成る。ISO 3405 の方法（ASTM D 86 の方法と同等の方法）による温度 210 度における減失量加算留出容量が全容量の 90%未満のものであり、ジェットエンジン用の燃料として使用される。

通則 1（第 27 類注 2）及び 6（第 27 類号注 4）を適用

2712.90 1. ミクロクリスタリンワックス（石油ワックス）

本品は、ポリイソブチレンのようなドーブ剤を極少量含有するミクロクリスタリンワックスである。

検討された物品：

ポリイソブチレンの含有量が 2%以下の石油ワックス

2714.90 1. 脱水し、粉碎した天然ビチューメンを水に分散したもの

本品は、安全性を確保し、取扱い及び運搬を容易にするために加えられた少量の乳化剤（界面活性剤）を含む。

検討された物品

Orimulsion

天然ビチューメン	約 70 %
水	約 30 %
非イオン系界面活性剤	約 0.2%

2715.00 1. Roof-covering product

本品は、アスファルトに石綿、鉍物性充てん料及び桐油を添加した溶液で、屋根の塗装に使用される。

検討された物品：

“Permaroof black”（登録商標名）

アスファルト	53.9%
溶 剤	26.6%
石 綿	10.6%
鉍物性充てん料	4.9%
桐 油	4.0%

2715.00 2. 屋根、外壁及び金属の表面のコーティング剤

本品は、アスファルトに石綿繊維及びアルミニウム顔料を添加した溶液で、屋根 外壁又は金属の表面に塗布される。

検討された物品：

“Alumanation No.301”（登録商標名）

アスファルト	37.3%
溶 剤	41.8%
石綿繊維	16.3%
アルミニウム顔料	4.6%

2825.30 1. 高純度の五酸化バナジウム

本品は、商慣習上“溶融酸化バナジウム”と呼ばれる。本品は、カルノー石のような鉱石を機械的方法により選鉱したものを炭酸ナトリウム及び塩化ナトリウムとともにばい焼してバナジン酸ナトリウムとし、水で浸出後硫酸で五酸化バナジウムを沈澱、ろ過、溶融して得られる。

例 1

五酸化バナジウム (V_2O_5)	約 98 %
不純物 : SiO_2	0.13 %
P	0.015%
As	0.04 %

残 (塩化ナトリウム及びバナジン酸塩)

例 2

五酸化バナジウム (V_2O_5)	約 98 %
不純物 : SiO_2	0.38%
P	0.06%
As	0.06%

残 (塩化ナトリウム及びバナジン酸塩)

2831.10 1. Sodium acetaldehyde sulphoxylate

本品は、約 8～10%の亜硫酸ナトリウムと約 4～7%の硫酸ナトリウムを含有するものである (アンモニアで処理してあるかないかを問わない。)。

2833.11 1. 白色流動性粉末

本品は、無水硫酸二ナトリウムの含有量が全重量の 98.5%を超えるものである。本品は、自然脱水の結果として野外において形成されるミラビライト (mirabilite) (硫酸二ナトリウム・10 水和物) とテナルダイト (thenardite) (無水硫酸二ナトリウム) との混合物を収集した後、工場へ送り、溶融 (水分の除去)、遠心分離及び乾燥処理することにより得られる。

通則 1 及び 6 を適用

2530.90 / 2 参照

2841.90 1. 二酸化コバルトリチウム ($LiCoO_2$)

本品は、黒色の粉状であり、一般にリチウム・イオン蓄電池の正極に用いられる。

通則 1 及び 6 を適用

2842.10 1. 合成アルミノけい酸ナトリウム

本品は、一定の割合の元素（ナトリウム、アルミニウム及びけい素）を持つ一種類の分子から成るもので、一つの構造式で表わすことができる。結晶格子は、単位格子の繰返しで表される。

検討された物品

EZA® ZeoliteA

$\text{Na}_2\text{O} : \text{Al}_2\text{O}_3 : 2 (\text{SiO}_2) : 4.5 (\text{H}_2\text{O})$

2842.10 2. 合成アルミノけい酸ナトリウム

本品は、非結晶構造又は結晶構造で、ナトリウム、アルミニウム及びけい素の元素の比率が一定でなく、その構成は、特定の元素割合では定義できない。

2901.10 1. 飽和非環式炭化水素の単離した異性体及び異性体の混合物

- (i) 単離した異性体で、その含有量が全量の 95%以上のもの (注)
 - (ii) 異性体の混合物で、一つの異性体の含有量が全量の 95%以上のもの (注)
- 27 類 / 1 参照

2901.23~2901.29 1. モノオレフィン系又はポリオレフィン系の非環式炭化水素の単離した異性体及び異性体の混合物 (立体異性体を含む。)

- (i) 単離した異性体で、その含有量が全量の 90%以上のもの (注)
 - (ii) 立体異性体の混合物で、特定の炭化水素の立体異性体の含有量が全量の 90%以上のもの (注)
 - (iii) その他の異性体の混合物で、一つの異性体の含有量が全量の 90%以上のもの (注)
- 27 類 / 2 及び 27 類 / 3 参照

2905.49 1. グリセリンエステル (例えば、ベンゼンスルホン酸グリセリル)

本品は、29.04 項の酸官能有機化合物と 2905.45 号のグリセリンとの反応により生成される。

2908.99 1. Antimony (III) bis (disodium sulphocatechol)**2911.00 1. ペルオキシケタール**

通則 1 (第 29 類注 3) を適用

2918.19 1. 12-ヒドロキシステアリン酸

本品は、純度 90%以上である 12-ヒドロキシステアリン酸からなる。
3823.19 / 2 参照

2921.19 1. N-Methyltaurine, sodium salt (懸濁液のもの)

2922.19 1. Meclofenoxate (INN) (p-クロロフェノキシ酢酸ジメチルアミノエチル)

本品は、一種類だけの酸素官能基（アルコール官能基）を含むアミノアルコール（2-ジメチルアミノエチルアルコール）のエステルである。

2924.19 1. Dimethylolurea の水溶液

本品の分解によって結果的に生成したホルムアルデヒドを含有するかしないかを問わないものとし、香料を加えていないものに限る。繊維の仕上剤として使用する。

3809.91/1 参照

2924.29 1. Diflubenzuron (N- [[(4-クロロフェニルアミノ)カルボニル]-2,6-ジフルオロペンズアミド])

本品は、環式ウレイドで、通常殺虫剤の製造に使われる。

2933.69 1. Trimethylol melamine の水溶液

本品の分解によって結果的に生成したホルムアルデヒドを含有するかしないかを問わないものとし、香料を加えてないものに限る。繊維の仕上剤として使用する。

3809.91/2 参照

(注) 含有量は、水分を除いた状態において、ガス状の物品については容量比により、非ガス状の物品については、重量比により、それぞれ計算したところによる。

2934.99 1. Pradefovir (INN) ((2R, 4S)-2-[[2-(6-amino-9H-purin-9-yl)ethoxy]methyl]-4-(3-chlorophenyl)-1,3,2λ⁵-dioxaphosphinan-2-one)

本品は、2価アルコールとホスホン酸との環式エステルであり、その構造中に縮合したピリミジン環（プリン）を含む。

通則1（29類注7）及び6を適用

2936.21 1. ビタミン調製品（ビタミンAが全重量の約15%~17%）

本品は、保存又は輸送のためにビタミンAを酸化防止剤その他の添加剤とともに基剤中に分散し安定させたものである。

2309.90/6、2936.28/1及び2936.90/1参照

検討された物品

“Rovimix® A500 Type P”（登録商標名）

ビタミンA	約15% (500,000I.U/g以上)
酸化防止剤	エトキシキン
基剤	ゼラチン、グリセリン及び炭水化物

“Rovimix® A500 Type W”（登録商標名）

ビタミンA	約15% (500,000I.U/g以上)
酸化防止剤	エトキシキン
基剤	ゼラチン及びデキストリン

“Lutavit® A500”（登録商標名）

ビタミンAアセテート	約17% (500,000I.U/g以上)
酸化防止剤	ゼラチン及びデキストリン
基剤	ゼラチン、グリセリン及び炭水化物

2936.28 1. ビタミン調製品（ビタミンEが全重量の約50%）

本品は、保存又は輸送のためにビタミンEを基剤その他の添加剤で安定させ又は非晶質シリカに吸着させたものである。

2309.90/6、2936.21/1及び2936.90/1参照

検討された物品

“Rovimix® E-50 SD”（登録商標名）

ビタミンEアセテート	50%以上
基剤	ゼラチン及びしょ糖
被覆剤	けい酸

“Lutavit® E-50”

ビタミンEアセテート	51.4%以上
非晶質シリカ	
水	

2936.90 1. ビタミン調製品（ビタミンA及びD₃の混合物が全重量の約15~17%）

本品は、保存又は輸送のためにビタミンA及びD₃を酸化防止剤とともに基剤中に分散し安定させたものである。

2309.90/6、2936.21/1及び2936.28/1参照

検討された物品

“Rovimix® AD₃”（登録商標名）

ビタミンA、ビタミンD₃ 15%（I.U比5：1）

酸化防止剤 エトキシキン 5%

基剤 ゼラチン 40%

炭水化物 30%

グリセリン 10%

“Microvit® AD₃ SUPRA 500-100”（登録商標名）

ビタミンAアセテート 約17%（500,000I.U以上）

ビタミンD₃ 約0.25%（100,000I.U以上）

被覆剤 ゼラチン、炭水化物

酸化防止剤 ブチルヒドロキシトルエン（BHT）

3002.12 1. Blood fraction (血液分画物)

本品は、牛又は豚の食用の血から血漿を分離して得られた粉状の血液分画物である。この血漿は、細胞構造及び栄養価を保つため、低温でスプレードライされる。

本品は、たんぱく質を70%含有し、機能たんぱく質成分として又はそれが持つ保水力、ゲル化力等を用いて、食品に少量（完成品の重量の1～5%）加えられる。

3002.13 1. インターフェロン

本品は、ウイルス又はその他の物質に対するの防御反応として人体の細胞の中に作られるたんぱく質で、細胞の増殖及び種々の伝染性要因の増長を防止し、免疫機能を調節する。

通則1及び6（第30類号注1（a））を適用

3002.13 2. ペグインターフェロン アルファ-2a (INN)

本品は、mono(N2-N6-dicarboxy-L-Lysil)interferon alfa-2a であり、ポリエチレングリコールモノメチルエーテルのジエステルである。PEG化は一つのリジン残基の31、121、131又は134の位置で生じる。PEG化した部分の分子量は、例えば、peginterferon alfa-2a(40KD)のように、物品名(INN)に数字を付け加えられることによって示される場合がある。本品は、B型肝炎又はC型肝炎を治療するための薬に用いられる免疫調節剤である。

通則1及び6（第30類号注1（a））を適用

3002.13 3. ペグインターフェロン アルファ-2b (INN)

本品は、monocarboxyinterferon alfa-2b であり、ポリエチレングリコールモノメチルエーテルのジエステルである。PEG化はシステイン残基の1の位置又はリジン残基の31、121又は134の位置のうちいずれかの一窒素原子に生じる。PEG化した部分の分子量は、例えば、peginterferon alfa-2b(12KD)のように、物品名(INN)に数字を付け加えられることによって示される場合がある。本品は、C型慢性肝炎を治療するための薬に用いられる免疫調節剤である。

通則1及び6（第30類号注1（a））を適用

3002.13 4. Pegfilgrastim (INN)

(N-(3-hydroxypropyl)methionylcolony-stimulating factor (human), 1-ether with α -methyl- ω -hydroxypoly(oxyethylene))

本品は、持続型のフィルグラスチム(INN) (ヒト顆粒球コロニー刺激因子(G-CSF)) の形態を持ち、20kDa のポリ (エチレングリコール) 一分子が、還元的アミノ化と呼ばれる反応によりフィルグラスチムポリペプチド鎖のアミノ末端基のメチオン残基と共有結合することにより製造される。ペグフィルグラスチムは、フィルグラスチムと同様、骨髄中の好中球の増殖と成熟を調節する物質であり、好中球減少症での細菌感染に対する体内の効果的な防御システムを回復することを助ける。

通則 1 及び 6 (第 30 類号注 1 (a)) を適用

3002.15 1. 酵素・免疫吸着分析法 (エリサ法) によって試験管内で人間の血清又は血漿 (しょう) 中の HIV ウィルスを検出する診断用キット

本品の主な構成要素は、(i) 精製した HIV-I 及び HIV-II の抗原を被覆したくぼみを有するマイクロプレート並びに (ii) 抗ヒト免疫グロブリン G 及びヤギ抗体免疫グロブリン M からなるペルオキシダーゼ共役物である。マイクロプレートのくぼみに入れた血清や血漿の検体の中に HIV 抗体が存在する場合は、40°C で 30 分間おくと HIV 抗原と結合する。結合しなかった物質を取り除くため特殊洗浄液でくぼみを洗ったのち、当該共役物が加えられ、更に 30 分間保温し、再度結合しなかった物質を取り除くため洗って乾かし、色原体が加えられる。室温 30 分で発色反応が進行した後、停止液が加えられる。反応停止後 30 分以内に各々のくぼみの光学的濃度が測定され、当該濃度は、検体の中に HIV-特異抗体がどの程度発生しているかを示すようになっている。

通則 3 (b) を適用

検討された物品

“GENELAVIA® MIXT”

含有物 (1 プレートあたり)

精製した HIV-I 及び HIV-II の抗原で被覆した 8 個のくぼみを有する 12 個の列

洗浄液 (10 倍濃縮)	100 ml
陰性対照用血清 (ヒト)	0.5ml
陽性対照用血清 (ヒト)	0.5ml
遮断制御血清 (ヒト)	1 ml
試料希釈剤	15 ml
共役物 (ペルオキシダーゼ標識抗ヒト免疫グロブリン G 及びヤギの抗体免疫グロブリン M)	15 ml
ペルオキシダーゼ基質緩衝剤 (0.03% H ₂ O ₂)	120 ml
色原体 (O-フェニレンジアミン塩酸塩)	12 錠
停止溶液 (4 N 硫酸)	12 ml
マイクロプレート用粘着フィルム	4

3002. 90 1. 炭酸カルシウムと乳糖、でん粉と乳糖又はしよ糖と多糖類を賦形剤又は担体とする培養乳酸菌をもととしたバルク状の物品

これらの物品は、整腸、消化促進のため、医薬品として又は飼料添加剤として使用される。

検討された物品

“Clostridium Butyricum Miyairi (powder)”		
Clostridium Butyricum Miyairi (2×10^9 /グラム)		適量
炭酸カルシウム		約 40 %
乳糖		38.6%
“Bispan”		
Bacillus polyfermenticus (2×10^8 /グラム)		20 %
でん粉		48 %
乳糖		24 %
デキストリン		8 %
“Streptococcus Faecium Strain Cernelle 68”		
Streptococcus faecium (3.5×10^{10} /グラム)		3.5%
しよ糖		86.5%
多糖類		10.0%

3003. 90 1. 商慣習上の Calcium borogluconate

本品は、グルコン酸カルシウムとほう酸の混合物で治療用のものである。

3004. 20 1. 骨接ぎ用物品

本品は、硫酸トブラマイシン 4% を含む医療用硫酸カルシウムから製造される。本品の形状は、均一な円筒状の錠剤（直径 4.8mm）であり、5cc、10cc 又は 20cc の殺菌した小売用のびん入りである。

3004.39 1. 経皮投与剤

本品は、更年期におけるホルモン不足を補うもので、主に次のようなものから成る。

- (i) 有効物質（ 17β -エストラジオール）の漏出を防ぐための透明なプラスチックの保護フィルム
- (ii) 皮膚を通じて循環器系に吸収される 17β -エストラジオールの保留剤
- (iii) 17β -エストラジオールが体内に継続的にかつ制御されつつ放出されるための、有効物質が浸透できる放出制御メンブレン
- (iv) 使用と同時に有効物質を浸透させ吸収を可能にするための接着層
- (v) 使用時までそのままの状態を維持するための取外し可能な保護フィルム

商品名：“Estraderm® TIS”（登録商標名）

“Climaderm”（登録商標名）

3004.50 1. 液状調製品

本品は、くえん酸第二鉄アンモニウム、ビタミンB₁₂、葉酸、ソルビトール溶液、アルコール（3.61%）、ラズベリー香味料及び適当な割合で添加された数種類のビタミンから成り、栄養素の不足による貧血又は血色素減少性貧血の治療における造血剤として使用する。

検討された物品 “RANFERON-12”

5ミリリットル中、

くえん酸第二鉄アンモニウム	200.00 ミリグラム
葉酸	1.50 ミリグラム
ソルビトール溶液	1.25 ミリグラム
ビタミンB ₁₂	50 マイクログラム
アルコール	3.61%（容積比）
ラズベリー香味料	
適当な割合で添加された数種類のビタミン	

3004.90 1. 経皮投与剤

本品は、狭心症の患者が動悸をおさえるためのもので、主に次のようなものから成る。

- (i) 有効物質（ニトログリセリン）の漏出を防ぐための透明なプラスチックの保護フィルム
 - (ii) 皮膚を通じて循環器系に吸収されるニトログリセリンの保留剤
 - (iii) ニトログリセリンが体内に継続的にかつ制御されつつ放出されるための、有効物質が浸透できる放出制御メンブレン
 - (iv) 使用と同時に有効物質を浸透させ吸収を可能にするための接着層
 - (v) 使用時までそのままの状態を維持するための取外し可能な保護フィルム
- 商品名：“Nitroderm® TTS”（登録商標名）

3004.90 2. 錠剤の形状をした医薬品

本品は、植物エキス（吉草根及びホップ）、マルトデキストリン、着色料及び賦形剤から成る錠剤の形状をした医薬品である。ラベルによると、本品は、興奮（1日に2から4錠）又は睡眠障害（1日に1錠）の治療剤として用いることが推奨されている。本品は、不眠症等の疾病を治療又は予防するのに十分な量の有効成分を含有しており、小売用にしたもの（例えば60錠の容器入り）である。

通則1及び6を適用

3004.90 3. 肥満症治療に用いられる医薬品

本品は、肥満症治療に用いられる、カプセル剤にした医薬品で、オルリスタット（orlistat (INN)）(1カプセルあたり120ミリグラム)、ゼラチン、インジゴカルミン（E132）及び二酸化チタン（E171）を含有する。カプセル（殻）は、不活性成分である微結晶性セルロース、でん粉グリコール酸ナトリウム、ポビドン、ラウリル硫酸ナトリウム及びタルクから成る。

本品は、例えば、Ⅱ型糖尿病、高血圧症及び脂質異常症のリスクがある肥満患者の治療のため、低カロリーダイエット食品と組み合わせて投与されるべきものである。本品は、肥満症に対して治療又は予防の効果を与えるために十分な量の有効成分を含む。

本品は、90カプセルのプラスチック容器入りで小売用にしたものである。

通則1及び6を適用

3004.90 4. ヒアルロン酸ナトリウムの溶液からなる医薬品

本品は、ヒアルロン酸ナトリウムの粘弾性溶液 2ml（ヒアルロン酸ナトリウムを 20 mg 含有）を注射器にあらかじめ充てんし、無菌包装したものである。

1ml の等張液（pH 7.3）に、発酵により得たヒアルロン酸ナトリウム 10 mg（1%）、塩化ナトリウム、りん酸二ナトリウム、りん酸二水素ナトリウム及び関節腔に注入するための水を含有する。

本品は、膝関節及びその他の滑膜関節の変形性・外傷性の変化による痛みの緩和及び可動性の改善に使用される。本品は、高純度ヒアルロン酸の関節内注入により、滑液の粘弾性を改善する。

通則 1 及び 6 を適用

3004.90 5. ヒアルロン酸ナトリウムの溶液からなる医薬品

本品は、ヒアルロン酸ナトリウムの粘弾性溶液 2ml（ヒアルロン酸ナトリウムを 40 mg 含有）を注射器にあらかじめ充てんし、無菌包装したものである。

1ml の等張液（pH 7.3）に、発酵により得たヒアルロン酸ナトリウム 20 mg（2%）、塩化ナトリウム、りん酸二ナトリウム、りん酸二水素ナトリウム、マンニトール及び関節腔に注入するための水を含有する。

本品は、膝関節及びその他の滑膜関節の変形性・外傷性の変化による痛みの緩和及び可動性の改善に使用される。本品は、高純度ヒアルロン酸の関節内注入により、滑液の粘弾性を改善する。

通則 1 及び 6 を適用

3005.90 1. 医療用ガーゼ

本品は、100%綿製の平織物から製造したもので、白色で、手触りは滑らかであり、重量が 1 平方メートルにつき 15g のものである。縦に半分（見かけ幅 45 cm）に折られた生地（90 m×90 cm）は、小売用に約 1,200 g のロール状になっている。本品は、2層の紙（一つは青色、もう一つは白色）で包まれている。ラベルによると、ガーゼは病院で使用されるものであり、滅菌されていない。

通則 1（第 6 部注 2 及び第 11 部注 1（e））及び 6 を適用

3006.70 1. ゲル状調製品

本品は、プロピレングリコール、ヒドロキシエチルセルロース、パラベン及び水から成り、婦人科若しくは整形外科用潤滑剤、心電図検査（ECG）、膀胱鏡による検査又は超音波診断に使用される。

検討された物品

Kゼリー及びECGゲル

プロピレングリコール	25.00%
ヒドロキシエチルセルロース	2.20%
m-パラベン	0.20%
p-パラベン	0.05%
水	72.55%

Blue Scan

プロピレングリコール	7.30%
ヒドロキシエチルセルロース	2.00%
m-パラベン	0.20%
p-パラベン	0.05%
水	90.45%

3102.40 1 . 窒素肥料

本品は粒状で、主成分である硝酸アンモニウムに少量の炭酸マグネシウムカルシウム（安定剤及び結合防止剤の機能を持つ）、硝酸マグネシウム（安定剤）及び水を混合した物品で 50kg の袋入りにしたものである。

検討された物品

硝酸アンモニウム	94.16%
炭酸マグネシウムカルシウム（ドロマイト）	2.36%
硝酸マグネシウム	2.28%
水	1.20%

3203.00 1. ワインその他の飲料の着色剤

本品は、アルコール含有量約 10%、乾燥状態におけるエキス含有量は 1 リットルにつき 74.5 グラムで、oenocyanin（ぶどうの色素）含有量が異常に高く、通常の醸造特性を有する天然赤ワインよりも 40～50 倍も着色性が強いものである。

3203.00 2. Echinenone**3203.00 3. Torularnodin****3203.00 4. 食料品用の着色料**

本品は、天然の色素成分（ポリフェノール及びアントシアニン）を強めるために機械的に処理した濃縮エルダーベリージュースから成るものであり、天然のジュースに見られる他の成分のバランス（例えば、ぶどう糖、果糖、アミノ酸）が崩れている。

通則 1 を適用

3204.19 1. 担体中に分散したカロチノイドから成る調製品

担体は、一以上の食料品（ゼラチン、でん粉、砂糖、やし油等）から成り、その本質的な役割は活性物質を安定化すること及び本品の着色力を弱め、かつ、標準化することにある。本品は、ある種の食料品（バター、マーガリン、スパゲッティ等）の着色用に、また、家きんの飼料に入れて肉の着色及び卵黄の色素形成の増強用に使用される。

検討された物品：

“Dry Apocarotenal 10% Water-soluble”

“Dry Apocarotenoic Ester 10% Water-soluble”

“Dry Canthaxanthin 10% Water-soluble”

“Carophyll”

“Apocarotenal 20% Suspension”

3206.11 1. 表面処理されていないアナターゼ型二酸化チタン

硫酸法により製造され、目的とする物理的性質（安定な結晶構造、目的とする結晶構造の変化、粒子の特定の大きさ及び形状）を有する白色粉末状の最終製品を得るため、か焼の前に少量のりん、カリウム及びアンチモンの化合物を添加したもので、特に顔料としての用途に適する。

通則1（第28類注1（a））及び6を適用

3207.10 1. インクジェット装置用セラミックインク

本品は、アルミン酸コバルト、亜クロム酸亜鉛鉄（zinc iron chromite）、ニッケルチタンアンチモン等の無機顔料（重量比 25～50%）を有機溶剤（重量比 40～70%）に懸濁させたものである。

本品は、インクジェット装置を用いたデジタルアプリケーションとして窯業で使用されるもので、セラミックの焼成過程で有色の又は不透明な表面を生成するものである。

通則1及び6を適用

3207.30 1. 金属銀の微細な分散調製品

本品は、還元によって得た金属銀をコロジオン又はテルピネオールの中へ微細に分散させたもので、窯業又は電気機器工業（例えば、印刷回路）において、雲母又はガラスの面に噴霧法又はシルクスクリーン法によって、温度約 580℃に加熱して使用する。

3208.10 1. 変性アルキド樹脂溶液

本品は、ホワイトスピリット（重量比 93.95%）及びアルキド樹脂（重量比 6.05%）を含む。この溶液は、200 リットルの金属製のドラム又はバルクで提示される。

本品は、ワニス及び塗装（例えば、木材に染み込ませ、装飾するための配合物中の結合剤として、又は塗料及びワニスの配合を調節するため）に使用される。

通則1（第32類注4）及び6を適用

3208.10 2. 変性アルキド樹脂溶液

本品は、ホワイトスピリット（重量比 98.88%）及びアルキド樹脂（重量比 1.12%）を含む。この溶液は、200 リットルの金属製のドラム又はバルクで提示される。

本品は、ワニス及び塗装（例えば、木材に染み込ませ、装飾するための配合物中の結合剤として、又は塗料及びワニスの配合を調節するため）に使用される。

通則 1（第 32 類注 4）及び 6 を適用

3208.90 1. 一液型湿式ポリウレタン樹脂 (One-component wet process polyurethane resin)

本品は、ポリオール（重量比 15%）、イソシアネート（重量比 7%）、グリコール（重量比 8%）及びジメチルホルムアミド（重量比 70%）からなり、人工皮革の製造に使用される。

通則 1（第 32 類注 4 及び第 39 類注 2（e））及び通則 6 を適用

3214.10 1. 缶密封用の調製品

本品は、ステレンーブタジエンゴム、着色剤、可塑剤、充てん剤、結合剤及び酸化防止剤を水に分散させたものである。

検討された物品

スチレンーブタジエンゴム	12～18 %
二酸化チタン及びカーボンブラック（着色剤）	5～15 %
白色鉛油及びロジン樹脂（可塑剤）	1～ 1.5%
天然けい酸塩及び炭酸塩（充てん剤）	25～45 %
低置換アンモニウムカゼイン塩（結合剤）	2 %
パラクレゾール（酸化防止剤）	0.1%

3214.10 2. ポリウレタンフォーム（シーリングフォーム）

本品は、プラスチックをもととし、他の添加物と難燃剤及び噴射ガスからなる暗褐色の液状で、小売用のエアロゾル缶（750/1000ml）入りである。エアロゾル缶は、バルブに圧を加えている間に大気条件下で白色になる自己膨張式の泡が噴射され、空になる。噴射された泡は10分後に固化する。窓やドアフレームの取付け、穴の充てん、屋根や断熱材の隙間のシール、防音スクリーンの製作、パイプまわりの穴埋め、壁用パネルや屋根用タイルの据付や断熱などに用いられる。

通則1及び6を適用

3214.90 1. “セメントペイント”

本品は、白色ポルトランドセメント（70%～90%（重量割合））、着色料、硬化促進剤、撥水剤及び時には鉱物粉（例えば、消石灰及び washed chalk）の混合物である。水と混合した後煉瓦、コンクリート等用の戸外又は屋内のペイントとして使用する。

例1

白色ポルトランドセメント	95 %
着色料	
撥水剤	5.0%

例2

白色ポルトランドセメント	70 %
消石灰	7.5%
washed chalk	2.5%
着色料	5.0%
塩化カルシウム（硬化促進剤）及び ステアリン酸の無機塩（撥水剤）	5.0%

3215.11 又は 3215.19 1. 合成ろうに着色料及び場合によっては炭酸カルシウム（充てん料）を加えた調製品

本品は、溶融後普通の型式のローラー印刷機械により転写紙の印刷に使用される。このようにして作られたネガの文字、記号又は図案はその後、熱プレスにより繊維製品に付着される。

3302.10 1. 調製品

本品は、香気性物質（約2%）、かんきつ類のコンセントレート（約46%）、くえん酸（酸味料、約19%）、アスコルビン酸（酸化防止剤、約1%）、その他食品添加物（ローカストビーンガム（安定剤）、安息香酸ナトリウム（防腐剤）及びベータカロチン（色素）、1%未満）及び水からなり、非アルコール飲料の製造に用いられる調製品である。この調製品は最終製品（オレンジ風味のソフトドリンク）に必要な全ての香気性物質を含有する。

通則1（33類注2及び33.02項の「香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）」）及び6を適用

3302.90 1. 香気性物質をもととした調製品（アルコール溶液）

本品は、エチルアルコール（重量比99.47%）（アルコール分96.1%）、香気性物質（重量比0.5%）、フタル酸ジエチル（変性剤及び香気性物質の保留剤）（重量比0.02%）及びブリリアントグリーン（Green S, E-142）（染料、防腐剤及び消毒剤）（重量比0.003%）から成る。

香気性物質は、主として精油から単離したリモネン（重量比約80%）、シトラール、リナロール及びゲラニオールから成る。本品は、香水やオーデコロン等を製造するための原料として使用される。

通則1（第33類注2）及び6を適用

3304.10 1. 口紅調製品

本品は、桃色、油脂質で数種の成分から成り、香料を加えるか又は加えずに、口紅状に成型するために使用するものである。

検討された物品：

ひまし油	50 %
みつろう	10 %
キャンデリラろう	12.5%
顔料	15 %
保存剤及び酸化防止剤	12.5%

3304.99 1. 天然鉱水

本品は、天然鉱水を天然及び中性ガスでスプレー式の缶に圧縮封入したもので、皮膚の手入れ（噴霧、水マッサージ等）に使用する。

3304.99 2. 純粋なペトロラタムを小売用の容器（小さいびん又は缶）に詰めたもの

本品は、ラベルに、皮膚及び唇の荒れの緩和、軽い火傷や傷の緩和、おむつかぶれの防止及びアイメイクアップの除去に使用すると表示されている。

検討された物品：“Vaseline”

純粋なペトロラタムを「スキンサバイバルキット」としてプラスチックのびんに詰めてある。

3305.10 1. 薬用シャンプー

本品は、粘性の液体又はペースト状で、洗剤懸濁液中に二硫化セレンを全重量の 2.5%含有しており（芳香を付けてあるかないかを問わない。）、脂漏症及びふけの治療に使用される。

検討された物品：

“Selsun”、“Exsel”、“Selukos”

3305.10 2. シャンプー

本品は、デパレスリン（depallethrin）1.10%（有効成分）、ピペロニルブトキシド（piperonylbutoxide）4.40%（有効成分の相乗剤）、陰イオン、非イオン及び両性界面活性剤、安息香酸ナトリウム（防腐剤）、くえん酸並びに水分から成る。本品は、小売用 125ml のプラスチック瓶入りで、更に、そのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、商品説明が記載されており、「頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫（頭しらみ）を処理するシャンプー」であることと他のシャンプーと同様に使用する旨が記載されている。

通則 1、30 類注 1（e）及び 33 類注 3 を適用

商品名：“Para”

3305.10 3. シャンプー

本品は、ケトコナゾール（ketoconazole）2%（幅広い効果がある合成殺菌剤）、ラウリル硫酸ナトリウム、スルホこはく酸二ナトリウムモノラウリルエーテル（disodium monolaurylether sulphosuccinate）、ココナツの脂肪酸ジエタノールアミド（coconut fatty acid diethanolamide）、ラウドイモニウム加水分解動物コラーゲン（laurdimonium hydrolysed animal collagen）、マクロゴール 120 メチルグルコースジオレアート（macrogol 120 methylglucose dioleate）、香料、イミド尿素（imidurea）、塩酸、エリスロシン（erythrosin）及び純水からなる。

本品は、（1）6 分包（1 包当たりシャンプー 6ml）入りの箱、（2）12 分包（1 包当たりシャンプー 6ml）入りの箱又は（3）プラスチック容器（100ml 又は 60ml のシャンプー）となっている。

本品には、ピティロスポリウム酵母（the yeast Pityrosporum）を伴う感染症である（局所的な）秕糠疹（pityriasis versicolor）、脂漏性皮膚炎及び頭部の秕糠疹（pityriasis capitis）（ふけ）の予防及び治療用である旨の表示がなされている。使用する頻度及び期間は、治療する感染菌による。他のシャンプーと同様に頭皮に使用する。

通則 1、30 類注 1（e）及び 33 類注 3 を適用

3306.10 1. ペースト状の調製品

本品は、ペースト状で、2.2%の遊離ふっ素イオン（ふっ化ナトリウムに由来する。）、0.1モルのりん酸塩、再結晶したカオリン、香味料及び賦形剤より成り虫歯予防処置、歯のクリーニング及びみがき剤として歯科医のみにより使用される。

3306.10 2. ペースト状の調製品

本品は、ペースト状で、植物性エッセンス 1.15g、シリカ (SiO₂) 55g、チモール 0.25g 及び賦形剤で合計 100g とし、通常歯科医が歯石の除去及び充てん材の磨き仕上げに使用する。

3306.90 1. Antiseptic solution (口腔衛生用品)

本品は、歯及び口腔の衛生、口臭及び歯垢の形成の防止を意図したもので、特に、ほう酸、チモール (thymol)、ユーカリプトール (eucalyptol) 及び安息香酸を含有する。しかしながら、本品における治療又は予防のための特性は単に補助的なものである。

3306.90 2. 歯垢除去用の調製品

本品は、歯垢を除去し、歯に光沢を与える液状の物品であり、歯ブラシ及び歯磨きで歯を磨く前に、本品を使用して歯をすすぎ洗いする。

検討された物品：

“Plax”

エチルアルコール	5.55%
安息香酸ナトリウム	2 %
ポリソルベート 20	0.2 %
ラウリル硫酸ナトリウム	0.25%
グリセリン	
くえん酸	
キサントガム	
サッカリンナトリウム	
香料	
着色料	
水	

3307.90 1. 殺菌した塩化ナトリウム溶液

本品は、殺菌した塩化ナトリウム 0.9%溶液で、保存料は含まれていない。乳幼児、小児、大人の点鼻、点眼用や洗眼への使用が推奨されている。本品は、5ミリリットル入りのバイアル12本を箱詰めしたものである。

通則1及び6を適用

3307.90 2. Physiological, sterilized and micro-diffused solution of sea water

本品は、天然のミネラル塩と海洋微量元素に富んだ、海水 31.82%からなる等浸透圧の溶液で、保存料は含まれていない。不活性高圧ガス（窒素）が充填された 100 ミリリットルのスプレー缶（上部にノズル付）入りで紙箱で包装されている。乳幼児、小児、大人用の日常の鼻腔洗浄、乾燥した鼻腔を湿らせるため、または耳鼻咽喉に係る病気の治療を補完するものとして使用することが推奨されている。

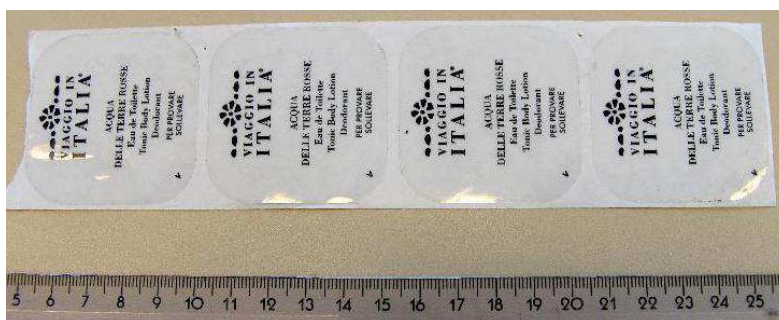
通則1及び6を適用

3307.90 3. エッセンシャルオイルを含有する香料の見本

本品は、接着された2層の透明なポリエステルフィルムから成る。下層の片面は接着性があり、支持紙で裏張りされている。本品の2層のフィルムの間には、香料入りのエッセンシャルオイルが封入されており、香りを複数回試すことができるように、25回まではがして貼り直せるようになっている。香料入りのエッセンシャルオイルは、香水ではなく、広告している香水の香りを単に模したものである。

本品は、その表面に宣伝資料及び用法の表示（例えば、オードトワレ、トニックボディローション、デオドラント）が印刷されることがある。広告の不可欠な部分を構成するために、雑誌のページ又はカードの上に組み込まれる。

通則1（第6部注2及び第33類注4）及び6を適用



3401.30 1 . せっけんを含有しない有機界面活性剤の調製品

本品は、しばしば「液体石鹸」と呼ばれ、液状又はクリーム状のもので、肌の洗浄用として小売用になっているもの。

検討された物品

“ CHRONOS ”

ラウリルエーテル硫酸ナトリウム	18.4 %
ラウリルエーテルスルホコハク酸ナトリウム	4.6 %
ココアミドプロピルベタイン	5 %
アンモニウム及び塩化ジメチルジアリルアクリルアミド	3.5 %
エトキシポリエチレングリコールステアレート	2 %
水素添加し、エトキシ化したひまし油	0.5 %
グリセリン	3 %
シリコーン	3 %
プロピレングリコール	3 %
イミダゾリジニル尿素	0.2 %
メチルパラベン	0.1 %
プロピルパラベン	0.05%
海草エキス	3 %
マリーゴールドエキス	2 %
セージエキス	2 %
香料	0.33%
脱イオン水	qsp100

“ LUX SKINCARE ”

ラウリルエーテル硫酸ナトリウム	16 %
ココアミドプロピルベタイン	2 %
エチレングリコールモノステアレート	3 %
シリコン	2.5 %
グァーガム	0.1 %
ブチルヒドロキソトルエン (BHT)	0.05 %
ホルムアルデヒド	0.037%
くえん酸	0.05 %
香料	1 %
カルボキシビニル重合体	0.2 %
塩化ナトリウム	1 %
水	qsp100

3402.11 1 . ドデシルベンゼンスルホン酸

本品は、界面活性特性を有するため、中和後又は直接に電気めっき、酸洗い、さび落とし、グリース落とし、浮遊選鉱、乳化重合等に使用される。

3402.13 1 . ポリオール

本品は、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。

検討された物品：

“pluronic” polyols

3402.13 2 . ポリオール

本品は、エチレンジアミンにプロピレン及びエチレンオキサイドを連続付加して得られるもので、非イオン界面活性剤の特性を有し、界面活性剤として、また、ポリウレタンフォームの製造用原料として使用される。

検討された物品：

“Tetronic” polyols

3402.20 1 . 次亜塩素酸ナトリウムから成る液体状の調製品

本品は、次亜塩素酸ナトリウム、塩化ナトリウム、水酸化ナトリウム、アミノオキシド、ラウリン酸ナトリウム、香料、二酸化けい素、染料及び水から成り、小売容器に包装され、洗面所、流し等の洗剤及び消毒剤として使用される。

検討された物品

Domestos

次亜塩素酸ナトリウム	4.8270 %
塩化ナトリウム	3.7900 %
水酸化ナトリウム	0.9000 %
アミノオキシド	0.70000%
ラウリン酸ナトリウム	0.3740 %
香料 (LB0146)	0.0600 %
二酸化けい素	0.0300 %
Solar Yellow BG300	0.0005 %
水	89.3185 %

3402.90 1 . 調製界面活性剤

本品は、アルキルトリメチル塩化アンモニウムをイソプロピルアルコールに溶解したものである。特に、フォームラバー製造の際に gel sensitiser として使用される。

検討された物品： " Arquad " 12.50% (登録商標名)

ドデシルトリメチル塩化アンモニウム	45 %
テトラデシルトリメチル塩化アンモニウム	4.5%
オクタデセニルトリメチル塩化アンモニウム	0.5%
イソプロピルアルコール	34 %
塩化ナトリウム	1 %
水	15 %

3404.90 1 . 水素添加し組織調整したホホバ (Simmondsia chinensis) 種油

本品は、固形のろう状ビーズ（直径が約 0.15 から 1mmのもの）で、スキンケア用品及び化粧品スクラブ用粒子に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

3504.00 1 . 濃縮ミルクたんぱく質調製品

本品は、ミルクたんぱく質（乾燥状態で、全重量の 92%（カゼイン 77%、ホエイたんぱく質 15%））からなるもので、脂肪（1.5%未満）、灰分（4.5%未満）及び水（6%未満）を含む。様々な食料調製品のたんぱく質強化に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

3504.00 2 . 濃縮ミルクたんぱく質

本品は、ミルクたんぱく質から膜分離によって直接得られるもので、ミルクたんぱく質（乾燥状態で、全重量の 86%（カゼイン 80%、ホエイたんぱく質 20%））、灰分（7.4%）、水分（5.1%）、ラクトース残基（1%）及び脂肪（0.5%）からなるものである。本品は乳製品の製造に使用される。

通則 1 を適用

3505.10 1 . 両性コーンスターチ

本品は、アミン官能基を有し、特定量のりん酸塩が加えられたカチオンコーンスターチをもととしている。本品は、重量比で、りん 0.3872% 及びけい素 0.000392% を含んでいる。加えられたりん酸塩の一部は、でん粉と反応して結合し、陰イオン置換基をカチオン変性でん粉に供給する。加えられたりん酸塩の一部は、結合せず生成物内に残る。陰イオン基群及び結合していないりん酸塩は共に、製紙工程で使用されるための特別な機能を最終製品に与える。本品は、製紙機械での湿潤最終工程で、多量のみょうばんが加えられる酸性製紙工程中において使用される種類のものである。

通則 1 及び 6 を適用

3505.10 2 . カチオンコーンスターチ

本品は、消泡剤が加えられている（重量比で 0.185%）。本品は、製紙工業において使用するため、表面サイジング剤としてサイズプレス工程又はカレンダー工程に適合するように作られている。

通則 1 及び 6 を適用

3506.10 1 . ネジロック剤

本品は、淡青色液体であり、噴射口を有する 50ml プラスチックボトル入りである。後日分解する可能性のある部品の組み立てやシールに用いられる。

本品は、ジメタクリル酸ポリグリコール、ジオクタン酸ポリグリコール、サッカリン、クメンヒドロペルオキシド、酢酸ポリビニル及びシリカからなる化合物である。

通則 1 及び 6 を適用

3701.30 1. 感光性プレートで露光してないもの

本品（大きさ：550mmx650mmx0.3mm、605mmx730mmx0.3mm 及び 743mmx925mmx0.3mm）は、紫外線（UV）感受性化学物質（有機樹脂（フェノール性）及びジアゾ化合物の混合物）で被覆され、電気化学的にグレイン（砂目立て）処理されたアルミニウムのシートからなるものである。

ネガフィルム又はポジフィルムを通して紫外線で露光、現像及び処理された後、オフセット印刷に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

3701.30 又は 3701.99 1. 感光性の銅はくのシートから成るプレートで露光してないもの

本品は、絶縁性の裏材に銅のはくを張り付けたもので、印刷及び化学エッチングにより電気回路の製作に使用される。

3705.00 1. カラー写真の透明陽画

本品は、板紙、金属、プラスチック材料等で作った円盤（中央に穴が明けられ、また、きざみ目を有するもの）の上に一連のカラー写真の透明陽画を配列したものである。本品は、適合する手動式ステレオスコープに挿入するためのものであり、円盤を回すことにより画面の変化が見られる。

通則 1 を適用

3801.20 1. コロイド状及び半コロイド状の黒鉛

本品は、鉱油に分散したもので、70%以上の鉱油、黒鉛粒子（2～30%の割合）及び時には安定剤を含有する。主として黒鉛油の調製又は黒鉛面の形成に使用され、黒鉛が基本的な成分になっている。

3802.90 1. 酸を添加した粘度製品

本品は、硫酸を天然のパリゴルスカイト (palygorskite) (アタパルジャイト (attapulgitite)) - スメクタイト (smectite) 粘土に徐々に添加して得られる。硫酸添加後、粘土を漂白することにより得られる物品は、乾燥され要求される粒経に粉碎されるが、水洗されていない。

通則1及び6を適用

3808.61 1. 抗寄生虫ローション

本品は、ペルメトリン (permethrin) 1.0% (有効成分)、マラチオン (malathion) 0.5% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl butoxide) 4.0% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れた正味の重量が 116g のもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫 (頭しらみ) の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。

通則1及び6 (第38類号注2) を適用

3808.91 1. Intermediate preparation

本品は、単独の活性物質として Carbofuran (2,3-dihydro-2,2-dimethyl-7-benzofuranyl methyl carbamate) を重量比で約 75% 含有する中間調製品で殺虫作用を有する。

本品は、線虫駆除剤として副次的に使用される殺虫剤の製造に使用する。

登録商標名 : Furadan 75 DB

3808.91 2. 抗寄生虫ローション

本品は、デパレスリン (depallethrin) 1.8% (有効成分)、ピペロニルブトキシド (piperonyl

butoxide) 7.2% (有効成分の相乗剤)、イソドデカン (isododecane) 及び推進剤ガス HFA134a を含有する。本品は、小売用の 125ml のプラスチック瓶に入れたもので、更にそのプラスチック瓶は板紙の箱に入っている。瓶と箱の両方に、本品は頭皮のしらみ並びにしらみの卵及び幼虫 (頭しらみ) の処理に推奨されるものであり、風通しの良い場所で、髪が乾いた状態で頭皮のみに 1 回使用する旨が記載されている。本品を使用した後は、髪に優しいシャンプーで頭を洗いしらみの卵及び幼虫の死骸を除去する。

通則 1 及び 6 を適用

3808.91 3. 犬用の首輪

本品は、ノミ及びダニから犬を保護するために、殺虫剤及びダニ駆除剤を含浸させた、プラスチック製の犬用の首輪である。寸法はおおよそ、長さ 48 センチメートル、幅 1.4 センチメートル、厚さ 0.2 センチメートルである。本品の一方の端はとがっており、もう一方の端には犬の首の回りに取り付けるための成形したスライド式の留金が付いている。本品は、プラスチック製の袋に包装されており、板紙製の小売用の箱に入れられている。

通則 1 及び 6 を適用



3808.92 1. 調製品

本品は、小売用の 300ml のエアゾール容器入りで、殺菌剤（重量比 1.2%）、香料、灯油、エチルアルコール及びイソブタン（噴射剤）を含み、更にフタル酸ジエチルを含んでいるものもある。病院、手術現場、事務所、学校、病室等を菌類の繁殖から守るために使用される。

検討された物品

“Katia Sandal”

ウンデシレンアミド DEA (10-ウンデセノイック ポリ (ビス(2-ヒドロキシエチル)アミド))	1.00%
2, 4, 4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシ ジフェニルエーテル(トリクロサン)	0.20%
香料	0.75%
フタル酸ジエチル	0.25%
灯油	8.00%
エチルアルコール	14.85%
イソブタン	74.95%

“Katia Roses”

ウンデシレンアミド DEA (10-ウンデセノイック ポリ (ビス(2-ヒドロキシエチル)アミド))	1.00%
2, 4, 4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシ ジフェニルエーテル(トリクロサン)	0.20%
香料	0.80%
フタル酸ジエチル	0.20%
灯油	8.00%
エチルアルコール	14.85%
イソブタン	74.95%

“Katia Jasmin”

ウンデシレンアミド DEA (10-ウンデセノイック ポリ (ビス(2-ヒドロキシエチル)アミド))	1.00%
2, 4, 4'-トリクロロ-2'-ヒドロキシ ジフェニルエーテル(トリクロサン)	0.20%
香料	1.00%
灯油	8.00%
エチルアルコール	14.85%
イソブタン	74.95%

3808.94 1. ぎ酸とプロピオン酸との混合物から成る調製品

本品は、ぎ酸アンモニウムを添加するか否かを問わず、水で薄めて、細菌（例えばサルモネラ菌）、酵母又はかびといった不快な微生物を抑制する目的で動物の飼料の製造に使用される。

通則 1 を適用

検討された物品

BIO-Add

ぎ酸	68%
プロピオン酸	20%
水分	12%

BIO-Add 4T

ぎ酸	34%
ぎ酸アンモニウム	24%
プロピオン酸	15%
水分	27%

3809.91 1. Dimethylol urea の水溶液

本品の分解により結果的に生成したホルムアルデヒドを含有するかしないかを問わない。本品は織物の仕上剤として使用する。

香料を加えたもの

2924.10/1 参照

3809.91 2. Trimethylol melamine の水溶液

本品の分解により結果的に生成したホルムアルデヒドを含有するかしないかを問わない。本品は、織物の仕上剤として使用する。

香料を加えたもの

2933.69/1 参照

3809.91 3. 低分子量の付加化合物の混合物

種々のメチロール化度のものが製品化されており、遊離ホルムアルデヒドを含有するものもあり、エーテル化してあるかないかを問わない（例：モノメチロール尿素及びジメチロール尿素並びにトリメチロールメラミン及びペンタメチロールメラミン並びにジメチロールエチレン尿素及びエーテル化ポリメチロールメラミン）。織物仕上剤として使用される。

3809.91 4. 二種のジアゾニウム塩の混合物

本品は、硫酸ナトリウム及び塩化ナトリウムを添加して標準の濃度にうすめたもので、特定の紡織用繊維の上でカップリング成分と結合して単品のジアゾニウム塩では得られない色調の不溶性染料を生成するものである。

3809.91 5. 調製品

本品は、小売用のプラスチック容器（75ml から5L）入りにした調製品で、不透明で粘着性のある香料入りの液体である。第四級の界面活性剤（アンモニウムトリエタノールジアルキルエステルメトスルホン酸塩（ammonium triethanol dialkyl ester methosulfate）、アクリルアミド重合体（acrylamide polymer）及びアクリル酸アンモニウム（ammonium acrylate））（4%）、香料、鉱物油、ポリマー、トリアルキルアミンホスホン酸（助剤）、乳酸（強化剤）、着色剤及び水（95%）から成る。本品は、静電気による衣類のまとわりつきを防止し、衣類をやわらかくするために使用されるものであり、洗濯の最後のすすぎ時に加えられる。

通則1及び6を適用



3814.00 1. フィッシャーートロブシュ合成の副産物として得られた溶媒

本品は、エチルアルコール 63-65 容量%、イソプロピルアルコール 35-37 容量%及び最大で C 3 / C 4 アルコール 1 容量%からなる物品である。

通則 1 を適用

3820.00 1. 濃縮不凍液

本品は、主としてエチルアルコールと水、少量の陰イオン界面活性剤、メチルエチルケトン、着色料及び場合によってはモノエチレングリコールを混合したものである。本品は水で希釈したのちフロントガラスの洗浄又は凍結防止に使用するものである。

通則 3 (c) を適用

検討された物品

“Rozmrazovac - 80°C”

例 1

エチルアルコール	83.6 %
“Laurylan N-28” (陰イオン界面活性剤)	0.5 %
メチルエチルケトン	0.18 %
着色料 (PR3)	0.001%
水	
	計 100%

例 2

エチルアルコール	83.6 %
“Laurylan N-28” (陰イオン界面活性剤)	0.5 %
メチルエチルケトン	0.18 %
着色料 (PR3)	0.001%
モノエチレングリコール	1.1 %
水	
	計 100%

3823.19 1. 炭素原子数が 9~11 のトリアルキル酢酸の混合物

登録商標名：“Versatic” 911 Acid

3823.19 2. 12-ヒドロキシステアリン酸

本品は、純度 90%未満の 12-ヒドロキシステアリン酸からなる。

2918.19/1 参照

3824.99 1. Elprocamex

本品は、二りん酸ナトリウム、三りん酸ナトリウム、光学的漂白剤及び少量の陰イオン系界面活性剤、その他副成分が数種含まれている調製品である。本品は、例えば、洗剤を加えて調製洗剤を製造するのに使用される。

登録商標名：Elprocamex

二りん酸ナトリウム及び三りん酸ナトリウム	約 46%
光学的漂白剤	27%
陰イオン系界面活性剤	3%
その他副次的物質	バランス

3824.99 2. Combined emulsifier and stabiliser

本品は、粉末状で、主にグリセリンのモノ-、ジ-及びトリ-脂肪酸エステル混合物（そのうちトリグリセリドは製造過程の残留物）、カルボキシメチルセルロースナトリウム、グアーガム、カラギーナン、アルギン酸ナトリウム、ローカストビーンガムから成る。

アイスクリームやソフトアイスの舌触りや粘度を向上させるために少量（1%未満）添加される。

検討された物品：“Cremodan SIM”

グリセリンのモノ-、ジ-及び トリ-脂肪酸エステルの混合物	71 %
（モノグリセリド 33.9%）	
（ジグリセリド 31 %）	
（トリグリセリド 6.1%）	
遊離脂肪酸	0.7%
グリセリン	0.3%
カルボキシメチルセルロースナトリウム	14 %
グアーガム	9 %
カラギーナン	2 %
アルギン酸ナトリウム	2 %
ローカストビーンガム	1 %

3824.99 3. 抗生物質の濃縮物

本品は、白色微粉末状の物品で、ニシン（抗生物質の一種）（約 2.3%）、塩化ナトリウム（74%）及びミルクたんぱく質（ニシンの製造工程における残留物）（17%）を含み、食品工業においてバクテリアの増殖を防ぐために使用する。

検討された物品：

“Nisaplin”

3824.99 4. 口紅用基剤（着色料及び香料を含んでいないもの）

本品は、下記の成分を均一に混合したものから成る物品で、着色料及び香料を添加した後、成形して口紅とする。

検討された物品：

ひまし油	63.85%
みつろう	12.5 %
ミリスチン酸イソプロピル	8 %
カルナウバろう	7.5 %
ラノリン	5 %
パラフィン	3 %
プロピルパラベン	0.1 %
酸化防止剤	0.05%

3824.99 5. 合成アルミノけい酸ナトリウム

本品は、結晶構造で、元素の割合が一定のものとはそうでないものがあり、結合剤を含む。

3824.99 6. 合成けい酸カルシウム

本品は、非結晶構造で、カルシウム及びけい素の元素の比率が一定でなく、その構成は、特定の元素割合では定義できない。

3824.99 7. 経皮投与剤

本品は、禁煙しようとする喫煙者がニコチンを摂取するための方法の一つとして用いられるもので主に次のようなものから成る。

- (i) 有効成分（ニコチン）の漏出を防ぐための透明なプラスチックの保護フィルム
- (ii) 皮膚を通じて循環器系に吸収されるニコチンの保留剤
- (iii) ニコチンが体内に継続的にかつ制御されつつ放出されるための、有効成分が浸透できる放出制御メンブレン
- (iv) 使用と同時に有効成分を浸透させ吸収を可能にするための接着層
- (v) 使用時までそのままの状態を維持するための取外し可能な保護フィルム

検討された物品

“Nicotinell® TTS20”（登録商品名）

ニコチン 35 mg

“Nicotinell® TTS10”（登録商品名）

ニコチン 17.5mg

“Nicotinell® TTS30”（登録商品名）

ニコチン 52.5mg

3824.99 8. 天然カルシウムベントナイトに少量の（重量比1%から4%）炭酸ナトリウム（ソーダ灰）を混合したもの

本品は、使用時に水を加えるとイオン交換によりカルシウムベントナイトからナトリウムベントナイトに変化する。ナトリウムベントナイトは水中で著しく膨張し、例えば油井掘削泥水、油井ケーシング用のセメントスラリーなどとして適している。

検討された物品

“Hydrocol 2D6”

カルシウムベントナイト 96%

炭酸ナトリウム（ソーダ灰） 4%

“Hydrocol 0”

カルシウムベントナイト 99%

炭酸ナトリウム（ソーダ灰） 1%

3824.99 9. 手や足を温める使い捨てのカイロ

本品は、主に鉄粉、酸化触媒、酸化促進剤及び水分の吸収剤が入った多孔性のプラスチックでコートされた不織布の袋からなっており、気密包装されている。外側の包装をとり、大気に接触させると、鉄粉が徐々に酸化する反応を起こし、熱を生じる。この反応（発熱反応）は、5～7時間以上持続する。寒い気候の下で手や足を温めるために用いられる。

通則1を適用

3824.99 10. 異なる2種類のベントナイト粘土の混合物

本品は、特許を受けた工程によって得られる。この工程には、マグネシウム及びアルミニウムをベースとした粘土の一定の割合での混合、スラリーを作るための水の添加、不純物を除去するためのボールミール中での粉碎、不純物を更に除去するための遠心分離、更に望ましい特性（この特性は天然の状態では存在しない。）を有する最終産品を得るためのドラム乾燥が含まれる。

通則1及び25類注1を適用

商品名：“Veegum”

3824.99 11. 顆粒状漂白活性剤

本品は、活性剤としてのテトラアセチルエチレンジアミン（重量比90%超）、結合剤としてのカルボキメチルセルロースのナトリウム塩（8%未満）、外観をよくするための不活性顔料（0.5%未満）及び水（2%未満）からなり、洗剤に用いられる。

通則1及び6を適用

商品名：MYKON ATC Blue

成分：テトラアセチルエチレンジアミン	>	90 %
カルボキメチルセルロースのナトリウム塩	<	8 %
顔料	<	0.5%
水	<	2 %

3824.99 12. 2種類の無機化合物の混合物

本品は、特定の用途に適合するよう要求される物理的性質（表面積、粒子の大きさ、密度及び融点）を持つ粉状の最終物品を得るため、既定の割合で酸化イットリウムと微量の無機化合物の酸化物（希土類金属又はスカンジウム以外のもの）とを混合し、ブロック状又はペレット状にし、焼結し、粉碎し、混合物をふるい分けする工程（特許取得済）により得られるものである。

通則1（28類注1（a））及び6を適用

3824.99 13. 植物用の液状微量要素調製品

本品は、マンガン（14%）、亜鉛（13%）、銅（0.75%）、水並びに微量の窒素及びカリウムを含む。播種前の種の表面に用いられ、亜鉛、銅及びマンガンの不足した土壌での種子の発芽と種の生長を助ける。

通則1及び6を適用

3824.99 14. 乳化剤

本品は、粉末状で、植物性のモノ及びジグリセリドのジアセチル酒石酸エステル及びりん酸三カルシウム（10%）から成り、粉末状のパン調製品及び製粉の混合物におけるボリューム改良剤として用いられる。

通則1及び6を適用

3824.99 15. 乳化剤

本品は、粉末状で、モノグリセリドのジアセチル酒石酸エステル及び炭酸カルシウム（20%）から成り、粉末状のパン調製品及び製粉の混合物におけるボリューム改良剤として用いられる。

通則1及び6を適用

3824.99 16. 修正テープ

本品は、プラスチック製のきょう体に、修正リボンが巻かれたリール及び使用済みリボンを巻き取るリールが格納された修正用具である。修正リボンは、表面に白色顔料塗膜が塗布されている。塗膜は、きょう体から突き出ている転写ヘッドを修正箇所の表面に強く押しつけ、当該箇所がカバーされるようにスライドさせることで転写させ、その後まっすぐ引き上げて使用する。

通則1（第38類注3（d））及び6を適用

**3824.99 17. 植物用の液体栄養調製品**

本品は、20リットル容器入りで、L- α アミノ酸（プロリン、グリシン、アラニン及びアルギニン）（5%）、水溶性亜鉛（4.5%）及び水を含む水溶性の暗褐色の液体である。有機分子を基とし、農業において使用されるもので、土壌又は植物の葉に直接用いることにより、天候不順の間（例えば干ばつ、低温、風の作用）又は植物の危機的な時期（例えば移植、果実形成の始め）に消耗したある種の作物に必須アミノ酸及び亜鉛の一部を補充する。

通則1及び6を適用

3824.99 18. 電子たばこ用カートリッジ

本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、たばこの揮発性油、バニラ、メントール、リナロール、2,5-ジメチルピラジン及び2-アセチルピラジンから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。

通則1、3（b）及び6を適用



3824.99/19 及び 8543.70/5 参照

3824.99 19. 電子たばこ用カートリッジ

本品は、プラスチック製の吸い口並びにプロピレングリコール、グリセロール、ニコチン及びエチルアルコールから成る溶液を染み込ませた吸収物質が入ったプラスチック製の管から成る物品である。当該カートリッジは、カートリッジ内の溶液を加熱し気化させて使用者が吸入する蒸気の霧（vapour mist）を作る電子たばこに用いられる。

通則1、3（b）及び6を適用

3824.99/18 及び 8543.70/5 参照

3824.99 20. “Shisha-Steam-Stones”

本品は、加圧注入法（Pressure Injection Method）により、天然の鉱石（“Shisha-Steam-Stones”）の穴にグリセリン及び香味物質の溶液を染み込ませた化学工業生産品である。本品はニコチンを含まない。

本品は、水パイプに入れて用いられ、石を熱し溶液を煮沸することで発生した蒸気を、水パイプから吸入する。

通則1 及び 6 を適用

3824.99 21. 混合物

本品は、液状（シロップ状）で、マルチトール（重量比 50～55%）、ソルビトール（D-グルシトール）（重量比 8%未満）、水及び微量の還元糖（重量比 0.2%未満）を含む。本品は、ばれいしょでん粉又はとうもろこしでん粉から得られたマルトースシロップ又は高濃度マルトースシロップを部分的に接触水素添加（反応を意図的に中断）して得られる。

本品は、砂糖代用物として、例えば、食餌療法用の調製品、医薬品、化粧品又はチューインガムの製造に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

3901.40 1. 白色の細粒

本品は、直鎖状低密度ポリエチレン（80%）及び天然のシリカ（20%）から成るもので、比重は 0.92 である。本品は、2つの原料の混合及び熔融の後、押出処理によって得られる。押し出されたものは冷却され細粒状に切断される。本品は、25 kg の袋詰めにして提示される。

本品は、スーパーマーケット用袋の製造に主に使用される 2層のポリエチレンフィルムの表面の接触を少なくさせるプラスチック製品の製造のための添加物として使用される。

通則 1 及び 6 を適用

3905.91 1. エチレンービニルアルコール共重合体（約 40%）及びゼラチン状のでん粉の充填剤（約 45%）を主とする淡黄色の細粒

エチレンービニルアルコール共重合体は、ビニルアルコールモノマーユニット（74%）とエチレンモノマーユニット（26%）から成っており、生分解性のある膜、シート及び形成物を作るために使われる。

検討された物品

マタビーAT05H

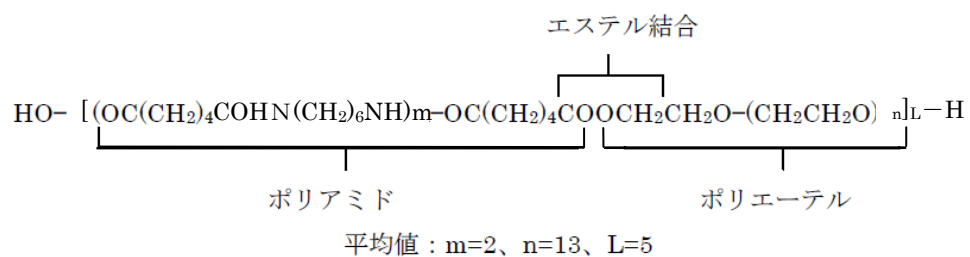
エチレンービニルアルコール共重合体	40%
（エチレンモノマーユニット	10%）
（ビニルアルコールモノマーユニット	30%）
ゼラチン状のでん粉	45%
グリセリン	8%
水	7%

3906.90 1. アクリル酸エステルとアクリル酸アミドの共重合体でホルムアルデヒドで変性したもの

本品は、少量の Sulphoricinoleate を添加して安定な分散液としたものである。

3907.20 1. ポリアミド-ポリエーテル縮合物

本品は、長鎖の両末端にカルボン酸を持つポリアミド（ポリアミド6，6にアジピン酸を重合させたもの）と長鎖の両末端に水酸基を持つポリエーテル（ポリ（オキシエチレン）（ポリエチレングリコール））の重合により得られたブロック共重合体で、エチレンオキシドに由来する単量体ユニットの重量の方が、ヘキサメチレンジアミン及びアジピン酸を合わせたものに由来する単量体ユニットの重量よりも大きい。本重合体は次のような構造をしている。



3907.20 2. ポリエーテルポリオールコポリマー

本品は、無色透明の液状のもので、オキシプロピレン単量体ユニット及びオキシエチレン単量体ユニットが約3対1の割合から成るものである。平均分子量は約2,000であり、ポリウレタン製造の際の中間製品として使用される。

検品された物品

“Voranol CP-4100S”

3911.90 1. Polymers of cashew nutshell liquid (CNSL)

本品は、酸触媒及び熱を利用して CNSL の不飽和性のオレフィン鎖のみを重合することにより得られた粘性の生産物である。製造工程において、CNSL の構成成分のフェノール類は関与しない。ブレーキシュー及びクラッチフェイスングのための摩擦構造のバインダーシステムの一部分として使用される。

3911.90 2. Friction particles consisting of polymers of cashew nutshell liquid (CNSL)

本品は、2つの異なったタイプの反応、すなわち、付加重合工程（オレフィン型）及びメチレン架橋を形成することができるパラホルムアルデヒド又はヘキサメチレンテトラミン等の化学物質を使用する架橋工程（フェノール型）、を含む製造工程により得られる。長い架橋をした脂肪鎖の存在は、これらの重合体にフェノール樹脂とは異なる独特な物理的特性を与えている。主として、ブレーキライニング及びクラッチフェイスングの製造に使用する。

3912.90 1. セルロース粉末

本品は、アルファセルロースを繊維が破壊するまで酸加水分解することによって得られる白色、微結晶性物質である。

本品は、医薬品工業における賦形剤、低カロリーダイエット食品製造、カラム及び薄層クロマトグラフィーの吸着剤等に使用される。

3913.90 1. 多糖類（「キサントタンガム」）

本品は、ガム状の多糖類（「キサントタンガム」）であり、ぶどう糖、しょ糖、乳糖又はでん粉をバクテリア（*Xanthomonas campestris*）で発酵させることにより得られる。

発酵期間の後、この多糖類は、イソプロピルアルコールと共に成長培地から沈殿し、乾燥され、粉碎されて微粉末になり、液状の媒体に加えられてガムを形成する。

本品は、食品の増粘剤又は安定剤のように、食品添加物又はレオロジー調整剤（modifier）として使用される。

通則1及び6を適用

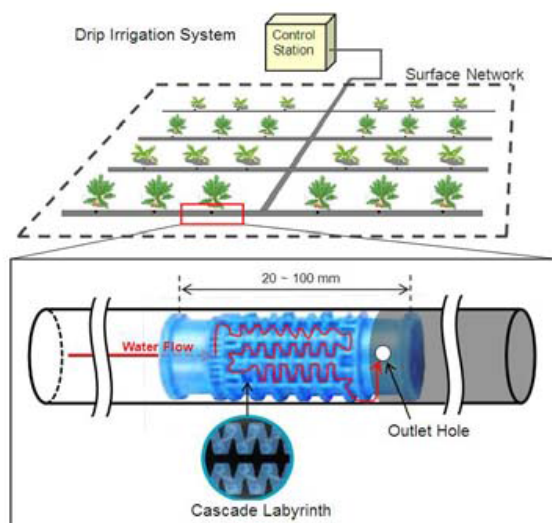
3916.20 1. ポリ（塩化ビニル）製の管状プロファイル

本品は、しゃくり溝及び防水用ストリップとが一体となったポリ（塩化ビニル）製の管状プロファイルで、内部は鋼管のしんにより補強されている。これは、すき間ふさぎ、窓、戸、仕切り等の枠として使用する。

3917.21 1. プラスチック（ポリエチレン）製の穴あき管

本品は、横断面が円形で、特定の間隔で穴があり、プラスチック製滴水器を装備している。滴水器は、圧力補正のための特別な構造を有している。本品は、滴水かんがい装置（drip irrigation systems）の地表機構（surface network）として使用するために、特別に設計及び配備されたものである。

通則1及び6を適用



3919.10 1. 接着剤を有するストリップ

本品のサイズは 105 センチメートル×27 ミリメートル×1.8 ミリメートルである。多泡性のプラスチックから成り、ストリップの片面は合成繊維の単色のフェルトと結合されており、当該フェルトは単に補強のために使用されている。これらのストリップは面取りされ、端は先細になっており、保護紙によって被覆された接着性のフィルム（幅 1 センチメートル）が繊維側に付いている。テニスラケットの持ち手を被覆するためのものであるが、道具の柄のグリップ、自転車のハンドル等を改良するのにも適している。

検討された部品

“Gamma Hi-Tech Grip”

3919.10 又は 3919.90 1. Self-adhesive reflective sheeting

本品は、微細なガラス球（microspheres）を表面に埋め込み又は付着させたプラスチックのフィルムで、その裏面に接着剤を塗布し、更に紙で保護したものである。この紙は使用直前にはがされる。本品は、道路標識又はパネル、広告メディア又は装飾用のモチーフ等に使用される。

3920.51 1. 合成大理石

本品は、主にポリ（メタクリル酸メチル）（重量比 33%）と水酸化アルミニウム（重量比 66%）から成る長方形のシート（厚さ 1.27 センチメートル又は 1.91 センチメートル、幅 63.5 センチメートル又は 76.2 センチメートル、長さ 307.3 センチメートル又は 368.3 センチメートル）である。

3920.99 1. 硬化カゼインの長方形シート

本品は、プレスで成型して得られるもので、離型を容易にするためわずかな斜角がついている。他の物品の製造（例えば、ボタンの打抜き）に使用される半製品である。

3921.90 又は 3926.90 1. Transmission or conveyor belts or belting

本品は、伝動用又はコンベヤ用のベルト又はベルチングで、プラスチック製の帯（一つの層又は張り合わせて積層したものから構成されているもの）から成り、粘着性を増すためのみに役立つクロム革の帯で片面又は両面を被覆したもの

3921.90 2. Sheets

本品は、メラミン樹脂を多量に染み込ませた紙から成り、そのもろい性質により重ねると割れ目が生じ、紙の重要な特性は失われているものである。本品は、積層板の製造に使用される。

3923.10 1. 陳列用の容器

本品は、プラスチック製のトレイ及びプラスチック製のドーム型の蓋から成るもので、食品の陳列、包装及び運搬に使用される。この種の容器は、様々な形状のものがある。

通則1及び6を適用

**3923.10 2. 容器**

本品は、プラスチック製で、食品の陳列、包装及び運搬に使用される。一辺が閉じられ、その他の辺は開いている。この種の容器は、様々な形状のものがある。

通則1及び6を適用



3923.10 3. 鶏卵用の容器

本品は、プラスチック製で、一辺が閉じられ、他の三辺は開いている。
通則1及び6を適用

**3923.40 1. 磁気テープを有しないビデオ又はオーディオカセット**

本品は、プラスチックの箱の中に二つのプラスチックスプールが並行して入っている。箱とスプールは、全体でスプールとしての機能を果たす。記録テープの巻き取り及び巻き戻しは、記録機械とスプールによる総合的な効果であり、箱は単に容器の役割しか果たしていない。

3923.90 1. キャップ付きの筒状容器

本品は、プラスチック製で、様々な長さ、直径、色、容量のもので、一方の端は開いた状態でねじ山がつけられ、それをスクリュータイプのキャップで締めている。他方の端も開いた状態であるが、目的とする内容物を充てんした後で熱圧着を使用して、留め金によって締められる。こうした容器は、通常、小売用の化粧品を詰めるのに使用される。また、容器の外面には、内容物に関する情報（例えば、ブランド名、原材料、特性、ライセンス契約等）が印刷されている。

通則1及び6を適用

**3923.90 2. トレイ**

本品は、プラスチック製で、物を固定するための仕切りを有する。本品は、蓋が無く、例えばハードディスクドライブ又は電子機器等の、包装用に使用される。

通則1及び6を適用



3923.90 3. トレイ

本品は、プラスチック製で、蓋が無く、食品の包装用に使用される。
通則1及び6を適用

**3924.90 1. プラスチック製品**

本品は、2本の瓶（上部にねじ蓋がついている。）、ねじで取り外しが可能なカップ、柔らかいストロー又は管及びひもがついた運搬用のリングからなっており、2本の瓶をともに固定できるようになっている。本品は、飲料を運搬するためのものである。

3924.90 2. プラスチック製の飲料用ボトル

本品は、自転車のボトル用留め具に差し込むように設計されたプラスチック製の飲料用ボトルである。それらは、ねじぶたを備えており、一般に円形の底部を有し、容量は600から750ミリリットルである。二重壁の内側にフォイルブランケット型 (foili blanket-style) の断熱材を有し、内容物の温度を一定時間保持することができるものである。また、握りやすくするために凹型の形状をしているものがある。

通則1及び6を適用

3924.90/3及び3924.90/4 参照



3924.90 3. プラスチック製の飲料用ボトル

本品は、二つの仕切り（chamber）を有するプラスチック製の飲料用ボトルであり、ねじふた及び柔軟性のある管又はストローを備えており、自転車に使用するよう特別に設計されている。主な仕切り（chamber）の容量は1,100ミリリットルである。小さい仕切り（chamber）の容量は470ミリリットルであり、洗浄又は冷凍のために取り外すことができる。

通則1及び6を適用

3924.90/2及び3924.90/4 参照

**3924.90 4. プラスチック製の容器**

本品は、三角柱の形状をした、容量が1,200ミリリットルのプラスチック製の容器であり、ねじふた及び柔軟性のある管又はストローを備えており、自転車に使用するよう特別に設計されている。主な仕切り（chamber）の容量は1,100ミリリットルである。この飲料用容器を自転車に取り付けるためには、取付キット（提示されていない）が必要である。

通則1及び6を適用

3924.90/2及び3924.90/3 参照



3924.90 5. 廃棄物収集容器

本品は、バケツの形状をした、容量が 6.5 リットルの全体がプラスチック製の容器であり、廃棄物を捨てるためのストリップが内張りされた開口部の付いた蓋と取っ手を備えている。

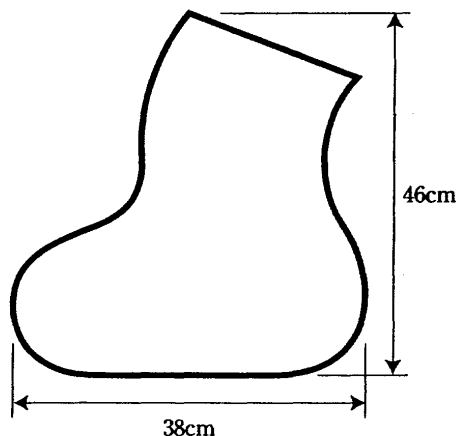
本品は、鋭利な医療廃棄物（注射針、メス等）の収集に使用される。

通則 1 及び 6 を適用



3926.20 2. Protective covering

本品は、足の形状に切断した二枚の等しい透明なプラスチックのシートで足（履物を含む。）が入るように上部は接着せずに残し、その他の部分は接着されている保護用のカバーである。

**3926.90 1. Extruded netting of plastics**

本品は、押出し成型されたプラスチック製の網地で、断面が管状又は扁平なものである。

3926.90 2. Cable clamps

本品は、絶縁された電導体の支持用のもので、プラスチック製のつば（collar）と金属製の留金から成っている。

3926.90 3. Triangular sign plates for reflectors

本品は、赤色のプラスチック製の反射式信号板で、その反射性を改良するため角すい形の突起がつけられており、枠に取り付けてないものである。

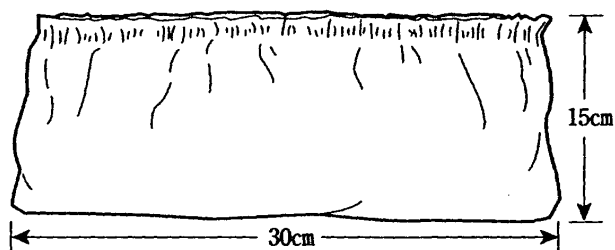
8716.90/1 参照

3926.90 4. つまみ (Knob)

はん用性のものでプラスチックでできており、第 16 部のラジオ装置、テレビジョン装置又は録音機用に、また第 18 部の測定機等用としても同じように適する。

3926.90 5. Protective covering

本品は、長方形のプラスチックを半分に折り重ね両側を接着した保護用カバーである。上部の開口部は、ゴム糸が取り付けられている。本品は、履物を包むことができる伸縮性の袋状のものである。

**3926.90 6. リングバインダー（大きさ：3センチメートル×13センチメートル×19センチメートル）**

本品は、その内部に補強のための紙板を有するプラスチック製シート（背の部分はプラスチックシートのみから成る。）のリングバインダーで、スナップを有する帯状の留め具が付いている。内側には、バインダー部の他に貨幣、カードその他を入れるポケットとペンを取り付けるためのプラスチック製のループがある。

3926.90 7. 接着性を有しないストリップ

本品のサイズは105センチメートル×27ミリメートル×0.7ミリメートルである。多泡性のプラスチックから成り、ストリップの片面は合成繊維の単色の不織布と結合されており、当該不織布は単に補強のために使用されている。これらのストリップは、端が先細になっており、テニスラケットの持ち手を被覆するためのものであるが、道具の柄のグリップ自転車のハンドル等を改良するのにも適している。

検討された部品

“Gamma Grip”

3926.90 8. フレキシブル補強グリッド

本品は、高強度ポリエステル繊維（又は糸）の織物を、高分子（塩化ポリビニル）の保護層で全体を被覆したことが肉眼より判別できるものであり、ロール状になっている。本品は、土壌構造を補強するために用いられる。

グリッドの各構成要素は、糸を平行に束ねた細い織物をたて糸とよこ糸にして、たて糸の間によこ糸を直角に挿入した形となっており、それぞれメッシュの目開きは 35 mm×40 mmとなっている。高分子によるコーティングは、グリッドの構成を結束（強化）するとともに、紫外線及び機械的なダメージから繊維を保護するものである。

通則1及び6を適用



3926.90 9. 写真アルバム

本品は、寸法約 14 センチメートル×17.5 センチメートル×8 センチメートルであり、模造スエードで被覆した繊維版で作られた裏表紙を有し、模造スエードで被覆された板紙に糊付けされたガラス製の保護窓付きの木製の写真立てからなる表紙を有している。表紙の内側は、写真立てに写真を入れることが可能となるよう開口部を有する。アルバムは、写真を入れる 50 枚のポケットを有する。これらのポケットは、表紙を止めるプラスチックの 2 個のネジによってアルバムの背表紙に取り付けられている。

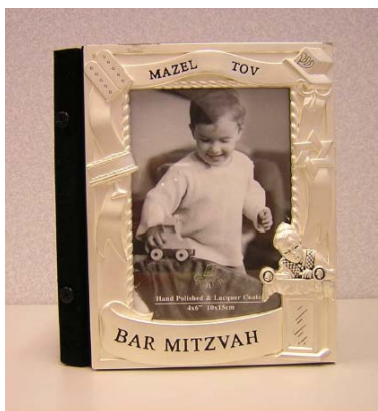
通則 3 (b) を適用



3926.90 10. 写真アルバム

本品は、寸法約 16 センチメートル×18.5 センチメートル×6.5 センチメートルであり、模造スエードで被覆した繊維版で作られた裏表紙を有し、模造スエードで被覆された板紙に糊付けされたガラス製の保護窓付きの金属製の写真立てからなる表紙を有している。表紙の内側は、写真立てに写真を入れることが可能となるよう開口部を有する。アルバムは、写真を入れる 50 枚のポケットを有する。これらのポケットは、表紙を止めるプラスチックの 2 個のネジによってアルバムの背表紙に取り付けられている。

通則 3 (b) を適用



3926.90 11. 滅菌された、目盛り付きの尿排出袋

本品は、プラスチック製であり、膀胱に留置されたカテーテルを通じて排出された尿の採取、尿量の測定及び直接的な採尿に使用される。袋は、一面が乳白色であり、もう一面は透明であり、表面に液量目盛りが印刷されている。本品には排出管、カテーテル取付口、尿サンプルを採取するための弁口及びベッド若しくは携帯ホルダーに取り付けるためのフックが備え付けられている。

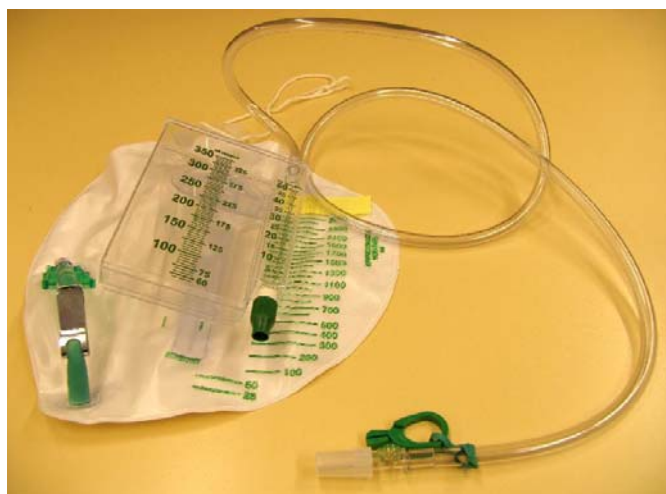
通則 1 及び 6 を適用



3926.90 12. 滅菌された、目盛り付きの尿排出計量器

本品は、プラスチック製であり、膀胱に留置されたカテーテルを通じて排出された尿の採取、尿量の測定及び直接的な採尿に使用される。計量器は、滅菌された袋及び硬質プラスチック製の貯留区画から成る。袋は、一面が乳白色であり、もう一面は透明であり、表面に液量目盛りが印刷されている。透明で硬質の区画には別個の目盛りが印刷されている。本品には、硬質の区画に直接接続された排出管、カテーテル取付口、尿サンプルを採取するための弁口及びベッド若しくは携帯ホルダーに取り付けるためのフックが備え付けられている。

通則 1 及び 6 を適用



3926.90 13. プラスチック製の人工爪

本品は、「付け爪 (false nails)」としても知られ、様々な又は同一の大きさのもので、セットにされており、接着剤を用いて爪に直接貼り付けた後、適切な形状にトリミング及び成形するように設計されている。本品は、自然な外観であるか 又は装飾性があり、取り除かれるまでおおよそ7日間から10日間は爪に付けて使用することができる。

通則1及び6を適用



4005.10 又は 4005.91 1. Strips

本品は、炭素鋼線を並列にしたものを未加硫ゴムで完全に被覆して厚さ 2～3 ミリメートルのストリップにしたもので、主にタイヤのファンデーション (foundation) の製造に使用される。

4005.99 1. Master blend

本品は、ガムをベースとしたものでチューインガム製造用のもので、第 40 類の数種類の天然ガム（例えば、チクルガム及びバラタ）と水素添加した植物油及び炭酸カルシウムのようなホモジナイズ剤とを混合して作った粒状のものである。

4008.21 1. 自動車のエンジン及びトランスミッションに使用されるガスケットの製造用原料

本品は、シート状又はストリップ状で、重量比で非多泡性の加硫合成ゴム 65%、コルク 35% から成る物品である。

通則 3 (b) の適用による。

4012.90 1. タイヤトレッド

本品は、非硬質の加硫したゴムから成り、色々な幅や長さのロール状のトレッド成形されたストリップで、斜めに切つてあるか又は丸くかたどった端を有し、空気タイヤの更生のために使用される。これらのトレッドは必要な長さに切り、硬化していないクッションガムでタイヤカーカスに取付け熱と圧力で硬化させる。

検討された物品：

“Bandag” プレキュアー方式のトレッドゴム

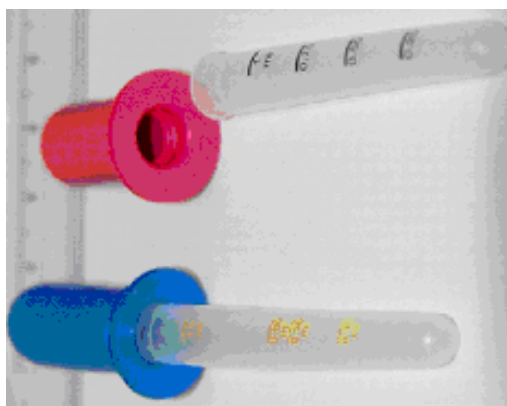
4014.90 1. 目盛り付き滴下用チューブ

本品は、2種類の異なる構成要素を組み合わせたもので、液状の医薬品等を投与量供給するために使用される。このようなチューブは次の構成要素から成る。

-透明なプラスチックからなる管状の投与量を測定するもので、0.25ml から 1.0ml までの目盛りが付いている。長さは 5.8cm、両端で直径は異なり、重量は 1.1g である。

-硬質ゴム以外の加硫したゴムから成る円筒状のキャップで、重量は 2.4g である。

通則 1、3 (c) 及び 6 を適用

**4016.93 1. ガスケット（完成品）**

本品は、自動車のエンジン及びトランスミッションに使用するもので、重量比で非多泡性の加硫した合成ゴム 65%、コルク 35%からなる物品である。

通則 3 (b) の適用による。

4016.93 2. 自動車のブレーキに使用されるカップ

本品は、硬質ゴム以外の加硫したゴム製で、底部の直径 36.5 ミリメートル、上縁部の直径 38.0 ミリメートル、厚さ 8.0 ミリメートルのもの。車輪のブレーキシステムにおける液漏れ防止用ガスケットとして使用される。

通則 1 及び 6 を適用

**4016.99 1. Vibration absorbing mounting**

本品は、丈夫な加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製の円形、だ円形又は長方形の ring（横断面が長方形）で、これらをプレート又は部分品間に取り付けるためにフランジで固定された金属製ボルトが両側に付いているものである。

7318.29/1 及び 8487.90/5 参照

第 16 部の注 1 (a) を適用

4202.21 1 . ハンドバッグ

本品は、外面は型押しした革製、内面は紡織繊維製で（寸法は、約 35 センチメートル×22.5 センチメートル×17 センチメートル）、楕円形の堅い底を有する。ジッパー締め具を開くと、内側はジッパーポケット、小さなウォールポケット及び携帯電話ポケットを有し、全面に裏地が付いている。また、2つの革製の持運び用ストラップが付いている。革は、単なる保護仕上げのための非常に薄いプラスチックで被覆処理されている。その被覆は肉眼では見えない。

通則 1 及び 6 を適用

4202.91 1 . ウエストポーチ

本品は、外面は前面及び上部が柔らかい革製で、底及び背面は紡織繊維製である（寸法は、約 26 センチメートル×13 センチメートル× 8 センチメートル）。本品は、前側に2つの重なった小さな仕切り、後側に隠しポケットがある1つの大きな仕切りを有し、いずれのポケットもジッパー締め具付きである。主要な仕切り及び隠しポケットは、全面に紡織繊維製の裏地が付いており、2つの小さな仕切りは、前側のみ紡織繊維製の裏地が付いている。横外しのプラスチックの留め金が付いて調整可能な、紡織繊維製のウェビングベルトは、ポーチに縫い付けられている。革は、単なる保護仕上げのための非常に薄いプラスチックで被覆処理されている。その被覆は肉眼では見えない。

通則 1 及び 6 を適用

4202.92 1 . 携帯用のピクニック・クーラー・バッグ

本品は、プラスチックシート製の外面とポリマーを基層とした多泡質の断熱性のしんとを有する外殻から成る。大きさは、30 センチメートル×46 センチメートル×19 センチメートルから 23 センチメートル×18 センチメートル×15 センチメートルである。本品は、プラスチック製又は紡織用繊維製の取手又は肩ひもを有し、食品又は飲料を家庭又は職場へ及び家庭又は職場から持ち運んだり、旅行、ピクニック、スポーツその他のイベントで使用するためのものである。

4202.99 1 . 携帯用工具箱

本品は、手動式ドリル及び付属品を収容し持ち運ぶためのプラスチックで形成した携帯用工具箱である。

箱はトランク状であり（大きさ：横 35 センチメートル×縦 29 センチメートル×高さ 8 センチメートル）、当該工具及び付属品を収容できるようにくぼみを付けて形成され、締め具（Snap-closing-devices）及び取っ手が付いている。そして、工具箱の外側の一面には、工具製造者の名前が型取りされている。

4202.99 2 . 携帯用工具箱

本品は、手持式のやすりがけ機（Sanding machine）及び付属品を収容し持ち運ぶためのプラスチックで形成した携帯用工具箱である。

箱はトランク状であり（大きさ：横 38 センチメートル×縦 28 センチメートル×高さ 12 センチメートル）、取りはずし可能な蝶番を付けたプラスチックで形成した蓋と底の 2 つの部分から成り、締め具（snap-closing-devices）及び取っ手が付いている。

内部には、工具と付属品が収容できるようにくぼみを付けてプラスチック成形した取り外し可能なトレイが取り付けられている。

4303.90 1. ハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物

本品は、紡織用繊維の下敷きに固定された、頭部、尾部及び足部の付いたハイイログマの全形の毛皮から作られた敷物である。頭部は剥（はく）製にされ、目と舌は人造のものに取り替えられている。

通則1及び6を適用

9705.00／1、9705.00／2及び9705.00／3 参照



4408.10～4408.90 1. Thin wood sheets

本品は、厚さが 1.59 ミリメートル、2.54 ミリメートル、3.18 ミリメートル又は 4.76 ミリメートルの薄板で、両面がクラフト紙で被覆されたものである。

検討された物品：“Kraft veneer”

4409.10～4409.29 1. 寄せ木床用のストリップ（組み立てていないもの）

本品は、およそ長さ 40 センチメートル、幅 6 センチメートル、厚さ 2 センチメートルの大きさで、単一の木片から成るものである。一方の側面（長さ方向）は凸縁加工されており、反対側の側面は溝付けがなされている。両端（幅方向）も同様に、一方の端には凸縁があり、反対側の端には溝がある。

4410.11 1. 積層パネル

本品は、3層のパーティクルボードからなる積層パネルであり、直径 900mm、厚さ 25mm の円形に切断され、その表面と裏面はメラミン樹脂を染み込ませた紙で覆われている。縁は厚さ 2mm のポリ塩化ビニル（PVC）テープで覆われている。本品は、提示の際に、他の物品との結合を意図していることを示す特徴も、その用途（例えば、テーブルの部分品）を特定するための特徴も有しない。

通則 1 及び 6 を適用

4412.94 又は 4412.99 1. 長方形の積層木材（長さ 213 センチメートル、幅 11.26 センチメートル、厚さ 23.8 ミリメートル）

本品は、戸枠製造用に使用され、厚い心板と 2 枚の針葉樹の薄い外面の単板から成り、戸の回り縁を取り付けるために両端が、また戸当たりを取り付けるために片方の面が連続的に溝付けされている。戸の回り縁及び戸当たりを溝に取り付けた後で、本品を特定の大きさに切断して、戸枠の完成品として使用する。

44 類の注 4 を適用

4417.00 1. Sand-papering tool

本品は、木製の台の下側に研磨紙を取り付けた工具で、研磨紙の一端は台木の溝にはめられ、他端はくさびによって溝に固定されるようになっている。研磨紙は、摩耗したとき取り替えられる。

4418.20 1. Door panels

本品は、木製の枠及び二枚の繊維板から成る建築用のドアパネルである。二枚の繊維板の間は、中空又は蜂の巣状のコルゲート加工した紙若しくはセルラーウッド構造から成り、ちょうつがい及び鍵用の補強木材が内部に取り付けてある。

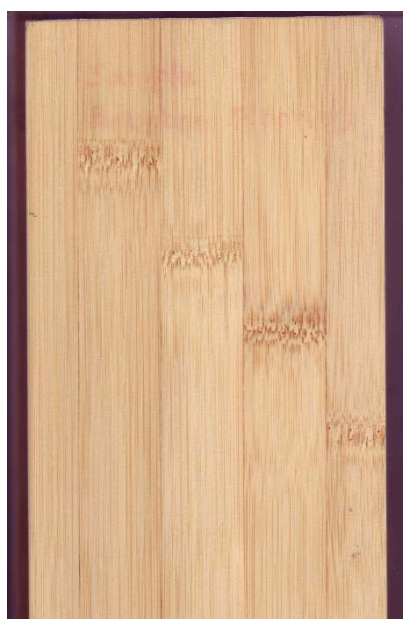
4418.60 1. 建築用の穴のあいた木材

本品は、家屋の枠組に構造用間柱として使用される穴のあいたS P F (spruce/pine/fir、軟材)の角材である。寸法は、長さが243.84センチメートル(8フィート)から365.76センチメートル(12フィート)の間で正確に切断されており、幅がおよそ8.25センチメートル(31/4インチ)、厚さがおよそ3.81センチメートル(11/2インチ)である。縁は滑らかにされており、端は未加工である。両端からそれぞれ40.64センチメートル(16インチ)のところ、電気配線を通すための直径2.54センチメートル(1インチ)の穴があげられている。

4418.73 1. 組み合わせた多層の竹製フローリングパネル（全体の厚さ 15 ミリメートル、幅 92 ミリメートル、長さ 1,850 ミリメートル）

本品は3層から成り、各層の厚さは約5ミリメートルである。各層は、一定の長さを得るために縦継ぎした5本の竹製のストリップ（幅は15ミリメートルから22ミリメートルまで様々である。）を水平方向に揃えて縁どうしを接着剤でつなぎ合わせてできている。パネルは、床への取り付けが容易となるように縁及び端に凸縁加工及び溝付け加工されている。表板は、耐摩耗性又は耐傷性を有する数種の塗料又はラッカーにより被覆されている。裏板には、パネルの反りを防止するために、2本の浅い溝が長さ方向に沿って施されている。

通則1及び6を適用

**4418.74 1. オーク材の床用寄せ木パネル（モザイク状のもの）**

本品は、両面をかんながけした木材のストリップをチェス盤の模様状に組み合わせたものを床張りを容易にするためにクラフト紙で糊付けしたものである。

4418.75 1. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 10 ミリメートル、幅 70 ミリメートル、長さ 600 ミリメートル）

本品は、表板が厚さ 4 ミリメートルのメルバウ（Merbau）の単板のストリップで、製品に柔軟性を与えるために長さ方向に約 4 センチメートルごとに垂直なスリットが入った木材の一層の支持体上に接着されている。裏板は、表板の木目に沿って重ねられている。パネルは、縁及び端に凸縁加工及び溝付けされている。表板にはワニス塗りが施されている。

通則 1 及び 6 を適用

4418.75 2. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 14 ミリメートル、幅 210 ミリメートル、長さ 2,190 ミリメートル）

本品は、木材の二層の支持体の上に、厚さ 4 ミリメートルのオークの単板の表板から成る。表板は、二列のストリップを組み合わせたものであり、心板（厚さ 8～9 ミリメートル）は、表板及び裏板の木目に沿って重ねられている。パネルは、縁に沿って凸縁加工及び溝付け加工されている。表板にはワニス塗りが施されている。

通則 1 及び 6 を適用

4418.75 3. 多層の寄せ木フローリングパネル（全体の厚さ 14 ミリメートル、幅 145 ミリメートル、長さ各種）

本品は、木材の二層の支持体の上に、厚さ 4 ミリメートルのビーチの単板の表板から成る。表板は、2 列のストリップを組み合わせたものであり、心板（厚さ約 7 ミリメートル）は、表板及び裏板の木目に沿って重ねられている木材のストリップであり、裏板は二列のストリップを組み合わせたものである。パネルは、縁に沿って凸縁加工及び溝付け加工されている。表板にはワニス塗りが施されている。

通則 1 及び 6 を適用

4418.79 1. ビーチ材の床用寄せ木パネル（厚さ 13.8 ミリメートル又は 21.8 ミリメートル、幅 129 ミリメートル、長さ 3,700 ミリメートル、1,830 ミリメートル又は 900 ミリメートル）

本品は、さねはぎ加工／溝付け加工により長さ方向に組み合わせられた単板のストリップの2列から成り、その列はちきり構造で接着されることにより組み合わせられている。パネルは、下面にポリプロピレンフィルム（水分バランス保持）が貼られており、縁及び端には凸縁加工及び溝付けされている。単板のストリップの長さは、308 ミリメートル、408 ミリメートル、467.5 ミリメートル、474 ミリメートル又は 623.5 ミリメートルである。パネルを構成するストリップは、特定の模様を形成することはない。

通則 1 及び 6 を適用



4421.99 1. ビーチ材又はかば材の小型のくさび状、キューブ、ブロックその他これらに類する形状の木製品

本品は、ドラムに入れてプラスチック製品を研磨するのに使用される。

4421.99 2. 松材の長方形の木材パネル

本品は、約 122 センチメートル×244 センチメートル×1.8 センチメートルの大きさであり、幅約 3.8 センチメートルの帯状板を縁と縁を接着することにより得られ、やすりがけされたものである。

通則 1 及び 6 を適用

4704.21 又は 4704.29 1 . サルファイトセルロースパルプ (さらし、かつ、微粉末にしたもの)

本品は、針葉樹又はビーチから得られ、吸収性を低下させるためにステアリン (通常 7 % 以下) が添加されたものである。

4811.10 1 .Moisture insulation material

本品は、アスファルトを染み込ませた2枚のちりめん紙を内部にアルミニウムのはくを挿入して張り合わせたもので、耐湿材として使用するものである。

4811.10 2 .Corrugated roofing boards

本品は、製紙技術により製紙用パルプから作った繊維のウェブに瀝青質の材料を加圧下で染み込ませたものである。

本品の片面は、ワニスで被覆されたり又は瀝青質の材料の薄い層で固めた鉱物性材料（砂、粒等）で被覆されている場合がある。

6807.90 / 1 及び 6807.90 / 2 参照

検討された物品：“Onduline” 及び “Guttaflex”（登録商標名）

4811.59 1 . 飲料の包装の製造用に使用するさらしてないクラフト紙及びクラフト板紙

本品は、片面に中身に関する説明文及びイラストレーションが印刷されており、両面を透明の薄いポリエチレンシートで被覆している。幅が15センチメートルを超えるロール状で、個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印がついている。

通則3（b）の適用による。

4811.59 / 2 及び 4811.60 / 1 参照

4811.59 2 . 飲料の包装の製造用に使用するさらしてないクラフト紙及びクラフト板紙

本品は、片面に中身に関する説明文及びイラストレーションが印刷されており、その片面を透明の薄いポリエチレンシートで被覆するとともに、もう一方の面（すなわち、包装の内側の面）は、透明の薄いポリエチレンシートで被覆されたアルミニウムのはくで裏張りしてある。幅が15センチメートルを超えるロール状で、個々の容器に相当する部分を識別してロールから切断するために、折り目及び印がついている。

通則3（b）の適用による。

4811.59 / 1 参照

4811.60 1 .パラフィンワックスを塗布した紙及び板紙

本品は、ミルク、クリーム、果汁等の容器又は蓄音機用レコードのカバーの製造に使用されるもので、幅が 15 センチメートルを超えるロール状のもの又は一辺の長さが 36 センチメートルを超える長方形のシート状のものである。本品は、アルミニウムのはくで内張り（アルミニウムのはくを張った面が容器の内側を形成する。）してあるかないかを問わないが、片面に包装される商品の説明文又は挿絵を印刷したものである。

4811.60 2 .パラフィンワックスを塗布した幅 15 センチメートル以下のストリップ状の紙

本品は、ソルビトールで処理され、片面の縦方向の中心部に紙の幅より多少狭いアルミニウムのはくのストリップを張り付けたものである。菓子の包装用に使用するもので、ロール状にしてある。

4811.90 1 . Japanese silk paper

本品は、乾燥した天然の植物の部分及び金属粉で塗装した模様により装飾されたシート状の紙で、全体に非常に軽い組織物を軽く圧着して被覆したものである。ランプの傘に使用される。

4811.90 2 . Paperboard

本品は、一辺の長さが 36 センチメートルを超える長方形のシート状の板紙で、片面には全面に文字及び挿絵が印刷してあり、単に裁断して書籍の表紙を作るもの（特殊な例では 1 枚から書籍の表紙 8 部が裁断できるものがある。）である。

この種類の製品について印刷した文字及び挿絵は、常にこれらの物品の本来の用途に対して付随的なものであり、第 49 類の印刷物には該当しない。

4811.90 3 . Paper

本品は加熱により化学反応で黒変する感熱性有機物質を片面に塗布した、幅が 15 センチメートルを超えるロール状の紙である。

テレファックス機において、ファクシミリ再生は、送信機側からの電気信号をテレファックス機の受信部に組み込まれた高熱のペン（高熱の鉄筆）又はドットマトリックスの高熱の印字ヘッドにより、一連の線又は点から成る完全なイメージを当該紙上に熱転写することにより得られる。

4811.90 4 . Paper

本品は加熱により化学反応で黒変する感熱性有機物質を片面に塗布した、幅が 15 センチメートル以下のロール状の紙である。

テレファックス機において、ファクシミリ再生は、送信機側からの電気信号をテレファックス機の受信部に組み込まれた高熱のペン（高熱の鉄筆）又はドットマトリックスの高熱の印字ヘッドにより、一連の線又は点から成る完全なイメージを当該紙上に熱転写することにより得られる。

4820.90 1 . Magic note pads

主要部分は滑動部分（アルミニウムのシート、片面に人造ろうを塗布した青色紙のシート、透明紙のシート及び透明なプラスチックシートを重ね合わせて密着したもの）で、これを板紙製のケース（片面が開口している。）の内側に取り付けたものである。鉛筆又は鉄筆で文字、数字、絵等を記載することができ、また滑動部分を引き出すと記載した事項は消失する。

4823.70 1 . Easter eggs

本品は、製紙用パルプの成型品の 2 個を卵形の容器を作るために接着したもので、その表面を、デザインを印刷したアルミニウムのはくで被覆したものである。

4823.90 1 . Heat-insulating material

毛くずのような外観を有しており、例えば、屋根裏や建物の内壁に用いる。本品は、新聞紙、その他の古紙（紙又は板紙のくず）を裂き、ひいて細かな小片とした後、化学的処理により耐火性にして得られる。

4901.99 1. Brochures (挿絵のないもの)

本品は、自動車修理工場、修理店等に無料で支給するものであって、同一の自動車製造業者により販売される各種の形式の自動車の維持及び修繕について必要な技術的情報を記載したもので、広告に関する事項を記載していないものである。

4901.99 2. 出版物

本品は、電話会社の加入者向けに配布されるもので、主に職業別電話帳「イエローページ」(枠付きの広告(商品及びサービスの説明、広告主の住所、電話番号及びファックス番号を含む。))と共に、業種ごとに列挙された会社の電話番号及び住所が記載された黄色のページ。)から成るものである。

検討された物品：“Panorama Firm (カトビーツェ 96/97)”

4911.10、4911.91 又は 4911.99 1. 説明文及び挿絵を印刷したシート

本品は、単独のシートで、定期刊行物の一部を構成するものと認められるものである。

4911.99 1. 航空機、鉄道、道路等による旅行のためのチケット

本品は、使用に際しての必要な詳細(氏名、目的地、日付等)が記載されていない印刷したクーポン及び印刷したカバーページから成る小冊子型のものである。

4911.99 2. ラベル

本品は、アルミニウムのはくに紙を裏張りしたもので、内容物がわかるような説明文及び挿絵を印刷したものである。

検討された物品：

重量が1平方メートルにつき

アルミニウム	21.6 グラム
粘着剤	2.2 グラム
インキ	3 グラム
紙	40 グラム
けい酸塩	1 グラム

50 類 ~ 55 類 1 . Fabrics in the piece, pleated 反物状の織物、ひた加工（メリヤス編物及びクロセ編物を除く。）

反物状の織物の端を単に裏側に折り畳んだ縁（略式）を有するもの

50 類 ~ 55 類 2 . Fabrics

本品は、ししゅう効果を現すため、紡織用繊維製のフロック又はダストを付け、表面を装飾した織物である。

所属の決定は、ベースとなっている織物によることとし、フロック又はダストを構成している繊維は考慮しない。

50 類 ~ 55 類 3 . ストリップ（幅が 30 センチメートル以下で、厚さが 3 ミリメートル未満のもの）

本品は、2 枚の織物の全面を接着して層状に結合した反物を単に切断し耳を有しないものである。

5208.51 1 . 平織りの綿織物

本品は、重量が1平方メートルにつき100グラム未満で、長方形(320センチメートル×110又は112センチメートル)の形をしており、様々な模様や色をなせんし、長尺の布(より長尺の織物を単に切断したもの)として提示したものである。本品は2つに切断されて女性用伝統的衣装である1組のKhangasとなる(1枚の飾りのないストリップが分かれて2枚のKhangasとなる。)。このようにして得られたKhangasは、更に加工を施されることなく、ドレス、スカート、ケープ等として使用される。

11部注7を適用

5305.00 1 . サイザル繊維のマット

本品は、サイザル繊維をランダムに並べ、取扱いを容易にするためポリ（酢酸ビニル）をわずかな量（重量比5%）塗布したものである。塗布は表面の繊維間の固着を永久的にするには不十分なものである。

5402. 20 1. テクスチャード加工されたポリエステルの高力糸

本品は、テクスチャード加工されたポリエステルの高力糸で、小売用にしていないものである。
通則1及び6を適用

5402. 61～5402. 69 又は 5403. 41～5403. 49 1. 人造繊維の長繊維の糸

本品は、繊維工業における利用法を示した支持物に取り付けたもので、1本の単糸と1本のジンプヤーンとをより合わせて作ったものである。

検討された物品：“Rhodianyl” yarn No. 17, 248

5407. 20 1. 管状織物

本品は、見掛け幅が5ミリメートル以下のプラスチック製のストリップから得られるものであり、レイフラットで、長さ1500メートル、幅70センチメートルのロール状で提示される。縁は縫製されておらず、接着されたりステープルでとじられたりしていない。本品は、各種の製品の包装用の袋を製造するために使用される。

通則1及び6を適用



5601.22 1 .Rods for making cigarette filter tips

本品は、トリアセチンで処理したアセチルセルロース繊維から成り、シガレットペーパーで包まれている。

通則 4 の適用による。

5601.30 1 .ナイロンの糸の破片

本品は、それぞれが 933 デシテックス (840 / 2 デニール) のマルチフィラメントを撚った 2 本の単糸から成る黒く染色したマルチプルヤーンから製造したもので、貨物自動車のタイヤ製造の際に補強材として使用するために、約 2 ~ 6 ミリメートルの長さに切断したものである。

通則 4 の適用による。

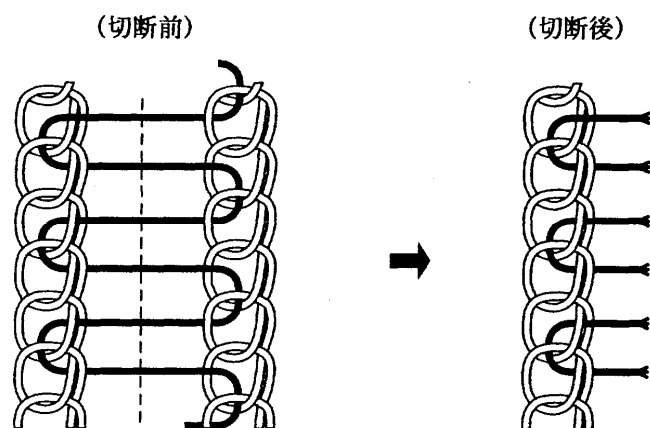
5603.12 又は 5603.13 1 .不織布

本品は、湿式集積プロセスにより製造されたものである。厚さの異なる人造繊維及びセルロース繊維 (10 ~ 35%) の混合物にアクリル系の結合剤を染み込ませたものからなる。重量は 60 g / m² から 80 g / m² であり、幅が 100 mm から 1500 mm のロール状となっている。使い捨てのミルクフィルター、ウエストバンド、刺しゅうの基材又は靴底の材料の製造といった幅広い用途に使われる。

通則 1 及び 6 を適用

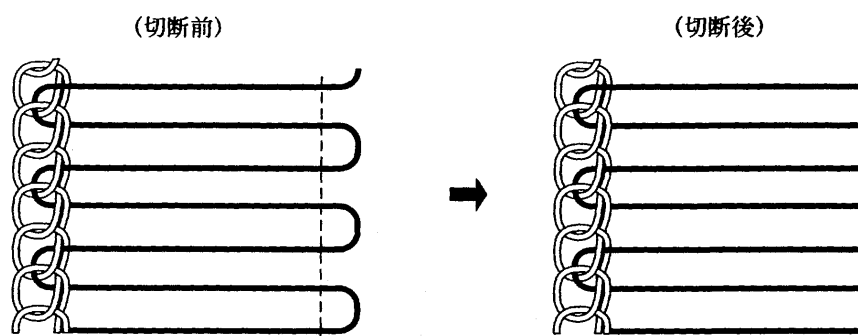
5606.00 1 . 手芸糸

本品は、糸全体が毛羽立った外観を有しており、鎖編を形成する2列のループ列に別の糸を絡ませるように挿入し、ループとループの中心で挿入された糸を切って房状にするものである。本品は、小売り用に50グラムの玉状に巻き上げられており、手編みなどの手工芸品に使用される。
通則1を適用



5606.00 2 . 手芸糸

本品は、糸全体が毛羽立った外観を有しており、鎖編を形成するループ列に挿入した別の糸を切って房状にするものである。本品は、小売り用に50グラムの玉状に巻き上げられており、手編みなどの手工芸品に使用される。
通則1を適用



5607.50 1 .Tubular braids

本品は、パラフィンワックスを薄く染み込ませたポリエステル糸を使用して密な編組織にしたもので、横断面(直径約1ミリメートルの中空でないもの)は円形であり、ドビー織機の harness cords (通糸)として使用する(マルチプルヤーンのしんを有するか有しないかを問わない。)

5702. 50～5702. 99 1. Woven Mats

本品は、紡織用繊維のたて糸とプラスチックのストリップのよこ糸から成るものである。このよこ糸に使用したストリップは、幅 17 ミリメートルのものを折り畳みわずかによりをかけ、更に箆（おさ）打ち作業で圧縮することにより、織り込まれた状態におけるその見かけの幅は 2 ミリメートルから 5 ミリメートルまでのものである。

5704. 90 1. 紡織用繊維製電気カーペット

本品（長さ 176 cm×幅 88 cm×厚さ 6 mm）は、2 層のポリエステル製ニードルルームフェルト、熱源の S 字型抵抗線及び制御装置からなる。抵抗線はポリエステル製の 2 層の間に封入され、縁縫いされている。表面温度は、2 段階に設定される（低：35℃、高：45℃）。取扱説明書及び制御装置の注意書きによると、本品は、やけどの危険性を避けるため、カバーとともに使用されるべきとされている。本品は、使用者を温めるため、床又は地面に置いて使用するよう設計されている。

通則 1（57 類注 1）及び 6 を適用



露出面



制御装置

5705.00 1. 紡織用繊維製電気カーペット

本品（長さ 90 cm×幅 45 cm×厚さ 1 cm）は、熱源の S 字型抵抗線を 2 層で挟んだもの及び制御装置からなる。

1 層はパイル編物（100%ポリエステル）とポリウレタン製の多泡性プラスチックを結合したものである。もう 1 層はポリエステル製不織布層とフェルトを結合した裏地である。抵抗線はポリエステル製の 2 層の間に封入され、縁縫いがされている。表面温度は、2 段階に設定される（低：40℃、高：50℃）。本品は使用者を温めるため、床又は地面に置いて使用するよう設計されている。

通則 1（57 類注 1）及び 6 を適用



露出面



下面

5808.10 1 . Float cords (漁網に取り付けるもの)

本品は、綿製の組ひもから成り、その組ひもの長さによって 50 センチメートルごとにコルク製の浮きを取り付けたもの（コルク製浮きは、組ひもによって完全に覆われている。）である。

5808.10 2 . Sinking cords (漁網に取り付けるもの)

本品は、鉛の小片（長さ 9 ミリメートル、幅 2 ミリメートル）を長さによって 2 ミリメートルの間隔に取り付けた細い綿糸をしんにした綿製の組ひもである。

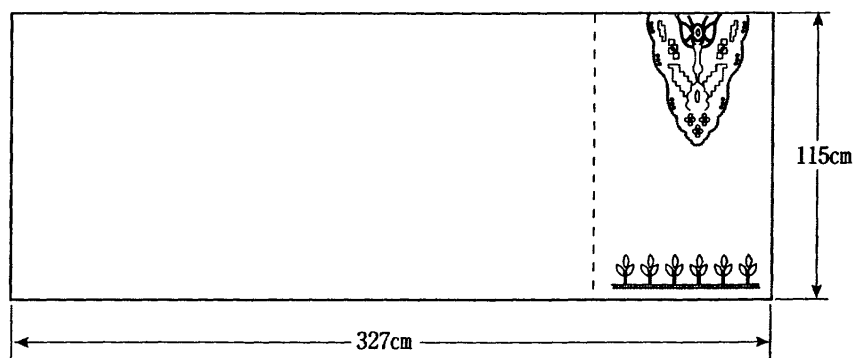
5810.91 ~ 5810.99 1 . Embroidery

本品は、2 枚の異なった色の基布の端と端とを合わせ、2 枚の基布にオーバーラップするようにししゅうをし、つなぎ合わせたししゅう布（幅 2.5 センチメートルから 11.5 センチメートル）である。

5810.91 ~ 5810.99 2 . Embroidered piece of woven fabric (長方形で、製品にしてないもの)

本品は、スカーフ（ししゅうにより仕上げて製品にしたもので、そのまま使用することができるもの）と一対でセットを構成するものである。二つの商品は、小売用に包装して提示され、当該織物は一以上の衣類を作るように意図されている。

6214.10 ~ 6214.90 / 1 参照



5903.10 1 . Fabrics

本品は、ポリエステル製の長繊維の糸を平行に並べ、更にその上に直角の方向に重ね合わせたもの（織っていない）をポリ（塩化ビニル）の浴槽に浸し、糸の交点で接着したものである。本品は、ロールにかけて絞った後、ポリ（塩化ビニル）の平らなしずくをその交点以外の場所にも肉眼で見ることができる。

5907.00 1 . アルミニウムを塗布した紡織用繊維の織物類

本品は、100%ポリエステルの長繊維の織物から成り、片面を肉眼により判別できるアルミニウムの薄層で塗布している。アルミニウムの塗布面は、真空工程により溶融したアルミニウムを織物の片面に蒸着して得られる。

検討された物品：“Verosol ”

5910.00 1 . Belting

本品は、2枚のポリアミド繊維織物のストリップの間に一以上の組物材料製のシート状に織ったストリップを挿入したもので、これらは接着剤で固着し、積層されたものである。この場合において組物材料製のストリップは、単に補強材としての作用しかない。

() 厚さが3ミリメートル以上のもの

() 厚さが3ミリメートル未満のもの

エンドレスのもの又はファスナー（ステーブル等）を取り付けたもの

5911.10 / 1 参照

5911.10 1 . Belting

本品は、2枚のポリアミド繊維織物のストリップの間に一以上の組物材料製のシート状に織ったストリップを挿入したもので、これらは接着剤で固着し、積層されたものである。この場合において組物材料製のストリップは単に補強材としての作用しかない。

厚さが3ミリメートル未満のもの

不特定の長さ又は一定の長さにしたもの

5910.00 / 1 参照

5911.40 1 . 不織布のマット (大きさ 20 メートル× 2 メートル× 2.5 センチメートル)

本品は、片側にナイロン製のスクリム織物を積層したポリエステル繊維から成るものである。本品は、特定の大きさに切断された後で、ろ過材として使用され、例えば、下向き通風塗装噴霧室 (down draught paint spray booths) の天井に取り付けられる。また、自動車製造業において外部から取り入れる空気の中からちりやほこりの粒子をろ過するための媒体として使用する。

本品は、順次積み重ねられた、高密度及び高性能の合成繊維製の不織布の空気ろ過媒体であり、樹脂又は加熱によって接合させており、以下の点を確保するためにそれぞれの繊維に十分に特殊な粘着剤を塗布したものである。

- 振動によって、15 ミクロン以上の塗料に支障をきたす粒子が通過する空気の流れに混入することの完全防止
- すべての繊維への樹脂の 100% 塗布
- 完全な自己消火型耐火性能

清浄な空気が接触する面は、とりわけ目が詰まっており、かつ、滑らかになっており、網目の開いたスクリム織物で補強されており、分類番号及び識別許可番号が刻印されている。

検討された物品：“ Filtrair Filtermat CC-600G 型 ”

5911.90 1 . Filtering materials

本品は、人造繊維の数枚のウェブを重ね合わせプラスチックで固着させて得られるもので、その片面には粘着性物質を塗布したものであり、空気のろ過に使用する。

正方形以外の形状に裁断したもの又は形状のいかんにかかわらず更なる加工 (テープで飾る、アイレットを取り付ける等の加工) を施したものの

6102.30 1. 女子用の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル 100%）は、長袖、ポケット及び襟を有し、正面で全面をスライドファスナー（ジッパー）によって開閉できるものである。

本品は、女子用の外衣にスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら2つの衣類は共に提示される。

通則1（第11部注14及び第61類注9）及び6を適用

6210.50/1 参照

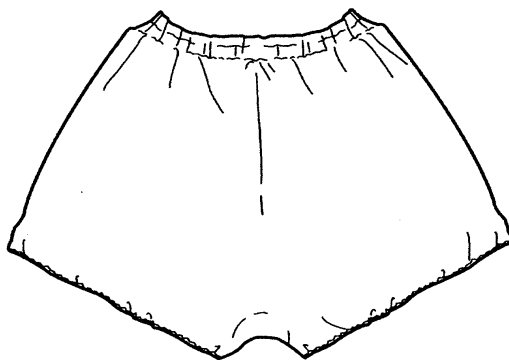


6104.62 1. 前立て及びポケットがなく、全体が編物製（綿 100%）で、腰に伸縮性のバンドが組み込まれ、脚の開口部は単に縁縫したショーツ

この衣類は、プルオーバー類似の衣類とセットを構成する。このプルオーバー類似の衣類は、同一色で、同一生地から作られているが、ゴム編みの編物（綿 100%）が縫い付けられている。プルオーバー類似のゴム編は、異なる生地の組織からなり、ショーツに存在しないことからこのセットは、アンサンブルとして分類されない。

61 類の注 3（b）及び 11 部注 14 を適用

6110.20/1 参照

**6104.63 1. 女子用のズボン**

本品は、軽量の編物製（ポリエステル 87%、elastane13%）で、足首まで届くものである。本品は、伸縮性のウエストバンドを有し、裾は縁縫いが施されている。

本品は、長袖Tシャツと共に構成される女子用衣類の 1 つの構成部分である。長袖Tシャツは、分離して、第 6109.90 号に分類される。2 つの衣類は、小売用にして共に提示される。

通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用

6109.90/2 参照



6106.20 1. 袖及び襟無しの衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル短繊維 65%、綿 35%）は、ネックラインにリボンの飾り、袖ぐりの肩部分にひだがついている。背面のネックラインの一部が開いており、ボタンで留めるようになっている。

通則 1 及び 6 を適用

**6109.10 1. 女子用の編物製半袖Tシャツ**

本品（綿 80%、ビスコースレーヨン 14%、エラストン 6%）は、上半身用でありウエストの上まで届く。

通則 1 及び 6 を適用



6109.90 1. 女子用の袖及び襟無しの衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ナイロン 92%、スパンデックス（elastane）8%）は、セミラウンドのネックラインで、肩紐を有する。

通則 1 及び 6 を適用

**6109.90 2. 女子用の長袖Tシャツ**

本品は、軽量の編物製（ポリエステル 87%、elastane 13%）で、襟無しのものである。本品の裾及び袖は縁縫いが施されている。

本品は、女子用のズボンと共に構成される女子用衣類の 1 つの構成部分である。女子用ズボンは、分離して、第 6104.63 号に分類される。2 つの衣類は、小売用にして共に提示される。

通則 1（第 11 部注 14）及び 6 を適用

6104.63/1 参照



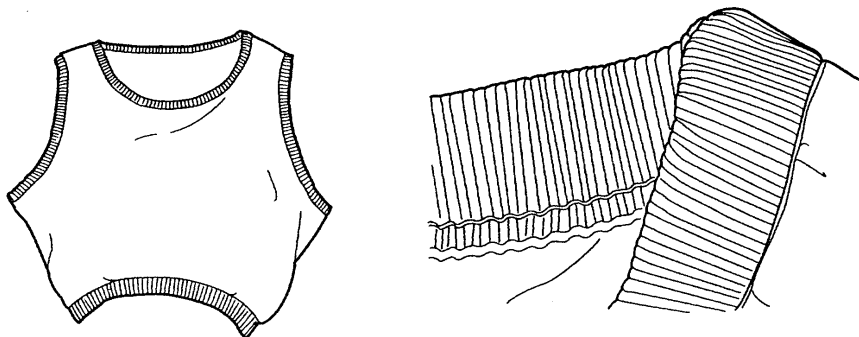
6110.20 1. 丸首で、上半身用であり腰の上まで届く袖無し of 衣類

このプルオーバー類似の衣類は、全体が編物製（綿 100%）である。ネックライン、腕ぐり及び裾のところに、同一色であるが異なる生地 of 組織 of ゴム編みの編物（綿 100%）が縫い付けられている。

この衣類は、他の構成する衣類が同一色で同一編物であるがゴム編み部分がないショーツとセットの一部を構成する。

61 類 of 注 3（b）及び 11 部注 14 を適用

6104.62 / 1 参照

**6110.20 2. ベスト（メリヤス編みのもの）**

本品は、表地が 100%綿製で、詰物をした薄い層（外気に対する身体 of 保護を行うものではない）、65%ポリエステル短繊維、35%綿 of 織物製 of 裏地がついている。正面が開いている。

通則 1 及び 6 を適用



6110.30 1. サッカーのゴールキーパー用ニットジャージ

本品（ポリエステル 100%）は、ウエストの下まで届き、ラグラン長袖と開襟でなくすきまなくフィットする丸いネックラインを有する。本品には、最小限の保護のための肘パッドが縫い付けられており、袖口はゴム編みになっている。裾は縁縫いが施されている。

通則1及び6を適用



6110.30 2. 女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（アクリル 100%）は、ロールネックで、開襟でない。縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 以上である。

通則1及び6を適用



6110.30 3. 男子用の長袖の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル短繊維 76%、綿 24%）は、襟及び裏地が無く、上半身用のものである。本品は、正面で左を右の上にして閉じるもので、下部にポケットを有する。

通則 1 及び 6 を適用

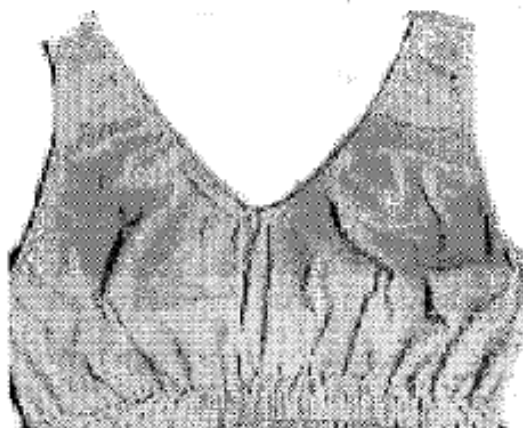


6110.30 4. 女子用の編物製長袖プルオーバー

本品（ポリエステル100%）は、上半身用でありウエストの上まで届く。
通則1及び6を適用

**6114.20 1. 女子用の軽量のニット衣類**

本品（綿94%、弾性糸6%）は、肩紐（幅約35ミリメートル）及び前面には丸いえりぐりを有する。衣類又は下着として素肌の上に着用するもので、胴の上部を覆い、胸部の下まで届く。本品のえりぐり及び腕の開口部は弾性ストリップで縁縫いされており、また、体を被覆するため、弾性ストリップで絞られたすそを有する。本品には体をサポートする機能はない。

**6114.30 1. 女子用の肩紐のない軽量ニット衣類**

本品（ポリアミド 90%、elastothane 10%）は、胴の上部を覆い、胸部のちょうど下まで届き、肩の部分は覆わない。衣類又は下着として素肌の上に直接着用するもので、胸部の保護を確実にするため、弾性ストリップですそ（幅約 30 ミリメートル）及びトップ（幅約 15 ミリメートル）を絞っている。本品には体をサポートする機能はない。

通則 1 を適用



6114.30 2. 女子用の半袖の衣類（メリヤス編みのもの）

本品（ポリエステル短繊維 68%、綿 32%）は、開襟でなく、胸部より下にフリルの飾りを有する。

通則 1 及び 6 を適用



6202.13 1. 長袖の衣類

本品は、ポリエステル製の織物から作られ、襟及びポケットを有する。大腿部中央の下までの長さで、正面が開いており、ボタン及びベルトにより右を左の上にして留める。

通則1及び6を適用



6202.93 1. アノラック様の衣類

本品は、ポリエステル製の織物から作られ、ウエストの下まで届き、襟、フード及びサイドポケットを有する。ファスナー、プレススタッド及びベルトにより左を右の上にして留めるが、衣類の裁断により女子用の衣類であると明らかに判別することができる。すそにゴム編みのウエストバンド及び絞るための締めひもを有する。

通則1及び6を適用



6204.62 1. 女性用のズボン

本品は、綿織物製で緑色の女性用のズボン（“Shalwar”）である。

このズボンは、チュニック及びショール（いずれも緑色及び黄色）と共に構成される “Shalwar-Kameez” という女性用衣類の1つの構成部分である。チュニック及びショールは、分離して、それぞれ 6206.30 号又は 6214.90 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6206.30／1 及び 6214.90／2 参照



6206.30 1. 女性用のチュニック

本品は、綿織物の各部分（それぞれ緑色又は黄色）を縫い合わせて作られた、ゆったりした女性用のチュニック（“Kameez”）である。袖無しで、スクープネックであり、素材に縫い付けられた模様で飾られていて、裏地及びチュニックの縁に沿った銀色のストリップ状の生地を特徴とする。

このチュニックは、ズボン（緑色）及びショール（緑色及び黄色）と共に構成される “Shalwar-Kameez” という女性用衣類の1つの構成部分である。ズボン及びショールは、分離して、それぞれ 6204.62 号又は 6214.90 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用にして共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6204.62/1 及び 6214.90/2 参照



6210.50 1. 女子用の衣類

本品は、ナイロン100%の織物からなるもので、肉眼により判別することができないものの、外面にプラスチック（ポリウレタン）が塗布されている。内面には、ナイロン100%の織物の裏地があり、肉眼により判別することができるプラスチックの層で被覆されている。本品は、襟、ポケット、フード（スライドファスナー（ジッパー）、プレススタッド及び面ファスナー（ベルクロ）ストリップによって取り外し可能）を有している。すそに絞るための締めひもが付いており、面ファスナー（ベルクロ）ストリップで留める前立て（placket）の下に隠れたスライドファスナー（ジッパー）により、右を左の上にして前面で閉じるようになっている。

本品は、女性用インナーに、内部のスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら2つの衣類は共に提示される。

通則1（第11部注14、第59類注2(a)、第62類注5及び8）及び6を適用

6102.30/1 参照



6211.33 1. ペイントボール用パンツ（ズボン）

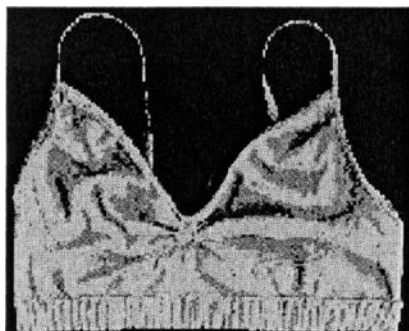
本品は、ペイントボール競技の際に着用するためのもので、肉眼では判別できない防水加工が施された主に織物（ポリエステル70%、ナイロン30%）からなり、股間部と大腿部はニットメッシュになっている。本品は、ウエストハーネスを適切な位置に保つためのゴム製の滑り止めを有し、ひざ上部には動きやすいように伸縮性を出す縫い目があり、通気孔、保護用の覆い（左前のもの）が付いたジッパー、調節可能なベルト、横にスラッシュポケット及び脚部にパッチポケットが付いている。擦傷防止及びペイントボールからの保護のために、股間部とひざ部には紡織用繊維製のパッドが付いている。

通則1及び6（第62類注8及び第54類注1）を適用

**6212.10 1. 女子用の軽量ニット衣類**

本品（ポリアミド90%、elastothane 10%）は、胴の上部を覆い、胸部のちょうど下まで届く。衣類又は下着として素肌の上に直接着用するもので、Vネックライン、両側を分けて縫われているカップ部分及び弾性ストリップが付けられた肩紐を有する。体を被覆するため本品の下部には、幅約20ミリメートルの弾性ストリップがつけられている。本品は、体をサポートする機能を有する。

通則1を適用



6212.90 1. 婦人用水着に取り付ける“Cups”

本品は、両面をナイロン製のメリヤス編物で被覆したポリエチレンシート（穴があけられている。）で作ったもので、一定の寸法に裁断したのち、熱成形したものである。

6212.90 2. 腰椎支持用ベルト

本品は、姿勢を矯正し腰椎を支持するベルトを補強したものである。伸縮性のある織物（ポリアミド43%、弾性繊維25%、綿16%、ポリエステル16%）にベルトの形状を安定させる（まくり上げを防ぐ）構造が取り付けられたもの及びヴェルクロファスナーから本品は成っている。ベルト（幅27センチメートル）の裏には筋肉の作用を考慮した織物製のバンド3本が交差して取り付けられてあり、又、硬質バンド4本から成る姿勢矯正用の支柱がベルトの長さの長さに垂直に取り付けられている。本品には患者のウエストに応じて6つのサイズがあり、術後の支持又は以下の治療若しくは予防に使用される。

- －急性又は慢性の腰痛又は坐骨神経痛
- －職業上の外傷性障害
- －脊椎の関節症による背中の痛み
- －ヘルニア（腹壁支持用）

通則1（62.12項本文及び90類注1（b））及び6を適用

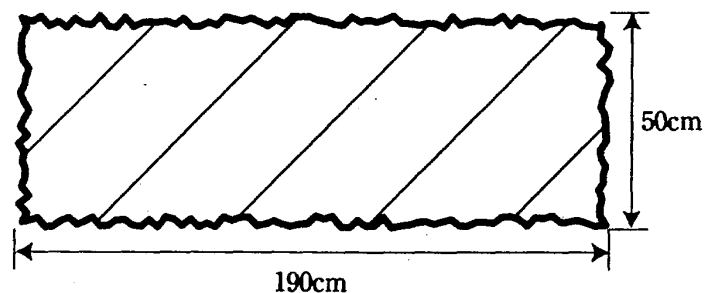
商品名：“Thuasne Lombacross Ref. 830”



6214.10～6214.90 1. Scarf of embroidered woven fabric (長方形でししゅうにより仕上げた製品。そのまま使用することができる)

本品は、製品にしてない長方形のししゅう布と一対でセットを構成するものである。二つの商品は小売用に包装して提示され、当該織物は一以上の衣類を作るように意図されている。

5810.91 から 5810.99 / 2 参照



6214.90 2. ショール

本品は、綿織物製で、緑色及び黄色の長方形のショール（"Dupatta"）である。

このショールは、ズボン（緑色）及びチュニック（緑色及び黄色）と共に構成される "Shalwar-Kameez" という女性用衣類の1つの附属構成部分である。ズボン及びチュニックは、分離して、それぞれ 6204.62 号又は 6206.30 号に分類される。3つの構成部分はすべて、小売用に於て共に提示される。

通則1（第11部注14）及び6を適用

6204.62 / 1 及び 6206.30 / 1 参照



6304.20 1. 蚊帳

本品は、ポリエステル製のマルチフィラメント（100%）から成るたてメリヤス編物の蚊帳であり、蚊その他の昆虫を忌避し又は死滅させる殺虫剤（1㎡あたり 55mg のデルタメトリン）を染み込ませたものである。

通則1及び6（第63類号注1）を適用

6304.91 1. 自動車用腰掛け保護カバー

本品は、メリヤス（パイル）の編物製（約1メートル平方）で、ゴムひも（幅8ミリメートル）で縁飾りし、縫い付けたものであり、8つの取付け用ストラップが備えつけられている。

本品は、腰掛けの座部、背もたれ及び場合によりヘッドレストも覆うようになっている。

6304.92 1. 綿織物からなるキルティングした枕カバー（“Sham”）

本品は、長方形（76センチメートル×63センチメートル）で、キルティングした表地、裏地及び装飾的なひだから成る。パッチワークからなる目に見える側の表地は、2層の綿織物の間にポリエステルの詰物をした層をキルティングすることで得られたキルティング織物を裁断したものである。表地と裏地は、袋を形成するように一体化され、裏地には、枕やクッションが入れられるようにファスナーを取り付けた出し入れ口が設けられている。

通則1及び6を適用



6307.90 1. Folding road signs

本品は、ガラスの細粒 (microspheres) で被覆した織物で覆った金属製の三脚である (ケースを有しているかいないかを問わない)。

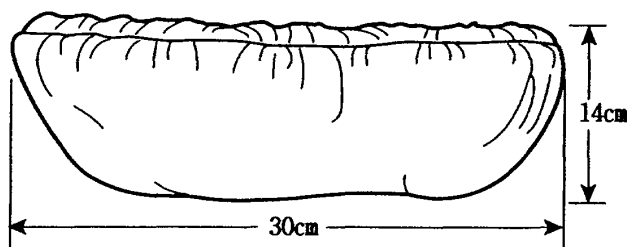
6307.90 2. Ornamental textile goods

本品は、主として人造繊維製の細幅メリヤス編物にその他の材料のストリップ (レース又は織物のバイアスストリップ) を表面又は縁に沿って装飾的なステッチによって縫い付けたもので、女子用下着等の製造に使用される。

6307.90 3. Protective covering

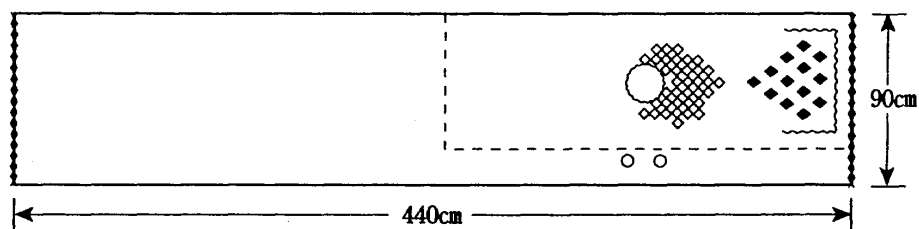
本品は、単一の卵型の不織布から作られ、その外側の端にはゴムひもが縫い付けられている保護カバーである。

本品は、履物を包むことができる伸縮性の袋状のものである。



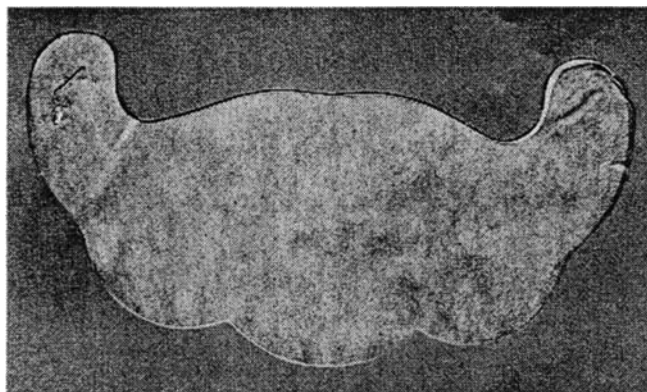
6307.90 4. Piece of woven fabric

本品は長方形の織物で、長辺にそって両側に織耳を有し短辺の両端を縁縫いしたものである。本品は、ネックラインに相当する穴を有し、ししゅうが施され又ビーズ及びひし形ガラスで装飾されている。ししゅうされた部分はドレス、ブラウス又はそれらに類する衣類の製造に使用される。その他の部分は例えばズボン、スカート又はスカーフの製造に使用される。

**6307.90 5. 不織布からなる物品**

本品は、特定の形状に裁断され、片面に接着剤が塗布され、1枚の紙で被覆されている（接着性の不織布）。使用時に被覆された紙を外し、直接肌に貼り付けることにより、ブラジャーカップのように乳房下部の周りにしっかりとあてがうことができる。

通則1を適用



6307.90 6. クリーンルーム用綿棒 (Cleanroom swabs)

本品（長さが 12.8 又は 16.2cm）は、ポリプロピレン製の柄、二層のポリエステル製編物を熱圧着した一方の端からなるものである。

通則 1、3（b）及び 6 を適用

**6307.90 7. チャイルドキャリア**

本品は、解剖学に基づいた形状を有する紡織用繊維製の腰掛け（アルミニウム製のフレームに取り付けられたもの）、詰物をした肩ひも及びヒップベルト、アンカーポイント、安全ハーネス、取外し可能なフェイスパッド、取手及び様々な補助物を収納するための区画から成る。本品は、大人が、子供を座らせた姿勢のまま背負って運べるよう設計されており、最大荷重は 20 kg である。子供を背負わないときは、背部のファスナーを閉じ、リュックサックのように着用することができる。

通則 1（第 11 部注 7（f））、3（b）及び 6 を適用

**6307.90 8. ベビーキャリア**

本品（外面は 100%綿製キャンバス地で、裏地は 100%綿朱子製）は、育ち盛りの子供を快適に運ぶため、頑丈なウエストベルト及び詰物をし、体にぴったり合う形の肩ひもから成る。本品は、新生児から最大約 20kg までの子供を運べるよう設計されている。本品は、種々の方法で子供を運

ぶことができる。

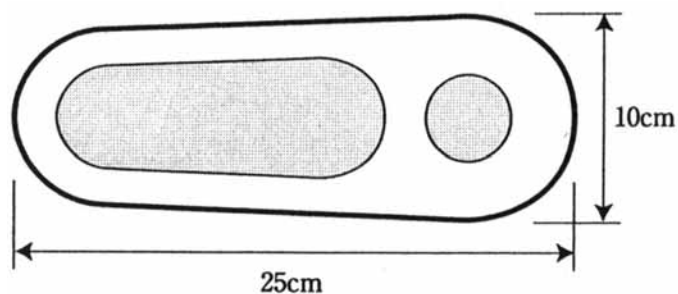
通則 1（第 11 部注 7（f））及び 6 を適用



6402.99 1 . Light-weight shoes

本品は、本底及び甲が多泡性のプラスチックのパッドで、外側の端に沿って接着して作った軽量のシューズである。

このタイプの履物は、海辺、プール、室内等で使用される。



6402.99 2 . 術後用の履物

本品は、足を手術した、又は足をけがした患者用のもので、くるぶしは覆わない。甲は合成皮革（紡織用繊維製の織物で肉眼により判別できる程度のプラスチックの外面層を有するものにしぼ状の模様付けを施した、皮革の外観を有するもの。）をメリヤス編みの裏地を有する多泡性プラスチックに積層したもので、底は三層構造、すなわち、発泡ポリ（塩化ビニル）の中底、木のベース及びうねを有するプラスチック製の本底からできている。本品は、前部2ヶ所をホック留めしベルクロファスナー（ナイロン製付着テープ）で閉じるようになっており、大量生産される。

商品名：“ TecnoI Post-Op ”



6404.19 1 . 婦人靴

本品は、甲が紡織用繊維製であり、本底がプラスチック製でその表面の一部が長さ5ミリメートル以下のレーヨン繊維によりフロックされ、意匠や商標が形成されている。地面に接する本底の面積の割合（別に取り付けられるかかとを除く。）は、およそ紡織用繊維が67.5%、プラスチックが32.5%である。しかしながら、紡織用繊維は、附属品又は補強材とみなされることから、本底の構成材料（地面に接する面積が最も大きい材料）の決定に当たっては考慮しない。

通則1（第64類注4（b））及び6を適用



6404.19 2 . 婦人靴

本品は、甲が紡織用繊維製であり、本底が一体成形されたプラスチック製で本底の親指の付け根のふくらみの部分とかかとはメリヤス編みのポリエステル繊維の層が貼り付けられている。地面に接する本底の面積の割合は、およそ紡織用繊維が78%、プラスチックが22%である。しかしながら、紡織用繊維は、附属品又は補強材とみなされることから、本底の構成材料（地面に接する面積が最も大きい材料）の決定に当たっては考慮しない。

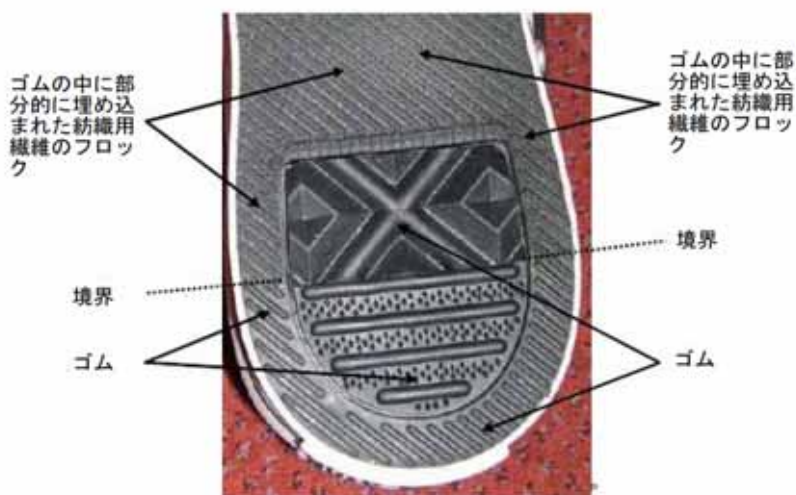
通則1（第64類注4（b））及び6を適用



6405.20 1 . 履物

本品は、甲が紡織用繊維製であり、本底はゴム製で、多くの部分がゴムの中に部分的に埋め込まれた紡織用繊維のフロックで覆われている。この紡織用繊維は、地面に接する本底の約 52 パーセントを覆うのに対し、48 パーセントはゴムにより覆われている。

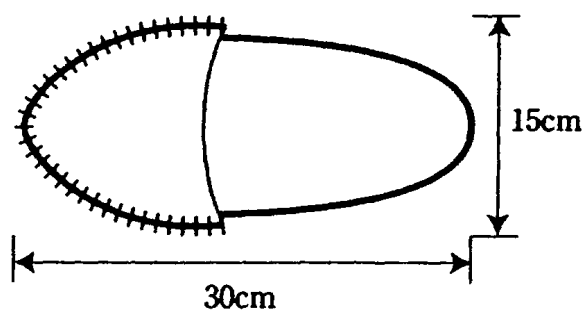
通則 1 (64 類注 4 (b)) 及び 6 を適用



6405.90 1 . Light-weight slippers

本品は、本底及び甲が二つのクラフト紙（クレープ）で、端を縫い合わせて作った軽量のスリッパである。

これらのスリッパは、ホテル、病院等で使用される。



6702.90 1 . Bouquete

本品は、高さ約 15 センチメートル、主として紡織用繊維材料製の数種のタイプの人造の花から成り、針金上に取り付けた少量の植物を含んでいる。全体の飾り付けは、紙製の模造レースで強固に支えられ、ベルベットの織物を蝶結びにしたもので装飾されている。

0604.90 / 1 参照

6702.90 2 . Small wreath

本品は、直径約 6 センチメートル、紡織用繊維材料製の花、渦巻状の針金、プラスチック製の玉及び丁子の木（唯一の植物性材料）から成る。各構成材料はそれぞれ針金上に取り付けられ、針金の端は円形支持物の中に収められている。

0604.90 / 1 参照

6802.99 1. ステアタイト（ソープストーン）で作られた箱

本品は、装飾品として使用される。彩色によるモチーフで飾られており、焼成していない。
通則1及び6を適用

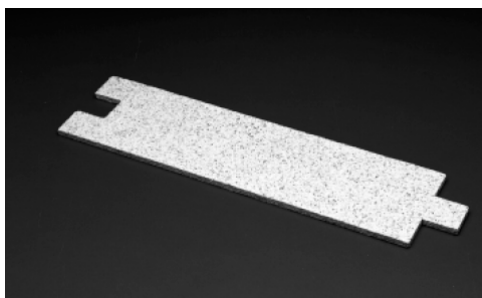


6806.90 1. 熱膨張性鉱物材料製のマット

本品は、ロール状又はシート状で、膨張することにより自動車排気触媒コンバーターのセラミックモノリスを適切な状態に保つために圧力を与える。また、同時に遮音をしている。マットは、3つの基本原料からなる。

- ・ 不織セラミックファイバー製品（アルミノケイ酸塩）（全重量の30～45%）（高温弾性を有し、バーミキュライトを含む）
- ・ 膨張していないバーミキュライト（全重量の45～60%）（膨張する性質をもつ）
- ・ 有機結合剤（全重量の5～9%）（製造の際、製品に強度を与える。）

通則1及び6を適用（号レベルの通則1の適用）



6807.90 1. Roofing boards

本品は、一つの基盤（板紙製又は例えば、ガラス繊維、人造繊維若しくは黄麻のウェブ製若しくは織物製）をアスファルトの層で完全に包み込み又は両面を被覆し、さらに、その片面を銅又はアルミニウムのはくで被覆したボードである。

4811.10/2及び6807.90/2参照

6807.90 2. Roofing boards

次の三つの層から成る。

- (1) 上層：両面をビチューメンその他これに類する材料で被覆した板紙のシートから成り、耐風雨性を有する部分
- (2) 下層：両面をビチューメンその他これに類する材料で被覆した板紙又はアルミニウムはくのシートから成り、“vapour shield” 又は、“steam barrier” と呼ばれる部分
- (3) 中層：膨張させたポリスチレン（厚さ 20 ミリメートル）で、上記の二つの層の間において断熱及び防音層を形成する部分

4811.10/2 及び 6807.90/2 参照

6808.00 1. Insulating panels

本品は、鉱物性バインダーで凝結させた植物性繊維の二層とその中間層に多泡性のプラスチックを挟んだものである。

6809.19 1. Panels

本品は、プラスター製の厚さ 3 センチメートルの正方形のパネルで、その外表面は穴があけられ、内部は二つの長方形の中空部に仕切られ、その中空部に鉱物製ウールのストリップが充てんされている。また、裏面には紙を裏張りしたアルミニウムが張られている。防音用及び断熱用に壁又は天井に使用する。

6815.99 1. Ferrite flex (or cord)

本品は、フェライト粉（重量比 22%）をポリ塩化ビニル（重量比 64%）で凝結してチューブ状（黄麻糸（重量比 14%）をしんに使用してある。）にしたもの（外径が 2 ミリメートル）を巻いたものである。非混信電気ケーブルの製造に使用する。

6815.99 2. マグネシウムカーボンレンガ

本品は、焼結した酸化マグネシウム、炭素（多くは天然黒鉛）、抗酸化物（多くは、アルミニウム、シリコン又はマグネシウムの元素）及び樹脂から成る。これらは成形された後、最高 500 度の温度で加熱される。

加熱工程において、樹脂は揮発性の構成要素が蒸発して硬化し炭化する。

商品名：“Magnesium carbon (“Mag C”) bricks”

6903.20 1. Chemically produced “ceramic” oxide fibers (主としてアルミナから成るもの)

本品は、鉱物と少量の有機結合剤との溶液を押し出し成形し、連続的に焼成して得られたものである。

6903.90 1. Chemically produced “ceramic” zirconium oxide fibers

本品は、ジルコニウム塩溶液を保持した有機繊維（前駆体）を熱分解し、連続的に焼成して得られたものである。前駆体はその工程で完全に消滅する。

6907.21～6907.23 1. テラコッタ製のクラディング部材

本品は、屋外又は屋内のクラディングに使用されるものである。これらの部材には様々な寸法のものがあり、幅 200 から 245 ミリメートル、長さ 592 から 1520 ミリメートル、厚さ 15 から 40 ミリメートルの範囲である。それらの構造は規格化されており、何種類かの色及び様々な質感（滑らかにしたもの、表面に砂をまぶしたもの、筋付けしたもの等）がある。本品は、特別な耐食性の金具により、主要構造物（表面に断熱材を置くことができる。）に固定された垂直又は水平の金属形材に取り付けられる。号レベルの所属は吸水率による。

通則 1 及び 6 を適用

**6909.19 1. Elements of soft ferrite**

本品は、84 類又は 90 類の機械類又は機器類の部分品として明らかに認められるものである。
85 類 / 1 及び 8504.90 / 1 参照

6912.00 2. Laundry ball

本品は、直径が約 10 cm であり、接合された 2 つのプラスチック製の穴のあいたケーシングから成り、2 つの磁石と 4 種の小さな陶磁製の“ペレット”（ビーズ）を内包している。本品は、家庭用の洗濯機で使用され、物理的な作用によって衣類を洗浄する。

通則 1 及び 3（b）を適用

**6913.90 1. 陶磁製の容器**

本品は、茶色に塗装されたサモワールの形状（高さ約 19cm）で、実用性を有さず、彩色された花で装飾され、かつ取り外し可能な蓋を備え、本質は、もっぱら装飾品である。透明プラスチック袋に入った紅茶が入っている。

茶は、分離して、第 0902.30 号に分類される。

通則 1 及び 6 を適用

0902.30 / 1 参照



7002.39 1. Tubing of standard lead glass

本品は、フィラメント電球及び半導体工業において使用されるもので、各種の長さ（管の外径よりも長い長さ）に切断されたものである。ダイオードの製造に使用される。

例1 長さ：1.63 ミリメートル、外径：1.40 ミリメートル

例2 長さ：7.03 ミリメートル、外径：2.44 ミリメートル

7019.39 1. 断熱又は防音に適するガラス繊維（グラスウール）製品

本品は、断熱又は防音に適するガラス繊維（グラスウール）製品であり、ロール状で提示される。本品の寸法は、長さ 6,250 から 10,000 ミリメートル、幅 1,200 ミリメートル、厚さ 50 ミリメートルである。構造に関して、本品は、合成長繊維製接合剤を含んだ非平行な（ランダムに配置された）ガラス製の短繊維でできている。本品を傷つけることなく、この技術で製造された材料から、基本となる糸（繊維）を取り除くことはできない。

通則 1 及び 6 を適用

**7019.90 1. Air purifying filters**

本品は、ヒーティングパイプの入口又は出口に直接使用される。穴をあけた 2 枚の薄い金属板でガラス繊維を挟み、正方形の板紙製のフレームにはめられている（寸法 50 センチメートル×50 センチメートル×5 センチメートル）。

7101.21 1. 養殖真珠を一以上含んでいる食用に適しないかき

本品は、塩水に保存され、気密金属容器に入っている。

7105.10 1. 合成ダイヤモンド（最大寸法 500 ミクロン）

本品は、研磨用ホイールの製造に使用されるもので、当該ホイールの製造に使用される樹脂バインダーへの結合力を改善するために銅で被覆されている。

7114.19 1. Gold pieces

本品は、政府の管理のもとに発行されたものであるが、当該発行国で法貨として流通したことがないものである。

登録商標：Austrian 1915 4DUCAT

7115.90 1. 中空のマイクロスフィア

本品は、直径 0.05 ミリメートル未満のもので、化学めっき工程によって、中空のガラス製マイクロスフィアの表面に銀コーティングを施すことによって得られる。銀の含有量（重量比）が 20% 以上、ガラスの含有量（重量比）が 80% 以下である。本品は、導電性ペイントの製造において、導電性充填剤として用いられる。

通則 1（第 71 類注 1（b）及び 2（A））及び 6 を適用

7116.20 1. Pendant drops (platelets, balls, etc.)

本品は、水晶製で、照明器具用のものである。

7117.19 1. 銅製のブレスレット

本品は、病気の治療又は予防効果があるとされているものである。

登録商標：Sabona copper bracelets

7117.19 2. Pins (ピンバッジ)

本品は、ピン付きの様々な形をした小型の黄銅製の板から成る。ピンの裏には、留具が固定されており、衣類に取り付けられるようになっている。バッジは意匠文字、図版又は印刷された文書（例えば、標語）が付いている。

7118.10 1. Silver pieces

本品は、発行国において法貨であったもの（当該通貨が発行国で法貨として通用しなくなったのち、発行国又はその他の国において再鑄造したものを含む。）である。

登録商標：Maria Theresa 1780 Thaler

7208.90 1 . Flat plates

本品は、円形、6角形又は8角形の形状をした平板で、熱間圧延をした鋼板を打ち抜いたものである。本工業生産品は、実質的で、かつ、特殊な加工を施して完成したディスク(wheel centres)とした後、リムを組み立てて完成した自動車のホイールとするために使用する。

72 類注 1 (k) の適用

7210.70 1 . 鋼の積層製品

本品は、積層製品の外側の層を校正する2枚の鋼のフラットロールシート及び内側の層又は芯(core)を構成する1枚のプラスチックのシート又は層から成るものである。外側の層の厚さは、通常、それぞれ2.54ミリメートル以下で、芯の厚さは、約0.02ミリメートルから2.29ミリメートルまで幅がある。本品は、通常、巻いてある(幅約1,500ミリメートル以下)が、特定の大きさのシートに切断されていることもある。プラスチックの芯が本品にすぐれた音を減衰させる特性(sound-damping quality)を与えている。本品は、建物の外装仕上げ、内壁の装飾物、自動車本体のパネル、家庭用機器、事務機器等に使用される。

7308.30 1. 昇降機（エレベーター）に連動するための機構を有する自動スライド式鋼製ドア

本品は、昇降路（lift shaft（エレベーター用の上下空間））への建物の各階毎の入り口の壁に取り付けられるように作られている。ドアと機構は、エレベータ箱と共に建物内を上下往復しない。

通則1及び6を適用

7308.30 2. 住宅に使用する鋼製の防犯ドア

本品は、次の部品から成る。

- －鋼製の外部パネル
- －耐ドリル遮蔽体（anti-drill shield）
- －外部用鋼製組立パネル
- －鋼製のパネル
- －縦方向補強材
- －縦方向補強材及び3点錠
- －シーリングガスケット
- －ハット形の（omega shaped）枠補強用構造体（骨組）
- －木製の内部パネル
- －内部用鋼製組立パネル
- －鋼製縦枠
- －取り外し可能隙間風除けシステム

通則1及び6を適用

7308.90 1. Prefabricated construction elements

本品は、外側は鋼板で、内側は鋼シート、石綿セメントパネル又はプラスターシート等であって、両側面の空間には絶縁材（タールドペーパーボード、多泡性プラスチック、鉱物性ウール、膨張させた雲母、膨張させたバーミキュライト、木質繊維等）が充てんされている。

7308.90 2. Angles (せん孔した形鋼)

本品は、金属製構造物（棚、重ね棚、家具、階段、足場、屋根の骨組み等）の組立て用に加工したもので、分離し又はセットにして呈示される。

- (i) 組み立ててないもの又は分解してあるもので、完成品を構成しないもの：鉄鋼製のもの
- (ii) 組み立ててないもの又は分解してあるものであるが、完成品を構成するもの：(完成品の属する項)

7610.90／1 参照

登録商標：“Handy Angles” 又は “Dexion Slotted Angles”

7308.90 3. Iron gratings

本品は、縁を付けた形鋼 (E-Section)、厚さ 2 ミリメートルから 5 ミリメートルまで、幅が 20 ミリメートルから 50 ミリメートルまでの支持棒及び連結棒から成るもので、階段の踏み段、踏み板等の構造物用材料として使用されるものである。

7308.90 4. Sections (形鋼)

本品は、横断面がほぼオメガ形の形鋼で、その背に沿って不規則な間隔でスリットが付けられ、鎮板 (anchor strip) が挿入できるように僅かに曲げられたものである。本品は、コンクリートの床、天井又は壁に埋め込まれ、特殊なボルトによりさまざまな種類の機器（機械、鉄道の線路、コンベヤトラック、モノレール、移動クレーン、配管等）を固定するために使用する。

登録商標：Halfen

7308.90 5. Angles, Shapes and Sections

本品は、厚さ 0.75 ミリメートルから 1 ミリメートルまでの亜鉛めっきしたシート又はストリップを圧延機で冷間成形後、側壁上に斜線状の刻み目をつけたものを長さ 10 メートル以下、幅 0.3 メートルから 1 メートルまでの形鋼としたもので建築物（流し込んだコンクリート床等）に使用する。

7308.90 6. Profiles

本品は、鉄鋼のストリップを冷間で折り曲げた不特定の長さの形鋼で、長さの方向全体に特殊な形状の穴を有するもので壁、隔壁、天井等に取り付け、電線その他の導管、接続箱等を取り付けるのに使用する。

7308.90 7. 街灯用の鉄柱 (Octagonal steel columns)

本品は、長さが 4 メートルから 9 メートルの鉄柱で八角柱の形状をしており、以下の構成物品とともに未組立ての状態提示される。

- － 直径 60 ミリメートルの管状ブラケットで、照明源を設置または固定するための装置が取り付けられた 1 以上の枝状部分から成る
- － 鉄柱を地面に取り付けるためのアンカーボルト
- － 構成物品の組み立てに用いられる付属品（ボルト、ナット及び座金）のパッケージ

当該鉄柱及び構成物品には、電気装置または照明源は取り付けられていない。

通則 1 及び 6 を適用

**7309.00 1. Silos for unroasted or roasted coffee**

本品は、多面形の鉄鋼製の容器でその内部は垂直の隔壁で小室に仕切られており、各小室の底部はコーヒーを取り出すための流出口を開閉する装置（サイロの形式により手動式又は電磁式のものがある。）を有し、その他の機械的装置を有しないものである。

7314.49 1. Conveyor belting

本品は、長尺のもので、各種の幅のもの（15センチメートルを超えるもの）であり、炭素鋼の線でできたやや平らにした一連のら旋から成る。各ら旋は、同じ線から成る端を折り曲げた部分品を挿入し、部分品の両端を一連のら旋の1つの両端に溶接することにより連結されている。各ら旋は、このようにして、部分品のまわりを自由に回転するようにしてある。

7318.19 1. Articles consisting of shank of hardened steel

本品は、一端をくぎのように打ち込むことができるようにとがらせてあり、他端はねじ切り又はねじ立てがなされているものである。

7318.29 1. Vibration absorbing mountings

本品は、次の部分から構成されている。

- (i) 軸にコッターピン用の穴を有する鉄鋼製の丸い頭部を有するスタッド
- (ii) 硬化してない加硫したゴム製のスリーブ及び必要に応じ一又は二個のワッシャー。これらは、スタッド軸に差し込まれる。
- (iii) ロッキングスロットで終わる二つの半ら旋軌道を有する鉄鋼製のカム
- (iv) スタッド軸に挿入されるコッターピン。これはカムを回転させた時にゴム製のスリーブを圧縮し、スロットにはまり込むことにより機器を完全に締め付ける。

これらは、精密機器等を、それらを収納するキャビネット又はケースの側面に取り付ける際に使用される。

4016.99/1及び8487.90/5参照

第16部注1(g)の適用による。

7321.19 1. ステンレス鋼製非電気式家庭用バーベキュー調理器

本品は、ステンレス鋼製の反射鏡により動作するもので、太陽エネルギーのみを利用して調理する。

通則1及び6を適用

7321.89 1. Charcoal Chimney Starter (火おこし器)

本品は、両端が開いた鋼製のドラムの形状をした火おこし器であり、側面に取手を有し、穴の開いた金属板により2つの内部室に分かれている。シリンダーは、高さ275ミリメートル、直径170ミリメートルである。下部の仕切り(chamber)は、空気の循環を促すため、穴が開けられている。上部の仕切り(chamber)には炭が置かれ、下部の仕切り(chamber)は紙で満たされる。当該火おこし器は、焼き肉器又は火格子の上に置かれ、紙に火が付けられる。本品の設計は、炭を焼き肉器又は火格子の上に撒く準備ができるまで、炭の着火及び加熱を加速する煙突効果を生み出す。

通則1及び6を適用

**7323.93 1. 巻き込み式のふたを持つ非電気式ステンレス鋼製湯煎なべ**

本品は、フレーム(ハウジング)及び「保持箱」から成り、回転して後方へ開くハンドル付きのふたを有している。ハウジングは、底の4本のねじで四角形の水なべを固定することにより、なべが加熱ユニット(3つの燃料(例えば、ゼリー状のもの)用容器が置かれる。)の上に据え付けられるように設計されている。本品は、長さ65センチメートル、幅43センチメートル、高さ40センチメートルで、9.5リットルの水が入る。また、本品は、組み立てていない加熱フレーム(燃料はない。)とともに小売用となっている。本品は、ビュッフェ式の料理を出す施設(特にホテル)で、「湯煎なべ」(料理皿が浸されている湯が、バーナーにより一定の温度に保たれる。)として、料理を保温するために使用される。本品は更に、湯の代わりに角氷を使うことで、料理の保冷にも使用される。

通則1及び6を適用

商品名：“RONDO 1/1 GN”(標準版)

7325.10 又は 7325.99 1. Filling rings

本品は、中空の銑鉄製シリンダーで、その内面に円形フランジを、また、その外表面に環状のリブを有する。これらのリングは、スラリーセメント乾燥キルンの中に置かれ、熱の放散及び乾燥工程の容易化及び短縮化を図るためスラリーセメントと混合される。

7326.20 1. Spiralled wire

本品は、亜鉛めっきした鋼線（横断面が円形のもの）をきつから旋状に巻き、更にプラスチックのさやに納めた不特定の長さのものである。本品は、ひじかけいすのシート及び背部、寝台等に使用される。

7326.20 2. Assemblies of spiral spring

本品は、マットレスに使用する内部スプリングユニットで、ら旋状のばねを組み合わせたものである。

7326.90 1. Anti-frost burners

本品は、作物の霜よけ用のもので、可燃性鉱油用の鉄鋼製の槽であり、円すい状又はろうと状の煙突を有するか又は火炎調節用すべりふたを有するものである。

7326.90 2. Transmission, Conveyor or elevator belts

本品は、エンドレスの鉄鋼製のストリップ又はシートで、機械部品を構成するような他の物品は取り付けてないものである。

7326.90 3. Bowls

本品は、衝撃押出しによって得られる鉄鋼製のボウルで最終製品に近い形状でないものである。本品は、金属の性質及び寸法によりカートリッジ用ベース若しくは薬きょう又は弾丸の被甲の製造に使用される。

これらのボウルは、構成する卑金属により第 15 部の他の類の該当する項にも属する。

7326.90 4. Steel tubes

本品は、両端にねじ切りをした鋼管の内部に鋼線を束にして固定したものである。本品は、コンクリート、岩石、金属板等を熱により切断又はせん孔する際に使用する。

検討した物品の寸法は、外径 16 ミリメートル、長さ 3 メートルである。

7326.90 5. Portable clamping workbenches

本品は、金属製のねじ調節機構と平らな水平面を有する木製の万力あご（プラスチック製の支持用の突起を装備している。）から構成されており、これらが金属製スタンドの上に据え付けられている。本品は、切断、穴あけ等の作業のために板材や小片を締め付けて保持することができ、作業台として使用される。本品は、木びき台としても使用することができるように 2 つの異なる高さに調節することができる。

通則 3 (b) を適用。

商品名：“Black & Decker Workmate Workbench WM536”

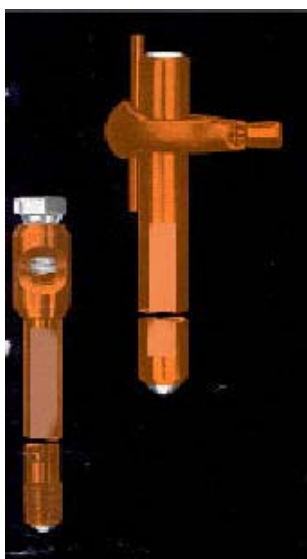
7326.90 6. Key holder

本品は、鋼製で、鍵をつなぐための留め金付きのリング（直径 22 ミリメートル）から成り、小型のプラスチック製ケース（3 本の小型ねじ回し（長さ 54 ミリメートル）が入っている。）に鎖（長さ 20 ミリメートル）で取り付けられている。

7326.90 7. 接地棒

本品は、引抜き炭素鋼製の固体棒状電極で、電解法により銅が被覆されている。銅層は、最大厚さ 254 マイクロメートル (μ) で、2つの金属が完全に結び付けられる。これらの棒は、長さ 8～10 フィート (2.5～3.1 メートル)、重さ 5 キログラム以下、下端は尖っており、ねじ込まれた青銅製の継手を用いて互いに接続できる。これらの棒は、高圧線、変電所、通信線、建物、街灯、避雷器、アンテナ等を保護（接地）するために用いられる。

通則 1（第 15 部注 7）及び 6 を適用

**7326.90 8. 連結環**

本品は、鋼製の連結環であり、固定用ブッシュで固定された鋼製のピンにより連結して接続式の継手にした、2つの対称な弓形の部品から成る。本品は、巻上げ具（スリングの端、フック、マスターリンク等）と共に用いて、巻上げ用のアセンブリ（クロスビーム、グラブ及び紡織用繊維製のスリング）を形成するように設計されている。

通則 1 及び 6 を適用



7409.19 又は 7410.21 1 . Sheets of phenol-formaldehyde resin

本品は、一面又は両面に精製銅のシート又ははくを接着したフェノール・ホルムアルデヒド樹脂製のシートで、印刷回路の製造に使用される。これらの物品は、電気の導体として使用するために作られたもので、銅のシート又ははくは本品に重要な特性を与えていると認められる。

7419.99 1 . Bronze wire cloth

本品は、フレームに取り付けた青銅製ワイヤクロス（調節してあるかないかを問わない。）でスクリーン印刷法により紡織用繊維織物に印刷するための手持ち式のもの又は印刷機に使用するものである。

このようなクロスは、構成する卑金属により第 15 部の他の類の該当する項にも属する。

7419.99 2 . Spray heads for fire extinguishing systems

本品は、消火設備の配管にねじ込む管を有する黄銅製のケーシングで、低融点合金金属製カプセルによって密閉されているものである。

低融点合金の挿入物は、加熱すると溶融し、その結果、カプセルが開放する。そして水がヘッドの下部のデフレクタープレートに向かって噴出する。

7506.10 1 .ニッケルはくの外層並びに絶縁性ポリマー（ポリオレフィン及びふっ素樹脂等）及び導電性カーボンブラックの混合物から作られた内層から成る積層製品

本品の外層は、厚さ 0.025 ミリメートル、内層は、厚さ 0.3 ミリメートルである。本品は、縦 30 センチメートル、横 40 センチメートルのシートの状態で提示され、型抜きした後、60 ボルト未満の電池、電話及び電動機を過電圧又は高温から保護するための、繰り返し使用できるヒューズとして使用される。

通則 3 (b) を適用

商品名：“ Poly Switch ”

7603.10 1. Non-sintered powder

本品は、酸化アルミニウムで被覆処理したアルミニウムの粒で、焼結してないものである。アルミナの含有量は7%~14%である。

7606.11~7606.92 1. アルミニウムの積層製品

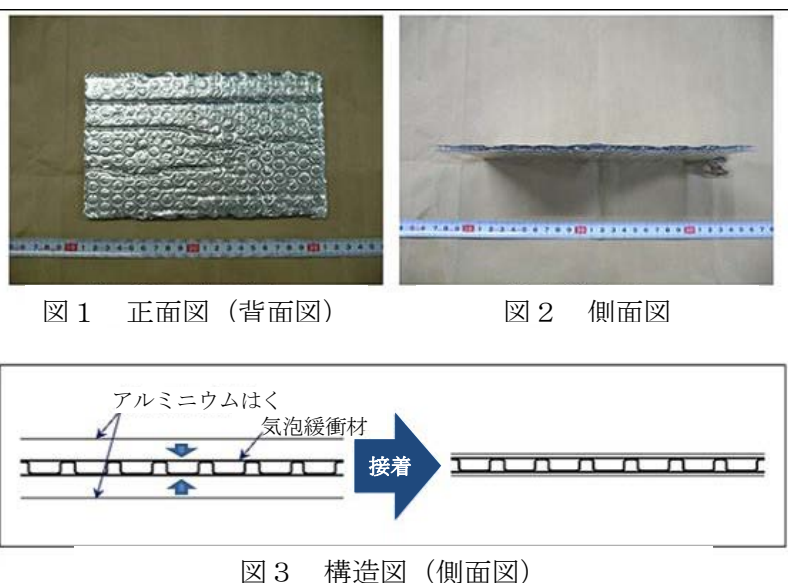
本品は、積層製品の外側の層を構成する2枚のアルミニウムのフラットロールシート及び内側の層又は芯 (core) を構成する1枚のプラスチックのシート又は層から成るものである。外側の層の厚さは、通常、それぞれ2.54ミリメートル以下で、芯の厚さは、約0.02ミリメートルから2.29ミリメートルまで幅がある。本品は、通常、巻いてある(幅約1,500ミリメートル以下)が、特定の大きさのシートに切断されていることもある。プラスチックの芯が本品にすぐれた音を減衰させる特性 (sound-damping quality) を与えている。本品は、建物の外装仕上げ、内壁の装飾物、自動車本体のパネル、家庭用機器、事務機器等に使用される。

7607.20 1. 積層反射断熱材

本品（長さ 38.1 m×幅 1.22 m）は、ロール状で、2枚のアルミニウムはくの外層（厚さ 5 μm）及びポリエチレン製の気泡緩衝材の内層（厚さ 3.1 mm）からなるものである。2枚のアルミニウムはく層及びポリエチレン製の気泡緩衝材の 1 平方メートルあたりの重量割合は、それぞれ 16% 及び 84% である。

本品は、使用者の必要に応じて切断され、内外からの放射熱を防ぎ温度を維持するために、建物の壁、天井又は床の内側に設置するよう設計されている。積層されたアルミニウムのはくは、双方向に放射熱を反射し（反射率：97%）、ポリエチレン製の気泡緩衝材は、はくの表面の間に有する空気層により熱伝導を防ぐ。

通則 1、3（b）及び 6 を適用



7610.90 1. Angles (せん孔した形材)

本品は、金属製構造物（棚、重ね棚、家具、階段、足場、屋根の骨組み等）の組立て用に加工したもので、分離し又はセットにして呈示される。

- (i) 組み立ててないもの又は分解してあるもので、完成品を構成しないもの：アルミニウム合金のもの
- (ii) 組み立ててないもの又は分解してあるものであるが、完成品を構成するもの：(完成品の属する項)

7308.90／2 参照

登録商標：“Handy Angles” 又は “Dexion Slotted Angles”

7615.10 1. 使い捨てアルミニウムホイル容器

本品は、主に商業活動として、食品の調理、包装や輸送のための一般的に台所において用いられる。容器は、形状や大きさが異なっている（一般的に、長方形又は円形。）。本品は、パン製造業の調理、製造工程で多用される。食品は、その後、輸送されホイル容器入りで販売される。このような容器は、通常、使い捨てである。

通則1及び6を適用



8201.40 1. Plantation machet

本品は、ブレードの切断用の刃の反対側に、のこぎりとして付随的に使用するためののこ歯を付けたものである。

8205.20 1. Hammer

本品は、卑金属のハンマーで頭部の各端部に取り外しのできるたたき部分（一つはゴム製、他の一つはプラスチック製）を有しているものである。

8205.51 1. 果実及び野菜用の皮むき器

本品は、果実及び野菜用の皮むき器であり、プラスチック製の柄及び2枚の刃（一つは平板状であり、もう一つはのこ歯状である。）を有する長方形で卑金属製の旋回する作用部分から成る。

通則1及び6を適用

**8205.51 2. 果実及び野菜用の皮むき器**

本品は、果実及び野菜用の皮むき器であり、プラスチック製の柄及び2枚の刃を有する卑金属製の固定された作用部分から成る。

通則1及び6を適用



8205.59 1. Hand knotter

本品は、プラスチックの側から成るヘッドを有し、ヘッドは鋼製の糸結機構を有するハンドノッター（糸結器）で、金属製の保持具がヘッドに取り付けてあり、また、その機構を操作するための引金に取り付けてある。本品は、繊維機械の操作中に切断した糸を結ぶのに使用する。

8205.59 2. Stapling “pliers”

本品は、板紙製の箱を閉じるための卑金属製のステープリングプライヤーで、2個のピボットリムを手で握りしめることによってステープルを締めることができる。

登録商標：Bostitch P4-8P stapling “pliers”

8306.29 1 . 仏教用の香炉及び線香差し

本品は、黄色で卑金属製の装飾用の小さな花瓶に類似している。香炉は筒状であり底の方向に向かって徐々に広がっている。寸法は、高さ9センチメートル、上部の口径3センチメートル、底の直径4.5センチメートルである。線香差しは底に3本の脚が装着された小さな瓶の形状をしている。寸法は、高さ4.5センチメートル、上部の口径7センチメートルである。双方とも通常は家庭用の仏壇又は寺院の装飾用に使用されるが、礼拝場の焼香用としても使用される。

8306.29 2 . 仏教用のマッチ消し

本品は、平らな基底部を有する容器であり、装飾用の小さな花瓶に類似している。この容器は黄色い卑金属製のものである。本品はマッチの挿入のための穴が中央にあけられている蓋を有する。寸法は最も広い部分の直径が4.5センチメートル、高さは蓋をした状態で7センチメートル（蓋のない状態では6.5センチメートル）である。本品は、通常、家庭用の仏壇又は寺院の装飾用に使用されるが、礼拝場において使用済みのマッチを消すためにも使用される。

8309.90 1 . アルミニウムのトップ

本品は、飲料又は食品の缶に使用するため、種々の外観（円形、楕円形及び角を丸めた四角形等）及び種々の寸法を持つ。トップは、缶の上部と結合するための突起した縁を持ち、トップの底面は、飲料又は食品との接触に適するように、保護ワニス塗装されている。トップは、また、切り込みに沿って缶を開けるのを容易にするため、一方の端にリングを取り付けた切り込みの入ったつまみと一体となっている。

16 部 1 . Ball bearing control cables

本品は、特定の機械又は 16 部の機器に専ら又は主として使用するのに適していると認められるボール・ベアリング・コントロール・ケーブルである。

該当する機器の部分品又は附属品として分類する。

8487.90 / 2、17 部 / 1 及び 9033.00 / 1 参照

16 部 2 . Stirring attachments for agitators or mixers

本品は、かくはん用ブレード（フィン、レーキ、十字形フレーム等）から成るかき混ぜ器又はミキサーのためのかくはん用附属品（軸付きであるかないかを問わない。）で分離して提示されるものである。

第 16 部のかき混ぜ器又はミキサーに専ら又は主として使用するのに適していると認められるものである。

かくはん用附属品を取り付けるのに適したかき混ぜ器又はミキサーが属する項に属する。

8487.90 / 3 参照

第 16 部注 2（b）参照

16 部 3 . Gaskets

本品は、バリウムフェライトの磁気棒を内蔵したプラスチック製の形材（戸に適合する形状にしたもの）で、第 16 部の機器の戸に取り付けるためのガスケットである。

該当する機器の部分品又は附属品として分類する。

8418.99 / 1 及び 8505.19 / 1 参照

8403.10 1. Electric central heating boiler

本品は、鉄鋼製で、暖房（床下暖房又は放熱器暖房）目的のための種々の温度の湯を製造する。本品は、堅いポリウレタンフォームによって断熱され、220 ボルト又は 380 ボルトで作動する。本品は、取り外し可能なステンレス鋼の浸せき式液体加熱器、電力制御継電器、制御盤（サーモスタット、温度計及びスイッチを含む。）、可変速循環ポンプ、水圧計、安全弁、熱の放出口及び回帰口、場合によっては膨張タンク並びに家庭用の湯槽と結合するための放出口及び回帰口と取り付けられる。形式に応じ 5.6 キロワットから 24 キロワット又は 28.8 キロワットから 259.2 キロワットの電力に調整できる。最高温度は 90 度であり、作動圧力は 3 バールである。

通則 1 を適用

8414.60 又は 8414.80 1. Laminar airflow cabinet

本品は、実験室等において組織培養の調整及び操作に使用する機器で、次の物品を含んだ金属製キャビネットから構成される。

- (i) 電動ファン及び空気浄化フィルターを有する空気循環用フード
- (ii) フード下方に設置された作業面となる穴のあいたシート (a perforated sheet)
- (iii) 穴のあいたシート (a perforated sheet) 下のこぼれた液体を収集するタンク

キャビネットは前開きで、作業台又は机の上に設置するように設計されている。フードが供給する層流は、キャビネット開口部において保護バリヤとなり、オペレーターを生物材料操作中に起こりうる各種の汚染から保護する。

8415.10 1. 天井型スプリットシステムのエアコンディショナー

本品は、天井型スプリットシステムのエアコンディショナーであり、次のものから成る。

- (i) 単一のハウジング内に収められた、熱交換器及び動力駆動式のファンから成る室内ユニットで、天井に取り付けるように設計されたもの
- (ii) 単一のハウジング内に収められた冷媒型の圧縮機及び動力駆動式のファンを有する熱交換器から成る室外ユニット

両方のユニットは、電線や銅管により互いに接続するように設計されている。

通則 1 及び 6 を適用

8415.10 2. 床置型スプリットシステムのエアコンディショナー

本品は、床置型スプリットシステムのエアコンディショナーであり、次のものから成る。

- (i) 単一のハウジング内に収められた、熱交換器（蒸発器）及びモーター駆動式ファンから成る縦型の室内ユニット。床の上又は壁際に配置するよう設計されているが、設置場所にしっかりと固定されない。
- (ii) 単一のハウジング内に収められた、冷媒型圧縮機、熱交換器（凝縮器）及びモーター駆動式ファンから成る室外ユニット。地面又は鉄の棒に取り付け又は固定するように設計されている。

両方のユニットは、電気配線及び冷媒が流れる管により互いに接続するように設計されている。
通則1及び6を適用

8415.82 1. 一体構造型ポータブルエアコンディショナー

本品は、単一のハウジング内に、2つのモーター駆動式ファン、蒸発器、凝縮器及び圧縮機を有している。容易に移動できるようにするため4つのキャスターが取り付けられ、移動用の2つのハンドグリップを有する。窓や壁から暖かい排気を逃すため、附属品としてフレキシブルな排気ホースを取り付けることができる。

通則1及び6を適用



8415.90 1. 圧縮型スプリットシステムのエアコンディショナーユニット

本品は、同一の筐体に、蒸発熱交換器コイル、蒸発熱交換器コイルに吸気し室内に空気を送るためのモーター駆動式ファン、エアフィルター、サーモスタット及び制御板を有している。本品は、電気配線及び冷媒が循環するための銅管により室外機と接続するように設計されている。

通則1（16部注2（b））及び6を適用

8415.90 2. 圧縮型スプリットシステムのエアコンディショナーの室外冷却ユニット(冷却のみ)

本品は、同一の筐体に、圧縮機、凝縮熱交換コイル、凝縮熱交換コイルに吸気し熱を排出するためのモーター駆動式ファン及びユニットの制御又は保護のためのその他の部品を有している。本品は、電気配線及び冷媒が循環するための銅管により一以上の室内機と接続するように設計されている。

通則1（16部注2（b））及び6を適用

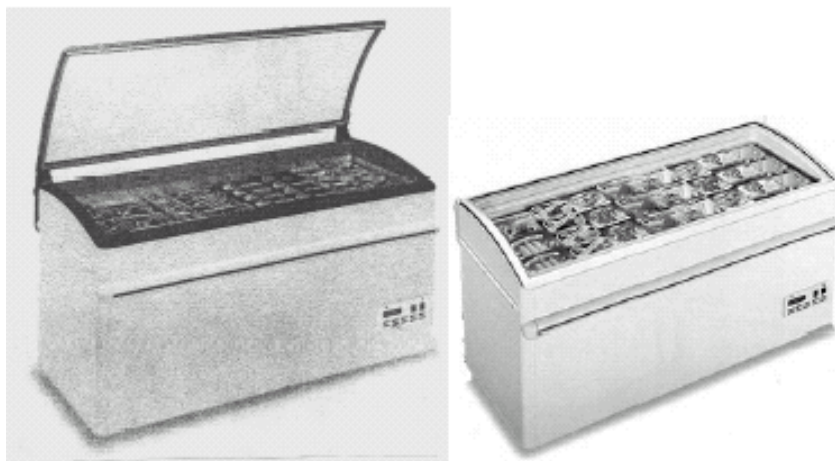
8415.90 3. 圧縮型冷却加熱可逆式スプリットシステムのエアコンディショナーの室外冷却ユニット

本品は、同一の筐体に、圧縮機、凝縮熱交換コイル、凝縮熱交換コイルに吸気し熱を排出するためのモーター駆動式ファン、サイクルを逆転させるための4方向バルブ及びユニットの制御又は保護のためのその他の部品を有している。本品は、電気配線及び冷媒が循環するための銅管により一以上の室内機と接続するように設計されている。

通則1（16部注2（b））及び6を適用

8418.30 1. 横置き型冷凍庫

本品は、曲ったガラスのふた付きで、食料品店で、食料品を保存し、展示するために設計されたものである。本品は、型式により、365 リットル又は 550 リットルの容量があり、内蔵している冷却システムは、外気温が 30 度において、庫内温度をマイナス 20 度からマイナス 24 度の間に保つことができる。

**8418.69 1. Thermo-eletric batteries**

本品は、直列に連結した熱電対からなる Thermo-eletric batteries である。各熱電対は、二つの異なった半導体ブロック（一つは正、他方は負）で構成され銅線によって連結している。本品に直流電流を与えるとバッテリーの一端に冷却効果、他端に加熱効果を与える。本品は、小型冷蔵庫、空気調和装置、精密装置等の冷却エレメントとして使用する。

登録商標名 : Frigistor

8418.69 2. 冷蔵機能を備えた屋外キャビネット

本品は、電気機器又は電子機器（例えば、整流器、バッテリー及び遠距離通信用機器）を挿入するように設計されたものである。本品は、絶縁鋼（insulated steel）製で、地面の上に直接設置するように設計されている。内部は2つの区画から成り、1つは、4つのバッテリー用のラックから成るバッテリー用の区画、もう1つは「ラック」ユニットを備えた機器用の区画である。前扉には、2000ワットの直流のエアコンディショナー（湿度を調節する機能を有しない。）、キャビネットの天井部には直流の非常用排気ファンを備えている。

通則1、3（b）及び6を適用



These photos are for illustrative purposes only.

8418.99 1. Gaskets

本品は、バリウムフェライトの磁気棒を内蔵したプラスチック製の形材（戸に適合する形状にしたもの）で、冷蔵庫の戸に取り付けるためのガスケットである。

16 部／3 及び 8505.19／1 参照

第16部注2（b）の適用

8419.40 1. Rotary Vacuum evaporator

本品は、有機物質の濃縮及び蒸留に使用する回転式真空蒸発装置で、ガラス製部分（蒸発用フラスコ、コイル凝縮器、蒸留物の回収用容器、管及び弁）及び金属製部分（管状フレーム、可変装置付きの電動機及び高さ調整用の液圧式リフトを取り付けた電気式加熱槽）から成り、全体が金属製の台車上に取り付けられたものである。

8419.89 1. Surface heating appliances

本品は、ドラム、タンク導管等に装入された加熱材料用の表面加熱器具（電気式）で、加熱装置は、ガラス繊維製の織物に電気絶縁をした加熱抵抗体を取り付けたもので、加熱すべきドラム、タンクその他の容器に適合するように又は容器若しくは導管の周りに取り付けられるように特に設計してある。

8419.89／2 及び 8516.80／1 参照

8419.89 2. Heating mantles

本品は、金属製ケーシングに封入した加熱面（電気絶縁をした線状の加熱抵抗体をガラス繊維製の織物に取り付けたもの）から成るものである。

本品は、オートクレーブ用、研究室で使用する機器用又は食品工業用の加熱エレメントとして使用する。

8419.89／1 及び 8516.80／1 参照

8419.89 3. 溶出試験ユニット

本品は、7つのかくはん装置から成る溶出試験ユニットであり、予め定められた時間内で定められた作動条件下において、特別に調製された溶出媒体中で錠剤又はカプセルの溶解及び経皮パッチの薬剤の放出を行うのに使われる。本品は、溶出処理中に通常の人体の温度をシミュレートするために、溶液を予め定められた温度に加熱するための電気加熱コイルを有している。

内蔵された操作パネルにより、溶出試験ユニットを特定の溶解又は薬剤放出の試験に必要なとされる動作条件（温度（20～60度）、かくはん子の速度（25～250回転/分）、試験方法、錠剤の供給、抽出時間等）に設定することができる。

溶出試験ユニットは、いかなる分析も行わないが、溶出溶媒中に放出された活性成分の量を測定するための分光光度計等の機器及び自動データ処理機械に接続することができる。

通則1及び6を適用



8419.90 1. Steel plate elements

本品は、太陽光線をよく吸収することができるように特別に処理及び加工をした鋼製のプレートエレメントで、屋上に設置された太陽熱利用の湯沸器に取り付けるものである。

8421.21 1. 水処理用複合機器

本品は、同床に取り付けられた2つのフィルター（プレフィルター及びカーボンフィルター）、イオナイザー及び制御装置から成る。この機器において、水は沈澱物を除去するプレフィルターを通り、ろ過された水は、次に塩素、バクテリア及び臭気を除去するカーボンフィルターを通る。処理された水は、更に、陽イオンと陰イオンに分離するためイオン化される。

第16部注3を適用

検討された物品：“Pure Ion Ionizer”

8421.29 1. Disposable sterilized dialyzer

本品は、中空糸を入れた、長さ25センチメートルの円筒形の硬質プラスチック製ケーシングから成る。ケーシングには、両端に中空糸を通した取付け具が付いた栓及びケーシングから伸びている2本の3センチメートルの管がある。栓及び管の両方とも硬質プラスチック製である。機能するためには、本品は、血液及び透析液の循環並びに有毒物質の排出を可能にする特殊な機器（例えば、人工腎臓）に、管により接続される。

90類注2（a）を適用

検討された物品：“Penak A”及び“Penak E”

8421.29 2. 血液のろ過用の器具

本品は、透明なハウジングの中に入ったポリエステル製のろ過メッシュそのものである。本品は、保存された血液から、30～200マイクロメートルの寸法の白血球、血小板、細胞の断片及び蛋白質から成る微小な塊を除去するために使用する。

通則1を適用

検討された物品：“Microbarrier”

8421.39 1. 塗料散布用のブース

(i) 乾式ブース (Dry booths)

本品は、原動機駆動式のファン（吸入した空気を入れ替える。）及びブレード付き格子（吐き出した空気中に浮遊する塗料の粒子を格子で保持することにより、空気を清浄化する。）から成る。

(ii) 湿式ブース (Wet booths)

本品は、原動機駆動式のファン（吸入した空気を入れ替える。）、ウォータースクリーン（浮遊する塗料の粒子を捕集して吐き出した空気を清浄化する。）及び原動機駆動式のポンプ（水の循環用）から成る。

8421.99 1. Replacement oil filter cartridges

本品は、せん孔した金属製又は紙製のケーシングから成る交換用オイルフィルターカートリッジである（ろ過材の材質は問わない。）。

登録商標名：“Fram”

8424.30 1. Sand-blasting machines

本品は、金属製品の錆を除去し、清浄する遠心式機械である。通常、これは横型回転ドラムから成り、圧縮空気によらず高速回転する羽根車の遠心作用で鋼の小粒を噴射しその作用で処理される。

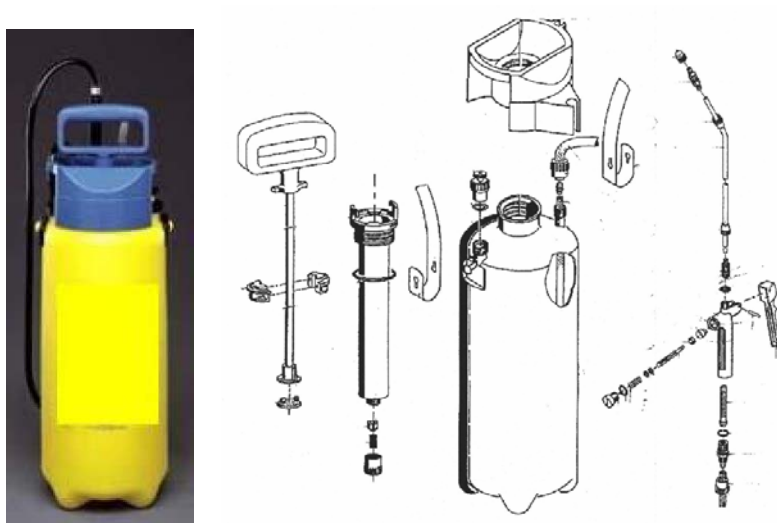
8424.30 2. Cleaning appliances (“steam cleaners”)

本品は、原動機、自動バーナー、加熱コイル及び計量ポンプからなる1ユニットで、洗浄溶液の集中ジェット流を噴射するように設計したノズルが取り付けられている清浄用機器である。本品は、自動車、機械、ガレージ、修理店、ビルディング等の洗浄に使用する。

8424.41 1. 蓄圧式噴霧器

本品は、3バールの動作圧力、5リットルの充填容量、安全弁付きのピストン圧力計及び充填用漏斗を有する。本噴霧器は、ポンプ、真ちゅう製のランス（吹管）、調節可能な運搬用ストラップ、通気孔を持った頑丈な容器と調節可能なノズルを有している。本品の物理的特徴は明らかに農業用又は園芸用の使用に最も適している。

通則1及び6を適用

**8424.89 1. Fountains**

本品は、卑金属製品としての性格を有するもので、電動式ポンプ、吸入管及び吐出管、水を噴射するためのジェットクラウン、ろ過器、ランプ及び特殊な水の噴射作用により回転する多色のガラス製円板からなる噴水装置（多くの色を出せる。）である。

8424. 89 2. ノズル（スプレーキャップ）を組み込んだ押しボタンとバルブから成るスプレー器具

本品は、以下の物品から成る。

- (i) ノズル（スプレーキャップ）を組み込んだ押しボタン（プラスチック製）
- (ii) 卑金属製のカップ
- (iii) プラスチック製のカップガスケット
- (iv) プラスチック製の導管用ガスケット
- (v) プラスチック製の導管
- (vi) プラスチック製のハウジング
- (vii) 鉄鋼製のばね
- (viii) プラスチック製のディプチューブ

本品は、容器の首状部に取り付けられるように設計されており、押しボタンを押すことにより、スプレーキャップを通じて高圧ガスが流れることから、容器の内容物（液体、粉末、泡まつ）が空中に放出されるようになっている。本品は、内容物の流出又は散布を調節する機構を組み込んでいない。

8424. 89／3 及び 8481. 80／3 参照

8424. 89 3. ポンプ

本品は、押しボタン、ノズル、ピストンばね、シーリングピストン、導管、ガスケット、スクリュューキャップ、ハウジング、ばね、シーリングボール及びディプチューブから成る。本品は、容器の首状部に取り付けられるように設計されており、ピストンポンプによって内容物である液体、粉末又は泡まつをノズルを通じて散布する。

8424. 89／2 及び 8481. 80／3 参照

8424.89 4. 家具製造のための上塗り、下塗り、着色用自動仕上げライン

本品は、以下の物品からなる。

- －動力駆動式コンベヤ装置（ローラーコンベヤ又はベルトコンベヤ）
- －以下の構成から成る電子式染料及びラッカー噴霧装置
 - (1) 以下の装備を有する家具の着色及び下塗り用回転式噴霧器
 - －染料回収機能を有する自己洗浄型コンベヤベルト
 - －10基のニューマチック式噴霧器及び低圧ポンプを装備した塗料供給回路
 - －ウォーターカーテン
 - (2) 以下の装備を有する家具の上塗り用自動噴霧器
 - －ラッカー回収機能を有する自己洗浄型コンベヤベルト
 - －8基の空気混合式噴霧器及び高圧ポンプを装備した往復式二連塗装装置
 - －ちりの混入を防ぐ加圧封入装置 (pressurised endosure)
 - －ちりのない空気を供給するための高効率ろ過材 (cartridges) を装備した超高性能ろ過装置
 - －熱交換式及び紫外線照射式直列型乾燥装置

16 部注 4 及び通則 6 を適用

検討された物品：“Rotorstain 10” 及び “Ecosprayer-Roc”

8425.31 1. Lift winding gear

本品は、電動機とウインチが同床で連結されているものである。ウインチは滑車の軸を駆動する電動装置から成り、ブレーキを取り付けてある。

8426.41 1. Reach stacker

本品は、ディーゼルエンジン、タイヤ、ウインチ及びスプレッダーを有する伸縮ブーム又はフックブロックを有するホイストシステムを備えた自走式の機械である。掴んで運ぶ (pick and carry) 作業に用いられ、ISO コンテナ用スプレッダー、セミコンテナ用ピギーバック (piggy-back)、フックブロック及びウインチ、固定フック、グラップルアーム (grapple arm)、材木、管用等のグラブ (grab) 及びフォークのような種々の工業用及び荷扱用アタッチメントのために特に設計されている。工業製品の持上げ及び操作が可能であり、また、60 トンの荷重を持ち上げることができる。クレーンには油圧システムを使用しており、その主たる機能は、コンテナの持上げ及び積上げである。

通則 1 及び 6 を適用

8426.41 2. 自走式の移動クレーン

本品は、ディーゼルエンジン及び4つの張り出し材を有する、6輪のシャシから成る自走式の移動クレーンである。シャシは、360度回転可能な転車台を支持しており、その上には次のものが恒久的に取り付けられている。

－巻上げ装置及びフックブロックを有する、長さ36メートルの液圧式伸縮ブーム

－伸縮式のアームに取り付けられた、クレーン及び運転制御装置を組み込んだ運転室

道路走行中、運転室は、シャシの前部に配置され、機械的に固定される。クレーン運転中、伸縮式のアームは、運転者の目の高さが最高7.8メートルの位置まで運転室を持ち上げることができる。クレーンは、最大つり上げ容量45トン、最高つり上げ高さ48メートル、最大半径39メートルである。

通則1及び6を適用



8427.20 1. 自走式コンテナハンドラー

本品は、ディーゼルエンジン六輪シャシ、シャシに搭載された囲い付き運転室、シャシ前方に取り付けた垂直な伸縮リフトマスト及びマストに取り付けたベルト駆動スプレッダーから成る。マストの外部は、ベルト駆動によっても追加的に上げ下げされるスプレッダーを上下することで、マストの内部から内外に垂直に伸縮する。モデルによっては、36 トンの荷重を持ち上げ、13メートルの高さに積み上げることができる。最大速度 23-24km/h、持上げ速度 0.30-0.40m/s で、回転半径は 7.6 メートルである。

通則 1 及び 6 を適用



8428.90 1. Distributors

本品は、圧搾空気により石を運搬するために特に設計された分配機で、古い坑道を埋めるために使用する。

本品は、主に密封したハニカムドラムから成り、保護覆いの下で、歯車伝動機を取り付けてある原動機によって作動する。

8428.90 2. Main loading arm

本品は、港での（特に、石油設備及び産業プラント用）積み込み又は荷卸し作業における、危険な液体の安全な移動用のものであり、自動安全弁を装備した、連結された継手を持つ配管システムを使用する。本品の配管は、液体の移動の間、支柱及びつりあいおもりの機構に結合した内蔵式のケーブル及び滑車システムにより操作される。このシステムは、いかなるポンプも有しない。

通則 1 を適用

検討された物品：“FMC Chiksan®”

8429.51 1. 自走式ローダー

本品は、フロントローディング方式で、全輪駆動であって、かつ、スキッドステア方式のローダーで、単一のシャシ並びに走行・制御兼用の運転室及び油圧ジャッキにより操作される2本のリフトアーム（本体構造に必要な部分でリアエンジンで作動する。）が取り付けられている。当該ローダーは、バケットを有する場合と有しない場合とがある。ローダーは、本体の前進運動によりバケットに材料を積み込み、材料を持ち上げ、運搬し又は排出する。これらの機械は、油圧式のバックホー若しくはプレイカー、アースオーガ、ボックススクレーパー又はスカリファイアーのようなその他の互換性工具が取り付けられることもある。

8431.49 1. Track link assembly

本品は、シュウを取り付けた後、専ら又は主としてブルドーザーに使用するための無限軌道と認められるものである。

8487.90/4、8708.99/1及び8710.00/1参照

8431.49 2. アルミニウム製のラジエーター

本品（985mm×530mm×145mm）は、エキスカベーター用のものである。冷媒から空気に熱を伝えることにより、エキスカベーターのエンジンから出る冷媒を冷却するように設計されている。冷媒は再びエンジンに戻る。

通則1（第16部注2（b））及び6を適用

8714.10/1参照



8432.29 1. 4-4 ブレード(2+2) 及び乾燥地用ディスクブレード(土壌耕作用の作業器具)

本品は、駆動ユニット（一軸トラクター）の駆動軸に装着され、ロータリー耕に使用するよう
に設計されたものである。本品は駆動ユニットに装着されずに、駆動ユニットとともに一つの箱
に入れて提示される。

土壌耕作用の作業器具とともに提示される駆動ユニット（一軸トラクター）は、分離して分類
される。

通則1及び6を適用

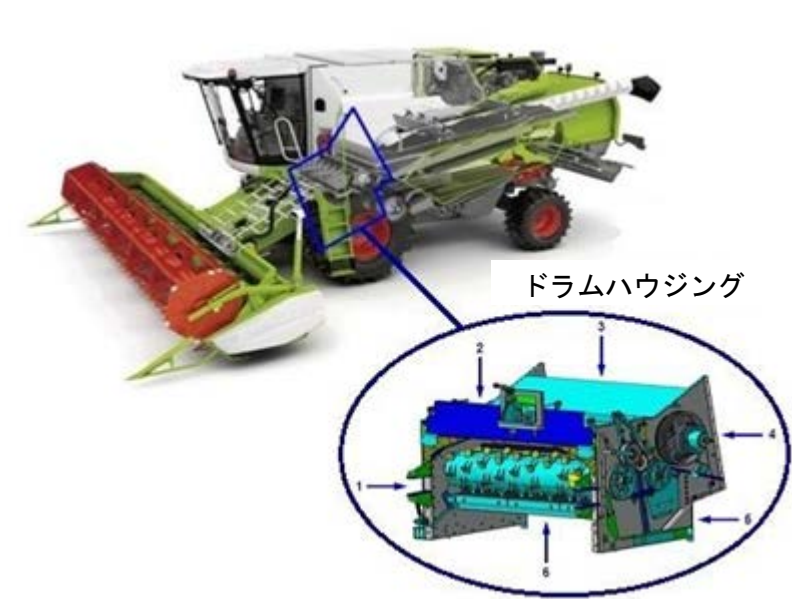
8701.10/1 参照



8433.90 1. ドラムハウジング

本品は、ケーシングと3つのドラム（ローターフィーダー、脱穀ドラム、ピーター）から成るコンバイン用もので、穀粒を脱穀処理中に穂から分離することができる。脱穀ユニットは、それ自体に駆動装置を内蔵していないが、コンバインの単一のディーゼルエンジンにより駆動する、プーリー及びベルト装置によって作動する。

通則1（第16部注2（b））及び6を適用



1. 切断機構付き搬送路
2. キャブ付きオペレーター用プラットフォーム
3. 穀粒貯蔵タンク
4. 選別
5. 洗浄
6. 駆動車軸

8435.10 1. Centrifugal juicer

本品は、産業用の通風型単相同期電気モーターを自蔵する遠心分離式ジューサーであり、商業用（例えば、バー、レストラン、食堂、託児所、診療所、厨房等）に設計されている。本品は、次の技術的特徴を有する。

モーター速度：3,000 回転／分

モーター出力：700 W

アンペア強度：7 A

電気接続：230 V／50Hz

処理能力：1時間あたり 100／120kg の果物／野菜を処理

くず入れ容積：約 6 l

重量：約 11 kg

寸法：505 mm×235 mm×420 mm

当該機器は、オン／オフボタンを有するステンレス鋼製のモーターユニット、注ぎ口を有するステンレス鋼製のボウル、プラスチック製のフランジ、ステンレス鋼製のかご、フィードチューブ及び排出口を有するプラスチック製の蓋、ステンレス鋼製のおろし板並びにプラスチック製のくず入れから成る。本品は、果実又は野菜のジュースを搾るために使用される。

通則 1 及び 6 を適用

**8436.80 1. Machine for covering potato and other vegetable clumps with earth**

本品は、農業用トラクターと接続することができる装置を有するフレーム、土壌粉砕機及びトラクターから取り出した動力で作動するブレード付ホイール（これがばれいしょの山に土壌をかぶせる。）から成るばれいしょその他の野菜の山に土壌をかける機械である。

8438.60 1. Vegetable preparation machine

本品は、三相電気モーターを自蔵する商業用の野菜調製機であり、次の技術的特徴を有する。

モーター速度：375 回転／分

モーター出力：600 W

電気接続：400 V／50Hz

処理能力：3 時間以下で 1,200 食分を調理する

重量：約 15 kg

寸法：745 mm×610 mm×310 mm

当該機器は、モーターユニット、2つの開口部及び押し出し器を有する供給用ヘッド並びにオン／オフボタンを有する操作パネルから成る。本品は、3mm のスライス用のディスク及び 3mm の中程度のおろし用のディスクと共に提示される。本品は、連続的な食物のスライス、ダイシング、寸断、おろし並びにポテトチップス（フレンチフライ）及び千切り（julienne）の調製に使用される。

通則 1 及び 6 を適用



8438.80 1. Emulsifier-mixer

本品は、三相電気モーターを自蔵する乳化用ミキサーであり、商業用（例えば、病院、レストラン並びに製薬及び化学研究施設）に設計されている。本品は、次の技術的特徴を有する。

モーター速度：1,500/3,000 回転/分

モーター出力：950/1,300 W

電気接続：230/400 V/50Hz

ボウル容積：約 6.6 l

重量：約 26 kg

寸法：520 mm×280 mm×340 mm

当該機器は、ステンレス鋼製のモーターユニット、取っ手及び蓋付きのステンレス鋼製のスープ鍋型ボウル（ボウルと蓋のスクレーパーを備えたもの）、ステンレス鋼製の切断刃並びにオン/オフ押ボタン及び速度選択スイッチを有する操作パネルから成る。本品は、液状及び半液状の混合食品を調製するために使用される。

通則 1 及び 6 を適用

**8439.30 1. One-time Carbon-paper coating machine**

本品は、主に数種のローラーと一つのスタンドから構成されていて、インクはインク送りローラーでインク溜めからプリントローラーに運ばれ、プリントローラーに送られた紙は他のローラーで支えられている。コーティングの厚みは測定ローラーによって測られる。

8442.30 1. Photocomposing machine

本品は、感光性フィルム上に線を使用して完全な様式（インボイス、支払伝票等）をレイアウトする写真製版機である。

これは主に線マトリックスを使用するけい線焼付け装置、二つのフォトモンタージュ装置（いずれもあらかじめ取りそろえた要素（見出語、スクリーンエリア等）のマトリックスを使用する。）及び感光性フィルムを取り付ける製版台から構成されている。

8443.32 1. デジタル式インクジェットプリンター

本品は、広範囲の媒体（例えば、新聞印刷用紙、マット、光沢のある紙又は透明な素材等）上に、様々なサイズのドットを使用して、連続色調のカラー画像（A0版（864×1,189ミリメートル）まで）を再生する。本品は、印刷産業において、主に色校正用として、又は反射光若しくは背面先の標識、展示ディスプレイ及び包装材等のような産業目的のために使用される。その印刷は、パラレル・インターフェースにより、プリンターに接続される外部の自動データ処理機械から与えられるデータを基に実行される。

通則1（84類注5（B）、5（C）、5（D）（i）及び5（E））を適用

商品名：“IRIS 3047”

8443.99 1. カートリッジ（トナーを有するか有しないかを問わない。）

本品は、板紙製の筒で両端にプラスチック製のキャップが付いており、片方の端には特別な形状をした卑金属製のワイヤーを回転させるためのスピンドル、別の端には逆回転用の歯車がある。

ワイヤーは、プラスチック製のチューブに覆われた三つの部分に分かれており、カートリッジ内で回転し、トナーの粉が固まるのを防ぐ。カートリッジにはまた長さ方向に切込みがあり、静電気の吸引力により当該切込みを通してトナーの粉が通過することができる。これらは複写機の内部に装着できるよう設計されており、空になったとき取り替えるものである。

商品名：“6R 90161” コピー機種 “5014” 用

8443.99 2. カートリッジ（トナーを有するか有しないかを問わない。）

本品は、板紙製の筒で両端にプラスチック製のキャップが付いており、片方のキャップには特別な形状をした卑金属製のワイヤーを支え、別の端はそのワイヤーを回転させる役目を果たす。

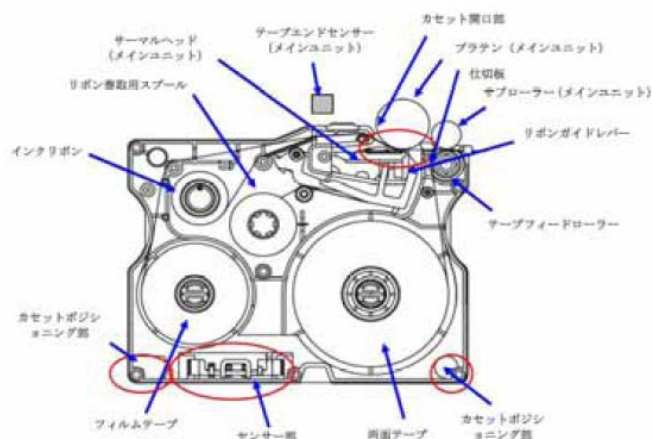
ワイヤーは、プラスチック製のチューブに覆われた二つの部分に分かれており、カートリッジ内で回転し、トレイの粉が固まるのを防ぐ。カートリッジにはまた長さ方向に切込みがあり、静電気の吸引力により当該切込みを通してトナーの粉が通過することができる。これらは複写機の内部に装着できるように設計されており、空になったとき取り替えるものである。

商品名：“6R 90168” コピー機種 “Fuji Xerox 5017” 用

8443.99 3. ラベルプリンターと共に使用するテープカセット

本品は、4つのスプールを含むプラスチック製のカートリッジ（115 ミリメートル×88 ミリメートル×33 ミリメートル）から成る。最も大きいスプールは、片面にのみ紙を取り付けた粘着性の白色プラスチックテープを有している。二番目に大きいスプールは、プラスチックテープを、最も小さいスプールは赤色プラスチックテープを有している。四番目のスプールは空である。3つのテープリールは、全て幅が24 ミリメートルである。赤色プラスチックテープは、インクリボン又は印刷するために調製されたその他のリボンと同種のものである。プリンターは、カートリッジを使用し、カートリッジ内部の3つの異なる素材からテキストラベルを作成する。カートリッジは、当該カートリッジに適合する使用機種プリンターモデル等を明記した、小売紙箱入りである。

通則1及び6を適用



8451.30 1. 業務用のアイロンがけ用機械

本品は、次の構成部分から成る。

- (i) 電熱式の長方形のアイロンがけ台（縦 125cm、横 75cm、高さ 87cm、重量 58kg）。袖用アイロンがけ台及び内蔵型吸引機構を有する。
- (ii) 蒸気発生機（重量 15.5kg）。シリコン製アイロン置台、蒸気圧計、可視発光水位計、安全サーモスタット付き発熱体、蒸留水用容器及びポンプを装備している。
- (iii) 電気スチームアイロン（800W）

アイロンがけ台は、蒸気発生機とホースで繋がりが、蒸気は、台に取り付けられているフットペダルの操作により台の中へ吸引される。スチームアイロンはスチームホース及び電気ケーブルにより蒸気発生機に接続するように設計されている。

通則 1（16 部注 4）及び 6 を適用

8451.90/1 参照

8451.80 1. じゅうたんの清浄用の機器

本品は、0.75 キロワットの電動機とじゅうたんに清浄液を注入するポンプが取り付けられたもので、清浄液は後で吸引され除去される。本品の全重量は 18.1 キログラムであり、さらに 41.6 リットルの内容積の溶液タンクを備えている。本品は、ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計され、かつ、販売される。

検討された物品：“EXT-311”

8451.80 2. じゅうたんの清浄用の機器

本品は、0.75 キロワットの電動機とじゅうたんに清浄液を注入するポンプが取り付けられたもので、清浄液は後で吸引され除去される。本品の全重量は 21.8 キログラムであり、さらに 56.8 リットルの内容積の溶液タンクを備えている。本品は、ホテル、モーテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）において使用されるように設計され、かつ、販売される。

検討された物品：EXT-515

8451.90 1. 長方形のアイロンがけ台

本品は、袖用アイロンがけ台及び内蔵型吸引機構を有する。本品の表面は、発熱体で電氣的に加熱され、表面の温度はサーモスタットで調節される。本品は、蒸気発生機に接続するよう設計されている。蒸気は、本品に取り付けられているフットペダルの操作により台の中へ吸引される。本品は、別途提示される蒸気発生機及び電気スチームアイロンと共に業務用アイロンがけ作業に使用される。

通則1（16部注2（b））及び6を適用

8451.30／1参照

**8462.21 又は 8462.29 1. 溶接装置のない溶接管製作装置**

本品は、コイル状の金属ストリップを管形状に加工するのに使用される。本品は、エッジトリマー、中間成形及び成形ロール、密閉型垂直遊転（無駆動）ロール及びフィンパスロールから成る。

通則1及び6を適用

8462.21 2. スクロールベンディングマシン

本品は、数値制御式で極数切換電動機（pole changing motor）を備えたもの。全ての操作は常温曲げである。供給される加工材料は、予め加工された端を有する圧延金属棒である。加工材料の端は、てこの形に設計された偏心器の助けを借りてスクロール曲げツール（ツールは種々のフォームがある。）で動かないように固定される。締付けローラーによってテンプレートに固定された加工材料は、機械の作業台に固定され、テンプレートヘッドの形状をコピーしながら、そのまわりをなめらかに回る。本品は、垂直駆動を有し、曲げるためだけに用いることができる。

通則1及び6を適用

**8465.99 1. Milling machine**

本品は、硬質プラスチックのくずを粉砕するために特に設計したフライス加工用の機械で、電動機で作動し、三つの可動ブレード及び二つの固定ブレードを取り付けてある。

8466.10 1. 伸縮アーム

本品（延長ロッドとも呼ばれる）は、卑金属製で、4m の長さまで延長できる附属品（ツールホルダー）である。本品は、果物の収穫を容易にするためのニューマチック（空気圧）式のレーキや、果樹を剪定するためのニューマチック（空気圧）式の剪（せん）定ばさみやのこぎりに接続して使用するよう設計されている。本品には素早く着脱できる機構及び安全に切り取るための握りを有している。

通則1及び6を適用

8467.19/1、8467.19/2 及び 8467.29/1 参照

**8467.19 1. ニューマチック（空気圧）式の剪（せん）定ばさみ**

本品は、太い円柱（ハンドグリップ）にピストンとブレードが組み込まれたもので、使用者の親指及び人差し指により、ピストンを介して押し出される圧搾空気によって作動する。使用中に手で保持するように設計されており、延長ロッド（アーム。伸縮可能なものも含む。）に取り付けることができる。樹木の剪（せん）定に使用される。

通則1及び6を適用

8466.10/1、8467.19/2 及び 8467.29/1 参照



8467.19 2. ニューマチック（空気圧）式のレーキ

本品は、卑金属製で、非回転式の扇形のものであり、オリーブ、アーモンド及びピスタチオの収穫に使用される。本品は、圧縮機からの空気により作動する。本品は、附属品を使用することなく手で操作できるが、通常は、収穫を容易にする延長ロッド（例：伸縮アーム）が取り付けられる。

通則 1 及び 6 を適用

8466.10/1、8467.19/1 及び 8467.29/1 参照



8467.29 1. 電気式レーキ

本品は、卑金属製の扇形のもので、外部電池または発電機により作動する電動機を内蔵し、オリーブ、アーモンド及びピスタチオの収穫に使用される。本品は、附属品を使用することなく手で操作できるが、通常は、収穫を容易にする延長ロッド（例：伸縮アーム）が取り付けられる。

通則1及び6を適用

8466.10/1、8467.19/1 及び 8467.19/2 参照

**8470.50 1. クレジットカード又はデビットカードによる電子支払い用端末装置**

本品は、ホテル、レストラン、旅行会社等で使用される。小型のキー操作パネル、ディスプレイ、領収書用のロール紙及び磁気カード又はスマートカードの磁気ストリップ部分を読み取るための細長い溝が本体の前面に取り付けられている。本品の機能は、電話回線を使用して金融機関と通信をして、取引の承認及び実行を行い、取引額を記録し、それを示した領収書を発行することである。

検討された物品：“Tranz 460”

8471.30 1. 手の平サイズの電子手帳 (Palm-size electronic organizer) (受台 (クレードル) 及びソフトウェアとともに小売用のセットとして提示されるもの)

本品は、手の平サイズの電子手帳 (Palm-size electronic organizer) (11.5 cm×7.7 cm×1 cm、重量 115 g) で、受台 (クレードル) 及びソフトウェアとともに小売用のセットとして提示されるものである。

本品前面には、書込部分 (writing area) 及び種々の機能キーを有するタッチスクリーンを持つ。本品は、データ転送/充電用の受台 (クレードル)、スタイラスペン (金属製のものと及び予備のプラスチック製のもの)、ソフトウェアをインストールするための CD-ROM (パーソナルコンピュータにインストールするために使用され、これにより電子手帳 (electronic organizer) とのデータ交換を可能とする。)、使用マニュアル、スタートガイド、リチウムイオン (内部) 蓄電池、DB-25 アダプター及び保護カバーを備えている。

主なアプリケーションは次のとおり：データブック、アドレスブック、to-do リスト、メモパッド、計算機及び expense record keeper。

通則 3 (b) を適用



8471.30 2. タブレットコンピューター

本品は、主としてタッチスクリーンを使用して操作するように設計されたタブレットコンピューターである。本品は、例えば、電子メールの交換及び管理、ファイルの交換又はダウンロード、ソフトウェア・アプリケーションのダウンロード、ビデオ又は VoIP (Voice over Internet Protocol) 通話等を行うために、データを処理し、プログラムを実行し、また、無線回線網を通じてインターネットに接続することができる。

本品の主な特徴は次のとおり。

寸法：241×186×9 mm

重量：0.6kg

ディスプレイ：

－大きさ（対角線）：25cm（9.7 インチ）

－解像度：1024×768

－技術：IPS LCD

入力技術：静電容量式マルチ・タッチ

CPU：

－アーキテクチャ：ARM

－周波数：1.0 ギガヘルツ

－コア数：2

記憶装置：

－型式：SSD

－容量：16/32/64 ギガバイト

RAM：0.5 ギガバイト

接続性：

－Wi-Fi：802.11a/b/g/n

－Bluetooth®：2.1+EDR

－セルラー方式：3G（オプション）

（UMTS/HSDPA/HSUPA（850、900、1900、2100 メガヘルツ）、GSM/EDGE（850、900、1800、1900 メガヘルツ））

GPS：補助 GPS（オプション）

カメラ：前面及び背面

電池：

－型式：リチウム・ポリマー

－駆動時間：最大 10 時間

通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 5（A））及び 6 を適用

8471.30 3. タブレットコンピューター

本品は、主としてタッチスクリーンを使用して操作するように設計されたタブレットコンピューターである。本品は、例えば、電子メールの交換及び管理、ファイルの交換又はダウンロード、ソフトウェア・アプリケーションのダウンロード、ビデオ又は VoIP (Voice over Internet Protocol) 通話等を行うために、データを処理し、プログラムを実行し、また、無線回線網を通じてインターネットに接続することができる。

本品の主な特徴は次のとおり。

寸法：312×207×17mm

重量：1.16kg

ディスプレイ：

－大きさ（対角線）：31cm（12.1インチ）

－解像度：1280×800

－技術：IPS LCD

入力技術：静電容量式デュアル・タッチ、デジタイザー

CPU：

－アーキテクチャ：x86-64

－周波数：1.33ギガヘルツ（ターボブースト利用時1.86ギガヘルツ）

－コア数：2

記憶装置：

－型式：SSD

－容量：32/64ギガバイト

記憶容量拡張：MMC/SDXC

RAM：2/4ギガバイト

接続性：

－Wi-Fi：802.11b/g/n

－Bluetooth®：3.0

カメラ：前面（2.0メガピクセル）

電池：

－型式：リチウム・ポリマー

－駆動時間：4.5時間

通則1（第16部注3及び第84類注5（A））及び6を適用

8471.30 4. タブレットコンピューター

本品は、主としてタッチスクリーンを使用して操作するように設計されたタブレットコンピューターである。本品は、例えば、電子メールの交換及び管理、ファイルの交換又はダウンロード、ソフトウェア・アプリケーションのダウンロード、ビデオ又は VoIP (Voice over Internet Protocol) 通話等を行うために、データを処理し、プログラムを実行し、また、無線回線網を通じてインターネットに接続することができる。さらに、本品は、携帯回線網に接続することができる。

本品の主な特徴は次のとおり。

寸法：190×120×12mm

重量：0.38kg

ディスプレイ：

－大きさ（対角線）：18cm（7インチ）

－解像度：1024×600

－技術：TFT LCD（C-Type、PLS）

入力技術：静電容量式マルチ・タッチ

CPU：

－アーキテクチャ：ARM

－周波数：1.0 ギガヘルツ

－コア数：1

記憶装置：

－型式：SSD

－容量：16/32 ギガバイト

容量拡張：Micro SD

RAM：0.512 ギガバイト

接続性：

－Wi-Fi：802.11a/b/g/n

－Bluetooth®：3.0

－セルラー方式：GSM/GPRS/EDGE、HSUPA/HSDPA/CDMA

GPS：補助 GPS

カメラ：前面（1.3メガピクセル）及び背面（3メガピクセル）

電池：

－型式：リチウム・ポリマー

－駆動時間：最大 10 時間

通則 1（第 16 部注 3 及び第 84 類注 5（A））及び 6 を適用

8471.49 1. Personal computer

本品は、デジタル式処理装置付きの 14 インチ (35 センチメートル) テレビジョン受像機 (ディスプレイ)、キーボード (入力装置) 及び赤外線遠隔制御装置の 3 つの異なるユニットの組み合わせから成る。テレビジョン受像機は、プロセッサ (80486DX)、メモリ (4 メガバイト RAM)、フロッピーディスクドライブ (1.44 メガバイト)、ハードディスク (350 メガバイト)、CD-ROM ドライブ、カラーモニターテレビジョン受像機 (TV モードでは飛越し走査、PC モードでは飛越し走査ではないもの) 及び立体音響効果の拡声器から構成される。異なる機能 (パーソナルコンピューター、テレビジョン又は “soundstack”) は、キーボード自体に合体したトラックボール又は赤外線遠隔制御装置のいずれかを使用して選択される。このシステムは、また音声用又はソフトウェア用 CD を再生し、デジタルオーディオファイルを記録する。

16 部注 3 を適用

検討された物品: “PCTV”

8471.70 1. CD-ROMドライブ

本品は、CD-ROM、音楽用 CD 及びフォト CD の信号を読み取るよう設計された駆動装置から成り、自動データ処理機械の記憶装置である。これらはイヤホン端子、音量調節ボタン及び再生/停止ボタンを備えている。

84 類注 5 (B) 及び 5 (C) の適用による。

商品名: Sony CD-ROM ドライブ CDU77E

8471.80 1. Cryptographic processor

本品は、データ通信用暗号標準 (DES) のアルゴリズムを含んでおり、一の周辺装置と、一又はそれ以上の自動データ処理機械 (予めプログラムされた演算を実行する命令を受ける) が接続されたものである。その機能は、ホストの自動データ処理機械に読み込まれたソフトウェアにより、別な方法で実行されなければならない必要なデータの保全 (例えば、認証及びエンクリプション (暗号化) を行うことである。これは、自動データ処理機械における特定の保全データベースの記憶の必要を省略する。本品の諸機能は、製作過程で本品に据え付けられたファームウェア (プログラムの [記録] 済のチップ) により操作される。本品は、一の自動データ処理機械に一の物理的インターフェース RS232C を持つ。ファームウェアの修正により、本品は、クレジットカード又はデビットカードで使用される暗号の数値の作成又は金融取引上のデータ保全の提供を目的として様々な金融機関で利用される。

検討された物品: “RG7400 Host Security Module”

8471.80 2. ビデオカード

本品は、集積回路及びその他の部品からなり、自動データ処理機械に組み込むことにより画像と音声を処理することができる。本品は、ビデオカセットレコーダー、レーザーディスクプレーヤー、8ミリビデオカメラまたはカムコーダーから受け取ったアナログ信号を自動データ処理機械で使用できるデジタル信号に変換する。本品は、インストール用のソフトウェアの記録された磁気ディスク（フロッピーディスク）とともに提示される（このプログラムは、ビデオ画像を表示するために自動データ処理機械にインストールしなければならない）。

インストール用のソフトウェアの記録された磁気ディスク（フロッピーディスク）は、通則3（b）を適用し、セットとしてビデオカードとともに8471.80号に分類される。

8471.80 3. サウンドカード

本品は、集積回路及びその他の部品からなり、自動データ処理機械に組み込み音声を処理することができる。本品は、マイクロフォン、ラジオまたはカセットプレーヤーからのアナログ信号を自動データ処理機械で使用できるデジタル信号に変換する。更に、本品は、デジタル信号をアナログ信号に変換し、その信号を可聴周波増幅器、ヘッドフォン又はスピーカーに送ることができる。本品はまた、CD-ROMドライブ及びデジタル楽器（Musical Instrument Digital Interface, MIDI）用の端子を有している。本品は、インストール用のソフトウェアの記録された磁気ディスク（フロッピーディスク）とともに提示される（このプログラムは、音声の記録、データの圧縮及び演奏をするために自動データ処理機械にインストールしなければならない）。

インストール用のソフトウェアの記録された磁気ディスク（フロッピーディスク）は、通則3（b）を適用し、セットとしてビデオカードとともに8471.80号に分類される。

8471.90 1. フラットベッド型デスクトップスキャナー

本品は、グラフィック産業、特にカラーフィルムのスキャンに使用されるもので、数千の電荷結合デバイス（CCD）素子（単一の集積回路上に一系列に配置され、CCDアレイと称されるもの。）、ガラス板、レンズ、ランプ、鏡及び電気接続部から成る。各CCD素子上に当たる特定の色及び強度の光は、素子の中に相対的な電荷を生じる。このアナログ電荷は、セル鎖に沿って順次アナログ／デジタル（A/D）コンバーターに送られ、デジタルデータに変換される。スキャンされる原本は、光源により均等に照らされ、ガラス板の上に置かれ、像の全体幅は、一本の線として同時に読み取られる。最大走査解像度は、1インチあたり8,200ドット（dpi）である。本品は、像及び印刷の修正（色相、彩度、明度（HSL）色補正を含む。）が可能である。本品は、小型コンピュータシステムインターフェース（SCSI）を経由して、自動データ処理機械に直接接続される。

検討された物品：“Smart 342”

8472.90 1. Automatic change dispenser

本品は、金銭登録機と接続して使用するために設計され、単独で輸入する自動釣銭支払機で、客に支払うべき釣銭の額のデータが、インパルスの形で電線により本品に伝えられる。

8473.30 1. マイクロコンピュータ（自動データ処理機械）用の差込み式ROMカートリッジ

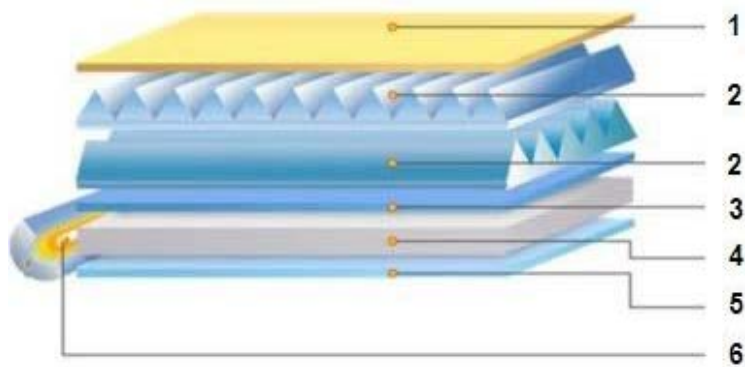
本品は、一つのROM形集積回路及び二つのコンデンサーを装着した印刷回路を有するプラスチック製のカートリッジから成り、このカートリッジは互換性を有するマイクロコンピュータの記憶装置のアクセス可能部分となり、ROMカートリッジに記憶されているプログラムは、その特性（例えば、学生用の数学教育用のプログラム）に応じてデータ処理能力を高める。

8473.30 2. 発光ダイオード (LED) バックライトユニット

本品は、LED バー及び光学部品から成る LED バックライトユニットであり、幅 360 ミリメートル、高さ 210 ミリメートルのプラスチックフレーム内で共に組み合わされている。LED バーは、フレキシブルプリント回路基板上に一行に取り付けられた 48 個の LED パッケージ及び 1 個の電気コネクタから成る。光学部品は、反射シート、導光プレート、拡散シート及び 2 枚のプリズムシートから成る。

このデバイスは、液晶ディスプレイ (LCD) モジュールにバックライトを提供するために、携帯用の自動データ処理機械用に設計された特定の LCD モジュールに取り付けられるよう設計されている。

通則 1 (第 16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用



1. 保護フィルム
2. プリズムシート
3. 拡散シート
4. 導光プレート
5. 反射シート
6. LED バー

8473.30 3. カラー液晶ディスプレイ (LCD) モジュール

本品は、幅 228 ミリメートル、高さ 149 ミリメートル、厚さ 2.4 ミリメートルの物品で、携帯用の自動データ処理機械（タブレットコンピューター）に組み込まれるように設計されたものである。

本品は、10.1 インチ（25.65 センチメートル）の薄膜トランジスター（TFT）アクティブ・マトリクス液晶ディスプレイパネル、発光ダイオード（LED）バックライトユニット及びフレキシブルプリント回路基板（FPCB）から成るもので、主要機器とディスプレイモジュールとの間のインターフェースを提供するとともに、電圧をモジュールが使用可能なレベルに変換し、ディスプレイパネルの機能を制御するための電子回路を有する。

本品は、次の以下の基本的な特徴を有している。

- －表示モード：ノーマリーブラック
- －解像度：1280×800 ピクセル、画素ピッチ 0.1695×0.1695 ミリメートル、最大 1620 万色
- －平均白輝度（標準値）：400 カンデラ／平方メートル
- －コントラスト比（標準値）：900：1
- －応答速度（最大）：45 ミリ秒
- －画素配列：RGB 縦ストライプ
- －表示領域：横 217 ミリメートル×縦 136 ミリメートル
- －電源電圧（最大）：Vcc= 5 ボルト
- －インターフェース：低電圧差動信号（LVDS）（DDK 45 ピン）

本品は、あらかじめ決められたデジタルインターフェースによる実効（native）解像度の信号のみを再生することができ、入力信号をリサイズし、変換し及び適応させることはできない。

通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用



8477.10 1. オーディオコンパクトディスク製造システム

本品は、クリーンエアキャビネットの内部に設置された一連の機械から成る。本品は、ポリカーボネート製ディスクを製造し、成形工程を通じて、これらディスク表面に連続した「ピット (pit)」（小さなくぼみ）及び「ランド (land)」（刻み目のないディスク表面の平面部分）を形成する。

製造工程は次の工程を含む。

コンパクトディスクは、まず射出成形機の内部で粒状ポリカーボネートを過熱し、この溶融したプラスチックを油圧により押し出して成形される。枠内にはマスターディスクが設置され、クランプユニット (clamping unit) によりプラスチックに押し付けられる。この複製は、マスターディスク表面の刻み目（又は「ピット」）及び平面（又は「ランド」）のパターンの鏡像である。ここでメタライズユニット (metallizing unit) が、真空蒸着によりアルミニウム反射コーティングをディスクに施す。その後、スピナー (spin coater) が、保護層として機能するよう透明なアクリル製プラスチックコーティングをディスクに施す。

本品は、また、光学的にディスクの欠陥を走査する検査ユニット、積込み又は荷卸しを行なう2つの操作システム、アラームシステム及び制御ユニットを含んでいる。制御ユニットは、クリーンエアキャビネットの外部に設置されており、製造システム全体を操作するための入出力装置を備えたプログラム可能な中央処理システムを含んでいる。当該システムは、記録済み音楽用CDを製造するものである。

通則1（第16部注3）及び6を適用

8479.10 1. 除雪用の塩及び砂の散布機

本品はトラックに据え付けられるように設計され、(1) 無限らせんとして回転すると同時に、塊を破砕する攪拌機となるものを備えた砂と塩を貯蔵するタンク、(2) 塩の塊を破砕又は粉砕するためのシステム及び(3) 散布するための円板を有する水圧式放射システムから成る。機械の種々の機能は、遠隔操作により、トラックの運転台から操作される。

通則1及び6を適用

8479.60 1. Portable air cooler

本品は、ナイロン繊維製のエアフィルター、水循環装置(タンク及びポンプを内蔵する。)及び電動式ファン(冷却した空気を排出する。)を自蔵する家庭用ポータブルクーラーで、空気の加湿、除湿及び乾燥のために特に設計した装置を有しないものである。

8479.60 2. Evaporative air cooler (蒸発式空気冷却装置)

本品は、重量が20キログラムを超えるものであり、気化熱の原理によって冷却を行うものである。本品は継続してフィルターをひたしているように設計された水循環装置(組み込まれたタンク及びポンプを含む。)を内蔵し、フィルターを通じて空気を放出する電動ファンを装備している。本品は空気の加湿又は除湿をするために特に設計された装置を含まない。

8479.89 1. “Central greasing systems”

本品は、手動式又は自動式により、半自動式機械に潤滑剤を供給する中央集中式グリース注入装置で、多数のピストン式注入器へ供給するための中央分配器として作用する特殊なグリースポンプから構成され、必要な潤滑箇所にあらかじめ決められた量のグリースを注入するものである。

この分類例規は、完全なシステムにも適用する。

8479.89 2. Fumigation chamber

本品は、メチルブロマイド、青酸等によりかん木、種、本、原稿等を消毒するために車輪の上に取り付けた消毒室である。

8479.89 3. Self-propelled machines for sweeping factories, etc.

本品は、運転席に装備した清掃用の自走式の機械で工場等で使用される。これは、回転式集じんほうき、泥採取機及びほこりを吸い取るファンを有している。

8479.89 4. Horns operated by compressed air

本品は、ブロワー、小型の空気タンク、2個のトランペット形音響信号装置及び機械式又は電気式の調整装置から構成され、各部分はフレキシブルチューブにより結合されている警笛で、圧縮空気により作動する。主に自動車に取り付けられる。

8479.89 5. Greasing appliance

本品は、ふた付きの容器から成るもので、ふたにはホースの中に潤滑剤を押し入れるピストンを操作するレバーが取り付けられている。ホースの送出側の端には供給を受ける器械のグリースニップルと接続するためのグリースニップル継手が取り付けられている。容器は、使用中には地上に設置される。

登録商標：“Tecalemit” volume pump

8479.89 6. Mobile mechanical unit for bunkering ships

本品は、次の構成部分から成り、けん引棒を有する四輪式シャシの上に取り付けられるものである。

- (i) 数個のリールを共通の軸に取り付け、長さ約 45m の折り畳んだ状態のホースを巻き取り又は巻き戻せる機構
- (ii) 使用後のホースをストリップングするためのポンプ
- (iii) リール又はポンプを駆動するためのガソリンエンジン第 16 部注 3 の適用による。

8479.89 7. Metal chamber

本品は、ダイヤフラムを組み込んだ金属製チャンバーで、当該ダイヤフラムの片面は気体の圧力を受け、他の面はチャンバーの上に取り付けられたパイプの中の液体と直接に接触するようになっている。これはある種の設備（例えば、セントラルヒーティング）において密閉膨張チャンバーとして使用される。

8479.89 8. 平底形のサイロ

本品は、亜鉛めっきされた鋼板の波板で作られたもので、穀物の貯蔵に使用されるものである。直径は4.51～31.60メートル、貯蔵容量は50～15,000トンで、サイロ内の高温部及び昆虫の活動を特定する温度制御システムを備える。サイロ底部には、残った穀物を排出するために、自軸に沿って360度回転する底部清掃用オーガーを備えている。貯蔵物の通気には、ラジアルファン及び軸流ファンが用いられる。

通則1及び6を適用



8479.89 9. 円錐（すい）形のサイロ

本品は、亜鉛めっきされた鋼板の波板で作られたもので、穀物の貯蔵に使用されるものであり、底角が45度～65度の範囲で製造される。本品は、サイロ内の高温部及び昆虫の活動を特定する温度制御システムを備えている。貯蔵物の通気には、ラジアルファン及び軸流ファンが用いられる。

通則1及び6を適用

**8481.80 1. Constant level oil controls**

本品は、自動式フロートバルブ及び手動式流量調整装置の作用により、オイルバーナーに一定量の油を供給するコントローラーである。

8481.80 2. Pneumatic actuator valve

本品は、各種の液体又はガスの流量を調整する空気式可動弁である。弁の中でのプラグの位置は、強力な平衡バネで振動しないようにされたダイヤフラム上の圧縮空気の作用で決定される（ポジショナーを取り付けてあるかないかを問わない。）。

8481.80 3. 押しボタンが組み込まれていないバルブ

本品は、以下の物品から成る。

- (i) 卑金属製のカップ
- (ii) プラスチック製のカップガスケット
- (iii) プラスチック製の導管用ガスケット
- (iv) プラスチック製の導管
- (v) プラスチック製のハウジング
- (vi) 鉄鋼製のばね
- (vii) プラスチック製のディプチューブ

本品は、ニードルの移動により容器を開閉するもので、高圧ガスとともに容器の内容物を空気中に放出するものである。

8424.89/2 及び 8424.89/3 参照

8481.80 4. タイヤ用インフレーション・バルブ

本品は、以下の物品から成る。

- (i) ゴムの導管
- (ii) ねじ付きのふた
- (iii) 口、ピン及びばね調整のプランジャー機構から成る真ちゅうのインサート

本品全体は、タイヤが付けられるホイールの中に挿入される。ピンヘッドが押されると、バルブが開き、圧力の違いにより、タイヤに空気を出し入れできる。

8482.10 1. Treadle roller for looms

本品は側面板を有する玉軸受で、軸受の内部リングは、織機のトリードルホークに適合するト
ラニオンの端の平らな側面とともに短いスピンドルを構成している。

8482.40 1. 針状ころ及び保持器を組み合わせたもの

本品は鉄製で、針状ころ（直径2.5ミリメートル、長さ11.6ミリメートル）及び保持器（直径21
ミリメートル、幅14ミリメートル）から成るものであり、内輪軌道として軸に組み込まれ、かつ、
外輪軌道として歯車と組み合わせるように設計されている。本品は、歯車の回転を滑らかにする
とともに、摩擦を減らすものであり、自動車の自動変速装置に使用される。

通則1及び6（第84類号注4）を適用



8482.40 2. 針状ころ及び保持器を組み合わせたもの

本品は鉄製で、針状ころ（直径2.5ミリメートル、長さ20.8ミリメートル）及び二つ割りの保持器（直径26ミリメートル、幅40ミリメートル）から成るものであり、内輪軌道として軸に組み込まれ、かつ、外輪軌道として歯車と組み合わせるように設計されている。本品は、駆動軸の回転を滑らかにするとともに、摩擦を減らすものであり、二つ割りの保持器を持つこのアセンブリーは、通常のアセンブリーよりも容易に、駆動軸に取り付けることができる。本品は、自動車のマニュアル変速装置に使用される。

通則1及び6（第84類号注4）を適用

**8482.50 1. Crossed roller chains for linear movements**

本品は、一連の円筒状の鋼製ローラーから成るもので、通常、隣接するローラーの回転軸と互いに90度の角度になるように組み合わせ、プレスされた鋼製の保持具に保持されている。

8483.10 1. クランクシャフト用鍛造品

本品は、未完成のクランクシャフトで、鍛造を超える加工又は成形をしていない。

通則2（a）及び第15部注1（f）を適用

8483.40 1. Slewing ring

本品は、玉軸受又はころ軸受の上の旋回リングで、次の部分から成る。

- (1) 使用される機器の固定部分上に取り付けるための一以上の金属製リング
- (2) 当該機器の可動部分を動かすため及び回転駆動装置が原動機に接続したときにこの部分を旋回するための歯付き金属製リング

8486.20 1. Modular system for physical vapour deposition of metal on semiconductor wafers

本品は、基本的には、磁電管、ターボ分子真空ポンプ、ロボット式操作装置及び加熱装置を取り付けた堆積モジュールから成り、全体を構成する。ウエハーが成長室に入ると、高純度の金属（例えば、アルミニウム）のターゲットディスクは、アルゴンのガス（ガス配給装置を媒介して成長室に取り入れられたもの）から産出されたイオンに衝撃させられる。これにより、金属の粒子をディスクの表面から除去し、ウエハー上に堆積させる（スパッタリング）。ターゲットディスクにガスを衝突させる作用は、衝撃するイオンの運動（物理的）力により、金属の中性の（電荷を持っていない）原子を、衝撃するイオンの運動（物理的）力によりターゲットから「移動」させる。これらの原子が「移動」すると、原子は、伝導性物質の薄膜を形成するためにウエハー上に堆積する。

この装置は、複雑な集積回路の生産に使用される半導体ウエハーの被覆に使用される。

第16部注3を適用

検討された物品：“M2000 Sputtering System”

8487.90 1. Articulated bands

本品は、“cable drag chains”として知られ、横控えを有し（案内溝を走行するかしないかを問わない）、作業中わずかな距離を移動する機械又は機械部品のために電線又は液体若しくは気体の導管を導くために設計したものである。なお、本品は、特定機械のために設計したものであるとして認められない。

8487.90 2. Ball bearing control cables

本品は、特定の機器又は車両に専ら又は主として使用するのに適していると認められないものである。

(i) 第 84 類の数種の機械に等しく使用するのに適しているもの

(ii) 第 16 部及び第 17 部の機器、車両、航空機、船舶等に等しく使用するのに適しているもの
16 部／1、17 部／1 及び 9033.00／1 参照

第 16 部の注 2 (c) の適用

8487.90 3. Stirring attachments for agitators or mixers

本品は、かくはん用ブレード（フィン、レーキ、十字形フレーム等）から成るかき混ぜ器又はミキサーのためのかくはん用附属品（軸付きであるかないかを問わない。）で、分離して提示されるものである。

第 16 部の異なる項に属する複数の機器に等しく使用可能なものである。

16 部／2 参照

8487.90 4. Track link assembly

本品は、第 16 部のブルドーザーその他の機械及び第 17 部の車両に等しく使用可能なものである。

8431.49／1、8708.99／1 及び 8710.00／1 参照

8487.90 5. Vibration absorbing mountings

本品は、鉄鋼製の環状の頭部を有する支持具の形状のもので正方形のベースを有し、ゴム製のダイヤフラムをはさむための二つのかみ合う金属部分から成る。金属製のスリーブは、ボルト用に仕切板の中央に鑄込まれ、振動防止を必要とする機械又は装置の支持具に固定される。そしてオーバーロード防止として作用するためにリングの周囲にはゴム製のパッドが突き出ている。

4016.99／1 及び 7318.29／1 参照

85 類 1. Elements of soft ferrite

本品は、第 85 類の機器の部分品として認められるものである。

6909.19/1 及び 8504.90/1 参照

8502.39 1. 蒸気タービンとセットにした発電機

本品は、蒸気タービン、交流（AC）発電機及び結合装置から成り、共に提示されるが、別々に梱包されている。蒸気タービンは高圧高温の蒸気を発し、それを出力 200 メガワットの回転運動に変換する。発電機は蒸気タービンの回転運動から出力 230 メガボルトアンペアの電力を発生する。

蒸気タービンと発電機は発電施設の床に取り付けられるように設計されており、それぞれの回転子は、結合装置により共に結合される。蒸気タービンと発電機は、加圧された蒸気の熱エネルギーを電気エネルギーに変えるため、互いに連係して作動する。

通則 1 及び 6 を適用

8504.40 1. 無停電電源用機器

本品は、電流の整流及び変換作用により、電子機器に安定した交流電流を供給するための装置である。電源が停電し又は著しい破損を受けた場合、この装置により 10 分間は安定した交流電流の供給を確保することができるものである。この装置は、次のような機器を構成要素に含む。

- (i) 整流器（交流を直流にする変換器）
- (ii) 充電器
- (iii) 電解液を補充する必要のない密閉式の鉛蓄電池
- (iv) 直流を交流に変換するインバーター
- (v) 静電バイパススイッチ
- (vi) 雑音防止用フィルター
- (vii) 入出力電圧及び電流並びに蓄電池の電圧並びに出力周波数を表示するデジタル表示器

8504.90 1. Elements of soft ferrite

本品は、トランスフォーマーの部分品として認められるものである。

6909.19/1 及び 85 類/1 参照

8505.19 1. Magnetic rods

本品は、磁化してある亜鉄酸バリウムをプラスチック又はゴムで凝結した磁気棒（特定の長さに切断してあるかないかを問わない。）で、ある種の装置（例えば、冷蔵庫）のドアに取り付けて確実に閉じることができるようにするものである。

16 部／3 及び 8418.99／1 参照

第 16 部注 2（a）の適用

8507.30 1. ニッケル・カドミウム蓄電池

特定ブランドの携帯電話用の“バッテリーパック”として組み立てられたものであり、以下の構成要素から成る。

- －ニッケル・カドミウム蓄電池 3 個
- －蓄電池を接続している伝導性のストリップ
- －バッテリーパックを携帯電話の回路に接続する印刷回路基板
- －蓄電池の充電を制御するための、抵抗器及びコンデンサーを含む回路基板
- －バッテリーパックの電氣的構成要素を収容し、電話器の外枠の一部を構成するよう特に設計されたプラスチック製外ケース

バッテリーパックは携帯電話の電力供給のために用いられる。他の機能は有しない。

通則 1（第 85 類注 3）及び 6 を適用

8507.50 1. ニッケル・水素蓄電池

特定ブランドの携帯電話用の“バッテリーパック”として組み立てられたものであり、以下の構成要素から成る。

- －ニッケル・水素蓄電池 3 個又は 6 個
- －電話器への電氣的な接続端子
- －バッテリーパックの温度が最高安全温度を超過することを防止するサーミスター
- －異常な大電流による回路ショートから保護するために抵抗値を増大させる正の温度係数（PTC）回路
- －インナープラスチックカバー
- －電話器の外装の一部を構成するよう設計された後部用外ケース

バッテリーパックは携帯電話の電力供給のために用いられる。他の機能は有しない。

通則 1（第 85 類注 3）及び 6 を適用

8508.11 又は 8508.19 1. Dry and wet vacuum cleaning machine

本品は、調節可能なキャスター付きの台に据え付けられた動力装置（電動機）及び水受けから成る。様々な機能を実行するため、本品は、電気掃除用のノズル、ブラシ、家具ツール、特殊なホース、溶液（例えば、殺虫剤）噴霧用のスプレー部品及びインフレーターノズルのセットのような附属品を有する。本品の基部は、また高速遠心分離器を内蔵し、芳香剤を水に数滴混ぜると、家庭芳香剤又は空気清涼剤として散布する機械として使用できる。また、その水は、ちりその他の不純物を集めるフィルターとしても機能する。

第 16 部注 3 を適用

検討された物品：“Rainbow Cleaning System”

8508.19 1. Dry and wet vacuum cleaner

本品は、電動装置を自蔵し、キャスターの上に据え付けられ、産業及び商業用（ホテル、レストラン、店舗、事務所、工業用建築物及び作業場等）に設計された機器である。

最大出力：1,500 ワット、電気接続：230 ボルト－50 ヘルツ、風量：1分あたり 3,600 リットル、真空圧：23,000 パスカル、集じん容積：38－50 リットル、重量：11－12 キログラム、寸法：445×450×505 ミリメートル

本品は、標準の附属品とともに提示され、また、他の（オプションの）附属品も装備できる。本品は、乾燥した物質（ちりその他ちり以上の大きさの物質（紙くず、ウッドチップ、木の葉、ガラス又はその他の鉱物性のくず、泥及びプラスチックのくず等））及び液体を吸い込むように設計されている。

検討された物品：“WAP SQ 450/460”

8512.30 1. 自動車に使用する種類の電気機器

本品は、「レーダーガン」又は「レーザーガン」のようなスピード探知器が、近くで作動していることを運転手に警告する。この機器は、スピード探知器により発せられたマイクロ波を探知すると、可視及び音響信号を発する。提示の際、レーダー／レーザー探知器、ガラスクリップ、電源直結コード、ヒューズ、予備の部分品、印刷物及び取扱い説明書で構成される。

通則 1 及び 6 を適用し、号レベルでは通則 3（b）を基に分類

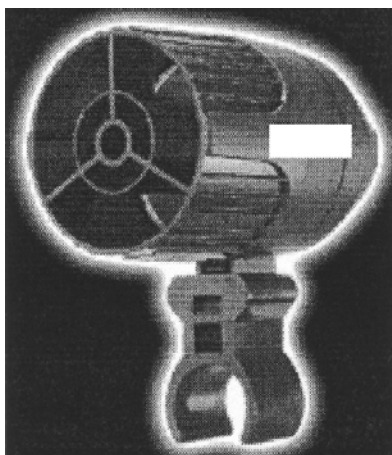
商品名：“Whistler 1120”



8513.10 1. 携帯用ランプ

本品は、狩猟用のライフルの望遠照準具に取り付けられる。ハロゲンランプ、反射板及びランプを望遠照準具に付ける装置を組み入れた円筒形のハウジングから成っており、武器の床尾に取り付けられスイッチと蓄電池を含む制御箱にケーブルでつながれる。

通則1及び6を適用

**8516.10 1. Apparatus for heating liquids and maintaining them at constant temperature**

本品は、サーモスタットで制御される浸せき式電気加熱器と電動機により作動するかくはん器とから成るもので、液体の加熱及びその温度を一定に保つ装置である。

8516.29 1. ガス電気併用式の暖房機器

本品は、3つのガス加熱板及び1つの電気加熱管を有する暖房機器である。

通則1及び6を適用

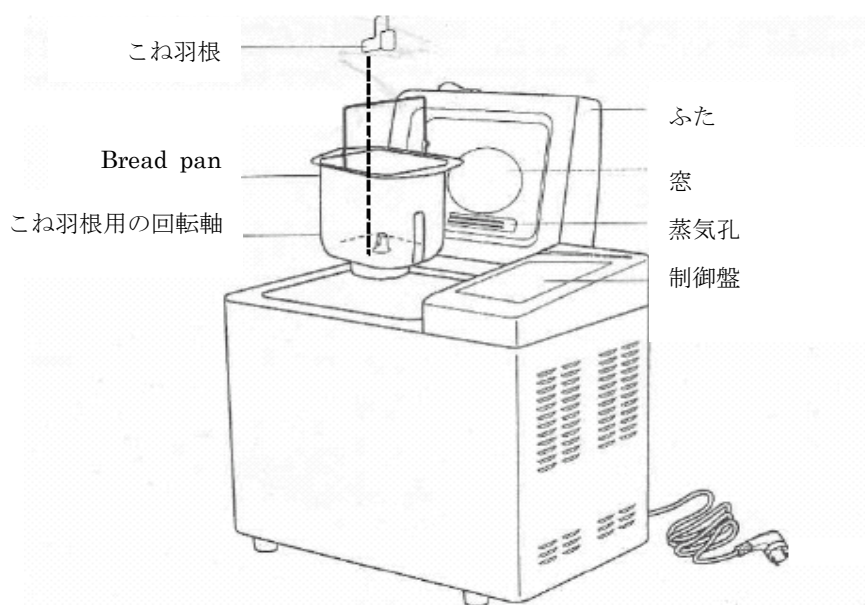
8516.60 1. 家庭用調理器

本品は、4つのガスバーナー（電気式ライター付）及び1つの熱風式ガスオーブンとから構成されており、限定された調理に使用するステンレス鋼製の電気グリルが一体と成っている。本グリルは、オーブン上部の電気抵抗体により機能する。

8516.60 2. 電気式家庭用パン製造機

本装置は、大きさ約 36×22×27 センチメートル、重量約 5.9 キログラムで、パン生地材料の混合及び焼くことができる取りはずし可能な容器 (bread pan) を含むハウジングから構成されている。bread pan は取外し可能なこね羽根のための回転軸を有し、機械内に bread pan を設置すると、この回転軸は電気式モーターにつながる。容器設置部分を取り巻く電気式ヒーターは、生地を作るための適正な温度に材料を加熱し、生地が膨張する間、生地を適正な温度に保ち、パンを焼くために用いられる。本装置には、こねて焼く及びこねるのみの自動プログラムを有する (自動プログラムは、機械の上部の制御盤から操作できる。)。後者の場合、調製された生地は、他の機器で焼かれるために取り出される。

通則 1、3 (c) 及び 6 を適用



8516.79 1. "Home Sauna" apparatus

本品は、赤外線放射器 (ほうろう引きの鋼板製のもので、腰掛けとして使用できるように設計されたもの) 及び四つの分離された部分から成る円筒状の小室で構成されている家庭用サウナ装置である。すなわち、四つの分離された部分は、木製若しくはプラスチック製の小割板から成るシャッター又はイミテーションレザー製のシャッター、床用敷物カバー、イミテーションレザー製の小室のトップ及び木製のケーシングに収納した温度計である。これらの構成部分は、家庭で熱浴するため使用する前に組み立てられる。

8516.80 1. Heating surfaces

本品は、ガラス繊維又はガラス繊維と石綿で電気絶縁をした加熱抵抗体（線）をガラス繊維製の織物上に取り付けた加熱面で電気用導線を有するものである。

8419.89/1 及び 8419.89/2 参照

8517.11 1. ベースユニット小売セット

本品は、（１）ベースユニット、（２）無線によりベースユニットに接続することができるコードレス電話受話器と（３）充電器とスタンドの組み合わせから成る。本品は、内蔵型の I S D N（Integrated Services Digital Network）モデムを組み込まれており、線によって I S D N に接続することができる。ベースユニットは、無線により最高 8 つの D E C T（デジタルコードレス電話規格：Digital European Cordless Telecommunications）ハンドセットあるいは他の互換性がある D E C T 入力機構と通信することができ、同時にケーブルによって自動データ処理機械の U S B（ユニバーサル・シリアル・バス）ポートと通信することができる。有線電話機、ファクス機又は留守番電話装置のような 2 つのアナログ装置を接続するため、ベースユニットはさらに 2 つのアナログソケットを有している。

通則 1 及び 6 を適用

8517.62 1. コミュニケーションコントローラー又はルータ（「LANブリッジ」を含む。）

本品は、メインプロセッサ、内部メモリー及び多数の入出力ポートから成る。自動データ処理（ADP）システムネットワークにおいて、これらの機器は、二台の自動データ処理機械間又はローカルエリアネットワーク（LAN）内の複数の自動データ処理機械のグループ間若しくはネットワーク装置のグループ間に設置される。これらの機器は、LAN のシステムアーキテクチャに固有であるデータトラフィックのルートを決め、異なるシステムのプロトコルを使用する二台の自動データ処理機械間又は自動データ処理機械のグループ間でデータ又は情報の変換、交換又は配達を可能にする。これらの機器は、ネットワーク構造を認識し、データ伝送の仕向け先と適切な接続を特定できる。この機器の通信接続部又はポートのいくつかは自動データ処理機械に接続し、いくつかは他のコントローラー（ルータ又はブリッジ）に接続し、またいくつかは他のネットワーク装置に接続する。通信コントローラー網は、ネットワークのためのバックボーンとなり、他の全てのネットワーク及びデータ処理装置が取り付けられる。

通則 1（84 類注 5（D）（ii））を適用

8517.62 2. 同期ネットワークアーキテクチャ（SNA）クラスターコントローラー（遠隔制御装置を含む。）

本品は、SNAネットワークプロトコルを使用するローカルエリアネットワーク（LAN）内で、端末の集線装置として機能する機器で構成される。それらの機器は、ネットワーク内で、メインフレームのデータ処理装置及びリモート端末、プリンター又はディスクドライブのような多様なデータ処理周辺機器の間の相互作用を管理する。

通則1（84類注5（D）（ii））を適用

8517.62 3. マルチステーションアクセスユニット

本品は、受動的なローカルエリアネットワーク（LAN）ハブである。本品は、直接的な電源供給を必要としないので「受動的」と呼ばれる。本品は、八台までのトークンリング方式のLANワークステーション又は自動データ処理装置の集線に使用され、物理的な星型の配線形状は、電気的なリングの形成に使用される。マルチステーションアクセスユニットは、相互に接続することにより、各トークンリングに取り付けることができるワークステーションの数を最大260まで増やすことができる。ハブは、トークンリング内の全ての機械が接続される物理的な中継地点として機能し、他の機械へのデータの流れを維持するため、機械又は装置が機能しないときを感知するように作動する。

通則1（84類注5（D）（ii））を適用

8517.62 4. 光ファイバーコンバーター

本品は、銅線ケーブル上の限られた距離のトークンリング又は他のローカルエリアネットワーク（LAN）のデジタル信号を、光学的デジタル信号に変換する。これらのコンバーターは、例えば、光ファイバーケーブルが、トークンリング内で、ある構内を越えるとき、又は、光ファイバーケーブルで銅ケーブルに代替することがインターフェースを減少させるために重要である場合に、使用される。

通則1（84類注5（D）（ii））を適用

8517.62 5. イーサネットアダプター

本品は、種々の電気部品が取り付けられている主として回路基板からなるスロットインカード型の制御・アダプターユニットである。自動データ処理機械のハウジング内に取り付けるように設計されている。本品は、中央集積回路のシステムバスに接続され、インストールされている自動データ処理機械とローカルエリアネットワーク（LAN）上の他のユニットとの間のデータの受渡しを管理している。本品は、CSMA/CD情報標準プロトコルを使用し、単独でデータの交換を管理するとともにLAN内でのデータの衝突を回避している。

通則1（84類注5（D）（ii））を適用

商品名 “ENW-9500-F Fast Ethernet Adapter”

8517.62 6. Multimode fibreoptic repeater

本品は、ローカルエリアネットワーク（LAN）システム専用設計されたものである。本品は、LANシステム内を循環するデータを、完全なデータ信号（フルシグナル）に再生するとともに、タイミングを調整して送信するものである。本品はマルチモード光ファイバーを接続するためのコネクタとして、標準的なイーサネットポートを二つ有し、いずれかのポートで、異なるユニットからの信号の衝突が検知されたときは、データの送信を止めるための信号（jam pattern）を発生する。

通則1（第84類注5（D）（ii））及び6を適用

8517.62 7. Single-mode fibreoptic repeater

本品は、ローカルエリアネットワーク（LAN）システム専用設計されたものである。本品は、LANシステム内を循環するデータを、完全なデータ信号（フルシグナル）に再生するとともに、タイミングを調整して送信するものである。本品は、BNCコネクタ及びシングルモード光ファイバーを接続するためのコネクタとして、標準的なイーサネットポートを2つ有し、いずれかのポートで、異なるユニットからの信号の衝突が検知されたときは、データの送信を止めるための信号（jam pattern）を発生する。

通則1（第84類注5（D）（ii））及び6を適用

8517.62 8. Voice processing system

本品は、ハードディスク及びフロッピーディスクドライブを備えた中央処理装置（DOSで作動）、キーボード及びモニター（CRT）から成り、内蔵型コールディテクションボード、ソフトウェア及びモデムを持つ。本品は、職場内で選択された部署に電話を転送し、掛かってきた電話を保留し、相手先を呼び出し、使用者に受理したメッセージを通知し、発信者に、順番待ちを連絡することにより、PBX（私設電話交換機）の処理能力を高める。この過程において、モデムは使用されない。コールディテクションボードは、アナログ信号の認識とデジタル信号に変換するために使用される。本品のソフトウェアは、単独に 85.24 項に分類される。

通則 1 を適用

検討された物品：“MVX”

8517.62 9. 自動データ処理機械を電話線に接続させる装置

本品は、自動データ処理機械のデジタル信号をアナログ信号に変換し（逆も可）、電話線のシステムを通じて、別の自動データ処理機械との通信を可能にする。この装置は、スキャナーとプリンターを結合した自動データ処理装置にファックスの送受信を可能にする。本品は、またマイクロフォンとスピーカーを装備しており、ハンドフリー電話として使用できる。

8517.62/10 又は 8517.62/11 参照

検討された物品：“Pace 56 voice”

8517.62 10. 自動データ処理機械を電話線に接続させる装置

本品は、自動データ処理機械のデジタル信号をデジタルサービス総合通信網（ISDN）を通じて送信される別のデジタル信号に変換し（逆も可）、ISDNの電話線のシステムを通じて、別の自動データ処理機械との通信を可能にする。本品は、また電話機、ファクシミリ又はモデム接続用の二個のポートを装備している。

8517.62/9 又は 8517.62/11 参照

検討された物品：“Ultralink terminal adapter”

8517.62 11. 自動データ処理機械に挿入するために設計されたカード (slot-in card)

このカードは、自動データ処理機械のデジタル信号をアナログ信号に変換し（逆も可）、電話線のシステムを通じて別の自動データ処理機械との通信を可能にする。本品は、また自動データ処理機械でファックス及びEメールの送受信を可能にする。これらの操作は、携帯電話を媒介することにより実行される。

8517.62/9 又は 8517.62/10 参照

検討された物品：“Gold card global”

8517.62 12. ベースユニット

本品は、内蔵型の I S D N (Integrated Services Digital Network) モデムを組み込まれており、線によって I S D N に接続することができる。ベースユニットは、無線により最高 8 つの D E C T (デジタルコードレス電話規格 : Digital European Cordless Telecommunications) ハンドセットあるいは他の互換性がある D E C T 入力機構と通信することができ、同時にケーブルによって自動データ処理機械の U S B (ユニバーサル・シリアル・バス) ポートと通信することができる。有線電話機、ファクス機又は留守番電話装置のような 2 つのアナログ装置を接続するため、ベースユニットはさらに 2 つのアナログソケットを有している。

通則 1 及び 6 を適用

8517.62 13. 無線通信用の送信機及び受信機

本品は、次の 3 つのモジュールからなる。

- 中央ユニット (4 つの無線信号送信機及び 4 つの受信機から構成される。)
 - スイッチングシステムモジュール (いずれかの受信機の欠陥を補う。)
 - 送受信機ネットワーク管理モジュール (当該モジュールに装備されているバックプレーン印刷回路により他のユニットに接続される M C F (“Message Communication Function”) インターフェースカードから成る。M C F 上の集積回路は適切なソフトウェアにより稼動している。)
- 送受信機モジュール及びスイッチングシステムモジュールは、それぞれが 1 つのベイに格納され、ベイはケーブルによって相互に接続されている。

本品は、デジタル電気通信網において無線通信のために設計された種類のものであるが、光ファイバー又は有線通信装置と組み合わせて使用されることもある。

通則 1 (第 16 部注 4) 及び 6 を適用

8517.62 14. デジタルエンコーダー

本品は、MPEG-2 標準規格に準拠した圧縮及びエンコード技術により、情報源（例えば CATV（ケーブルテレビ）番組）であるアナログ又はデジタルの映像、音声及びデータ信号をデジタル信号に変換するものである。

通則 1 及び 6 を適用

国際分類例規 8517.62/15 から 8517.62/19 を参照

8517.62 15. デジタルマルチプレクサー

本品は、多重化技術により、複数の MPEG-2 トランスポートストリーム入力信号を一つの MPEG-2 トランスポートストリームに結合するものであり、信号送信の効率を向上させるために用いられる。本装置は、24 までの MPEG-2 トランスポートストリーム入力信号を受信し、DVB-ASI（デジタルビデオ放送－非同期シリアル・インタフェース）標準規格に準拠する 1 つの MPEG-2 トランスポートストリーム信号に統合及び複製することができる。本品は、複数の映像、音声（多チャンネル音声を含む）及びデータ信号を、同様の多重化された出力信号に統合することができる。

通則 1 及び 6 を適用

国際分類例規 8517.62/14 及び 8517.62/16 から 8517.62/19 を参照

8517.62 16. リマルチプレクサー

本品は、16 までの ASI（非同期シリアル・インタフェース）入力信号を、DVB-ASI（デジタルビデオ放送－非同期シリアル・インタフェース）標準規格に準拠する 1 つのトランスポートストリーム出力信号に結合し、入力されるトランスポートストリームのビットレートを変更し、データストリームにローカルプログラミングが挿入されることを可能にするものである。本装置は、CBR（固定ビットレート）ストリームを VBR（可変ビットレート）信号に変換ことができ、動的な帯域幅割当のために、リアルタイムな統計的多重化を実行する。システムオペレーターは、入力されるトランスポートストリームから所望のプログラムを選択し、1 つ以上の望まないプログラムを破棄し、動的にプログラミングのラインアップを取り替えることができる。

通則 1 及び 6 を適用

国際分類例規 8517.62/14、8517.62/15 及び 8517.62/17 から 8517.62/19 を参照

8517.62 17. モジュレーター

本品は、MPEG-2 トランスポートストリーム信号を標準的な無線伝送信号（QPSK（四相位相変調）、8 PSK（八相位相変調）又は 16QAM（16 値直交振幅変調））に変換するものである。本装置には、50～90MHz、100～180MHz 及び 950～1750MHz の範囲において、100Hz 間隔で幅周波数可変 IF（中間周波数）出力を行う機能がある。毎秒 1～238 メガビットの間で、毎秒 1 ビット間隔で様々なデータ速度を設定することができる。

通則 1 及び 6 を適用

国際分類例規 8517.62/14 から 8517.62/16、8517.62/18 及び 8517.62/19 を参照

8517.62 18. モジュレーター

本品は、MPEG-2 トランスポートストリーム信号を標準的な無線伝送信号（QPSK（四相位相変調）又は BPSK（二相位相変調））に変換するものである。本装置には、50～90MHz、100～180MHz の範囲において、100Hz 間隔で幅周波数可変 IF（中間周波数）出力を行う機能がある。毎秒 1～78.75 メガビットの間で、毎秒 1 ビット間隔で様々なデータ速度を設定することができる。本装置は、ETS（欧州電気通信基準）、DVB（デジタルビデオ放送）及び MPEG-2 標準規格に合致している。

通則 1 及び 6 を適用

国際分類例規 8517.62/14 から 8517.62/17 及び 8517.62/19 を参照

8517.62 19. モジュレーター

本品は、MPEG-2 トランスポートストリーム入力信号を、OFDM（直交周波数分割多重方式）を用いて、DVB-T（standard terrestrial digital video broadcast）伝送信号に変換するものである。

通則 1 及び 6 を適用

国際分類例規 8517.62/14 から 8517.62/18 を参照

8517.62 20. ワイヤレスヘッドセット

本品は、ワイヤレスヘッドセットに AC 充電器及び異なるサイズの 2 つのイヤーフックが付属したものであり、ヘッドセットの寸法は縦 41.5mm×横 18.9mm×高さ 25.9mm、重量は 8g である。

ヘッドセットは、シングル（モノラル）タイプの耳に掛けるイヤホンにマイクロホン、無線トランシーバー、充電可能なリチウムポリマー蓄電池、電源入力、LED（発光ダイオード）表示ライト及び操作装置が同一ハウジング内で結合したものである。

無線トランシーバーは、オープンな無線技術規格（短波長の電波による短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための無線プロトコル）及びエッジハンド・データ・レート（EDR）技術を利用しており、この無線技術によって、セルラーネットワーク用の携帯電話のように、ヘッドセットと固定又は携帯機器の間の無線通信が可能である。

表示ライトは送受信の状況及び充電の状態に関する情報を提供する。電源入力は、5pin の B タイププラグに対応しており、充電器、自動データ処理機械の USB ポート又は車載アクセサリプラグ充電器からの充電が可能である。

対象機器により組み合わせ（“paired”）がサポートされている場合、操作装置は、その機器のオン及びオフ、音声ダイヤル、着信への応答及び終了、着信拒否、応答保留、通話中着信、リダイヤルに使用される。

本品は、説明書と共に箱に入れて小売用のセットにしたものである。

通則 1（16 部注 3）、3（b）及び 6 を適用



8517.62 21. バッテリー式ウェアラブルデバイス

本品は、「スマートウォッチ」（長さ 57mm×幅 37mm×厚さ 11mm）とも呼ばれ、データの送受信が可能で、手首に着用するよう設計されたものである。本品は、1.63 インチ（41.4mm）のタッチセンサー式のアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード（AMOLED）ディスプレイ、512MB の RAM、4GB の内部メモリー、800MHz のプロセッサー、315mAh の電池、1.9 メガピクセルのデジタルカメラ、スピーカー、2つのマイクロホン、角速度センサー、加速度センサーからなる。

本品は、無線トランシーバーを有し、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用しており、この無線技術によって、携帯回線網用の携帯電話やタブレットコンピューター等の他の機器と無線通信することができる。

本品は、一旦ホストデバイスと接続する（paired）と以下の様々な機能を使用することが可能となる：時刻及び日付の表示、音声の記録及び再生、写真と動画の撮影及び保存、アラーム、タイマー、ストップウォッチ、歩数計、本品に直接話しかけることによりホストデバイスを通した本品による電話の発信及び受信、Eメールの受信及び閲覧、通知、音声指示による SMS メッセージの送受信、ホストデバイスの音楽再生機能の操作。

通則 1、3（b）及び 6 を適用



8517.62 22. バッテリー式ウェアラブルデバイス

本品は、「スマートウォッチ」（長さ 39mm×幅 33mm×厚さ 11mm 及び長さ 42mm×幅 36mm×厚さ 11mm）とも呼ばれ、データと音声の送受信が可能で、手首に着用するように設計されたものである。1.34 インチ（34mm）又は 1.53 インチ（39mm）のタッチセンサー式のディスプレイを有し、それぞれ、マイクロホン、スピーカー、加速度センサー、角速度センサー、光電脈波（PPG）センサー、充電式リチウムイオンポリマー電池、カスタムチップ（プロセッサ、グラフィック、メモリー及び無線通信機能を 1 つのモジュールに集約し、電子部品を保護するための樹脂で覆ったもの）を有する。

本品は、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用することにより、携帯回線網用の携帯電話等の他の機器と無線通信することができる。また、Near Field Communication（NFC）及び Wi-Fi にも対応している。

本品は、一旦ホストデバイスと接続する（paired）と以下の様々な機能を使用することが可能となる：ホストデバイスを通じた電話の受信、デジタル音声の録音及び再生、ホストデバイスに保存されたメディア（写真、ビデオ及び音楽）へのアクセス、時刻及び日付の表示、SMS 及び Eメールのメッセージの閲覧及び返信、ホストデバイスからの通知表示、NFC 技術を利用した Point of Service（PoS）支払いシステムの使用、健康とフィットネス情報へのアクセス。

通則 1、3（b）及び 6 を適用



8517.62 23. バッテリー式ウェアラブルデバイス

本品は、「スマートウォッチ」（長さ 51mm×幅 36mm×厚さ 10mm）とも呼ばれ、データの送受信が可能で、手首に着用するよう設計されたものである。1.6 インチ（41mm）のタッチセンサー式のトランスフレクティブディスプレイ、512MB の RAM、4GB の内部メモリー、1.2GHz のプロセッサー、420mAh の電池、加速度計、コンパス、ジャイロ及び GPS を有する。

本品は、無線トランシーバーを有し、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用しており、携帯回線網用の携帯電話等の他の機器と無線通信することができる。また、Near Field Communication（NFC）にも対応している。

本品は、一旦ホストデバイスと接続する（paired）と以下の様々な機能を使用することが可能となる：時刻及び日付の表示、アラーム、ストップウォッチ、タイマー、歩数計、受信 E メール及び通知の閲覧、あらかじめ決まった返信メールの送信、ホストデバイスの音楽再生機能の操作。

通則 1、3（b）及び 6 を適用



8517.62 24. バッテリー式ウェアラブルデバイス

本品は、「スマートウォッチ」（幅 24mm×厚さ 10mm）とも呼ばれ、データの送受信が可能で、ブレスレットのように手首に着用するよう設計されたものである。1.4 インチ（36mm）のモノクロディスプレイ、加速度計、高度計を有する。

本品は、オープンな無線技術規格（短波長の電波により、短距離（10m まで）のパーソナル・エリア・ネットワーク（PAN）内でデータを交換するための例えば「Bluetooth®」のような無線通信プロトコル。）を利用しており、携帯回線網用の携帯電話等の他の機器と無線で通信することができる。

本品は、一旦ホストデバイスと接続する（paired）と以下の様々な機能を使用することができるようになる：ホストデバイスを通じた電話の発信及び受信、受信 E メール及びホストデバイスからの通知の閲覧、アラーム、日付及び時刻の表示、ホストデバイスの音楽再生機能の操作、ホストデバイスのカメラ機能の操作、歩数計。

通則 1、3（b）及び 6 を適用



8517.69 1. ポケットベル (Paging alert devices)

本品は、あらかじめセットされた無線信号が受信された時に音声信号又は可視信号を発するよう設計されたものである。本品は、音声信号又は可視信号を発するようになっているため、特定の受信者とのみ通信することができる。本品は、非常に簡単なものであり、通信文を伝えることはできない。

8517.69 2. ポケットベル (Paging alert devices)

本品は、あらかじめセットされた無線信号が受信された時に音声信号又は可視信号を発するよう設計されており、通信文（例えば、電話番号又は内蔵された引用文）を受信するよう設計されている。

8517.70 1. 携帯電話用の透明な静電容量式タッチスクリーン

本品は幅 56 ミリメートル×高さ 109 ミリメートル×長さ 1.3 ミリメートルの物品で、2枚の薄い透明なインジウム・スズ酸化物 (ITO) 導電層及び最上部の強化ガラス保護層から成り、それらは光学的に透明な粘着層で接着されている。タッチ集積回路 (IC) が取り付けられたフレキシブルプリント回路基板 (FPCB) も備えている。スクリーンをタッチすることで、人体から自然に生じる電荷に反応することにより、ITO 導電層により作られている静電界が歪められる。タッチ IC は、静電界の歪みを感知し、タッチがどこで起こったかを計算し、当該携帯電話のアプリケーションプロセッサに、その情報を送信する。本品自体に表示能力はない。

このスクリーンは、液晶ディスプレイ (LCD) 又はアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード (AMOLED) ディスプレイの携帯電話に使用される。本品は4つの丸い縁を有しており、メインボタン、カメラレンズ及び拡声器のための穴がある携帯電話の前面に適合するようにカットされている。

通則 1 (第 16 部注 2 (b)) 及び 6 を適用



8517.70 2. タッチセンサー式のアクティブ・マトリクス方式有機発光ダイオード（AMOLED） ディスプレイモジュール

本品は長さ 123 ミリメートル×幅 76 ミリメートル×高さ 1 ミリメートルの物品で、ある携帯電話に組み込まれるよう設計されたものである。AMOLED モジュールは、電話用の静電容量式タッチセンサー操作パネル及びスクリーンの対角線が 5.3 インチ（134 ミリメートル）で、解像度が 1200×800 ピクセルであるディスプレイとして機能する。

AMOLED モジュールは、以下のものから成る。

- －物品を保護するためのカバーガラス（強化ガラス）
 - －上部のガラス層（セル内の、インジウム・すず酸化物（ITO）パターンとして形成された透明な導電層を特徴とする。）と下部のガラス層に挟まれた、有機化合物の層から成る、AMOLED ディスプレイパネル
 - －タッチ操作を制御することにより、主要機器（携帯電話）とディスプレイとの間のインターフェースを提供する、フレキシブルプリント基板アセンブリ
- 通則 1（第 16 部注 2 (b)）及び 6 を適用



A



B

A－カバーガラス

B－モジュールの背面

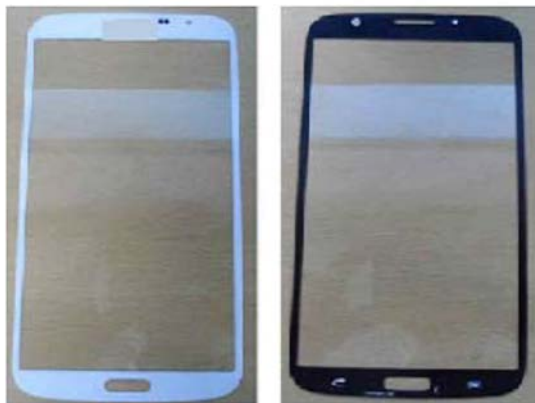
8517.70 3. 導電性強化カバーガラス

本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ 165mm、幅 86mm、高さ 0.55mm である。

ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が施されている。

- (1) 導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電ドットの印刷
- (2) タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷
- (3) 電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する 2 つの赤外線インクスポットを印刷
- (4) 非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷

通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用



表

裏

8517.70 4. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ

本品は、以下の構成部品を内蔵したプラスチックフレームから成る。

(i) 電話機のスクリーンに触れることなく使用者の手の動きを捉えるためのジェスチャーセンサー。発光ダイオード（発光領域）及びセンサー（受光領域）から構成されるチップ型のものである。

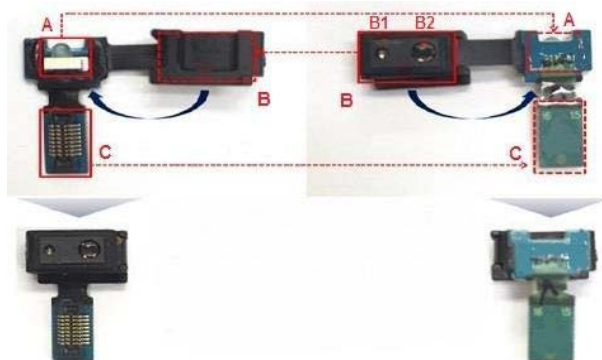
発光ダイオード（LED）が赤外線を発し、手から反射された赤外線をセンサーが受けることで、使用者のジェスチャーを認識する。

(ii) テレビ、セットトップボックス等の外部機器の機能を遠隔制御するための赤外線信号を発生させる赤外線 LED

(iii) 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクタ

(iv) 本品の構成部品を支持し、電氣的に接続するためのフレキシブルプリント回路基板
ジェスチャーセンサー及び赤外線 LED は別々に機能する。

通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用



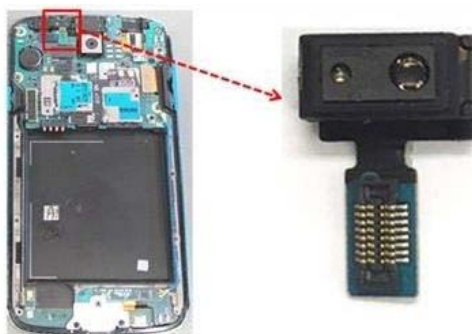
A 赤外線 LED

B ジェスチャーセンサー

B 1 発光ダイオード（発光領域）

B 2 センサー（受光領域）

C 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクタ

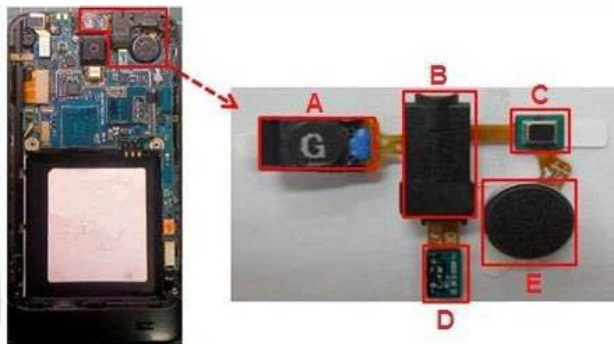


8517.70 5. 携帯電話に取り付けられるように設計されたアセンブリ

本品は、以下の構成部品から成る。

- (i) コイル及び磁石から成り、電源が入っている間、機械的振動を発生させるリニア振動モーター。「サイレント」モードにおいて使用される。
- (ii) 拡声器（又は受信機）（12.1 ミリメートル×7.1 ミリメートル×3.5 ミリメートル、有効周波数帯 300 ヘルツ～3.4 キロヘルツ）。通話中、入力電気信号を音声信号に変換することにより、通話相手の声を再生する（ベルの音、音楽等のその他の音や信号は、他の拡声器を通じて再生される。）。
- (iii) 周囲の音（例えば、ビデオ撮影時）を電話機で使用される電気信号に変換するマイクロホン（電話機の下部に取り付けられている別のマイクロホンは、通話のために使用される。）
- (iv) 外部ヘッドホン及びイヤホンと接続するためのコネクタ
- (v) 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクタ
- (vi) 本品の構成要素を支持し、電氣的に接続するためのフレキシブルプリント回路基板
振動モーター、拡声器、マイクロホン並びに外部ヘッドホン及びイヤホンと接続するためのコネクタは別々に機能する。

通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用



- A 拡声器
- B 外部ヘッドホン及びイヤホンと接続するためのコネクタ
- C マイクロホン
- D 本品と電話機のメインボードとを相互接続するためのコネクタ
- E 振動モーター

8518.10 1. 無線マイクロホンセット

本品は、UHF 無線周波数帯域を伝送する 2 つの無線マイクロホンであり、これら 2 つのマイクロホンの出力レベルを別々に調節する個々のレベル調節機能を備えた、UHF デュアルチャンネル無線受信機と共に包装されている。受信機は、他の音声又は映像機器と接続するための 3 つの出力プラグを有している。それらのうちの 2 つは、各マイクロホンから受信した信号を混合せずにそのまま送るためのものである。3 つめのプラグは、2 つのマイクロホンから受信した信号を結合する信号を送るためのものである。このパッケージには、受信機と他の音声又は映像機器（例えば、増幅器）とを接続するオーディオケーブル、マイクロホンに電源を供給するための 2 つの電池及び受信機に取り付けられる 2 本のアンテナが含まれる。これらの部品は、輸送中に各部品を保護するための仕切りが付いた、再利用可能なパッド入りのケースに入れられている。

通則 1（16 部注 4）及び 6 を適用



8518.22 1. 楽器用の機器

本品は、A B級アンプ真空管、2つのプリアンプ真空管、2つのアンプ真空管及び2つの拡声器を、単一のハウジング内で組み合わせたものである。本品は、エレキギター、電子キーボード、電子ピアノ又はMP3プレーヤー等の様々な音源から電気信号を受ける。その電気信号を増幅し拡声器に伝えることで、音を発生させる。ある周波数（低・中・高域）を強めたり弱めたりして音質を調整すること及び発生させる音に電子的なエフェクトを与えることができる。

通則1及び6（第16部注3）を適用

**8518.50 1. Speech training apparatus for deaf persons**

本品は、主として2個のマイクロホン（一つは指導者用、他方は難聴者用）、可聴周波増幅器及び1セットのヘッドホンから成る難聴者用の言語訓練用機器である。

各々のヘッドホンは、左と右の耳の聴力の差を補正するために個々に制御することができる。

登録商標名：Elekon speech trainer、Model Mark II

8519.81 1. MP3プレーヤー（音声再生機）

本品は、MP3形式のファイルを読み取るためのMP3デコーダーを有するCD-ROMドライブから成る装置で、リモコン及び接続ケーブルとともに提示され、自動車に取り付けられる。本品は、カーラジオに接続される。

通則1及び6を適用

8519.81 2. 携帯式MP3プレイヤー

本品は、フラッシュメモリーとマイクロプロセッサとを集積回路（チップ）の形状にしたもの、可聴周波増幅器を含む電子システム、液晶スクリーン及び操作ボタンが組み込まれたハウジングから成る携帯式のバッテリーにより作動する装置である。マイクロプロセッサは、MP3ファイル形式を使用するためにプログラムされている。本品は、ステレオ方式のヘッドホン又はイヤホンを接続するためのコネクタを有し、また、MP3ファイルをダウンロードするために自動データ処理機械に（パラレルポート又はUSBポートを使用して）接続することができる。フラッシュカード用のスロットを有していることもある。記憶容量は、通常32MBから64MBの範囲である。

通則1及び6を適用

8519.81 3. MP3プレイヤー

本品は、フラッシュメモリー又はハードディスク、CDドライブ、マイクロプロセッサ、液晶スクリーン、操作ボタン、入力コネクタ（アナログの音声信号及びマイクロホン用）、出力コネクタ（音声、S-ビデオ及び複合ビデオ用）、パラレル又はUSBコネクタ（自動データ処理機械若しくは携帯式MP3プレイヤーからのMP3ファイルのアップロード用又はこれら機器へのダウンロード用）及びイーサネットポート（ネットワーク又はインターネット接続用）が組み込まれている。TVセットに接続することによって、プレイリスト（曲目表）の編集及び操作並びに動画を表示するためのグラフィカルユーザーインターフェイスとなる。本品は、MP3及びその他の音声圧縮形式を読み取るためにプログラムされており、またアナログの音声信号又は音声も録音できる。

通則1（第16部注3）及び6を適用

8521.90 1. DVDプレイヤー

本品は、MP3ファイルのデコーダーが組み込まれたDVDプレイヤーである（434×95×290mm）。

通則1及び6を適用

8522.90 1. Mechanical assembly (メカデッキ)

本品は、次の主要部品を搭載したフレームからなるビデオの記録用又は再生用の機器である。

- (i) ビデオヘッド、固定した下部シリンダー及びモーターと一体となった、上部回転シリンダーから成るシリンダーアセンブリ。このアセンブリは、ビデオ信号を磁気テープに書き込み及び読み取る。
- (ii) オーディオ信号を磁気テープに書き込み及び読み取る音声ヘッド
- (iii) 録音時に、既に録音された信号を消去する消去ヘッド
- (iv) 磁気テープを一定速度に保つキャプスタン

本品は、当該機器の部分品として分類する。

8523.51 1. 半導体記憶カード

本品は、半導体の不揮発性のデータ記憶装置（フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られている。）であり、192MBの記憶容量を有し、印刷回路基板に、

- (i) 集積回路形状の1個のフラッシュメモリー（FLASH E²PROM）
- (ii) 集積回路形状のマイクロコントローラー
- (iii) 多数のコンデンサー及び抵抗器
- (iv) 接続ソケット

が取り付けられたものから成る。

本品の寸法は、約 85mm×54mm×4mm である。

本品は、特定の機器（例えば、ナビゲーション、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療監視装置、録音装置、携帯電話及びデジタルカメラ）に一旦挿入されれば、データの本品への保存及び本品からの読み取りができる。専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータを転送することもできる。本品は、接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーの必要はない。

通則1及び6を適用

8523.51 2. 半導体記憶カード

本品は、半導体の不揮発性のデータ記憶装置（フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られている。）であり、192MBの記憶容量を有し、集積回路の形状をした1個のフラッシュメモリー（FLASH E²PROM）、コントローラー及び受動素子（例えば、コンデンサー及び抵抗器）が銅製の配線と接続孔を通じて取り付けられた印刷回路基板（PCB）と接続ソケットから成る。本品の寸法は、約43mm×36mm×4mmである。種々の構成部品は、表面実装技術によって印刷回路基板の上に取り付けられた後、上部から底部まで連続的に蓋がされるか、または、プラスチック製のカードに接着される。印刷回路基板は、薄膜又は厚膜技術により製造されていない。

本品は、特定の機器（例えば、ナビゲーション、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療監視装置、録音装置、携帯電話及びデジタルカメラ）に一旦挿入されれば、データの本品への保存及び本品からの読み取りができる。専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータを転送することもできる。本品は、接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーの必要はない。

通則1及び6を適用

8523.51 3. 半導体記憶カード

本品は、半導体の不揮発性のデータ記憶装置（フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られる。）であり、64MBの記憶容量を有し、集積回路の形状をした2個のフラッシュメモリー（FLASH E²PROM）が取り付けられ、平面状の電気接触子をはめ込まれた印刷回路基板（PCB）から成る。集積回路は、エポキシによって印刷回路基板に取付けられた後、プラスチック製の枠に接着剤によって取り付けられる。印刷回路基板は、薄膜又は厚膜技術により製造されていない。本品の寸法は、約43mm×37mm×2mmである。

本品は、特定の機器（例えば、ナビゲーション、GPS、データ収集端末、携帯式スキャナー、医療監視装置、録音装置、携帯電話及びデジタルカメラ）に一旦挿入されれば、データの本品への保存及び本品からの読み取りができる。専用のアダプターを使用して、自動データ処理機械にデータを転送することもできる。本品は、接続された機器からの電力を使用するので、バッテリーの必要はない。

通則1及び6を適用

8523.51 4. “Mini” SD (Secure Digital) card

本品は、フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られる「ミニ」SD（セキュアデジタル）カードである。本品は、導電性の銅線が付いた非導電性基板（印刷回路基板を有するものと有しないものがある）及びホストインターフェースに接続するための導体パッドから成り、内部には、(i) 集積回路の形状をした1個のフラッシュメモリー（FLASH E²PROM）、(ii) 集積回路の形状をしたマイクロコントローラー及び (iii) 受動素子を取り付けられている。本品の大きさは、21.5mm×20mm×1.4mm である。

本品が特定の機器（プリンター、携帯電話、録音機器、デジタルカメラ、データ収集端末、ビデオゲーム用のコンソール又は自動データ処理機械等）に一旦接続されれば、データの読み取り及び本品へのデータの保存を行うことができる。このカードは、接続した機器からの電力を使用し、電池を必要としない。

通則1（第85類注5（a））及び6を適用

8523.51 5. “Micro” SD (Secure Digital) card

本品は、フラッシュメモリーカードやフラッシュ電子記憶カードとして知られる「マイクロ」SD（セキュアデジタル）カードである。本品は、導電性の銅線が付いた非導電性基板（印刷回路基板を有するものと有しないものがある）及びホストインターフェースに接続するための導体パッドから成り、内部には、(i) 集積回路の形状をした1個のフラッシュメモリー（FLASH E²PROM）、(ii) 集積回路の形状をしたマイクロコントローラー及び (iii) 受動素子を取り付けられている。本品の大きさは、15mm×11mm×1mm である。

本品が特定の機器（プリンター、携帯電話、録音機器、デジタルカメラ、データ収集端末、ビデオゲーム用のコンソール又は自動データ処理機械等）に一旦接続されれば、データの読み取り及び本品へのデータの保存を行うことができる。このカードは、接続した機器からの電力を使用し、電池を必要としない。

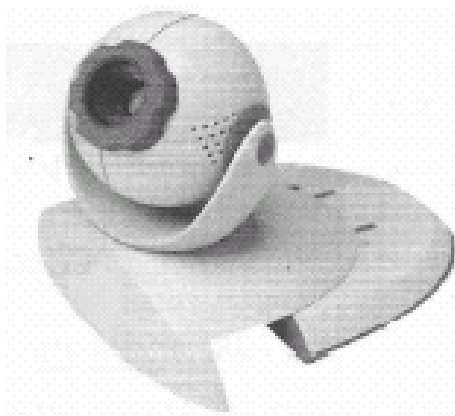
通則1（第85類注5（a））及び6を適用

8525.80 1. カメラ

本品は、小売容器に入ったデジタルカメラ、ゴム製のカメラスタンド、カメラと自動データ処理機械とを接続するためのケーブル、静止画及び動画を取り込むためのソフトウェアをインストールするためのディスク及びマニュアルからなる。カメラは、オートフォーカスレンズ、CCDを組み込んだ画像を捉える基板及びVIDEC TM (Video Digitally Enhanced Compression) データ圧縮基板を自蔵する。本品は、動画又は静止画を取り込むために使用し、画像をデジタル信号に変換し、適当なソフトウェアによって録画、再生、編集等を行う自動データ処理機械に直接送信することに使われる。本品と適当なソフトウェアをインストールした自動データ処理機械により、動画及び静止画の作成、ビデオ会議の開催並びに画像入りの書類の作成を行うことができる。本品は、84 類注 5 (D) (iv) の規定により、84.71 項には分類されない。

インストール用のソフトウェアの記録されたディスクは、セットとしてカメラとともに 8525.80 号に分類される。

通則 3 (b) 及び 6 を適用



8525.80 2. デジタルスチルカメラ

本品は、電荷結合デバイス（CCD）を装備し、ビデオカメラレコーダー技術に基づく。本品は、デジタル方式で画像を記録、処理及び記憶する。本品は、画像を撮影するときのファインダーとして又は記録された若しくはアップロードされた画像を見るときモニターとして使用される内蔵型高解像度 1.8 インチカラーLCD（液晶ディスプレイ）スクリーンを特徴とする。本品の半導体記憶装置は、96 色の静止画像を保持する。この画像は、自動データ処理機械上での閲覧及び記憶のため、オプションの附属品セットにより自動データ処理機械に伝送される。この目的のため、本品は、内蔵型デジタル式入力・出力接続ポートを装備するよう設計されている。また、本品は、画像を直接テレビジョン又はビデオカセットレコーダーに伝送するため、ビデオケーブル用接続ポートを装備するよう設計されている。更に、本品は、デジタルカメラで使用するため、特別に設計されたラベルプリンターに接続することにより、記憶された画像をラベルにすることもできる。

検討された物品：“LCD Digital Camera QV-10”

8525.80 3. 4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプターに搭載されたデジタルカメラ（14メガピクセル）

本品は、4つの回転翼を有する遠隔制御式ヘリコプター（寸法：長さ29cm×幅29cm×高さ18cm、重さ：1,160g）に搭載されたデジタルカメラ（14メガピクセル）であり、ドローン又はクアッドコプターとも呼ばれるものである。無線リモートコントローラー、Wi-Fiレンジエクステンダー及び携帯電話設置台とともに、単一の箱に入れ、小売用のセットとして提示される。

Wi-Fiレンジエクステンダーによる操作可能範囲はおよそ300mで、再充電が必要となるまでの飛行時間はおよそ25分間である。操縦者は、製造者が別に提供するプログラム（“app”）を使用し、携帯電話でカメラを操作することもできる。

通則1、3（b）及び6を適用

**8526.91 1. Distance Measuring Equipment (DME)**

本品は、航空機の航行用無線システムの部分品として設計された距離測定機器である。本品は、無線的（radio-electrical）な手段（光学的又はオプトエレクトロニクスの手段ではない。）により飛行中の航空機が地上の標識からの距離を測定することができる。

8527.13 1. 携帯式MP3プレイヤー（ラジオチューナーが組み込まれたもの）

本品は、フラッシュメモリーとマイクロプロセッサとを集積回路（チップ）の形状にしたもの、可聴周波増幅器を含む電子システム、液晶スクリーン、マイクロホン、ラジオチューナー及び操作ボタンが組み込まれたハウジングから成る携帯式のバッテリーにより作動する装置である。マイクロプロセッサは、MP3ファイル形式を使用するためにプログラムされている。本品は、ステレオ方式のヘッドホン又はイヤホンのためのコネクタ及びリモコンのためのコネクタを有し、また、MP3ファイル又は他のファイルをダウンロードするために自動データ処理機械に（パラレルポート又はUSBポートを使用して）接続することができる。記憶容量は、通常、32MBから64MBの範囲である。

通則1及び6を適用

8527.19 1. 多目的携帯用機器

本品は、同一のハウジング内に以下の機能がある機器である。

- (i) AM/FMラジオ受信機
- (ii) 2本の蛍光灯
- (iii) サーチライト
- (iv) 赤色信号灯
- (v) 黄色明滅信号灯
- (vi) 音響アラーム
- (vii) バッテリーが再充電の必要がある場合、言語で警告を発する集積回路
- (viii) 交流220ボルト及び直流12ボルト充電器付きの内蔵型充電可能バッテリー本品は、取手及び肩ひもを装備している。

16部注3を適用

検討された物品：“Tomcat”

8528.52 1. カラーモニター

本品は、22 インチ（55.88 センチメートル）の TFT LCD（薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ）パネルからなり、制御用電気回路、DVI-D（デジタル信号専用のデジタル画像インターフェイス）及び VGA（ビデオ・グラフィックス・アレイ）の入力コネクタ並びに調節用の LED（発光ダイオード）タッチセンサー操作装置が同一ハウジング内で結合している。

本品は、以下の構成要素及び特性を有する。

- － 色度領域 72%（NTSC 比）
- － 解像度 1680×1050 ピクセル、画素ピッチ 0.282 ミリメートル、表示色数 1670 万色
- － 輝度（最大）250 カンデラ／平方メートル
- － コントラスト比 50000 : 1
- － 視野角 170 度（水平）／160 度（垂直）
- － 応答速度 2 ミリ秒（中間階調応答速度）
- － 映像機能：残像感の無い、なめらかな表示を可能とする技術、テレビ画面に匹敵する自然な発色を実現する技術及び 5 つの映像プリセットモード、人の肌の色を最適化し自然な風合いを実現する機能、HDCP（High-bandwidth Digital Content Protection）対応、色温度選択（5 モード）
- － センサー式タッチスクリーン（映像プリセットモードの選択、画面自動調節、輝度及びコントラスト調節、選択入力に使用する。）
- － アナログ及びデジタル信号周波数：30-83 キロヘルツ（水平）／50-75 ヘルツ（垂直）

通則 1 及び 6 を適用



8528.52 2. カラーモニター

本品は、制御用電気回路、入力レセプタクル及び調節用装置と結合した 23.1 インチ (58.67 センチメートル) の薄膜トランジスターアクティブ・マトリクス液晶ディスプレイ (TFT AMLCD) パネルから成るカラーモニターである。本品は、所定の位置に取り付けるのに適しており、また、海洋環境下での設置に適していることが証明されている。本品は、専ら船上のナビゲーション及びオートメーションシステム用に設計・検査・型式承認されており、これらに使用される。また、本品は、常に、自動データ処理機械を主要な制御又は信号源としたシステム構成において使用される。

本品は、以下の構成要素及び特性を有する。

- － 解像度：1600×1200 ピクセル、画素ピッチ 0.294×0.294 ミリメートル、表示色数 (最大) 1670 万色
- － 輝度：400 カンデラ/平方メートル
- － コントラスト比：600：1
- － 視野角：±85 度 (上/下/左/右)
- － 応答速度：12 ミリ秒 (黒白黒応答速度)、8 ミリ秒 (中間階調応答速度)
- － 対応解像度：VGA (Video Graphics Array)、SVGA (Super VGA)、XGA (Extended Graphics Array)、SXGA (Super XGA)、UXGA (Ultra XGA)、WUXGA (Wide UXGA)
- － 対応ビデオ標準：インターレース方式の NTSC 及び PAL/SECAM ビデオ、コンポジットビデオ
- － 表面型静電容量式タッチセンサースクリーン
- － 信号入出力レセプタクル：DVI-I (デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス) 信号入力、RGB 信号入力 (HD D-SUB)、RGB 信号出力 (HD D-SUB)、マルチファンクション (D-SUB)、USB (Universal Serial Bus) I/O (B タイプコネクタ)
- － 電源端子：AC 電源入力 (IEC (国際電気標準会議) 標準インレット)、DC 電源入力 (D-SUB コネクタ)、AC 電源出力 (IEC 標準アウトレット)
- － 前面操作装置：電源、輝度、ホットキー (左/右一押ボタン式)、モード状態表示 (赤/オレンジ/緑の LED (発光ダイオード) 点灯表示)

通則 1 及び 6 を適用



8528.52 3. カラーモニター

本品は、19 インチ（48.3 センチメートル）の薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ（TFT LCD）アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、2つの USB（Universal Serial Bus）ダウンストリームコネクタ、1つの USB アップストリームコネクタ、1つの DVI-D（デジタル信号専用のデジタル画像インターフェイス）コネクタ、1つの VGA（ビデオ・グラフィックス・アレイ）コネクタ及び前面操作装置（メニュー、マイナス/自動、プラス/入力、電源）と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。

本品は、以下の基本的な特性を有する。

- － 解像度（最大）：1280×1024（60 ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ 0.294 ミリメートル
- － 輝度：250 カンデラ/平方メートル
- － コントラスト比：1000：1
- － 水平周波数：24～83 キロヘルツ
- － 垂直リフレッシュレート：50～75 ヘルツ

通則 1 及び 6 を適用



1. AC 電源コネクタ
2. USB ダウンストリームコネクタ
3. USB アップストリームコネクタ
4. DVI-D コネクタ
5. VGA コネクタ

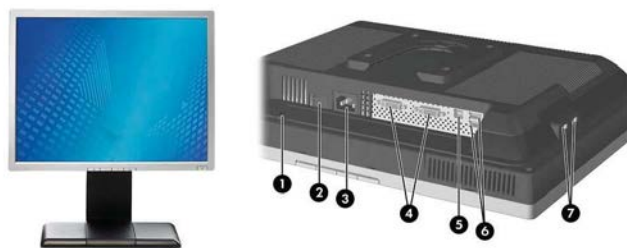
8528.52 4. カラーモニター

本品は、20.1 インチ（51 センチメートル）の薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ（TFT LCD）アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、1つの USB（Universal Serial Bus）アップストリームコネクタ、4つの USB ダウンストリームコネクタ、2つの DVI-I（デジタル及びアナログ信号両用のデジタル画像インターフェイス）コネクタ及び前面操作装置（メニュー、マイナス/自動、プラス、入力選択、電源）と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。

本品は、以下の基本的な特性を有する。

- － 解像度（最大）：1600×1200（75 ヘルツ）ピクセル（アナログ及びデジタル入力）、画素ピッチ 0.258 ミリメートル
- － 輝度：300 カンデラ/平方メートル
- － コントラスト比：1000：1
- － 水平周波数：30～94 キロヘルツ
- － 垂直リフレッシュレート：48～85 ヘルツ

通則 1 及び 6 を適用



1. ケーブルロック
2. マスター電源スイッチ
3. AC 電源コネクタ
4. DVI-I コネクタ
5. USB アップストリームコネクタ
6. USB ダウンストリームコネクタ
7. USB ダウンストリームコネクタ（側面パネル）

8528.52 5. カラーモニター

本品は、23 インチ (58.4 センチメートル) の薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ (TFT LCD) アクティブ・マトリクスパネルから成り、制御用電気回路、一体型のスピーカー、1 つの VGA (Video Graphics Array) コネクタ、1 つの HDMI (High-Definition Multimedia Interface) コネクタ、1 つの音声入力コネクタ及び前面操作装置 (メニュー、マイナス/音量、プラス/電源、入力選択/自動) と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。

本品は、以下の基本的な特性を有する。

- －解像度 (最大) : 1920 x 1200 (60Hz) ピクセル (アナログ入力)、画素ピッチ 0.265 ミリメートル
- －輝度 : 300 カンデラ/平方メートル
- －コントラスト比 : 1000:1
- －水平周波数 : 24~83 キロヘルツ
- －垂直リフレッシュレート : 48~76 ヘルツ
- －暗号化されていない (non-encrypted) high definition content の送信を防ぐための High-bandwidth Digital Content Protection (HDCP) に対応
通則 1 及び 6 を適用



8528.62 1. カラーデスクトップLCD（液晶ディスプレイ）プロジェクター

本品は、640×480 ピクセルの解像度で、1,600 万色が表示可能であり、大型スクリーンに自動データ処理機械で作られた像を投影するため、当該自動データ処理機械に専ら接続される。本品は、ワイヤレスマイクロホン、携帯型CDプレーヤー又はステレオ装置の補助的な出力と接続が可能な、内蔵型増幅器及びスピーカーを装備している。

84 類注 5 (D) (v) を適用

検討された物品：“TelexP170”

8528.69 1. カラーデスクトップLCD（液晶ディスプレイ）プロジェクター

本品は、640×480 ピクセルの解像度で、1,600 万色が表示可能であり、自動データ処理機械、ビデオカセットレコーダー又はレーザーディスクプレーヤーに接続できる。本品は、ワイヤレスマイクロホン、携帯型CDプレーヤー又はステレオ装置の補助的な出力と接続が可能な、内蔵型増幅器及びスピーカーを装備している。

通則 3 (c) を適用

検討された物品：“Telex P170V”

8528.69 2. プロジェクター

本品は、グラフィック産業において、自動データ処理機械及びビデオソースから受けた信号の像を再生するのに使用される装置で、1本の22.5センチメートル（9インチ）の高解像度の陰極線管並びに最新の光学的及び電気的技術（超高周波コンピュータグラフィック像のための解像度2,000×1,600ピクセル）を使用している。

通則 3 (c) を適用

検討された物品：“Sony VPH-1292Q/QM”



8528.71 1. Satellite television reception system

本品は、次のものから成る。

- (i) パラボラアンテナ用反射鏡
- (ii) 射鏡用制御回転装置
- (iii) フィードホーン（導波管）
- (iv) ポラライザー（電波が垂直偏波又は水平偏波かによって、フィードホーンを回転させる装置）
- (v) 低雑音増幅機能を有するダウンコンバーター
- (vi) 受信機
- (vii)（赤外線）遠隔操作機

これらは完全な衛星放送受信システムとして、セットで提示される。

第 16 部注 4 を適用

8528.71 2. 衛星テレビ放送受信機

本品は、低雑音増幅機能を有するダウンコンバーターから、周波数を低く変換され、かつ、増幅された信号を受け、ディスプレイ用の単一の信号を選択する。すなわち、チャンネル選択又はチューナーとしての役割を果たす。

本品はまた、チャンネルの切替え又はアンテナ及びポラライザーを回転させるための遠隔操作信号を受信するための素子を有している。

8528.71 3. ケーブルにより衛星放送ビデオ信号を受信し、TVレシーバー、ビデオモニター若しくはビデオの記録用機器に当該信号を送信するためのターミナル

本品は、組み込まれたモデム及びインターフェースを内蔵し、以下のことが可能となる。

- －内蔵モデムにより F a x 及び E メールを送受信し又はインターネットにアクセスする。
- －RS232 ポートで印刷装置を接続し、受信した F a x を印刷する。
- －自動データ処理装置に放送データをダウンロードし、又は CD-ROM ドライブを小型コンピュータシステムインターフェース（SCSI）ポートを通しこのターミナルに接続する。ターミナルは赤外線遠隔制御装置とともに提示される。

第 16 部の注 4 を適用

商品名 “Mediamaster DVB 9500 C”

8528.71 4. モデム仕様（ブロードバンド）セットトップボックス

本品は、電話回線接続を通じてインターネットへのアクセス及び電子メールの送受信を使用者に可能とするコミュニケーション機能を有しており、マイクロプロセッサ、メモリー（128MB RAM及び64MBフラッシュメモリー）、2つのUSBポート、オーディオ／ビデオ出力ジャック、テレホンジャック及びイーサネットジャックを備え、テレビジョン用に最適化されたオペレーティングソフトウェア及びアプリケーションソフトウェアを組み込んでいる。本品は、外部ディスプレイ（例えば、テレビジョン受像機、ビデオモニター）上に表示するため、デジタル信号を受信し変換する。本品は、無線キーボード、無線遠隔制御装置、オーディオ／ビデオケーブル、電話線、電話回線Tスプリッター、登録カード、電源、セットアップガイド及びユーザーガイドと共に提示される。

通則1及び6を適用

8529.10 1. パラボラアンテナ用反射鏡

本品は、衛星テレビ放送の受信用として使用される。

8529.10 2. 反射鏡用制御回転装置

本品は、衛星テレビ放送受信用のパラボラアンテナ用反射鏡に使用されるよう設計されたものである。

8529.10 3. フィードホーン（導波管）

本品は、アルミニウムから作られ、衛星により転送された電磁波を低雑音コンバータに導くための円筒空間を有する。本品はまた、パラボラ反射鏡に固定支持するための3つのねじを切ったヘッドを取付けられる。

8529.10 4. ポラライザー

本品は、低雑音増幅機能を有するダウンコンバーターに内蔵されるよう設計されており、当該ダウンコンバーターをフィードホーン（導波管）と接続し、電波が垂直偏波か水平偏波かに応じて回転させることができる。

8529.10 5. パラボラアンテナ

本品は、反射鏡、反射鏡用制御回転装置、フィードホーン（導波管）及び低雑音増幅機能を有するダウンコンバーター（ポラライザーを内蔵したもの）から成るもので、衛星テレビ放送の受信に使用される。

8533.29 1. ポリメリック正温度係数（PTC：Positive Temperature Coefficient）サーミスター回路保護器

本品は、伝導性高分子構造を有し、温度上昇に伴い電気抵抗が増大するよう働く装置である。PTC効果は、（シリコンベースの）半導体集積回路のような繊細な電子製品を保護するため、「細流」だけが流れるよう電流を制限するものである。サーミスターは、電流を制限するが、回路を遮断するものではない。

設計された「トリップ」(trip) ポイントまで温度が下がると、本品の抵抗はもとの状態に戻る。本品は、2つの主な用途がある。これらは連結して配置され、過電流防止装置として又は設定温度を超えた際にダメージから繊細な電気部品を保護するための温度センサーとして使用される。これらの装置は、一般的な名称として、しばしば「リセットブル (resettable) ヒューズ」と呼ばれるが、技術的にはヒューズではなく、非直線サーミスターである。

通則3 (a) 及び6を適用

8535.90 1. ケーブル及び接続ワイヤを溶接した接地棒

本品は、銅被膜した炭素鋼接地棒、ターミナル、青銅製の継手並びに特殊な被覆されていない銅ケーブル又は銅で被覆した鉄ケーブル及びワイヤからなる。これらのアセンブリーは、1,000ボルトを超える電圧用に設計され、高圧線、変電所、通信線、建物、街灯、避雷器、全ての種類のアンテナ等の保護（接地）のために用いられる。

通則1及び6を適用

8535.90 又は 8536.90 1. Power rail installation

本品は、機械、工具等に電力を供給するための電力軌条装置で、使用の際には移動する。次の部分から構成されている。

- (i) 下方が開かれた多数の形鋼エレメント。その各々は下記 (iv) に掲げるトロリー用のレールを形成する一つの端を有している。また各々は、絶縁体上に取り付けた種々の数の銅製の導電棒を有している。
 - (ii) これらのエレメントの端と端とを接続する接続箱及びある場合には回路を分離するための非電氣的ジョイント
 - (iii) 全体を送配電系統に接続するための一以上の装置
 - (iv) 電力を供給する機械、工具等にケーブルにより接続するための滑り接触子付きのトロリー
- 8535.90/1 又は 8536.90/2 参照
登録商標名：“Gluma-stromband”

8535.90 又は 8536.90 2. Prefabricated elements for electrical conduits

本品は、種々の数の導電棒（絶縁材料を被覆してあるかないかを問わない。）から成り、支持台の上又は適当な形状のさや（接続用の差込み口をとるところどころに有するものもある。）の中において電気絶縁物により長手力向に保持されている。

8535.90/1 又は 8536.90/1 参照

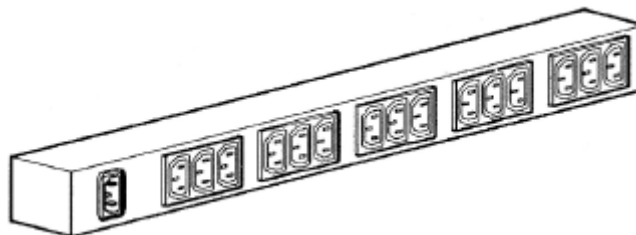
8536.50 1. Switching devices

本品は、サイズが 63.5 又は 82.55×152.4×158.75 ミリメートル、重さが約 635 グラム又は 726 グラムの金属製又はプラスチック製の箱に収納されたスイッチ装置であり、後部に据え付けられた接続ソケット、前部に据え付けられたロータリーアクションスイッチ及び印刷回路を有する。本品は、特に、二以上の兼用される自動データ処理装置を相互に連結し（例えば、1つのモデムに2つの端子、2つ以上の中央処理ユニットに1つのプリンター、又は数個のプリンターに1つの端子）、これら装置間の接続の切替えができるように設計されている。印刷回路は約 1000 分の 1 アンペアの大変低い電流が流れるように設計されている。

8536.69 1. 電源タップ

本品は、電気プラグ1個と交流電源ソケット15個を備えた1個の金属製の箱から成る。本品は、キャビネット内の様々なラックマウント式機器に電気を供給するよう設計されている（例えば、ネットワークルーター、検査機器、操作機器）。また、取付ブラケット及びねじが同梱されており、使用者がナットとボルトを用意すればキャビネット内部に設置できる。

通則1及び6を適用

**8536.90 1. 電気通信ケーブル接続用の印刷回路カード（80×110×7 ミリメートル）から成るモジュラー機器**

本カードは、プラスチックのハウジングに入った一つの印刷回路から成る。接続素子（1個の抵抗器及び5個の端子が据え付けられたもの）により、回路は、集合ハウジングに収納されると接続状態になる。カードの片面には、印刷回路にはんだ付けされた4個のソケットが取り付けられている。1個のソケットの中には、発光ダイオード（LED）が収められており、その他の3個のソケットは、ジャック接続部であり、それぞれM（Monitor）、O（Output）及びI（Input）と印が付けられている。Mと印されたソケット及び抵抗器が、他の回路と接続された場合、LEDを発光表示させるようになっている。

商品名：“PIX-DIX-1 Digital Cross-Connect”印刷回路カード

8536.90 2. パッチパネル (50 ポート)

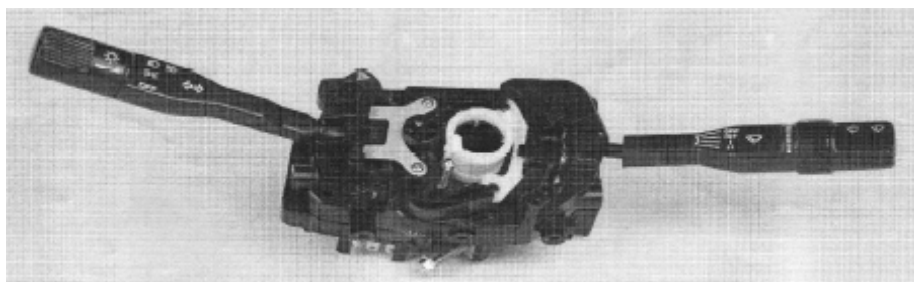
本品は、IP（インターネットプロトコル）通信ネットワークや音声通信ネットワーク（電話）のケーブルシステムの配線を簡素化するためのもので、信号を増幅、再生、又は変換しない、非アクティブ連結装置である。50 個の RJ45 ポートを有し、それぞれがユーザワークステーションと対応する。本品によって、各ユーザワークステーションはスイッチ、ハブ、ルーターに連結し、ネットワークへの接続が可能になる。

通則 1 及び 6 を適用

**8537.10 1. 2つの多段階電気開閉装置 (multi-positional electrical switching devices) の組立品**

本品は、自動車のステアリングコラムに取り付けるために設計されており、取付用ブラケットの左右両側に 2 つの多段階電気開閉装置が配置された組立品である。当該多段階装置のうち一方は自動車の外部照明を制御するためのものであり、もう一方はウインドスクリーンワイパー及びウインドスクリーンウォッシャーを制御するためのものである。本品は、自動車の電気系統と接続するための電氣的接続部を有している。

通則 1 及び 6 を適用



8537.10 2. 透明な抵抗式タッチスクリーン

本品は長さ 325 ミリメートル×幅 245 ミリメートル×高さ 2 ミリメートルの物品で、ドットスペーサ及び電気バスバーで隔てられた 2 枚の薄い透明なインジウム・スズ酸化物(ITO) 導電層から成り、最上部のプラスチックの保護フィルムの層及び底部の保護ガラスの層が積層されており、柔軟性のあるコネクタテールが付いている。外力によって 2 枚の ITO 導電層がタッチポイントに接続されると、電圧変化を引き起こす。

抵抗タッチコントローラーは電圧変化を X-Y 位置の値に変換し、タッチスクリーンの応用デバイスに対応する信号を送る。タッチスクリーンは、人間の指やスタイラスを含むあらゆる物体によるタッチを検知できるが、それ自体に表示能力はない。

本品は、現金自動預払機 (ATM)、ポイント・オブ・セール/サービス (POSs) ターミナル、モニター及び自動データ処理 (ADP) 機械のような、ディスプレイを組み込んだ様々な装置に使用することができる。

通則 1 (第 16 部注 2 (a)) 及び 6 を適用

**8538.90 1. Tubular contact pins**

本品は、蛍光灯の口金にびょうで留めるための卑金属製のピンである。

8539.50 1. 発光ダイオード (LED) "spot lamp "

本品は LED スポットランプであり、いくつかの発光ダイオード、交流電源を整流し LED に使用できるレベルの電圧に変換する回路、放熱器 (heat sink) 及び 2 ピン基部から成る。

通則 1 及び 6 を適用

**8539.50 2. 発光ダイオード (LED) "bulb lamp "**

本品は、白熱電球の標準の形状をした LED 電球 (bulb lamp) であり、プラスチック製の容器に入れたいくつかの発光ダイオード、交流電源を整流し LED に使用できるレベルの電圧に変換する回路、放熱器 (heat sink) 及びねじ式基部から成る。

通則 1 及び 6 を適用



8540.89 1. Hot cathode intense electronic positive ion sources

本品は、粒子加速器、質量分析計その他これらに類する機器に使用する熱陰極陽イオン発生源である。

8541.29 1. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) device

本品は、パッケージ化した絶縁ゲートバイポーラトランジスタ（IGBT）デバイス（寸法：48ミリメートル×94ミリメートル×29ミリメートル）であり、2つのIGBTチップ、2つのダイオード及びいくつかの電極を有する。当該ダイオードは、トランジスタをオフにした際に生じる逆電流により、トランジスタが損傷するのを防ぐために、トランジスタに対して逆平行に接続されている。これらは、アルミニウムの線で相互に接続され、絶縁を確保するためにシリコンゲルで満たされたプラスチック製のケーシングに入れられている。

本品の機能は、電流の増幅、発振、周波数変換及びスイッチングである。本品は、高出力条件下において電流及び電圧を制御し、高電流の処理能力を有する。定格電圧は、1,200ボルト、定格電流は150アンペアである。本品は、昇降機、エレベーター、電気鉄道、電気自動車、UPS（無停電電源）、ロボット及び太陽／風力発電機等の様々な用途に用いられる。

通則1（85類注9）及び6を適用

**8541.40 1. 62個の発光ダイオード（LED）パッケージのアセンブリ**

本品は、底部に電気コネクタを有した印刷回路基板（長さ440ミリメートル、幅5ミリメートル）の上に、62個の発光ダイオード（LED）パッケージが実装されたもの。いずれのパッケージも内部で結合されたLEDチップ及びダイオードから成る。パッケージの表面は蛍光材料で塗布されている。本品は、LCD（液晶ディスプレイ）テレビのバックライトユニット、管状型LEDランプ及び外部照明に使用される。本品は、交流電力を整流し、LEDに使用可能なレベルの電圧に変換するために必要な制御回路を有していない。

通則1及び6を適用

8542.39 1. 電力モジュール

本品は、サーミスタを含む3つの抵抗器及びその他の受動素子、6個のトランジスタ、6個のダイオード及び4つの集積回路からなる。これらの部品はすべて別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、電流を三相の電気モーターに供給するために、電流を切り換える機能を有する。例えば、洗濯機や空気調節装置のような民生機器に用いられる。

通則1（第85類注9）及び6を適用

8542.39 2. 電力モジュール

本品は、抵抗器又はサーミスタを含まないその他の受動素子、6個のトランジスタ、6個のダイオード及び4つの集積回路からなる。これらの部品はすべて別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、電流を三相の電気モーターに供給するために、電流を切り換える機能を有する。例えば、洗濯機や空気調節装置のような民生機器に用いられる。

通則1（第85類注9）及び6を適用

8542.39 3. 電力モジュール

本品は、金属酸化物膜半導体電界効果トランジスタとトランジスタを制御し保護するためのモノリシック集積回路からなる。これらの部品は別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に水平又は垂直に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、電流をスイッチング電源のフォワードコンバーターの一次側から二次側へ切り換えるものである。例えば、充電器及びアダプター、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、不揮発性半導体記憶装置を自蔵する機器（例えば、「MP3プレイヤー」）、モニター並びに自動データ処理機械に用いられる。

通則1（第85類注9）及び6を適用

8542.39 4. 電力モジュール

本品は、金属酸化膜半導体電界効果トランジスタとトランジスタを制御し保護するためのモノリシック集積回路からなる。これらの部品は別々のプロセスによって製造され、銅のリードフレーム上に水平に搭載され、金属線で結ばれ、プラスチック樹脂によって成形される。本品は、入力基準電圧に基づく出力電圧の維持及び制御を行うリニアレギュレータとして機能する。例えば、充電器及びアダプター、携帯電話、携帯情報端末（PDA）、不揮発性半導体記憶装置を自蔵する機器（例えば、「MP3プレイヤー」）、モニター並びに自動データ処理機械に用いられる。

通則1（第85類注9）及び6を適用

8543.70 1. Electroluminescent devices

本品は、一般にテープ状、プレート状又はパネル状の電子発光素子で、主に次のものから構成されている。

(i) 電子発光結晶物質（通常、硫化亜鉛）

これは電導体の二層（その一層は透明（プラスチック又は特殊ガラス）である。）の間にサンドイッチ状に挿入されている。

(ii) リード線

(iii) 2枚の薄いシート。これは通常プラスチック製で、全体をシールし、かつ、保護する。交流電流を通じさせるとこれらの素子は、全表面で発光する。

これらは、バックグラウンド照明、装飾、信号等に広く利用される。

8543.70 2. 低雑音増幅機能を有するダウンコンバーター

本品は、衛星放送を受信するシステム用のアンテナが取り付けられるよう設計されており、弱い信号の増幅及び周波数を高い域からVHF及びUHFの範囲に変換するものである。

8543.70 3. (赤外線) 遠隔操作機

本品は、ラジオの周波数の上限である3,000GHzを超える周波数の赤外線を使用し、アンテナ及びポライザーの回転又はチャンネルの切替えの操作を行うために、離れた場所から衛星テレビ放送受信機をコントロールするためのものである。

8543.70 4. 放送用デジタルビデオ映像を記録し、特殊効果を加え又は編集することにより番組として完成させるために設計された機器の組合せから成るシステム

本システムは、ビデオ信号の送受信が可能であり、システム内で、ビデオ信号はデジタル信号に変換され、その結果その信号は中央処理装置によって処理できることとなる。

本システムの構成は次のとおり。

- (i) 中央処理装置
- (ii) 二台のカラーディスプレイ（モニター）（データ表示用の順次走査型のものとビデオ画像の表示用のインターレース走査型のものがある。）
 - これらのうち一方は中央処理装置による処理画面を表示し、他方は処理された結果（画像）を表示する。
- (iii) キーボード型の入力装置
- (iv) 磁気ハードディスク（容量：4又は9ギガバイト）
- (v) ロギングソフトウェア
- (vi) ビデオコプロセッサボード
- (vii) コンプレッションボード
- (viii) DVE（Digital Video Effects）リアルタイムボード
- (ix) オーディオメディアIIサウンドボード
- (x) SCSI-II（Small Computer Systems Interface）アクセラレータボード
- (xi) 二台のアンプ内蔵型スピーカー

第16部注4及び84類注5（E）を適用

登録商標：Media Composer 1000

8543.70 5. 電子たばこ

長さ約 150mm、直径約 11mm の、通常のたばこに類似した円筒形の電池式装置。使用者が本装置を通して吸気することにより、気流が空気センサーにより検知され、気化器が作動してカートリッジ内の液体を加熱して気化させる。これにより、霧が作られ使用者によって吸入される。

本品は、電源コード、充電器及び5本のスペアカートリッジと共に箱に入れて小売用のセットにしたものである。

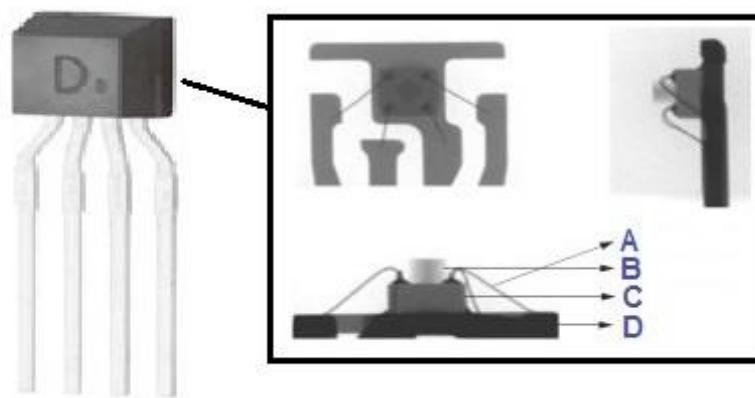
通則 1、3（b）及び6を適用



8543.70 6. 4個の端子を有するホール素子

本品は、インジウムアンチモン（InSb）の層を持つフェライト基板と磁気回路の役割を果たすフェライトヨークから成り、リードフレーム上に搭載され、外部の電子回路に接続するためワイヤボンディングされている。本品は、磁気を感じし、“ホール効果”によって電流を発生させるもので、洗濯機、冷蔵庫、エアコンディショナー等の小型の精密電動機に使用される。

通則1及び6を適用



ホール素子

本品のX線画像

- A ボンディングワイヤ
- B フェライトヨーク
- C 基板
- D リードフレーム

17 部 1. Ball bearing control cables

- (i) 第 17 部の特定の車両に専ら又は主として使用するのに適していると認められるもの
該当する車両の部分品又は附属品として分類する。
- (ii) 第 17 部の各種の車両、航空機、船舶等に等しく使用するのに適しているもの
第 17 部注 3 を適用する。

16 部／1、8487.90／2 及び 9033.00／1 参照

8603.10 1. 連結されていない3両の鉄道用の客車

本品は、2両の電動式の客車（“M-Cars”）及び1両の付随車（“T-car”）から成り、各車両は、長さ22.6メートル、幅2.9メートル、高さ3.8メートルである。連結後の3両の客車は、Electric Multiple Unit（EMU）としても知られ、都市鉄道用の動力分散型のけん引システム（distributed traction system）に使用される。

T-Car の上部のパンタグラフにより供給された電気は、メイントランスフォーマーを経てM-Cars のコンバーターに送られる。コンバーターにより電流は交流から直流に変換されてインバーターへ送られ、インバーターにより、直流が電動機を動かすための三相交流に変換される。

通則1、2（a）及び6を適用

8609.00 1. チューブバンドルコンテナ

本品は、圧縮天然ガス（CNG）の輸送に使用される多数のシリンダーから成るものである。各シリンダーには、ガスの排出及び充填のための独立した弁及びゲージが備わっている。シリンダーは溶接されず、また、結合されていないが、定型の6メートル又は12メートル（20フィート又は40フィート）のコンテナと同じ寸法の金属製の外枠に収まっている。フレームには、道路用トレーラーその他の輸送方式による運送手段に取り付けられるように、穴が設けられている。

通則1を適用



8701.10 1. 電源付きの駆動ユニット（一軸トラクター）

本品は、1つの駆動軸、内燃機関（単気筒、4ストロークサイクル、空冷式、最大出力4.8キロワット（6.5馬力）又は4.4キロワット（6.0馬力）／（3600回転／分）、燃料タンク（6.5リットル又は3.5リットル）及びハンドルタイプのステアリングを有する。これらのユニットは分解されて、2つのタイヤ付き車輪、4-4ブレード（2+2）及び乾燥地用ディスクブレードとともに一つの箱に入れて提示される。

本品は、互換性を有する異なる器具（本品とともに提示されない畝立て機、プラウ、溝掘り用の刃（ditching blade）等）とともに使用するよう設計されたもので、短距離の運搬又は固定式の前動機としても使用できる。

本品とともに提示される4-4ブレード（2+2）及び乾燥地用ディスクブレードは、分離して分類される。

通則1（87類注2）、2（a）及び6を適用

8432.29／1参照



8701.30 1. Snow-scooters and snow-sledges, motorised

本品は、運転者用のシートを有する無限軌道式のもので主に他の車両、機器又は貨車をけん引するように設計されたものである。

登録商標名：“Ockelbo Trioman”

8701.30 2. “Basic tractors”

本品は、無限軌道式であり、自走装置の基本的ないくつかの特徴を有するトラクターである。しかし、第 84.28 項、第 84.30 項又は第 84.32 項に記載をしている種類の作業又は第 87 類の注 2 に規定するトラクターとしての作業をするために各種の附属装置を取り付けることができるようになっている。

登録商標：

“Caterpillar”	D4、D6、D7、D8 及び D9
“Hanomag”	K320
“International Harvester”	BTD6、8 及び 20 並びに TD6、9 及び 15
“Motormule”	M70

8701.90 1. Motor vehicles of particularly robust construction

本品は、ホイールベースが短く、2 軸型又は 3 軸型で運転室及び荷台（車両のサイズ、重量及び動力に比べてサイズが小さい。）を有する建設用の自動車である。トレーラーをけん引するように設計したものであり、荷台には、車輪の摩擦力を増すことによってけん引能力を増加させるためにバラスト（例えば、セメントブロック）を使用する。

8701.90 2. 二軸六輪の不整地走行用自動車（前二輪・後四輪）

本品は、138馬力のディーゼルエンジンを有し、最高速度40km/hの不整地走行用自動車である。本品は、高さ3,048mm、幅2,514mm、長さ4,877mmで、自動変速機、一人用の閉じた運転席及び1本のけん引車軸を有する（後輪駆動）。ホイールベースが2,946mmで、タイヤの型が11R22.5である。セミトレーラーと接続する第五輪がシャシに取り付けられており、接続時の最大総重量は36,700kgである。本品は、セミトレーラーをけん引するよう特別に設計されたものである。

通則1（第87類注2）及び6を適用



8701.90 3. 二軸六輪の不整地走行用自動車（前二輪・後四輪）

本品は、160馬力のディーゼルエンジンを有し、最高速度40km/hの不整地走行用自動車である。本品は、高さ3,200mm、幅2,464mm、長さ4,597mmで、3段階の自動変速機、一人用の閉じた運転席及び1本のけん引車軸を有する（後輪駆動）。ホイールベースが2,794mmで、タイヤの型が11R22.5である。セミトレーラーと接続する第五輪がシャシに取り付けられており、接続時の最大総重量は43,500kgである。本品は主にセミトレーラーをけん引するよう特別に設計されたものである。

通則1（第87類注2）及び6を適用

**8702.10 又は 8702.90 1. Van type motor vehicle**

本品は、人員及び貨物の両者の輸送用の、シャシボディの骨組及び単一の取り囲まれた空間を持つモノコックボディ型のものであり、シリンダー容積2,380立方センチメートルの圧縮点火機関又はシリンダー容積1,994立方センチメートルの火花点火機関で駆動される。本品はフロントシートの後部に、窓付きサイドパネル、片側のスライディングドア、1つの窓付きの跳ね上げ式リアドアと3つ又は4つのベンチ（ベンチの一部は乗客が通過できるよう折り畳める。）を持つ。本品は、運転者を含め12人又は15人の人員を輸送でき、乗員用の区画の後部に、貨物輸送用の小さな空間を持つ。この車両は、多くの場合「ミニバス」と称され、良く仕上がった内装（例えば、アップホルスターの腰掛け又はベンチ及び装飾用壁パネル）を持つ。

検討された物品：“Isuzu WFR “Microbus””

8702.10 1. Ten-seat or twelve-seat motor vehicles

本品は、シリンダー容積 2,299 又は 2,874 立方センチメートルの圧縮点火機関を搭載した自動車で、窓付き再度パネル、4 ドア、窓付き跳ね上げ式リアドア、シートベルト付きの 3 人用フロントシート（左右 2 つのシートから成る。）、フロントシートの後部にはベンチシート（3 人用のシートベルト付）、車両後部には側部パネルに収容できる長さ 93 センチメートルの 2 つの折畳み式ベンチシートが備え付けられている。折畳み式ベンチシートによって、車両後部は、人員又は貨物のいずれかの輸送に利用できる様になっている。この 2 つの折畳み式ベンチシートは、各 3 人用で、フロントシートと同じ布地で同様にアップホルスターされ、各 3 本のシートベルトが付いているとともに、しっかりと固定される。この車両は、運転手を含む、10 人又は 12 人の人員の輸送用に設計されたものである。

商品名：“Ssang Yong MUSSO 601” 10 人又は 12 人用

“Ssang Yong MUSSO 602” 10 人又は 12 人用



8702.10 2. 10人乗自動車

本品は、シリンダー容積が 1,948cc の圧縮点火式内燃機関をもち、ウィンドーサイドパネル、4枚のドア、持ち上げ式の窓付き後部ドア、3人座れる2個の前部シート、前部シートの後に3人座れるベンチシート及び車体後部の横壁に固定された78cmの2個の折りたたみ式ベンチシートを取り付けた10人乗自動車である。折りたたみ式ベンチシートにより車体後部に人員又は貨物のいずれかを搭載し輸送できる。2つのベンチシートは、各々2名の人員が座ることができ、前部シートと同じ生地で、同様に布張りされている。全てのシートは、シートベルト及びシートベルト固定具が取り付けられている。本品は、運転手を含めて10人の輸送のために設計されている。

通則1及び6を適用

商品名 “TATA SUMO 483”



8703.10 1. スクーター

本品は、蓄電池から電力を供給される電動機（定格 150W、最大 1700W）により駆動する 3 輪又は 4 輪の乗物で、前部と後部を連結する水平なプラットフォーム、小型のタイヤ（直径 290mm）、折りたたみ式アームレストを後部に取り付けた回転椅子及びハンドグリップを取り付けたステアリングコラムをもつ。ステアリングコラムは、前方に動かすことができ、起動スイッチを取り付けた小型の制御パネル、4 個の速度ボタン及びアクセル、ブレーキ、後進用のレバーを備えている。電動機は、鍵により始動し、任意の速度を選択した後、ハンドグリップの速度レバーを握ると加速し、放すと自動的にブレーキがかかる。本品は、速度レバーの反対のレバーを握ると後進する。本品は、一方の手だけで操作し又は関節炎を持つ者用のコントローラー、右／左利き用オプションその他の運転者向けオプションがある。本品は、歩道上において及び買い物、釣り、ゴルフコース等へ行くための公共の場所において使用される。

3 輪のモデルは、幅 650mm、長さ 1,170mm、重量 44kg（蓄電池を除く）で、100kg の耐荷重があり、150W の電動機からなる。4 輪モデル（2 種類）は、それぞれ、幅 650mm、長さ 1,260mm 及び 1,290mm、重量 54kg 及び 60kg（蓄電池を除く）で、127kg の耐荷重があり、各々 150W の 2 つの電動機からなる。

通則 1 及び 6 を適用

商品名 “Fisher & Paykel Scooters”



8703.10 2. 電池式電動機（8個の6ボルト電池、3.7馬力）を搭載した四輪車両

本品は、高さ122cm、幅125cm、長さ339cm、ホイールベース250cmで、自動コンピュータ制御式の充電器（直流48ボルト、17アンペア）、自動調整ラックアンドピニオン式ステアリング、二重油圧ショックアブソーバー付きの前部懸架装置（独立リーフスプリング）を装備し、全4車輪に機械式ドラムブレーキ及び足踏み式のマルチロック式駐車ブレーキを有する。車両総重量が681kg、最高速度が27.3km/hで、小さな車輪が取り付けられ、6人（運転者を含む。）まで輸送することができる。

本品は、道路交通に適さない場所（キャンプ又はレジャー用地、テーマパーク、リゾートホテル、産業用地など）において、特定用途車として使用される。

通則1及び6を適用



8703.10 3. 351cc の単気筒内燃機関（11.5 馬力）を搭載した四輪車両

本品は、高さ 122cm、幅 120cm、長さ 399cm、ホイールベース 334cm で、12 ボルトの電池、自動調整ラックアンドピニオン式ステアリング、二重油圧ショックアブソーバ付きの前部懸架装置（独立リーフスプリング）を装備し、全 4 車輪に機械式ドラムブレーキ及び足踏み式のマルチロック式駐車ブレーキを有する。車両総重量が 681kg、最高速度が 25.7km/h で、小さな車輪が取り付けられ、8 人（運転者を含む。）まで輸送することができる。

本品は、道路交通に適さない場所（キャンプ又はレジャー用地、テーマパーク、リゾートホテル、産業用地など）において、特定用途車として使用される。

通則 1 及び 6 を適用



8703.21 1. Four-wheeled (two wheel-driven) ALL Terrain Vehicle (“A. T. V.”)

本品は、チューブ製シャシを持ち、モーターサイクル型サドル、かじ取り用ハンドル及びオフロード用バルーンタイヤを装備している。かじ取りは、前2輪の旋回により操行され、自動車のかじ取り機構（アッカーマン原理）に基づいている。この車両は、バックギヤ、鎖伝動後車軸、前及び後ドラムブレーキ付きの自動変速機が装備されている。本品は、シリンダー容積 124 立方センチメートルの4サイクル単気筒エンジンで駆動される。本品は、荷物棚及びトレーラー連結器を装備していない。

検討された物品：“Yamaha BREEZE YFA 1”

8703.21 2. Four-wheel-driven ALL Terrain Vehicle (“A. T. V.”)

本品は、チューブ製シャシを持ち、モーターサイクル型サドル、かじ取り用ハンドル及びオフロード用バルーンタイヤを装備している。かじ取りは、前2輪の方向を変えることで行われ、自動車のかじ取り機構（アッカーマン原理）に基づいている。この車両は、バックギヤ1段付きの5速デュアルレンジ変速機、前輪にはデュアルドラムブレーキ及び後輪にはシングルドラムブレーキを装備している。本品は、シリンダー容積 386 立方センチメートルの4サイクル単気筒エンジンで駆動され、動力は、シャフトにより前後輪に伝動される。本品は、荷物棚（総積載貨物量 120 キログラム（運転手を除く。)) 及びトレーラー連結器（けん引質量 410 キログラム（車体自体は 273 キログラム））を装備している。

検討された物品：“Kodiak YFM400FW”

8703.23 1. On-road or off-road motor vehicle

本品は、地面から最少距離が 22 センチメートルの自動車で、シリンダー容積が 2,960 立法センチメートルのピストン式火花点火往復動内燃機関、2つのドア、リアドア、2つの前部パケットシート及び折りたたみ式の後部シートを有する。本品は、5人乗り（運転手を含む。）で、乗員区画の後部に物を運搬するためのスペースを有している。内部装飾は、人員の輸送用の他の自動車に見られるものと同様のものである。本品は、両側にそれぞれ3つの窓及びリアウインドウを有する。

8703.23 2. Two-wheel-driven motor vehicle

本品は、シリンダー容積 1,800 立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関を持つ。この車両は、乗員の区画（いわゆるダブルキャブ）に、2 枚のドア、2 つのフロントシート、1 つの折畳み式ではないベンチ（3 人用）及び良く仕上がった内装（例えば、アップホルスターの腰掛け及び装飾用壁パネル）を持つ。後部は、覆いがなく貨物の輸送用として、乗員の区画から分けられており、後ろあおりの扉を持つ。総積載貨物量（人員（運転手を含む。）及び貨物）は、495 キログラムであり、貨物の積載量は、145 キログラム程度と見積もられる。

検討された物品：“Maxi Pampa”

8703.23 3. 自動車の構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）

本品は、1 台の完成した四輪自動車を組み立てるための全て部品から成り、シリンダーの容積が 2,792 立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関を含む。

全ての部品から完成した自動車を組み立てた後、次の作業が行われる。

- －車体番号の固定化
- －ブレーキシステムの充電及びブレーキからのエア抜き
- －ステアリングブースターシステム（パワーステアリング）、冷却システム及び調整システムの充電
- －ヘッドライトの調整
- －車輪配置（アライメント）の調整
- －ブレーキの調整

通則 1、2（a）及び 6 を適用

8703.32 1. Van type motor vehicle

本品は、人員及び貨物の両者の輸送用の、シャシボディの骨組及び単一の取り囲まれた空間を持つモノックボディ型のものであり、シリンダー容積 2,299 立方センチメートルの圧縮点火機関で駆動される。本品はフロントシートの後部に、窓付きサイドパネル（乗員の区画用（乗員・貨物兼用））、窓がないサイドパネル（貨物の区画用）、1つの片側のスライディングドア、1つの窓付きの跳ね上げ式リアドア及び1つの折り畳み式ではないベンチを持つ。そのベンチの後部は、貨物の区画であり、着脱可能な仕切り（下部は金属板、上部は格子）により、乗員の区画から分けられている。貨物の区画の、そして乗員の区画（乗員・貨物兼用）の後部に、1枚のベニヤのパネルが、床を平面にするために敷かれている。そのパネルは、乗員の区画（乗員・貨物兼用）の中のアンカーポイント上にベンチを据え付けるための穴を持つ。貨物の区画にアンカーポイントはない。総積載貨物量（運転車を除く、乗員及び貨物）は、945 キログラムである。この車両は、良く仕上がった内装（例えば、ヘッドレスト付きのアップホルスターの腰掛け又はベンチ及び装飾用壁パネル）を持つ。

検討された物品：“Mercedes-Benz Vito 110 D5-seater version”

8703.32 2. Van type motor vehicle

本品は、人員及び貨物の両者の輸送用の、シャシボディの骨組及び単一の取り囲まれた空間を持つモノックボディ型のものであり、シリンダー容積 2,270 立方センチメートルの圧縮点火機関で駆動される。本品はフロントシートの後部に、窓付きサイドパネル、スライディングドア（片側又は両側）、1つの窓付きの跳ね上げ式リアドア及び1つの折り畳み式の3人用のベンチを持つ。そのベンチの後部は、貨物の区画である。運転者と乗員の保護用の、格子の形をした仕切りは、そのベンチの後部に接した側面の壁に固定されている。貨物の区画には、追加のシート又はベンチ用のアンカーポイントはない。総積載貨物量（人員を除く。）は、ベンチを折り畳まないで 1,000 キログラム、ベンチを折り畳むと 1,250 キログラムである。この車両は、良く仕上がった内装（例えば、ヘッドレスト付きのアップホルスターの腰掛け又はベンチ及び装飾用壁パネル）を持つ。

検討された物品：“Toyota Hiace LH 113”

8703.33 1. On-road or off-road motor vehicle

本品は、シリンダー容積 2,874 立方センチメートルの圧縮点火機関、2つのドア、窓付きの後部ドア、2つの折り畳み可能なフロントシートを持つ。フロントシートの後部の区画には、後部ベンチ用アンカーポイント、シートベルト、灰皿及びひじ掛けの取り付け用設備がある。その後部パネルには、窓の形をしたPVC（ポリ塩化ビニル）シートが付いている。この車両は、車両総重量 2,410 キログラム、積載貨物量 500 キログラム及び正味重量 1,780 キログラムである。

検討された物品：“Ssangyong Korando 602EL Van”

8703.33 2. 居住するために恒久的に移動住宅車（motor-home）に改造した貨物自動車

本品は、1つの出入り口を有する車体をシャシの上に取り付けることにより、居住するために恒久的に移動住宅車に改造した貨物自動車であり、次のものを有する。

- －ダブルベッドを有するベッドルーム
- －電気機器を備えた簡易台所
- －シャワー、洗面器及びトイレ
- －3人掛けソファ、テーブル、食器棚等を備えた居間

当該自動車は、正味重量 10,250 キログラム、車両総重量 11,990 キログラムであり、シリンダー容積が 5,861 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を備えている。

通則 1 及び 6 を適用



8703.40 1. ハイブリットカー

本品は、ピストン式火花点火内燃機関と電動機とが組み合わさって作動するハイブリット動力システムを有する自動車である。内燃機関は、シリンダー容積 1,497 立方センチメートル、最大出力 53 キロワット (72DIN 馬力) / 4,500 回転であり、電動機 (永久磁石式) は、最大出力 33 キロワット (45DIN 馬力) / 1,040-5,600 回転である。ハイブリットシステムにおいては、精巧な制御装置によって、ピストン式火花点火内燃機関と電動機とが同時に作動する。

通則 1 及び 6 を適用

8704.21 1. Four-wheel-driven motor vehicle

本品は、シリンダー容積 2,779 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を備え、1 つの独立したシャシ上にダブルキャブ及び 1 つの分離した荷台が組み立てられている。総貨物積載量 (運転手を含む人員及び貨物) は 625 キログラムであり、貨物の積載量は 350 キログラム程度と見積もられる。この車両は、4 枚のドア、2 つのフロントシートの背後に 1 つの折畳み式でないベンチ (3 人用) 及び良く仕上がった内装 (例えば、ヘッドレスト付きのアップホルスターの腰掛け及び装飾用壁パネル) を持つ。荷台は、後ろあおりの扉を持ち、金属のフレームの上からキャンバス素材で覆われている。ベンチシートが据え付けられた着脱可能なプラスチック製ボードが、荷台の上に置かれている。

この車両及びベンチ付きのボードは、それぞれ第 8704.21 号及び第 9401.20 号に個別に分類される。

8704.21 2. 三輪車両

本品は、飲料運搬用に囲いをし、運転室を有する三輪車両であり、シリンダー容積 395 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒圧縮点火機関で駆動する。積載貨物量は、500 キログラムである。前輪はハンドルバーにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス、トランスミッションシャフト及びドラムブレーキを有する。前輪の懸架装置はショックアブソーバー及びばねから成り、後輪の懸架装置は 2 つの筒式ショックアブソーバー付きの板ばねから成る。

通則 1 及び 6 を適用



8704.21 3. 二輪駆動車

本品は、シリンダー容積が 1,686 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼル）エンジンを持つ。本品は、前部区画に、窓のついた 2 枚のドア、運転手と乗員 1 人用の安全装置が付いた 2 つのシート、快適性を備えた単一の取り囲まれた空間を持つ。2 つのシートの後ろに、車の前方部分と荷物を積み降ろしするための台を有する後部部分を分ける仕切り（ボルト止めされている）がある。後部部分には、常設のシート、シートや安全装置を装着するための常設のアンカーポイント及び取り付け具、快適性、安全性のための設備はなく、台に紐で積荷を固定するための 4 つの輪がある。前部座席の後ろに 2 つの空間があり、二番目の列を作るために他の座席を装着することができる。積荷区画には、後部の跳ね上げ式ドアを通してのみ入ることができる。車両の総重量は 1,950 キログラムで、空車重量は 1,290 キログラムである。

通則 1 及び 6 を適用



8704.23 1. 荷台傾斜装置付き貨物自動車（トラック）

本品は、シリンダー容積 11,051 立方センチメートルの 6 気筒ピストン式圧縮点火内燃機関を有する。車両は、長さ 7,775mm、幅 2,555mm、高さ 3,060mm、車両総重量 33.5 トンである。本車両は、はしご形の堅固なトラックシャシに据え付けられた運転室及び傾斜式の車台からなる。

—傾斜式の車台は、溶接構造用の圧延鉄鋼で作られている。この車台の前部は、運転室の全体に覆い被さるようなものではなく、運転室の後部のみを覆う。車台の床の全体又は一部につき、後部に向かって上りの傾斜はついていない。また、車台は後部開閉板を有する。

—運転室は、車両の全幅を占めている。

—前部及び後部の懸架装置には半楕円の板ばねが入っており、前車軸はショックアブソーバーを有する。

—前部及び後部に 2 系統のフルエアブレーキシステムを有する。

—最高速度は 97 km/h である。

—タイヤの型は 315/80R22.5 である。

—車両総重量は 11.17 トンであり、車両重量／積載重量比は 1:2（11.17 トン：22.33 トン）と算出される。

本車両は、採掘物その他の物品の輸送及び荷降し用のものである。

通則 1 及び 6 を適用

8704.31 1. Two-wheel-driven motor vehicle

本品は、シリンダー容積 2,254 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を持つ。この車両は、乗員の区画（いわゆるダブルキャブ）に、4 枚のドア、2 つのフロントシート、1 つの折畳み式ではないベンチ（3 人用）及び良く仕上がった内装（例えば、アップホルスターの腰掛け及び装飾用パネル）を持つ。この車両の上部構造は、運転手及び乗員用の区画並びに貨物用の区画の 2 つに分けられた車体から成る。貨物用の区画は、覆いがなく、貨物の積み卸しを容易にする後ろあおりの扉を持つ。総積載貨物量（人員（運転手を含む。）及び貨物）は、1,140 キログラムである。総車両重量（gross vehicle weight）は、2,450 キログラムである。

検討された物品：2 輪駆動 “Chevrolet LUV 2300”

8704.31 2. Four-wheel-driven motor vehicle

本品は、シリンダー容積 2,254 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関を持つ。この車両は、乗員の区画（いわゆるダブルキャブ）に、4 枚のドア、2 つのフロントシート及び 1 つの折畳み式ではないベンチ（3 人用）を持つ。この車両の上部構造は、運転手及び乗員用の区画並びに貨物用の区画の 2 つに分けられた車体から成る。貨物用の区画は、覆いがなく、貨物の積み卸しを容易にする後ろあおりの扉を持つ。総積載貨物量（人員（運転手を含む。）及び貨物）は、950 キログラムである。総車両重量（gross vehicle weight）は、2,450 キログラムである。

検討された物品：4 輪駆動 “Chevrolet LUV 2300”

8704.31 3. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle

本品は、1 つのフロントシート及び 1 つの無蓋の後部貨物区画を有する。本品はガソリンエンジンで駆動し、最高時速 21 k m、総積載貨物量（運転手、乗員、附属品及び貨物を含む。）545 k g、長さ 2.8m、幅 1.26m、回転半径 6.7m である。本品は、芝生の手入れを含む、あらゆる種類の仕事に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

8704.90 / 1 参照



8704.31 4. 三輪車両

本品は、無蓋の後部貨物区画を有する三輪車両であり、シリンダー容積 175 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒火花点火機関で駆動する。本品は、長さ 2,900mm、幅 1,050mm、高さ 1,250 mm であり、貨物区画の寸法は、長さ 1,250 mm、幅 1,000 mm、高さ 280 mm である。車両重量は 260 キログラム、最大積載量は 230 キログラムである。前輪はハンドルバーにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス、トランスミッションシャフト及びドラムブレーキを有する。ブレーキはハンドルバー及びペダルにより操作される。前輪はシリンダー式懸架装置を有し、後輪は板ばね式懸架装置を有する。

通則 1 及び 6 を適用



8704.31 5. 三輪車両

本品は、運転室を有する三輪車両であり、自動車のような運転室及び無蓋の後部貨物区画を備えている。本品は、シリンダー容積 249 立方センチメートルの 4 ストローク単気筒火花点火機関で駆動する。本品は、長さ 3,380mm、幅 1,435mm、高さ 1,545 mm であり、貨物区画の寸法は、長さ 1,530 mm、幅 1,412 mm、高さ 300 mm である。本品はハンドルにより操作される。本品は、差動装置、逆転装置付きの 4 速ギアボックス及び電気式始動機を有する。

通則 1 及び 6 を適用

**8704.90 1. Multipurpose four-wheeled utility motor vehicle**

本品は、1つのフロントシート及び1つの無蓋の後部貨物区画を有する。本品は電動機で駆動し、最高時速 21 km、総積載貨物量（運転手、乗員、附属品及び貨物を含む。）450 kg、長さ 2.8 m、幅 1.26m、回転半径 6.7m である。本品は、芝生の手入れを含む、あらゆる種類の仕事に使用される。

通則 1 及び 6 を適用

8704.31/3 参照

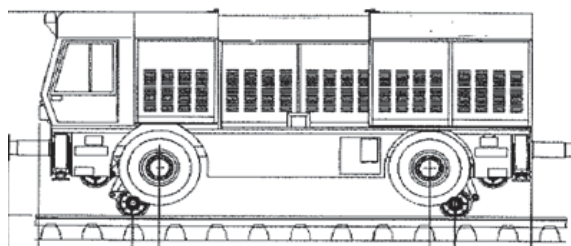
8705.90 1. 自動車

本品は、鋼製の中空でない縦レール及び4つの中空な横材を有するシャシのフレーム上に作られた自動車である。本品は、それぞれ2つの空気タイヤを有する2本のけん引車軸、格納できるボギー及び差動装置、走行用ディーゼルエンジン、エンジンと2本の車軸をつなぐカルダンシャフトによる静水圧式の自動変速装置並びに3つのブレーキ装置を備えている。

この車両は、制御装置を有する運転室、タレットの上に装着されたダブルブームに取り付けられた溶接ヘッド（電気溶接作業用に設計されたもの）及び発電機を有する。

本品は、道路（最高速度 32 キロメートル／時）及び鉄道線路（最高速度 47 キロメートル／時）を走行することができる。

通則 1（17 部注 4 (a)）及び 6 を適用



8708.29 1. ボンネットオープナーケーブル及びフューエルキャップカバーケーブル

本品は、フレキシブルなアウターケーシングと可動性のインナーケーブルから成る物品である。アウターケーシングは、らせん状の鋼製のワイヤーをプラスチックで被覆した管である。これらは、特定の長さに切断されており、自動車用に設計してある。ボンネットオープナーケーブルは、その一端がボンネットのリリース機構に接続できるよう設計されており、他端は、内側のケーブルを操作し、ボンネットを開くためのハンドルに取り付けられている。フューエルキャップカバーケーブルは、横断面がボンネットオープナーケーブルよりも極めて小さく、端に金属及びプラスチック製の取付具が取り付けられている。これらのケーブルは、自動車の車体の一部を構成するよう設計されている。

第15部の注1（g）の適用

8708.30／1、8708.93／1及び8708.99／2参照

8708.30 1. ハンドブレーキケーブル

本品は、8708.29／1に記載してあるケーブルに構造が類似しており、フレキシブルなアウターケーシングと可動性のあるインナーケーブルから成る物品である。アウターケーシングは、らせん状の鋼製のワイヤーをプラスチックで被覆した管である。一端には、成形されたキャップとベローズが取り付けられ、他端には、成形されたキャップが取り付けられている。フレキシブルなアウターケーシングの内側の可動性のあるケーブルは、数本のワイヤーを固くよって得られたものである。ケーブルの両端には留め具が取り付けられている。ハンドブレーキケーブルは、特定の長さに切断されており、パーキングブレーキのホールド・リリース機構を自動車のブレーキシテムに接続するよう設計してある。

第15部の注1（g）の適用

8708.29／1、8708.93／1及び8708.99／2参照

8708.93 1. クラッチケーブル

本品は、端を除いて 8708.29/1 に記載されているケーブルに構造が類似しており、一端には、ロッドが取り付けられ、他端には留め具が取り付けられている。本品は、特定の長さに切断されており、自動車のクラッチペダルをクラッチに接続するよう設計してある。

第 15 部の注 1 (g) の適用

8708.29/1、8708.30/1 及び 8708.99/2 参照

8708.99 1. Track link assembly

本品は、シューを取り付けた後、専ら又は主としてトラックとして使用するのに適するものと認められるものである。

第 87.01 項から第 87.05 項までの車両用のものである。

8431.49/1、8487.90/4 及び 8710.00/1 参照

8708.99 2. アクセルケーブル

本品は、8708.29/1 に記載してあるケーブルに構造が類似した物品で、特定の長さに切断されており、自動車用に設計してある。アクセルケーブルは、自動車のアクセルペダルをエンジン燃料コントロールシステムに接続するよう設計してある。

第 15 部の注 1 (g) の適用

8708.29/1、8708.30/1 及び 8708.93/1 参照

8708.99 3. 中古自動車の前部（普通乗用車を切断したもの。）

本品は、エンジン、ギヤボックス、ボンネット、二枚のフロントドア、フロントシート、ダッシュボード、フロントガラス及びシャシの一部から成る。

8708.99 4. Roof cargo box

本品は、旅行中にスキー用品、キャンプ用品、荷物などの所持品を保管及び保護するための屋根用の荷物箱（寸法：長さ 226 センチメートル×幅 55 センチメートル×高さ 37 センチメートル、重量：12 キログラム、容積：290 リットル、積載貨物量：50 キログラム）である。本品は、箱に添えられた特殊な金具により、自動車の屋根の上の荷物棚に取り付けるように設計されている。この箱は、流線型に設計された上蓋と底板から成り、ともに成型したプラスチック製であり、片側がつながっている。本品は、箱へのアクセスを制限するために共通の錠を有している。

通則 1 及び 6 を適用

**8708.99 5. Foldable Roof cargo box**

本品は、旅行中にキャンプ用品、荷物などの所持品を保管及び保護するための折り畳み可能な屋根用の荷物箱（寸法：長さ 110 センチメートル×幅 80 センチメートル×高さ 40 センチメートル、重量：7 キログラム、容積：280 リットル、積載貨物量：50 キログラム）である。本品は、箱に添えられた特殊な金具により、自動車の屋根の上の荷物棚に取り付けるように設計されている。この箱は、成型したプラスチック製の土台及び溶接した縫い目がある防水性の紡織用繊維でできた外面から成る。本品は、共通の南京錠及び土台の周囲をほぼ一周するジッパーを備えている。この箱は、添えられた運搬用ストラップを用いて折りたたみ、保管用袋に収納することができる。

通則 1 及び 6 を適用



8710.00 1. Track link assembly

本品は、シューを取り付けた後、専ら又は主としてトラックとして使用するのに適するものと認められるものである。

第 87.10 項の装甲車両用のものである。

8431.49／1、8487.90／1 及び 8708.99／1 参照

8711.20 1. モーターサイクルの構成部品（共に提示され、かつ、組み立ててないもの）

本品は、同一の型式のモーターサイクルの構成部品であり、次のものから成る。

- －計器盤
 - －シリンダー容積が 124.1 立方センチメートルのピストン式火花点火内燃機関
 - －フレームボディ
 - －燃料タンク
 - －ハーネスワイヤー
 - －座席
 - －かじ取り用のハンドルパイプ
 - －ヘッドライト
 - －前部の泥よけ
 - －フォークトップブリッジ
 - －セット／始動モーター
 - －左右 2 本のフロントフォーク管
 - －2 つの後部クッション
 - －排気消音器（マフラー）
- 通則 1、2（a）及び 6 を適用

8711.50 1. モーターサイクル

本品は、特別に改造され、消火装置を取り付けられている。消火装置は、増設されたステンレス製のフレームに取り付けられており、混合された水及び泡を収納するための内部で連結された2つの25リットルタンク、圧縮空気を運搬するための300バール圧に満たされた6.8リットルのタンク、30メートルのホース、ホース巻き、ノズル/ランス取り付け具、緊急用ライト及びサイレンからなる。予備バッテリー及び別の回路基板も電気装置を更に追加できるように組み込まれている。消火装置を支持するために、モーターサイクルのいくつかの部分、例えばモーターバイクの後部座席、側部の荷物入れ、トップボックス、後部の保護用フレーム及び乗員用の足かけなどは取り外されている。

通則1及び6を適用



8711.60 1. 二輪電気駆動輸送装置

本品は、1人乗り用に設計された低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するものである。ジャイロ스코ープセンサー及び搭載された複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。

5つのシリコン製の固体ジャイロ스코ープから成るセンサーシステム、搭載された10台のマイクロプロセッサから成っているコントロールシステムと2馬力の最大出力をもつ2台のブラシレスサーボモーターから成る電気駆動システムを有している。2つの充電式バッテリーで駆動する。

通則1及び6を適用



8711.60 2. セルフバランス型二輪電気駆動式輸送装置

本品は、低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するための1人乗りのものであり、最高時速10キロメートル、1回の充電で最大15～20キロメートル走行可能である。

本品の前進、後退、旋回及び停止の制御には、内蔵されたジャイロスコープ及び加速度センサーを通じた、動的バランスの原理が用いられており、操作者の姿勢の変化によって制御される。

通則1及び6を適用

**8714.10 1. アルミニウム製のラジエーター**

本品（359mm×181mm）は、モーターサイクル用のものである。冷媒から空気に熱を伝えることにより、モーターサイクルのエンジンから出る冷媒を冷却するように設計されている。冷媒は再びエンジンに戻る。

通則1及び6を適用

8431.49/2 参照



8716.80 1. ゴルフカート

本品は、手で押したり引いたりする卑金属製のカートで、2つの車輪及び取っ手が取り付けられているとともに、附属品（例えば、スコアカードホルダー、たばこホルダー及び半透明の雨よけ）を装備し、ゴルフバッグ及びその他のゴルフ用品を運ぶために設計されたものである。

8716.90 1. Reflectors for road trailers

本品は、反射特性を改善するための小さなピラミッド形の突起を有する赤色プラスチック製の三角形の反射板で、所定の位置に固定するためにボルトでフレームに取り付けてある。

3926.90／3 参照

8905.20 1. 架脚繰り出し式掘削プラットフォーム

本品は、海面下 76 メートルまで作業できるように設計されている。本品は、3本の円筒状の支柱を通し海底に接したマット（バラストタンク）に置かれ、液圧式昇降ユニットがプラットフォームを作業中海面上に保つ。プラットフォームを別の場所に移動する場合、マットの中の水は一部排出され、マットを上昇させることができる。掘削プラットフォームはマットとともに次の作業地点にけん引される。

商品名：“Deepsea Matdrill”

8907.90 1. 浮き構造物

本品は、相互に接続された6個のプラスチック製キューブから成るサブアセンブリーから成るものであり、408 キログラム（68 キログラム×6個）の浮力及び水面上で幅1.0メートル、長さ1.5メートルの浮き面積を提供する。各キューブ（長さ48センチメートル、幅48センチメートル、高さ36センチメートル、重量5.2キログラム）は高密度ポリエチレン（HDPE）製で、発泡ポリスチレンで満たされている。キューブは、圧力調整及び水分調節のための弁が取り付けられ、また、相互の連結を容易にするタブを備えている。

6個のキューブから成るサブアセンブリーはかなり頑丈な浮き構造物であるが、通常、他のサブアセンブリーとともにより大きな浮き構造物（例えば、浮きドック、通路、作業足場、マリーナ等）を形成するために他のサブアセンブリーとともに使用する。

通則1及び6を適用

8907.90/2 参照

**8907.90 2. 浮き構造物**

本品は、134個のサブアセンブリーから成り、各サブアセンブリーは、高密度ポリエチレン（HDPE）製で、発泡ポリスチレンで満たされた6個のキューブから成る。

本品は、より大きな所定の浮き構造物（例えば、浮きドック、通路、作業足場、マリーナ等）を形成するために、相互に組み合わせられる。

通則1及び6を適用

8907.90/1 参照

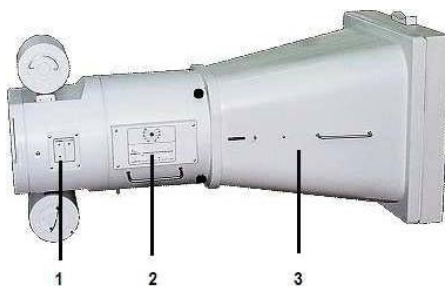
9006.30 1. 写真機

本品は、患者の検査用の X 線装置の内部に取り付けられる写真機であり、X 線装置とは別に提示される。このカメラは、以下の 3 つの主要な構成要素から成る。

- －間接撮影 (X 線) 用のスクリーンを有する管
- －対物レンズの組立部品
- －テープ駆動機構

患者の臓器の X 線画像が蛍光スクリーンに表示され、写真用フィルムに記録される。

通則 1 (90 類注 3) 及び 6 を適用



1. テープ駆動機構
2. 対物レンズの組立部品
3. 間接撮影 (X 線) 用のスクリーンを有する管

9006.59 1. レーザーフォトプロッター

本品は、レーザー光線により、デジタルフォーマットから感光フィルム上に、「プリント配線板」の潜像を作成する (感光フィルム上の潜像は、この後、プリント配線板の製造に使用される。)。画像を再生するため、当該画像は、自動データ処理機械又はラスターイメージプロセッサにより、ラスター化される。「ラスター」データに変換されることにより、そのデータは、数百万のデータの個々の画像の要素に分解された後、一連の、規則的で隣接した線に配列され、これらの全てがレーザー光線により、フィルム上に露出される。この製品は、キーボード、スクリーン (陰極線管)、ラスターイメージプロセッサ及びイメージ再生機から構成される。

商品名：“FIRE 9000”

9006.59 2. イメージセッター

本品は、赤色の可視レーザー光線及びラスタ画像処理プラットフォームとで機能することにより、4枚の感光フィルム（シアン（青緑）、マゼンタ（赤紫）、イエロー（黄）及びブラック（黒））又はその他の感光媒体（ポリエステル印刷用プレートを含む。）上に、デジタルデータから、潜像として転写する。この機器において、レーザー光線は、水平方向に、ドット及び線の並び毎に、フィルムの表面全体を移動する（ドラムを利用したイメージセッター）。レーザーは、外部の自動データ処理機械から与えられる「ラスタ」データに応じて、点滅される。そのようにして得られた像は、文章、画像及び描画等であり、オフセット印刷用の製版の作成に使用される。本品の最大イメージフォーマットは、754×635 ミリメートルであり、解像度の範囲は、1,200 から 3,600dpi (dot per inch) である。

通則1及び6を適用

商品名：“SelectSet Avantra 30”

9006.59 3. レーザーフォトプロッター

本品は、レーザー光線により、デジタルフォーマットから感光フィルム上に潜像を作成する（例えば、デジタル図画を再生するために使用される、連続色調のカラーライド）。画像を再生するため、最初に、原色（シアン（青緑）、マゼンタ（赤紫）、イエロー（黄））が選択され、次に、自動データ処理機械又はラスタイメージプロセッサにより、それぞれの色は、個別にラスタ化されたデータに変換される。「ラスタ」データに変換することにより、個々の色のデータは、数百万のデータの個々の画像の要素に分解された後、一連の、規則的で隣接した線に配列され、これらの全てがレーザー光線により、感光フィルム上に露出される。このラスタイメージプロセッサは、本品に含まれない。

商品名：“FIRE 1000”

9011.80 1. Compound optical microscopes

本品は、光学顕微鏡（特殊顕微鏡を除く。）で、次の二つの特性を有するものである。

- (i) 接眼鏡の直径（接眼鏡の鏡筒の外径）が16ミリメートル以上
- (ii) 鏡筒長（接眼鏡取り付け面から対物鏡の取り付け面までの長さ）が110ミリメートル以上

9503.00/1 参照

9013.20 1. レーザーポインター

本品は、携帯式でピストル又はペン等の形状をしており、内蔵電源で機能するよう設計されたものである。本品は、スイッチ付きの、銅のハウジングに入ったレーザーダイオード及びマイクロエレクトロニクス機構から成る。本品は、電池で作動し、貴金属製のキーリング及び留金付きの鎖が取り付けられていることもある。レーザーポインターは、波長が 660 から 680 ナノメートル (nm) の領域で、赤色、可視のコヒーレントな光線を生ずる。本品は、赤色のビームを発射し、離れた対象の上に、鮮明な赤色のスポットを示す。レーザーポインターは、一般に、聴衆の注意を引くための、授業及び発表に使用される。

9017.10 1. 工業用製図機器用の制御システム (コンピュータ支援作図システム (CAD))

本品は、次の物品から成るものである。

- (i) 自動データ処理機械 (グラフィック・プロセッサ)
- (ii) 応答型作図コンソール: 電子ペン及びタブレットを備えており、これにより図案をビデオ・スクリーンに描き、情報をグラフィック・プロセッサに供給すると同時にスクリーン上に写し出すもの
- (iii) グラフィック・プロセッサへの指令を行うキーボード付きのディスプレイ: 指令はビデオ・スクリーンに表示される。
- (iv) デジタイザー・プロッター: 紙上に製図するものであり、グラフィック・プロセッサからの信号により制御される。この装置は、製図を読み取ることに使用され、これにより集められたデータはグラフィック・プロセッサに送られる。
- (v) 指令を出し又はグラフィック・プロセッサからの情報を受け入れるテレライター

9018.32 1. Blanks for surgical needles

本品は、長さ 44 ミリメートル、外径 1.3 ミリメートル、内径 0.3 ミリメートルの円形断面を有するステンレス鋼製の管から成る外科用の針のブランクである。一端は長さの方向に対して直角に切断されているが、他端は鋭角に切断され、鋭利な先端を作るため相交じわる 2 面で研がれている。

9018.39 1. 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含むもの）

本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血を血清、血漿又は全血の特定の検査のために保存するために用いられる。本品には、主に、同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。

本品は、内部に採血量に応じてあらかじめ決まった量の添加剤を有し無菌になっている。チューブは、色分けされた内部のリングを持つ色分けされた安全キャップを付けている。

添加剤は、採取した血液に対し化学的に不活性のものか、又は化学的に作用する種類のものである。化学的に不活性な添加剤（凝血活性剤、分離ジェルとポリスチレンビーズ）には、機械的機能がある。化学的添加剤は、例えば、抗凝固剤（エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ヘパリン（アンモニウム、リチウム、ナトリウム）、クエン酸ナトリウム、シュウ酸カリウム又はアンモニウム）又は抗糖分解剤（フッ化ナトリウム及びヨウ化酢酸リチウム）として機能する。

通則 1 及び 6 を適用

9018.39 2. 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含まないもの）

本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血を血清、血漿又は全血の特定のテストのために保存するために使用される。本品には、主に、本品と同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。

本品は、内部に化学添加剤を有さず無菌になっており、この種のチューブのために特定の色分けされた安全キャップを付けている。

通則 1 及び 6 を適用

9018.90 1. 使い捨てブランケット

本品は、2枚重ねの不織布から成り、1面がプラスチックで被覆され、重ね合わせて熱融着されている。一端が開き、ノズルを取り付け暖房機器による暖気を注入できるようになっており、病院内での患者の低体温症の防止と治療に用いる。

通則1（90類注2（b））及び6を適用



9018.90 2. 全身冷凍療法用チャンバー (Total body cryotherapy chamber)

本品は、例えば、皮膚病、関節炎又はリウマチ性疾患の治療に使用する全身冷凍療法用チャンバーであり、次の個別の基本ユニットから成り、組み立てていない状態で共に提示される。

(i) ドアで接続された前室（マイナス 60 度）及び治療室（約マイナス 110 度）から成る冷凍療法用チャンバー

冷凍療法用チャンバーは、断熱性の要素で作られている。外寸は幅 2,400mm、長さ 4,200mm、高さ 2,550mm であり、前室の内寸は幅 1,600mm、高さ 2,250mm、奥行 1,760mm、治療室の内寸は幅 2,100mm、高さ 2,250mm、奥行 1,700mm である。前室及び治療室のいずれも、床用の特別な耐水性じゅうたん、出入口、窓、照明、拡声器、緊急信号スイッチ、圧力平衡要素及び蒸発器を備えている。蒸発器は、空気循環用の 3 つのファンを自蔵し、曇り除去用の加熱装置が組み込まれている。治療室はさらに、内部の 3 つの壁面に手すりを、またマイクロホン及びビデオ監視システムを備えている。

(ii) 冷凍機 (refrigeration machine)

冷凍機は、密閉されたハウジング内に設置された、空冷式の 3 段階カスケードシステムである。この機械は、冷凍療法チャンバーとは別の部屋に設置され、蒸発器と共に室内温度をマイナス 110 度まで下げる。冷凍機の寸法は、幅 1,600mm、高さ 1,700mm、奥行 800mm である。

(iii) 切替え室 (switching cabinet)

切替え室は、全身冷凍療法用チャンバー全体を操作するために必要とされる電気式切替装置を有している。切替え室は、上記の冷凍機と同じ部屋に設けられる。寸法は、幅 1,000mm、高さ 2,000mm、奥行 500mm である。

(iv) 操作デスク

操作デスクは、ナノ・サーバー (nano-server) を備えた自動データ処理機械、15 インチ (38.1cm) TFT ディスプレイ (タッチスクリーン式のもの)、インターホン、2 つの拡声器、マイクロホン、CD プレーヤー及び緊急停止スイッチを有している。これらの要素は全て同一のハウジング内に組み込まれている。操作者は、タッチスクリーンを使用して全ての機能、調節、設定を操作することができる。デスクの寸法は、幅 600mm、高さ 980mm、奥行 400mm である。デスクは冷凍療法用チャンバーとは分離されている。

(v) 凝縮器

凝縮器は、交差したツインリブ (twin ribs) を有する熱交換器及び三相電動機を有する通風機から成る。凝縮器は、冷凍療法用チャンバーが設置されている建物の外に置かれ、チャンバー内の温度を下げるのに寄与する。

上記のユニットは全て、冷媒が循環するための銅管及び電気ケーブルにより接続されている。

通則 1 (第 90 類注 3 及び 16 部注 4) 及び 6 を適用

9019.10 1. 《AQUASPA》ハイδροマッサージ機

本品は、次の物品から成るものである。

- (i) いくつかの調節可能なノズルが取り付けられたアクリルプラスチック製の浴槽
- (ii) 渦巻を作り、ポンプ（圧縮した水又は空気と水の混合物の噴流を噴出するために使用する。）及びタービン又はエアブロー（圧縮した空気を噴出する。）から成るハイδροマッサージ装置。噴流の方向と強さを調節することによって体全体又は体の一部をマッサージすることができる。
- (iii) 電子式コントロールボックス
- (iv) 電気式湯沸しシステム
- (v) 水をろ過し、泡を除去するためのスキムフィルター
- (vi) 電気式照明システム
- (vii) 感電防止用の安全装置
- (viii) ダクトシステム

第 90 類の注 3 の適用

9019.10 2. マッサージ機

本品は、椅子に類似したもので、内側に革張りのフレーム及び詰め物をした座席、背もたれ及びヘッドレストからなる。本品は、以下のマッサージの要素が内蔵されている。

- －多数のポイントで振動を伝達するメカニズムを持つ膨張式の袋
- －空気セルのついたローラーシステム
- －延長できるフットレスト

本品は、鉛製のL字型のガイドレール、前方にスライドするデザイン、腰部分の加温機能、スピーカー、“Bluetooth” コネクションを有し、Android2.0+オペレーティングシステムに対応している。この“zero gravity” マッサージ機は、首から足までのマッサージを、もみほぐし、叩き、振動、指圧又は圧力によって行う。マッサージ機構は、電動式のリモートコントロールを使用することで調節可能である。マッサージの時間、範囲及びスピードは、全て調節可能である。定格出力：260W、定格電圧：110V。

通則1、3（b）及び6を適用



9019.20 1. Aerosol-type hand-spray

本品は、歯科医又は患者自身により歯又は歯ぐきに噴霧するためのエアゾール型手動式噴霧器である。

噴霧は、ねじ込み式のカートリッジに充てんされた圧縮ガス（例えば、二酸化炭素）により行われる。使用された医薬物質の作用及び口腔の粘膜に噴霧した結果のマッサージ効果により口腔を清潔にし、また、ある種の疾患（例えば、歯根膜炎）を処置するものである。

登録商標名：“Atomiseur A”

9021.10 1. “Rollator” として知られる整形外科用の歩行補助道具

本品は、歩行困難な人が歩く際に押すことによって、歩行を補助するものであり、4つの車輪（このうち前の2つは旋回する）の上に取り付けられたアルミニウム管のフレーム、ハンドル及びハンドブレーキからなる。本品は、高さの調整が可能であり、ハンドルの間に座席及び周辺用品を運ぶためのワイヤーかごを備えている。この座席により、使用者は必要な時にいつでも短時間の休憩を取ることができる。本品は、運搬又は保管のために折り畳めるように設計されている。

通則1（90類注6）及び6を適用



9021.10 2. 外傷外科の分野で使用するよう設計されたねじ

本品は、着色仕上げされた超硬チタン合金製で、長さは約 12 ミリメートルである。全体にわたりねじを切っており、外径 3 ミリメートルの一樣な軸及び頭部を有する。軸には非対称にねじが切られている。頭部にもねじが切られ、凹型ソケットドライブにより、固定システムにおける圧迫プレートに固定できるようになっている。本品は、インプラント用ねじに関する ISO/TC 150 の規格に対応しており、滅菌包装して提示される。本品には番号が付されており、それにより、製造から、販売、使用に至るまで追跡が可能である。

通則 1 及び 6 を適用



9021.10 3. 外傷外科の分野で使用するように設計されたねじ

本品は、脊椎の背部の安定のためのシステムの一部として使用されるものであり、超硬チタン合金製で、長さは 20～45 ミリメートルである。全体にわたりねじを切った外径 4 ミリメートルの一樣な軸及び芯の直径を変えられるようにした移行域を含む 2 つのねじ山を有する。本品は、そのままねじ込むことが可能であり、先端はねじを切っており、丸くなっている。本品は、多軸で（可動する）U字型の、内側にねじが切られた頭部を持ち、軸に沿って 25 度の範囲で調節が可能であるほか、ロッド（別に提示される。）を本品の頭部に固定するための特別な固定キャップを有している。本品は、インプラント用ねじに関する ISO/TC 150 の規格に対応している。本品には番号が付されており、それにより、製造から、販売、使用に至るまで追跡が可能である。

通則 1 及び 6 を適用



9027.30 1. 原子吸光分析計

本品は、外部の自動データ処理機械の制御下で、原子吸光により、様々な物質のスペクトルを測定する分析装置から成る。この分析装置は、波長の範囲が 185～900 ナノメートル（紫外線、可視）の光学的放射を利用する。この分析装置は、自動データ処理機械と、分析装置の操作及び分析から得たデータ処理に使用される CD-ROM（特殊なソフトウェア）がともに提示されるものである。

全ての操作は、自動データ処理機械で与えられた指示、例えば、測定モード、サンプリングモード等に従って実行されるため、この分析装置は、自動データ処理機械に接続されなければならない。分析の結果は、自動データ処理機械に伝送される。自動データ処理機械は、それを使用する（例えば、定量分析）ため、分析の結果を分光写真及び分かりやすいデータに変換する。

第 16 部注 4 及び 90 類注 3 を適用

9027.30 / 2 参照

検討された物品：“Varian Spectr AA series “110”、“220” 及び “880””

9027.30 2. 原子吸光分析計

本品は、液晶ディスプレイ装備の、キーボード操作式ユニットの形式で、原子吸光により様々な物質のスペクトルを測定する独立型の分析装置から成る。この分析装置は、波長の範囲が 185～900 ナノメートル（紫外線、可視）の光学的放射を利用する。

この分析装置は、自動データ処理機械（一のシステムを構築するもの）と、分析装置の機能のアップグレード用の CD-ROM（特殊なソフトウェア）をともに提示されるものである。分析自体を実行可能にするため、分析装置は、単に、その結果の処理、作業の操作の自動データ処理機械に接続される。分析の結果は、独立型、キーボード操作式ユニットから、自動化された多面分析用のフレーム又は炉の機構を操作する自動データ処理機械にアップグレードされる。自動データ処理機械及びソフトウェアは、ともに 8471.49 号に分類される。

第 16 部注 1 (m) 及び 84 類注 5 (E) を適用

9027.30 / 1 参照

検討された物品：“Varian Spectr AA Series “50/55””

9027.90 1. Tubes for accelerating and / or focusing positive ions

本品は、質量分光計又は質量分光写真器の部分品として認められる加速管又は集中管である。

9029.20 1. Flash apparatus for stroboscopic checking of ignition timing

本品は、内燃機関の点火のタイミングを検査するストロボスコープ式のせん光装置であり、次のもので構成されている。

- (i) 6 ボルト又は 12 ボルトの電池が作動するように自動的に調整する継電器
- (ii) せん光電球を作動するために必要な 450 ボルトに昇圧するためのトランスフォーマー
- (iii) 同期振動器
- (iv) 電気エネルギーを蓄えるためのコンデンサー

試験に供するエンジンの一つの点火プラグに配線してある電気回路に本品を接続した時、本品は、当該点火プラグの点火に同調してせん光を発する。

9030.40 1. ネットワークアナライザ

本品は、複数のプロトコル（Ethernet（イーサネット）、ATM（非同期転送モジュール）、IPv6（Internet Protocol version 6）、VoIP（Voice-over-internet protocol）、HSDPA（High-Speed Downlink Packet Access）、UMTS（Universal Mobile Telecommunications System）、CDMA（符号分割多元接続）等）を用いたネットワークの動作状況を分析するネットワークアナライザであり、設計段階において効果分析を行うために、現在のネットワークにおけるデータ転送量及び障害状態をシミュレートし、障害状態を検出する。本品は、ネットワーク上の全てのパケットの分析、パケットへの日時データの追加、関係のないパケットの除去、全てのビットをチェックすることによる関係のあるパケットの分析を行うことができ、その結果、パケット又は連続したパケットに関するジッター、遅延、下落、喪失、ビット又はデータのエラー等の利用者情報を提供可能である。

この分析機器は、取得メモリー（512MB）及びホットスワップ可能な回線インタフェースモジュール（LIM）を含む。また、この機器は自動データ処理機械に接続することが可能である。

通則1及び6を適用



9030.40 2. ネットワークアナライザー

本品は、複数のプロトコル（Ethernet（イーサネット）、ATM（非同期転送モジュール）、IPv6（Internet Protocol version 6）、VoIP（Voice-over-internet protocol）、HSDPA（High-Speed Downlink Packet Access）、UMTS（Universal Mobile Telecommunications System）、CDMA（符号分割多元接続）等）を用いたネットワークの動作状況を分析するネットワークアナライザーであり、設計段階において効果分析を行うために、現在のネットワークにおけるデータ転送量及び障害状態をシミュレートし、障害状態を検出する。本品は、ネットワーク上の全てのパケットの分析、パケットへの日時データの追加、関係のないパケットの除去、全てのビットをチェックすることによる関係のあるパケットの分析を行うことができ、その結果、パケット又は連続したパケットに関するジッター、遅延、下落、喪失、ビット又はデータのエラー等の利用者情報を提供することが可能である。

この分析機器は、総合的な自動データ処理（ADP）機械、取得メモリー（最大 512MB）、取り外し可能なハードディスク（最大 120GB）及びホットスワップ可能な回線インタフェースモジュール（LIM）を含む。また、この機器は ADP 機械に接続することが可能である。

通則 1 及び 6 を適用



9032.89 1. System for controlling and monitoring paper

本品は、紙の製造工程において紙を監視及び制御する装置であり、一般には、次の構成要素から成るものである。

- (i) 紙を横切って動くセンサー・ヘッドを有するスキャナー：本品は、一以上のセンサー及び一つのマイクロプロセッサを有し、センサーは製造工程を監視し製品を測定する。
 - (ii) マイクロプロセッサを自蔵するプロセス・サポート・ステーション：スキャナーとその他の残りのシステムとを結合するもの
 - (iii) 第 84.71 項のセントラル・コンピューター・ユニット：これは、制御装置であり、目標値と測定値を比較し、紙の技術仕様（例えば、厚さ及び湿度）を調整するための電気信号を作動機器に送信するものである。
 - (iv) マイクロプロセッサを自蔵し、ビデオディスプレイとキーボードを有するオペレーター・ステーション
 - (v) マイクロプロセッサを自蔵するプリンター・プロッター
- 第 90 類の注 3 を適用する。
登録商標名：“Measurex 2001”

9033.00 1. Ball bearing control cables

本品は、特定の機器又は車両に専ら又は主として使用するために適していると認められないものである。

第 90 類の数種の機器に等しく使用するのに適しているものである。

16 部／1、8487.90／2 及び 17 部／1 参照

9401.61 1. 腰掛け

本品は、木製のフレーム及び艶消しのアルミニウム製肘掛けを有するプラスチックシート張りの腰掛けであり、音声システム、側面操作パネル及び入出力端子を内蔵している。本品は、DVD、音楽 CD、MP3 又はビデオカセットのプレーヤー、ビデオゲーム用のコンソール又は機器及びテレビジョン又は衛星の受信機とともに使用するのに適する。

通則 1 及び 6 を適用



9401.71 1. 乳幼児用いす

本品は、がん具、振動装置及び音声システムを取り付けた金属製フレームを、紡織用繊維製カバーでアップホルスターにしたものである。本品は、湾曲した底部を有しており、揺りいすに切り替えることも可能である。また、揺れないように固定することも可能である。

通則1及び6を適用

**9401.71 2. 乳児用いす**

本品は、振動装置、音声システム及び取り外し可能ながん具の棒を取り付けた金属製フレームを、カバーでアップホルスターにしたものである。本品は、乳児が真っすぐに座れるようになるまでの間使用するために設計されたものである。

通則1及び6を適用



9401.71 3. 乳児用いす

本品は、プラスチックで覆われた詰物入りの環が、3本の被覆されたばねによって3本の鉄製の支柱からつるされたものに、照明装置、音声システム及びがん具を取り付けたもの。支柱は、円形で鉄製の缶状台座に取り付けられている。本品は、支えなしに頭を支えることはできるが、歩くことはできない乳児用に設計されたものである。

通則1及び6を適用

**9401.71 4. 乳児用揺りいす**

本品は、プラスチック製取付具を有する、着色された金属製フレームに取り付けられた揺りいすで、床に置いて使用するよう設計されたものである。本品は、電池で作動し、6種の異なる揺れ速度に設定可能である。本品は、がん具及び音楽装置を有する。座席部分は詰物がされ、乳児の安全のためにハーネス状のベルトを有している。

通則1及び6を適用



9401.80 1. 自動車用安全シート

本品は、自動車又は他の輸送手段において、乳幼児が乗車する際の使用に適したものである。これらは、脱着が可能であり、シートベルト及びつなぎひもを用いて自動車のシートに取り付けられる。

通則1及び6を適用

9401.90 1. 自動車の腰掛け用カバー

本品は、革、紡織用繊維の織物類又はプラスチック材料から作られた各部分の組合せから成る。本品は、腰掛けのカーカスに固定及び適合するためにいくつかの要素及び切込みを備えている。本品は、特定の自動車用の腰掛けの恒久的なカバーとして機能する。腰掛けの組立後は、腰掛けを解体することなくカバーを取り外すことができない。

通則1及び6を適用

**9403.10 1. Metal filing cabinets**

本品は、内部に組み込まれた電子機械式装置を制御するための一連の押しボタン装置を取り付けた床置き型の金属製のファイリングキャビネットである。この装置は、取り出したい書類を収納した所要のトレイを必要な位置まで運び出す。

9403.20 1. Display units for stores, supermarkets, etc., of sheet steel

本品は、商店、スーパーマーケット等で使用される鋼板製の床に置いて使用する陳列棚で、台（一般に、水平調整用のねじ込み式の脚を有する。）、背板（Wall unit タイプ）又は中央支柱（両側に棚が取り付けられた free-standing unit タイプ）及び調整できる多くの棚板その他の陳列用の附属品（ラック箱等）により構成されている。

9403.20 2. チェックアウトカウンター

本品は、アルミニウム製で、長さ 210 センチメートルであり、ベルトコンベヤを特徴とし、金銭登録機を収容するように設計されており、商店及びスーパーマーケットにおいて使用する種類のものである。

通則 1 及び 6 を適用



9403.20 3. スチール製キャビネット

本品は、高さ 2,000mm (45RU)、幅 600mm、奥行 600mm の床置型で、次の仕様からなる。

- －施錠可能なガラス製の前扉
- －後面開放
- －底面開放（台座なし）
- －取り外し及び施錠可能な側面扉（キャビネットを並べて設置し、接する面を取り外すことで、両キャビネット内の装置の相互接続が可能になる）
- －キャビネットの側壁にねじ止めされた 4 つの穴あき支柱（設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする）

本品は、パッチパネル（50 ポート）と共に提示される。パッチパネルはキャビネットの内部に合わせて設計されているが、運送を容易にするために組み立てずに供給される。その他の設備（遮断機、サービスボード、電源ソケット、ジャンパーバー／ケーブル及びルーター）はキャビネットとともに提示されず、後からキャビネットの内部に取り付けられる。

キャビネットと共に提示されるパッチパネルは、分離して分類される。

通則 1 及び 6 を適用

8536.90/2 参照



9403.20 4. スチール製キャビネット

本品は、高さ 605mm（12RU）、幅 600mm、奥行き 600mm の壁面取付型で、次の仕様からなる。

- －施錠可能なガラス製の前扉
- －後面開放（後面は壁に取り付ける。）
- －キャビネットの側壁にねじ止めされた 2 つの穴あき支柱（設備を内部に収納し、ボルトでの固定を可能にする）
- －空気の流れを良くするための穴のあいた上部及び下部
- －ケーブルを接続するためのキャビネットの下部の特別な設備（スペース）

本品とは別に提示されるパッチパネルが後からキャビネットの内部に取り付けられるが、その他のネットワークハードウェア、給電装置及び配信装置を取り付けることも可能である。

通則 1（第 94 類注 2（a））及び 6 を適用



9403.20 5. アルミニウム製のオーディオ用／ビデオ用フロアスタンド

本品（寸法：高さ 195 cm×幅 89 cm×奥行き 69 cm）は、キャスター付きで、“conference TV cart”としても知られる。本品は、未組立ての状態で提示される。本品は、会議室、教室、トレーニングルーム、展示会、マーケティングイベント等で使用される。

通則 1（第 94 類注 2）、2（a）及び 6 を適用

**9403.20 6. オーディオ用／ビデオ用フロアスタンド**

本品（全高：180 cm）は、キャスター付きで、“wide body TV cart”としても知られ、主として鉄製のものである。本品は、未組立ての状態で、フラットパネルディスプレイを附属せずに提示される。本品は、組立て後、68 kg、42 インチ（106.7 cm）までのフラットパネルディスプレイを据え付けることができる。

通則 1（第 94 類注 2）、2（a）及び 6 を適用



9403.60 1. テーブルと椅子のセット

本品は、硬い広葉樹材のテーブル及びテーブルとよく調和した2脚の木製椅子（格子縞の紡織用繊維製のクッションシートを備えている。）から成るセットであり、小売用に単一の箱に収められている。テーブル及び椅子は未組立の状態で提示される。

通則1、2（a）、3（c）及び6を適用



9403.60 2. Aフレーム・イーゼル

本品は、3本の脚（2本は前方、1本は後方）を有し、床に置いて使用するよう設計されたものである。支柱を伸ばすと、最高2.28メートル（最低1.67メートル）になり、高さが1.27メートルまでのキャンバス、絵画、黒板等を保持することができる。

通則1（94類注2）及び6を適用



9403.70 1. 乳児用歩行器

本品は、折りたたみ式の管状鋼製フレームを有するプラスチック製のもので、8個のキャスターが付けられている。キャスターによって移動し、乳児の脚を通すための二つの穴の開いた一枚の織物シート及びがん具の付いたテーブルを有する。本品は、乳児が歩き方を安全に学ぶことを手助けするためのものである。

通則1及び6を適用



9405.40 1. 発光ダイオード（LED）ダウンライト形状をしたランプ

本品は、実装基板付きのアルミニウム製ハウジング及び熱管理システムからなる。ランプのレンズの背面に8個の発光ダイオード（赤色LED3個、黄色LED5個）及びドライバ機器を有する。

本品は、ねじ式基部又は標準的なバイピン基部を有さないが、代わりに、電源に接続するために2本の銅製リード線（ライン及びニュートラル）が基部の背面から延びている。

通則1及び6を適用

**9405.99 1. アラバスター散光器**

本品には、いろいろな大きさや形のものがあり、通常は金属製の取付具を有しており、天井ランプ、つり下げランプ、壁付け型ランプ、シャンデリア又は壁掛け用ランプのようなランプその他の照明器具の部分品として用いられる。

9406.10 1. Grain silos

本品は、建築用繊維板で製造した農場用の穀物サイロで、直径がだんだんと減少する数個の円柱から成る。これは一つ一つ積み上げ、鉄製の管によって保持されるように設計してある。これらのサイロは、機械装置及び加熱用若しくは冷却用の装置を有していない。

9503.00 1. Mini-vehicles

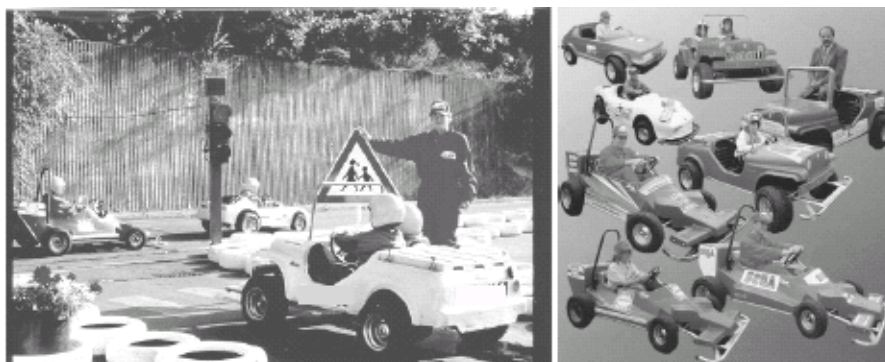
本品は、チューブ型シャシの上に、一又は二のシートがあるボディー（高密度ポリエチレン製）が載っている。本品は、4サイクル往復内燃機関及び連続可変伝導装置により駆動される。本品は、後部アクセル用のブレーキ又は液圧式ディスクブレーキを有し、後輪の片輪又は両輪に一のチェーンリアドライブを持つ。最大積載荷重は200キログラム、最高時速は20キロメートルである。

本品は、公道の規定の学習及び運転技術の習得のため、児童及び若い人々に楽しみながら使用されるよう設計された。本品は、監督下で、特別に設計された道路交通の練習場所において使用される。

検討された物品：“JUMICAR”（Junior Mini Car）

寸法：

	<u>ジープ</u>	<u>スポーツ</u>	<u>レース用</u>
長さ (cm)	190	205	210
幅 (cm)	109	100	112
重量 (kg)	93	99	55



9503.00 2. Two-wheeled foot propelled scooters

本品は、幼児が乗るように設計されており、プラットフォーム、位置調整できないステアリングコラム及び中空ではない硬い小径の車輪から構成されている。

通則 1 を適用

**9503.00 3. Two-wheeled foot propelled scooters**

本品は幼児、若者及び大人が乗るように設計されたものであり、プラットフォーム、高さを調整できるステアリングコラム、中空ではない硬い小径の車輪及び後輪のフットブレーキから構成されている。

通則 1 を適用



9503.00 4. 化粧品キット

本品は、模造ネイルエナメルが入った二つの瓶、イヤリング一組、指輪、メダル付のチェーン（開けるとネイルエナメルの瓶一本分のスペースが現れる）から成る。金属製のチェーンを除いたこれら物品の全てがプラスチック製で、遊戯目的で紙箱に入った小売用のものである。

通則 1 を適用

検討された物品：“Sailor Moon cosmetic kit”

9503.00 5. 溶かして型で固めるチョコレートのセット

本品は、鋳型、溶解皿、くし、スプーン、へら、ブラシ、じょうご（全てプラスチック製）、耐油紙、金属ホイール、棒状のチョコレート 2 本、真珠形の小さな食用の粒玉、使用説明書及び 5 つのレシピが載った小冊子から成る。これら物品の全てが遊戯目的で、一箱に入った小売用のものである。

通則 3 (b) を適用

検討された物品：“Choconova”

9503.00 6. Compound optical microscopes

本品は、光学顕微鏡（特殊顕微鏡を除く。）で、次の二つの特性を有しないものである。

- (i) 接眼鏡の直径（接眼鏡の鏡筒の外径）が 16 ミリメートル以上
- (ii) 鏡筒長（接眼鏡の取付け面から対物鏡の取付け面までの長さ）が 110 ミリメートル以上

9011.80 / 1 参照

9503.00 7. 子供用テント

本品は、屋内外において、子供が使用する小型（高さ 0.95 メートル、底面の幅 1.15 メートル及び奥行き 1.25 メートル）の遊戯用テントで、ナイロンで被覆された編物のシート、プラスチック製の管のフレーム及び屋外で使用する際にテントを固定する小型のメタルロッドからなる。

通則 1（95.03 項本文及び第 11 部注 1（t））を適用



9503.00 8. 2個のがん具の指輪及びパック入りのキャンディが入っている、卵型のプラスチック製品

本品は、長さ約 55mm、直径約 40mm のものである。端同士がぴったりと合う、分離可能な 2 つのケースから成る容器の内部に、装飾を有する 2 個のプラスチック製のがん具の指輪及びキャンディの小さなドロップがはいったプラスチック袋が同封されている。

通則 1 (95 類注 4) を適用



9503.00 9. 長いキャンディ容器付きのがん具の風車

1つのタイプは、プラスチック製のがん具の風車（直径70mm）から成る。この風車は、キャンディの小さなドロップを内包する、透明な硬質プラスチック製の柄（長さ190mm、直径7mm）の蓋を形成している。別のタイプは、1つの柄に、3つのがん具のプラスチック製風車（直径70mm）が連なって取り付けられたものである。

これらの風車は、透明な硬質プラスチック製の柄（長さ140mm、直径10mm）の蓋部を構成しており、その内部には、キャンディの小さなドロップを内包している。

通則1（第95類注4）を適用



9503.00 10. 玩具のファン

本品は、正味重量が 20 グラムのチョコレート菓子の袋が入った円筒形の容器に取り付けられた、菓子ブランドのキャラクターの形をしており、小売用にしたものである。容器の上部に座るようにして取り付けられたキャラクターは腕の部分がファンになっており、当該ファンは単三電池（本品に含まれる。）式の電動機により作動する。

通則 1（95類注 4）を適用

1806.90／3 及び 1806.90／4 参照



9504. 50 1. 小売用化粧箱に詰めて提示された機器

本品は、接続ケーブル付きのコントローラーモジュール、本機器とオーディオ／ビデオ装置を接続するケーブル、電源ケーブルとともに小売用化粧箱に詰めて提示された機器である。CD-ROMが同梱される場合もある。

この機器は、次の構成要素を有する。

- －中央演算処理装置（CPU）
- －32 Mbit DRAMメインメモリーモジュール
- －デジタル多用途ディスク（DVD）ドライブ
- －グラフィックチップ
- －ユニバーサルシリアルバス（USB）接続ポート（2箇所）
- －コントローラーモジュールポート（2箇所）
- －メモリーカードスロット（2箇所）
- －オーディオ／ビデオ接続ポート（IEEE 1394）
- －光デジタル出力接続ポート

コントローラーモジュールのほか、本機器には、標準キーボード、マウス、テレビジョン受像機、モニター又はプリンターのような種々の装置を接続できる。本機機内のドライブベイは、ハードディスクドライブ及びイーサネットアダプターを組込むことができる。

本機器は次のことが可能である。

- －ビデオゲーム専用ソフトウェアの処理
- －コンパクトビデオディスク（DVD）又はコンパクトオーディオディスク（CD）のデジタル情報から、テレビジョン受像機又はオーディオシステムによって再生されるビデオ／オーディオ信号への変換
- －“YABASIC”によるプログラム

コントローラーモジュールは、複数のボタンを有しており、主にビデオゲームに使用される。

通則1及び6を適用

9504.50 2. 小売用化粧箱に詰めて提示された機器

本品は、ワイヤレスゲームコントローラー、ブルーレイ/DVD/CDドライブ用ワイヤレスリモートコントローラー、メモリーカードアダプター、電源ケーブル、本機器をオーディオ/ビデオ装置に接続するためのケーブル、USBケーブル及びLANケーブルを揃えたものである。

この機器は、次の構成要素を有する。

- －中央演算処理装置（CPU）
- －256 MB メインランダムアクセスメモリー（RAM）
- －256 MB ビデオランダムアクセスメモリー（VRAM）
- －2.5 インチ 60GB ハードドライブ
- －ブルーレイ/DVD/CDドライブ（読み取り専用）
- －グラフィカルコントローラー
- －ユニバーサルシリアルバス（USB）ポート（4箇所）
- －メモリースティックスロット
- －SDメモリーカードスロット
- －コンパクトフラッシュスロット
- －イーサネットコネクタ
- －HDMIポート
- －アナログAVマルチ出力ポート
- －オーディオデジタル出力（光）ポート

本品は、イーサネット（10BASE-T, 100BASE-TX, 1000BASE-T）、Wi-Fi（IEEE 802.11 b/g）及びBluetooth 2.0の規格により通信できる。

ワイヤレスコントローラーのほか、本機器には、USB対応又はワイヤレスのキーボード若しくはマウス、テレビジョン受像機又はモニターのような種々の装置を接続できる。

本機器は次のことが可能である。

- －ビデオゲーム専用ソフトウェアの処理
- －ブルーレイ、DVD又はCDのデジタル情報から、テレビジョン受像機又はオーディオシステムにより再生されるビデオ/オーディオ信号への変換
- －Linux 又はその他のOSのプログラムの受け入れ
- －Linux によるエンドユーザーアプリケーション（電子メール、文書処理並びにインターネット及びグラフィックの閲覧を含む。）の実行

ワイヤレスゲームコントローラーは、複数のボタンを有しており、主にビデオゲームに使用される。

通則1及び6を適用

9504.50 3. ビデオゲームコンソール用のバーチャルリアリティセット

本品は、頭部に装着するディスプレイ（バーチャルリアリティヘッドセット）、処理装置、ステレオ方式のイヤープース付きヘッドホン、接続ケーブル（HDMI ケーブル、USB ケーブル及びバーチャルヘッドセット接続ケーブル）、AC アダプター及び電源コードから成り、小売用の箱に詰めて提示される。

バーチャルリアリティヘッドセットは、ゴーグルのような形状で、センサー、ビデオディスプレイモジュール（二つの並列した画像を表示することができる。）及び使用者がビデオディスプレイモジュールのスクリーンを立体視できるようにする二つの拡大レンズを組み込んでいる。処理装置は、バーチャルリアリティヘッドセットとビデオゲーム用のコンソールを同期させるように設計されている（コンソールからのビデオ信号をヘッドセットへ送り、ヘッドセットから検出した信号をコンソールへ送る。）。

通則 1（95類注3）、3（b）及び6を適用



9504.90 1. 両面に印刷を施した、銀色の金属製のディスク

本品は、一方の面には架空のキャラクターの絵を有している。他方の面には商標がある。また、各ディスクには、複数の架空のキャラクターから成るコレクションの続き札を示すための番号が付いている。

収集品としてのディスクは、特定の銘柄の売上げを促進するための、販売促進用の製品として使用されているが、ゲームを行えるよう設計されている。

通則1及び6を適用

**9506.70 1. “ローラーシューズ”**

本品は、くるぶしを覆う靴であり、革製の甲及びゴム製の本底を有し、靴底の特殊なくぼみの中に二つの出し入れ可能な車輪を永久的に組み込んだもので、車輪を引き出すことでインラインスケート（ローラーブレード）のような履物としての使用を選択できるものである。

通則1及び6を適用



9506.91 1. 柔らかい1つの取手を有するプラスチック製のジャンプボール

本品は、直径が45 cm、55 cm又は66 cmの3種類がある。推奨される使用者の最大重量は、それぞれ、45 kg、70 kg及び90 kgである。空気入れ式のジャンプボールは、使用者の協調運動及びバランスのトレーニングに用いられる。

通則1及び6を適用

**9506.99 1. アイスホッケーパンツ**

本品は、アイスホッケーをする際に着用し、外傷から身体を保護するために、特に設計された物品であり、内側の複数のプラスチック製保護具が紡織用繊維製の外殻に取り付けられている。

通則1及び6を適用



9508.90 1. コンピュータ制御式模擬実演劇場装置

本品は、コンピュータで動きの制御及びモニターを行うシステム、個々の列ごとに8、10又は12の可動式の座席を恒久的に取り付けた座席の列のセット、座席を8方向に移動させることが可能な油圧システム、70ミリメートルフィルム、画像投影及び音声再生装置並びに大型スクリーンから成る。

このシステムは、フィルムの中で起こる動きにあわせて動くようになっており、実際の体験に相当する感覚を観客に与えるものである。これらは博覧会、競技場、展示会場、遊園地等において娯楽を目的として使用される。

商品名：“Motion Master”

9602.00 1. 洋なしの形をしたろう製品で銀めっきしたもの

本品は、ろうで成型し、当該ろうの表面全体に黄銅の粉を吹き付けて被覆した上で、電気めっきにより、銀を被覆する（平均厚さ 0.184 ミリメートル）。

銅合金（黄銅）の薄膜（厚さ 0.01 ミリメートル）は、銀を電気めっきするために必要な電導性の層としてのみ作用する。

9603.90 1. Tufts for shuttles

本品は、長さ 12 ミリメートルから 24 ミリメートルの人造繊維製の剛毛で、房状にするために一端を接着したシャトル用の房である。

これは、ある種の紡織用繊維（例えば、ジュート）を織るために織機に使用するシャトルの内側に取り付けて使用するもので、その機能は、織る際に糸が巻き戻るのを制御するものである。

9605.00 1. 化粧用セット

本品は、航空会社により乗客（飛行中又は仕向地で、自分の荷物が利用できない場合）に配布される 20×12×5 センチメートルの長方形の織物製の袋で、以下の物品を入れたものである。

- －使い捨てかみそり（小型のひげそり用フォームのエアゾールかんに据え付けられている。）
- －歯ブラシ及び小型の練歯磨きチューブ
- －香りをつけたハンカチ
- －1組のメリヤス編みの靴下
- －光を防ぐための繊維製のアイマスク
- －1組の耳栓

通則 1 を適用

9608.99 1. Tungsten carbide balls

本品は、直径が 0.6 ミリメートルから 1.25 ミリメートルまでの炭化タングステン製ボール（最終的な研磨仕上げをしてあるかないかを問わない。）である。

9611.00 1. Hand-operated labeling appliance

本品は、鋼板製のケーシング内に印刷装置、インキパッド、幅 2 センチメートルで片面に接着剤を塗布した紙テープのロール、切り離してラベルにするためのテープカッター及び操作ハンドルを収納した手動式のラベル張り用機器である。ハンドルを操作することにより、印刷、テープの切断及び切り離されたラベルの張付けを同時に行える。

9611.00 2. Hand-operated embossing appliances

本品は、卑金属製又はプラスチック製で、やっこの方式によりラベル又はプレートに浮出しを施す手動式浮出し器である。これは次のものから成る。

- (i) 金属製又はプラスチック製のテープ又はストリップ用のマガジン
- (ii) レバーにより操作される浮出し装置：これは、文字、数字及び記号の付いたディスクから成る。
- (iii) 印捺したテープ又はストリップを切断するための鋼製の刃

9617.00 1. 二重壁ステンレス製真空断熱魔法瓶（直径 75 mm、容量 1.5L）

本品は、二重壁の間は部分的に空気が抜かれており、伝導や対流による伝熱を防ぐ、真空断熱に近い状態を形成している。熱放射による伝熱は、瓶の内壁及び外壁間のアルミニウム製反射フィルムによって最小化されており、最大限の保温が可能である。

通則 1 を適用



9620.00 1. 三脚のカメラ用支持具（三脚）

本品は、アルミニウム、マグネシウム及びチタン（AMT）の合金製の三脚のカメラ用支持具（三脚）であり、上にデジタルカメラ、写真機又はビデオカメラを取り付けることができる。この三脚は、パン・チルトヘッド（pan-tilt head）を備えており、360度回転させることができる。また、装置をより早く取り付け又は取り外すための、クイックリリース・プレート又は「シュー（shoe）」を備えている。

通則1を適用



9705.00 1. 剥（はく）製にしたホッキョクグマ

本品は、台付きの、剥（はく）製にしたホッキョクグマである。

通則1を適用

4303.90／1、9705.00／2及び9705.00／3 参照

**9705.00 2. 2羽の剥（はく）製にした鳥**

本品は、生息地を模した台に取り付けた、2羽の剥（はく）製にした鳥である。

通則1を適用

4303.90／1、9705.00／1及び9705.00／3 参照



9705.00 3. おおじかの頭から肩まで（生皮）の装飾品

本品は、おおじかの頭から首までの生皮から成り、枝角付きである。内部（枝角を支える部分の頭蓋骨を除く。）は取り除かれ、成型したポリウレタンに取り替えられている。目は人造のものに取り替えられている。

通則1を適用

4303.90／1、9705.00／1及び9705.00／2 参照



第 2 部 国内分類例規

二種類以上の物品を混合した物品で輸入後その構成物品に分離する可能性があるものの取扱い
について

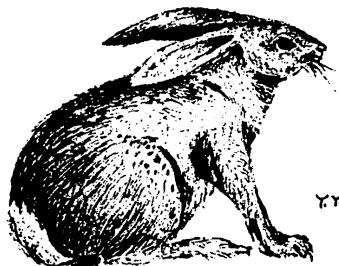
二種類以上の物品を混合した物品で、次の事項のすべてに該当するものについては、分離課税も含めた関税分類について、慎重に調査する必要があることから、総括関税鑑査官に連絡するものとする。

1. 当該混合した物品が、その組合せ等からみて混合された状態で特定の用途に供される蓋然性が極めて低いもの。
2. 当該混合した物品が、簡単な操作(例えば、ふるい分け、風選、溶解等)により分離可能であり、当該分離の結果、相当の価値を有する商品として通用し得る物品を容易に取り出すことができるものと認められるもの。

なお、簡単な操作には、一般的には必ずしも簡単な操作とは認めがたい高コストの操作であっても、当該操作を行うことにより、相当の価値を有する商品を取り出せることにより、結果として経済的に引き合う操作を含む。

0106.14 1. うさぎ (rabbits and hares)

うさぎ (rabbits and hares) はうさぎ目の2科 (ウサギ科、ナキウサギ科) のうち、ウサギ科に属する。一般に売られているうさぎは、毛皮用、食肉用、実験用、愛玩用等の品種を含め、全てウサギ科カイウサギ属のアノウサギを家畜化したものである。上顎の大きな一対の門歯の奥に、第二門歯を持つ点が齧歯類と異なる。愛玩用にはヒマラヤン、イングリッシュ、ダッチ、ポーリッシュ種及びその改良種がある。



種類	ネザーランド・ドワーフ種 (ピーターラビット)	アンゴラ種	日本白色種
原産地	オランダ	トルコ	日本
体長	25cm	30cm	40cm
体重	1~1.5kg	1.8~3.5kg	4~5kg
毛色	褐色又は薄いグレー 目は黒	黒、赤、褐色、グレー など	白、目は赤

0106.19 1. フェレット

イタチ科、ケナガイタチ属で野生のイタチを馴化したものといわれている。頭は比較的小さく、目がくりくりしている。耳は大きくない。首と胴が長いのが特徴で、毛はしなやか、体の動きは柔軟である。雌の体重は 650~1.1kg、雄の体重は 1.2~2.0kg、体長は平均 30~40cm、尾の長さは 10~15cm で柔らかい毛に覆われている。

フェレットの毛色

フェレットにはセーブル、バタースコッチ、シルバーミット、ホワイトファー・ブラックアイ、アルビノの5つの代表的毛色がある。セーブルは最もフェレットらしく、暗い茶色の毛色で顔に限取りがある。表情が可愛く日本ではこの種類がよく売られている。バタースコッチは柔らかいうす茶色の毛色が特徴。アルビノは全身が白く、目が赤い。シルバーミットは手足の先が白く、全身がグレーで胸元の毛は白い。ホワイトファー・ブラックアイは全身が白く、目が黒い。



0106.20 1. 爬虫類

爬虫類の体表は角質化した鱗でおおわれ、鳥類やほ乳類にある羽毛や毛は生えていない。薄くて裸のままの両生類の皮膚に比べ水分を通しにくく、乾燥に耐えられるので、より陸上生活に適応している。へびや一部のトカゲの仲間のように例外はあるが、基本的には四肢はよく発達しており、普通四肢には5本の指があり、先端には爪を備えている。現生の爬虫類は約6,500種が知られ、それぞれの特徴により、わに目、かめ目、有鱗目、かい頭目（ムカシトカゲ類）に分けられる。

0106.20 2. かめ目

かめ類は、鱗の他に丈夫な甲羅が発達している。熱帯から温帯にかけ約 240 種が分布。かめの甲羅は背中側に背中、腹側に腹甲があり、両脇が甲橋でつながっており前後の開いた箱状をしている。前方からは頭と前肢、後方からは尾と後肢が出ている。現生のかめ類は歯がなく、上、下顎ともに鳥のくちばしのように角質で覆われている。

かめ類は大きく分けて、潜頸類と曲頸類に分けられ、前者は、頭を甲羅の中に前を向いた状態のまま潜り込ませる。後者は、長い頸を持った種類が多く、頸を引っ込める際には頸を水平に曲げ、背甲と腹甲の隙間に折り曲げるようにしてはめ込まれる。

(潜頸類)

(曲頸類)



アカウミガメ



アルダブラゾウガメ



カミツキガメ



スッポン



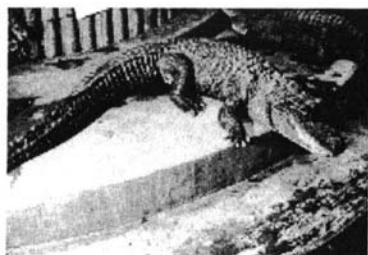
ミシシッピーアカミミガメ

ミシシッピーアカミミガメの幼亀
(ミドリガメ)

(写真提供 (財)東京動物園協会)

0106.20 3. その他のもの

わに目：現生するもっとも大型の爬虫類で、主に熱帯や亜熱帯の水辺に棲息する。体表は大きな板状の鱗で覆われ、外見上鎧をまとっているように見える。特に頸や背面には大きな固い鱗があり、また、尾の背面には三角形の突起が並んでいる。太くて短い四肢を持ち、前肢に5本、後肢に4本の指があり、後肢の指間には水かきを具えている。鼻、目、耳は水平に付いており、そこだけを水面に出して休んだりすることができる



ミシシッピーワニ



イリエワニ

(写真提供 (財)東京動物園協会)

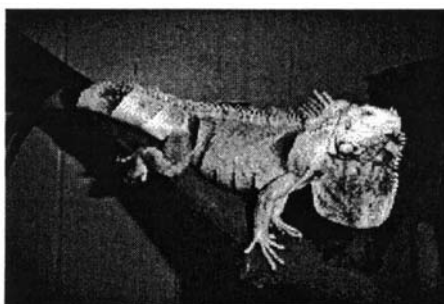
有鱗目：極地を除くあらゆる地域に棲息する。体表には小さな鱗が全身を覆っている。有鱗目はトカゲ類とヘビ類の2つのグループに分けられる。

① トカゲ類

細長い体型で長い尾があり、基本的には四肢が発達していてそれぞれに5本の指を具えているが、中には四肢が退化して縮小したりなくなったものもある。イグアナ科、カメレオン科、ヤモリ科、トカゲ科、アガマ科、カナヘビ科、ドクトカゲ科、オオトカゲ科など16科に分けられる。

・イグアナ科

北米南部から南米まで広く分布し、一部はマダガスカルやフィジーなどにもいる。体型はさまざま、乾燥地帯の地上棲のものは褐色でずんぐりしているが、樹上棲のグリーンアノールやグリーンイグアナはスリムな体型で体色も緑色である。グリーンイグアナは全長が180cmになり、この仲間には、頭部や背中にひだや突起状の飾りのあるものが多くいる。



グリーンイグアナ (写真提供 (財)東京動物園協会)

• カメレオン科

アフリカ、マダガスカル、インドに分布するもっとも樹上生活に適した種類。四肢の指は2本と3本がくっついて木の枝をつかみやすくなっており、尾も枝などに巻き付けることができる。目は突出していて左右を別に動かすことができる。体色を環境に合わせて変化させることができ、動作も非常に緩慢である。普通は全長 30cm ほどであるが、大きな種類は 70cm ほどになる。



ジャクソンカメレオン (写真提供 (財)東京動物園協会)

• ヤモリ科

熱帯から温帯にかけて棲息し、四肢の指が吸盤状に広がり、その下面に細かい毛状の突起がならんでおり、滑らかな垂直面でも登ることができる。



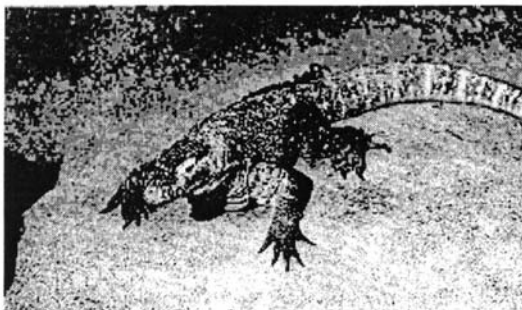
トッケイヤモリ (写真提供 (財)東京動物園協会)

• トカゲ科

熱帯から温帯にかけて棲息し、体型は細長く小さめの四肢がある。普通体表には光沢があり、孵化したての小さなトカゲは尾が鮮やかな青色で、胴には明るい縦のすじがある。

・オオトカゲ科

アフリカからインド、東南アジア、ニューギニアを経てオーストラリアに分布。全長1mを超える大型の種類が多いが、20cmの小型のものもいる。四肢や尾は発達し、尾をむちのように振って武器として使う。先端が2つに分かれた舌を持つ。



コモドオオトカゲ (写真提供 (財)東京動物園協会)

② ヘビ類

四肢を持たない細長いひも状の体型を持つ。目はまぶたに癒着しており開閉することはない。ニシキヘビ科、ナミヘビ科、コブラ科、ウミヘビ科、クサリヘビ科など11科ほどに分けられている。



キングコブラ



アミメニシキヘビ

(写真提供 (財)東京動物園協会)

かい頭 (ムカシトカゲ) 目：体型はトカゲに似ているが、吻端がややとがり、くちばしのようにになっている。ずんぐりした体型で、頸、背中、尾に棘状の突起がある。目は大きく瞳は垂直で、頭頂に第3の目といわれる頭頂眼がある。現在ではムカシトカゲ1種のみがニュージーランドに生き残っているが、厳重に保護されているため、日本に輸入されることはない。

0106.32 1. おうむ目

オウム科、ヒインコ科、インコ科からなるが、科の違いを認めない説もある。おうむ目は、外見上からインコとオウムに分かれ、一般にインコは小型で色彩に富み尾が長い。オウムは中・大型で尾が短く冠羽（頭に直立する羽）が発達している。インコはインコ科、ヒインコ科に相当するが、例外がある。ニューギニア・オーストラリア・南アメリカに多く分布し、アフリカ、熱帯アジアにも少数が分布する。頭は大きく、丸く下に曲がった大きな嘴を持つ。

① インコ科

ミヤマオウム、ケラインコ、ヨウム、フクロオウムの4亜科からなる。オーストラリア・ニューギニア・熱帯アジア・アフリカ・南アメリカに分布。上嘴は下嘴よりも大きく、先端にやすり目がある。外鼻孔は小さく円形。植物食で、森林性・樹上性の鳥が多いが、草原性・地上性の種もいる。大きさはさまざまで全長9~100cm。尾の長さも長短がある。

② ヒインコ科

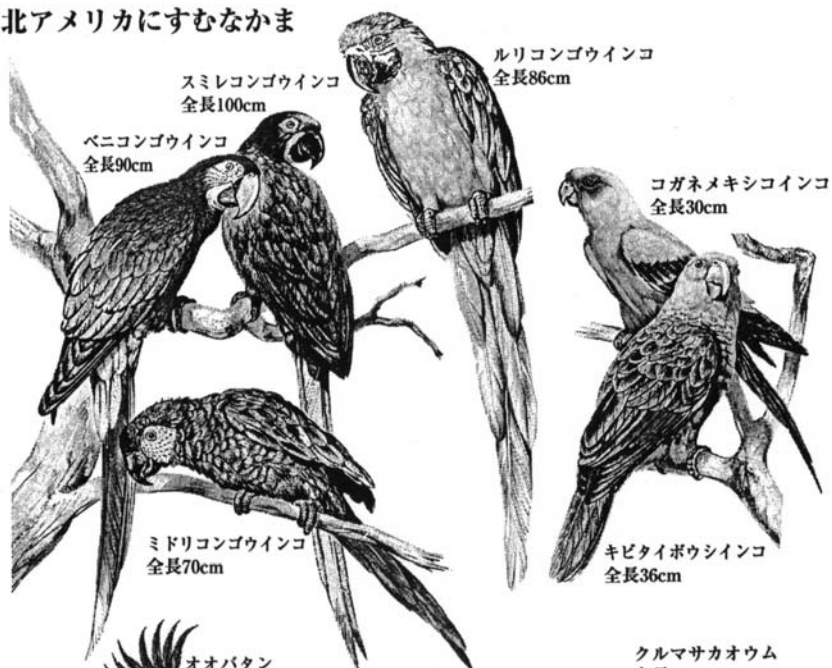
上嘴の先端には他科にあるやすり目がない。蝟膜は帯状で、小さな鼻孔が開孔する。舌の先端はブラシ状で、主に花蜜・花汁や柔らかい果実をなめとる。種子を食べる種はない。行動は非常に活発である。オーストラリアとニューギニアに多くの種が産し、ほかにインド東部・フィリピン・ポリネシアまで分布。

③ オウム科

オウム亜科、オカメインコ亜科からなる。オーストラリアを中心に分布。大型短尾のオウム亜科が多く、オカメインコ亜科は中型長尾。長い冠羽を持つ。下嘴は上嘴よりも幅が広く、下嘴が上嘴の側部を包む。上下の嘴には歯のような欠刻があり、上嘴先端はやすり状になっている。主に森林性で、堅果や果実を食べる。

（三省堂 コンサイス鳥名事典）

南北アメリカにすむなかま



オーストラリアや
ニュージーランド
にすむなかま



アフリカにすむなかま



アジア南部・
オーストラリア
にすむなかま



0106.39 1. その他のもの

はと目

ドードー科 (すでに絶滅)、ハト科、サケイ科からなる。

① ハト科

全長14~84cm。ずんぐりした胴と小さめの頭を持ち、大きな胸骨には発達した筋肉が付き、高速長距離飛行ができる。頸と足は短く、小さく短い嘴の基部にはろう膜か鼻瘤がある。ほとんどの種が雌雄同色。羽は密で豊かで、華やかな色彩に富む種が多い。羽は抜けやすく、かつ羽粉を生じやすい。主に樹上性で、営巣・休息はほとんどの種が樹上性であるが、採食のために地上におりることが多い。食物は主に植物質で、種子・果実・液果などを食べる。水を大量に飲む。このとき、嘴を水中につけたまま吸引するのはハト目の特徴。極地と砂漠を除く全世界に分布し、孤島に生息するものも少なくない。植物食なので飼いやすく、しばしば飼鳥とされ、特にカラバトは家禽化されて食用・愛玩用などに多くの品種が作出されている。

(三省堂 コンサイス鳥名事典)

ユーラシアのハト



アジア南部やオーストラリアのハト

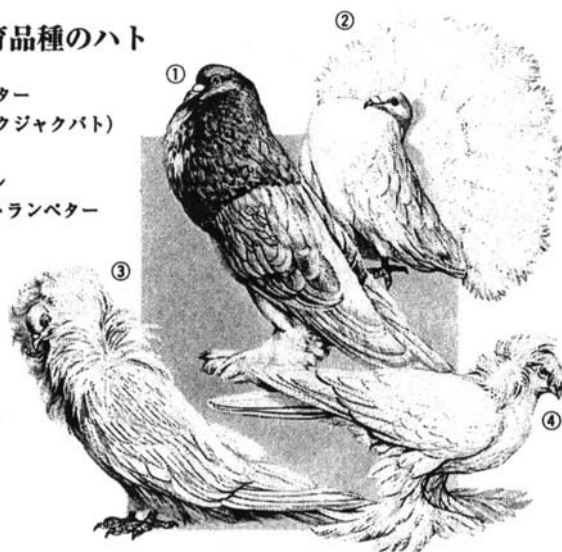


アメリカのハト



かわった飼育品種のハト

- ① マグパイ=パウター
- ② ファンテール (クジャクバト)
- ③ ジャコビン
- ④ ホワイト=ダブル
クレストッド=トランベター



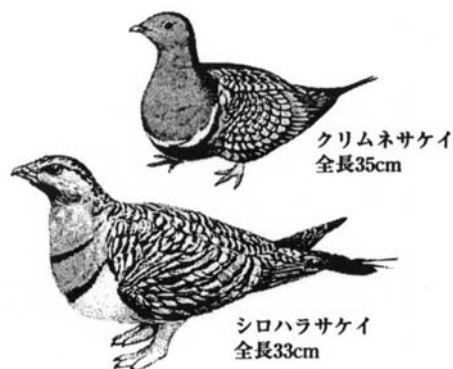
(© 講談社 動物図鑑 ウォンバット3 鳥)

② サケイ科

全長 23~40cm。細長い翼、長い尾、極端に短い足を持ち、ユーラシア、アフリカの荒地に生息。形態は似ていないが骨格や筋肉などはハト科に類似し、水飲法もハト科と同じく嘴を水につけたうつつむいた姿勢のままで連続的に水を飲み込むことができる。

(三省堂 コンサイス鳥名事典)

⇒サケイのあしゆびは、前3本が根もとでつながっていて、後ろゆびは退化して、なくなっている。あしのうらは、魚のうろこのようになっている。また、あし全体が毛でおおわれていて、砂や雪の上を歩きやすくなっている。



(© 講談社 動物図鑑 ウォンバット3 鳥)

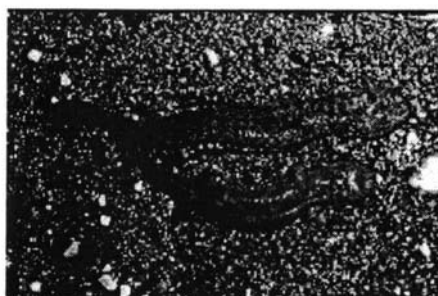
0106.90 1. その他のもの

両生類

現生の両生類は、無足目（アシナシイモリ）有尾目（イモリ、サンショウウオ）、無尾目（カエル）に分類される。一般的な特徴として、体表に鱗、羽毛、毛がなく、前肢に4本、後肢に5本の指を持ち、肺で呼吸し、変温性である。卵生または卵胎生で、水中で遊泳幼生期を過ごす種が多い。無足目は熱帯、有尾目は北半球の温帯を中心に分布し、無尾目は全世界に分布する。



イモリ（日本産）



中国オオサンショウウオ



ベルツノガエル



マダラヤドクガエル

（写真提供 (財)東京動物園協会）

2 類 1. 肉類の調製品の分類基準について

- (1) 食塩のみにより味付したものは第2類に分類する。
- (2) こしょう等の香辛料又は調味料を添加したものにあっては、添加物が分析の結果から明らかに確認でき（塩及びこしょうのみには、こしょうそのものの含有量 0.3%をもって目安とする。）、かつ、適度の味覚を有するものを第16類に分類する。
- (3) 肉塊に大豆たんぱく、でん粉等を単に結着剤として使用したものは第2類に分類する。
ミンチ肉に大豆たんぱく、でん粉等を添加して均質化したものは第16類に分類する。この場合、大豆たんぱく、でん粉等の含有量は10%を目安とする。
- (4) 肉の小塊を動物のえさとして食品に適さないように肉塊の表面の大部分を着色したものは第5類に分類する。
- (5) 豚肉に牛肉を添加したか否かの判断は、分析及び味覚試験の結果明らかに牛肉を使用したものと認められる場合とする。
- (注) こしょうの含有量の分析は、こしょう中に含有されるピペリンの平均含有量5%を基準に判定する。なお、市販の「こしょう」粉末には増量剤が含まれているものがあるので注意を要する。

0201.20 又は 0201.30 1. 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

第0201.20号及び第0201.30号において、(1)～(5)の各用語の意味するところはそれぞれ以下のとおりである。

(1) 四分体のもの

「四分体のもの」とは、と畜後剥皮し、頭部、尾部、内臓（横隔膜を含む。）並びに前肢の手関節及び後肢の足関節からの先端部を除去したものを、背骨を中心として体を左右に2分割し、更に胸部の適切な位置で前肢を含む部分と後肢を含む部分に2分割したものである。

(2) ロインのもの

「ロインのもの」とは、第5、第6肋骨間を通る線より後側の部分に位置し、かつ寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より前側の部分に位置する背最長筋、大腰筋及び小腰筋の筋肉の一部又は全部を含むものである（別図参照）。

この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる。

一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。

(和文名)

キューブロール、リブアイロール、リブアイロールリップオン、スペンサーロール、ストリップロイン、テンドーロイン

(英文名)

Cube Roll, Ribeye Roll, Ribeye Roll Lip-on, Spencer Roll, Strip Loin, Tender Loin.

(3) かた、うで及びもものもの

「かた、うで及びもものもの」とは、第 5、第 6 肋骨間を通る線と第 7 頸椎、第 1 肋骨間を通る線の間部分に位置し、かつ、肩胛骨と上腕骨の接合部を起点として第 5、第 6 肋骨間を通る線と垂直に交わる線の上側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部を含むもの、及び寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より後側の部分に位置し、かつ、膝関節より前側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部を含むものである。ただし、輸出統計品目表第 0201.30 号（統計細分 100）及び輸入統計品目表第 0201.30 号（統計細分 010）に属するものを除く（別図参照）。

この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる。

一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。

(和文名)

ボールチップ、ボトムサーロインバット、チャック、チャックアンドブレード、チャックフラップ、チャックフラット、チャックロール、チャックテンダー、チャックスクエアカット、チャックアイログ、チャックアイロール、クロッド、D-ランプ、アイオブラウンド、フラップミート、グースネック、グースネックヒールアウト、インサイド、ナックル、アウトサイド、アウトサイドフラット、アウトサイドラウンド、ローストビッフ、ランプ、ショルダークロッド、ショルダークロッドロースト、シルバーサイド、スクエアカットチャック、スクエアカットチャッククロッドオフ、シックフランク、トップラウンド、トップサーロインバット、トップサイド、トライチップ

(英文名)

Ball Tip, Bottom Sirloin Butt, Chuck, Chuck & Blade, Chuck Flap, Chuck Flat, Chuck Roll, Chuck Tender, Chuck Square-cut, Chuckeye Log, Chuckeye Roll, Clod, D-Rump, Eye of Round, Flap Meat, Goosneck, Goosneck Heel-out, Inside, Knuckle, Outside, Outside Flat, Outside Round, Roastbiff, Rump, Shoulder Clod, Shoulder Clod Roast, Silverside, Square-Cut Chuck, Square-Cut Chuck Clod Off, Thick Flank, Top Round, Top Sirloin Butt, Top Side, Tri-Tip

(4) ばらのもの

「ばらのもの」とは、肩胛骨と上腕骨の接合部分を起点として第5、第6肋骨間を通る線と垂直に交わる線の下側の部分に位置し、かつ、肘関節の上側に位置する筋肉群の一部又は全部を含むもの、及び寛骨先端部を通り腰椎にほぼ垂直に交わる線より前側の部分に位置し、かつ、寛骨先端部を起点として第5、第6肋骨間を通る線と垂直に交わる線の下側の部分に位置する筋肉群の一部又は全部のものである。ただし、輸出統計品目表第0201.30号（統計細分100及び200）及び輸入統計品目表第0201.30号（統計細分010及び020）に属するものを除く（別図参照）。

この細分には、ブロック状のもののほかステーキ状、キューブ状、スライス状等更にカットしたものも含まれる。

一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。

（和文名）

ビーフスカートプレート、ブリスケット、チャックリブ、チャックショートリブ、フラ
ンク、ナーベルエンドブリスケット、パストラミプレート、ペクトラルミート、ポイン
トエンドブリスケット、リブフィンガー、ショートプレート、ショートプレートデヌー
テッド、ショートリブボンレス

（英文名）

Beef Skirt Plate, Brisket, Chuck Rib, Chuck Short Rib, Flank, Navel end Brisket,
Pastrami Plate, Pectoral Meat, Point end Brisket, Ribfinger, Short Plate, Short
Plate Denuded, Short Ribs Bone-less.

(5) その他のもの

「その他のもの」とは、骨付きでない肉（くず肉を除く。）のうち、輸出統計品目表第0201.30号（統計細分100～300）及び輸入統計品目表第0201.30号（統計細分010～030）に属するものの以外のものである。

なお、キューブ状、スライス状等のもので、かつ、上記各部位名が不明のものについては、この細分に分類することとして差し支えない。

一般的に、この細分に属する主要な物品は、次の商品名で取引されるものである。

（和文名）

ネック、シャンク、シン

（英文名）

Neck, Shank, Shin

0201. 30、0202. 30 又は 02. 06 項 1. 牛の横隔膜と腹横筋の識別方法について

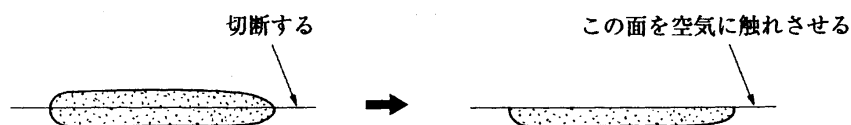
横隔膜として申告された貨物について必要に応じ解凍検査を行うこととし、その検査方法（肉部の色の経時変化を肉眼で観察する方法）については、下記のとおりとしたので承知されたい。

なお、鑑別が困難なものその他鑑別上疑義があるものについては、総括関税鑑査官まで連絡するものとする。

記

1. 肉片を袋から取り出し、内部を覆っている皮、脂肪、筋膜等を完全に除去し、肉部分が空気と十分に触れるようにする。この場合、内部の色の経時変化の比較のため、皮、脂肪、筋膜等を除去しない部分を一部分残しておく。

なお、肉片を袋から取り出した時、すでに表面の変化が進んでいるものがあれば、下図のように切断し、新鮮な断面を新たに空気に触れさせる。



2. 空気に1時間程度触れさせた後、皮、脂肪、筋膜等を完全に除去した内部の色と、これらを除去しない部分の肉部の色との経時変化を肉眼で観察する。

A. 腹横筋は、冷蔵又は冷凍の状態では暗赤色を呈しているが、空気と接触するに従って、徐々に鮮紅色に変わり、やがて完全な鮮紅色を呈することとなる。

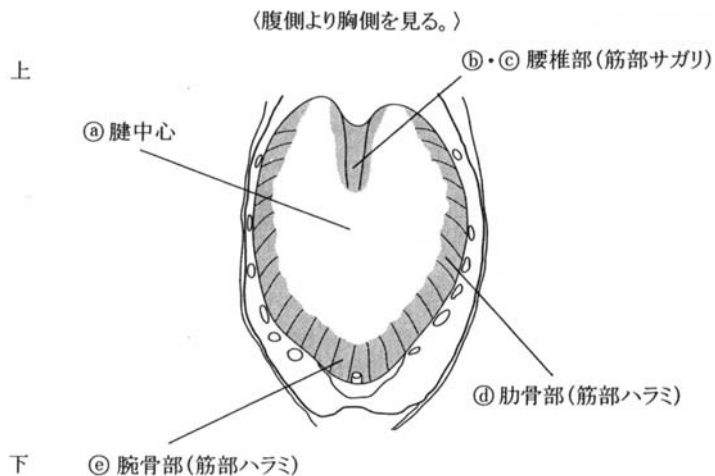
B. 横隔膜は、冷蔵又は冷凍状態ではやはり暗赤色を呈しており、空気と接触してもほとんど色の変化がない。変化があるとしてもやや黒くなる程度である。

<参考>

1. 冷凍のものについては、真空パック入りのものはそのままの状態、又、むき出しのものはポリエチレン袋等プラスチックの袋に入れ密封した状態で冷蔵庫中に放置して冷凍する方法が好ましいが、流水中につけて解凍しても差し支えない。

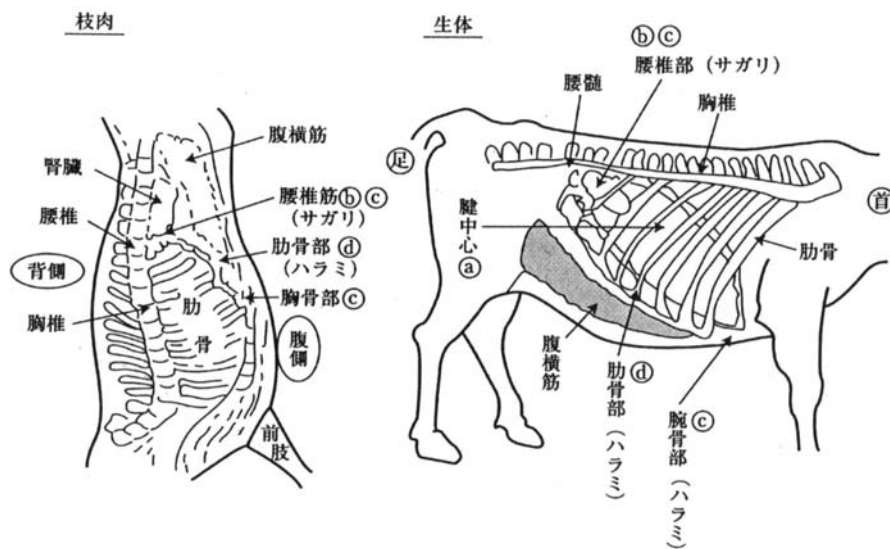
2. 横隔膜の定義

横隔膜とは、呼吸筋（横紋筋中、骨格筋）の一種で胸腔と腹腔の境界を造るものである。
 なお、横隔膜の形状及びその各部は次のとおりである。



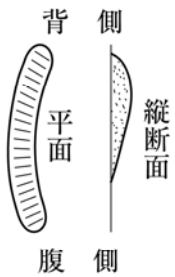
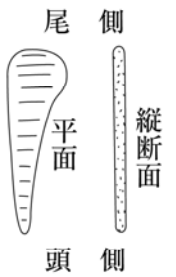
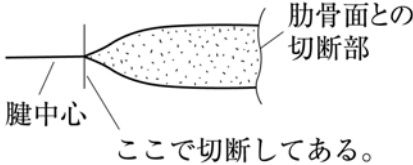
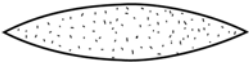
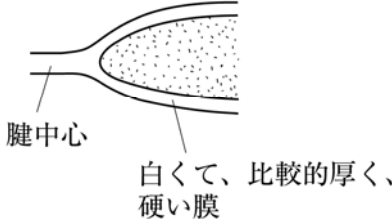
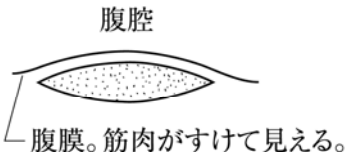
3. 横隔膜及び腹横筋の位置

枝肉及び生体における位置は次のとおりである。



4. 横隔膜筋部肋骨部と腹横筋の比較

横隔膜の筋部の肋骨部は腹横筋の形状と似ているので、念のため両者を比較すると次のとおりである。

項目	横隔膜の筋部の肋骨部	腹横筋
形状 (1)全体の形	幅は全体的に一定している。しかし、厚さは背側で厚く、腹側へ移動するにしたがってうすくなる。 	幅は頭に近い方がせまく尾に近い方が広い。山イモ状。厚さは全般的に一定している。 
(2)大きさ (一般に生体550kg前後のもの。体重と飼養条件で異なる。)	幅 — 10cm 厚さ { 厚い部分 2～3 cm程度 薄い部分 1 cm以下	幅 { 広い部分20cm以上 せまい部分5cm程度 厚さ — 1～2 cm程度
(3)横断面	一方が臍中心（いわゆる膜の部分）となるため薄くなっているが、他方は肋骨面から切断するため、厚く、筋肉断面が露出している。 	一個の筋肉であるため、両側とも同じ厚さとなっている。 
(4)膜	臍中心と同様の、かなり厚くて硬い筋膜でおおわれている（臍中心の膜の間に筋肉が入った形）。 	腹腔に面した側だけ、腹膜でおおわれている。腹膜は皮状ですきとおって見える。 
(5)一般名称	はらみ（シンスカート又はアウトサイドスカート） さがり（シックスカート又はハンギングテンダー）	インサイドスカート

0202. 20 又は 0202. 30 1. 牛の肉（冷凍したものに限る。）

第 0202. 20 号及び第 0202. 30 号においては、上記「0201. 20、0201. 30 1. 牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）」の規定を準用する。

02. 03 項 1. 豚の枝肉及び半丸枝肉の解釈について

豚肉について差額関税制度を設定している趣旨から、関税率表第 0203. 11 号及び第 0203. 21 号の「枝肉及び半丸枝肉」は、原則として、畜産物の価格安定に関する法律施行規則別表第 1 に定める方法により整形した豚肉をいうものとする。

具体的には、と体をはく皮又ははく毛し、内臓、頭部その他を除去したものを「枝肉」といい、当該「枝肉」をせきついの中央にそって半体に切断したものを「半丸枝肉」という。骨の一部又は全部を除いたもの、体表面の脂肪を除去し又は整形したもの、くず肉に属さない部位肉の一部を除去したもの及び胴で切断して 2 分割したもの等は「枝肉及び半丸枝肉」に該当しない。

02. 03 項 2. オーストラリア及びニュージーランド産のいわゆる“Wild game pig meat”の取扱いについて**(1) 対象範囲**

オーストラリア及びニュージーランドで捕獲された野性のイノシシ科の動物のうちで輸出地の公的検査機関の発行する証明書等により“Wild boar”若しくは“Wild swine”のものである旨確認できるもの又は明らかにイノシシの肉であることが確認できるものとする。

(2) 適用税番

第 02. 03 項 いのししのもの

0206. 10 又は 0206. 29 1. ほほ肉及び頭肉

「ほほ肉」は、チークミート (Cheek meat) と呼ばれ、牛の頭から分離されたほほの肉であり、咬筋及び頬筋から成るものである。

「頭肉」は、ヘッドミート (Head meat) と呼ばれ、牛の頭から分離された肉で、ほほ肉、唇肉、目、耳、舌及び臓器を除いたものである。

0206.29 1. 牛の横隔膜のミンチと牛の肉のミンチとの混合物（冷凍）の関税分類について

- (1) 牛の横隔膜（くず肉）のミンチと牛の肉のミンチの混合物（冷凍生肉）については、牛の横隔膜の含有量が、これらの肉の全重量の70%を超えるものは、牛の横隔膜に特性があると判断されるので、牛の臓器として第0206.29号に分類し、牛の肉の含有量が、これらの肉の全重量の30%以上のものは、牛の肉として第0202.30号に分類する。
- (2) この場合、牛の横隔膜及び牛の肉の含有量について、輸出国政府の発行する証明書が輸入申告の際添付されている場合は、これを認めて差し支えないものとする。
- 証明書の添付がなく、かつ、輸入貨物からこれらの肉の含有量を確認することができないものについては、牛の肉として分類することとする。

02.07 項 1. 鶏（骨付きのもも）

「骨付きのもも」は「骨付き上もも」と「骨付き下もも」からなり、これらがつながっていても、膝関節部分で分断されていてもよく、また、肉片のみに分断されることなく形状がわかる範囲で、さらにこれらが数カ所でぶつ切りにされていてもよい。「骨付きのもも」には、骨盤周囲の肉は付着していてもよいが、背面の皮や骨盤の骨を含まない。

0207.14 1. 鶏の肉（冷凍したものに限る。）





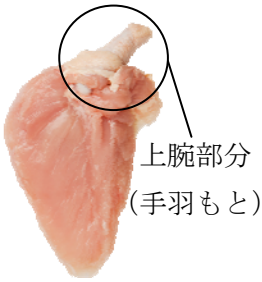



輸出統計品目表第 0207.14 号において、(1) 及び (2) の各用語の意味するところは以下のとおりである。

(1) もものもの

「もものもの」は、腿部の肉で、骨付きのものを含み、形状がわかる範囲で数ヶ所でぶつ切りにされていてもよい。骨付きのものは、「骨付き上もも」と「骨付き下もも」からなり、これらがつながっていても、膝関節部分で分断されていてもよい。骨盤周辺の肉は付着していてもよいが、背面の皮や骨盤の骨は含まない（別図①参照）。

(2) むねのもの

「むねのもの」は、胸部の肉で、骨付きのものを含み、形状がわかる範囲で数ヶ所でぶつ切りにされていてもよい。上腕部分（手羽もと部分）は付着していてもよいが、上腕から先（手羽さき部分）や頸皮は含まない（別図②及び③参照）。

①もものもの			
骨付きもも	骨付き上もも	骨付き下もも	骨なしもも
			
②むねのもの		③「もも及びむねのもの」ではないもの	
骨付きむね	骨なしむね	手羽もと	手羽
 <p>上腕部分 (手羽もと)</p>			 <p>手羽もと 手羽さき</p>

02.10 項 1. 製造工程中において加熱処理が施されたハムの取扱い

第 02.10 項に属するハムには、豚肉を原料とし、これに整形、塩漬け、くん煙及び湯煮又は蒸煮の処理（これらの加熱処理における温度は通常、約 70 度である。）を施して得られ、通常、我が国における商慣行上ハムとして取引される物品（例えば、ボンレスハム、ロースハム又はラックスハムと称されるもの）を含む。ただし、気密容器入りのものは本項には含まれず、第 1602.41 号、第 1602.42 号又は第 1602.49 号のハムに分類する。

なお、滅菌したハム（約 120 度の温度で加熱処理する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法により菌を完全に死滅させたもので常温で長期間保存可能のもの）及び通常プレスハムと称される物品は、第 1602.41 号、第 1602.42 号又は第 1602.49 号の豚の肉又はくず肉のその他の調製品に含まれる。

0210.20 1. 関税率表第 0210.20 号に分類される牛肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）の範囲について

関税率表第 0210.20 号に分類される牛肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）は、次の（1）～（3）に該当するものとする。

（1）塩蔵、塩水漬けのもの

肉の中心部分の塩の含有量（重量比）が 5% 以上のもの

（2）乾燥のもの

肉の中心部分の水分が 30% 以下のもの

（3）くん製のもの

① 十分なくん煙臭があり、かつ、牛肉塊の表面にくん製された形跡がはっきり確認できるもの

② くん製牛肉かどうかの識別が困難なものについては、次の両基準を満たすもののみをくん製牛肉とする。

イ 牛肉塊の表面から 1 センチメートル以上内部で 2 センチメートル以内の部分における総フェノール濃度が 1 ppm 以上検出され、かつ、牛肉塊の表面から 1 センチメートル以内の表面近傍部分においても、牛肉塊の表面から 1 センチメートル以上内部で 2 センチメートル以内の部分で検出された総フェノール濃度を上回ること。

ロ 牛肉塊の中心部は、63 度以上の温度で、30 分以上加熱されたものであること。

03.01 項 1. 養魚用の稚魚

繁殖用又は成育しこれを食用に供する等の目的で輸入される稚魚を分類する。これらは、河川等に放流されるものであってもこの項に含まれる。

0301.92 1. 養魚用のうなぎの稚魚

うなぎは南方海域で産卵するといわれ、卵からかえったばかりの透明な幼体を「レプトケファラス」といい、これが海流により河口等に到着するころのものを「シラス」という。

上記「シラス」がえび、魚、貝等を食べて成長したものを「クロコ」といい、もう一段階成長したものを「ビリ」という。

これらが川や沼で、自然に成長したものが天然ものである。一方、これらを捕獲し養殖池に移し魚貝肉、配合飼料等を与えて育てたものが養殖ものである。通常 120～150 グラム程度に成長した段階で取り上げ、食用に供される（参考 I 及び II を参照）。

輸入されるうなぎについて、「養魚用の稚魚」とは、我が国のうなぎ養殖業界において一般にシラス、クロコ又はビリと称される種苗用うなぎに相当する成長段階のうなぎで、一尾の体重が 13 グラム以下のものとする。

なお、この基準の適用に際しては、便宜 1 キログラムにつき 77 尾以上のものを養魚用の稚魚として取り扱って差支えない。ただし、この場合各尾の大きさがおおむね等しいことが必要である。

(参考Ⅰ)

「天然うなぎ」の大きさによる業界の分類別

名 称	重量 (g)	体長 (cm)	特 長
(レプトケラファス) シラス	0.13~0.2	5.5~6	(後期稚魚) 体色素が出現せず透明である。
クロコ	0.2~0.5	5.5~7	(幼魚) シラスより大きさが時には少し縮む。
ビリ	0.5~13	7~17	17cm でうろこが発達する。 胴部分の太さは鉛筆程度である。
中	13~14	17~26	メソ、ニューメンとも呼ぶ。
上中	40~75		38g~56g 程度のメソより大きめのものをサジと呼ぶ。
アラ下	75~110		
並アラ	110~150		
上アラ	150~300		

(参考Ⅱ)

「養殖うなぎ」の標準的な呼称と大きさ

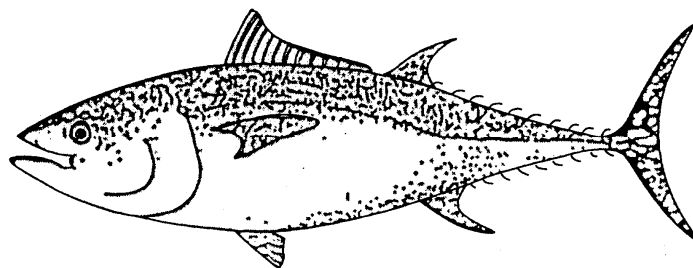
名 称	重量 (g)	体長 (cm)	特 長
シラス	0.13~0.20	5~7	天然産シラスうなぎ
クロコ	0.3~0.5	6~9	開河3月以降
養ビリ	0.8~13.0	10~24	シラスを飼育したもの
養中	15~40	25~34	養太を生産する原料
選り下	70~100	35~39	成品を選別した残り
養太	~200	40~48	成品 (食用)
中ボク	~250	~55	輸出用
ボク	250~		輸出用

0301. 94、0302. 35、0303. 45 1. くろまぐろ (トウヌス・ティヌス及びトウヌス・オリエンタリス)

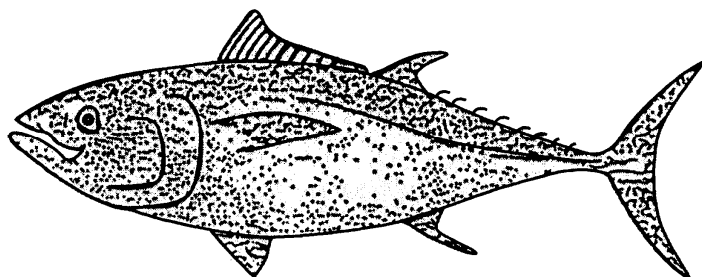
「くろまぐろ (*Thunnus thynnus* (英名 Atlantic Bluefin tuna)、*Thunnus orientalis* (英名 Pacific Bluefin tuna))」とは、北太平洋及び北大西洋の温暖域に広く分布し、体長は 2.5 メートル程度、体の背部は濃青黒色、腹部は灰色である。

なお、「みなみまぐろ (*Thunnus maccoyii*、英名 Southern Bluefin tuna)」は、「くろまぐろ」に似ているが第 0301. 95 号、第 0302. 36 号又は第 0303. 46 号に分類されるまぐろである。「みなみまぐろ」の特徴としては、赤道より南に生息すること (ジャワ島、オーストラリア東海域、南海域、中部・東部太平洋の南半球に広く分布)、体の背部は晴青色、腹部は銀白色、尾部の隆起が黄色であること、及び体長が 1.8 メートル前後と「くろまぐろ」より小振りであることが挙げられる。

[くろまぐろ]



[みなみまぐろ]



0301.99 1. にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属のもの、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

魚の呼び名は、地方により、または魚の成長の時期により異なるものが多いので、この細分に分類される主要な魚は次表に標準名に属名を付して範囲を明らかにした。したがって、呼び名が異なっても付記された属に該当するものは、この細分に分類する。

属名	主要魚種		
	標準和名	学名	英名
genus <i>Clupea</i>	にしん	<i>C. pallasii</i> <i>C. harengus</i>	Pacific herring Atlantic herring
genus <i>Gadus</i>	たら（まだら）	<i>G. macrocephalus</i>	Cod
genus <i>Theragra</i>	すけそうだら	<i>T. chalcogramma</i>	Alaska pollack
genus <i>Merluccius</i>	メルルーサ	<i>M. merluccius</i> <i>M. capensis</i> <i>M. bilinearis</i> <i>M. productus</i>	Europe hake Cape hake Silver hake Pacific hake
genus <i>Seriola</i>	ぶり ひらまさ（ひらす） かんばち	<i>S. quinqueradiata</i> <i>S. lalandi</i> (<i>S. aureovittata</i>) <i>S. dumerili</i> (<i>S. purpurascens</i>)	Yellow tails
genus <i>Scomber</i>	まさば（ひらさば） ごまさば（まるさば）	<i>S. japonicus</i> <i>S. tapeinocephalus</i>	Mackerels
genus <i>Etrumeus</i>	うるめいわし	<i>E. teres</i>	Round herring
genus <i>Sardinops</i>	まいわし	<i>E. melanosticta</i>	Sardine (Pilchard)
genus <i>Engraulis</i>	かたくちいわし	<i>E. japonica</i> <i>E. encrasicolus</i> <i>E. mordax</i> <i>E. australis</i>	Anchovy
genus <i>Trachurus</i>	まあじ	<i>T. japonicus</i>	Jack mackerel (Horse mackerel)
genus <i>Decapterus</i>	むろあじ まるあじ おあかむろ もろ（むろ） くさやもろ	<i>D. muroadsi</i> <i>D. maruadsi</i> <i>D. russellii</i> <i>D. lajang</i> <i>D. macrosuma</i>	Scads
genus <i>Cololabis</i>	さんま	<i>C. saira</i>	Saury

0301.99 2. ぶり（セリオーラ属のもの）

ぶり（セリオーラ属のもの）の養魚用の稚魚とは、全長 15 センチメートル以下のものをいう。

なお、ぶり（セリオーラ属のもの）のうち、かんぱちの養魚用の稚魚には、上記の他に、平成 24 年 5 月 8 日付 水漁第 248 号「活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について」に基づき発給された養殖用途の確認書（活のかんぱち稚魚の養殖用の確認について）が輸入申告時に税関へ提出されるものも含む（この場合、3 月 1 日から 7 月 31 日までの間に輸入申告が行われるものに限る。）。

(参考)

その他の各種の養魚用の稚魚の取扱いは、次のとおりである。

魚 種	稚魚の基準（全長：頭の前端から尾びれの後端までの長さ）
すずき	全長 15 センチメートル以下
めばる	全長 10 センチメートル以下
く え	全長 15 センチメートル以下
ほうせきはた	全長 10 センチメートル以下
とらふぐ	全長 10 センチメートル以下
しまあじ	全長 15 センチメートル以下
いしだい	全長 10 センチメートル以下
くろだい	全長 10 センチメートル以下
ひらめ	全長 10 センチメートル以下
まだい	全長 10 センチメートル以下

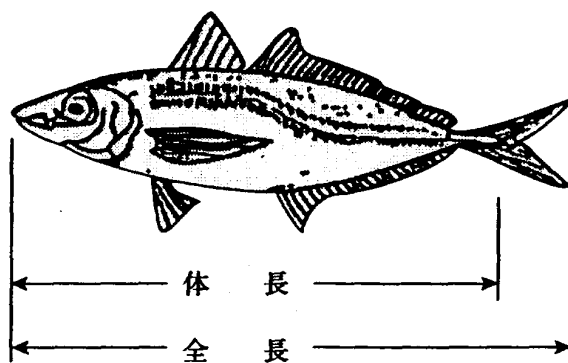
0301.99 3. マアジの養魚用稚魚の取扱いについて

輸入されるまあじ（真鯨）について、「養魚用の稚魚」とは、全長が 70 ミリメートル程度以下のものとする。なお、この基準の適用に際しては、便宜 1 キログラムにつき 150 匹以上のもの（1 匹当たり約 6.7 グラム）を養魚用の稚魚として取り扱って差し支えない。

（参考）

体長とは、口の先端（頭の前端）から脊柱後端までの長さをいう。――標準体長

全長とは、口の先端（頭の前端）から尾ひれの後端までの長さをいう。

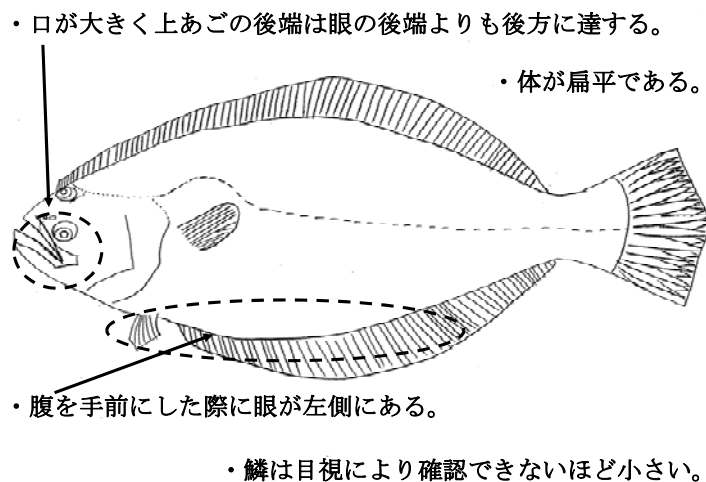


0301.99 4. ひらめ（パラリクティス属のもの）

この細分には、日本周辺の太平洋西部及び南北アメリカ大陸の沿岸域に分布するかれい目かれい亜目ひらめ科ひらめ属（パラリクティス属）のものを分類する。

主要種である「ひらめ（学名 *Paralichthys olivaceus*、英名 Japanese flounder、あるいは Bastard halibut、Olive flounder など）」は千島列島以南から南シナ海に分布する魚であり、体は扁平で、腹を手前にした際に眼が左側にある。さらに、口が大きく上あごの後端は眼の後端よりも後方に達し、鱗は目視により確認できないほど小さい。

なお、主なひらめ属（パラリクティス属）の魚は次表のとおりである。



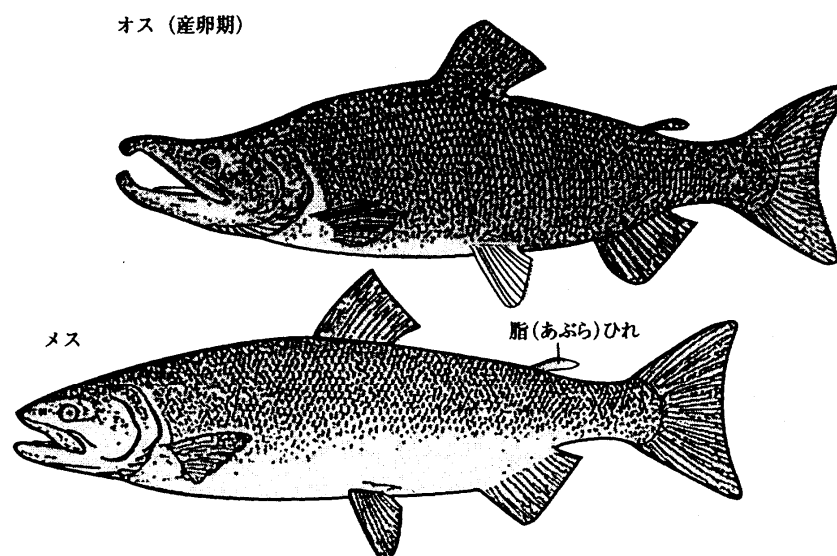
学名	英名	邦名	主な生息地
<i>P. adspersus</i>	Fine flounder		東部太平洋沿岸 (エクアドル、チリ)
<i>P. aestuarius</i>	Cortez flounder		中東部太平洋沿岸 (米国、メキシコ)
<i>P. albigutta</i>	Gulf flounder		西部大西洋沿岸 (米国、メキシコ、コロンビア)
<i>P. brasiliensis</i>	Brazilian flounder		南西部大西洋沿岸 (ブラジル)
<i>P. californicus</i>	California flounder		東部太平洋沿岸 (米国、メキシコ)
<i>P. coeruleosticta</i>			南東部太平洋沿岸 (チリ)
<i>P. delfini</i>			南東部太平洋沿岸 (チリ)
<i>P. dentatus</i>	Summer flounder	ナツビラメ	北西部大西洋沿岸 (米国)
<i>P. fernandezianus</i>			南東部太平洋沿岸 (チリ)
<i>P. hilgendorffii</i>			南東部太平洋沿岸 (チリ)
<i>P. isosceles</i>		ブラジルビラメ	南西部大西洋沿岸 (ブラジル、アルゼンチン)
<i>P. lethostigma</i>	Southern flounder		西部大西洋沿岸 (米国)
<i>P. microps</i>			南東部太平洋沿岸 (チリ)
<i>P. olivaceus</i>	Japanese flounder Bastard halibut Olive flounder	ヒラメ	西部太平洋沿岸 (日本、韓国、中国)
<i>P. orbignyianus</i>			南西部大西洋沿岸 (アルゼンチン、ブラジル)
<i>P. patagonicus</i>	Patagonian flounder		南東部太平洋沿岸 (チリ)、南西部大西洋沿岸 (ブラジル、アルゼンチン)
<i>P. schmitti</i>			南東部太平洋沿岸 (チリ)
<i>P. squamilentus</i>	Broad flounder		西部大西洋沿岸 (米国、メキシコ)
<i>P. triocellatus</i>			南西部大西洋沿岸 (ブラジル、ウルグアイ)
<i>P. tropicus</i>	Tropical flounder	ゴイシビラメ	中西部大西洋沿岸 (コロンビア、ベネズエラ、トリニダードトバゴ)
<i>P. woolmani</i>	Speckled flounder		東部太平洋沿岸 (エクアドル、メキシコ、ペルー)

03.02 項～03.04 項 1. キングクリップ (King clip) として分類する魚種の範囲について

関税率表第 0302.89 号、第 0303.89 号、第 0304.59 号又は第 0304.99 号に分類されることとなるキングクリップ (King clip) の範囲については、Ophidiidae 科、*Genypterus* 属の魚で、魚種名が *Genypterus*—と称される魚種をキングクリップとして取り扱うこととする。

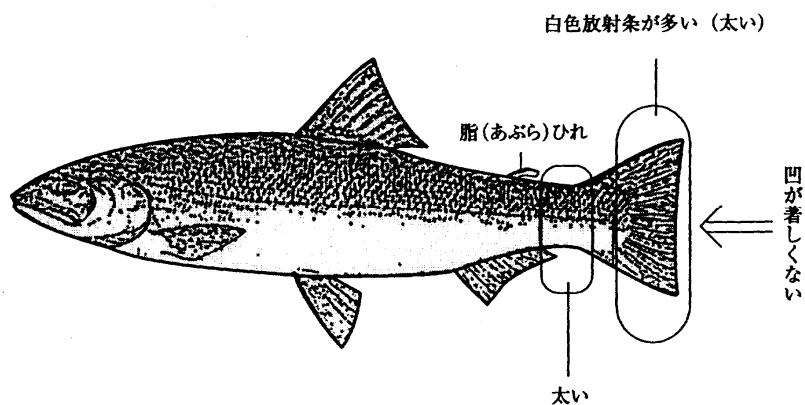
0302.13、0303.11 1. ベにぎけ (オンコルヒュンクス・ネルカ)

「ベにぎけ (オンコルヒュンクス・ネルカ、英名 Red Salmon, Sockeye Salmon)」とは、北海道、千島、カムチャッカ半島、アラスカ、北米西海岸の北太平洋に分布するサケ属、サケ科の魚で、体長は 80 センチメートルから 90 センチメートル程度、体の背部と各ひれは青黒色、腹部は銀白色 (産卵期のオスは赤色に変色) である。「ベにぎけ」は、他のさけと異なり肉に特有の赤みがある。



0302.13、0303.12 1. ぎんざけ (オンコルヒュンクス・キストク)

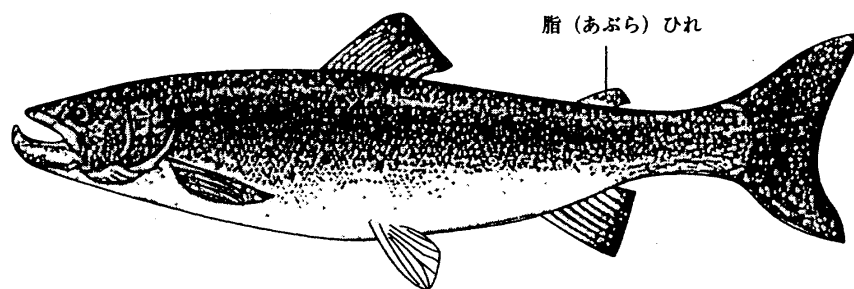
「ぎんざけ (オンコルヒュンクス・キストク、英名 Silver Salmon, Coho Salmon)」とは、北海道、沿海州からカリフォルニアに至る北洋に分布するサケ属、サケ科の魚で、体長は85センチメートル程度、尾びれ後縁は截(せつ)形、体色は背面が青緑色、腹面は銀白色、尾びれ上部に小黑点がある。



0302.14、0303.13 1. 大西洋さけ (サルモ・サラル)

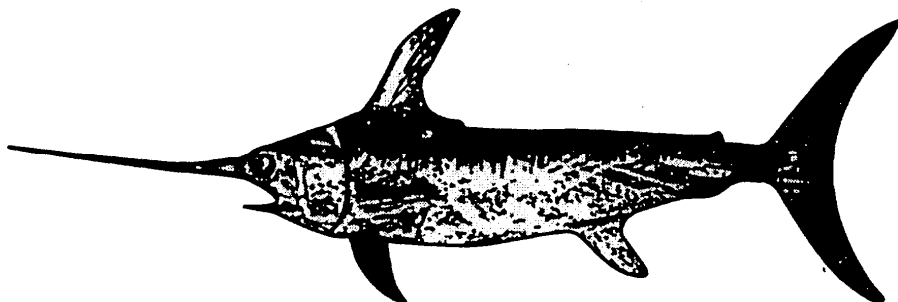
「大西洋さけ (サルモ・サラル、英名 Atlantic Salmon)」とは、西・北大西洋に分布するニジマス属、サケ科の魚で、体長は90センチメートルから130センチメートル程度、体の背部は青黒色、体の表面の広範囲に大きな黒色の斑点が存在する。

(注) 太平洋さけは、「にじます」のように体の表面の広範囲に大きな黒色の斑点が存在しない。



0302. 47、0303. 57 1. めかじき

「めかじき (学名 *Xiphias gladius*、英名 Swordfish)」とは、スズキ目、サバ亜目、メカジキ科に含まれる魚のことで、全世界の温帯、熱帯海域に広く分布するものであり、体長は 4.5 メートル程度で、扁平で著しく長い吻、大きな各側 1 条の尾部隆起縁によりスズキ目、サバ亜目、真カジキ科魚類と区別される。



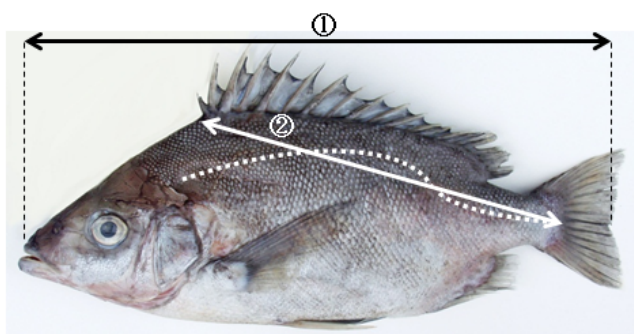
0303.89 1. くさかりつぼだい

この細分には、スズキ目、カワビシヤ科、クサカリツボダイ属の学名 *Pseudopentaceros wheeleri*、英名 North Pacific armorhead のものを分類する。この種は北半球の太平洋に分布する。同属で南半球の大西洋、インド洋及び太平洋に分布する種（学名 *Pseudopentaceros richardsoni*、英名 Southern boarfish 又は Pelagic armourhead）に対して、次の（1）及び（2）の特徴により区別される。

（1）魚体の長さ

上顎の先端から尾びれの中央部のくぼみの外縁まで（図1①）の長さが450ミリメートル以下であり、かつ背びれの基底部の前端から尾びれ基部の中央まで（図1②）の長さが280ミリメートル以下であること。

（図1）



（2）側線

側線（図1点線部）の感覚管の向きが側線の進行方向と同じ（図2①）であること。（一部の感覚管が側線の進行方向よりも上に分枝しているもの（図2②に該当）は、*Pseudopentaceros richardsoni*。）

（図2）



0304.99 1. いとより（すり身のものに限る。）

この細分には、すり身のもので、
イトヨリダイ科 (Nemipteridae) イトヨリダイ属 (Nemipterus)
のものを分類する。

主なものは、次表のとおりである。

(1) 種名 (latin name)	(2) 邦名 (Japanese common name)	(3) 外国名 (Foreign name)	(4) 特記事項
(1) <i>Nemipterus delagoae</i> Smith	(2) イトヨリ種	(3) Delagoa theadfinbream (US, Ca), Butterfly-bream (Aus, NZ)	(4) 東南亜、インド洋産
(1) <i>Nemipterus virgatus</i> (Houttuyn)	(2) イトヨリ、イトヨリダイ	(3) Golden threadfin-bream (US, Ca), Butterfly-bream (Aus, NZ)	(4) 日本近海、東南亜、インド洋産
(1) <i>Nemipterus bathybius</i> Snyder	(2) ソコイトヨリ、キイトヨリ	(3) Yellowbelly threadfin-bream (US, Ca), Butterfly-bream (Aus, NZ)	(4) 日本近海、東南亜、インド洋産
(1) <i>Nemipterus hexodon</i> (Quoy & Gaimard)	(2) イトヨリ種	(3) Ornate threadfin-bream (US, Ca), Ocellated butterfly-bream (Aus, NZ), Sixtooth threadfin (Thai)	(4) 東南亜、インド洋、南太平洋産
(1) <i>Nemipterus furcosus</i> (Valenciennes)	(2) イトヨリ種	(3) Red-spot threadfin, Butterfly-bream (Thai)	(4) 東南亜、インド洋産
(1) <i>Nemipterus japonicus</i> (Bloch)	(2) イトヨリ種	(3) Japanese threadfin-bream (US, Ca, Thai), Butterfly-bream (Aus, NZ)	(4) 東南亜、インド洋、太平洋産

03.05 項 1. たちうお (Frozen salted belt fish)

本品は施塩後冷凍されたたちうおで、頭、内臓、尾及びひれが除去され、二ないし三つ切りにされたものである。

輸入者の説明によると、採捕した漁船内で腐敗及び変質を防ぐために撒塩したもので、これをそのまま基地の冷凍工場で凍結させたものと思われるとのことである。

本品の資料3例について分析を行なったところ、塩分浸透度はそれぞれ3.0%、3.8%及び6.1%である。なお、同一本船で輸入された施塩されていないものの参考分析の結果は、塩分0.2%~0.3%である。

本品は最小塩分浸透度が3%以上であるので塩蔵魚として第03.05項に分類する。

0305. 54 又は 0305. 59 1. いりこ、めざし等

魚類の乾燥品製造には、直接火力によって乾燥させるもの、あるいは前処理として熱湯で短時間煮沸し、又は塩水漬けした後乾燥させるものがあるが、これらの処理は一部には風味との関連もあるが、主として乾燥の前処理と認められるものであるから、乾燥魚類として第 0305. 54 号又は第 0305. 59 号に分類する。ただし、更にみりん漬け等の調味処理をしたものは調製品として分類する。

0306. 14、0306. 33 又は 0306. 93 1. たらばがに、ずわいがに、がざみ、けがに及びもくずがに

これらの細分には、それぞれ次のものを分類する。

たらばがに： *Paralithodes* 属のもの

ずわいがに： *Chionoecetes* 属のもの

がざみ： *Portunus* 属のもの

けがに： *Erimacrus* 属のもの

もくずがに： *Eriocheir* 属のもの

なお、主なものは次表のとおりである。

品目名	主要種名			
	学名	和名	英名等	主な産地
(タラバガニ科) たらばがに [King crabs]	<i>P. camtschaticus</i>	タラバガニ	King crab, Alaska King	北太平洋 (米国、 カナダ、ロシア 等)
	<i>P. brevipes</i>	ハナサキガニ	King crab Hanasaki crab	北太平洋 日本近海
	<i>P. plathpus</i>	アブラガニ	King crab Abura crab	北太平洋
(クモガニ科) ずわいがに [Snow crabs]	<i>C. opilio</i>	ズワイガニ、エ チゼンガニ、マ ツバガニ、オビ リオ	Snow crab, Tanner crab	北太平洋、北日 本沿岸
	<i>C. bairdii</i>	アメリカズワ イガニ、バル ダイ	Snow crab	米国、カナダ
	<i>(C. tanneri)</i>		Tanner crab	
	<i>(C. angulotus)</i>			
	<i>(C. phalanguim)</i>			
	<i>C. japonicus</i>	ベニズワイガニ	Red snow crab, Red tanner crab	日本近海

<p>(ワタリガニ科) がざみ [Swimming crabs]</p>	<p><i>P. trituberculatus</i> <i>P. pelagicus</i> <i>P. sanguinolentus</i> <i>P. holsatus</i> { (<i>P. depurator</i>) (<i>P. corrugatus</i>) <i>P. gracilimanus</i> <i>P. hastatoides</i> <i>P. gladiator</i></p>	<p>ガザミ、ワタリ ガニ タイワンガニ ジャノメガザミ ヒメガザミ イボガザミ</p>	<p>Blue swimming crab Sand crab Red-spotted swimming crab Swimming crab, Cangrejo, Cambaro mazargano Swimming crab</p>	<p>日本近海、中国、 台湾 太平洋、インド 洋、紅海 太平洋、インド 洋、紅海 ヨーロッパ 東南アジア 太平洋、インド 洋 太平洋、インド 洋</p>
<p>(クリガニ科) けがに [Horeshair crabs]</p>	<p><i>E. isembeckii</i></p>	<p>ケガニ、 オオクリガニ</p>	<p>Horehair crab, Korean crab, Kegani-crab Rock-crab, Eliza-crab</p>	<p>北太平洋、日本 近海</p>
<p>(イワガニ科) もくずがに [Chinese mitten crabs]</p>	<p><i>E. sinensis</i> <i>E. hepuensis</i> <i>E. japoonica</i></p>	<p>チュウゴクモク ズガニ、シナモ クズガニ、シャ ンハイモクズガ ニ モクズガニ</p>	<p>Chinese mitten crab, Chinese freshwater edible crab Japanese mitten crab</p>	<p>中国、朝鮮半島 朝鮮半島、日本、 台湾、ロシア</p>

参考：もくずがにの特徴

甲羅の形が概ね六角形で、鉗脚に毛を有する（写真参照）。

チュウゴクモクズガニ (*E. sinensis*)



モクズガニ (*E. japonica*)



0306.36 1. 養殖用又は放流用のもの（クルマエビ属のものに限る。）

輸入統計品目表第 0306.36 号における「養殖用又は放流用のもの（クルマエビ属のものに限る。）」（統計細分 110）には、クルマエビ属のもの（学名 *Penaeus* spp.）が分類される。水産資源保護法で輸入規制の対象とされているものであり、輸入申告に際しては、同法第 13 条の 2 第 4 項に規定する、農林水産大臣の交付する輸入許可証の提出を必要とする。

03.07 項 1. もんごういかの取扱いについて

もんごういかとは、コウイカ科のいかのうちヨーロッパコウイカ、トラフコウイカ、カミナリイカ、コブシメ及びオーストラリアコウイカをいう。

0307.43 又は 0307.49 1. あかいか

「あかいか（学名 *Ommastrephes bartramii*、英名 Neon Flying Squid）」とは、ツツイカ目、アカイカ科、アカイカ属のもので、体色は背側が濃い黒紫色、腹側が赤褐色という特色があり、「むらさきいか」とも呼ばれる。胴長は 40 センチメートルから 60 センチメートル程度で、北部太平洋に分布する。

同じツツイカ目、アカイカ科のいかのうち、日本周辺からオホーツク海及び東シナ海に分布する「するめいか（学名 *Todarodes pacificus*、英名 Japanese Flying Squid）」は、胴長は最大でも 30 センチメートル程度、体色は腹側が白色であり、あかいかと区別される。また、東部太平洋に分布する「アメリカおおあかいか（学名 *Dosidicus gigas*、英名 Jumbo Flying Squid）」は胴長が 100 センチメートルになる大型のものである点で、あかいかと区別される。

0307.71～0307.79 1. あさり

この細分には、
マルスダレガイ科 (Veneridae) のもののうち、Ruditapes、Venerupis、Tapes 属のものを分類する。

主なものは、次表のとおりである。

学名	旧学名	和名
Ruditapes philippinarum	Tapes japonica (T. philippinarum)	アサリ
R. variegatus	T. variegata	ヒメアサリ
R. decussata	T. decussates	ヨーロッパアサリ
Venerupis aurea	T. aureus	ニヨリヨーロッパアサリ
Tapes literatus	T. literata	リュウキュウアサリ

なお、属名の確認が現品で困難なときは、インボイス等の添付書類に記載された品名によって差支えない。

0307.91～0307.99 1. しじみ

この細分には、

シジミ科 (Cyrenidae) コルビキュラ属 (Corbicula)
のものを分類する。

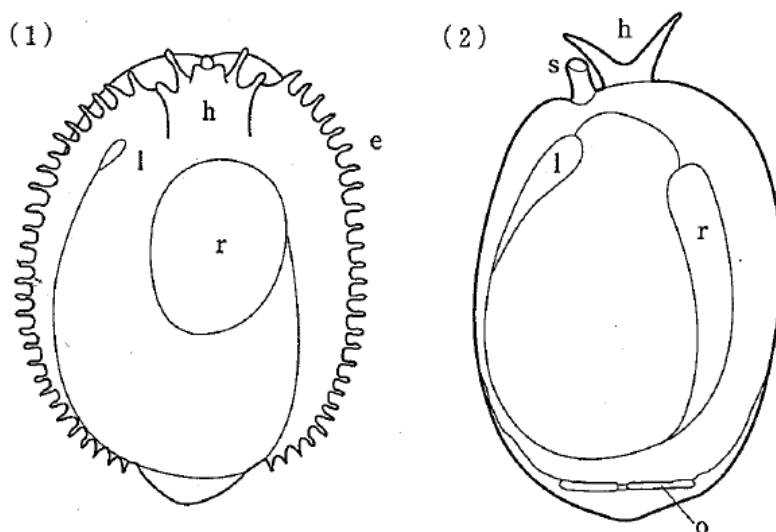
なお、属名の確認が現品で困難なときは、インボイス等の添付書類に記載された品名によって差支えない。

0307.91 1. 「FROZEN ABALONE」又は「FROZEN CHILIAN ABALONE」等と称して我が国に輸入されるチリアワビ（チリ名 LOCO、和名あわびもどき）の分類について

チリ及びペルーの周辺海域において捕獲される「チリアワビ」はアクキガイ科に属し、ミミガイ科に属する「あわび」（関税率表第 0307.81 号、第 0307.83 号又は第 0307.87 号）とは別種のものであり、生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したものにあっては同表第 0307.91 号（統計細分 099）に分類される物品である。

（参考）

（1）「あわび」と「チリアワビ」の生物学的分類



殻、鰓、内臓を取り除いたあわび（1）及びチリアワビ（2）の背面図

e 上足突起 h 頭 i 左殻筋 o 蓋の付着した跡

（2）「あわび」には、上足突起があり、あしのまわりがギザギザになっているが「チリアワビ」はなめらかである。

（3）「チリアワビ」には通常巻貝にある小さな蓋があり、むき身になっても蓋の付いた跡が認められるが「あわび」にはない。

（4）チリ及びペルーの周辺海域にはミミガイ科の「あわび」は棲息しない。

4 類 1. 関税率表第 4 類注 3 (c) に規定する「成型が可能なもの」の範囲について

「成型が可能なもの」とは、型に詰めた後その型枠を取り外しても原形を留めているものをいう。したがって、通常のナチュラルチーズ（例えば、ゴーダチーズ、チェダーチーズ）程度の硬さを有するものは、「成型が可能なもの」に含める。

4 類 2. 関税率表第 4 類における滅菌したもの、冷凍したもの及び保存に適する処理をしたものの意義について

滅菌したものとは、ミルク及びクリームに付着するあらゆる微生物を殺滅し無菌状態のまま提示されるもので、冷蔵及び冷凍することなく保存を可能にしたものをいう。

冷凍したものとは、物品を当該物品の凍結点以下に冷却し、全体にわたって凍結させることをいう。

保存に適する処理をしたものとは、ミルク及びクリームに付着する菌数を目的に応じて問題のない範囲にまで減少させる処置、いわゆる殺菌（加熱・紫外線等）したもの（大腸菌群は陰性で、乳酸菌又は酵母以外の細菌数が標準平板培養法において 1 ml 当たり 10 万以下）、殺菌後に乳酸菌あるいは酵母又は両者を加え発酵（発酵により、一般細菌の増殖や耐熱菌の活動を抑制する効果が得られる。）させたもの、又は、気密容器詰（缶詰、びん詰、つぼ詰、チューブ入り及び袋詰）によりその増殖を抑え保存を可能としたものをいう。

4 類又は 19 類 1. 関税率表第 4 類及び第 19 類における「加圧容器入りにしたホイップドクリーム」の分類について

「加圧容器」とは、加圧しても大気と完全に遮断できる金属性容器にガスを封入したものをいう。

「ホイップドクリーム」とは、空気又はガスが混入され、微細な気泡が泡立ったまま安定を保つクリームをいう。

「加圧容器入りにしたホイップドクリーム」とは、上に定義した容器にクリームが封入された製品で、ノズルを押すこと等により内容物が気圧の差により噴出し空気又はガスと混合され、微細な気泡が泡立ったまま安定を保ったクリームとなるものをいう。内容物は、乳脂肪分が含水状態で重量比 50% 以下とする。

04.02 項 1. 脂肪の高い脱脂粉乳の取扱い

品名：Spry Processed Milk Powder “Anchor Brand” (stockfeed compound not for human consumption)

原産地：New Zealand

成分：Milk Fat 4.5%～7%

Moisture 3.5%～5%

税関の分析結果：

Lactose 41%

Fat 9.2%

Protein 33.8%

Moisture 3.6%

Ash 5.2%

本品は、やや黄色味を帯びた粉乳で輸入者の説明によれば、生産開始直後の製品や、製造過程においてバター、クリーム分離が不良のもので、脂肪含有量は4.5から7%までに及ぶものである。

New Zealand においては、従来この種の脂肪分の高い飼料用脱脂粉乳は、脂肪分の低いものとブレンドし、脂肪分1.5%前後に調製して輸出していたが、脂肪分の高いものは、飼料用として使用した場合の飼育成績が極めて優れていることから、配合飼料原料用として継続的に取引されるようになったものである。また、脂肪分は純粋の乳脂で、牛脂や、植物性油脂の添加はないとのことである。

本品の税表分類については、食用、飼料用ともに部分脱脂した粉乳にほかならないので第0402.21号-1又は第0402.29号-1に分類される。飼料用の関税定率法第13条第1項の適用については一般に脱脂粉乳の脂肪分は1.5%以内であるが製造方法、製造機械の能力等の点も考慮して、脂肪分が5%以下のものについて脱脂粉乳として取り扱うこととする。

04.02 項 2. 第 04.02 項「ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）」の分類解釈について

1. 他の物品を加えた場合の基準

次の物品を加えたものは、それぞれに示す割合以内とする。なお、当該割合以外のものは、主として第 19 類に分類する。但し、砂糖、ミルクパウダー及びデキストリン（DE 値 10 以下）からなるもの（この他の物品が加えられているかないかを問わない。）で、砂糖が全重量の 50% を超え、デキストリン（DE 値 10 以下）が全重量の 2% 以上のものについては、本規定にかかわらず第 21.06 項に分類する。

- (1) 関税率表解説第 4 類で許容された安定剤、酸化防止剤等の食品添加物の含有量が 5% 以下のもの
- (2) カラメル着色料の含有量が 0.3% 未満のもの（注 1）
- (3) バニラフレーバーの含有量が 0.1% 未満のもの（バニラ臭が官能できないもの。）（注 2）
- (4) ココナッツ脂等植物油の含有量が 2% 未満のもの
- (5) デキストリン（DE 値 10 以下）の含有量が 5% 未満のもの（ブドウ糖と共に加えた場合は、甘味料として取り扱う。）
- (6) コーヒーエキスの含有量が 2% 未満のもの

2. 砂糖その他の甘味料の範囲

砂糖その他の甘味料には、関税率表第 17 類に分類される「砂糖及びその他の糖類」の他、人工甘味料（ソルビトール、エリスリトール、アスパルテーム等）及びブドウ糖とデキストリンの混合物で DE 値が 10% を超えるものを含む。

- (注) 1. 「カラメル着色料」とは、砂糖又はブドウ糖を平釜による常圧法又はオートクレーブによる加圧法で、単にあるいは触媒を加えて加熱して得た粘ちような黒色液体、又はそれを粉末にしたものをいい、プリンソース等に用いるカラメルソースと称するものは含まない。
2. 「バニラフレーバー」とは、食品工業において一般に用いられている天然香料（バニラチンキ又はバニラオレオレジン）と合成香料（バニリンとエチルバニリン）を混合した香料ベースを天然ガムで乳化し、噴霧乾燥した粉末香料等の香料製剤をいう。

04.04 項 1. 乳糖の含有量及びホエイたんぱく質含有量を測定する場合の乾燥方法について

乾燥温度	99℃±1℃における常圧乾燥（送風なし）
乾燥時間	5時間
その他	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令別表二（七）（1）2 b（乳製品の乳固形分の定量法）の規定に準じる。

04.06 項 1. ナチュラルチーズの取扱いについて

ナチュラルチーズ（下記のナチュラルチーズの定義参照）として輸入申告されたもののうち、銘柄、性状等により、ナチュラルチーズであるかプロセスチーズであるかが判然としないものの取扱いは、下記（1）及び（2）による。

但し、当該性状等が他の項に該当するものを除く。

（1）証明書等が提出された場合

下記の場合について、原則としてナチュラルチーズと認定して差し支えない。

- ① チーズの包装の説明文等に、本品がナチュラルチーズである旨の表示があり、かつ、その記載について外国政府機関が証明しているもの。
- ② 現品がナチュラルチーズであることを証明した外国政府機関（注 1）発行に係る証明書が提出されたもの。

（2）証明書が提出されない場合

保留分析を行い、その結果により決定する。

（注 1）証明書の発行機関としての「政府機関」は、政府機関により公認された酪農関係非営利団体を含む。

ナチュラルチーズの定義

- （1）乳、バターミルク（バターを製造する際に生じた脂肪粒以外の部分をいう）もしくはクリームを乳酸菌で発酵させ、または乳、バターミルクもしくはクリームに酵素を加えて、たんぱく質が凝固した凝乳から乳清を除去し、固形状にしたものまたはこれらを熟成したもの。
- （2）（1）に掲げるもののほか、乳、バターミルクまたはクリームを原料として、たんぱく質の凝固作用を含む製造技術を用いて製造したものであって、同号に掲げるものと同様の化学的、物理的および官能的特性を有するもの

（注 2）この定義は、CODEX Alimentarius Committee の定義に準拠したものである。

04.06 項 2. ホエイチーズの取扱いについて

関税率表第 04.06 項に分類されるホエイチーズについては、同表第 4 類注 3 の規定に従うこととされている。従って、ホエイチーズは、ホエイを濃縮又は乾燥し、ミルク又は乳脂肪を加えて得られるものであり、ホエイに由来する成分が主体（添加したミルク又は乳脂肪に由来する成分が 50%未満）で、同注 3（a）、（b）及び（c）の条件を満たすものである。なお、乳脂肪含有量が比較的高い物品については、同注 3（c）で定める成型の可否の判断が温度条件により異なることから、その具体的取扱いを下記のとおり定めたので了知ありたい。

記

関税率表第 4 類注 3（c）の規定中「成型が可能なもの」とは、採取した試料を温度 25 度に放置した場合、型くずれ及び油の溶出が認められず、かつ、ナイフ等の鋭利な刃物でカットできるものをいう。

04.08 項 1. 殻付きでない鳥卵の水煮缶詰の正味数量について

鳥卵をゆで卵（ロングエッグを含む。）に加工し、殻を除去した当該ゆで卵（関税率表番号第 0408.99 号に属するものに限る。）の形くずれを防止するため、間隙に水又は塩水若しくは砂糖水（薄いもの）を注入した缶詰（瓶詰めを含む。）に従量税率を適用する場合において、正味の数量とは固形分のみの重量をいう。

04.09 項 1. 天然はちみつ

(1) 天然はちみつとは、しよ糖分の含有量が全重量の5%以下、果糖の含有量が全重量の30%以上のものであって、かつ、全糖分中に占める果糖の割合が50%以上のものをいう。

輸入申告に際し、輸出国の公的機関の発行する成分分析表が提出された場合、上記成分の確認については、同分析表の値を認めて差し支えないこととする。

なお、輸出者又は輸出国のメーカーが分析したものを商工会議所等の公的機関が証明した場合においても同様に取り扱うこととする。

(2) 上記以外のものであっても、輸出国の公的機関の発行する「品質証明書」(原産地及び蜜源花の種類が明記されているもの)が提出されており、かつ、当該品の性状、分析結果等を総合的に勘案して関税率表第0409.00号の天然はちみつと認められるものは、天然はちみつとして取り扱うこととする。

04.09 項 2. ニュージーランド原産の天然はちみつの取扱いについて

ニュージーランド原産のはちみつについては、輸入申告等の際にニュージーランド第一次産業省 (New Zealand Ministry for Primary Industries) 発行の証明書 (Certificate for Bee Products Exported to Japan) の提出があったものに限りに、関税率表第04.09項に該当する天然はちみつとして取り扱う。

04.10 項 1. いなご

乾燥のもの。ただし、水煮したもの、水煮して乾燥したもの及び調製したものは第21.06項に属する。

0511.99 1 . 食用として消費される腱

一般に冷凍又は冷蔵された腱（注）で、食用に消費されるものである。
これらの代表的なものは、一般に次表に示す商品名で流通している。

日本名	米国名	豪州名
アキレス	Achilles' Tendon	Four Foot Sinew
フックテンドン	Hook Tendon	Conical Sinew
おおすじ、おにすじ、けんびき	Back Strip	Back Strip
横隔膜腱部、筋	Diaphragm Membrane	Skirt Tendon

（注）

腱（Tendon）とは、筋肉と骨又は筋肉とを結合する結合組織であり、一般に紡錘状筋の起始部と停止部を構成するものである。

一般に、アキレス腱のように太い腱については、Tendon と、その他全身にある細い腱及び腱膜（解剖学上は、Tendonious Membrane という。）については、Sinew という用語が使用されている。

第 0511.99 号 - 1 の腱には、食用として消費される腱を含む。

0703.90 1. ねぎの分類について

ねぎ属のねぎ(0703.90号-010)に分類されるものとその他のもの(0703.90号-090)に分類される種類は下表に掲げるものである。

税 番	種 類	英名(例)	学 名
0703.90 - 010	ねぎ	Welsh onion	<i>Allium fistulosum</i> L. (図1)
0703.90 - 090	リーキ	leek	<i>Allium ampeloprasum</i> L. (図2)
	あさつき	chives	<i>A.schoenoprasum</i> L. (図3)
	わけぎ	eschalot	<i>Allium wakegi</i> (図4)
	にら	Chinese leek	<i>Allium tuberosum</i> L.
	にんにく(の芽)	garlic	<i>Allium sativum</i> L.
	らっきょう	rakkyo	<i>Allium chinese</i> G.Don (<i>Allium bakeri</i> Regal)
	その他		

1. 0703.90号-010に分類されるねぎ(図1)の特徴

鱗茎がほとんど膨らまない。

2. 0703.90号-090 その他のものに分類されるリーキ(図2)の特徴

にんにくやにらのように葉が平らで、ねぎとは別種である。刺激臭は弱い。

3. 0703.90号-090 その他のものに分類されるあさつき(図3)、わけぎ(図4)の特徴

鱗茎はらっきょうに似て、卵状皮針形である。

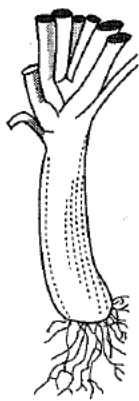


図1 ねぎ

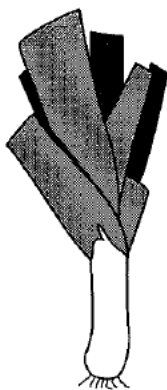


図2 リーキ

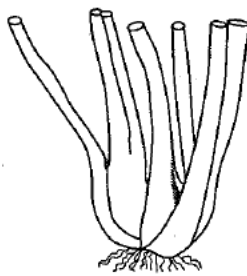


図3 あさつき

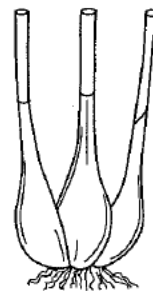


図4 わけぎ

0704.90 1 . 結球キャベツ及びはくさいの分類について

あぶらな属の食用のその他の野菜のうち、結球キャベツ（輸入統計品目表 0704.90-020）及びはくさい（輸入統計品目表 0704.90-030）に分類される種類は下表に掲げるものである。

統計番号	種類	英名（例）	学名
0704.90-020	結球キャベツ	Head cabbage	<i>Brassica oleracea</i> L.
0704.90-030	はくさい	Chinese cabbage	<i>Brassica campestris</i> var. <i>pekinensis</i>

1 . 0704.90-020 に分類される結球キャベツ（例：図1）の特徴

外葉が結球し、葉序に従い螺旋状に茎頂を包む。色は問わない。中心に近いほど内側を向いているが、外側になるにつれて外を向いていく。葉が頭部まで重なっている。不結球キャベツ（コラード）は含まない。

2 . 0704.90-030 に分類されるはくさい（例：図2、図3）の特徴

キャベツよりも縦に長く、葉は外側は緑色をしているが、内部に行くほど黄白色になる。

図1 結球キャベツ



図2 結球はくさい



図3 半結球はくさい



出典：農畜産業振興機構 野菜図鑑

07.09 項 1 . ピーマン（厚肉大果種のもの）について

「厚肉大果種」のピーマンとは、「ジャンボピーマン」や「カラーピーマン」と呼ばれるもので、一般に1個当たりの重量が100g超である。「厚肉大果種」の代表品種としては、米国から導入された「カリフォルニア・ワンダー」、 「ワンダーベル」及び「ゴールデンベル」がある。

07.11 項 1 . 塩水等の貯蔵液で一時的に貯蔵した野菜の範囲とその認定方法

第 07.11 項には、野菜の下漬（又は一次漬け）と称して輸入されるもの（輸入後、脱塩、剥皮、再切等の処理を行い、更に食塩、香辛料等を加えて本漬け（又は二次漬け）を行うもの）を含むこととする。当該物品が下漬けのものであるかないかの認定は、当該物品の塩分が、らっきょうについては 12% 以上、その他の野菜については 13% 以上のものを、それぞれ下漬けのものとして取り扱うこととする。なお、みょうばん、硫酸銅等の色どめ剤を使用しているかないかを問わない。

0711.90 1 . 第 0711.90 号の「なす（1 個の重量が 20 グラム以下のものに限る。）」の解釈について

標記のカッコ内の限定は全形（常識的にみて「丸のまま」と認められる程度のものをいい、例えば、へたを取り除いたものを含む。）のなす 1 個についての限定である。したがって、1 個 20 グラムを超える全形のなすを断片とし、当該断片の 1 片当たりの重量が 20 グラム以下になったものは当該限定に該当しない。

（なお、1 個 20 グラム以下の全形なすを断片にしたものは当該限定に該当するので念のため）よって、「1 個の重量」とは 5 ～ 10 分間単に水切りをしたものの、上記の意味における 1 個の平均重量をいう。

07.12 項 1 . Dehydrated cubic carrots

本品は、生鮮のにんじんの根を前処理（水洗・はく皮し、さいの目状に切断し、これを熱湯に 3 ～ 4 分浸し、水で冷やす。）した後、熱風乾燥した物品で、酵素活性はほとんど失われており、含有水分は約 10% である。

インスタント食品の素材として使用される。

07.12 項 2 . Puff-dried carrots

本品は、生鮮のにんじんの根を前記と同様に前処理した後、熱風（80 ）で予備乾燥して水分を約 40% にしたものを圧力が途中で加熱し、一定の温度と圧力に達したとき、ふたを開き、水分を蒸発させた物品で、酵素活性は失われており、含有水分は約 5 % である。

インスタント食品の素材として使用される。

07.12 項 3 . Dried dehydrated potatoes

本品は、生鮮のばれいしょの塊茎を前記と同様に前処理した後、移動式金網上で乾燥したもので、酵素活性は失われ、でん粉はほとんどアルファ化している。

本品を食用に供するためには、15分～20分煮沸する必要がある。

08.12 項 1. Brine cured plum

本品は、生梅をその重量の約30%の食塩とともに約1週間漬け込んで、これをそのまま詰り詰め（通常45キログラム入り）したものであり、梅の実、それから出た汁液及び食塩（液の部分の塩分は約20%）で構成されており、特別な風味加工又は着色は施されていない。

当該梅の実の果肉は、柔らかく、その塩分は約20%で味は塩辛く、また、やや苦味がある。

本品は輸入後次のような処理方法で梅干しや梅づけに再加工されるものである。

(1) 梅干し

塩水づけにされた梅の実を天日乾燥した後、梅酢液（もとの液又は別途調製した液）に浸す処理を交互に数回繰り返して製品とする。

なお、この梅干しを調製した梅酢液に浸して製品とする場合もある。

(2) 梅づけ

塩水づけにされた梅の実を水又は希食塩水で洗浄して果肉中の塩分をある程度除いた後、別途調製した梅酢液につけ込んで製品とする。

なお、製品の梅の実の果肉中の塩分は、通常15%以下である。

一般にこの種の物品の塩分と貯蔵効果との関係は、塩分が15%以上になると腐敗菌等はほとんど繁殖が困難となり、貯蔵作用が働く。また、市販の梅づけ製品（すぐ食用に供することが出来るもの）の果肉部分の塩分は通常15%以下である。したがって、一時貯蔵かどうかの認定基準は、当該梅の実の果肉部分の塩分含有量により認定することとし、当該塩分含有量が15%を超える場合は、一時貯蔵と見なす。

本品の場合は、塩分が約20%であるので、一時貯蔵である。更に、調製した梅酢液により風味付け着色その他の加工を施されておらず、輸入後再加工されるので、本項に分類する（調製した梅酢液により風味付け又は着色その他の加工を施したものは、塩分の含有量にかかわらず、第20.08項に分類する。）。

0813.20 又は 0813.40 1. プルーン、ブルーベリーの解釈について

1. プルーンとはプラム（すもも）のうち乾燥果実に適する品種群に属するものをいう。すなわち、プラムにはヨーロッパ系、東亜系及び北米系の3系統があるが、このうちプルーンは、ヨーロッパ系のものであって *Prunes domestica* L.（学名）に属し、核を抜かなくても発酵しないで乾燥果実になるものをいう。

2. ベリーとは、ユキノシタ科に属するすぐり、房すぐり、バラ科に属する木イチゴ及びツツジ科に属するブルーベリー、クランベリー等の灌木性の小果類の果実のことをいう。このうちブルーベリーとは、ツツジ科に属する *Vaccinium corymbosum* L.（学名）、*Vaccinium pennsylvanicum* Lam.（学名）、及び *Vaccinium vacillans* Sol.（学名）の小果実のことをいう。

0910.11、0910.12 又は 2001.90 1 . 塩蔵（塩水漬）しょうがの関税分類について

「塩蔵しょうが」のうち、塩分が 13% 以上のものは関税率表番号第 0910.11 号 - 1 又は 0910.12 号 - 1 に分類し、塩分が 13% 未満のものは関税率表番号第 0910.11 号 - 2 又は 0910.12 号 - 2 に分類する。

なお、「塩蔵しょうが」に少量の酢酸が加えられている場合があるが、これは一般的には、塩分の含有量に応じて第 0910.11 号 - 1、第 0910.12 号 - 1、第 0910.11 号 - 2 又は第 0910.12 号 - 2 に分類される。しかしながら、酢酸の含有量が全重量の 0.5% 以上のものは、関税率表番号第 2001.90 号に分類されるので、留意されたい。

11 部 1. 二以上の異なる紡織用繊維で構成される物品における紡織用繊維の正量混用率の算出
に使用する公定水分率は次表による。

繊維の種類	公定水分率%
綿	8.5
亜麻及びラミー	12.0
絹	12.0
羊毛	15.0
レーヨン	11.0
ポリノジック	11.0
キュプラ	11.0
アセテート	6.5
トリアセテート	3.5
プロミックス	5.0
ビニロン	5.0
ナイロン	4.5
ビニリデン	0.0
ポリ（塩化ビニル）	0.0
ポリエステル	0.4
アクリル	2.0
アクリル系	2.0
ポリエチレン	0.0
ポリプロピレン	0.0
ポリウレタン	1.0
ベンゾエート	0.4
ポリクラール	3.0

1105.20 1 . ばれいしょのフレークの関税分類基準について

ばれいしょのフレークを更に粉碎したものが関税率表第 1105.20 号に該当するか否かは、同表第 11 類注 2 (B) の表中「とうもろこし及びグリーンソルガムの粉」の基準（目開き 500 ミクロンのふるいの通過率 90%）を準用して差し支えない。

12.01 項 1 . 大豆

大豆には、黄白色系大豆と有色系大豆がある。黄白色系大豆は、大きさが概ね5～10mmであり、種皮色が黄色又は白色である。これに対して、有色系大豆は、種皮色が黒色、茶色、緑色、黒色の斑点の大豆である。

有色系大豆の例（輸入実績のあるもの）

黒色大豆 <商品名> 黒大豆（Chinese black soybean）

<産地> 中国（江蘇省、三東省、内モンゴル）

<大きさ> 7.3mm 以上 10mm 程度まで

<商品名> 黒大豆（US black soybean）

<産地> アメリカ（中西部、ミネソタ、イリノイ）

<大きさ> 6.5mm 以上 10mm 程度まで

緑色大豆 <商品名> 青仁大豆（Chinese green soybean）

<産地> 中国（陝西省、内モンゴル）

<大きさ> 5.0mm 以上 10mm 程度まで

<商品名> 大粒緑大豆（Chinese green soybean）

<産地> 中国（江蘇省）

<大きさ> 8.0mm 以上 12mm 程度まで

<商品名> 青大豆（又は青皮黄色大豆）（Chinese green soybean）

<産地> 中国（山東省）

<大きさ> 7.0mm 以上 10mm 程度まで

1211.90 1 . プランタゴブシリウムの種

本品は、おおばこ科に属する植物の種子で車前子と同様利尿等の効果を持つ漢方薬である。

1212.21 1 . 食用の海藻その他の藻類（乾燥したものを含む。）

特に規定してある場合を除き、単に粉末にしたものを含む。

1212.21 2 . 長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が 430 平方センチメートル以下のもの

- (1) 藻類の種類を問わない。ただし、食用のものに限る。
- (2) 長方形（正方形を含む。）の紙状のものには、全体として長方形（正方形を含む。）の形状を呈するものを含み、必ずしも四辺を切りそろえたものであることを要しない。
ただし、紙状と認められない厚さのものは含まれない。
- (3) 一枚の面積とは、実質面積をいい、欠除した部分は算入しない。

1212.21 3 . あまのり属のもの及びこれを交えたもの

あまのり属のもの（あさくさのり、くろのり、すさびのり、こすじのり等）又はこれを交えたもの（例えば、あおのり属の海草に交えたもの）で、関税率表番号第 1212.21 号 - 1 の物品（上記 2 ）の形状及び寸法に該当しない食用の海草その他の藻類を含む。

1212.21 又は 1212.29 1 . 刻まずに粗く抄いたのり

本品は、刻まずに抄いた長方形（通常のものより若干小さい）ののりで、海草は原形をとどめるものが多く、かつ、海草相互の空間が多く網状を呈している。

通常これをさらして刻んだ上抄きかえるものである。

本品は一応抄いたものではあるが、刻んで抄いたものではなく、空間も多く、網状を呈しており、紙状とは言い難い。したがって、さらに刻んで抄きかえるものであるので本号に分類される。

1212.29 1 . てんぐさその他の寒天製造用の海草その他の藻類

輸入されるものの全部又は大部分が寒天製造用に向けられている種類の海草その他の藻類を分類し、さしあたり次のものについて適用する。その他のものについては、一部寒天製造用に向けられることがある種類のものであっても、ここには分類しないこととするが、寒天原草事情の推移にともない、種名その他の分類区分ごとに検討の結果、適用範囲を改正することがある。

(1) てんぐさ科 (*Gelidiaceae*) の海草

例:

まくさ	<i>Gelidium Amansii</i> Lmx.
おおぶさ	<i>G. pacificum</i> Okam.
ひげくさ(きぬくさ)	<i>G. linoides</i> Kuetz.
おにぐさ	<i>G. japonicum</i> Okam.
ひらくさ	<i>G. subcostatum</i> Okam.
おばくさ	<i>Pterocladia tenuis</i> Okam.
しまてんぐさ	<i>Gelidiella acerosa</i> (Forsakal) Feldmann et Hammel.
ゆいきり(とりあし)	<i>Acanthopeltis japonica</i> Okam.

(2) いぎす科 (*Ceramiales*) の海草

例:

えごのり	<i>Ceramium hypnacoides</i> Okam.
いぎす	<i>C. rubrum</i> J. Ag.
えとのはな	<i>C. Boydenii</i> Gepp

(3) おごのり科 (*Gracilariaceae*) の海草のうち、おごのり属 (*Gracilaria*) のもの

例:

おごのり	<i>Gracilaria confevoides</i> Grev.
しらも	<i>G. Compressa</i> (Ag) Grav.
つるしらも	<i>G. chorda</i> Holm.
おおおごのり	<i>G. gigas</i> Harv.
かばのり	<i>G. Textorri</i> Sur.

(4) みりん科 (*Solieriaceae*) の海草のうち、(a) きりんさい属 (*Eucheuma*) のもの

例:

きりんさい	<i>Eucheuma muricatum</i> (Gmel.) wcb. V. Bosse.
かためんきりんさい	<i>E. gelatinae</i> (Esp.) J. Ag.

(b) とさかのり *Meristotheca paulosa* (Mont.) Ag.(5) いたにぐさ *Ahnfeltia plicata* (Huds.) E. Fries.

1404.90 1 . 雁皮 (第 1404.90 号 - 1) の適用範囲等について

1 . 関税率表第 1404.90 号 - 1 の雁皮の適用範囲

ジンチョウゲ科(Thymelaeaceae)のガンピ属(Diplomorpha)及びアオガンピ属(Wikstroemin)のいずれかに該当するものをいう。

2 . 雁皮とミツマタ属との鑑別

ジンチョウゲ科に属するミツマタ属は、関税率表第 1404.90 号 - 4 に分類されるが、上記 1 の雁皮との相違点は次のとおりである。

- (1) 表皮の外観において、ミツマタ属は軸方向に縦ジワを生ずるが、ガンピ 2 属は平滑であり、しばしば乾燥工程中に横ジワを生ずることがある。
- (2) 真皮の組織において、ミツマタ属は全米糖状の結晶を生ずるが、ガンピ 2 属にはこれが認められない。
- (3) ミツマタ属はすべて葉が互生であるが、アジア産のアオガンピ属は対生である。

3 . サラゴの取扱い

- (1) サラゴには、アオガンピ属とファレリア属の 2 属がある。このうち、アオガンピ属は上記 1 により雁皮に分類される。

ファレリア属は、上記 1 の 2 属とは属が異なるが、組織等の特性がガンピ 2 属と類似しており、実務上その識別が困難であることから雁皮として取扱うこととする。

- (2) なお、ミツマタ属は、フィリピン及び台湾には分布していないので、両国原産のサラゴは、原則として関税率表第 1404.90 号 - 1 の雁皮として取扱って差し支えない。

両国以外、特にインドシナにはサラゴとミツマタ属が共に分布しているので、インドシナ原産のものについては、それ故ミツマタ属との鑑別が必要となる。したがって、上記 2 の相違点の比較及び必要に応じその他の分析を行ってその分類を決定する。

(参考)

ジンチョウゲ科植物の分布表

属名	(和名)	日本在来のもの	フィリピン及び台湾在来のもの	和紙原料となるもの
Daphne	(ジンチョウゲ属)			
Edgeworthia	(ミツマタ属)			
Diplomorpha	(ガンピ属)		(台湾のみ)	
Wikstroemia	(アオガンピ属)			
Aquilaria				
Phaleria	(ファレリア属)			
Gyrinopsis				
Macyregorianthus				
Pimelea				

- (注) 1 .Diplomorpha(ガンピ属)とWikstromia(アオガンピ属)を類別せずに、Wikstroemia(ガンピ属)とする説もある。
- 2 .Diplomorpha は、日本に9種、中国に数種、他は台湾に1種をみるのみで、それ以南の熱帯アジアにはない。
- 3 .Wikstroemia は、日本には2種あるのみで、台湾からフィリピン以南のオセアニアに至る熱帯地方に広く分布する。
- 4 .Edgeworthia は、日本、中国に共通の1種、ヒマラヤに1種、インドシナに2種があり、フィリピン及び台湾にはない。

15 部 1 . くずの分類

この部の注8(a)に定める「くず」の認定にあたっては、原則として、関税率表解説の各類のくずの属する項の説明によるものとする。ただし、別表の品種欄に掲げる物品については、次に定めるとおりとする。

(1) 寸法、形状等が、仕様欄に掲げる要件を満たす物品は、くずとして取り扱う。ただし、当該物品が、同一寸法のものを取りそろえたもの(同一寸法のことを数種類一梱包に詰め合わせたものを含む。)で、次の物品は、この限りではない。

修繕するかしないかにかかわらず、元の用途に再利用でき又は他の用途に適する物品並びに当初、金属として回収することなく他の物品に再生できる物品(以下、再利用等の可能な物品という。)

(2) 寸法、形状等が、仕様欄に掲げる要件を満たさない物品のうち、次のいずれかの要件を満たすものは、くずとして取り扱う。

イ 再利用等の可能な物品でないことが明らかであること。

ロ 上記(1)によりくずとして取り扱うこととされる物品と同等の価格で取引されること。

ハ 国内法で定める規格又は技術上若しくは経済上の理由から再利用等の可能な物品でないと認められること。

ニ 輸入者と使用者との売買契約書等により当該物品が再利用等の可能な物品でないことが確認できること。

(3) 上記(1)又は(2)によりくずとして取り扱うこととされる物品とその他の物品とが混在しているものは、原則として、くずとその他の物品とに仕分けして処理することとする。

ただし、荷姿、仕分け費用等を勘案して当該物品の全体が再利用等の可能な物品でないことが明らかである場合には、この限りでない。

別表 寸法基準表

注

1 . この表において、次の用語は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 「廃却品」とは、棒、板、線、管等の卑金属製の物品で、さび、溶接あと、あかつき、摩耗、湾曲、形状不整等、使用後廃却したものであることを明白に示す欠陥を有するもの並びに卑金属製品を切断又は破壊したもので卑金属製品として使用し難い形状のものをいう。

(2) 「発生くず」とは、卑金属材料の圧延、切削、打抜きその他の加工工程において、製品及び発生品(規格外品、きずもの等)以外のものとして発生する物品であって、一般に卑金属製品として使用し難い形状のものをいう。

2 . 単位は、ミリメートル又は平方ミリメートルである。

1. 鉄鋼

(1) 廃却品

(a)

品 種	仕 様		備 考
	長 さ		
棒	3,500 以下		old spindles を切断したものを含む。

(b)

品 種	仕 様		備 考
	重 量	長 さ	
レール	30kg 以上	10,000 以下	
	30kg 未満	5,000 以下	

(c)

品 種	仕 様					備 考
	厚 さ	形 状	長 さ	幅又は直径	面 積	
板、シート及び ストリップ	3 以上	長方形	1,800 以下	900 以下	-	
		"	-	-	1,620,000 以下	
		その他	-	-	2,020,000 以下	
	3 未満	長方形	1,200 以下	500 以下	-	
		"	-	-	600,000 以下	
		円形	-	600 以下	-	
	その他	-	-	600,000 以下		

(d)

品 種	仕 様			備 考
	外 径	肉 厚	長 さ	
管	ボイラー管	140 以下	12 以下	7,000 以下
	その他	-	-	3,500 以下

(2) 発生くず

(a)

品 種	仕 様				備 考
	形 状	径又は最長辺			
半成品(シートバーエンド、 ビレットエンド、スラブエ ンド等で一端が全く不整形 のものに限る。)	丸又は 角のもの	50 以上			長さは圧延 方向の寸法 をいう。
	形 状	厚 さ	幅	長 さ	
	板 状	7 以上	2,000 以下	800 以下	

(b)

品 種	仕 様					備 考
	厚さ	形状	長 さ	幅又は直径	面 積	
端 板	3 以上	長方形	1,200 以下	500 以下	-	
		"	-	-	600,000 以下	
		その他	-	-	600,000 以下	
	3 未満	長方形	1,200 以下	500 以下	-	
		"	-	-	600,000 以下	
		円形	-	600 以下	-	
	その他	-	-	600,000 以下		

(c)

品 種	仕 様	備 考
	長 さ	
棒	900 以下	

2. 非鉄卑金属

(1) 廃却品

(a)

品 種	仕 様		備 考
	長 さ		
棒	1,000 以下		
線 材	1,500 以下		

(b)

品 種		仕 様		備 考
		直 径	長 さ	
線	燃 線	-	10,000 以下	
	単 線	5 以上 5 未満	5,000 以下 10,000 以下	

(c)

品 種		仕 様		備 考
		長 さ		
管	コンデンサー管	5,000 以下		
	その他	2,000 以下		

(d)

品 種	仕 様					備 考
	厚 さ	形 状	長 さ	幅又は直径	面 積	
板、シート及び ストリップ	3 以上	長方形	600 以下	300 以下	-	
		"	-	-	180,000 以下	
		その他	-	-	180,000 以下	
	3 未満	長方形	600 以下	300 以下	-	
		"	-	-	180,000 以下	
		その他	-	-	180,000 以下	

(2) 発生くず

品 種	仕 様					備 考
	厚さ	形状	長 さ	幅又は直径	面 積	
端 板	3 以上	長方形	600 以下	300 以下	-	
		"	-	-	180,000 以下	
		その他	-	-	180,000 以下	
	3 未満	長方形	600 以下	300 以下	-	
		"	-	-	180,000 以下	
		その他	-	-	180,000 以下	

1601.00 1. フレッシュソーセージの分類基準について

1. フレッシュソーセージ等の畜肉製品等を含め関税率表第1類から第38類までの物品については、未完成の物品は完成品に属するという考え方はない（関税率表解説の通則2（a）参照。HS 6桁以降の国内税細分についても同様。）。
 2. フレッシュソーセージ（調味した生ミンチ肉を人造ケーシング又は小腸に詰めた非加熱ソーセージ）が第16.01項に分類されるための具体的要件は、次のとおり。
 - （1）形状
 - 直径：最も太い部分が4cm以下であること。
 - 長さ：25cm程度以下。ただし、直径の細い小腸に詰めたものはこの限りではない。
 - （2）調製
 - 塩、こしょう等調味料が十分入っていること（数値については、調味料が塩及びこしょうのみにあっては、塩0.7%、こしょう0.3%（ペペリン含有量5%のものを基準）を基準とする。なお、小腸詰めソーセージについては、コーンビーフの塩分濃度基準（塩分1.4%）を充足すれば、こしょうの含有量が0.3%未満であっても差し支えない。）。
 - （3）肉の大きさ
 - 大豆程度以下のミンチした肉であること。
 - （4）ケーシング
 - 可食ケーシングに限る（結着剤を入れてないものについては、解凍時及び加熱調理時にソーセージ特有の形状を維持していること。）。
- （注）スキンレスフレッシュソーセージと呼ばれるケーシングを使用しないフレッシュソーセージも存在するが、この場合、解凍し、通常の調理を行って形状がくずれないものを第16.01項に分類する。

1602.41～1602.49 1. 関税率表第 1602.41 号、第 1602.42 号又は第 1602.49 号—2 の豚肉又は
そのくず肉の調製品の税表分類について

(1) プレスハム

「プレスハム（つなぎを除く原料肉塊が豚肉のものに限る。）」とは、原料肉塊に豚肉以外の畜肉を使用していないものをいい、日本農林規格の特級プレスハムに相当するものが、おむね、本品に該当する。

(2) その他の豚の肉塊のみから成る調製品

本品については、それぞれ次のとおり解釈する。

① 肉塊の範囲について

「肉塊」には、くず肉の塊を含むが、内臓又は舌であることが明らかに認められるものは「肉塊」として取り扱わないこととする。

② 肉塊の重量について

複数の肉塊から成る調製品の場合において、「1 個当たりの重量が 10 グラム以上のもの」とは、肉塊の重量がいずれも 10 グラム以上であることをいうが、10 グラム未満の肉塊を含む調製品であっても、その部分の構成割合が重量比でみて小さいものについては、この条件に該当するものとして取扱うこととする。

ただし、10 グラム以上の肉塊と 10 グラム未満の肉塊又はその他の物品とから成る調製品であって全体を一の調製品とみなすことができない場合は、上記にかかわらず、10 グラム以上の肉塊と他の部分とに分けて税率を適用することとする。

③ 調味料、香辛料その他これらに類する物品の解釈について

この場合の「その他これらに類する物品」とは、一般に食品添加物と認められるものすべてをさすが、この外に、肉塊を結着するための結着材料（例えば、でん粉、小麦粉、コーンミール、植物性たんぱく、脱脂粉乳、卵白）及び調味等の目的で肉塊に対して極く少量添加された香辛野菜等（例えば、トリュフ、オリーブ、にんにく）も含むものとして取り扱うこととする。

(3) 税表分類の具体例

以上より、関税率表第 1602.41 号、第 1602.42 号又は第 1602.49 号－2 の豚肉又はそのくず肉の調製物を、ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）等の暫定税率適用物品とその他の基本税率適用物品とに分けて例示すれば次のとおりとなる。

なお、ハム及びベーコンについては従前のおりである。

① ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）等の暫定税率適用物品（例示）

- イ. ハム及びベーコン（滅菌したものを除く。）
- ロ. プレスハム（日本農林規格特級プレスハム相当品）
- ハ. 焼豚（チャーシュー）
- ニ. 味付豚肉缶詰
- ホ. 味付冷凍豚肉
- ヘ. 味付乾燥豚肉

ロ～ヘの物品はいずれも上記（2）の条件を満たしたものに限る。

② その他の基本税率適用物品（例示）

- イ. ハム及びベーコン（滅菌したもの）
- ロ. ポークランチョンミート
- ハ. ひき肉製品
- ニ. 豚肉野菜煮缶詰
- ホ. 串カツ（豚肉と野菜を交互に串に刺しパン粉でおおったもの）
- ヘ. レバーペースト

いずれも牛肉及びそのくず肉を含まないものに限る。

1602.50 1. 牛肉調製品

(1) 気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）

「気密容器入りのもの」とは、分類例規 2005.99-1「にんにくの粉（気密容器入りのもの）」に係る注書きを準用する。

「野菜を含むもの」には、例えば、ビーフカレー、ビーフシチュー、コーンビーフハッシュ及びビーフストロガノフのように、牛肉と野菜をそれぞれ通常食べられる大きさにカットし、混合、調理したものがある。

(注) 単に水煮した牛肉ブロックを丸のままの野菜と共に大型容器に詰めたものは、この細分には含まれず、それぞれが属する号に分類する。

(2) 牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の 30%未満のもの牛肉（くず肉を含む。以下同じ。）と他の物品とから成る調製品であって、添加水分を除いた後の全重量に占める牛肉（臓器及び舌を除く。）の重量割合が合計で 30%未満のものである。

なお、添加水分とは、保存のため又は輸送のため等の理由から、意図的に加えられた保存液、調味液中の水分又は水をいう。したがって、ビーフカレー及びビーフシチュー等そのまま食べられる状態のものに含まれている水分は、添加水分には該当しない。

(3) 単に水煮した後に乾燥したもの

「単に水煮した後に乾燥したもの」とは、牛肉又はくず肉を水煮した後、乾燥し、中心部の水分が 30%以下のものである。

水煮の程度については、下記 (6)「単に水煮したもの」参照。

(4) 調味した後に乾燥したもの

いわゆるビーフジャーキーとして知られているものをいい、牛肉を塩、こしょう等で調味し、乾燥したもので、そのまま食べられるように薄くスライスしたものである。水分活性は、通常、0.86 以下である。

(5) 気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしてないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）

気密容器入りのもので常温で保存可能なものをいい、例えばやまと煮等がこれに該当する。

(6) 単に水煮したもの

水又は蒸気により、中心温度を 63℃で 30 分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法で処理したものである。処理温度等が不明のものは、これと同程度のたんぱく変性が認められるものを分類する。

(7) その他のもの

ビーフパストラミ及びローストビーフ等、加熱調理した牛肉（くず肉を含む。以下同じ）で、第 1602.50 号の他の細分に分類されないものが含まれる。また、シーズンドビーフ及びハンバーガーパティ等加熱調理をしてない牛肉で、第 2 類に分類されないものもこの号に含まれる。

これらには、例えば次のようなものがある。

- (1) 調味料等（注）（香辛料を含む。）に長時間漬け込むか又は調味料等をインジェクトする等の方法により、製品の内部まで味付けしたもの（味覚等の官能検査又は分析により内部にまで調味料が浸透していることが確認されること。）。ただし、簡単な物理的操作により容易に生肉と添加物に分離可能なものは含まれない（第2類）。

なお、ファンシーカット（ステーキ用のカット等）済みされた調製品で、更に細切りすることなくそのまま加熱して食べられるものについては、表面がまんべんなく調味されていけばよい（味覚等の官能検査又は分析により調味料の存在が確認されるもの。）。

- （注）調味料等が塩及びこしょうのみの場合にあつては、こしょうそのものの含有量が0.3%をもって目安とする。この場合、こしょうの含有量の分析は、こしょう中に含有されるピペリンの平均含有量5%を基準に判定する。この場合、市販の「こしょう」粉末には増量剤が含まれているものがあるので注意する必要がある。

- (2) ひき肉に大豆たんぱく、デンプン等を添加して均質化したもの（この場合、大豆たんぱく、デンプン等の含有量は10%を目安とする。)

ただし、ブロック肉に大豆たんぱく、デンプン等を単に結着剤として使用したものは含まれない（第2類）。

1602.50 2. 関税率表第 1602.50 号 2 - (2) - B - (c) の「コーンビーフ」の範囲について

関税率表第 1602.50 号 2 - (2) - B - (c) の「コーンビーフ」とは、次の (1) 及び (2) の条件を充足するものをいう。

- (1) 肉塊全体の塩分濃度が 1.4% 以上のもの

（注）塩分濃度は、モール法により測定する。

塩分濃度測定のための試料は、肉塊の中心部から採取するものとする。ただし、塩分の分布が不均一なもの及び肉塊の中心部から採取することが不適当であるものについては、表面部及び内層部から無作為に採取したものの平均値を採用する。

- (2) 食品衛生法上の加熱要件（63℃、30分）を満たすもの

16.05 項 1. 「くん製したもの」について

関税率表第 16.05 項において、「くん製したもの」とは、同表第 3 類に定める方法以外の方法により調製し又は保存に適する処理をしたもののうち、くん製工程を経たことがくん煙臭により確認できるものをいう。

17 類 1 . 転化糖の取扱いについて

転化糖とは、砂糖を酸又は酵素により加水分解して得られるぶどう糖と果糖の等量混合物である。通常、商取引される転化糖には、数パーセントのしょ糖分が分解されないまま残留しているものがあり、この場合、しょ糖の含有量が、乾燥状態において全重量の5%以下のものは「砂糖を加えたもの」には該当しないこととして差し支えない。

1702.30 1 . ぶどう糖及びぶどう糖水のうち「精製したもの」

「精製したもの」とは、結晶・分蜜工程を経て製造された無水結晶ぶどう糖及び含氷結晶ぶどう糖であってCODE X規格に定めるぶどう糖の純度に関する基準を満たすものをいう。

1702.90 及び 17.03 項 1 . 糖みつ及びハイ・テスト・モラセスの税表分類上の範囲

糖みつ及びハイ・テスト・モラセスの範囲は次のとおりである。

なお、下記の範囲を逸脱するものであっても、その逸脱する範囲が僅少であり、かつ、製糖方法、製糖技術、価格、用途等を総合的に勘案し、商取引上糖みつ又はハイ・テスト・モラセスと認められるものについては、分類上糖みつ又はハイ・テスト・モラセスとして取り扱って差し支えないものとし、なお疑義のあるものについては、本省にりん議されたい。

(1) 糖みつの範囲

通常の商取引において「糖みつ」として取り扱われる黄揚色の液状物質で、総糖分（転化糖として計算する。以下同じ。）が65%以下、灰分が4%以上及び糖度（てん菜糖みつは除く。）が45度以下のもの

(2) ハイ・テスト・モラセスの範囲

通常の商取引において「ハイ・テスト・モラセス」として取り扱われる褐色の液状物質で、総糖分が70%以上、灰分が4%未満及び糖度が25度以下のもの

1702.90 又は 2106.90 1 . くえん酸を加えた混合糖の関税分類について

くえん酸を加えた混合糖（砂糖とぶどう糖等の糖類を混合したもの）については、くえん酸含有率（全重量に対するくえん酸の含有量の比率。以下同じ。）が3.0%未満の混合糖は香味料を加えていないその他の糖類（関税率表番号第1702.90号-5-(2)-A）くえん酸含有率が3.0%以上5.0%未満の混合糖は香味料を加えたその他の糖類（関税率表番号第1702.90号-5-(1)）くえん酸含有率が5.0%以上の混合糖は調製食料品（関税率表番号第2106.90号-2-(2)-E-(a)-八）に分類することとする。

1702.90 又は 2106.90 1 . 砂糖水等の関税分類について

関税率表第 1702.90 号 - 1、第 1702.90 号 - 2、第 2106.90 - 2 - (2) - A の「分みつ糖(のもの)」と「その他のもの」の区分については、以下の基準によることとする。

(1) 第 1702.90 号 - 1 その他のもの(砂糖)

当該税番は「分みつ糖」と「その他のもの」に分けられるが、これらの区分として「分みつ糖」は「糖液を濃縮して結晶とみつの混合したものを遠心分離機等で分みつ操作を行うことによりみつを取り除き、結晶を取り出したもの」をいう。「分みつ糖」の具体的な基準は次のとおりとする。

形 状	結晶状
触 感	ザラザラした感触
粒 径	しょ糖の結晶の平均粒径が 0.4~0.9 ミリメートル

(2) 第 1702.90 号 - 2 その他のもの(砂糖水)

当該税番は、「分みつ糖のもの」と「その他のもの」に分けられるが、これらの区分として「分みつ糖のもの」の具体的な基準は次のとおりとする。

通常、乾燥状態において分みつ糖の糖度は 95 度以上、含みつ糖の糖度は 93 度未満である。従って、砂糖水について、「分みつ糖のもの」は乾燥状態において糖度が 94 度以上とする。

(3) 第 2106.90 - 2 - (2) - A 糖水(着色料又は香味料を加えたものに限る。)

当該税番は、「分みつ糖のもの」と「その他のもの」に分けられるが、これらの区分は、香味料及び着色料を除いた状態をベースとして前記(2)と同じとする。

1704.90 1 . ホワイトチョコレートの分類について

輸入統計品目表第 1704.90 号の「ホワイトチョコレート」には、ホワイトチョコレートのみからなるものの他に、ホワイトチョコレートに着色、香味付けしたもののその他ホワイトチョコレートを主体とするものを含む。

18.06 項 1 . チョコレート菓子の関税分類の取扱いについて

第 18.06 項のチョコレート菓みに分類するチョコレート菓子とは、チョコレートを使用して調製した菓子で、一般に小売店で菓子として販売するものをいう。

- (1) 上記において「チョコレート」とは、ココア(ココアペースト又はココア粉)に、主としてカカオ脂及び砂糖を加えたもので、必要に応じてミルク、香料等を加えて調製したものをいう。
- (2) 上記において「チョコレートを使用して調製した菓子」とは、チョコレートを使用して調製した菓子のうち、チョコレートによって重要な特性が与えられているものをいい、具体的には、次に規定する種類のものをいう。
- イ チョコレートを板状、粒状、塊状、小円板状等に成形したもので、チョコレート以外の可食物を混合又は組み合わせていないもの
 - ロ チョコレートにナッツ等の可食物を混合し、板状、塊状、小円板状等に成形したもの
 - ハ チョコレートで殻を作り、内部に可食物(氷菓、洋生菓子、和菓子を除く。以下同じ。)をつめたもの
 - ニ 可食物の全部又は一部をチョコレートで被覆したものでチョコレートの重量が全重量の 50%以上のもの(ただし、チョコレートで全面被覆してあるものにあつては重量比率を問わない。)
 - ホ チョコレートを可食物で被覆したものでチョコレートの重量が全重量の 50%以上のもの
 - ヘ チョコレートと可食物を接合したものでチョコレートの重量が全重量の 50%以上のもの
- (3) 上記において「小売店で菓子として販売するもの」とは、次のいずれかのものをいう。
- イ 包装の体裁、重量、表示等からそのままの形で小売販売されることが明らかであると認められるもの
 - ロ 500 グラム以下に包装してあるもの
 - ハ ピーナッツ、レーズン等の可食物をチョコレートで被覆したもの又はチョコレートを砂糖等の可食物で被覆したもののうち、一口で食べられる大きさとなっているもの
 - ニ 一口で食べられる大きさとなっているもののうち、成分及び形状等からみて、そのまま菓子として小売店頭で計り売りされ又は再包装のうえ小売販売されることが確実と認められるもの

1806.20 1 . カカオマスと砂糖から成る粉状のココア調製品の関税分類について

カカオ脂を全く除去していないココアペースト（カカオマス）に砂糖を加え粉砕する等により得られる標記物品の関税分類については、下記の通り扱うこととする。

記

（ 1 ）本品は、第 1806.20 号に分類する。

（理由）

第 1805.00 号及び第 1806.10 号に規定するココア粉には、完全に又は一部脱脂したココアペーストを粉砕したものが分類される（関税率表解説参照）。

（ 2 ）本品（第 1806.20 号）とココア粉に砂糖を加えた調製品との区別は、製品に含有されているココア分中のカカオ脂の含有量が、当該ココア分の全重量の 50%（ドライベース）以上のものを第 1806.20 号に分類する。

19 類又は 21.01 項 1. いった麦等をひきわりにしたものについて

麦茶等に使われる「いり麦」等については、「穀物調製品（19 類）」と「コーヒー代用物（21 類）」との分類が考えられるが、「コーヒー代用物」に分類されるのは、通常市販されている程度の大きさのティーバッグに入っているものに限られる。よって、バルクのもの、コーヒー代用物であるかないかが明確でないことから「穀物調製品」として 19 類に分類される。

19.01 項又は 21.06 項 1. 砂糖と穀粉との混合物の取扱いについて

1. 対象物品

砂糖その他の甘味料と穀粉とを混合した物品

2. 分類基準

全重量に対する砂糖その他の甘味料の割合が 70%以下のものは第 19.01 項に分類し、70%を超えるものについては第 21.06 項に分類する。

なお、「砂糖その他の甘味料」には、関税率表第 17 類に分類される砂糖及びその他の糖類の他、人工甘味料（ソルビトール、エリスリトール、アスパルテーム等）及びぶどう糖と等価になるぶどう糖とデキストリン混合物の DE 値が 10 を超えるものを含む。

19.02 項、20.01 項～20.05 項又は 21.06 項**1. 関税率表番号第 19.02 項、第 20.01 項から第 20.05 項まで及び第 21.06 項における「砂糖を加えたもの」の解釈について**

- (1) 関税率表番号第 19.02 項、第 20.01 項から第 20.05 項まで及び第 21.06 項に掲げる「調製食料品（砂糖を加えたもの）」には、砂糖の含有量が全重量の 2%以下の調製食料品（含有する砂糖が野菜等の製造原材料又は調製の際に使用された混合調味料に由来すると認められることが著しく不適當でないものに限る。）を含まない取扱いとする。
- (2) また、砂糖の含有量が全重量の 2%超の調製食料品については、当該砂糖分が野菜等の製造原材料又は調製の際に使用された混合調味料（塩を添加した砂糖水等混合調味料として不自然なものを除く。）に由来することが著しく不適當でない認められ、かつ、輸入関係書類又は輸入貨物（包装材料を含む。）に砂糖を加えた旨の記載がない場合には「砂糖を加えたもの」に分類しない取扱いとする。

1902.30 1. インスタントラーメンその他の即席めん類について

輸出統計品目表及び輸入統計品目表第 1902.30 号において、「インスタントラーメンその他の即席めん類」とは、小麦粉又はそば粉を主原料とした麺のうち、調味料を添付したもの又は調味料で味付けしたものをいう。ただし、簡便な調理操作により食用に供するもので、冷凍及び冷蔵していないものに限る（かやくの添付の有無を問わない）。

19.04 項又は 21.01 項 1. 玄米茶の分類基準について

玄米茶とは、通常緑茶 40%～60%と玄米（うるち米をとろ精し、ふかし、乾燥し、煎ったもの。）40%～60%を混合したもので、時には花と称する物品（もち玄米を膨張させたもの。）を 5%程度含有することがある。

玄米茶の関税分類については、玄米（花を含む。）の割合が 50%以上のものは玄米に特性があるものと認め第 19.04 項に、50%未満のものは第 21.01 項に分類する。

20.02 項～20.05 項又は 20.08 項 1. 釜飯の素（具と調味液から成る調製食料品）の関税分類
について

「釜飯の素」は、野菜等を混合した具（固形状のもの）及び調味液から成る物品であり、炊飯時に米に加えて、釜飯を作るために用いられるものである。

調味液の全重量に占める割合が具より多いものであっても、具をある程度含有している場合は、風味が主に具により与えられることに鑑み、原則として具に特性があると認め、具のうち最大重量のものが属する項に分類する。

具が野菜ときのこの場合、属する項が異なることとなる。具体的には、例えば次のようなものがある。

- (1) 下処理したにんじん、ひらたけ、えのき、きくらげ、しめじ、しいたけ及びまつたけを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合) にんじん	10.0%	しめじ	3.0%
ひらたけ	7.0%	しいたけ	1.5%
えのき	5.0%	まつたけ	1.5%
きくらげ	5.0%	調味液	67.0%

(1 袋当たりの重量) 400 グラム (気密容器入りでないもの)

分類：具のうち最大重量を占めるきのこの調製品として第 20.03 項に分類する。

- (2) 下処理したたけのこ、にんじん、せり、れんこん、ひめたけ、きくらげ及びわらびを調味液と共に袋詰めし、加熱殺菌したもの。

(成分割合) たけのこ	12.0%	ひめたけ	4.0%
にんじん	5.0%	きくらげ	2.5%
せり	4.0%	わらび	2.5%
れんこん	4.0%	調味液	66.0%

(1 袋当たりの重量) 400 グラム (気密容器入りでないもの)

分類：具のうち最大重量を占める野菜の調製品として第 20.05 項に分類する。

20.04 項 1. あん類の分類について

1. 対象となる物品の範囲

あずきその他の豆（野菜として分類されるものに限る。例えば、青えんどう）を煮たもの及び砂糖その他の糖類を主体とする粒あん、練あん、しるこ粉末等のあん類。

2. 取扱い

（1）乾燥全重量に対する砂糖その他の含有糖類の割合が 70%以下のあん類は原則として第 20.04 項又は第 20.05 項に分類する。

（2）上記以外のあん類については、第 21.06 項に分類する。

2005.99 1. にんにくの粉（気密容器入りのもの（容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。））

にんにくを単に粉砕し、乾燥したものは、乾燥野菜として第 0712.90 号に分類され、凝固防止剤（高級脂肪酸の塩等）の添加等の調製をしたものが、この号に分類される。

（注）気密容器とは、容器の内圧と外圧とが異なっても空気を完全にしゃ断できる容器である。

通常使用されている気密容器には、次のようなものがある。

- イ 缶 詰：巻締又はろう付けをしたもの
- ロ 瓶 詰：ガラス製、プラスチック製又は金属製の瓶で、すり合わせのある共ぶたがあり、封ろうによりシールしたもの、コルク、柔軟なプラスチック、ゴム等の完全なパッキングを有する王冠又はスクリュウキャップ（簡単にスクリュウがゆるまないようにしてあるもの）のあるもの及びコルク栓又はゴム栓を有し、簡単にその栓が抜けないもの
- ハ つぼ 詰：封ろうによりシールしたもの
- ニ チューブ入り：金属又はプラスチック製のチューブでコルク、柔軟なプラスチック又はゴム等の完全なパッキングのあるスクリュウキャップ付きのもの又は口に穴をあけ又は切断して内容物を出すタイプのもの
- ホ 袋 詰：アルミ箔その他の金属はくの袋で、防湿セロハン、プラスチックフィルム等を張り合わせ、熱溶融密封してあるもの
- ヘ その他：プラスチックフィルム等からなる容器であっても下記の基準を満たすものは、気密容器として取り扱ってよい。

（プラスチックフィルム等からなる気密容器の基準）

項目	基準
状態	熱溶融密封してあること 密封部に内容物のかみ込みがないこと
酸素透過度	温度 20℃、乾燥状態において 1 ml / m ² · 24 h 以下であること
密封部の強度	熱封かん強度試験で測定された値が 23 N 以上であること（熱封かん強度試験の方法は「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年 12 月厚生省告示第 370 号）第 3 器具及び容器包装の部 B 器具又は容器包装一般の試験法」の項に示す方法による）

この取扱は、他の税番の「気密容器入りのもの」についても適用する。

20.07 項又は 20.08 項 1. 関税率表第 20.07 項に規定する「フルーツピューレー及びフルーツペースト」、第 20.08 項に規定する「パルプ状のもの」の解釈について**1. 「フルーツピューレー」の解釈**

フルーツピューレーとは、果実を粉碎し、あみ目 2mm 程度以下のスクリーンを有するパルパーで裏ごししたもので、液状又は流動性のあるものをいう。

2. 「フルーツペースト」の解釈

フルーツペーストとは、フルーツピューレーから水分を除去し、固形又は固形状としたものをいう。

3. 「パルプ状のもの」の解釈

パルプ状のものとは、果実を粉碎し、あみ目 2mm 程度以上のスクリーンを有するパルパーで裏ごししたもので、フルーツピューレーより裏ごしの度が低く、繊維質が肉眼で確認できるほど粗いものをいう。

4. フルーツピューレー、フルーツペースト、パルプ状にこれら以外のもの（例えばセグメント等）が加えられたもので、加えられた物品の重量が 30%未満のもの又は 30%以上のものでその特性が変化していないもの若しくは容易に除去可能とみられるものは、混合前のものとみなす。

20.08 項 1. かんしょ及びさといもの調製品の取り扱いについて

(1) 本品は、第 20.08 項に分類する。

(2) その理由は、

イ 「野菜」という語は第 7 類においてさといも、ヤム芋及びかんしょ（さつまいも）を含まない。第 20 類においても同義に解釈されるべきであり、第 20 類の注 3 及び注 1 (a) において「野菜」の範囲は拡大されない。

ロ 第 20 類の注 3 における“as the case may be”という表現により、第 20.04 項及び第 20.05 項には「野菜」のみが分類され、第 20.01 項には野菜、果実、ナットその他食用の植物の部分が分類されると解釈される。この場合、かんしょ及びさといもは、第 20.06 項の関税率表解説にもあるとおり食用の植物の部分と解釈する。

2008.20 1. 気密容器入りのパイナップルに関する CODEX 規格について

関税率表第 2008.20 号に規定する気密容器入りのパイナップルで、「細片にし又は破碎したもの」とは、パイナップル缶詰(Canned pineapple)の CODEX 規格の定義 1.3.12 に定める「破碎又は細片」(Crushed or Crisp Cut)に該当するものとして取り扱って差し支えない。

2008.97 1. ミックスドフルーツ等

二種以上の果実から成る調製品（一の果実の含有量が全重量の 50%を超えるものを除く。）で、次の要件を満たすものを関税率表第 20.08 項に属する「ミックスドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル」として取り扱う。

- イ 当該果実の大部分が液果（漿果）であること。
- ロ 調味をしてないもの又は単に甘味を付けたものであること。
- ハ 果実の形状がその種類によりおおむね下表に掲げる形状のものであること。

果実の種類	果実の形状
桃及びなし	二つ割り、四つ割り、スライス又はさいの目形
パイナップル	くさび形又はさいの目形
りんご	くさび形、スライス又はさいの目形
びわ	二つ割り又は個々の粒
あんず	二つ割り
かんきつ類	個々のふくろ
ぶどう	個々の粒
さくらんぼ	個々の粒、二つ割り又は四つ割り
その他の果実	均等な断片

2008.99 1. かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）

かんしょ（単に蒸気又は水煮による加熱調理をした後、乾燥したもので、全形のもの及び断片状のものに限る。）は、いわゆる干しいものことで、蒸切干し、乾燥いもとも呼ばれる。調味料を一切用いず、かんしょをそのまま蒸す又は水煮した後、熱いうちに剥皮し、剥皮後、冷めてから0.5cm～1cm厚にスライスし、天日又は機械により数日間乾燥させたものである。

いもが小さい場合には、スライスせずに乾燥させる場合もある。また、スライス後、さらに細断される場合もある。

製品は、弾力があり、品質によって上物は飴（べっこう）色に透き通り艶がある。中物はべっこう色からダークグレイ。下物は黒又は灰色を呈する。又、表面に白く粉（麦芽糖）が吹いている場合がある。

20.09 項 1. くえん酸等を添加した果汁の取扱いについて

くえん酸等を添加した果汁で、当該製品中の酸の総量が次に掲げる基準値を超えるものは、果汁の本来の性格が失われたものとして、関税率表第20.09項には分類しないこととする。

果汁の種類	基準値（製品100g中の総酸量）
ぶどう果汁（ブリックス68度）	酒石酸として10.4g
りんご果汁（ブリックス58度）	りんご酸として7.3g
バレンシアオレンジ果汁（ブリックス65度）	くえん酸として15.9g

（注）濃度が上記以外のものは、比例計算により基準値を求める。

バレンシアオレンジ果汁（ブリックス60度）の場合：

$$14.7g \quad (15.9g \times 60 / 65 = 14.7g)$$

2009.90 1. 混合ジュース

関税率表第 2009.90 号において、果汁、野菜ジュース及びその他のもの（ココナッツジュース）のうち 2 種類以上のものから成るものについては、次のとおり分類する。

- ① 果汁が最大の重量を占めるものは、同表第 2009.90 号－1「果汁を主成分とするもの」に分類する。
- ② 野菜ジュースが最大の重量を占めるものは、同表第 2009.90 号－2「野菜ジュースを主成分とするもの」に分類する。
- ③ その他のもの（ココナッツジュース）が最大の重量を占めるものは、同表第 2009.90 号－3「その他のもの」に分類する。

最大の重量を占めるものの決定において、複数の果汁又は野菜ジュースから成るものについては、同じ種類のを合計するものとする。

なお、果汁、野菜ジュース及びその他のもの（ココナッツジュース）のうち最大重量を占めるものが 2 種類以上ある場合には、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる細分に分類する。

具体例は以下のとおり。

例 1：りんご果汁 50%及びにんじんジュース 50%から成るもの

果汁及び野菜ジュースを 50%ずつ含有し、最大の重量を占めるものが 2 種類あるため、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる同表第 2009.90 号－2 に分類する。

例 2：みかん果汁 30%、りんご果汁 30%及びほうれんそうジュース 40%から成るもの

果汁が合計 60%となるため、果汁が最大の重量を占めるものとして同表第 2009.90 号－1 に分類する。

例 3：レモン果汁 48%、にんじんジュース 48%及びココナッツジュース 4%から成るもの

果汁及び野菜ジュースを 48%ずつ含有し、最大の重量を占めるものが 2 種類あるため、等しく考慮に値する税細分のうち数字上の配列において最後となる同表第 2009.90 号－2 に分類する。

2103.90 1. ウスターソースその他これに類する物品

輸出統計品目表第 2103.90 号において、「ウスターソースその他これに類する物品」とは、野菜若しくは果実の搾汁、煮出汁、ピューレー又はこれらを濃縮したものに砂糖類、食酢、食塩及び香辛料を加えて調製したもの又はこれにでん粉、調味料等を加えて調製したものであって茶色又は茶黒色をした液体調味料をいい、ウスターソース、中濃ソース及び濃厚ソースをいう。

2105.00 1. アイスクリーム

アイスクリームには、生乳、牛乳もしくは特別牛乳又はこれらを原料として製造した食品を加工し、又は主要原料としたものを凍結させたもののうち、乳固形分 3.0%以上を含むもの（発酵乳を除く。）を分類する。

ただし、アイスクリーム用のミックス及びベース等通常そのままでは食用に供さないものを除く。

21.06 項又は 33.02 項 1. 飲料製造に使用する種類の調製品

(1) 「飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの」として取り扱う物品は、次の各条件を満たすものとし、このうち、香気性物質をもととしたものは第 33.02 項に、それ以外のものは第 21.06 項に分類する。

(A) アルコール分が 0.5%を超える調製品であること。

(B) 香気性物質（精油、レジノイド、精油製造時に生ずるテルペン系副産物、合成され又は天然物から単離された香気性化合物及びこれらの混合物をいう。以下同じ。）、砂糖、希釈剤（アルコール、水等）及び補助剤（着色料、乳化剤、保香剤、クラウディング剤、保存剤等をいう。以下同じ。）は別として、次の物質のいずれかを含有すること。くえん酸、酒石酸、りん酸その他の酸味料、甘味料、苦味質、植物性エキス、果汁、カラメル、カフェイン、ビタミン、滋養強壮物質その他の飲料に重要な特徴を与える物質

(C) 当該調製品を単に水（鉱水及び炭酸水を含む。）、アルコール、アルコール飲料又はこれらの混合物でうすめる（砂糖及び補助剤を添加するかしないかを問わない。）ことにより、飲料（そのまま飲用に供するものに限る。以下同じ。）が製造されるものであること。

(2) 上記 (1) に該当しない飲料製造用の調製品の取扱いは次による。

(A) 香気性物質を単に希釈剤でうすめた調製品（補助剤を含有するかしないかを問わない。）は、第 33.02 項に分類する。

(B) 香気性物質を含有する調製品で、当該調製品から飲料を製造する際に香気性物質は添加する必要はないが、上記 (1) (B) において含有することが条件とされている物質を添加する必要があるものは、第 33.02 項に分類する。ただし、当該調製品に含有されている物

質と同じ物質を添加する場合には、その添加量が相対的に少ないときに限る。

(C) 香気性物質を含有する調製品で、当該調製品の標準的な使用法に基づいて飲料を製造する際に当該調製品の希釈倍率がおおむね 1000 倍以上であり、かつ、砂糖を添加する必要があるものは、第 33.02 項に分類する。

上記 (A) から (C) までに該当しないものは、第 21.06 項に分類する。

(3) 上記 (1) 及び (2) の適用上、飲料製造用の調製品のうち、同時に輸入され、かつ、使用の際に混合する二以上の構成部分から成るものは、通則 3 (B) の解説を参照すること

2106.90 1. ビタミンをもととした栄養補助食品

関税率表第 2106.90 号-2-(2)-E に掲げる「ビタミンをもととした栄養補助食品」とは、健康維持を図るためビタミン（プロビタミンを含む。以下同じ。）を摂取することを主目的として製造された栄養補助食品（直接食用に供されるものに限る。）で、次に掲げる（1）及び（2）の要件を満たすものをいう。したがって、ビタミンを強化した食品（例えば、ビタミンCを強化した粉末ジュース）、ビタミンを配合した調製食料品でビタミン以外の成分の摂取を主目的とするもの及びビタミンを配合した調製品で食品の製造に使用するものは含まれないので留意する。

- （1）小売容器入りのもの又は小売容器入り以外のもので、輸入後、成分無調製のまま小売容器に詰めて販売されることが確認できるもの
- （2）ビタミン摂取を主目的とした栄養補助食品として販売されることが、当該製品の品名、表示又はチラシ、パンフレット等の広告宣伝物により確認できるもの

2106.90 2. ビタミンをもととした栄養補助食品の具体例等について

関税率表第 21.06 項に分類される「ビタミンをもととした栄養補助食品」の具体例等については次のとおりである。

なお、当該品目中には I Q 品目に該当するものがあるので留意する。

- （1）小売容器入りのもの等については、例えば次のようなものがある。
 - ① 「小売容器入りのもの」としては、錠剤、カプセル、分包等の状態で瓶、紙箱等の小売容器に詰めたもののほか、粉末状、顆粒状、油状又はペースト状で直接小売容器に詰めたものもある。
 - ② 「小売容器入り以外のもので、輸入後、成分無調製のまま小売容器に詰めて販売されるもの」としては、錠剤、カプセル、分包等の状態で輸入され、輸入後、成分無調製のまま、直接又は錠剤にし、カプセル詰めし若しくは分包にしたうえ小売容器に詰められるものもある。
- （2）ビタミンをもととした栄養補助食品には、例えば次のようなものがある。
 - ① ビタミン+賦形剤等（例えば、でん粉、乳糖、アラビアゴム等。以下同じ。）から成るもの
 - ② 天然の状態でビタミンを比較的高率で含有する物品（小麦胚芽油、かんきつ果実粉等）+ビタミン+賦形剤等から成るもの
 - ③ 天然の状態でビタミンを高率で含有し、専らビタミンの摂取を目的として食用に供されるもの。（例えば、肝油、ローズヒップ、アセロラ等）+ビタミン+賦形剤等から成るもの。ただし、ビタミンが添加されていないものもある。

2106.90 3. 「調製食用脂」の関税分類について

関税率表第 2106.90 号の調製食用脂は、乳脂肪分とその他の油脂の混合物（塩、レシチン、ビタミン、着色料、香味料等が微量添加されたものを含む。）をいう。

2106.90 4. 豆腐

輸出統計品目表第 2106.90 号（統計細分 200）において、「豆腐」とは、大豆を主原料とする液体に凝固剤を添加し、凝固させたものをいう。

ただし、次のようなものは当該細分には含まない。

- ・大豆を主原料としないもの（胡麻豆腐、玉子豆腐等）
- ・凝固剤を添加しないもの（湯葉等）
- ・乾燥させたもの（高野豆腐等）
- ・油で揚げたもの（あぶらあげ、がんもどき等）
- ・焼いたもの（焼き豆腐等）

22 類 1. 関税率表第 22 類注 1 (A)「料理用に調製したこの類の物品（第 22.09 項のものを除く。）で飲料に適さない処理をしたもの（主として第 21.03 項に属する。）」の解釈について

関税率表第 22 類注 1 (A)「料理用に調製したこの類の物品（第 22.09 項のものを除く。）で飲料に適さない処理をしたもの（主として第 21.03 項に属する。）」とは、アルコール飲料に調味料、香辛料その他これらに類する物品（以下「調味料等」という。）を加えたもので、飲用に供することが困難なもののうち、料理用に用いられることがラベル等の記載から明らかに認められるものをいう。

なお、ラベル等に料理用である旨の記載がされているものであっても、調味料等を加えてないもの、及び調味料等を加えたものであっても、みりん等の原料に使用するものは第 22 類のアルコール飲料に分類する。

2202.99 1. 豆乳

輸出統計品目表第 2202.99 号において、「豆乳」には、調製豆乳及び豆乳飲料を含み、大豆固形分が 2%以上のものをいう。

22.03 項～22.08 項 1. 輸入アルコール飲料に係る外国検査機関の実施した分析値の取扱いについて

アルコール飲料の関税率表の所属及び酒税の税率区分の決定上の基礎となるアルコール分、ガス圧及びエキス分について、輸入申告の際、指定された外国検査機関の実施した分析値を表示する証明書（以下「証明書」という。）が提出された場合には、原則として分析を省略して差し支えない。

なお、その具体的取扱いは次による。

1. 検査機関の指定等

(1) 輸出国又は州の政府から送付された、当該政府直轄の検査機関のリスト、又は当該政府が認定した検査機関のリスト及び同認定基準・手続等に基づき、関税局業務課が指定した検査機関とする。なお、事後的なサンプルの分析によって、当該分析値と提出された証明書の分析値が相違する等、当該証明書の信頼性に疑義が生じたときは、関税局業務課へその旨連絡するものとする。この場合、当該機関の指定を解除することもありうる。

(2) 指定した検査機関は、別途税関あて通知する（実施日を含む。）。

なお、現時点における指定検査機関は別紙の通り。

2. 分析項目

(1) アルコール分（温度 20 度におけるアルコール容量分）

(2) ガス圧（温度 20 度における密閉容器内の炭酸ガスのゲージ圧力）

(3) エキス分（温度 15 度における原容量 100 立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数）

3. 対象物品

関税定率法別表第 22.03 項から第 22.08 項までに属する物品

輸入アルコール飲料に係る外国検査機関リスト

(1995. 2. 22 現在)

I. 米国 (Department of the Treasury Bureau of alcohol, Tobacco and Firearms)

(1) 蒸留酒に関する指定検査機関

指定検査機関名	住 所
Barton Brands, Ltd.	Barton Road, P. O. Box 788 Bardstown, Kentucky 40004
Brown-Forman Beverages Worldwide	850 Dixie Highway (40210) , P.O. Box 1080 Louisville, Kentucky 40201
E. & J. Gallo Winery	P. O. Box 1130 Modesto, California 95353
Heublein, Inc.	330 New Park Avenue Hartford, Connecticut 06142
Heublein, Inc.	430 New Park Avenue Hartford, Connecticut 06142
Jim Beam Brands Co.	Highway 245 Clermont, Kentucky 40110
Leestown Company, Inc.	P. O. Box 619 Frankfort, Kentucky 40602
Joseph E. Seagram & Sons, Inc.	Westchester Technical Center3 South Corporate Park Drive White Plains, NewYork 10604-3877
United Distillers Production, Inc.	8860 Fitzgerald Road (40216) P. O. Box 740010 Louisville, Kentucky 40201-7410
Grain Processing Corporation	1600 Oregon Street P. O. Box 349 Muscatine Iowa 52751-0349

(2) ワインに関する指定検査機関

指定検査機関名	住 所
Beaulieu Vineyard	1960 St. Helena Highway Rutheford, California 94573
Bronco Wine Company	P. O. Box 789, Ceres, California 95307
Brown-Forman Beverages Worldwide	850 Dixie Highway (40210) ,P. O. Box 1080 Louisville, Kentucky 40201
Canandaigua Wine Co. Inc.	116 Buffalo Street Canandaigua, New York 14424
FTS Laboratories	1204 Church Street St. Helena, California 94574

E. &J. Gallo Winery	P. O. Box 1180 Modesto, California 95353
Glen Ellen winery-carneros	21468 Eighth Street East
Sonoma, California 95476	
Guild Wineries & Distilleries, Inc.	P. O. Box 55 Woodbridge, California 95258
Heublein Wines	12667 Road 24, P. O. Box 99 Madera, California 93639
Mogen David Wine Corporation	85 Bourne St. Westfield, New York 14787
Robert Mondavi Winery	P. O. Box 106, Oakville, California 94562
Mumm Napa Valley	8445 Silverado Trail Napa, California 94558
Northwest Wine Consultants	509 Merclyn Lane zillah, Washington 98953
Scott Laboratories, Inc.	P. O. Box 4559 Petaluma, California 94955-4559
Sebastiani Vineyards	P. O. Box 1290 Woodbridge, California 95248
Silverado Vineyards	6121 Silverado Trail Napa, California 94558
Stimson Lane Ltd.	Highway 221, 1 mile, north of Paterson P. O. Box 231 Paterson, Washington 99845-0231
Sutter Home Winery, Inc.	P. O. Box 248 St. Helena, California 94574
Vinquiry	P. O. Box 695 16003 Healdsburg Ave. Healdsburg, California 95448
Vitnters International Company, Inc. A division of Canandaigua Wine Company, Inc.	800 South Alta Street P. O. Box 780 Gonzales, California 98926
The Wine Group, Inc.	17000 East Highway 120 P. O. Box 897 Ripon, California 95366
Wine World Estates	2000 Main Street Box 111, St. Helena, California 94574

II. オーストリア (Hans Dietmar SCHWEISGUT Minister-Counsellor)

(1989. 7. 4)

指定検査機関名	住 所
Landwirtschaftlich-chemische Bundesanstalt	1020 Wien, Trunnerstrasse 1-3 Austria
Landwirtschaftlich-chemische Bunde-sanstalt, weinabteilung Burgenland	7000 Eisenstadt, Neusiedlerstrasse 55 Austria AOU
Hohere Bundeslehr-und Versuchsanstalt fur Wein-und Obstbau	3400 klosterneuburg Winerstrasse 74 Austria
Bundesanstalt fur Lebensmitteluntersuchung und Foschung	1090 Wien, kinderspitalgasse 15 Austria
Burdesanstalt fur Lebensmitteluntersuchng	8010 Graz, Beethovenstrasse 8 Austria
Bundesanstalt fur Lebensmittelun-tersuchung	6010 Innsbruck, Liebeneckstrasse 8 Austria
Bundesanstalt fuer Weinbau	Neusiedlerestrasse 55 A-7000 Eisenstadt (1990. 10. 28)

2203.00 1. 関税分類におけるビールの解釈について

関税定率法別表第 22.03 項に規定する「ビール」の原料の麦芽使用率については、「原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の 50%以上のもの」とする。

2206.00 1. 関税率表第 2206.00 号－2－(2)－Aに規定する「発酵酒（清酒を除く。）と第 20.09 項又は第 22.02 項の物品との混合物」の具体例について

標記物品に該当するものは、いわゆるワインクーラー等で、具体的には次のようなものがある。

(1) ワインクーラー類

- ① ワイン+果汁
- ② ワイン+果汁+炭酸ガス
- ③ ワイン+レモネード等
- ④ ワイン+レモネード等+炭酸ガス

- (注) 1. リンゴ酒等のフルーツワインに果汁等を加えたものもある。
2. 第 22.05 項に該当する物品との区別は、原則として商品の表示により判断する。

(2) ビール+果汁等

- ① ビール+果汁
- ② ビール+レモネード等

2208.30 1. ウイスキー

ウイスキーは、一般的に、大麦、ライ麦、とうもろこし等の穀類を、発芽した穀類由来の 酵素により糖化し、酵母によって発酵させ、蒸留したものをたるの中で熟成させたものであり、産地又は原料により種々の名称が存在し、その名称の例は、以下のとおりである。

- (1) バーボンウイスキー：アメリカンウイスキーの一種で、とうもろこし又はとうもろこしとライ麦を原料とするウイスキーをいい、米国の法律の定義では、もろみの原料中とうもろこしの量が 51%を下らないもので、焦がしたオーク材 (charred oak) のたるの中での貯蔵その他の方法により着色したものをいう (着色してないものは、コーンウイスキーと呼ばれる。) こととされている。ジャックダニエル等のテネシーウイスキーも、バーボンウイスキーに含まれる。
- (2) ライウイスキー：もろみがライ麦又はライ麦ととうもろこしから成るウイスキーで、米国の法律の定義では、ライ麦の比率が 51%を下らないことが条件となっている。

上記以外に、スコッチウイスキー、アイリッシュウイスキー、カナディアンウイスキー等と呼ばれるものがある。

2208.40 1. ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒の認定基準について

(1) この号には、第 22.08 項の関税率表解説の(3)の規定により、さとうきび製品(さとうきびの搾汁、さとうきびのシロップ、甘しゅ糖の糖蜜)のみを発酵して得られる蒸留酒が分類される。この号には、ラム、タフィアのほか、ブラジル原産でさとうきびの搾汁のみを発酵して得られるカシャサ(cachaça)もまた含む。また、この号には、さとうきび以外の原料を用いたものは含まれないことから、米と糖蜜を発酵させ、蒸留したものをエチルアルコールに混合したメコンウイスキーと称されるもの、米麴に砂糖製品を混合して得た蒸留酒(例えば、黒糖しょうちゆう)は含まれないことに留意する。なお、さとうきびの製品を原料にした場合であっても、糖蜜等を発酵後、連続蒸留したニュートラルスピリッツは、第 2208.90 号に分類されることから、これを更に水で希釈した製品(例えば、連続式蒸留しょうちゆう)は、第 2208.40 号には分類されないことに留意する。

(2) 小売容器入り以外の状態で輸入されるスピリッツ類で糖蜜又はさとうきび搾汁を原料として製造されたもののうち、次の条件を満たすものは、第 2208.40 号のラムに、又、その他のものは、エチルアルコール又は変性アルコール(第 22.07 項又は第 2208.90 号-1-(2))に該当するものとして取扱う。

イ. 原産国の政府機関又はその代行機関により、次のことが証明されること

- ① 糖みつ又はさとうきび搾汁を原料として製造されたものであること
- ② 蒸留の際の留出時のアルコール分(留出物を受入容器に容在する状態で判定する。)が 95 度未満のものであること
- ③ 分析時のアルコール分が 90 度未満であること

ロ. 輸入しようとする貨物(以下「輸入品」という。)が、そのまま又は水で希釈した場合に飲用に適することが、国内の検査機関により証明されること

ハ. 輸入品の香気成分のガスクロマトグラフが、ラムとして市販されている小売容器入りの酒(小売容器のシール及びラベルがついているものに限るものとし、輸入者により提出されるものを含む。)に類似していること

ニ. 輸入品から次の各成分が検出されること

- ① N-Propyl alcohol
- ② Isobutyl alcohol (sec-butyl alcohol を含む。以下同じ。)
- ③ Isoamyl alcohol (sec-isoamyl alcohol、tert-amyl alcohol 及び active amyl alcohol を含む。以下同じ。)
- ④ β -Phenylethyl alcohol
- ⑤ Ethyl caproate
- ⑥ Ethyl caprylate
- ⑦ Ethyl caprate

ホ. ガスクロマトグラフ法により定量した n-propyl alcohol、isobutyl alcohol 及び isoamyl

alcohol の合計含有量がアルコール分 10 度（10 度未満は切り捨てるものとする。）につき 12.5ppm 以上であること

2208.60 1. ウオッカ

ウオッカとは、主としてライ麦と大麦麦芽又はライ麦麦芽を原料にして糖化・発酵させ、発酵液を精留機で精留した中性のアルコールを白樺の炭層を通してろ過したものである。

2208.70 1. リキュール

リキュールは、一般に各種発酵液、その蒸留酒又はアルコールに植物の根、茎、種、樹皮及びこれらのエキス又はエッセンス等で香味を付け、糖類を加えて甘味を付けたアルコール飲料で、発酵酒又は蒸留酒とはその性格を異にするものである。

ここに分類されるリキュールは、一般通念に従い適用するものであるが、リキュールであるかないかの判定が困難なものについては、甘味を与える目的で糖類又は糖類含有物を加えてある混成酒をリキュールとして取り扱い、なお、判定の困難なものについては、糖類を含有する混成酒でエキス分が 5%以上あるものをリキュールとして取り扱う。

23.03 項 1 . 清酒かす

本項に分類される「清酒かす」とは、もろみから清酒を経済的にしぼりとった残りのかすで、通常清酒かすとして商取引されるものをいい、その認定は当該物品 100 グラム中に占める純アルコールの含有量が 12 ミリリットル以内のものを清酒かすとする。

なお、板かすと称されるものは、通常この範囲内にあるので、特に疑義のある場合を除き、分析を省略して差し支えない。

2309.90 1 . 飼料用に供する種類の調製品

第 23.09 項に規定されている用語の解釈及び認定は次による。

- (1) 「小売用の容器入りにしたもの」とは、容器の体裁、堅ろう性等から総合的に判断して決定するが、少なくとも、品名（銘柄）、投餌する動物名、保証成分（主要なもの）及び使用方法が当該物品に記入されているものでなければならない。この場合 1 個の重量は、通常 12 キログラム以下のものが多いが、場合によっては 25 キログラム程度のものもある。
- (2) 「気密容器入りのもの」の解釈及びその認定方法は、本例規の第 2005.99 号－1 による。
- (3) 「乳糖の含有量が全重量の 10% 以上のもの」とは、乳糖の一水化物 ($C_{12}H_{22}O_{11} \cdot H_2O$) として計算した乳糖の含有量の輸入時の状態における全重量に対する割合が 10% 以上のものをいう。
- (4) 「粗たんぱく質の含有量が全重量の 35% 未満のもの」とは、窒素 (N) の含有量 $\times 6.25$ として計算した粗たんぱく質含有量の輸入時の状態における全重量に対する割合が 35% 未満のものをいう。

2309.90 2 . 飼料用に供する種類の調製品に係る「小売用の容器入りにしたもの」の解釈について

関税定率法別表第 2309.90 号に規定する「小売用の容器入りにしたもの」の定義については、「飼料用に供する種類の調製品」により規定されているが、小売用の容器入りの飼料 1 個当たりの重量については、投餌する動物の種類、再販売先等を勘案のうえ、人間が直接持ち運びできるものであれば、小売用の容器入りのものと認めて差し支えない。

2309.90 3 . 発酵バガスの分類について

生バガスに糖みつ（4.4%）及び微生物等を加え発酵させキューブ状にした物品（総糖分約9%ドライベース）については、

- （1）消化・吸収を向上させるため、微生物の働きによりリグニン及びセルロースの一部を分解していること
- （2）糖みつの添加は、甘味の付与のほか、微生物の栄養源としての要素が強く、単なる結合剤ではないこと等から、飼料に供するため積極的な加工が行われたものと認められるため2309.90-292 に分類する。

2403.19 1. 手巻きたばこ（オランダ産「DRUM」等）の関税分類について

刻み幅 0.3 ミリメートル～1.0 ミリメートル程度の香味付けたばこをパウチパックに包装し、これに巻紙を同封した製造たばこ（約 1 グラムのたばこを同封の巻紙で巻き、紙巻たばこ状にして喫煙に供する。オランダ産「DRUM」の場合は、たばこ 50 グラムと巻紙 50 枚がセットになっている。）は、関税率表第 2403.19 号－2 「その他のもの」に分類することとする。ただし、巻紙が同封されていないものは関税率表第 2403.19 号－1 「パイプたばこ」に分類することとなるので留意する。なお、たばこ税法上の取扱いは、従来どおりパイプたばことなる。

2505.10 1. Natural sand

本品は粒径 0.2~0.5 ミリメートルの天然の砂（河口砂）で、土木建築用砂として販売、使用されるものである。分析の結果その組成は、 SiO_2 90.86%、その他 Fe_2O_3 、 Al_2O_3 等である。本品は、粘土分（JIS G5901 の方法による。）0.3082%であるが、安山岩質等の砂を含有し、酸化鉄に由来すると考えられるかつ色を帯びている。

本品は石英粒を主とする砂で、 SiO_2 の含有量は 85%（乾燥状態において）以上であり、また、粘土分も低いので、本号に属する。

2516.90 1. 観賞用の自然石（木製台付）

本品は、高さ約 35 センチメートル、幅約 20 センチメートルの未加工の玄武岩と、その形状に合わせて作ったくぼみを有する専用の木製の台とをセットした物品で、床の間等に置いて観賞用に供される。

本品は、石と台とが全体として装飾的な置物を構成し、一体として取引されるものであるから、一括して分類する。

本品に重要な特性を与えている構成要素は玄武岩の部分であると認められるので、未加工の玄武岩として本号に属する。

2530.90 1. Masinloc chrome lump ore

本品はフィリピンのマシンロック鉱山産のクロム鉱石で成分は Cr_2O_3 32%、 Al_2O_3 29%、 MgO 19%、 Fe_2O_3 13%、 CaO 1%、 SiO_2 5%前後で、塩基性耐火煉瓦の原料として使用される。冶金用フェロクロム用として通常 Cr_2O_3 48%以上（工業大辞典）のものが使用される。本品のごとく品位の低いものは通常耐火物の原料として使用され、金属採取用とは認め難いので本号に属する。

2530.90 2. Coral reef rock

本品は、珊瑚礁より採取された石珊瑚で黄褐色のもの及び白色で気泡のあるものが混入している。黄褐色のものの表面は未成熟殻質部分で、内部は黄白質の殻質で形成された粒状及び塊状のものである。

テニスコート、競技場のアンツーカーの下地、道路舗装用として試験的に使用するとの事である。

2614.00 1. イルメナイト

「イルメナイト (Ilumenite)」とは、チタン鉄鉱とも呼ばれ、 FeTiO_3 を主成分とする三方晶系鉱物である。これは、砂鉱床から採掘される砂状のイルメナイトとマグマの分化鉱床から採掘されるロックイルメナイトに大別される。

またイルメナイトの品質は、その風化の度合いにより鉄の含有量が変化するため、産地によって差異 (TiO_2 の含有量が 45~62%) が認められる。

2620.99 1. Tin Slag

形状及び生成過程

本品は、2~30kg の不規則塊状のものであって、その表面はパーム油でおおわれ黄色味を呈している。その生成過程は鉄板等の熔融すずめっき工程において、鉄分が熔融すず中に拡散し、金属間化合物となってめっき槽の底部に析出したものをくみ取って得られたものである。くみ取りに際して中間層のすず及び熔融すずを被覆して塩化亜鉛、パーム油が部分的に混入されている。

分析値

揮発分	10.5 %
すず	75.44% (うち酸化すずは 4 %以下)
鉄	5.1 %
残さ	SiO_2 、 MgO 、 CaO 、 Al_2O_3 、etc.

熔融すずめっきの操業温度 (250~350°C) におけるすずと鉄との化合物は理論的には FeSn_2 (81%Sn、19%Fe) であるが、本品について行なった分析内容からみて遊離状のすず及び残さ成分からみて保管又は運送中に異物の混入があったものと推察される。

同種の物品について国内のものと比較すると、F社では 8~93%Sn で精錬所へ送られ、K社のものは約 90%Sn、6%Fe を含んでおり再生原料として市中に販売されている。

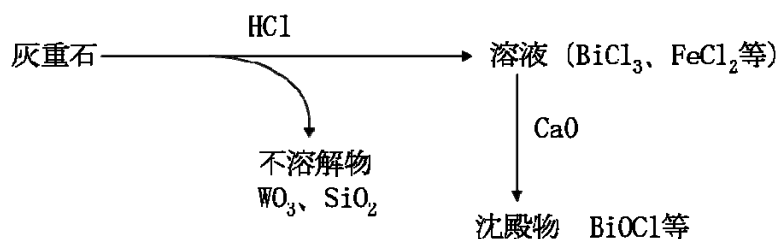
用途

本品の用途は、そのまま地金としては使用されず、すず精鉱と共に反射炉に投入され或は精製炉で鉄分を溶離する方法によって精製すず又は再生すずとなる模様である。

本品については、その品質及び用途から本号に属する。

2620.99 2. Bismuth Residue

本品は黄土状の粉状物質で、南アフリカからビスマス金属の冶金用として輸入されたものである。タングステン精錬の工程において原料鉱石である灰重石 ($\text{CaWO}_4 \cdot \text{WO}_2$ として 80%、Bi 0.3~2%、Fe 0.34%等) を塩酸で処理し、タングステン分を不溶解性の粗酸化タングステンとして取り出した残りの溶液に生石灰を加えて沈殿させて製造されたものといわれる。



この成分は次のとおりである。

BiOCl	65%
Ca(OH) ₂	28%
Fe(OH) ₂	5%
ZnOCl	1%
PbOCl	1%

本品輸入後、国内で得られたビスマス酸化物とともにコークスを加えて熔融還元する方法により精錬される。

本品の製造過程で加えられた生石灰は、成分中に消石灰として残っているが精錬工程に役立つものではなく、単に沈殿を行なわせるために添加されたものであるので冶金用鉱物の処理後の残留物と認めて本号に属する。

2621.90 1. Atmosphere CN Glass Micro Balloons

本品は、淡灰かっ色の砂状の物品であり、火力発電所で石炭を燃焼して得られた飛散灰（いわゆるフライアッシュ）から、水より比重が軽く、かつ、粒子の直径が 20～250 ミクロン程度のものを選別したものである。

電子顕微鏡観察によると、中空の球状体のものが大部分であるが、それが破損したと推定される破片も若干混在している。

本品は、プラスチック、コンクリート等に混合して、製品の軽量化、補強又は断熱性、吸音性を有する材料の製造等に使用される。

関税率表解説の第 26.21 項によると、鉱物の灰及びクリンカーの例示として石炭灰が含まれている。

本品は、石炭灰の一種であるフライアッシュのなかから中空状のものを単に物理的に選別して得られたものであり、特定の成分のものを選別し、他物を混合し、又は化学的処理を施したものと認められないので、なお石炭灰の性格を失っていないと認められる。

したがって、本品は、本号に属する。

27 類 1. 石油又は歴青油の性状試験等

- (1) 次に掲げる石油又は歴青油の性状試験はそれぞれ品名の右に掲げる日本工業規格に定める試験方法によること。
- (a) 揮発油、灯油及び軽油の分留性状：JIS K2254
 - (b) 軽油の10%残油残留炭素分：JIS K2270
 - (c) 重油及び潤滑油の引火点：JIS K2265
 - (d) 流動点：JIS K2269
 - (e) グリースの混和ちょう度：JIS K2220
- (2) 備考1 (e) においてアスファルテンの含有量の測定は英国石油協会規格 IP143 に定める試験方法に準拠して行なうこと。
- (3) 備考1 (f) において「蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離する」とは、蒸留法、溶剤抽出法、脱ろう法その他の物理的方法により同時に石油又は歴青油を二種以上の固有の石油又は歴青油の成分に分離して採取する場合をいい、接触分解法その他の方法により石油又は歴青油の成分が化学的に変化する場合及び白土精製、硫酸洗浄その他の方法により単に石油又は歴青油の成分の一部又は不純物を除去して精製する場合を含まないものとする。

27.09 項又は 27.14 項 1. 「原油」と「天然アスファルト」の区分について

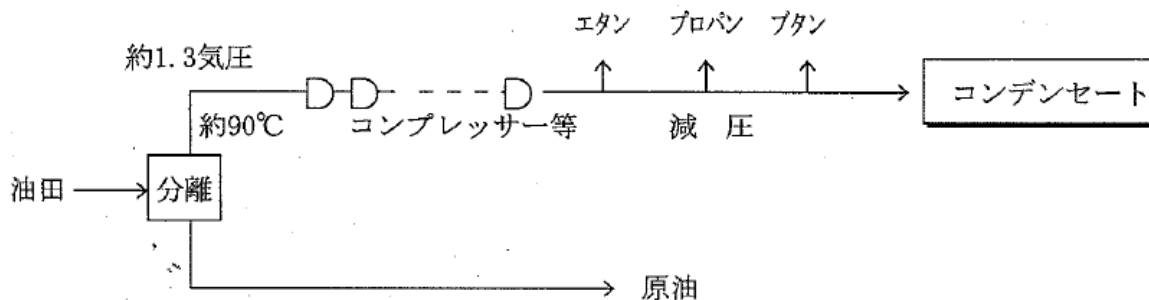
- (1) 「原油」と「天然アスファルト」の区分について考察するに、
- イ. 本邦に商業輸入されている原油の API 比重は、10 以上であり、世界の原油に関する文献値でも、API10 未満のものは見当たらない。また、API 等の権威筋は、API10 以上を原油、10 未満を非原油と位置付けている。
 - ロ. 27.09 項（原油）の関税率表解説は、「油層から得られるか又は歴青質鉱物の分解蒸留によって得られる」ものを同項に分類している。
 - ハ. 27.14 項（天然アスファルト）の関税率表解説は、「かつ色又は黒色をした固定又は非常に粘ちょうな物質で、天然に産する炭化水素と不活性の無機鉱物質（アスファルトの場合は、相当量）との混合物」であるとしている。
 - ニ. さらに、原油と天然アスファルトの本質的な相違点は、軽質分（常圧留分）が少ないため、そのままでは、石油精製に適しないものかどうかにあると考えられる。この点に関し、文献値では、原油の常圧留分 15%以上であり、石油技術者は、10%程度を目安と考えている。
- (2) 以上の点を勘案して、「原油」と「天然アスファルト」を区分し、後者を補足するためには、次の要件を充足するか否かを確認することが適当と考えられる。
- イ. API 比重 10 未満であること
 - ロ. 油層から得られるか又は歴青質鉱物の分解蒸留によって得られたものでないこと
 - ハ. 常温で固形又は非常に粘ちょうな物質であること
 - ニ. そのままでは、石油精製に適しないこと（常圧留分 10%を目安とする。ここにおける常圧留分は ASTM D 1160 に準拠した減圧蒸留測定法で留出したもので、常圧下、留出温度 340℃以下に換算相当するものとする。）

2709.00 1. コンデンセートに係る取扱いについて

1. コンデンセート生産工程の概略

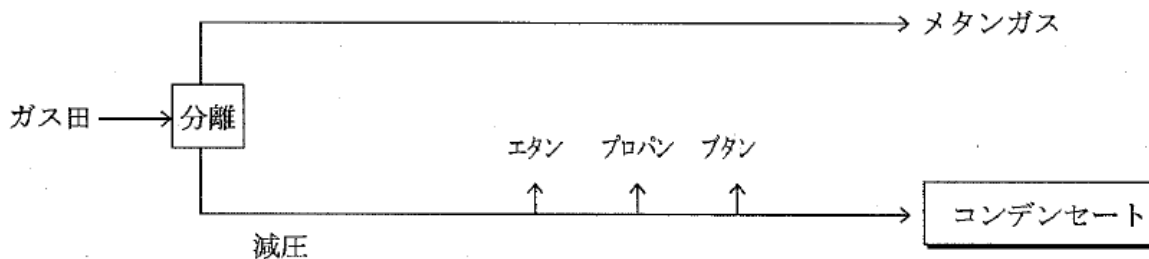
(イ) 油田随伴ガスから生産されるもの

生産工程の概略は次のとおりであり、軽質なものが多い。



(ロ) ガス田ガスから生産されるもの

生産工程の概略は次のとおりであり、重質なものが多い。



2. 税表分類について

(イ) 石油製品（第 27.10 項）に分類するもの

(A) コンデンセート製造工程中、加熱等により、一度気化させたものを、大規模なコンプレッサー等を使用して再度液化させた後、エタン、プロパン等の気体成分を除去させているもの

(理由)

一度気化させたものを、大規模なコンプレッサー等により再度液化させ、気体成分を除去する工程は、関税率表解説にいう「蒸気圧を正常化するためのガス抜き処理」を超えるものであり、また、「本質的な変化をもたらさないその他の簡単な処理」とも認められないので、原油（第 2709.00 号）に該当しない。

(B) スポット買い等の理由等により、製造工程図等が必ずしも明確でない場合には、その性状が関税定率法上の揮発油に該当するものは、上記 (A) の工程により製造されたものと推定するものとする。

(ロ) 原油（第 2709.00 号）に分類するもの

上記 (イ) 以外のもの

3. 着色について

従来行っていた原油等による着色は、不要とする。

4. 同時措置の特例について

電力用のコンデンセートであって、石油製品（第 27.10 項）に分類されるものについては、関税法基本通達 42-3（保税蔵置場における貨物の同時蔵置）の規定にかかわらず、電力用の原油との同時蔵置を認めることとして差し支えない。

5. 事前教示について

輸入時のトラブルを避けるため、従来どおり事前教示に関する照会書（税関様式 C 第 1000 号）の提出を求めることとする。

27.10 項 1. 石油又は歴青油の調製品中の石油又は歴青油の含有量について

- (1) 石油又は歴青油とこれらから分離した物質との混合物（残留油及び固形物を含む。以下同じ。）及びこれら混合物に全重量の5%未満の他の物質を加えた物品（石油又は歴青油が使用目的の上で基礎的な成分を成すものに限る。）で、他の号に該当しないものは、第2710.12号-1、第2710.19号-1及び第2710.20号-1の石油又は歴青油として取り扱い、下記(2)の計算を適用しない。
- (2) 石油、歴青油又はこれらから分離した物質を含有する物品で第2710.12号-1、第2710.19号-1及び第2710.20号-1に該当しないものは、調製品（第2710.12号-2、第2710.19号-2、第2710.20号-2、第34.03項、第3824.99号又は第3826.00号）として取り扱い、その石油又は歴青油の含有量の計算においては、当該調製品中に含有されているアスファルト、パラフィンろうその他の固形物は石油又は歴青油に含めないこととする。

27.10 項 2. グリース

この項において、「グリース」とは、潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品（石油又は歴青油の固有成分であるアスファルテンを除く。）を加えて増粘したもので、日本工業規格に定めるちょう度の試験方法（JIS K2220）による混和ちょう度が390以下のものをいう。

27.10 項 3. 切削油

この項の切削油は、金属材料又は合成樹脂を、切削くずを除去しつつ切削、切断、穿（さく）孔等の加工をする際に加工面に注加する油をいう。

27.10 項 4. 絶縁油

この項の絶縁油は、変圧器、油入りしゃ断器、コンデンサー、ケーブル等に電気絶縁用の構成材料として使用する油をいう。

27.10 項 5. 流動パラフィン

この項には、通常の薬用流動パラフィン（USP、NF等）のほか、工業用の流動パラフィン（JIS K2231「流動パラフィン」の項に規定する硫酸呈色試験に合格するものに限る。）を含む。

27.10 項 6. 焼入油、作動油、防錆油その他主として潤滑の用に供しない油

これらは、金属の焼入（焼入油）、水圧器の油圧伝達（作動油）、金属表面の保護（防錆油）、合成ゴムへの添加（伸展油）等の主として潤滑以外の用途に供する油をいう。

27.10 項 7. Low sulphur fuel oil

本品はインドネシア産 Minus crude oil を現地で蒸留して軽質油分を除いた残油である。Minus bottom oil と通称されているもので、性状は次のとおりである。

比重（15℃。JIS K2249 のハバード法による。）	0.910～0.925
Congealing point（ASTM D 938 による。）	45～47℃
比重（70℃。JISK2249 の浮ひょう法による。）	0.840～0.850
Worked cone penetration（ASTM D 217 による。）	150～180
Cone penetration（ASTM D 937 による。）	40～50
ろう分	45%～48%

なお、本品はいおう分が低いので、単独又は他の重油と混合して燃料用に使用される。本品は、その物理的性状が第 27.12 項の鉱物性ろうに類似しているが、もっぱら燃料用に使用される蒸留残油であるので本号に属する。

（参考）

常温で半固体ないし固体の石油類の性状及び用途

—は測定せず。

試験項目	試料		Raw oil (Parafin oil Distillate)			
	A Minus crude oil	B (注) Minus bottom oil	C	D	E	F
ろう分 % (ホルデ法)	18	45	37.0	38.8	34.1	32.8
15/4℃ 比重 (ハバード法)	0.8702	0.9150	0.928	0.922	0.899	0.901
引火点 ℃	—	284	185	—	—	—
流動点 ℃	—	45	43	—	—	—
用途	製油用	重油の硫黄分調製ブレンド用	製油用 (パラフィンろう製造用)			

27.10 項 8. 自動車の燃料用揮発油の取扱いについて

輸入統計品目番号 2710.12-137 及び 2710.20-137 の「自動車の燃料用のもの」には、それぞれ関税率表番号第 2710.12 号-1-(1)-C 及び第 2710.20 号-1-(1)-C に分類される揮発油のうち、輸入時の性状が、日本工業規格の「自動車用ガソリン」(JIS K2202) に定める規格に合致するものを分類する(輸入後において、自社ブランドの規格に適合させるため、更に混合調整するかどうかを問わない。)

2713.20 1. 「石油アスファルト」に係る性状確認の際の当事者分析方法

関税定率法別表 2713.20 号に掲げる「石油アスファルト」の性状確認の際の、関税法基本通達「当事者分析」に定める当事者分析の方法については、下記のとおり取り扱う。

記

原則として国際分類例規(昭 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号) 27.10 項~27.13 項「1. 石油製品」の規定に定められた方法によることとするが、適宜以下の方法で代替しても差し支えない。

1. 分析方法

(1) 凝固点測定：

JIS K2269 の定める「凝固点測定」又は JIS K2207 に定める「軟化点測定」。

(2) 密度測定：

JIS K2207 又は JIS K2249 に定める方法。

(3) 針入度測定：

JIS K2207 に定める方法。

2. 「石油アスファルト」としての認定

(1) 針入度が 300 以下のとき

「石油アスファルト」として認定し、凝固点測定、密度測定は省略して差し支えない。

ただし、凝固点、軟化点又は密度が「石油アスファルト」としての規格を満たしているか否かについて疑義がある場合(例えば、確認対象が JIS の規定からは上記 3 つの測定結果の相関関係が判読できない「ブローンアスファルト」である場合) その他審査職員が必要と認めるときは上記 3 つの測定を行わせることができる。

(参考)「石油ワックス」については JIS の規定上針入度が 400 未満であり、「国際分類例規」

上も「石油アスファルト」と同様に凝固点が 30℃以上であることから両者の区別のために密度測定が必要となるところであるが、それについては以下の理由から省略可能である：

- ① 両者は製造装置、製造工程が異なる。
- ② 消防法の扱い上、両者を同一タンクに混入することは不可能。
- ③ 両者は性状が異なることが目視にて確認できる。

(石油アスファルトは黒色。石油ワックスは白色、緑色系)

(2) 針入度が 300 を超えるとき

凝固点測定又は軟化点測定、及び密度測定を行う。

その結果、以下の①、②の両方を満たす場合「石油アスファルト」として認定する。

- ① 凝固点又は軟化点：30℃以上
- ② 密度：0.978g/cm³ 以上 (15℃における測定)

ただし、凝固点に比べ、軟化点は多少低い数値が出る傾向があるので、軟化点測定の結果が 30℃未満であった場合には更に ASTM D 938 又は JIS K2269 による凝固点測定を行い、その結果が 30℃以上である場合にはその結果を随時採用しても差し支えない。

2713.90 1. 潤滑油を溶剤で精製する際に生ずる副生抽出物（流動点が温度 35 度以下のものに 限る。）

溶剤抽出法により潤滑油を精製する際に生ずるエキストラクトで、流動点（日本工業規格 JIS K2269）が温度 35 度以下のものをいう。

2833.11 1 .Glauber's salt, anhydrous

本品は帯灰白色の結晶で、フレーク状または多孔質の小塊が混在しており、そのまま Na_2S の製造原料とするものである。

輸入者の説明によれば、天然芒硝を加熱した鉄板上で脱水して得られたものであるという。分析結果は次のとおりである。

		NaSO_4 (%)	SO_3 (%)	NaCl (%)	CaSO_4 (%)	MgSO_4 (%)	H_2 (%)
本 品		96.1	0.0	0.32	0.44	1.20	1.41
参 考	普 通 品	95.67	0.50	0.35	0.91	0.51	
	副 成 品	98.65	0.0	0.23	0.34	0.04	

本品は未だ精製品とは言い難いが、天然産の性状のままのものではなく、無水物とするために加熱して結晶水を除去したものとみられ、かかる加熱の場合も第 25 類注 1 にいう焼いたものに該当し、かつ、化学的にも単一といえる程度の品位のものであるので本号に属する。

2836.20 1 .ソーダ灰

ソーダ灰 (soda ash) は、工業用の無水炭酸ナトリウム (sodium carbonate) Na_2CO_3 の慣用名で、工業的に合成されるもののほか、天然かん水から分離し、ばい焼して得られるもの及び天然ソーダ (trona natron) を精製し、ばい焼したもの (例えば、マガジ灰) がある。ガラスの原料、染料、医薬、農薬、工業薬品の製造等に広く使用される。

この号のソーダ灰は高純度の無水炭酸ナトリウム (乾燥状態において塩素の含有量が全重量の 0.05% 以下のもの) を含まない (2836.20 - 2)。

2902.90 1. テレピン油と α -ピネンとの区分

テレピン油のうち、第 29 類の注 1 (a) に掲げる化学的に単一の有機化合物の一つの全容量の 95%以上含有するものは、第 29 類に属することとする。

例

テ レ ピ ン 油	主な単成分	比重	税番
	α -ピネン 98%	0.857	2902.19 号
	α -ピネン 35% β -ピネン 65%	0.862	3805.10 号

2903.79 1. Halothane<Hoechst>

次の組成を有する無色透明の揮発性の液体で、包装されたものとして 50ml 入りのもの及び 250ml 入りのものがあり、ともに茶かっ色円すい形のびん入りで、用法等の表示はない。

2-ブロム-2-クロル-1, 1, 1-トリフルオルエタン : 99.99W/W%

チモール : 0.01W/W%

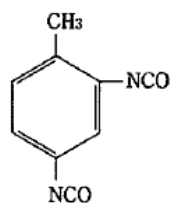
外科手術における吸入麻酔剤として、気化器を使用し酸素又は酸素-笑気混合ガスに混じて投与される。150ml 容量の気化器を使用する場合、最初の 60ml が器内に充満した後、吸入が可能になる。使用量は手術時間等によって一定しないが、30 分間程度の手術には通常 50ml を消費する。なお、気化されるのは主剤であり、チモールは気化器内の容器に残留する。

チモールは、主剤が光によって分解することを防ぐための安定剤として認められる。

したがって、本品は 29 類注 1 (f) に該当し、また、30 類注 3 (a) (2) の適用上「混合していないもの」になる。本品はその特殊な使用方法にがんがみ、第 30.04 項の「投与量にしたもの」には適合せず、また、形状も特に治療又は予防のために特定化されたものとは認められず、かつ、治療又は予防に使用するための表示も現品に付されていないので、第 30.04 項の「投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限る。」には該当しない。よって、一般の有機化学品として本号に属する。

2929.10 1. トルエンジイソシアナート（トリレンジイソシアナート）(Toluene Diisocyanate (Tolylene Diisocyanate))

別名トリレンジイソシアネート、トルエンジイソシアネート、トルイレンジイソシアネート、ジイソシアナイトトルエン又はTDIともいう。ポリウレタンの原料として、イソシアナート基の位置が2, 4のものと2, 6のものとの混合物のまま使用される。2, 4体の融点は温度19.5度から21.5度まで、沸点は温度124度から126度まで(18mmHg)であり、2, 6体の沸点は温度129度から133度まで(18mmHg)である。商品化されているものに3種の混合比があり、それぞれ相当するトリレンジアミンとホスゲンから合成される。ホスフィンにより二量化し、鎖式第三アミンにより三量化する。求核試薬と反応することを利用して、ポリウレタンホーム、繊維、ゴム塗料、接着剤の製造に使用される。



2,4-トリレン
ジイソシアナート

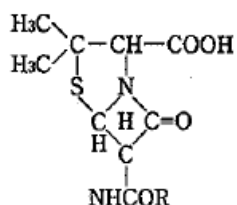
2939.79 1. 硫酸ニコチン

硫酸ニコチン (nicotine sulphate) は農薬用として普通 40%程度の濃度のものが市販されるが、この号には製造工程上必然的に生成する硫酸ソーダ等が混入しているものを含む（小売用の包装にしたもの及び他物を加えて製剤としたものは第 38.08 項）。

2941.10 1. ペニシリン

ペニシリン (Penicilin) : *Peicillium notatum*, *Penicillium glaucum*, *Penicillum chrysogenum* 等のペニシリウム属の菌類の分泌生成物である。

一般式は



で、Rに入る基によって種々のもの（例えば、Rが $-(CH_2)_6CH_3$ であればペニシリンK）があり、カルボキシル基（ $-COOH$ ）を塩又はエステルにしたものも含む。また、商慣行上のペニシリンには、力価が異なる類似構造を持つ各種のペニシリンのナトリウム塩又はカルシウム塩の混合物、プロカインのような有機塩基とベンジルペニシリンの分子化合物（benzylpenicillin procaine）、ベンジルペニシリンのカリウム塩があり、いずれも本号に属する。これらは黄色の粉として密閉されたガラス容器中にたくわえられる。

2941.20 1. ストレプトマイシン

ストレプトマイシン (streptomycin) : *Streptomyces griseus* によって分泌される。白色の粉で水によく溶ける。ペニシリンに使用される方法と類似の方法で製造される。塩酸塩、塩酸塩と塩化カルシウムとの複塩その他の塩を含む。

3001.20 1. Placenta Extract

胎盤から抽出した褐色液状の水溶性エキスで、皮膚の老化防止剤としてクリーム、ローション等に配合するものである。説明書には「胎盤から特殊な操作で抽出し、生理学的に理想的な状態に調製されたエキストラクトで、種々の有効物質を含有している。(中略) 皮膚のしわ、小じわを新生組織に再生する。老化して衰えた皮膚の新陳代謝を盛んにする。」という記載がある。

本品は胎盤（胎児を養育する器官）の抽出物であり、また、老化した皮膚障害の治療用と考えられるから本号に属する。

3001.90 1. せんそ (toad cake)

ひきがえるの毒腺（せん）分泌物を集め、乾燥したもの（通常糊化した小麦粉と練ったものをいう。）で、強心剤、排毒剤である。

30.02 項 1. 標識免疫血清の分類について

（商品説明）

本品は、免疫組織化学に使用される試薬で、抗血清に蛍光物質、酵素等で標識（Marker）したものであり、抗原抗体反応を利用して組織内物質の検出を行うものである。

（分類理由）

けい光色素、酵素等による標識は、単に抗原抗体反応の追跡、抗原の定量等を容易にするために施されるものであって、免疫血清としての特性（すなわち、抗体としての特性）を何ら失わせるものではない。

3002.12 1. 加熱人血漿（しょう）たんぱく製剤及び加熱人血清アルブミン製剤（小売用の形状又は包装にしたものに限る。）

いずれも血漿（しょう）分画製剤の一種で、健康人の血漿（しょう）から分画（fractionation）して得たたんぱく質（アルブミン—前者は83～90%、後者は96%以上— α -グロブリン及び β -グロブリンから成る。）をたんぱく質安定剤（例えば、カプリル酸ナトリウム及びアセチルトリプトファンナトリウム）（さらにpH緩衝剤等を含有することが多い。）入りの塩化ナトリウム溶液に分散し、加熱殺菌（60℃、10時間）した液状製剤が一般に使用される。血漿（しょう）増量剤として、神経原因、中毒原因、外傷、脱水症、感染症等によるショック又は低たんぱく血症の治療に静脈注射により使用される。

3002.12 2. 免疫血清の関税分類について

輸入統計品目表第3002.12号（統計細分100、200、910及び990）には以下の規定に合致するものが分類される。

（1）免疫血清（統計細分100）

免疫血清とは、病原性のバクテリア及びウイルス（ビールス）、毒素又はアレルギー等の原因（抗原）により病気に対し免疫となり又は免疫になっている人血又は動物の血液から得られた血清をいう（関税率表解説第30.02項参照）。免疫血清は、当該特定の抗原と特異的に結合する活性を有するたんぱく質（免疫グロブリン（ガンマーグロブリン又はベータグロブリン））を含有する。

本細分には、上記の免疫血清が分類されるが、これに防腐剤、安定剤等の添加、成分調整程度の処理を施したものは本細分にとどまる。しかしこれを超える処理を上記免疫血清に施して得られたものは本細分から除外される。

ただし、関税率表解説第30.02項に記載されている特定の疾病治療に用いられる特定免疫グロブリン（例えば、破傷風免疫グロブリン等の特殊人免疫グロブリン製剤）は免疫血清療法における免疫血清に準じて取り扱われていることから、当該特定免疫グロブリンは本細分に分類される。

なお、抗血清と称されるものについては、上記の免疫血清の規定に合致するもののみが本細分に分類されるので、留意する。

（2）血液グロブリン及び血清グロブリン（統計細分200）

血液グロブリン及び血清グロブリンとは、血液、血漿（しょう）又は血清から得られるアルファグロブリン、ベータグロブリン及びガンマーグロブリンの3成分から構成されているものをいう。したがって、正常人免疫グロブリンは、ガンマーグロブリンであることから本細分に分類されず、「その他のもの」（統計細分990）に分類される。

(3) その他のもの (統計細分 910 及び 990)

本細分には、統計細分 100、200 及び 300 のいずれにも該当しない血液分画物が分類される。

イ 免疫血清から得たもの (ペーターグロブリン又はガンマーグロブリンを含有するものに限る。) (統計細分 910)

本細分には、免疫血清に含まれる免疫グロブリン (抗体と称されるものを含む。) を得るために、当該免疫血清に分画精製処理を施して得たものが分類される。

一般的名称	酵素免疫測定法 (EIA 法) による血中 α -フェトプロテイン (AFP) 測定用キット
商品説明	<p>(1) キットの構成：</p> <p>A. ペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体 補助試薬として下記のものを含む。</p> <p>B. AFP 抗体ビーズ</p> <p>C. AFP 標準液等</p> <p>(2) 主要構成成分：試薬 A は測定に必要不可欠なペルオキシダーゼ標識 AFP 抗体であり、やぎに AFP を投与して得た免疫血清を分画精製し、得られた AFP 抗体にペルオキシダーゼを結合させた後、緩衝液で適切な濃度に希釈したもので、保存剤を含む。</p>

本品中の試薬 A は上記規定に合致するものであり、本品の特性は試薬 A にあることから通則 3 (b) の規定に基づき、本品は本細分に分類される。

ロ その他のもの (統計細分 990)

本細分には、統計細分 100、200、300 及び 910 に分類されないもの (例えば、正常血清、血漿 (しょう) 等) が分類される。

(注) 単クローン抗体は、30 類注 2 の規定により、免疫産品として第 3002.13 号～第 3002.19 号に分類される。

3004.39 1. Synovex-H (登録商標名)

本品は、めす牛の肥育用ホルモン製剤で、

プロピオン酸テストステロン 200mg

安息香酸エストラジオール 20mg

を含有するペレット 8 個がプラスチック製の筒に入れられたものである。

めす牛の耳の背面の皮下に移植埋没させることにより (通常肥育完了予定日の約 70～150 日前に) 発情を抑制し、肥育生理作用を盛んにするためのものである。

直接の使用目的は、牛の肥育にあるが、主効成分は本来治療薬としての作用もあり、病的な牛の体質改善という治療効果も予想されるので、医薬品 (ホルモン製剤) として本号に属する。

3203.00 1 . 粗製のクロロフィルペースト

本品は、蚕のふんのアセトン抽出物であり、特異なおいを有する黒色のペースト状物品で、クロロフィル8%、キサントフィル、ろう、揮発成分（主として水）47%等から成る。

通常、含有するクロロフィルの分子中のマグネシウム原子を銅原子で置換し、精製して銅クロロフィル18%を含有するペースト状の物品とし、これをチューインガム等の着色剤として使用する。そのほか、精製クロロフィル、銅クロロフィリンナトリウム、フィトール及びキサントフィルの製造原料としても利用することができる。

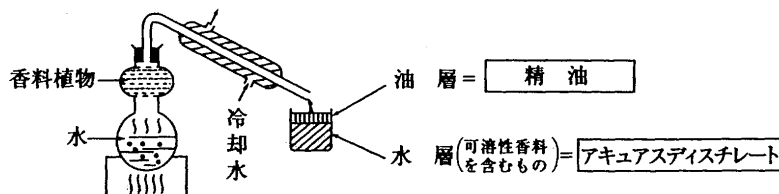
本品は、その製法、組成及び用途からみて、天然色素（クロロフィル及びキサントフィル）を得ることを主目的とする粗製抽出物と認められる。

本品は、通常そのまま食品の着色剤としては使用されないが、関税率表解説の第32.03項の例示物品をみると、同項には本品のような天然色素の粗製抽出物を含むと解される。本品は、動物性生産品である蚕のふんから抽出された物品であるので、動物性着色料として本号に属する。

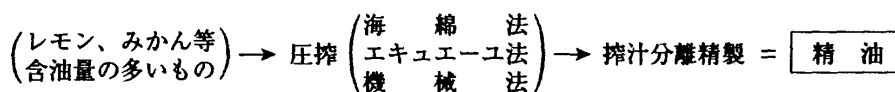
33.01 項 1. 植物性精油等の抽出方法

この類に含まれる植物性精油等を採取法別により図示すると、

(1) 蒸留法

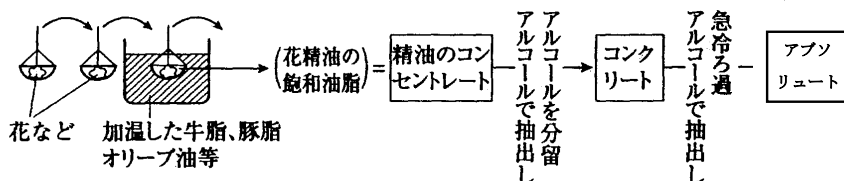


(2) 圧搾法

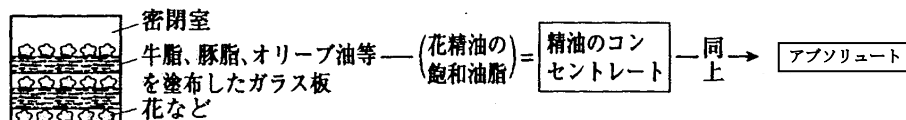


(3) 吸収法

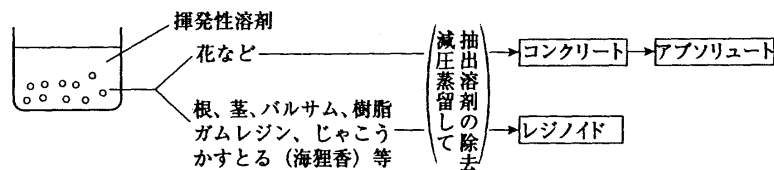
(イ) 温浸法



(ロ) 冷吸収法

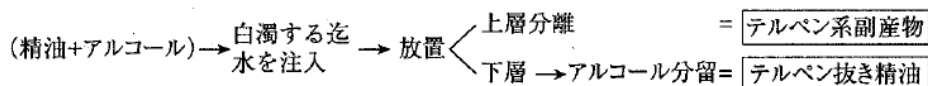


(4) 抽出法

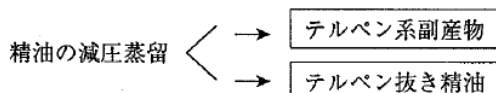


脱テルペンには次の2法がある。

(1)



(2)



33.02 項 1. 「香気性物質を含有する物品」の分類について**(1) 対象範囲**

本通達は、香気性物質（注1）とその他の物品（注2）から成る混合物で、着香の目的で食品工業その他これに類する工業において原料として使用するもの（以下「調製品」という。）のうち、33.02 項の「香気性物質をもととした混合物」に該当するか否かの判断が困難なものを対象とする。したがって、33.02 項に該当することが明白なもの（注3）については、本通達の（2）は適用しない。

（注1）「香気性物質」とは、33.01 項に分類される精油等及びこれらの物質から単離した香気性成分（例えば、バニリン、桂皮酸）並びに合成香料をいう。したがって、香気を有するものであっても、関税率表第1 類から第24 類に分類されるもの（例えば、肉エキス（16.03 項）、にんにくの搾汁（20.09 項））は除かれる。

（注2）「その他の物品」には、関税率表第1 類から第24 類に分類される物品（例えば、脱脂粉乳、果汁）のほか、通常、食品又は食品添加物として使用される物品（例えば、グルタミン酸ソーダ（2922.42 号）、ビタミン（29.36 項）、ペプトン（35.04 項））を含む。

（注3）「21.06 項及び33.02 項 1. 飲料製造に使用する種類の調製品」の（2）を本通達の調製品に準用して差し支えない。

(2) 33.02 項に分類される調製品

上記（1）の物品のうち33.02 項に分類される調製品は、香気性物質の重量が全重量（注4）の2%以上のものとする。

（注4）香気性物質の保留剤又は溶剤として使用されている物品（例えば、プロピレングリコール、グリセリン、油脂、デキストリン、アラビアゴム、水、エタノール）は、香気性物質の重量割合を計算する場合の全重量から除外する。

(3) 注意事項

上記（2）の規定は、当然のことながら、「関税率表の解釈に関する通則」の範囲内で適用するものとする。したがって、香気性物質の重量が全重量の2%以上のものであっても、ココアを含有する調製品は18.06 項に、香料を加えた変性アルコールは22.07 項にそれぞれ分類するとともに、上記規定に合致しない物品については、構成成分により、それぞれ該当する項に分類する。

3403.19 1 . グリース

潤滑油に金属せっけん、無機物その他の物品を加えて増粘した潤滑剤で、日本工業規格に定めるちゅう度の試験方法（JIS K2220）による混和ちゅう度が 390 以下のものをいう。この場合、潤滑油（基油）には鉱物油のほか、合成油、動植物油等を含む。

3403.99 1 . Molyslip ADF (air drying film)

本品は、淡灰色の液体で、硫化モリブデン（平均 0.4 ミクロンの粒子）及び固体けい素樹脂を溶剤（トリクロルエチレン 2 容及びミネラルスピリット 1 容から成る。）で 6 % に希釈した物品である。

本品は、織物、紙、食品等の加工機械の潤滑剤として、また、蔵置中の機械部品、工具等の腐食防止に使用される。噴霧又は塗布される対象物の表面に乾燥した固形の薄膜が形成される。

本品の主目的は、硫化モリブデン粒子による潤滑効果にあり、調製潤滑剤として本号に属する。

35.05 項 1 . アセチル化でん粉の分類について

でん粉（第 11.08 項）を変性したものは、通常、第 35.05 項（デキストリンその他の変性でん粉）に分類されることとなっているが、アセチル化でん粉に関し、でん粉と D S 値の非常に低いアセチル化でん粉との区別が化学的及び物理的に困難である。

このため、アセチル化でん粉については、D S 値 0.01（グルコース単位 1,000 個に対し置換基 10 個）以上のものを変性でん粉として分類することとする。

D S = Degree of Substitution

3824.99 1. チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。）

人造プラスチックに一般にろう又は硬化油及び均質化剤（例えば、炭酸カルシウム）を混和してつくった調製品で、チューインガムの基材（master blend）として使用される。なお、甘味料（しょ糖、ぶどう糖、あめ、サッカリン等）又は香料（精油、合成香気物質等）を含有するものは、この号には属しない（第1704.10号、第1806.90号、第2106.90号に属する。）。

3824.99 2. “Thermon” standard (heat transfer cement)

黒色のパテ状物質で、分析の結果、その組成は揮発分（主として水）16.6%、りん状黒鉛81.1%、けい酸ナトリウム1.9%及びエステル系物質0.4%である。

本品は加熱乾燥（80～100℃、8～24時間）又は自然乾燥（7日間）により硬化するので、熱伝導性セメントとして使用される。すなわち、被与熱体又は被冷却体に蒸気抱合わせ管、電熱管又は冷却管を本品をもって厚く被覆固着させる。使用対象はプラント配管、バルブ、ポンプ、タンク、プラスチック金型、特殊熱交換器、はしけ等で、使用温度は、400～-70℃である。

本品は、単に充填又は閉塞を目的とするものではなく、黒鉛の熱伝導特性を利用した成形固定材料である。したがって、第3214.10号のマスチックの範ちゅうを脱した物品と考えられるので、特掲のない化学調製品として本号に属する。

3824.99 3. 修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）

輸入統計品目表第3824.99号において、「修正テープ（交換用のものを含み、小売用にしたものに限る。）」（統計細分991）とは、白色顔料塗膜が塗布されたりボンを送り出して、該当部分に塗膜を転写して使用するものをいう。テープ状のシールを該当部分に貼り付けて使用するものは、この号には属さず、そのテープの材質に従って分類される（例えば、紙テープのシールであれば、第4820.90号）。

3825.10 1. 第16部の物品の都市廃棄物の分類について

輸出統計品目表第3825.10号の「第16部の物品（家庭用のものに限る。）」とは、通常家庭で使用する種類の物品をいう。

- (1) 「第8517.12号の機器のもの」の例：携帯電話
- (2) 「第85.28項の機器のもの」の例：テレビ、モニター、プロジェクター

3825.90 1. セレンさい及びテルルさい

セレン（用途は半導体、着色剤原料）又はテルル（用途は合金、着色剤、検波器、整流器、電子冷凍）を比較的濃厚に含有する鉱さいで銅鉱の精錬の際等において残留物として得られ、セレン又はテルルの採取原料として有用である。

3908.90 1. Darex side seam cement No.8304

本品は、鉛色半透明の可撓（とう）性を有する丸型棒状（直径約 1.5 センチメートル、長さ 13 センチメートル）の熱可塑性物質で、加熱殺菌しない製品用の缶のサイドシームを封ずるために製造された強い耐衝撃性を有する接着剤である。使用に際しては熔融装置に投入し、191～202℃に熔融して塗布する。税関における分析では、ポリアミド樹脂よりなるものと認められた。

本品は、丸型棒状であるが、一定のサイズの管、棒ではなく、使用に際してはこれを一たん熔融するものであり、形状は単に熔融作業を容易にするための仮の型であるとみなし、塊、粒、フレーク、粉その他これらに類する形状のものとして本号に属する。

3913.10 1. Manutex RSX 及び Manutex FX

本品は、いずれも海草を原料として得られるアルギン酸ナトリウムを主体とするかつ色の粉末であり、税関分析によると、Manutex RSX は硫酸ナトリウムを約 30%、Manutex FX は尿素を約 9% 含有している。

本品は、主として織物の捺染用の糊の調製に使用されるが、製紙工業における紙のコーティング、溶接用のフラックスの調製等にも使用される。

織物の捺染に使用する場合には、通常メタリン酸ナトリウム及び水と混合して適当な粘度を有するペースト又は液に調製しておき、これに染料及び織物の種類に応じて水、尿素、炭酸ナトリウム、炭素水素ナトリウム、スルホン酸ナトリウム等を加えて捺染糊とする。

本品は、硫酸ナトリウム又は尿素を含有するアルギン酸ナトリウムであるが、関税率表解説第 39.13 項には、保存や標準化のために無機塩類、尿素、有機酸等を加えたアルギン酸ナトリウムは同項に属する旨が記載されている。

また、本品は、特定の工業に限らず使用され、かつ織物の捺染糊として使用する場合にも、染料や織物の種類に応じて、さらにメタリン酸ナトリウム、尿素、炭酸ナトリウム等を加えて調製したのち使用されるので、本品自体は用途が特定化されているとは認められない。

したがって、本品は、アルギン酸ナトリウムを標準化したものと認め、本号に属する。

3913.90 1. Kelzan Gum

本品は淡かっ色の粉末で、無味、水に溶解して安定性の大きい粘ちゅうな溶液をつくる。成分としては輸入者側より提供された資料によると、単に「発酵 (fermentation) によって得られた高分子多糖類ガム」とあり、税関分析の結果では、そのほとんど大部分を占める酸性多糖類は構成要素としてピルビン酸、グルクロン酸、マンノース、グルコースを含む特殊なものであることが判明した。

他方、文献によると、植物病源体として知られる *Xanthomonas* 属の細菌がグルコースを含有する培養液中に生成する粘質物はピルビン酸を構成要素にもつ多糖類であることが判明している。

用途は、その溶液の粘性又はシキソトロピック (thixotropic) な性質を利用して、ペイント、陶器のゆう薬の増粘剤、沈降防止剤、織物仕上用粘剤等がある。

本品は細菌が培養液中に生成する一種の菌体外生産多糖類であるが、同じく細菌類である *Leuconostoc* SPP. によってしょ糖含有培養液中に生成される粘質多糖類のデキストラン (一種のグルカンで、分子量を調製したものは血しょう増量剤としての用途がある。) に第 3913.90 号が適用されているところから「その他の高重合体」として本号に属する。

3923.29 1. P.V.C. beach bag

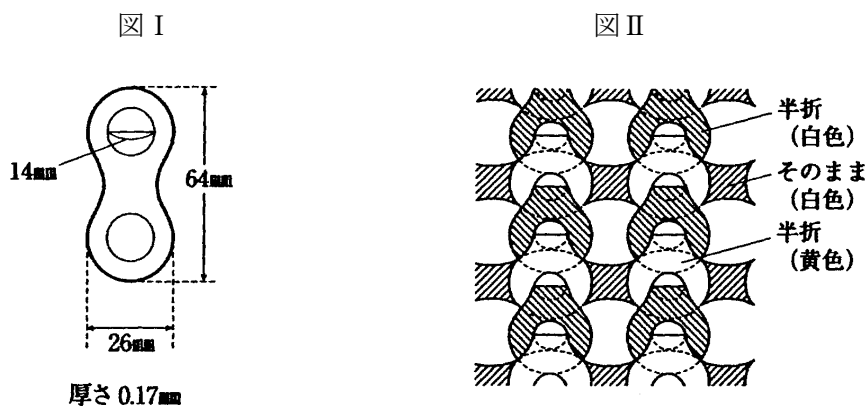
本品は、ポリ塩化ビニルのシート（厚さ約0.17ミリメートル）から打ち抜いた8の字形の素材（白黄2色。図I参照）を、半折りにし縦方向に、そのままの形状のものを横方向につなぎ合わせて（図II参照）袋の形（約35センチメートル平方）にし、これに硬質プラスチック製のさげ手を付けた物品である。

海水着入れ、買物袋等として使用される。

本品の素材は、その形状から見て、第46類注1のプラスチックのストリップには該当しないので、本品は、第4602.90号の組物材料の製品には含まれない。

また、本品の素材は、シートから特殊形状に切り抜いたものであり、シートの性格をとどめていないので、本品は、第4202.92号のプラスチックのシートで製造した買物袋類にも該当しない。

したがって、本品は、本品を構成する材料であるプラスチックの製品として、本号に属する。



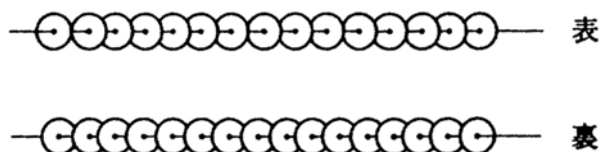
39.26 項 1. スキー用手袋について

1. 手袋の分類については、表面（外面）の構成材料が最も大きい面積を占める材質から成るものとして所属を決定する。この場合において、附属品は取り除いて計算するものとする。
2. 手袋の表面（外面）が紡織用繊維からなるものは、紡織用繊維製品として所属を決定する。
3. 手袋の表面（外面）の材質がプラスチック、紡織用繊維、プラスチックと三層構造で、紡織用繊維の両面がプラスチックで塗布又は被覆されているものはプラスチックからなるものとして所属を決定する。
4. その他の材質、構造から成るものは、今後それぞれについて所属を検討する。

3926.90 1. Cup Schlung Plastic Material (spangle)

本品は、着色し、かつ、エンボス加工をした多数の人造プラスチック製小円板（アセチルセルロース系、直径6ミリメートル、厚さ0.18ミリメートル）を、その中心の小孔に糸を通し、別の糸を添えて、一定間隔のうろこ状に固定したものであり、婦人服等の装飾用トリミングとして使用するが、ゴム糸は使用されておらず、また、「製品」にされたものでもない。

（下図参照）



本品は、しん糸に小円板をとおし、これを3本の地糸とともに2本の押え糸で固定（押え糸を巻きつけることにより）したものであって、関税率表解説第58.08項に掲げるトリミングのように、同項の物品（リボン、粗ひも等）に小円板を取り付けたものではないので同項にいうトリミングとは認められない。本品の主要な特性はプラスチック製小円板にあるので、プラスチック製品として本号に属する。

3926.90 2. 押出成型された網地の分類例規について

（解説）

分類例規第1編中第3926.90号の1「網地」の解釈は次によることとする。

「押出成型によって作られたプラスチックの網地で、管状又は扁平なものをいい、フィラメントの太さは問わないものとする。」

なお、O・P設定の際の事例としては、次のものがあつた。

円筒形の内部ダイと外部ダイを逆方向に回転させながら、プラスチックを射出させてメッシュを作るもので、内部ダイ及び外部ダイのノズルが重なるごとに節ができるものである。

3926.90 3. ストリップを織ったものから成るもの（両面をすべてプラスチックで塗布し又は被覆したものに限る。）

本細分には、ポリエチレン製のストリップ（フラットヤーン）を織り、両面をプラスチックで塗布し又は被覆し、防水加工を施し、周囲を縫製したものが含まれる。金具を取り付けてあるかないかを問わない。

本品は、主として、建築現場で建築途中の建造物、資材等を覆って雨よけ等に用いられ、「ブルーシート」又は「クロスシート」と呼ばれている。

（注）プラスチックの塗布又は被覆が片面のみのものは、本細分には分類されない（第59類注2（a）参照。）

4012.90 1 .Tyre carcass with separate treads

本品は自動車用タイヤケース（公称の幅は 101.6 ミリメートルを超える。）で、タイヤカーカス 1 個とタイヤトレッド 2 個（レギュラータイプのもの及びノンスリップタイプのもの）が 1 セットになっており、タイヤカーカスにタイヤトレッドが組み込まれて使用される。使用時の状況に応じタイヤトレッドの交換も可能である。

輸入時の形態はタイヤカーカスにレギュラータイプのタイヤトレッドが組み込まれ、紙テープで包装されている。また、ノンスリップタイプのタイヤトレッドは、数枚をあわせて包装されている。

タイヤカーカスにタイヤトレッド

（レギュラータイプ）を組み込んだもの 第 4011.10 号

タイヤトレッド（ノンスリップタイプ） 第 4012.90 号

タイヤカーカスにタイヤトレッドを組み込んだものは一括してタイヤケースとして取り扱うこととし、残りのタイヤトレッドは単独のものとして取り扱い、それぞれ上記の税番に属する。

なお、組み込まれていないタイヤカーカスとタイヤトレッドとが輸入される場合にあっては、タイヤカーカス 1 個とタイヤトレッド（レギュラータイプのものとはそうでないものがあるときは前者を優先させる。）1 個を 1 セットのタイヤケースとして第 4011.10 号に属し、残りのタイヤトレッドは単独のものとして第 4012.90 号に属する。

4104.41-1-(1)、4104.49-1-(1) 1.牛又は馬類のクロムなめしをした皮

「クロムなめしのもの」には、染着色したもの、加脂したもの又はその他のなめし（クロムなめしによる再なめしを含む。）を超える加工をしたものを除く。

42.02 項 1. ハンドバッグ

認定基準

第 42.02 項に掲げるハンドバッグとは、女性が通常化粧品、ハンカチ、紙等の身近用品を入れて使用する携帯用具で、留金、ファスナー、ふた、締めひも等により閉じられる型式のものをいう。

ただし、ハンドバッグに該当するかしないかの認定が困難なものについては、次に掲げる基準による。

- (1) 長幅が 15 センチメートル以上 30 センチメートル以下のものは、ハンドバッグとして取り扱う。
- (2) 外形が装飾的なもの又はソフトな感じのものであり、折り畳む等変形のできないものは、ハンドバッグとして取り扱う。ただし、形状が明らかに箱状のもの及び通常かばん等に入れて携行するものは含まない。
- (3) 通常内部に仕切り又はポケットを有するものは、ハンドバッグとして取り扱う。

42.02 項 2. 貴金属をめっきした金属を使用したハンドバッグの取扱いについて

貴金属をめっきした金属を使用したハンドバッグの取扱いについては、次によることとする。

1. ハンドバッグを通常使用する状態（例えば、ハンドバッグの口を閉じた状態）で直接目にふれない部分に貴金属をめっきした金属を使用したものは、第 4202.21 号（輸入統計細分 110、120）及び第 4202.22 号（輸入統計細分 100）の適用上、当該金属を使用したものとはみなさない（別添図 1 参照）。
2. ハンドバッグのさ細な部分に金属めっきした金属を使用したものは、第 4202.21 号（輸入統計細分 110、120）及び第 4202.22 号（輸入統計細分 100）の適用上、当該金属を使用したものとはみなさない。

なお、「さ細な部分」とは、具体的には次のようなものをいう。

- (1) ベルト調節用金具（別添図 2 参照）
 - (2) スライドファスナーの引手（ただし、引手に付いているプレート類については、下記（4）の基準によることとする。別添図 3 参照）
 - (3) 縁取り等に使用される線（ただし、線の幅が 2mm 以下のものに限る。）
 - (4) 商標等を示すプレート類（プレートの縦又は横の長さ（注 1）が、ハンドバッグのそれぞれの長さの 20% 以下であるものに限る。別添図 4 参照）
 - (5) 縁取り等に使用されるフレーム類（コーナー金具を含むものとし、当該フレーム類の長さが、その対応する部分の 20% 以下であるものに限る。別添図 5 参照）
 - (6) つり金具
 - (7) 口金（口金の縦又は横の長さが、ハンドバッグのそれぞれの長さの 20% 以下であるものに限る。注 2）
 - (8) その他の金具類にあつては、当該金具類の縦又は横の長さが、ハンドバッグのそれぞれの長さの 20% 以下であるもの
- (注 1) 長さの測定に当たっては、見えない部分は測定対象としない（2 - (5)、(7) 及び (8) において同じ。）。
- (注 2) 口金とは、留金具のみのものをいい、留金具と留金具以外の部分（例えば、商標等を付したプレート類）とが一体となっているものを含まない。

図 1

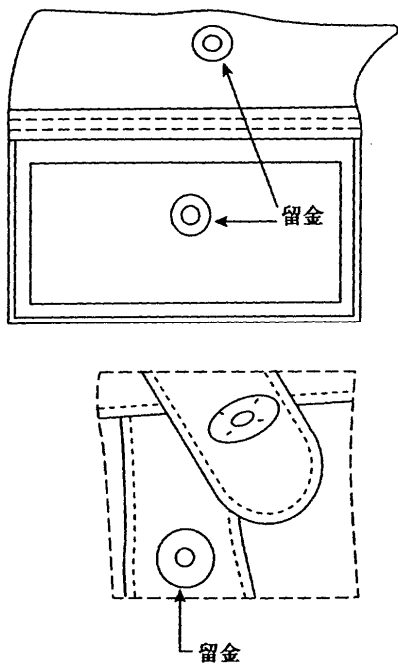


図 2

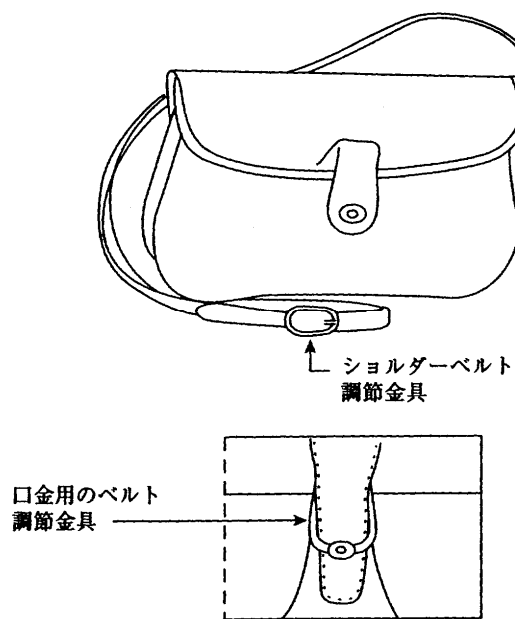
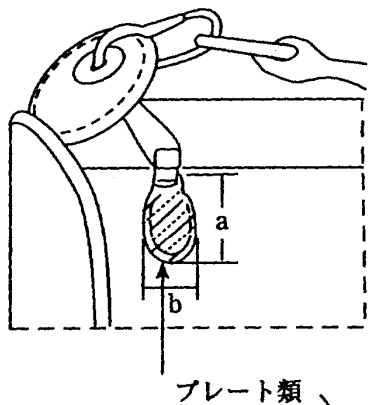


図 3



ファスナー引手

- $\frac{a}{A}$ A = ハンドバッグの縦又は横の
いずれか長い方の幅
- $\frac{b}{B}$ B = ハンドバッグの縦又は横の
いずれか短い方の幅

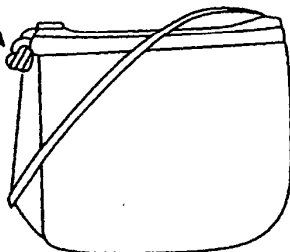


図 4

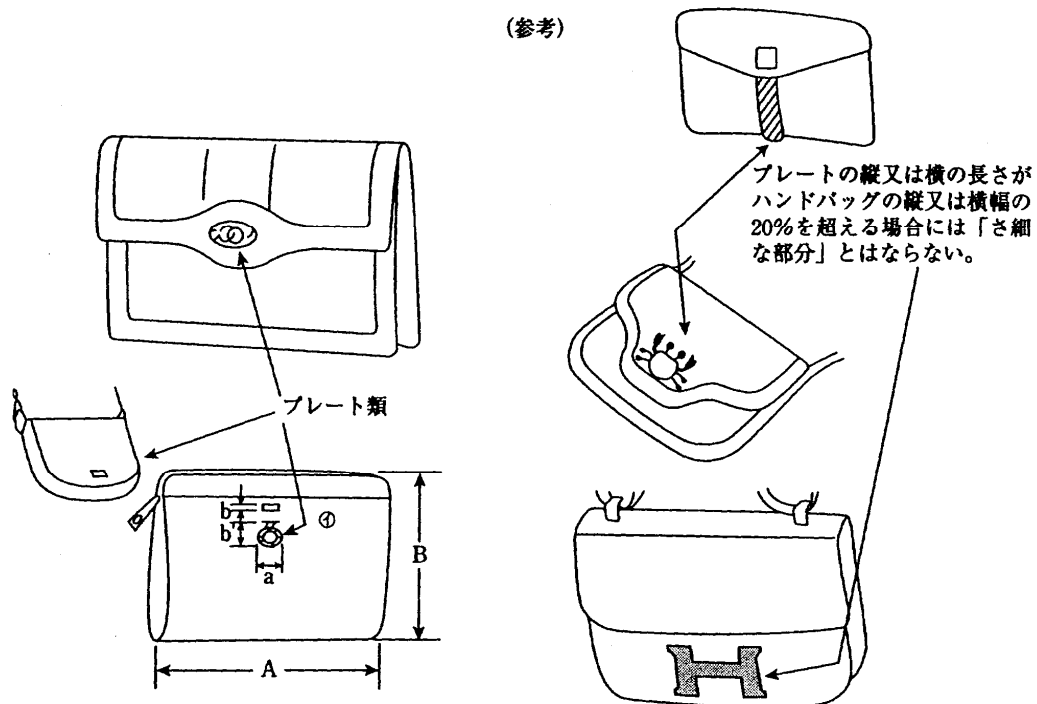
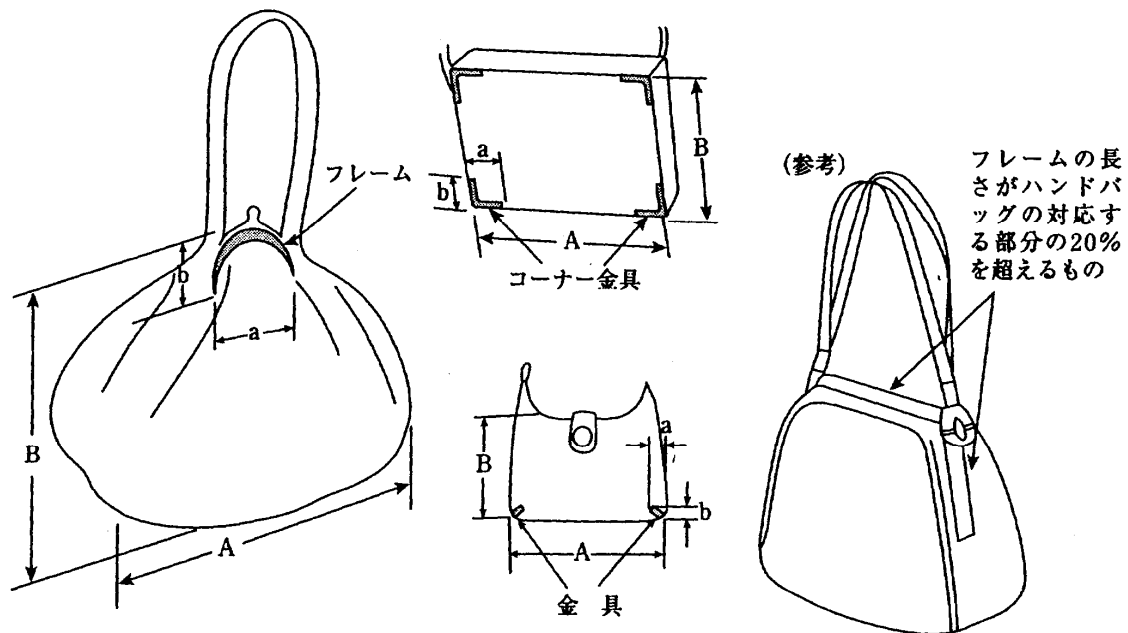


図 5



42.02 項 3. 第 42.02 項の取扱いについて

関税率表及び関税率表解説第 42.02 項に掲名されている物品には、①物品を携帯するために使用する携帯容器（かばん、袋類等）、②物品を携帯する際の危険防止を目的とした保護容器（ナイフのさや等）、③携帯と整理の性格を併せもつ収納容器（財布等）等がある。つまり、携帯することを第一の目的とした容器が第 42.02 項に分類される。一方、容器の性格は有しているが、その目的が異なるため（例えば、保管、カバー等）、構成材料により分類されるものがある。しかし、その物品の第一の目的が携帯（第 42.02 項）にあるのか、保護、収納等（構成材料による。）なのか判断が困難な場合が多く、分類解釈により不統一が生ずる蓋然性が極めて高い。このようなことから、両者の関係をより明確にすべく下記のとおり基準を定めたもので、今後はこれにより取扱うこととされたい。

記

1. プラスチック製、卑金属製の容器

携帯をその目的としていると認められる容器の場合は、原則として第 42.02 項に分類する。

ただし、判断が困難なもので、次の①～④の要件をすべて満たす場合には、携帯容器として、第 42.02 項に分類する。

- ① 携帯のための肩ひも、ベルト通し等の取手を有しているもの
- ② 留め具を有しているもの
- ③ 長期間の使用に適するために耐久性を有しているもの
- ④ 実用性のある収納スペースを有しているもの

2. 繊維製品で袋状及びバッグ状等の容器

携帯をその目的としていると認められる容器の場合は、原則として第 42.02 項に分類する。

ただし、判断が困難なもので、次の①～⑤の要件をすべて満たす場合には、携帯容器として、第 42.02 項に分類する。

- ① 携帯のための肩ひも、ベルト通し等の取手を有しているもの
- ② 留め具を有しているもの
- ③ まちを有しているもの
- ④ 長期間の使用に適するために耐久性を有するもの
- ⑤ 実用性のある収納スペースを有するもの

3. 長期間の使用を目的としない容器

第 42 類注 3 (A) (a) により、第 42.02 項から除外されている「長期間の使用を目的としない」とは、次のいずれかに該当する場合をいうものとする。

- ① 一時的に使用する単なる消耗品（反復使用を目的としない。）
- ② サービス品として無償で提供されるもので、一般に反復使用しないと認められるもの（材質は問わない。）
- ③ 耐久性に乏しいもの（熱圧着、高周波溶着、縫製等の加工が粗雑なもの）

4203.21 1. 特に運動用に製造した手袋、ミトン及びミット

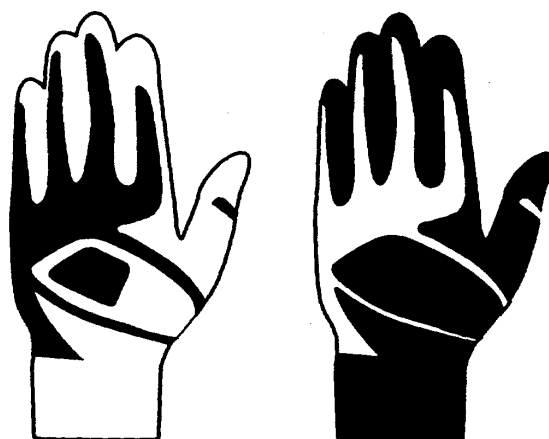
この号には、野球用、スキー用、ゴルフ用又は弓術用のものを含む。

ゴルフ用のものは、一般に革が薄く、左手用のみのものが多いが、甲に汗抜き穴があいているもの、指の第1関節より先の部分がないもの等もある。スキー用のものは、一般に革が厚く、サイズも大きく、かつ、手のひらの部分が補強されている等の特徴がある。

この号には、剣道用こて（頭部が革製のものに限る。）も含む。

4203.21 2. 野球用のもの（輸入統計細分 210）

1. 本細分には、野球（ソフトボールを含む。）用で、直に捕球するために用いるもののほか、それ以外のバッティンググローブ及び守備用インナーグローブ等も分類される。
2. 上記のバッティンググローブとは、打撃の際に使用される手袋であり、バットと手の間のグリップ力を高める機能がある。本品の形状は、以下のとおりである。

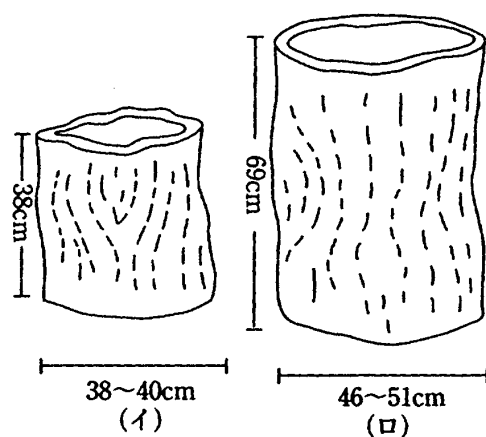


44 類 1. ホワイトラワン、ホワイトメランチ及びホワイトセラヤについて

関税率表第 44 類に掲げられているホワイトラワン、ホワイトメランチ及びホワイトセラヤは、いずれもふたばがき科の熱帯産木材で、地域によりこれらの名称が区別されない場合があるが、同表第 44.03 項、44.07 項及び 44.12 項に掲げるホワイトラワンは、学名 *Pentacme contorta* のものをいう。

4403.11 又は 4403.12 1. Log Furniture

本品（イ）及び（ロ）は、単に皮を剥ぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないこと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は防腐のための処理と考えられることから、粗の木材としてこの号に属する（9401.80/1 参照）。



4403. 25、4403. 26 又は 4407. 19 1. 輸出木材（スギ属のもの、ヒノキ属のもの及びカラマツ属のもの）

輸出統計品目表第 4403. 25 号、第 4403. 26 号及び第 4407. 19 号の細分において「スギ属のもの」、「ヒノキ属のもの」及び「カラマツ属のもの」とは、それぞれ次のものをいう。

- (1) スギ属 (genus *Cryptomeria*) のものはすぎ種 (学名 *C. japonica* (L. f.) D. Don) のみをもって形成し、日本固有種であり北海道南部、本州、四国、九州に広く産する。
- (2) ヒノキ属 (genus *Chamaecyparis*) のものはひのき種 (学名 *C. obtusa* (Siebold & Zucc.) Endl.)、さわら種 (*C. pisifera* (Sieb. & Zucc.) Endl.) があり、本州、四国、九州に産する。
- (3) カラマツ属 (genus *Larix*) のものは世界に約 10 種あって北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、からまつ (学名 *L. kaempferi* Carr 別名日本からまつ)、グイマツ (学名 *L. gmelinii* Ver. *japonica*)、チョウセンカラマツ (学名 *L. gmelinii* Ver. *olgensis*)、グイマツとからまつの交配雑種であるグイマツ雑種 F₁ 等がある。

4407.11 又は 4407.12 1. 松（マツ属のもの）のもの、もみ（モミ属のもの）又はとうひ（トウヒ属のもの）のもの

関税率表第 4407.11 号の「松（マツ属のもの）のもの」並びに同表第 4407.12 号の「もみ（モミ属のもの）」又は「とうひ（トウヒ属のもの）のもの」に属する主なものは、次のとおりである。

(1) 第 4407.11 号

松（マツ属のもの）のもの（genus *pinus*）は世界に約 90 種あり、主として北半球に産する。

第 4407.11 号に属する主なものには、シベリア、韓国産の紅松（学名 *P. koraiensis* S. Et Z. 別名果松、朝鮮五葉松、ケードル）、欧州あか松（学名 *P. sylvestris* L. 別名 Scotch pine、ソスナ）、北米産の yellow pine（学名 *P. ponderosa* Dougl. 別名 silver pine、ponderosa pine）、ニュージーランド産のラジエタパイン（学名 *P. radiata* D. Don. 北米から移植されたもの）等がある。

米松（ダグラスファー）は第 4407.11 号には分類されず、第 4407.19 号に分類される。

(2) 第 4407.12 号

イ もみ（モミ属のもの）のもの（genus *Abies*）は世界に約 40 種あり、欧州の中南部、中央アジア、東北アジア、北米等に産する。

第 4407.12 号に属する主なものには、韓国産又はシベリア産の朝鮮もみ（学名 *A. holophylla* Max. 別名沙松、Mouchurian fir、ピフタ）、チョウセンシラベ（学名 *A. nephrolepis* Max. 別名 臭松、白松、ピフタ）、赤とどまつ（学名 *A. sachalinensis* Mast. 別名 Saghalien fir、ピフタ）、欧州産の silver fir（学名 *A. peclinata* D.C. 別名 European silver fir、Sapin blanc）等がある。

北米産のカリフォルニアレッドファー、グランドファー、ノーブルファー及びパシフィックシルバーファーは第 4407.12 号には分類されず、第 4407.19 号に分類される。

ロ とうひ（トウヒ属のもの）のもの（genus *Picea*）は世界に約 40 種あり、北半球の温帯及び寒帯に産する。

第 4407.12 号に属する主なものには、欧州産の欧州とうひ（学名 *P. excelsa* Link. 別名 Common spruce、spruce fir）、韓国産又はシベリア産のえぞまつ（学名 *P. jezoensis* Carr. 別名 Yezo spruce、yulinsun（魚鱗松）エーリ）、朝鮮とうひ（学名 *P. obovata* Ledebour. 別名 Siberian spruce. エーリ）等がある。

4407.19 1. カラマツ属のもの（厚さが 160 ミリメートル以下のものに限る。）

関税率表第 4407.19 号-1 の「カラマツ属のもの」に属する主なものは、次のとおりである。

カラマツ属（genus *Larix*）のものは世界に約 10 種あり、北半球の亜寒帯地方及び高山に産する。この細分に属する主なものは、韓国産又はシベリア産のダフリカからまつ（学名 *L. dahurica* Turcz. 別名リストベニツター）、しこたん松（学名 *L. kurilensis* Mayr. 別名 Dahurian larch、千島からまつ）等がある。

4409.21 1. 竹製の串

本品は、竹の細い引抜材を定寸（約 10～15 センチメートル）に切ったもの又はその一端を削ってとがらせたものである。輸入後、加工することなく一般にそのまま食品の串刺しに使用される。

定寸に切ったもの 第 4409.21 号－1

一端を削ってとがらせたもの 第 4421.91 号－1

定寸に切ったものは、引抜材を一定の長さに切断したのみでそれ以上の加工がされていないので、引抜材として第 4409.21 号－1 に属する。

一端を削ってとがらせたものは、引抜材を一定の長さに切断し、更に加工したものであるので、一種の製品として第 4421.91 号－1 に属する。

44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分

第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分は、次による。

- (1) 第 44.03 項から第 44.13 項までのいずれかの項に該当することとなる加工を施した木材は、それが実際に建築用に供するものであっても、第 44.03 項から第 44.13 項までの適合する項に属する。

例：イ 皮を剥いだ丸太で床柱用のもの (44.03)

ロ 建築用のくい (44.04)

ハ かんながけした板で建築物用のもの (44.07 又は 44.08)

ニ さねはぎ加工をした天井板及び床板、溝付け加工をした角材で敷居又はかも居として使用するもの、溝付け加工をした細い角材でガラス戸の枠を作るためのもの並びに表面が波形の板にさねはぎ加工をしたもので劇場等の内部の側面に使用するもの (44.09)

ホ さねはぎ加工をした化粧合板で天井用、床用又は室内側面用のもの及び装飾的な曲面加工をした合板で天井用又は室内側面用のもの (44.12)

- (2) 上記 (1) に該当しない木材加工品のうち、用途が建築用に限られることが物品自体に具現されているものは、建築用木工品として第 44.18 項に属するが、そのような物品は、次のいずれかに該当するものとする。

イ 建築物の組立てのための加工を施したもの

例：(イ) ほぞを付け又はほぞ穴をあけた柱

(ロ) ほぞを付け又はほぞ穴をあけた敷居及びかも居

ロ 建築施工の目的に合うように 2 種以上の物品を組み合わせたもの

例：取付け用の枠に天井板を密着した物品

ハ 建築物の部分として固有の形にしたもの及び固有の加工を施したもの

例：彫刻を施した床柱及び欄間板

(3) 次に掲げる建築構造用に供される集成材及び単板積層材（LVL）については、上記（1）の取扱いにかかわらず、次による。

イ グルラム

(イ) 最低の断面が、幅 76 ミリメートル（3 インチ）以上及び高さ（ひき板を積層した厚さ）140 ミリメートル（5 1/2 インチ）以上のもので、かつ、次の条件のいずれかを輸入時に満たしている構造用（注 1）集成材は、第 44.18 項に属する。

(a) はり又はアーチとして使用される特徴ある形状に加工されたもの（例：湾曲したものの、むくりをつけたもの又はほぞを付け若しくはほぞ穴をあけたもの）

(b) 適正な位置にボルト穴をあけたもの

(c) かんながけ又はやすりがけしたもので、かつ、面取りをしたもの

(d) 平均ラミナ厚（断面の高さをラミナの枚数で除したもの）が 30 ミリメートル以上のもの

(ロ) 断面の幅が 76 ミリメートル（3 インチ）未満又は高さ 140 ミリメートル（5 1/2 インチ）未満の集成材、又は最低断面の幅及び高さがそれぞれこれら以上の大きさのものであって上記（3）イ（イ）の（a）～（d）までの条件のいずれをも満たさない集成材については、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注 2）を施すことなく構造用の用途（注 3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 4）又は金具（注 5）が当該貨物に附属しているものは、構造用集成材として第 44.18 項に属する。

ロ 単板積層材（LVL）

輸入時において次の条件のいずれかを満たしている構造用（注 1）の単板積層材（LVL）は、第 44.18 項に属する。

(イ) 組立てられた製品（例：I 型ビーム、I 型の根太、スチール入り合わせばり及びトラス）

(ロ) 明らかに組立用の部品と認められる形態の製品（例：ほぞ、ほぞ穴、ありつぎ、その他これらに類する組立てのための継手を有するもの）

(ハ) はり又はアーチとして特定の形状に加工された部品（例：湾曲したものの、むくりをつけたもの）

(ニ) 断面が、幅（単板積層材（LVL）の場合は単板を積層した厚さをいう。）38 ミリメートル（1 1/2 インチ）以上及び高さ 89 ミリメートル（3 1/2 インチ）以上の製品であって、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注 2）を施すことなく構造用の用途（注 3）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 4）又は金具（注 5）が附属しているもの

ハ さねはぎ加工を有する集成材

床用又は屋根用として設計されたさねはぎ加工を有する集成材については、断面が幅 133 ミリメートル（5 1/4 インチ）以上及び高さ（ひき板を積層した厚さ）56 ミリメートル（2 3/16 インチ）以上のもの（いわゆるデッキング）で、末端部にほぞ、ほぞ穴その他組立てのための縦継ぎ加工を施したものは、第 44.18 項に属する。

注 1 「構造用」という用語は、単に表現上のものであり、本文の中で定義したものの以上の条件を満たさなければならないことを意味するものではない。

注 2 「更に重大な加工」とは、再製材及びオーバーレイのみをいうものとし、定尺に切ること又は組立てを含まない。

注 3 「構造用の用途」とは、梁、アーチ、柱、まぐさ及びもやその他のあらゆる建築物の構造用の主な骨組みとして使用されるものを含む。

注 4 「技術的資料」には、次のものを含む。

- ① 設計図又は図面
- ② 標準仕様書その他これに準ずる技術マニュアル
- ③ 取り付け指示書
- ④ 構造用集成材又は構造用単板積層材に係る日本農林規格（JAS）の格付の表示（構造用集成材については「小断面」の表示があるものに限る。）

注 5 「金具」には、当該集成材又は単板積層材のサイズ及び品質にみあった適切なもので、ハンガー、メタルプレート又はメタルブラケット等を含む。

(4) 次に掲げる直交集成板（CLT）については、上記（2）の取扱いにかかわらず、次による。

直交集成板（CLT）のうち、高さ（ひき板又は小角材を積層した厚さ）36 ミリメートル以上（3 層以上かつ各ラミナ厚（断面の高さ）が 12 ミリメートル以上のものに限る。）、幅 300 ミリメートル以上、長さ 900 ミリメートル以上の製品であって、あらゆる種類の建築物等の建築に際して、更に重大な加工（注 1）を施すことなく構造用の用途（注 2）に用いられるものであることを示す技術的資料（注 3）又は金具（注 4）が附属しているものは、構造用（注 5）の直交集成板（CLT）として第 44.18 項に属する。

注 1 「更に重大な加工」とは、再製材及びオーバーレイのみをいうものとし、定尺に切ること又は組立てを含まない。

注 2 「構造用の用途」とは、梁、アーチ、柱、まぐさ及びもやその他のあらゆる建築物の構造用の主な骨組みとして使用されるものを含む。

注 3 「技術的資料」には、次のものを含む。

- ① 設計図又は図面
- ② 標準仕様書その他これに準ずる技術マニュアル
- ③ 取り付け指示書
- ④ 直交集成板に係る日本農林規格（JAS）の格付の表示

注 4 「金具」には、当該直交集成板のサイズ及び品質にみあった適切なもので、ハンガー、メタルプレート又はメタルブラケット等を含む。

注5 「構造用」という用語は、単に表現上のものであり、本文の中で定義したもの以上の条件を満たさなければならないことを意味するものではない。

44.18 項 2. 建築構造用に供される集成材、単板積層材又は直交集成板であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について

上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」のうち、（3）及び（4）の「技術的資料」に含まれる「日本農林規格（JAS）の格付の表示」は、下記のものを用いる。

1. 構造用集成材

平成 8 年 2 月 14 日付農林水産省告示第 196 号「集成材の格付の表示の様式及び表示の方法」の一の 3「構造用集成材」に規定するもので、かつ、平成 19 年 9 月 25 日付農林水産省告示第 1152 号「集成材の日本農林規格」の第 5 条「表示」中の「表示の方法」1（1）ウにより「小断面」と記載されたもの

2. 構造用単板積層材

昭和 63 年 10 月 11 日付農林水産省告示第 1598 号「単板積層材の格付の表示の様式及び表示の方法」の一の 2「構造用単板積層材」に規定するもので、かつ、平成 20 年 5 月 13 日付農林水産省告示第 701 号「単板積層材の日本農林規格」の第 4 条「表示」中の「表示の方法」1（1）アにより「A 種構造用単板積層材」と記載されたもの及び同「表示の方法」1（1）イにより「B 種構造用単板積層材」と記載されたもの

（注）構造用単板積層材について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項との物品との区分」中、（3）の口の（ニ）で規定する寸法に該当する場合であることを留意する。

3. 直交集成板

平成 25 年 12 月 20 日付農林水産省告示第 3082 号「直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法」に規定するもので、かつ、平成 25 年 12 月 20 日付農林水産省告示第 3079 号「直交集成板の日本農林規格」の第 3 条「表示」中の「表示の方法」1（1）アにより「異等級構成直交集成板」と記載されたもの及び同「表示の方法」1（1）イにより「同一等級構成直交集成板」と記載されたもの

（注）直交集成板について「技術的資料」の附属が考慮されるのは、当該製品が上記「44.18 項 1. 第 44.18 項の建築用木工品と第 44 類の他の項の物品との区分」中、（4）で規定する寸法に該当する場合であることを留意する。

44.18 項 3. 建築構造用に供される集成材、単板積層材又は直交集成板であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示に係る農林水産省告示等について

上記「44.18 項 2. 建築構造用に供される集成材、単板積層材又は直交集成板であることを示す技術的資料に含まれる日本農林規格（JAS）の格付の表示について」中、「1. 構造用集成材」、「2. 構造用単板積層材」及び「3. 直交集成板」に記載の農林水産省告示及び当該表示のサンプルは以下のとおりである。

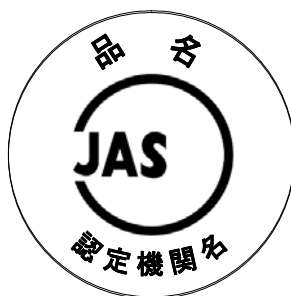
農林水産省告示第 196 号（平 8.2.14）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 26 条の規定に基づき、集成材及び構造用大断面集成材の格付けの表示の様式及び表示の方法（昭和 62 年 1 月 22 日農林水産省告示第 80 号）の全部を次のように改正し、平成 8 年 7 月 29 日から施行する。

集成材の格付の表示の様式及び表示の方法

一 様式

3 構造用集成材



- (1) 外円の直径は、35mm とし、内円の内側の直径は、18.5mm とする。
- (2) 内円の厚さは、1.5mm とする。
- (3) JAS の文字の高さは、7mm とする。
- (4) 文字及び縁の色は、白とし、その他の部分の色は、青色とする。
- (5) 認定機関名は、略称を記載することができる。
- (6) 材面に直接印字する方法を用いて格付の表示を付す場合にあっては、次のとおりとする。
 - ア 外円の直径は、35mm 以上とし、内円の内側の直径は、外円の直径の 53/100 とする。
 - イ (2) 及び (3) については、外円の直径を 35mm 超とするときは、(1) に規定する外円の直径に対する、アの規定による外円の直径の比率と同じ比率で拡大する。
 - ウ 印字は、黒色の単一色とする。

農林水産省告示第 1152 号（平 19.9.25）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、集成材の日本農林規格（昭和 49 年 7 月 8 日農林省告示第 601 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示する。

集成材の日本農林規格

（構造用集成材の規格）

第 5 条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。

表示

表示の方法

1 表示事項の項の 1 の（1）から（8）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。

（1）品名

ア及びイ （省略）

ウ 大断面集成材にあつては「大断面」と、中断面集成材にあつては「中断面」と、小断面集成材にあつては「小断面」と記載すること。

（以下省略）

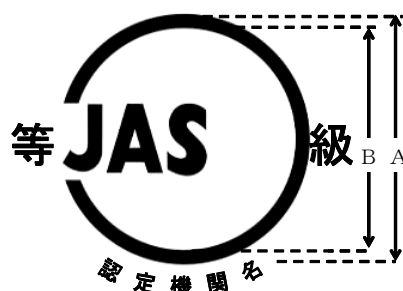
農林水産省告示第 1598 号（昭 63.10.11）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 26 条の規定に基づき、単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方式（昭和 53 年 9 月 2 日農林水産省告示第 201 号）の全部を次のように改正する。

単板積層材の格付けの表示の様式及び表示の方法

一 表示の様式

2 構造用単板積層材



（1）Aは20ミリメートル以上とし、BはAの9/10とする。

（2）JASの文字の高さは、Aの3/10とする。

（3）等級を表す文字の高さは、Aの1/5とする。

（4）等級は、特級、1級又は2級の別を記載する。

（5）認定機関名は、略称を記載することができる。

農林水産省告示第 701 号（平 20. 5. 13）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、単板積層材の日本農林規格（昭和 53 年 8 月 8 日農林水産省告示第 106 号）の全部を次のように改正し、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、公示し、平成 20 年 8 月 11 日から施行する。

単板積層材の日本農林規格

（構造用単板積層材の規格）

第 4 条 構造用単板積層材の規格は、次のとおりとする。

表示

表示の方法

1 表示事項の項の（1）から（6）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法により行われていること。

（1）品名

ア A種構造用単板積層材にあつては、「A種構造用単板積層材」と記載すること。

イ B種構造用単板積層材にあつては、「B種構造用単板積層材」と記載すること。

（以下省略）

農林水産省告示第 3082 号（平 25. 12. 20）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号）第 26 条の規定に基づき、直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法を次のように定め、平成 26 年 1 月 19 日から施行する。

直交集成板の格付の表示の様式及び表示の方法

1 表示の様式



認定機関名

ア 円の外径は、25 mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の $1/20$ とする。

ウ JAS の文字の高さは、円の外径の $3/10$ とする。

エ 認定機関名の文字の高さは、円の外径の $1/5$ とする。

オ 認定機関名は、略称を記載することができる。

農林水産省告示第 3079 号（平 25. 12. 20）

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 9 条において準用する同法第 7 条第 1 項の規定に基づき、直交集成板の日本農林規格（平成 25 年 12 月 20 日農林水産省告示第 3079 号）を次のように定め、同法第 11 条第 1 項の規定に基づき公示し、平成 26 年 1 月 19 日から施行する。

直交集成板の日本農林規格

（規格）

第 3 条 直交集成板の規格は、次のとおりとする。

表示

表示の方法

1 表示事項の項の 1 の（1）から（7）までに掲げる事項の表示は、次に規定する方法によって行われていること。

（1）品名

ア 異等級構成の直交集成板にあつては、「異等級構成直交集成板」と記載すること。

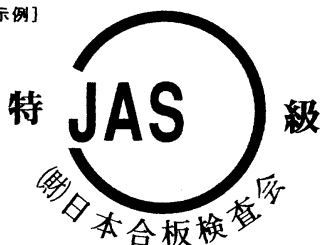
イ 同一等級構成の直交集成板にあつては、「同一等級構成直交集成板」と記載すること。

【構造用集成材 表示例】



品名 Product	異等級構成集成材（対称構成）「小断面」「はり」
強度等級 Strength G	E135-F375
材質の品質 Appearance G	2種
接着性能 Adh. Strength	使用環境 A
樹種名 Species	ペイマツ
寸法 Dimension	短辺：105mm 長辺：105mm 材長：4,600mm
製造者 Manufacturer	

【構造用単板積層材 表示例】



品名	A種構造用単板積層材
接着性能	使用環境 A
樹種名	ラジアタパイン
寸法	長 5,450mm×巾 180mm×厚 105mm
1. 曲げ性能	100E-375F
2. 水平せん断区分	55V-47H
販売業者	

【直交集成板 表示例】



認定機関名

品名	異等級構成直交集成板
強度等級	Mx60-9-9
種別	A種構成
接着性能	使用環境 C
樹種名	スギ
寸法	厚さ 108mm 幅 300mm 長さ 900mm
検査の方法	曲げ試験を実施
製造業者又は販売業者	

4418.91 又は 4418.99 1. 建具及び床柱

関税率表第 4418.91 号－2－（1）及び第 4418.99 号－2－（1）の対象となる建具は、建築物の閉口部又は間仕切り部に取り付けて当該部を開閉する建築物の木製（竹製のものを含む。以下この項目において同じ。）の附属品のうち、第 4418.10 号及び第 4418.20 号に属しないもの（例えば、障子及びふすま）である。また、これらの細分には、未完成のもので提示の際に完成した木製建具としての重要な特性を有するもの及び完成した木製建具で組み立ててないもの又は分解してあるものを含む。

また、上記細分の対象となる床柱は、日本家屋に特有な床の間に立てられる装飾的な柱であり、建築物の部分として固有の加工を施したもの（例えば、かも居又はかまちに取り付けるためのほぞ又はほぞ穴を有するもの及び彫刻を施したもの）である。

第 44.03 項から第 44.13 項までのいずれかの項に該当する木材（例えば、丸太及び単にかんながけした角材）は、それが通常銘木と称され輸入後実際に床柱用に供するものであってもこの細分には属さず、第 44.03 項から第 44.13 項までの項に属する。

4601.29 1. 敷物及びすだれ（植物材料製のものに限る。）（いぐさ製又は七島い製のもの）

いぐさ（又は七島い）を緯として、糸を経として製織し、一般に完成品としてそのまま用いられるよう縁加工を施してある「ござの類」が含まれる。ござの類には、耳毛がなく、1畳分から数畳分をつなぎあわせて縁加工した敷物や上敷、いぐさを染色して織り上げた花筵等の種類がある。

4601.94 1. むしろ、こも及びアンペラ

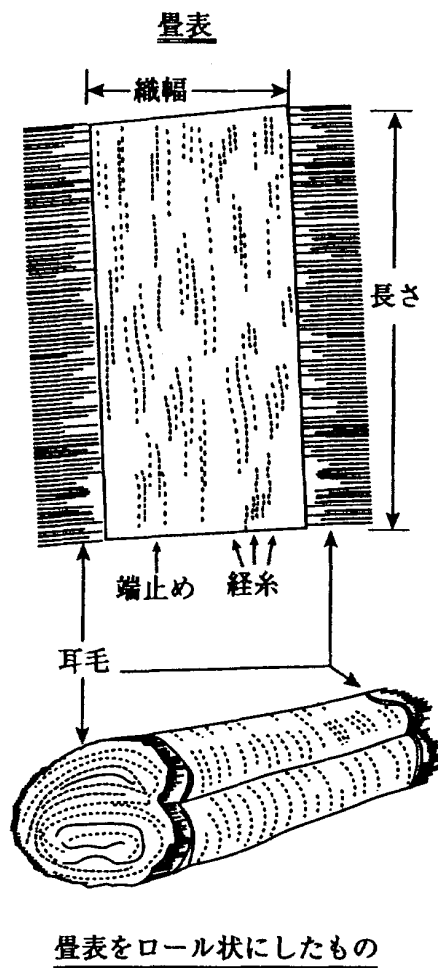
むしろ、とも及びアンペラとは、包装用又は包装用の袋の製造に使用する種類のもの（花むしろは含まない。）をいう。

4601.94 2. その他の植物材料製のもの（いぐさ製又は七島い製のもの）

関税率表第 4601.94 号－3－（1）に掲げる貨物のうち「畳表」とは、いぐさ又は七島いを緯とし、糸を経として製織したもののうち、その織幅（製織された部分）が 80 センチメートル以上のものをいう。

4601.94 3. 関税率表第 4601.94 号-3-(1) に掲げる貨物のうち「畳表」の面積計算法

関税率表第 4601.94 号-3-(1) に掲げる貨物のうち「畳表」の面積計算については、織幅を用いる（下図参照）。



4602.19 1. マニラ麻繊維製のマット

本品は、マニラ麻（アバカ）繊維を多数平行にとりそろえた束（直径約2ミリメートル）3本を平打ちに組んでさなだ状のもの（幅6ミリメートル、厚さ2ミリメートル。下図参照）にし、これを平たくうず巻状に巻き、マニラ麻繊維で固定してモチーフを作り、複数の当該モチーフを更にマニラ麻繊維でつなぎ合わせてマットに作り上げた物品であり、各種の形状及び寸法のものがある。

(図)



マニラ麻繊維を平行にとりそろえた束は、よられていないので、第46類の注1により組物材料に含まれることとなる“紡績してない天然の紡織用繊維”に該当すると認められる。

したがって、当該束を平打ちに組んでさなだ状にしたものは、第56.07項のひも及び綱並びに第58.08項の組ひもには該当せず、第46.01項の組物材料製のさなだ類に該当する。

本品は、当該さなだ状にしたものを主材料として作った敷物（第46.01項の敷物には該当しない。）であるので、第46.01項の物品から製造した製品としてこの号に属する。

4602.19 2. 床

畳床は一般に稲わらを縦、横交互に重ねたものを圧搾し、麻等で作った畳糸（縫糸）を所定の間隔を通して製造される。

主原料は乾燥した稲わらであるが、フォームポリスチレン等の板状のものを結合してあっても差し支えない。なお、本統計細分には、畳表又は畳縁を取り付けたもの（畳）を含まない。

（参考）畳床の寸法はおおよそ、次のとおりである。

長さ	170～210 センチメートル
幅	80～110 センチメートル
厚さ	3～ 7 センチメートル

48.11 項 1. ミルクカートン用紙

ミルクカートン用紙とは、両面にポリエチレン等を塗布した紙又は板紙であって、液体容器の製造に使用する種類のことをいう。通常、仕入書等の通関関係書類に「for milk carton」、「liquid paper」等の表記がなされている。

4818.20 1. クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュの定義

クレンジングティッシュ及び化粧用ティッシュは、一般的に「ティッシュ」又は「ティッシュペーパー」と呼ばれるもので、通常多層構造で連続して取り出されるようになっており、衛生用途などに使用される。主にポリ包装（ポリプロピレン、ポリエチレン等）のものや紙箱に入っているもの（箱ティッシュ）がある。表面にはクレープという細かなしわが付けられている。通常、仕入書等の通関関係書類に「ティッシュ (TISSUE)」または「ティッシュペーパー (TISSUE PAPER)」等の表記がなされている。

(参考) ティッシュの寸法はおおよそ、次のとおりである。

縦 190～195ミリメートル

横 198～220ミリメートル

4818.20 2. ハンカチ及びタオルの定義

ハンカチ及びタオルは、一般的に「ペーパータオル」等と呼ばれるもので、形態はロール状のものと、シート状で連続して取出しされるようになっているものがあり、キッチンペーパー、手拭用途などに使用される。表面にはクレープという細かなしわやエンボス加工による凸凹が付けられている。ティッシュと比較すると、概ね、厚みがあり吸水性が高く破れにくいという特性がある。

通常、仕入書等の通関関係書類に「タオル (TOWEL)」等の表記がなされている。

(参考) タオルの寸法はおおよそ、次のとおりである。

縦 170～250ミリメートル

横 205～315ミリメートル

4911.10 1 . 板紙製の宣伝用物品

本品は、板紙に各種の宣伝用の図案、絵、文字等を印刷し、正方形、長方形又は印刷されたアウトラインに沿って切断された形状のものである。印刷された面は、すべて平面状であり、裏面には展示する際に立てて使用することができるように簡単な板紙製の支え等が付けられている。

本品は、店頭等において使用される宣伝用の物品であり、本品に付された図案、絵、文字等の印刷は、その用途に対して主たる役割を果たすものである。印刷されたアウトラインに沿って切断された形状のものであっても、その本質的な性格が印刷された事柄にあることには変わりはない。したがって、本品は印刷物としてこの号に属する。

4911.99 1 . Airway bill 及び Passenger ticket の税表分類について

1 . 品名 : Airway bill (航空運送状)

(1) 商品説明

本品は、国際航空貨物の運送の際に発行される運送状のブランクフォームである。これらは通常 13 枚を 1 組とし、各葉の間にカーボン紙が挿入されている。

この様式は、国際航空運送協会 (International Air Transport Association (IATA)) で定められたものであり、様式の表の面には、輸入者の氏名、住所、輸出者の氏名、署名及び住所、品名、数量、価格、運賃、保険料等を記入すべき欄が設けられており、裏面には、運送約款が印刷されている。

本品に所要の事項を記載したものの果たす役割は、次のとおりである。

- (1) 運送契約締結を示す証拠書類であること
- (2) 運送物品の受取りの証明となること
- (3) 通関用の書類となること
- (4) 航空会社に対する運送品の取扱い、発送、引渡しに関する指示書となること

しかしながら、この書類は、“ Not negotiable ” と表示されており譲渡性はないので、有価証券には該当しない。

(2) 分類

印刷された書式 (Printed form) は、印刷された字が、当該書式の本来の用途に対し付随的であるかどうか及び一般的用途をもつ書式であるかどうかにより第 49.11 項又は第 48 類に分類される。関税率表第 49.11 項には、日付、名前等の比較的僅かな記入事項を必要とする書式は同項に分類し、一般的用途を有する書式は、この項から除外する旨記載されている。

本品は、多くの記入事項を必要とするが、特に国際航空貨物の運送状として使用するために国際的に定められたものであること、運送約款が印刷されていること、一種の証券的性格を持つ書式のブランクフォームであること等を考慮するとき、本品に付された印刷は、本品の本来の用途に対し付随的なものとは認められない。したがって、印刷物として第 4911.99 号に分類する。

2 . 品名 : Passenger ticket (航空旅客券)

(1) 商品説明

本品は、航空旅客券のブランクフォームを一冊にとじたものである。4枚は、航空旅客券のブランクフォームであり、2枚には、旅行者が航空機を利用する場合の心得が印刷されている。

(2) 分類

関税率表解説第 49.11 項の (6) には娯楽施設 (例えば、映画、劇場及びコンサート) への入場券、公的又は私的な輸送のためのチケットその他これらに類するチケットは同項に分類される旨記載されている。また同項解説には、クーポン式の旅行券のブランク (例えば、航空、鉄道及び自動車) で細目 (例えば、日付及び名前) を記入することのみが必要となるものはこの項に含まれる旨記載されている。したがって、本品は、同項解説に記載するチケットとして第 4911.99 号に分類する。

5003.00 1 . 繭の関税分類について**(1) 税番第 5001.00 号に該当する「繰糸に適する繭」の解釈**

関税率表解説第 50.01 項には「この項には、第 50.02 項に分類される生糸となるような繰糸をすることができる繭のみが該当し—————」と記されているが、ここでいう、繰糸に適する繭とは、自動繰糸に適する繭（以下「上繭」という。）のほか上繭から選除されたいわゆる選除繭のうち、比較的品質が良く繰糸可能な繭及び玉繭を含むものとする。

(2) 税番第 5003.00 号に該当する「繰糸に適しない繭」の解釈

関税率表解説第 50.03 項には、繰糸に適しない繭とは「フィラメントの破損で穴があき又は破れた繭（それ自身の蛾、寄生虫又はその他の事故による損傷を受けたもの）、まだ破れてなくてもフィラメントがひどく損傷を受けており、繰糸工程の間に破れそうな繭、さなぎの有無にかかわらずひどく汚れた繭等」と記されているが、具体的には、別紙「くず繭（繰糸に適しない繭）の種類及び具体的選別基準について」に該当する繭（以下「くず繭」という。）とする。

(3) 税番第 5001.00 号の繭と税番第 5003.00 号の繭が混合した繭の取扱い

第 5001.10 号の繭と第 5003.00 号の繭が混合した繭については、第 5001.00 号の繭と第 5003.00 号の繭を、それぞれ、分離して分類する。

但し、第 5003.00 号に該当するくず繭と第 5001.00 号に該当する選除繭のうち、比較的品質の良く繰糸可能な繭（玉繭を含む。）が混合した繭で、くず繭が主体となっており、かつ、全体がくず繭の用途（例えば、絹紡糸）に供する品質と認められるものについては、分離することなく、全体を一括して第 5003.00 号に分類する。

(別紙)

くず繭（繰糸に適しない繭）の種類及び具体的選別基準について

税番第 5003.00 号に該当するくず繭の種類及びその具体的選別基準は次のとおりとする。

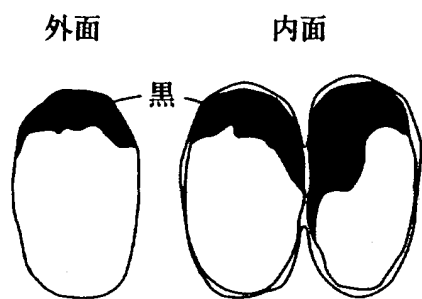
(1) 内部汚染繭（死にごもり繭）

繭内で病死した蚕の体汁等で繭層が内部から汚染されたもので、次のものを対象とする。

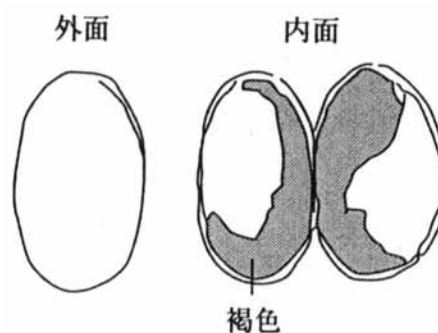
イ 外観上汚染面積は小さいが、汚染がひどく内部の汚染が外部まで及んでいるもの（繭の一部が黒ずんでおり、蚕の死体が内層についていることが多く、繭を指でつまみ振っても、大半は音がしない。図 1）

ロ 内部の汚染が外面まで達していないが、汚染はかなりひどく、繭の外面が黒ずんでおり、汚染面積が繭層の $1/3$ 以上と広いもの（なお、必要に応じ、繭を切り確認するものとする。図 2）

(図 1)



(図 2)



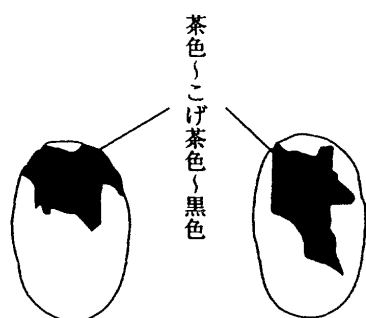
(2) 外部汚染繭（かび繭を含む）

他の繭内で病死した蚕の体汁等によって表層が汚染された繭及び乾燥不良等のためかびが発生した繭で、次のものを対象とする。

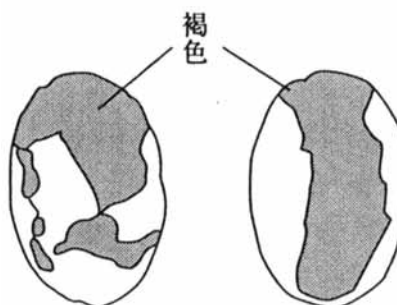
イ 外観上の汚染面積は比較的小さいが汚染濃度がひどく、内部まで及んでいるもので、汚染部分を指で触れると柔らかいもの（図 3）

ロ 汚染がかなりひどいが、汚染が内部まで達していない繭で汚染面積が全表層の $1/3$ 以上と広いもの（図 4）。なお、淡黄色、淡褐色等汚染の程度の軽いものは、たとえ汚染面積が広い場合であっても外部汚染繭とはしないものとする。

(図 3)



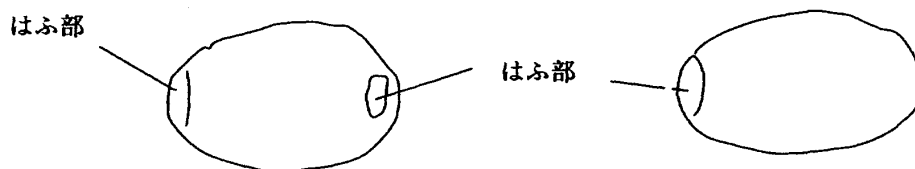
(図 4)



(3) はふぬけ繭

繭の両端又は一端のはふ部（繭の端を言う。図5）の繭層が極端に薄くなって黒ずんでおり、指で軽く押すと簡単にへこむものを対象とする。

(図5)

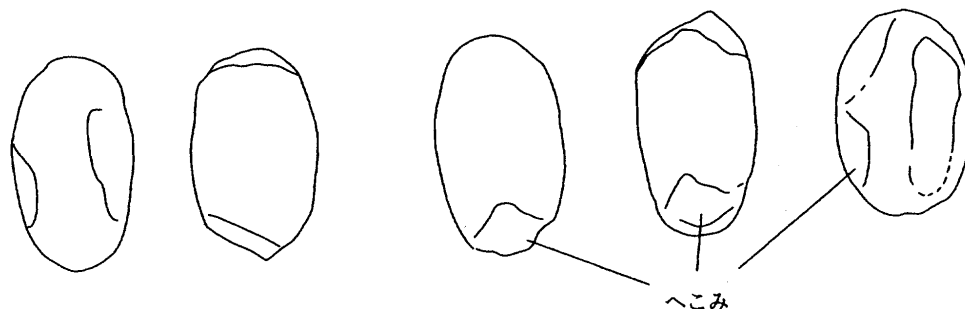


(4) 薄皮繭

蚕児の病気や給桑不足のため繭層が全面にわたり著しく薄くなっており、指で軽く押すとペコペコ音がしてへこむものを対象とする。

なお、薄皮繭は、煮繭しても綿状となり繰糸は不可能なものを対象とするので、煮繭により繰糸が可能となると認められるものは、薄皮繭とはしないものとする（図6）。

(図6)



(5) ぞく着繭

上ぞくの際のまぶしなどのあとが繭層にはっきり出ているもので、ぞくの種類により形は、大別して、くぼみ状、棒状、板状の3種類があるが、その種類により次のものを対象とする。

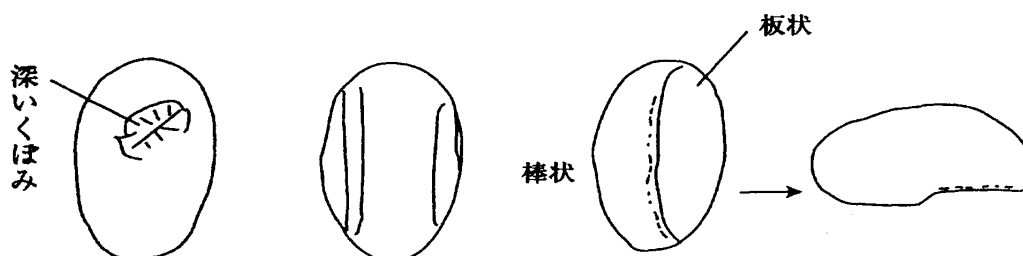
イ くぼみ状のものにおいては、面積は小さく食い込みの深いもの（図7）

ロ 棒状、板状（偏平状）のものにおいては、その形がはっきり出ているもの（図8）

なお、ぞくの形状が不鮮明なものは、面積の大小にかかわらず、ぞく着繭とはしないものとする。

(図7)

(図8)

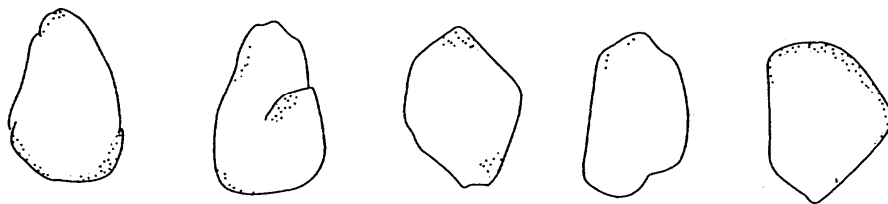


(6) 奇形繭

正常繭（正常繭の形状は品種により異なるが、通常、俵形、楕円形、卵形、球形をしている。）に比べて、例えば、円すい状のおむすび形、いびつ不整形等その形状が著しく変わっているものを対象とする（図9）。

なお、奇形の程度が軽く、正常繭に近い形状の繭は、奇形繭とはしないものとする。

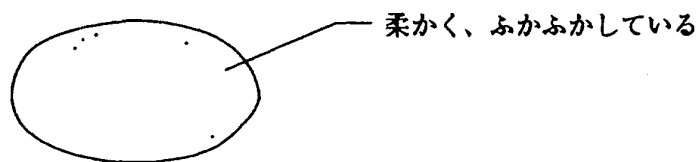
（図9）



(7) うきしわ繭

繭の外層のこう着が不十分なため繭のしわ（縮皺）が浮き上がり、綿状となっているもので、外縁部分をさわると柔らかく、繭を床に落としても硬い音を発しないものを対象とする（図10）。

（図10）



(8) 穴あき繭

穴等により繭層が破損したもので、次のものを対象とする。

イ 蚕児に寄生したウジバエが営繭後、蚕の蛹を倒し繭層を喰い破り出たため、直径1ミリメートル位の穴があいたもの（通常、蛆出繭という。図11）

ロ 繭を食害する害虫のカツオブシムシ類により繭が喰い破られ穴があいたもの

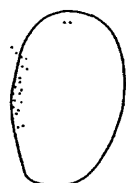
ハ 蚕種を取る目的で発蛾させたため、穴があいたもの（通常、出殻繭といい、蛾が出た穴が褐色に汚れている。図12）

ニ 繭層歩合等の検査のため繭を切り蛸を取り出したもの（通常、切繭という。図13）

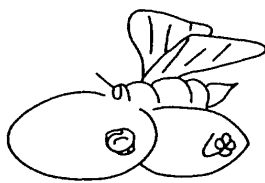
（図11）

（図12）

（図13）



蛆出繭



出殻繭



切繭

(9) 楊繭（あがり繭）

繭の不良のため又は取扱い不注意のため、繰糸の際に緒口が引き出しえなかった繭及び繰糸の途中で緒口が切れてふたたび緒口を引き出しえなかった繭を対象とする。

(10) つぶれ繭（プレスしたものを含む。）

つぶれた繭（1から9までのものを除く。）のうち、次のものを対象とする。

イ 繭を振ったときカラカラと音がしないもの

ロ 繭を振ったときカラカラと音がするもののうち、次のいずれかに該当するもの

（イ）平均乾繭単繭重が0.289g未満のもの

（ロ）平均乾繭単繭重が0.289g以上で、平均乾繭繭層重が0.148g未満のもの

（注1）「平均乾繭単繭重」とは乾繭1粒当たりの平均重量を、「平均乾繭繭層重」とは乾繭1粒当たりの平均繭層重量（繭から蛹及び脱皮殻を取り除いたもの）をいう。

（注2）平均乾繭単繭重及び平均乾繭繭層重の測定は、毛羽を取り除いた後行うものとする。また、測定に当たっては、玉繭を除くものとする。

（注3）平均乾繭繭層重を測定する際に、菌内で病死した蚕の体汁等で繭層の内部が汚染されていることが判明した繭については、（1）の「内部汚染繭」とみなすこととし、平均乾繭繭層重の測定から除外する。

（注4）（2）のロにおいて、平均乾繭繭層重が誤差範囲内の物品であると認められるものについては、必要に応じ、繰糸試験により判定する。

5003.00 2 . 繭の関税分類に関する具体的取扱いについて

(1) 税番第 5001.00 号の繭と税番第 5003.00 号の繭が混合した繭の具体的取扱い

イ 第 5003.00 号のくず繭に第 5001.00 号の上繭が選除誤差として認められる程度（全重量の通常 1%程度）混入した繭については、全体を第 5003.00 号の「くず繭」として分類して差し支えない。

ロ 第 5003.00 号のくず繭に第 5001.00 号の上繭から選除されたいわゆる選除繭のうち、比較的品質が良く繰糸可能な繭（玉繭を含む。以下「下級繭」という。）が混入した繭については、下級繭が全重量の 50%未満と認められる場合は、全体を第 5003.00 号の「くず繭」として分類して差し支えない。

ハ 第 5003.00 号のくず繭に第 5001.00 号の下級繭及び選除誤差として認められる程度（全重量の通常 1%程度）の上繭が混入した繭については、上繭を下級繭とみなし、上記ロによることとする。

(2) 分類に当たっての留意事項

輸入後上繭等を仕分け分離して使用するおそれがあると認められるものについては、上記(1)は、適用しないものとする。

5005.00 1 . 絹の手袖（てつむぎ）糸

本品は、繭（繰糸に適しない繭を含む。）を精練し、膨潤させて、これを綿状に引き延ばした後、これから約 200 本以上の繊維を引き出しながら手で紡いで作った糸である。本品を構成する繊維の長さは、測定できないため明らかでないが、繭を綿状にするときに繊維が切断されること及びその紡ぎ方からみて数メートルから数百メートルに達するものが混在していると推定される。本品は、比較的よりのゆるい 272 デシテックス前後の不均一な太さの糸で、1 個当たり 25 グラムのかせ巻になっている。袖（つむぎ）織物の原料や手芸材料として使用される。

本品は、繭を形成しているフィラメントを繰糸して得られる生糸をよること又は絹ノイルを紡ぐことにより作った糸ではないので、第 5004.00 号の絹糸又は第 5005.00 号の絹紡袖（ちゆう）糸には該当しない。

本品は、繭を綿状にした真綿から繊維を引き出しながらよりを加えて糸にしたものであるため、絹紡糸として本号に属する。

50.07 項 1 . しぼり加工をした和服地を反物状につなぎ合わせたもの

本品は、組織物を着物の各部分（身ごろ、袖、襟等。以下同じ。）の形状に裁断した後、しぼり加工を施し、1 着分を下図のように反物状につなぎ合わせたものである。

袖		袖		身ごろ		身ごろ		おくみ	おくみ
								共襟	襟

その製造工程は、次のとおりである。

- (イ) 組織物の各部分の寸法に裁断し、着物の形状に仮縫いする。
- (ロ) 型紙を使用して絵付け（本品を着物に仕立てる際にしぼり染めが連続するよう下絵を描く工程）を行なう。
- (ハ) 仮縫いをほどこき、しぼり加工を施す。
- (ニ) しぼり加工をした各部分を反物状につなぎ合わせる（その後の工程で1 着分の組合せを取り違えぬようにするため。）

本品は、着物1 着分に相当する組織物の裁断片を反物状につなぎ合わせたもので、そのつなぎ方は、おくみと襟の部分を除き端部と端部とをつなぎ合わせたものである。

全体としては、第11 部の注7（f）のかっこ書の同種の織物を二以上つなぎ合わせた反物に該当すると認められる。したがって、本品は、絹織物として本項に属する。

5007.20 又は 5007.90 1 . 絹糸及び合成繊維糸との交織による帯の類似品の取扱いについて

(商品説明)

本品は、たて糸には合成繊維の糸を、よこ糸には未精練の絹糸（生糸4本をよったもの）50本を引きそろえて束状にしたものを使用して帯状に織りあげたものであり、長さ3.3メートル（約9尺）、幅45センチメートルのものを両サイドを約5センチメートル折り返し、更にこの両サイドを合わせて袋状にミシンで縫い合わせて幅約17.5センチメートルの帯状にしたものである。たて糸は本数が非常に少なく、織幅（17.5センチメートル）のうち3箇所において幅1センチメートル、色違いの糸を密にして柄出しをしており、よこ糸は両サイドでループ状にして折り返されているので連続している。

(分類意見)

一般に帯はたて糸が密となっており、全体の重量に対するたて糸の割合は55%程度となっている。また、織糸には精練したものが使用されている。

この点、本品はたて糸の使用本数は少なく全体の重量に対するたて糸の割合は極めて小さく縦方向にかなりの張力がかかる帯としては不適當なものであり、また、よこ糸は未精練であるところから染色には向かない。また、本品はたて糸を切ってよこ糸を解き絹糸を取り出すことも容易にできると思われる。

本品は、その織方、形状等から帯としての用途に供される蓋然性が極めて低く、使用されている材料、仕上具合等が異常である。また、ほぐしてよこ糸である絹糸を取り出すことを意図しているともみられるが、輸入申告時の現状からみて織物に該当することは明らかである。

したがって、本品は絹糸と合成繊維の糸との交織組織物として第5007.20号又は第5007.90号に分類することとする。

5106.10 又は 5106.20 1 . より数が 1 メートルにつき 350 以下のもの

上記の規定に該当する毛糸は、通常、それぞれメリヤス編物又はメリヤス製品の製造に使用される。統計品目の適用上インボイスその他の書類等によりメリヤス糸と認められる場合は、上記規定に該当するものとして取り扱うこととし、特により数を測定する必要はない。

5107.10 又は 5107.20 1 . メートル式番手 40 以上のもので、かつ、より数が 1 メートルにつき 400 以下のもの及びメートル式番手 40 未満のもので、かつ、より数が 1 メートルにつき 350 以下のもの

上記の規定に該当する毛糸は、通常、それぞれメリヤス編物又はメリヤス製品の製造に使用される。統計品目の適用上インボイスその他の書類等によりメリヤス糸と認められる場合は、上記規定に該当するものとして取り扱うこととし、特により数を測定する必要はない。

52.08 項～52.12 項 1 .「ポプリン」及び「ギンガム」の定義等について

関税率表番号第 52.08 項から第 52.12 に分類される「綿織物」のうち、「ポプリン」及び「ギンガム」の定義を別紙 1 のとおりとし、「ポプリン、粗布、細布、金巾、ポイル、ローン及びギンガム」の規格を別紙 2 のとおりとする。

別紙 1

関税率表における綿ポプリン及び、綿ギンガムの定義について**1 . 綿ポプリンの定義**

たて糸に 30 テックス以下（20 番手以上）綿単糸又は 15 テックス以下（40 番手以上）の綿双糸を用い、よこ糸に 30 テックス以下（20 番手以上）の綿単糸又は 15 テックス以下（40 番手以上）の綿双糸若しくは綿三子を用いて、2.54 センチメートル当たりの密度をたて糸にあっては 70 本以上、よこ糸にあっては 30 本以上とし、たて糸とよこ糸の密度の和を 110 本以上、差を 20 本以上とした平織物

2 . 綿ギンガムの定義

たて糸及びよこ糸に色糸又はさらし糸を用いて、たてじま、格子柄、勾配柄を出した平織物

綿平織物の規格

品種名	組織	規 格						色、柄等
		番手、単糸・双糸、撚		密度（本 / 2.54cm）				
		経糸	緯糸	経糸密度	緯糸密度	経糸と緯糸の密度和	経糸と緯糸の密度差	
ポプリン	平織	20 番手以上の単糸又は40 番手以上の双糸	20 番手以上の単糸又は40 番手以上の双糸若しくは三子	70 本以上	30 本以上	110 本以上	20 本以上（密度差を20 本以上とすることによって、よこ方向に畝を表したものの）	- - - -
粗布	平織	20 番手以下の単糸	20 番手以下の単糸	30 ~ 60	30 ~ 70	- - - -	- - - -	- - - -
細布	平織	20 ~ 26 番手	20 ~ 26 番手	60 本前後	60 本前後	- - - -	20 本未満（密度差による畝が現れていないもの）	- - - -
金巾	平織	20 ~ 50 番手	20 ~ 50 番手	- - - -	- - - -	- - - -	20 本未満（密度差による畝が現れていないもの）	- - - -
ポイル	平織	単糸又は双糸の撚糸	単糸又は双糸の撚糸	やや粗い	やや粗い	- - - -	- - - -	- - - -
ローン	平織	40 ~ 80 番手の単糸	50 ~ 135 手の単糸	60 ~ 110	45 ~ 120	- - - -	20 本未満（密度差による畝が現れていないもの）	- - - -
ギンガム	平織	20 ~ 45 番手	20 ~ 45 番手	- - - -	- - - -	90 ~ 180 本	- - - -	経糸、緯糸に色糸又は晒糸を用いて縦縞、格子柄、勾配柄を表した織物

5301.29 1. 亜麻繊維（精練したものに限る。）

亜麻繊維の精練したものとは、原繊維を紡績準備工程におけるハックリング工程又はカード工程によって処理し、それを精練した中間製品をいう。

5305.00 1. Coir Twisted Mattress Fibre

本品は、太さ不揃いの Coir Fibre を一定方向に整束した後、ねじり機にかけてたて約 2.5 センチメートル、長さ 15 メートルから 20 メートル程度の縄状にしたもので、コイル巻にして輸入される。通常マットレス等の充てん用に供される。

Coir Fibre は、短かい粗悪品を不揃いのまま輸入するが多いが、本品の如くねじり機にかけた理由は、これを約 10 センチメートルの長さに切断し接着剤で固めてマットレスの充てん物を製造した場合、各繊維が相互にからみ合うようなくせをつけるためのものである。

5305.00 2. ラミー（精練したものに限る。）

ラミー繊維の精練したものとは、原繊維を紡績準備工程において精練し、乾燥した精乾綿並びにそれを梳綿してスライバー状にした中間製品をいう。

5404.19 1 . X-ray thread

本品は、横断面の最大寸法が0.8ミリメートルで、10,000 デシテックスの均質、柔軟な黒色の単繊維であり、重量比で42%のポリウレタンと58%の硫酸バリウムから成る。

本品は、手術用ガーゼの製造の際にたて糸の一本として交えるために使用される。本品に含有されている硫酸バリウムがX線を透過させ難いことを利用して、手術の際にガーゼを体内に置き忘れているかいないかをエックス線検査により容易に知ることができる。

本品は、硫酸バリウムのX線に対する不透過性を利用する物品であるが、関税率表解説第30.06項によると、第3006.30号に属するエックス線検査用造影剤は注射又は経口投与により体内器官の検査に使用する薬剤であり、本品のように織物のたて糸用に作られた繊維とは性格が異なるので、本品は、第3006.30号には属しない。

本品は、その形状から、67 デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下の単繊維であり、かつ、繊維としての特性を与えているのはポリウレタンであるので、通則3(b)によりポリウレタン系の単繊維として本号に属する。

5408.21 ~ 5408.24 1 . シノン (商標名) 織物

本品を構成する繊維は、天然たんぱく質(ミルクカゼイン)とアクリロニトリルを溶液状態において結合した高分子物質を湿式法で紡糸した長繊維である。天然たんぱく質とアクリロニトリルとの結合様式は、製造者の資料によると、天然たんぱく質を構成しているアミノ酸のうち、チロシン、アルギニン、リシン、ヒスチジン、トリプトファン、シスチン等の部分に末端基として存在しているフェノール性水酸基、アミノ基、メルカプト基、グアジニノ基等にポリアクリロニトリルをグラフト重合させたものであり、両者の構成比は、重量割合で天然たんぱく質部分30%、ポリアクリロニトリル部分70%と推定されている。繊維の構造上、結晶部分はポリアクリロニトリルで構成され、非結晶部分は天然たんぱく質とポリアクリロニトリルとから構成されており、結晶部分は繊維に対し強度、伸び等の機械的特性を附与し、非結晶部分は繊維に光沢性、ドレープ等の官能的特性及び染色性を附与している。

第54類の注1(a)によれば関税率表上合成繊維として取り扱われる物品は、有機単量体の重合により製造した繊維に限られる。

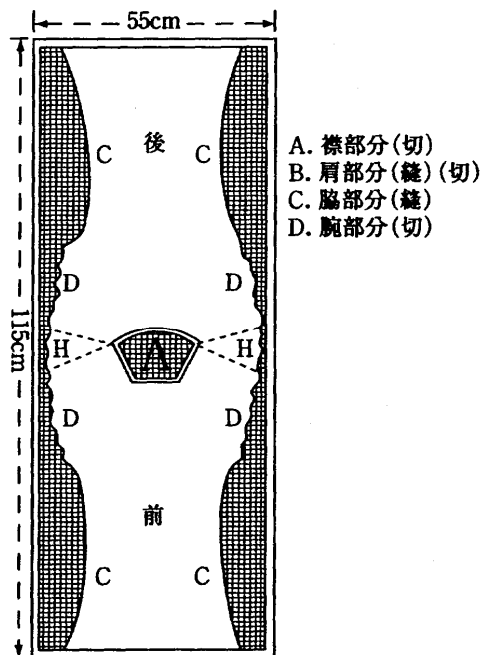
本品を構成しているシノン繊維は、天然有機重合体であるたんぱく質と有機単量体(アクリロニトリノル)の重合体であるポリアクリロニトリルとのグラフト重合により製造した繊維であるので、本品は上記の合成繊維には該当せず、第54類の注1(b)に規定する天然有機重合体を化学的に変化した繊維に該当する。

したがって、本品は、合成繊維以外の人造繊維(再生繊維及び半合成繊維)の長繊維織物として本号に分類する。

58.04 項 1 . ブラウス用の綿製のレース地

本品のうち、一枚品は下図のようなブラウス用の綿製のレース地で、これをその形状にそって切断し縫い合わせると簡単に婦人用ブラウスが仕上るものである。

なお、連製品は3枚分が織幅をなす織物状である。



一枚品、連製品とも関税率表の第11部の注7(a)の長方形(正方形を含む。)以外の形状に裁断したものではなく、また同注7(b)の完成したもので、単に分割糸を切ることにより又はそのまま使用することができるものではないので、レース地として本項に属する。

5806.32 1 . しぼり染めをした帯揚げ

本品は、ナイロン製織物を加熱により幅約28センチメートル、長さ約115センチメートルに裁断した後、絵付け、しぼり加工、染色、湯のし等の加工を施したもので、和服用の帯揚げとして供する。本品は、ナイロン製であるので裁断された縁は加熱により溶着しており、輸入後縁かがり等の加工を必要としない。

本品の裁断された縁は、裁断と同時に加熱溶着されている。このような加工は、第11部の注7(f)に掲げる縫製にも、また、同注(c)に掲げる縁縫い又は縁かがりにも該当しない。したがって、本品は、第11部においては、「製品にしたもの」とは認められない。

本品は、幅が30センチメートル以下であること及びその両側に織耳又は加熱溶着によってできた仮耳のいずれかを有していることから、第58類の注5(a)に規定する細幅織物に該当する。したがって、本品は、本号に属する。

58.10 項 1. 「ガラスビーズを縫い付けてアプリー加工を施したもの」の税表分類について

女子用ドレスのカラー及びカフス

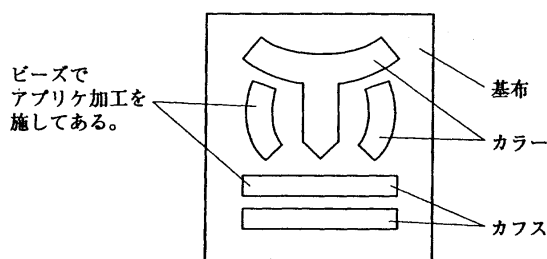
(1) 商品説明

(イ) 本品は女子用ドレスのカラー及びカフスに使用されるもので約 45 センチメートル×30 センチメートルの織物の基布にそれぞれのパターンに従って、ガラスビーズでししゅうを施したものである(下図(a)参照)。

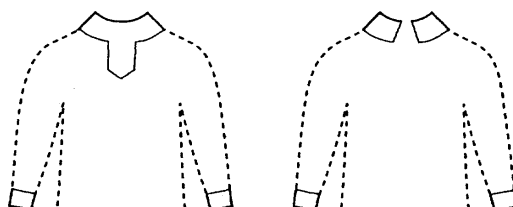
本品は、輸入後カラー又はカフスとしてドレスに縫い付けるのに必要な縫代(約 1 ~ 2 センチメートル)を残してパターンにそって裁断し、ドレスに縫い付けてカラー及びカフスとする。

(下図(b)の実線部分)

図(a)



図(b)



(ロ) 上記(イ)の物品をカラー又はカフスとしてドレスに縫い付けるのに必要な縫代(約 1 ~ 2 センチメートル)を残し各部分に裁断した物品

(2) 分類意見

(イ) 上記の物品は第 58.10 項の解説書の()アプリー加工の記載によって含まれることとなるので、第 58.10 項に分類する。

(ロ) 上記(ロ)の物品は、第 58.10 項の解説書に記載するモチーフ状のものではない。これらの物品はカラー及びカフスの機能を有するものと認められ、また、同項解説書のモチーフ状のものについての説明に該当するということは困難である。したがって、同項解説書の除外規定(d)により本品はししゅうされた個々の製品でカラー又はカフスとしてそのまま使用するように完全に完成されており、またそれ以上加工されない最終の形状のものとして、ししゅうされたものである。したがって、第 6217.90 号のカラー及びカフスとして分類する。

5810.10 1 . Spangle braid (Fancy braid)

本品は、薄地の基布（ビスコースレーヨン織物）にガラスビーズ、アセチルセルロース製のスパングル等を縫い付けて連続した模様を作った後、余分の基布を切取り、長さ約 18 メートルから 46 メートルのストリップ状のものを台紙に巻いたものである。

（検討された物品）

イ ジグザグ形のストリップ状のもの

直径 5 ミリメートルのスパングルをジグザグに 3 列（幅約 15 ミリメートル）に並べて基布に縫い付け、一定の間隔でガラス玉が取り付けられたもの

ロ 一辺は直線で、他辺は山形になったストリップ状のもの

スパングルを 2 列に直線状に配列し、大形のスパングルで山形部分を形成し、両者の間にガラスビーズが取り付けられたもの

ハ 個々に独立した模様を直線状に並べたストリップ状のもの

ガラスビーズとスパングルで 1 個の花模様（直径約 20 ミリメートル）を形成し、一列に連続して並べたもの

本品は、スパングル、ガラスビーズ等によりアプリーケ加工されたししゅう布から、デザインに相当する部分を残して余分な基布が取り除かれているが、特定の用途のために個々の完成品として切断されたものではないので、ストリップ状のししゅう布として本号に属する。

5810.92 1. 基布の上にぞうり裏及び鼻緒の形にガラスビーズを縫い付けた物品

本品は、ビーズ張りのぞうりの製造材料として使用する物品で、人造繊維織物の基布にガラスビーズをぞうり表及び鼻緒の形に縫い付けてアプリーケにしたものである。

なお、ぞうり表用の物品には、鼻緒をすげるための三つの箇所にあプリーケが施されていない。

本品は、次のような状態で輸入される。

イ 幅 27 センチメートル、長さ 40 センチメートルの基布の上に四つのぞうり表用のアプリーケの部分をもつもの及び幅 27 センチメートルとなっているもの(ぞうり 2 足分、第 1 図参照)

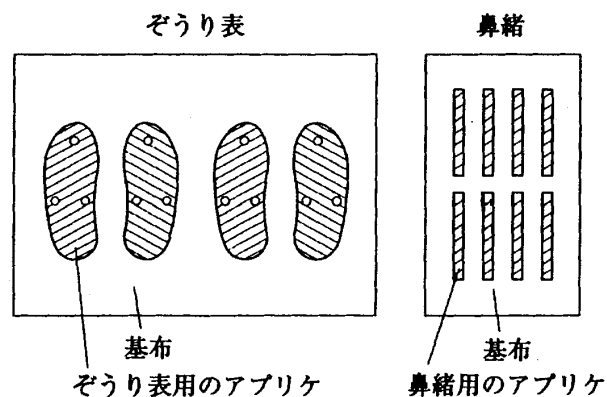
ロ 上記イのセットの各基布を半分(ぞうり 1 足分)に裁断し、その四すみを斜めに切り落とし、かつ、中央部に切込みを入れたもの(第 2 図参照)

第 58 類の注 6 により、ししゅう布にはアプリーケした物品を含む。

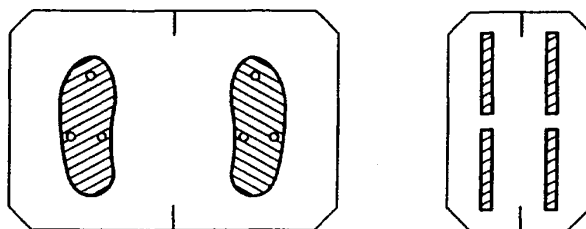
関税率表解説第 58.10 項には、種々の幅を有する反物状又はストリップ状のししゅう布で同一のデザインを連続してししゅうしているもの及び完成品を作るために事後分離して使用するものを含む旨規定している。

これらの物品は、特定の形状に裁断しておらず、いまだ反物状のものと認められるので、ししゅう布として第 58.10 項に属する(64.06 参照)。

第 1 図



第 2 図



60 類、61 類又は 63 類 1. 模様編みの組織を有するものの解釈

1. 生地で「模様編みの組織を有するもの」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) よこメリヤスにあっては、平編み、ゴム編み若しくはあぜ編み（ウェールの方向に表編目、裏編目を交互に配してあぜ状を現わした原組織をいい、ゴム編みにタック編みを応用してあぜ状を現わしたものを含まない。以下同じ。）又はパール編みの組織のもの（組織を変えることなく色糸を使用することにより模様を現わしたものを含む。以下同じ。）以外のもの
- (2) たてメリヤスにあっては、シングルデンビー編みの組織（ 1×1 組織）のもの（組織を変えることなく色糸を使用することにより模様を現わしたものを含む。以下同じ。）以外のもの
- (3) 平編み、ゴム編み、あぜ編み若しくはパール編み又はシングルデンビー編み（以下、「平編み等」という。）のいずれかを組み合わせて模様を現わしたもののうち、簡単な模様のもの（例えば、平編みにゴム編みのストライプを配したようなもの）以外のもの
- (4) 二重編み又は両面編みのメリヤスにあっては、表裏のいずれかが（1）、（2）、（3）、（5）又は（6）に掲げる模様編みの組織のもの
- (5) 添加糸を編み込むことにより模様を現わしたもの（平編み等の原組織で添加糸が地糸と同一の組織を形成しているものを除く。）
- (6) その他上記以外の変化組織のもの

2. 製品で「模様編みの組織を有するもの」とは、次に掲げるものをいう。

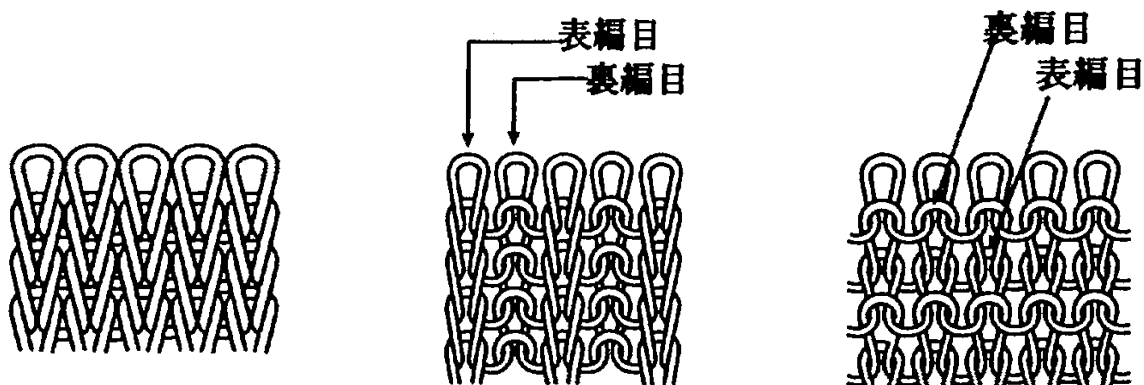
衣類、ショール等の編物製品で、その全部又は一部に 1 に掲げる模様編みの組織を使用しているもの（ただし、襟回り、ポケット、袖口等にさ細なストライプとして使用しているもの又は装飾以外の目的で少量使用しているものを除く。）

60 類、61 類又は 63 類 2. メリヤス編物

関税率表解説第 60 類の総説に規定されているメリヤス編物の具体的組織は、次のとおりである。

(1) よこメリヤス組織

- (a) 平編み：編目のすべてが同じ方向に引き出され、同じ状態に配列されている（第 1 図参照）。
- (b) ゴム編み又はあぜ編み：各ウェール（編目のたての列）が 1 行又は数行ごとに表編目、裏編目と交互に配列されている（第 2 図参照）。
- (c) パール編み：(b) と反対に各コース（編目のよこの列）が 1 行又は数行ごとに表編目、裏編目と交互に配列されている（第 3 図参照）。



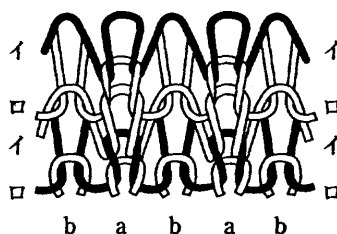
(第 1 図) 平編み

(第 2 図) ゴム編み又はあぜ編み

(第 3 図) パール編み

- (d) 片あぜ編み：カーディガン等に使用されるもので、ゴム編みに変化組織であるタック編みを応用した組織であって外観は表裏が異なり、原組織であるゴム編み又はあぜ編みに比べて一層大きなあぜ状を現すが、伸縮性は少なくなる。

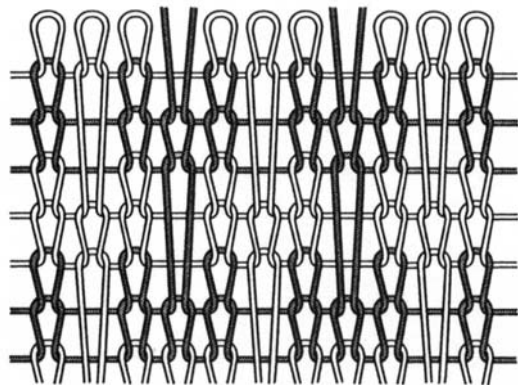
第 4 図はこの組織を示したもので、(イ) の編糸は (b) なるウェールのみでタック編みをし (a) なるウェールでは通常の編目を形成している。また (ロ) の編糸は、普通のコースを形成するが (b) のウェールで (イ) の糸によりタックされ編目が拡大される。



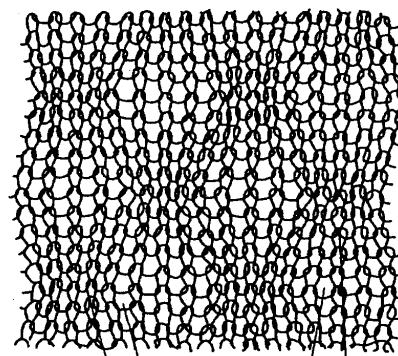
(第 4 図) 片あぜ編み

- (e) 浮編み：所定の部分において編目を作らず、この部分の編糸を編地の裏にまっすぐに浮かしたものである（第 5 図参照）。

(f) 平編みとゴム編みを市松状に配したもの：これは組織的には、平編み等の原組織のみから構成されるがその組合せにより模様効果が高く現れているものである（第6図参照）。



(第5図) 浮編み

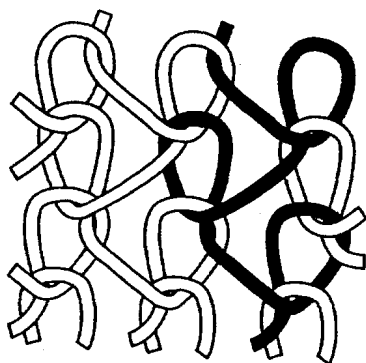


A B B A
A：ゴム編み部分 B：平編み部分

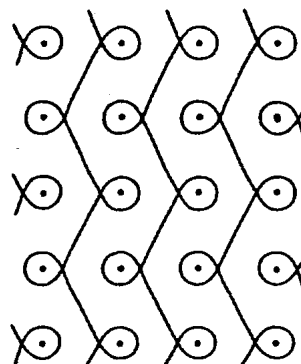
(第6図) 平編みとゴム編みの市松状組合せ

(2) たてメリヤス組織

(a) シングルデンビー編み：1枚の箴（おさ）を使用して編製される1×1の組織のものである。糸の動きは2本の針の間にだけ限定されるもので一つの編目を形成すると次のコースでは隣の針にかけられて編目を形成し、その次のコースでは再び初めの針にかけられて編目を形成する（第1図及び第2図参照）。

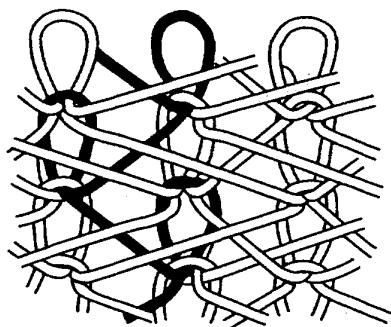


(第1図) シングルデンビー編み

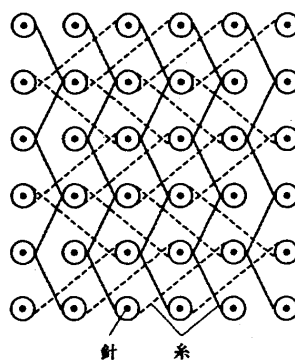


(第2図) シングルデンビー編みの組織図

(b) トリコットーフ編み：たてメリヤスの主要な編地でありワイシャツその他の多くの製品の製造に使用される。2枚の箴（おさ）を使用し前箴（おさ）のたて糸でシングルコード編み（糸の動きは3本以上の針の間を往復するもので、1列のたて糸を二つ以上の編針を超えてラッピングさせて得られる。）を後箴（おさ）のたて糸は、上記（a）に掲げたシングルデンビー編みを編製させて得られたメリヤスの二重組織である（第3図及び第4図参照）。



(第3図) トリコットハーフ

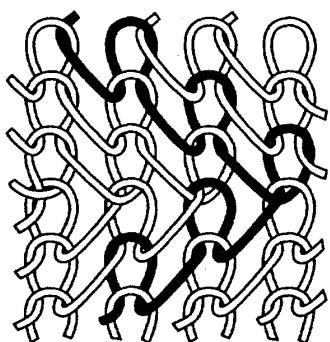


(第4図) トリコットハーフの組織図

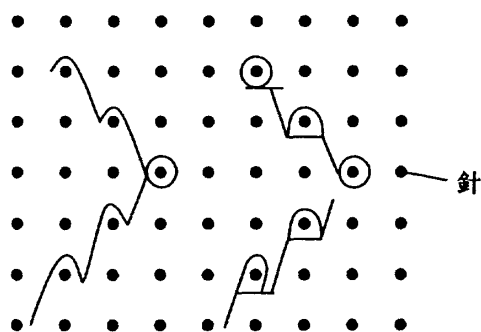
実線=シングルデンビー (1×1)

点線=シングルコード (1×2)

(c) アトラス編み: この組織は、1枚の箴(おさ)で編製されるものであり、糸の動きは3本以上の針の間を往復するものである(第5図及び第6図参照)。



(第5図) アトラス編み

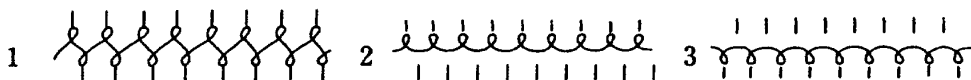


(第6図) アトラス編みの組織図

60.02 項～60.04 項又は 60.06 項 1. milano rib

本品の編目組織は、1本の糸によるゴム編みと2本の糸による平編みとが組み合わされて編み上げられたものである。ゴム編み組織の編目に平編みの編目が規則正しく重なっており、編地は比較的簡単でしかも安定している。

〔組織図〕



本品は、ゴム編みと平編みとが組み合わされて編み上げられたものであるが、表裏はいずれも平編み組織で構成されており、「模様編みの組織を有するもの」とは認められないので、本号に分類する。

60.02 項～60.04 項又は 60.06 項 2. Wool Pique Double Jersey

本品は、両面編物（Interlock fabrics）の変化組織で、編地の裏面は平編みとし、表面はその変化組織であるタック編み（Tuck knitting（メリヤス組織の一種で、編地の面に凹凸点を与える場合又は編地を厚くみせる場合等に使用され、ある編立コースで一部又は全部の編針に編目脱出をさせず、次のコースにおける新しい編目とともに針を脱出させて編目を完成する変化組織））によって編まれた二重編物であって、表面にはいわゆる亀甲模様が編み出されている。

本品の所属については、平編み又はゴム編みの基本的組織から誘導変化させた一種の模様編物と認められるので、第 60.02 項～第 60.04 項又は第 60.06 項の「模様編みの組織を有するもの」に属する。

61 類～63 類 1. ししゅうした製品の解釈

第 61 類から第 63 類までの号の細分において、「ししゅうしたもの」とは、第 58.10 項のししゅう布を当該細分の属する号に該当する製品にしたもの及び当該細分の属する号に該当する製品にししゅう（アプリー加工を含む。）を施したものをいう。ただし、次に掲げる製品はししゅうしたものには含めない。

- (1) ワンポイントししゅうを施した製品にあっては、当該ししゅうの部分が直径 4 センチメートルの円の範囲内に収まるもの
- (2) 製品の縁にその補強、縁かがり又は装飾の目的で糸ししゅうを施し、当該糸ししゅうの部分が主として基布の外側にあるもの（例えば、picot 縫いにより下着類に縁飾りをしたもの）
- (3) 製品の縁にししゅう布以外のトリミングを縫い付けたもので、当該トリミングが主として基布の外側にあるもの
- (4) 製品に糸を使用して一定間隔の平行な直線、曲線又は格子模様を形成したもの（キルティング及びギャザリング（ひだ付け加工）をした製品についても同じ。）
- (5) アプリー加工をした製品のうち、
 - イ 基布の補強を目的としてアプリーを縫い付けたと認められるもの（例えば、ひじ当て又はひざ当てとしてアプリーを縫い付けたもの）
 - ロ 飾りベルト、飾りポケット、飾りボタンその他これらに類する物品を縫い付けたもの
 - ハ 基布と同種の布地で作ったボウ、フリル等を縫い付けたもの
 - ニ 縫い付け以外の方法（例えば、接着その他これに類する方法）により基布にアプリーしたもの（ししゅうによりデザインが形成されている物品を縫い付け以外の方法によりアプリーしたものを除く。）

61 類 1. 二以上の材料から成る衣類

分類基準

通常、衣類は、身ごろ（スカート又はズボンの身ごろを含む。）、襟及び袖の表側の生地を構成する材料（織物、編物、革等をいう。以下同じ。）によって特性が与えられているものと認められる。したがって、第 43 類注 4 に定める場合を除き、表側の生地が二以上の材料で構成されている衣類（例えば、革と編物とで縫製されているジャケット）は、その表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身ごろ等に装飾的效果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料によりその所属を決定する。

61.05 項 1. Polyester tricot dress shirts

本品は、Yシャツをベースパターンとして襟の部分は半開きで襟部のボタンが省略され、タイを結べるように仕立て、袖は短くカットしてとじ込み、すその部分も腹部でカットされた通称ホンコンシャツと呼ばれるものである。

なお、生地はポリエステル糸をトリコットハーフに編んだもので、表目はプレーン、裏目は2本飛びのコード編みとしたシャルムーズといわれるものである。

本品は、形態からみてYシャツの変形にほかならず、通常はタイを結び、ジャケット等を着用して外出することを前提として仕立てられたシャツである。

したがって、本品は、第6105.20号-2に属する。

61.05 項、61.06 項又は 62.06 項 1. 男子用及び女子用のシャツ等の解釈について

(1) オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツについて

関税率表番号第 6105.10 号-1、第 6105.20 号-1 及び第 6105.90 号-1 に規定する「オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ」とは下記のものをいう。

イ オープンシャツ（開襟シャツ）

オープンカラーの付いた前あきのシャツ

ロ ポロシャツ

台なしのカラーを有し、半開きの頭からかぶって着用するシャツ

ハ その他これらに類するシャツ

(イ) ゴルフ用、テニス用等のスポーツシャツ

(ロ) 通常、制服として仕上げられたシャツ

(ハ) 通常、シャツの上にオーバーコート、ジャケット、ブレザー等の衣類を着用することなしで、そのまま着用できるシャツ（例えば、アロハシャツ、ビーチシャツ、オーバーシャツ、レジャーシャツ等）

(2) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツについて

関税率表番号第 6106.10 号-1、第 6106.20 号-1、及び第 6106.90 号-1 に規定する「ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツ、ポロシャツその他これらに類するシャツ」とは下記のものをいう。

イ ブラウス（アンダーブラウス、オーバーブラウス）

肩から胴まわり又は腰まわりまでをおおう女子用のゆったりとした上半身用の衣類

ロ シャツブラウス（シャツウエストブラウス）

カラー、前立、袖の付いた前あきのワイシャツ風の上半身用の衣類（長袖の場合には、カフスを有しているものに限る。）

ハ オープンシャツ（開襟シャツ）

オープンカラーの付いた前あきのシャツ

ニ ポロシャツ

台なしのカラーを有し、半開きの頭からかぶって着用するシャツ

ホ その他これらに類するシャツ

(イ) ゴルフ用、テニス用等のスポーツシャツ

(ロ) 通常、制服として仕上げられたシャツ

(ハ) 通常、シャツの上にオーバーコート、ジャケット、ブレザー等の衣類を着用することなしで、そのまま着用できるシャツ（例えば、アロハシャツ、ビーチシャツ、オーバーシャツ、レジャーシャツ等）

(3) ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツについて

関税率表番号第 6206.10 号-2-(1)、第 6206.20 号-2-(1)、第 6206.30 号-2-(1)、第 6206.40 号-2-(1) 及び 6206.90 号-2-(1) に規定する「ブラウス、シャツブラウス、オープンシャツその他これらに類するシャツ」とは下記のをいう。

イ ブラウス（アンダーブラウス、オーバーブラウス）

肩から胴まわり又は腰まわりまでをおおう女子用のゆったりとした上半身用の衣類

ロ シャツブラウス（シャツウエストブラウス）

カラー、前立、袖の付いた前あきのワイシャツ風の上半身用の衣類（長袖の場合には、カフスを有しているものに限る。）

ハ オープンシャツ（開襟シャツ）

オープンカラーの付いた前あきのシャツ

ニ その他これらに類するシャツ

(イ) ゴルフ用、テニス用等のスポーツシャツ

(ロ) 通常、制服として仕上げられたシャツ

(ハ) 通常、シャツの上にオーバーコート、ジャケット、ブレザー等の衣類を着用することなしで、そのまま着用できるシャツ（例えば、アロハシャツ、ビーチシャツ、オーバーシャツ、レジャーシャツ等）

6107. 21～6107. 29、6108. 31～6108. 39、6207. 21～6207. 29 又は 6208. 21～6208. 29**1. スポーツウェアタイプのパジャマの分類について**

1. 織りラベル、下げふだ又は小売容器のいずれかに「Pajama」、「パジャマ」、「Nightwear」又は「ナイトウェア」の表示があるものは、関税率表番号第 6107. 21 号から第 6107. 29 号まで、第 6108. 31 号から第 6108. 39 号まで、第 6207. 21 号から第 6207. 29 号まで又は第 6208. 21 号から第 6208. 29 号まで（パジャマ）に分類して差し支えない。ただし、次に掲げる（1）、（2）及び（3）の条件のいずれかに該当するもの又は材質、形状等を総合的に判断して「パジャマ」に分類することが不相当であると認められるものを除く。

（1）上半身用衣類及び下半身用衣類が同一の小売容器に収められていないもの

（2）織りラベル、下げふだ又は小売容器にパジャマ以外の用途を示す表示があるもの
（パジャマ以外の用途を示す表示例）

イ くつろぎのプライベートタイム

ロ 楽しいリゾートタイム

ハ ちょっと楽しいお出かけタイム

（3）イ 上半身用衣類

（イ）袖口又はすそに締めひもを有するもの

（ロ）ファスナー（プラスチック製であって、かつ、チェーン幅が4ミリメートル以下のものを除く。）又は金属ボタン等（直径 20 ミリメートル以上のもの又は厚さ（スナップ等にあっては、1組の厚さ）が5ミリメートル以上のもの）を有するもの

（ハ）ひじ当てを有するもの

ロ 下半身用衣類

（イ）すそ又はポケットにファスナーを有するもの

（ロ）すそに締めひもを有するもの

（ハ）フットストラップを有するもの

（ニ）ひざ当てを有するもの

2. 下げふだ等に「パジャマ」等の表示がなくても、上記1－（1）、（2）及び（3）の条件のいずれにも該当せず、材質、形状等を総合的に判断して就寝時に着用する衣類と認められるものについては、「パジャマ」に分類することとなるので留意されたい。

6107.21～6107.29、6108.31～6108.39、6207.21～6207.29 又は 6208.21～6208.29

2. 小売用の3点セットにしたパジャマの分類について

生地組織及び素材が同一であり、互いに適合するサイズの上半身用の衣類及び下半身用の衣類から成る小売用の3点セットにしたパジャマは、関税率表番号第6107.21号～第6107.29号、第6108.31号～第6108.39号、第6207.21号～第6207.29号又は第6208.21号～第6208.29号の各号に一括分類して差し支えない。

ただし、次の(1)又は(2)に該当する場合を除く。

- (1) 上半身用の構成部分が2点あり、そのうちの1点がジャージ、プルオーバー、カーディガン、ベストその他これらに類する製品(トレーナーを除く。)である場合には、この1点は上記各号のパジャマの構成部分としない。
- (2) 上半身用の構成部分又は下半身用の構成部分に同一又は同一種類のもの(例えば、同一のトレーナーで色が異なるもの又は形の多少異なる長ズボン)が2点ある場合には、このうちの1点を上記各号のパジャマの構成部分としない。

なお、「スポーツウェアタイプのパジャマの分類について」により、上記各号のパジャマの構成部分と認められないものはそれぞれ該当する号に分類するので留意されたい。

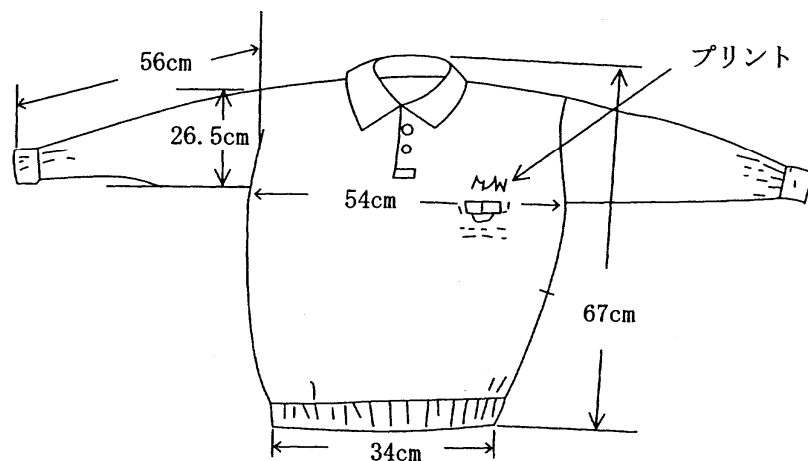
61.10 項 1. トレーナーの分類基準について

輸入統計品目表 6110.20-011、6110.20-021、6110.30-011 及び 6110.30-021 においてトレーナーとは、第 11 部注及び第 61 類注並びに各項の規定に従うほか、次の（1）又は（2）のいずれかの条件を満たすものをいう。

- （1）トラックスーツの上衣及びこれに類する衣類（スライドファスナー又はスナップボタンにより前面が開くようなデザインを有するものに限り、少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣類を含まない。）
- （2）プルオーバー状の衣類（スライドファスナー等により一部前開きのものを含み、フード又は襟付きであるかないかを問わない。）であって、イからハまでの条件をすべて満たすもの。
 - イ 次のいずれかの条件を満たすもの
 - （イ）裏パイル又は裏起毛を有するもの
 - （ロ）編地の裏と表が異なる番手の糸を使用しているもの又は編地の表と裏の単位当たりの編目の数が異なるもの（少なくとも縦 10 センチメートル、横 10 センチメートルの範囲で数えた編目の数の平均値が、編目の方向にそれぞれ 1 センチメートルにつき 10 未満である衣服を含まない。）
 - ロ 袖（形状を問わない。）を有するもの
 - ハ 袖口が絞ってあるもの

61.10 項 2. プルオーバー等（第 61 類）に係る分類事例

事例 1. Men's Sweat Shirt Polo Neck, long sleeve 100% cotton
6110.20-2（輸入統計細分 029）



〔内容〕 イ. 両面編み（平編み）

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

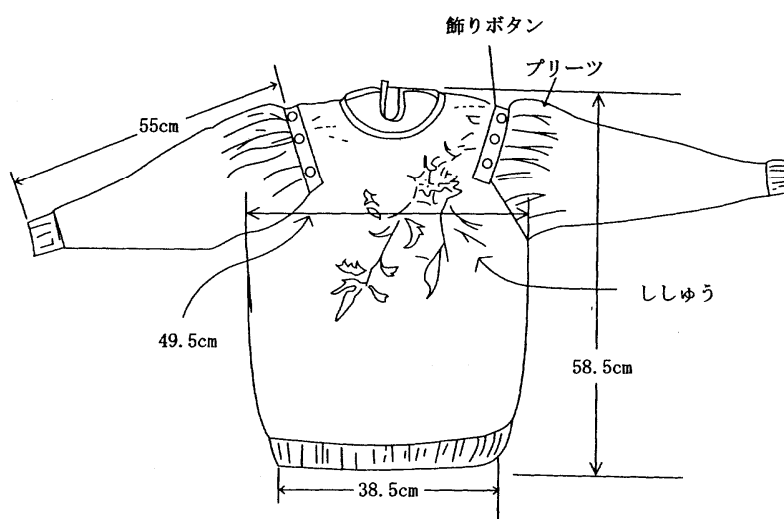
ニ. 編目数（目／センチメートル）

表面 +横方向 6 +縦方向 8

裏面 +横方向 12 +縦方向 15

ポイント：本品は、ウエストバンドの存在、編目等から第 61.10 項に分類する。

事例 2. Ladies' T-shirts round neck, long sleeve, containing embroidery
6110.30-1 (輸入統計細分 012)



[内容] イ. 両面編み (平編み)

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

ニ. 編目数 (目/センチメートル)

表面 +横方向 10 +縦方向 9

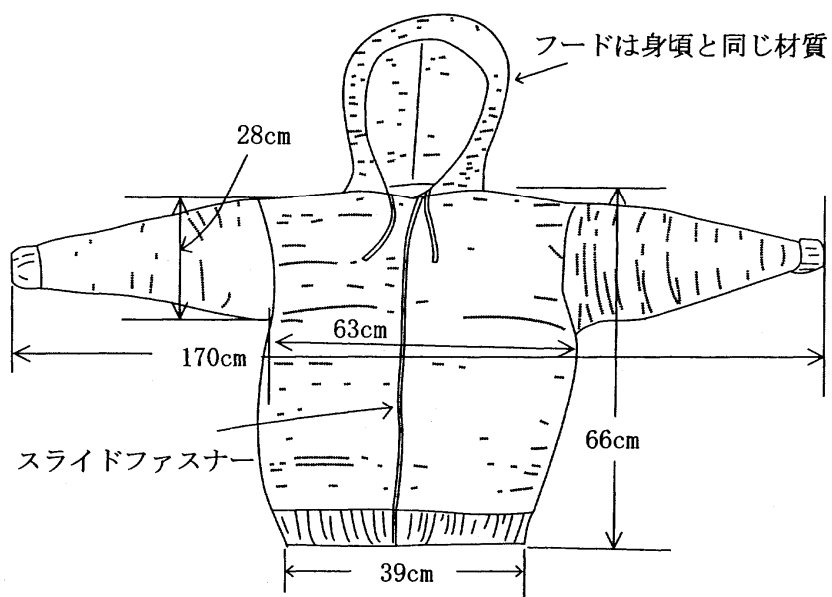
裏面 +横方向 10 +縦方向 9

ホ. 胸部前面にししゅうを有する。

ポイント：本品は、ウエストバンドの存在、編目等から第 61.10 項に分類する。

事例3. フード付トレーナー又はヨットパーカーと称するもの

6110.20-1 (輸入統計細分011)



[内容] イ. 裏パイルを有する。

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

ニ. 編目数 (目/センチメートル)

+横方向 11 +縦方向 12

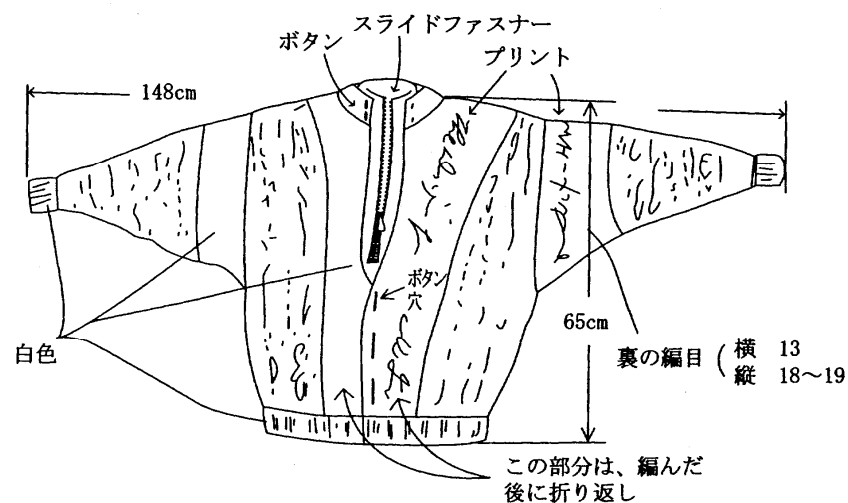
ホ. ネックラインにフードを締める紐がついている。

ヘ. 前面をスライドファスナーで開閉する。

ポイント: 品名の如何を問わず、裏地等がないところから、「外気に対する身体の保護」にはならない。ウエストバンドの存在等から 61.10 項に分類される。

事例4. Men's circular knitted pullovers

6110.20-2 (輸入統計細分 029)



〔内容〕イ. 両面編み (平編み)

ロ. 袖口はゴム編み

ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。

ニ. 編目数 (目/センチメートル)

表面	1.	+横方向	7	+縦方向	6
	2.	+横方向	13	+縦方向	10
裏面		+横方向	13	+縦方向	10

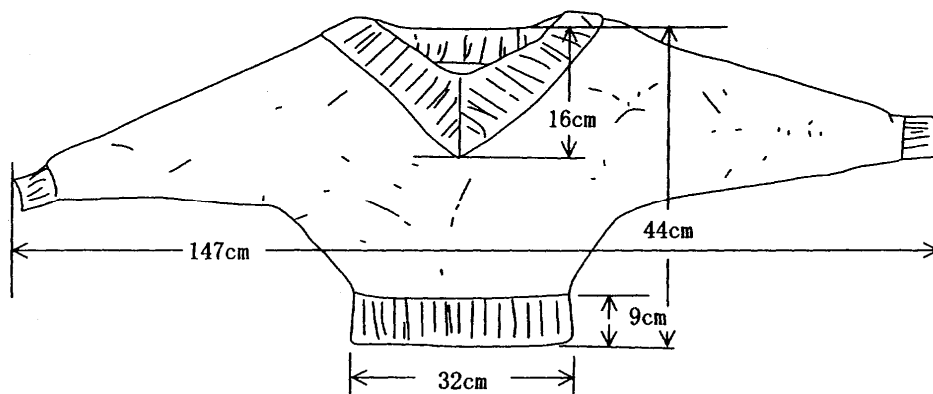
(注) 2. の面積は1. のそれよりも大である。

ホ. ネックラインはスライドファスナーで一部開閉し、更にその上にボタンで開閉する構造である。

ポイント：本品は、裏地等がないところから、「外気に対する身体の保護」にはならない。ウエストバンドの存在等から 61.10 項に分類される。なお、本品の編目の決定に際しては、「61 類又は 62 類 1. 二以上の材料から成る衣類」による。

事例5. Ladies' Trainer

6110.20-1 (輸入統計細分011)



- [内容] イ. 裏パイルを有する。
ロ. 袖口はゴム編み
ハ. ゴム編みのウエストバンドを有する。
ニ. 編目数 (目/センチメートル)
+横方向 10 +縦方向 11
ホ. 袖はドルマンスリーブ
ヘ. 丈が短い。
ト. 広く、浅いVネック

ポイント：本品は、ウエストバンドの存在等から 61.10 項に分類する。

61.11 項又は 62.09 項 1. 乳児用の衣類及び衣類附属品の分類について

関税率表番号第 61.11 項及び第 62.09 項の「乳児用の衣類及び衣類附属品」とは、同表第 61 類注 5 (a) 及び第 62 類注 4 (a) により「身長が 86 センチメートル以下の乳幼児用のものをいう。」と規定されているが、現品又はインボイス等により判別が困難な場合には、2 才半 (30 ヶ月) 未満の乳幼児用の衣類及び衣類附属品とみなして差し支えない。

61.16 項又は 62.16 項 1. ゴルフ用手袋の分類について

- (1) 紡織用繊維の織物類 (不織布を含む。) を用いて製造したゴルフ用手袋及び当該織物類を基布として、その片面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆した織物類を用いて製造したゴルフ用手袋は、第 61.16 項又は第 62.16 項に分類される。

(注)

不織布は、その製造方法の特徴から生地両面に組織 (織組織、編組織) が見えないことから、織物類の両面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したように見えるので注意を要する。

(不織布の場合、ルーペにより表面をよく観察すると、紡織用繊維が認められることからプラスチックを塗布し又は被覆したものと識別することができる。)

- (2) 紡織用繊維の織物類を基布として、その片面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもので、プラスチックが織物類の反対側の表面に染み通っただけのものは、織物類の両面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものと認められず、それらの織物類を用いて製造したゴルフ用手袋は、第 61.16 項又は第 62.16 項に分類される。

- (3) 織物類の製造工程において、基布 (主としてニット) の両面にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したあと、プラスチックを研磨、除去したもので、結果的にプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したことが肉眼により判別できない織物類で製造したゴルフ用手袋は、第 61.16 項又は第 62.16 項に分類される。

(注)

この場合、織物類の基布の両面のプラスチックを研磨、除去する工程において、当該織物類の表面はフェルト化し、織組織又は編組織が見えなくなることから、不織布との判別が困難なものがあるので注意を要する。

(特に基布の切断面を中心にルーペにより全体をよく観察するとともに、ニット製品の特徴である縦横への伸長の度合いをみることにより不織布と識別することができる。)

6211.39 又は 6211.49 1. 和装用絹製品等（着物）における関税率表第 11 部注 7（f）の適用について

62 類に属する和装用絹製品等（着物）の「仮縫い」した物品は、関税定率法別表の 11 部注 7（f）の「縫製、のり付けその他の方法によりつなぎ合わせた物品」に該当するものとし、「仮縫い」の解釈については下記のとおりとする。

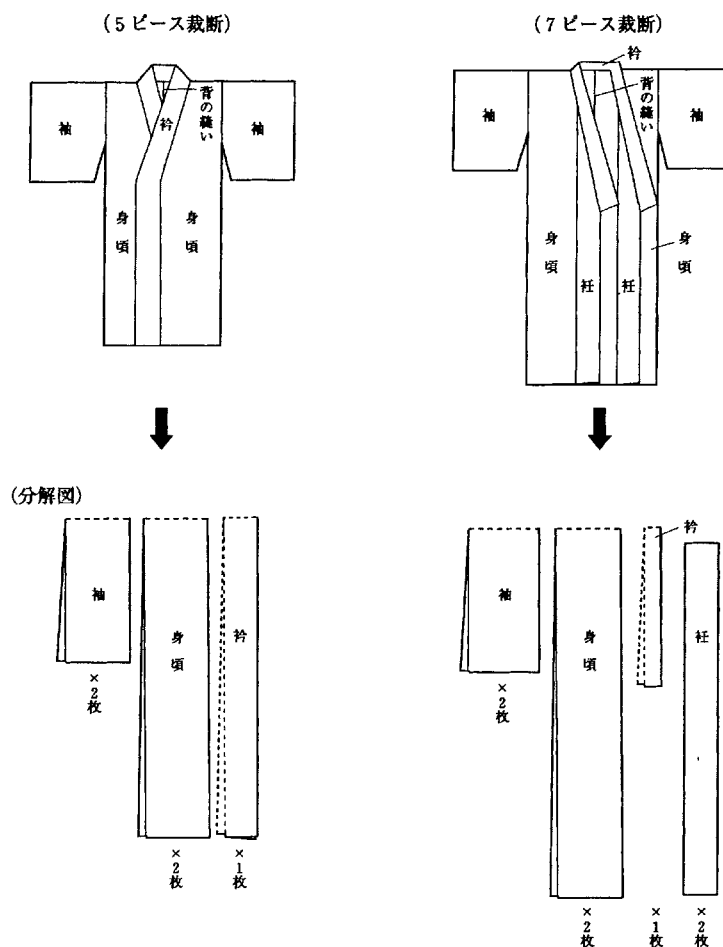
記

和装用絹製品（着物）における「仮縫い」の解釈

着物の製造における「仮縫い」とは、1 反を身ごろ、袖、衿等の各部分（計 5 ピース以上）に裁断し、例えば絵羽模様等の染めを施すに当たって、模様がずれたりしないように、予めできあがりの形に縫うものであり、たとえ各部分に裁断されていても模様がずれるような縫い方ではこれにあたらぬ。また、この場合の「仮縫い」は、端から 3.5 センチメートル位（ただし、背縫い部分については端から 1 センチメートル位）のところから 1～2 センチメートル間隔で縫うことを言い、織物の耳を縫ったものはこれにあたらぬ。

「仮縫い」の形状（例）

◎耳から 3.5cm 位のところに 1～2cm 間隔で縫ったもの



6211.49 1 . しぼり染めをした和服地を羽織の形状につなぎ合わせたもの

本品は、羽織の各部分の寸法に裁断された絹織物に下記（イ）～（ハ）の工程によりしぼり加工を施した後、染色し、しぼり糸をほどもき、婦人用の羽織の形に仮縫いしたものである。本品は、外観上羽織の寸法の1/3程度に縮んでいるが、輸入後小売りする際に仮縫いをほどもき、各部分に分けた後、客の体に合わせて湯のしを行ない、羽織に仕立てられる。

本品が羽織の形に仮縫いされて輸入される理由は、全体の柄模様を客に認識させ易くすることにより商品価値を高めるためである。

（イ）絹織物を着物の各部分の寸法に裁断し、着物の形状に仮縫いする。

（ロ）型紙を使用して絵付け（本品を着物に仕立てる際にしぼり染めが連続するよう下絵を描く工程）を行なう。

（ハ）仮縫いをほどもき、しぼり加工を施す。

本品は、絹織物の裁断片を婦人用羽織の形につなぎ合わせたものであるので、第11部の注7（f）により「製品にしたもの」に該当する。本品は、仮縫いの状態にあること及び寸法が通常の羽織の約1/3であって輸入後、客の体に合わせて湯のしをする必要があることから完成した衣類とは認められないが、衣類の未完成品と認められるので、その他の女子用の衣類として、本号に属する。

6217.10 1 . 帯地の分類上の取扱いについて

（1）関税率表第11部注7の規定に該当する帯地は、第6217.10号に分類する。

（2）関税率表第11部注7の規定に該当しない帯地については、次の要件の全てを満たす場合に限り、完成品の重要な特性を有する未完成品として通則2（a）の適用により同じく第6217.10号に分類する。

イ 巾が8寸のもの

ロ 長さが1丈2尺程度のもの

ハ 両端（長辺）が糸の織り返しによる織耳となっており、縁掛又は縁縫いの必要がないもの

ニ 両端（短辺）に織耳があるもの

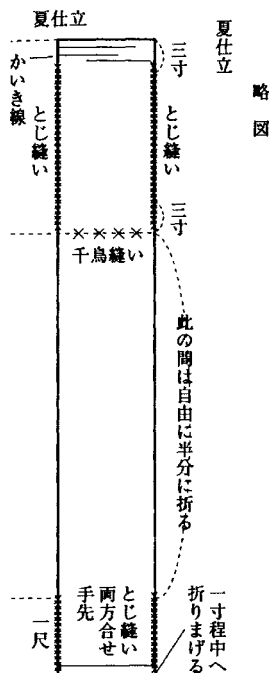
ホ 回帰線があるもの

ヘ 生地が通称博多織と呼ばれるもので帯に適しており、裏地を必要としないもの

6217.10 2 . 博多織帯地の分類について

(商品説明)

- (1) 本品は、絹糸で織った博多帯地で、巾8寸(30.4~31センチメートル)、長さ1丈2尺3寸~5寸程度であり、平地のもの、絞柄地のもの、ししゅうしたもの等がある。その両端(長辺)は、たて糸の折り返しにより若干分厚いぎざぎざの織耳様(別糸でかがってない。)となっており、その両端末(短辺)は、巾3センチメートル程度の二重織耳(ただし、とじ縫いしていない。)となっている。たいことたいこ裏を区別するため、1端から約3尺のところには回帰線が織り込まれており、本品一部は回帰線で折り返し2箇所別糸でとめてある。
- (2) 本品を輸入するときは、1本分の帯地を紙芯に巻き付け、プラスチック袋で覆われることとなる。
- (3) 本品を輸入後使用する場合、裁断は不要であるが、通常たいこ部分(折り返して2重になる部分)の全部又は一部と二つ折になる手の一部をとじ縫いする。



軽く締めよ
博多織とち袋名古屋帯
お仕立方

この帯は帯芯は不用です唯「おたいこ」の部分だけを共色の糸でとじ縫いしてお締め下さい
手の先も一尺程を半分に折ってとじ縫いして頂けば尚御締めやすくなります。
夏向きのお仕立ては「たれ」の処三寸程とおたいこの山の処を三寸程とじ縫いして中程はそのままにして頂けば一重揚で二重たいこの感じでお締め頂けます。

(結論)

- (1) 本品は、第11部注7の規定(「製品にしたもの」の範囲)に該当しない。しかし、第11部注7は「製品にしたもの」の範囲を定義しているが、これを限定し、この範囲に入らないものを第6217.10号に分類することを妨げるものではないと考えられる。
- (2) 通則2(a)は、完成品の重要な特性を有する未完成の物品を完成品と同じく分類する旨規定している。本品は、1. そのサイズ(巾8寸、長さ1丈2尺3~5寸)、2. 両端(長辺)の織耳の存在、3. 両端末の二重織耳の存在、4. 生地の特質、5. 回帰線の存在等から、帯として使用することのみを目的として織り上げられたものであることが明らかであり、極く僅かな縫製(とじ縫い)を施すことによって帯として使用することができるので、通則2(a)の適用により第6217.10号に分類することができる。

6305.33 1 .ポリエチレン製のもの(重量が1平方メートルにつき100グラム以下の織物類から製造したもの)

本細分には、ポリエチレン製の比較的薄手のストリップ(フラットヤーン)を織り、縫製し、袋状にしたものが含まれる。

本品は、主として、土木現場等で、土をつめて土のうとして用いられる「土のう袋」や農作業において使用される袋等である。

(注)織物の両面をプラスチックで塗布し又は被覆したものを袋としたものは、本細分には分類されない。

6307.90 1 .Damper felt in strip

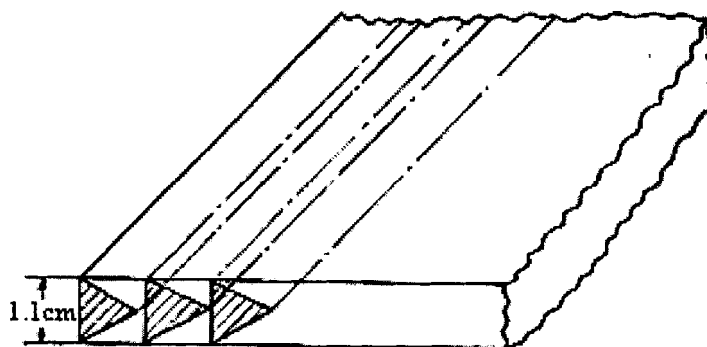
本品は、横断面が正三角形(1辺の長さ1.1センチメートル)の棒状(長さ70センチメートル)のフェルトであり、厚さ1.1センチメートル、幅70センチメートルの長尺のフェルトから参考図のように切り出して作ったものである。

本品は、所定の長さ(2センチメートルから4センチメートルまで)に切断し、ピアノの中音用ダンパー(減音器)に取り付けて使用される。

第11部の注7(a)の規定により、同部において「製品にしたもの」に含めないこととされている織物類は、単に長方形(正方形を含む。)に裁断したシート状のものをいうものと解される。本品は、シート状の長尺のフェルトを切ることにより得られた物品であるが、すでにシート状ではなく三角柱状になっているので、前記の単に長方形(正方形を含む。)に裁断した織物類には該当しない。また、本品は、これを単に短く切断することによりそのままピアノのダンパーに取り付けられるようにした物品であるので、製品の性格を有しているものと認められる。

したがって、本品は、フェルト製品として本号に属する。

参考図 Damper felt in strip



6307.90 2 . P . V . C . 製 car cushion

本品は、自動車の座席に置いて通風をよくするために使用される物品であり、通常のいすの座と背もたれに相当する二つの部分から成る。両部は、ともに卑金属製の枠にポリ塩化ビニル製の細長い材料を網状に組んで張ったものであり、互いに連結されているが、本品自体でその角度を固定することはできない。当該材料の横断面は弓形で、その弦の長さは 3.2 ミリメートル、弦の中点から弧までの距離は 0.7 ミリメートルである。

本品は、自動車の座席の上に置いて使用され、かつ、座部と背もたれ部とは、相互の角度を自ら固定できないので、第 94.01 項のいすその他の腰掛けには該当しない。

本品は、人造プラスチック製の細長い材料により作られた製品と認められ、当該材料は、その形状及び寸法から、第 5404.90 号に該当する合成繊維のストリップと認められる。したがって、これを組んで作った本品は、第 63 類の注 1 の「紡織用繊維の織物類を製品にしたもの」に該当するので、紡織用繊維のその他の製品として本号に属する。

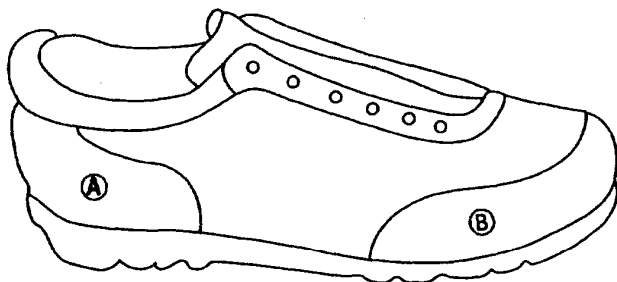
64 類 1. 甲が革製の履物の解釈について

履物のうち、甲が革製であるかないかは、関税率表第 64 類注 4 (a) に規定されているが、そのうちの附属品及び補強材の解釈については、以下のとおり取り扱うこととする。

「甲が革製の履物の解釈について」

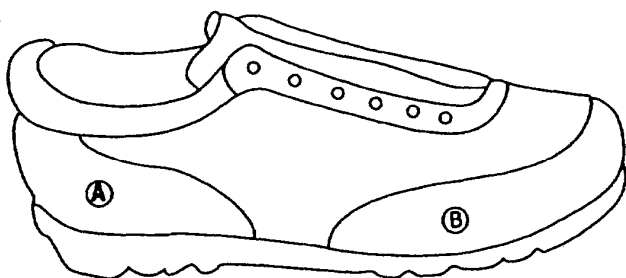
(注) ①～⑦の A、B、C 全てに基材がある。

①



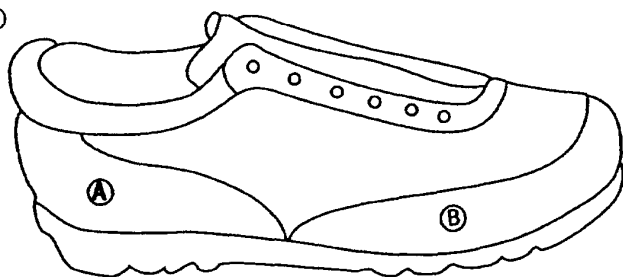
A、B とも補強材と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A 及び B を考慮しない。)

②



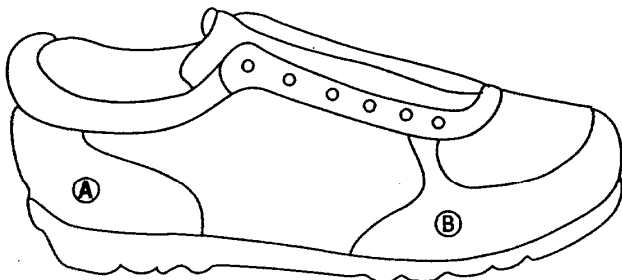
A、B が土踏まずの部分まであるが A と B が接していないので A、B とも補強材と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A 及び B を考慮しない。)

③



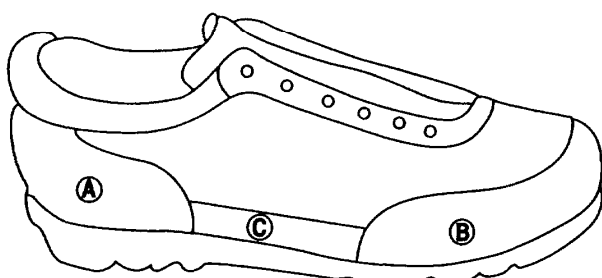
A、B が接しているので、A、B とも補強材とは認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A 及び B を考慮する。)

④



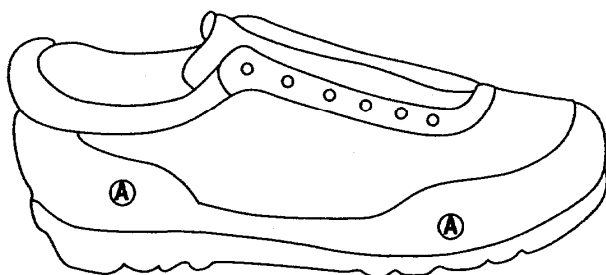
Aは補強材と認める。
Bは、アイレットステータ部に接しているため補強材とは認めない。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Bを考慮し、Aは考慮しない。)

⑤



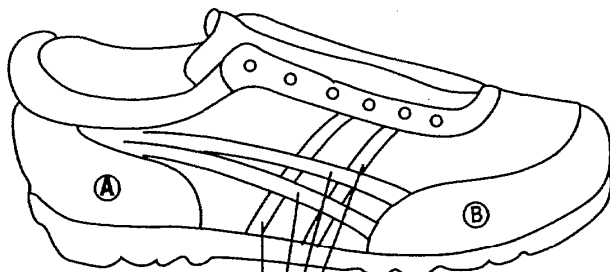
AとC、BとCがそれぞれ接している場合(材料は問わない)A及びBは補強材と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Cを考慮し、A及びBは考慮しない。)

⑥



Aは補強材と認めない。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Aを考慮する。)

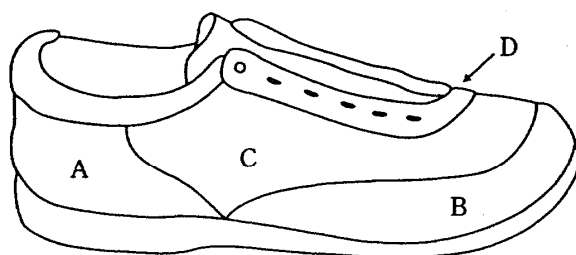
⑦



A及びBは補強材と認め、Cは附属品と認める。
(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A、B及びCは考慮しない。)
(注) ⑧~⑮のCは基材である。

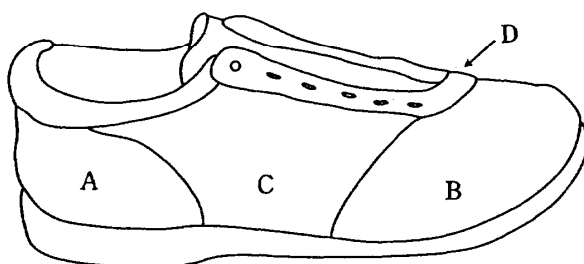
⑦ 商標

⑧



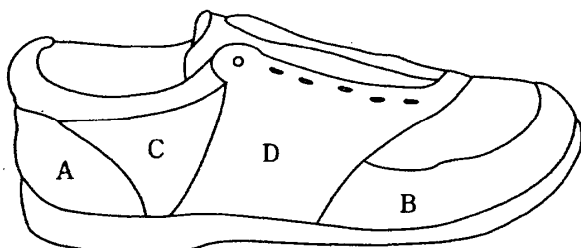
A の下に基材がなく、B 及び、D の下に基材がある。A、B が接しているが、Aは基材であり、補強材と補強材とが接しているものではない。従って、Bは補強材と認める。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Aを考慮し、B及びDは考慮しない。)

⑨



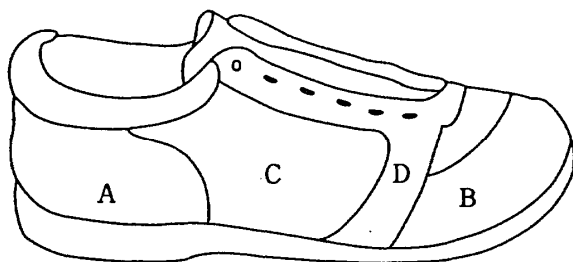
A、B、及びDとも下に基材がある。Bは、D (アイレットステー) に接しているのでBは補強材と認めない。従って、A及びDは補強材と認める。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Bを考慮し、A及びDは考慮しない。)

⑩

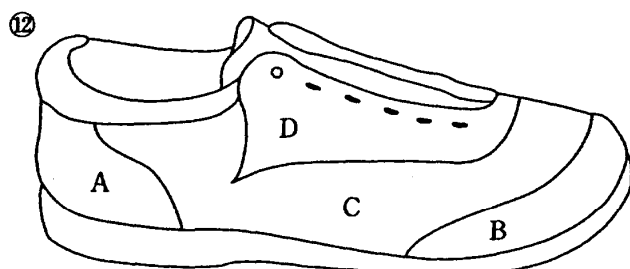


A、B及びDとも下に基材がある。Aは補強材と認める。Dは、アイレットステーの幅を超えているので補強材と認めない。また、Bは、アイレットステーに接しているのでBは補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、B及びDを考慮し、Aは考慮しない。)

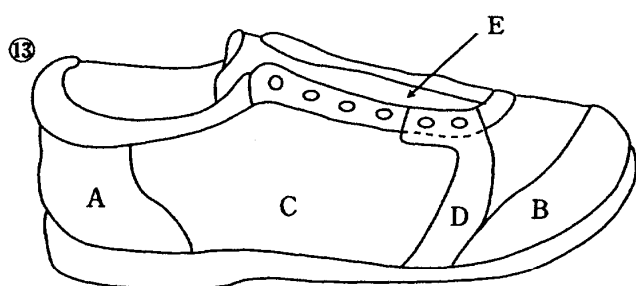
⑪



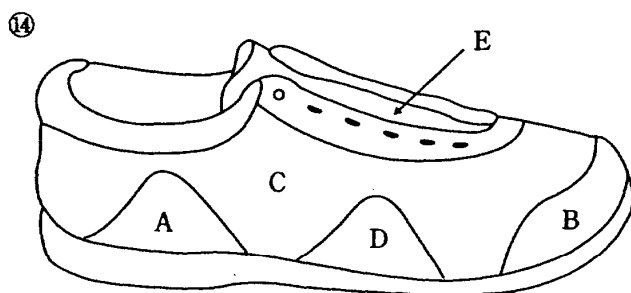
A、B及びDとも下に基材がある。Aは補強材と認める。Dは、アイレットステーの幅を超えているので補強材と認めない。また、Bは、アイレットステーに接しているのでBは補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、B及びDを考慮し、Aは考慮しない。)



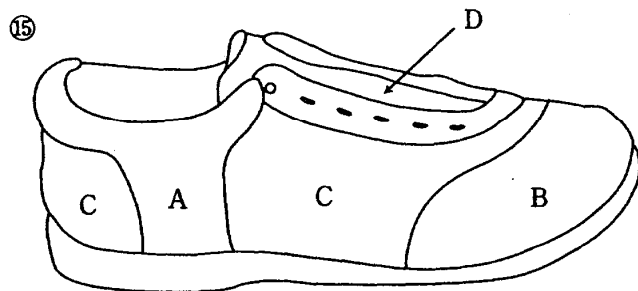
⑫ A、B及びDとも下に基材がある。
A及びBは補強材と認める。Dは、アイレットステーの幅を超えているので補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Dを考慮し、A及びBは考慮しない。)



⑬ A、B及びDとも下に基材がある。
Aは補強材と認め、E（ベロ）は附属品と認める。Dは、アイレットステーの上にあるデザインであり、DとBが接しているがBは補強材と認める。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Dを考慮し、A、B、Eは考慮しない。)



⑭ A、B及びDとも下に基材がある。
Bは補強材と認め、E（ベロ）は附属品と認める。A、Dは、補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、A及びDを考慮し、B、Eは考慮しない。)



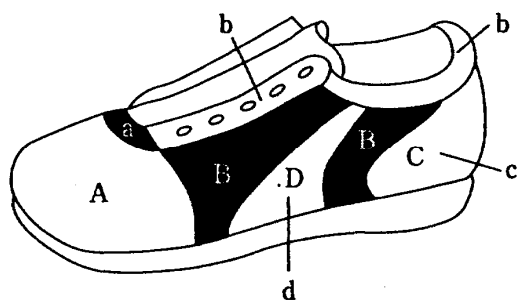
⑮ A及びBとも下に基材がある。
Bは補強材と認め、D（ベロ）は附属品と認める。Aは、補強材と認めない。(甲の外面を構成する材料のうち、甲の外面に占める面積が最も大きいものを決定する際には、Aを考慮し、B及びDは考慮しない。)

64 類 2. 靴の甲の構成材料を決定するための面積計算について

靴の甲の構成材料を決定するための面積計算については、関税率表第64類注4(a)の規定「甲の材料は、外面に占める面積が最も大きい構成材料により決定されるものとし、附属品及び補強材（例えば、アングルパッチ、縁取り、装飾品、バックル、タブ及びアイレットステー）を考慮しない。」が考え方の基礎となるが、当該規定の解釈については次のとおりとする。

1. 外面に占める構成材料とは、附属品及び補強材は除外して「基材」の構成比で判断する。すなわち、附属品及び補強材と認められるものについては、これらを取り外して靴の基礎となる構成材料で面積比を計算する。

具体的には次のような計算となる。



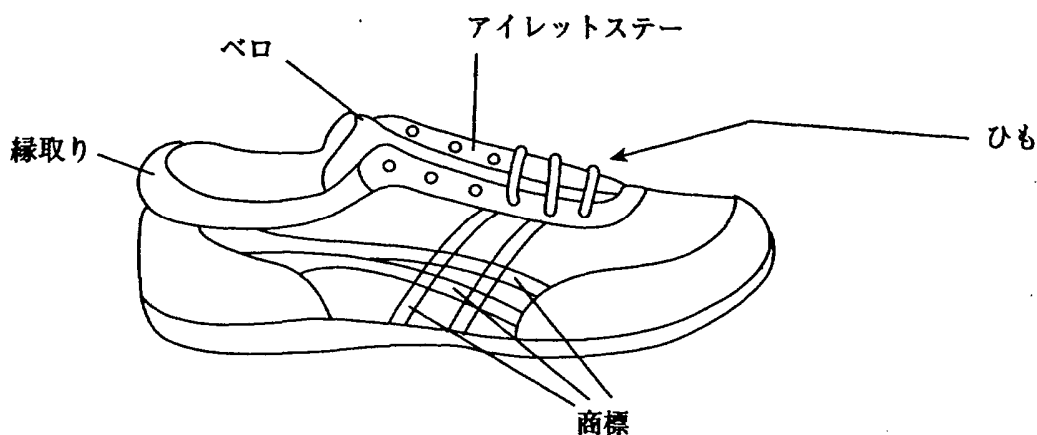
- A : 革
 - B : 織物
 - C : プラスチック (補強材)
 - D : プラスチック (附属品)
 - a : 革 (アイレットステーの下の部分)
 - b : 織物 (アイレットステー及び縁取りの下の部分)
 - c : 織物 (補強材の下の部分)
 - d : 織物 (附属品の下の部分)
- 面積計算比 (革対織物)

$$= (A + a) : (B + b + c + d)$$

(上記1の解釈については、関税協力理事会事務局に照会し、妥当であるとの回答を得ている。)

2. 附属品には、ひも及びペロを含む。

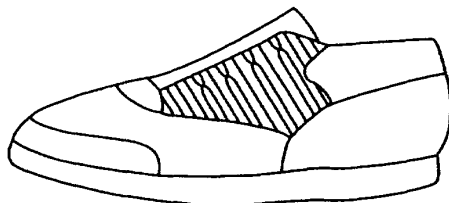
(附属品及び補強材の例)



3. 具体事例

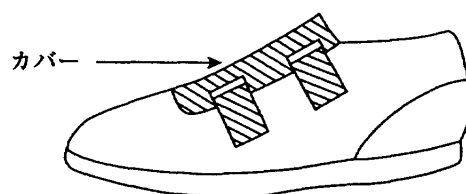
(1) アイレットステー

アイレットステーの幅を超えている場合は、面積に算入する。



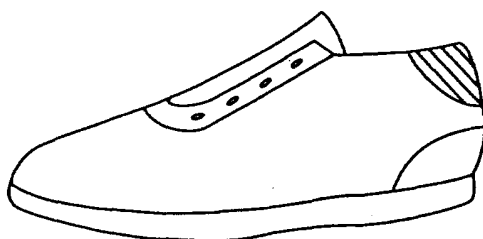
(2) 甲締め部分のカバー

中側にひも締め等がある場合は、面積に算入する。



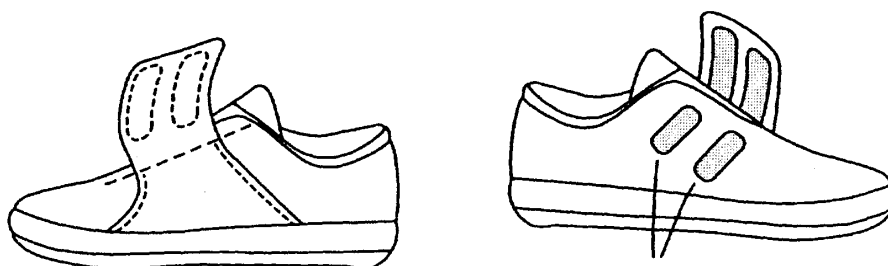
(3) バックステー

面積に算入する。



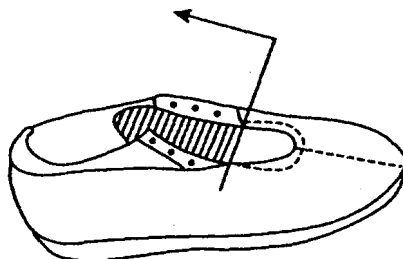
(4) 面ファスナー甲締め部分のカバー

面積に算入しない。

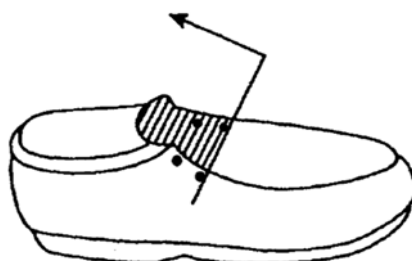


(5) 甲とペロが一体の場合

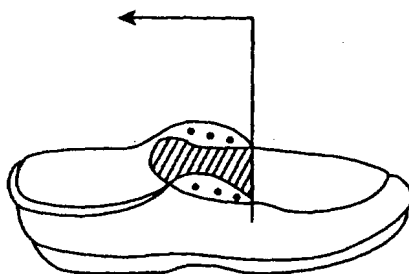
ペロと見なし面積に算入しない。



ペロと見なし面積に算入しない。



ペロと見なし面積に算入しない。

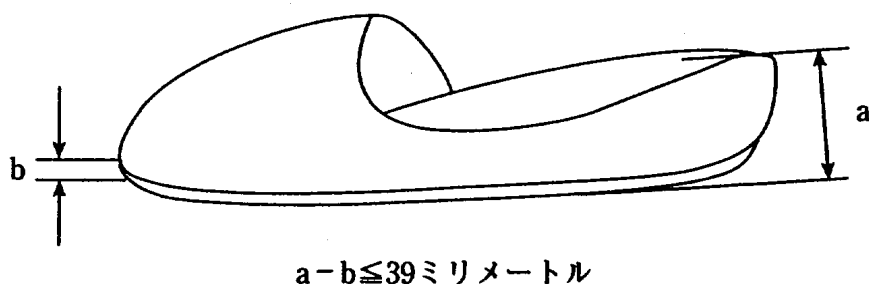


4. 商標の取扱い

商標が印刷又は焼印されたものは面積に算入する。

64.01 項～64.05 項 1. スリッパの範囲の解釈について

「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」のうちⅢ「スリッパ」範囲の(3)の規定にある「外底の前部と後部の厚さに著しい差異のないもの(厚さの差異が20ミリメートル程度以下のものをいう。)」とは、スリッパの後部の厚み(図中 a 参照)から、前部の本底の厚さ(図中 b 参照)を差し引いた値が、39ミリメートルを超えないこととする。



64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等

関税率表番号第 6403.51 号－2－(1)、第 6403.59 号－1 及び 2－(1)、第 6403.91 号－1－(1) 及び 2－(1)、第 6403.99 号－1－(1) 及び 2－(1)、第 6404.19 号－1、第 6404.20 号－1 並びに 2－(1) 及び (2)、第 6405.10 号－1－(1) 並びに第 6405.90 号－1－(1) 及び 2－(1) に規定する「スポーツ用の履物」、「体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物（以下、体操用等に供する履物という。）」、「スリッパ」及び「甲の一部に革を使用したもの」の解釈は次のとおりである。

I 「スポーツ用の履物」の範囲

1 「スポーツ用の履物」とは、次の物品をいう。

(1) 関税率表第 64 類号注 1 (a) に規定する履物と同一種類のもの

イ スポーツ活動用として製造した履物で、スパイク、スプリング、ストップ、クリップ、バーその他これらに類する物品を取り付けてあるもの又は取り付けることができるもののうち、例えば、次の履物をいう。

(イ) スパイクシューズ類

(a) 陸上競技用スパイクシューズ

(b) 陸上投てき用シューズ

(c) 野球用スパイクシューズ

(d) ゴルフシューズ

(e) サッカーシューズ

(f) 審判用シューズ

(g) ラグビーシューズ

(h) アメリカンフットボールシューズ

(ロ) 競輪用シューズ（本底に自転車のペダルに固定するための留具が取り付けられているもの又は取り付けることができるものに限る。）

(2) 関税率表第 64 類号注 1 (b) に規定する履物と同一種類のもの

イ スケート靴

本底にアイススケート部品又はローラースケート部品を取り付けることができるように合金板等が挿入されている靴

ロ スキー靴（クロスカンントリー用のものを含む。）

爪先部分又はかかと部分にスキー締具を取り付けることができるような構造を有している靴

ハ レスリングシューズ及びボクシングシューズ

下記（イ）から（ニ）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、レスリング及びボクシングに直接使用することを目的とするものであると認められ

る靴

(イ) 平底で、本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの

(ロ) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの(材料を問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの

(ハ) 甲締め部分がひも締めのもの

(ニ) 足入れ口がくるぶし以上までであるもの

ニ サイクリングシューズ

下記(イ)又は(ロ)に該当する靴

(イ) 外底の踏みつけ部に鉄板等が挿入されているもの

(ロ) 自転車のペダルの形状に適合するよう本底に直線状の横溝を有しているもの

II 「体操用等に供する履物」の範囲

1 「体操用等に供する履物」とは、体操用、競技用その他これらに類する用途(以下体操用等という。)に直接供することを目的とするもの(ハンティング用のものを除く。)で、下表に掲げるものをいう。

なお、体操用等に直接供するものであることが確認できる場合には、附属品が取り付けられているかいないかを問わない。

2 上記IIの1にかかわらず「スポーツ用、体操用等に間接的に供される、通常「アフターブーツ」と呼ばれるもので、下表10に掲げるものは、「体操用等に供する履物」として取り扱う。

「体操用等に供する履物」の範囲	品名例
<p>1 平底靴(レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。)</p> <p>下記(1)から(3)までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの</p> <p>(1) 本底の表面がすべり止め成型されているもの</p> <p>(2) 甲の爪先部分若しくはかかと部分の外面が補強されているもの(材料を問わない。)又は甲の一部が本底材との一体成型により補強されているもの</p> <p>(3) 甲締め部分がひも締めのもの又は甲締め部分に面ファスナーを使用しているもの</p>	<p>ランニングシューズ</p> <p>ジョギングシューズ</p> <p>マラソンシューズ</p> <p>陸上投てき用シューズ</p> <p>テニスシューズ</p> <p>バスケットボールシューズ</p> <p>バレーボールシューズ</p> <p>バドミントンシューズ</p> <p>ハンドボールシューズ</p> <p>卓球用シューズ</p> <p>アーチェリーシューズ</p> <p>フェンシングシューズ</p> <p>審判用シューズ</p>

<p>2 体操靴 甲締め部分にひも、ゴムバンドその他これらに類するものを使用している靴で、形状、機能等を総合的に判断して体操用に供されると認められるもの</p>	<p>体操用シューズ トーシューズ</p>
<p>3 ヨット用靴 下記（１）及び（２）に該当する靴 （１）本底の表面がすべり止め構造（波形で非常に薄い切れ目が入っているもの又は非常に細い横溝が入っているものに限る。）を有しているもの （２）甲に防水機能又は排水機能を有しているもの</p>	<p>デッキシューズ</p>
<p>4 重量あげ靴 下記（１）及び（２）に該当する靴 （１）本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの （２）かかと部に木等の素材を使用し、超重量に耐える構造を有しているもの</p>	<p>重量あげ靴</p>
<p>5 登山靴 下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、登山用（軽登山を含む。）に供されると認められるもの （１）本底がゴム製又はプラスチック製であって、外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが９ミリメートル以上であり、かつ、かかと部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが１８ミリメートル以上のもの （２）本底の表面がすべり止め成型されているもの又は本底の表面に登山用びょう（ムガ、クリンカー等）を打ち付けてあるもの （３）甲締め部分がひも締めのもの</p>	<p>登山靴 軽登山靴</p>

<p>6 岩登り靴</p> <p>下記（１）から（３）までのすべてに該当する靴</p> <p>（１）本底の表面にすべり止め素材を使用しているもの</p> <p>（２）足入れ口がくるぶし以上まであって、甲締め部分がひも締めのも</p> <p>（３）はとめ等が片足 18 個以上あるもの</p>	<p>ロッククライミングシューズ</p>
<p>7 乗馬靴</p> <p>足入れ口がひざ下まであって、かかと部分に拍車に取り付けてある靴若しくは取り付けられていないが、取付け、取外しが可能な靴又は乗馬に必要な器具が内蔵されている靴（例えば、土踏まず部分に鉄板が挿入されているもの）</p>	<p>乗馬靴</p>
<p>8 モトクロス用靴及びロードレース用靴</p> <p>下記（１）に該当し、かつ、（２）から（４）のいずれかに該当する靴で、形状、機能等を総合的に判断して、モトクロス用又はロードレース用に供されると認められるもの</p> <p>（１）足入れ口がくるぶし以上までであるもの</p> <p>（２）くるぶしから足入れ口の部分が前傾姿勢となっているもの</p> <p>（３）左足の甲の内側等を革等により補強したもの</p> <p>（４）足のすねを保護する構造（すね当てが付いているものに限る。）を有しているもの</p>	<p>モトクロス用ブーツ</p> <p>ロードレース用ブーツ</p>
<p>9 その他の体操用等の靴</p> <p>本底の素材が左右異なっている等、形状、機能等を総合的に判断して体操用等に直接供することを主たる目的とするものであると認められるもの</p>	<p>ボーリングシューズ</p> <p>カーリングシューズ</p>
<p>10 アフターブーツ</p> <p>下記（１）から（４）までのすべてに該当する靴</p> <p>（１）足入れ口がくるぶし以上までであるもの</p> <p>（２）甲の部分のうち靴のへり又はベロ以外の甲に毛皮又は革以外の材料を使用しているもの</p> <p>（３）靴の内側に保温材を使用しているもの</p> <p>（４）本底に革以外の材料を使用しているもの</p>	

Ⅲ 「スリッパ」の範囲

「スリッパ」とは、専ら室内で使用されるもの（本底の材質のいかんは問わないが、戸外使用には不向きなものと認められるものに限る。）で、下記（1）から（3）までのすべてに該当するものをいう。

- （1）甲の形状がいわゆる「っかけ」のもの
- （2）本底がほぼ平板状のもの（かかどが付いたものについては、当該かかどの厚さが5ミリメートル程度以下のものをいう。）
- （3）外底の前部と後部の厚さに著しい差異がないもの（厚さの差異が20ミリメートル程度以下のものをいう。）

Ⅳ 「甲の一部に革を使用したもの」の解釈

「甲の一部に革を使用したもの」とは、甲の外面に革を使用した履物（当該革の量のいかんを問わない。）で、関税率表番号第 64.03 項及び第 6405.10 号の「甲が革製のもの」以外のものをいう。

64.03 項～64.05 項 2. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物等の解釈について

(1) スパイクシューズ類

スパイクシューズ類には、本底にポイント等が取り付けられているもの若しくは取り付けることができるもの又は本底と一体成型されているものを含む。

(2) レスリングシューズ及びボクシングシューズ

レスリングシューズ及びボクシングシューズの認定に当たっては、上記「64.03 項～64.05 項 1. スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパの範囲等」(以下(3)から(10)において、上記1.)において形状、機能等を総合的に判断することとされているが、次のイからニまでのいずれかに該当するものはレスリングシューズ及びボクシングシューズと認定して差し支えない。

イ 底部が衝撃吸収機能を有する機構(例えば、中空構造)となっているもの

ロ 甲の一部に通気のための加工が施されているもの

ハ 中敷の土踏まずの部分に通気のための加工が施されているもの

ニ 足入れ口部分にアキレス腱等を保護するための加工が施されているもの

(3) 平底靴(レスリングシューズ及びボクシングシューズを除く。)

イ 平底靴の認定に当たっては、上記1.において形状、機能等を総合的に判断することとされているが、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当するものは体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物と認定して差し支えない。

(イ) 底部が衝撃吸収機能を有する構造(例えば、中空構造)となっているもの

(ロ) 甲の一部に通気のための加工が施されているもの

(ハ) 中敷の土踏まずの部分に通気のための加工が施されているもの

(ニ) 足入れ口部分にアキレス腱等を保護するための加工が施されているもの

ロ 平底靴の認定に当たっては、上記1.において本底の表面がすべり止め成型されているかないかを判断することとされているが、本底の表面の溝が1ミリメートル以上あるものはすべり止め成型されているものと認定して差し支えない。

(4) ヨット用靴

イ ヨット用靴の認定に当たっては、上記1.の記Ⅱ-2表3において、本底の表面がすべり止め構造を有しているかないかを判断することとされているが、溝の幅が1.5ミリメートル以下のものは「非常に細い横溝が入っているもの」と認定して差し支えない。

ロ 上記1.Ⅱ-2表3に規定する「防水機能」には、「はっ水機能」を、「排水機能」には、速乾性の材料を使用しているものを含む。

(5) 登山靴

イ 外底の踏みつけ部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが9ミリメートル未満又はかかと部の最も厚い部分（山を含む。）の厚さが18ミリメートル未満のものは原則として登山靴とは認めないこととする。

ロ 外底の厚さについては、外底のうち踏みつけ部及びかかと部の最も厚い部分を測定することとし、縁の部分を除くものとする。

ハ 登山靴の認定に当たっては、上記1.において本底の表面がすべり止め成型されているかいないかを判断することとされているが本底の表面の溝が3ミリメートル以上あるものはすべり止め成型されているものと認定して差し支えない。

(6) モトクロス用靴及びロードレース用靴について

イ モトクロス用靴及びロードレース用靴は、通常、チェンジペダルを操作する際に接触する左足の甲の部分が革等により補強されているが、当該補強材の材質は問わない。

ロ 「ツーリングブーツ」と称されるものであっても、上記1.の規定に合致するものは体操用、競技用その他これらに類する履物と認定して差し支えない。

(7) 乗馬靴

上記1.のⅡ-2表7に規定する「足入れ口がひざ下まであって」とは、足入れ口から中敷までの長さが30センチメートル以上あるものをいう。

ただし、子供用の乗馬靴等については、足のサイズを勘案し、当該長さが30センチメートル未満であっても差し支えない。

(8) その他の体操用等の靴

上記1.Ⅱ-2表9に規定する「その他の体操用等の靴」には、次のイからハまでの条件をすべて満たすダンスシューズを含む。

イ 本底が床革のクロームなめし等屋外における使用に適さない材質のもの

ロ 本底の厚さが3ミリメートル以下であるもの

ハ 踏みつけ部分のかえりが大きく、容易に折れ曲がるもの

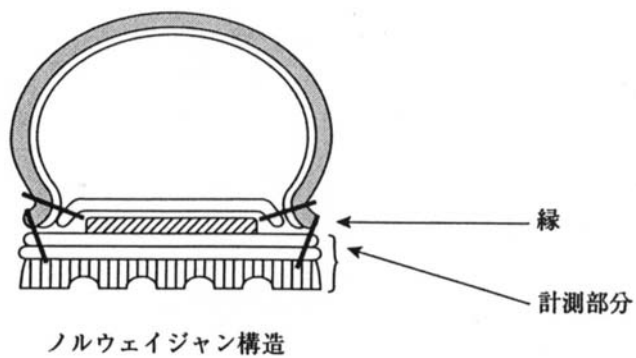
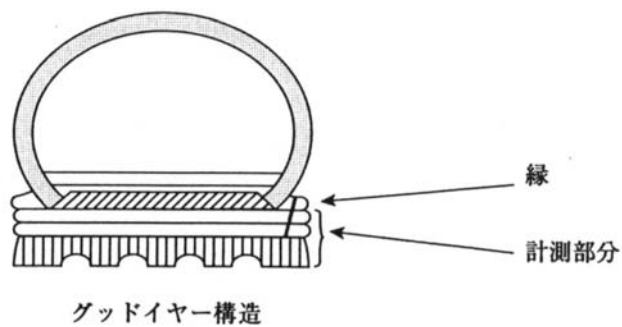
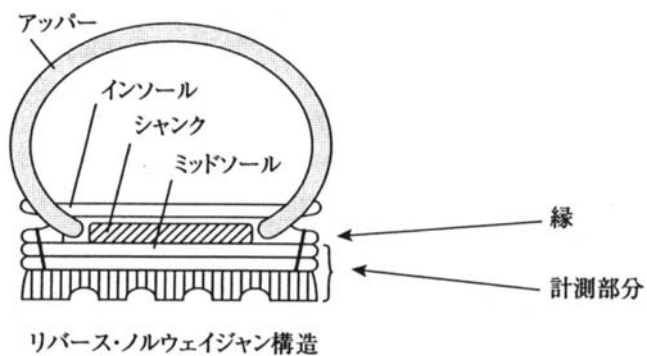
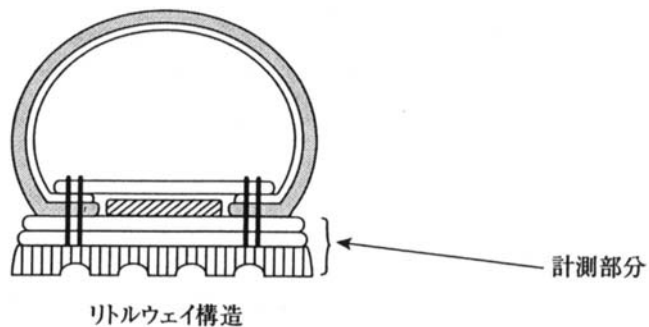
(9) 「甲の一部に革を使用したもの」の解釈について

甲の外面には、附属品及び補強材を含む。ただし、ベロを除く。

(10) アフターブーツ

上記1.Ⅱ-2表10に規定する「保温材」には、毛皮又は毛織物を使用しているものを含む。

64.03 項～64.05 項 3. 登山靴の縁の解釈について

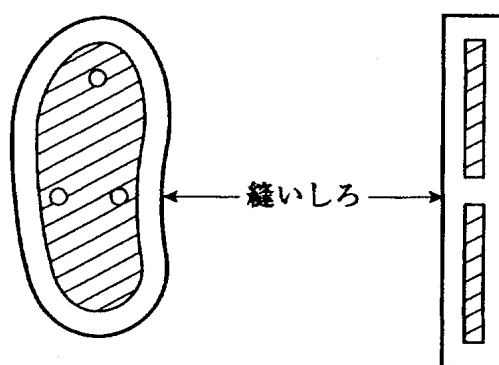


64.06 項 1. 基布の上にぞうり表及び鼻緒の形にガラスビーズを縫い付けた物品

本品は、ビーズ張りのぞうりの製造材料として使用する物品で、人造繊維の織物の基布にガラスビーズをぞうり表及び鼻緒の形に縫い付けてアプリーケにしたものから、ぞうり表及び鼻緒の形をそれらの周囲に縫いしろ分の基布を付けた状態で切りだしたもの（下図参照）である。

なお、ぞうり表用の物品には、鼻緒をすげるための三つの箇所のアプリーケが施されていない。

本品は、すでにぞうり表又は鼻緒の形状に切断された物品であり、また、これらはぞうりを単に装飾するための物品ではなく、ぞうり表又は鼻緒としてぞうり自体を構成する物品であるので、ぞうりの部分品として第 64.06 項に属する（第 58.10 項参照）。



6701.00 1 . トリミングフェザー

本品は、バドミントンのシャトルコックに使うため、ガチョウの原毛を洗浄し、一定のサイズに切断して、トリミング加工を施したものである。

本品を使ってシャトルコックとして完成するには、打球体に植付け、かがり、ゼラスリ等 10 数工程を必要とするが、羽根自体にはほとんど手を加えない。

本品に施されているトリミング加工は、単に縁を整えるだけでなく、シャトルコック用の羽根としての大きさ及び形状に切りそろえたもので、この加工は、第 05.05 項に掲げる処理の域を脱しているものと認められること並びに本品は形状及び大きさを切りそろえたのみの羽根であることから第 95.06 項に掲げる運動用具の部分品とは認められない。

したがって調製した羽毛として本号に属する。

6802.91 1 . 板

板とは、石碑用、建築用、装飾用等に供する目的で板状に切ったものをいう。この場合、面が長方形（正方形を含む。）以外の形状のものも含むものとする。

6802.99 1 . Chinese inkstone

本品は端けい石製すずりであって形状は不整、かつ、その形に応じた紫たん製の箱に入れられている。

第 68.02 項に分類される物品を構成する天然石は、第 68 類の注 2 に規定されているとおり、かなり広い範囲にわたっており、一般には石碑用又は建築用に使用されない天然石をも含めるものと解される。また、関税率表解説によれば、本項には、花瓶、文鎮、文房具など本品に類似する物品を含む。以上の理由から、本品を本号に分類する。

6804.22 1 .一般回転研削用砥(と)石(軸付きのものを除くものとし、ビトリファイド法又はレジノイド法により製造されたものに限る。)

機械に取り付けて使用する砥(と)石は、成型が精密に行えること、適度の硬度又は粗さが得られること等の理由から、天然材料製のものよりも人造材料製のものが多く使用される傾向にある。

人造研磨材料製の砥(と)石は、砥(と)石を結合剤によって固めることにより製造されるが、結合剤の種類により次のように分類される。

製法	結合剤
ビトリファイド法	陶石、黄土、長石等の陶磁質のもの
レジノイド法	フェノール樹脂
マグネシア法	マグネシア
ゴム法	天然ゴム又は合成ゴム
セラック法	セラック

また、用途、形状等により人造研磨材料製の砥(と)石は、次のように分類され、本細分には(3)に該当するものを含む。

(1) 切断用砥(と)石

金属を切断する目的で使用するため、直径に比べ厚さが極めて薄い。機械に取り付け、回転させて使用するため、円盤形をし、その中心に取付け用の穴を有する。

砥(と)粒の結合剤には通常、フェノール樹脂が使用されるほか、まれにゴムが使用される。

(2) オフセット砥(と)石

ハンドグラインダーに取り付けて使用する。形状は円形で、中央部がくぼんでおり、その中心に取り付け用の穴を有する。結合剤はフェノール樹脂であり、通常、ガラス繊維の補強剤が入っている。

(3) 一般回転研削用砥(と)石(軸付きのものを除くものとし、ビトリファイド法又はレジノイド法により製造されたものに限る。)

(1)及び(2)以外の砥(と)石のうち、機械に取り付けて、回転させて使用するものである。ただし、軸付きのものを除くものとし、ビトリファイド法又はレジノイド法により製造されたものに限る。回転させるために円形をしており、中心に取付け用の穴又はナットを有する。例外として、円形を分割したセグメント形のものがある。

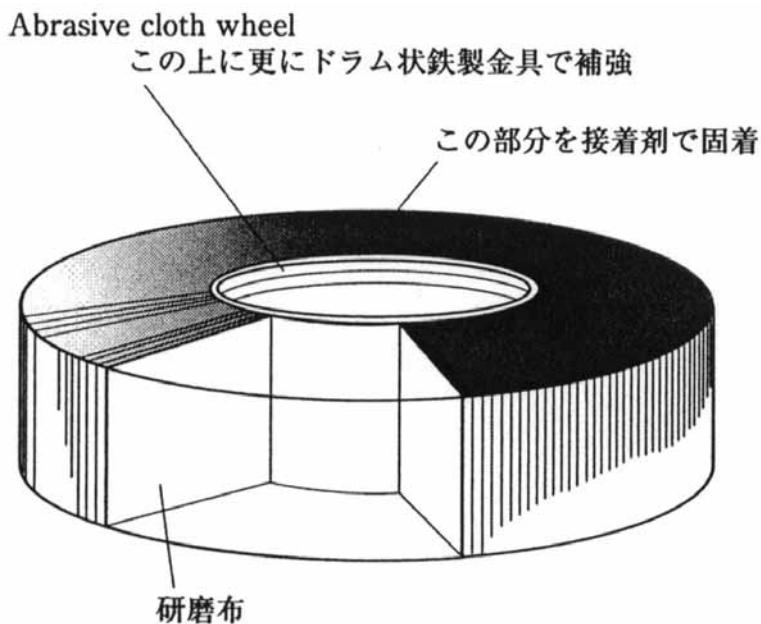
(4) その他のもの

上記以外のものであり、軸付砥(と)石、角形砥(と)石等である。これらのものは、上記解説で示す各製法により造られる。また、軸付砥(と)石は、通常、小型(直径約25ミリメートル)であり、金属の軸(通常、直径6ミリメートル以下)を取り付けてある。

6805.10 1 . Abrasive cloth wheel

本品は基布の表面に人造研磨材料を付着した矩形の研磨布を放射線状に配列し、その中心部を接着剤で固着し、更にその部分を鉄製金具で補強したもので（図参照） グラインドストーンと同様に研磨に使用される。

特殊な形状に配列されているが、研磨布にほかならないので、本号に分類する。



幅 : 約 5~15cm
直径 : 約30~53cm

6805.30 1 . Scotchbrite (Scotch wheel)

本品は中央に直径約2センチメートルの穴を有する、直径約15センチメートル、厚さ約1センチメートルの Polishing wheel で、材質は、アルミナ、鉄の酸化物及びけい酸塩からなる研磨材を含む合成樹脂をもって、ポリアミド繊維を結合した不織布である。本品の用途は Grinding Machine に取り付け、凹凸のある硬質物の表面研磨に使用される。

ポリアミド繊維に研磨材を附着したものとみて本号に分類する。

6805.30 2 . Neoprene abrasive strip

本品は、Neoprene rubber に研磨材としてアルミナを均一に練り込んだ濃緑色のストリップで長さが約 8.8 メートル又は約 6.4 メートル、横断面が約 4 センチメートル×約 2 センチメートルのものである。一見硬質ゴムのように見えるが、研磨材を含有する感触があり、20 倍のルーペで見ると、多孔質ゴム状物質の中に研磨材と認められる粒子を多数見ることができる。税関の分析によると、無機物の含有量は、56.8%である。本品は、所要の長さに切断後直径約 8 センチメートル程度のロールに巻き付けて、電解法による銀はく製造装置のカソードドラムの研磨に使用する。

本品は、ゴムに研磨材料を均一に練り込んだ後に、ストリップとして成型したものであるため、第 68.05 項に掲げる物品に類するものとして本号に分類する。

6812.99 1 .“Turnall ” asbestos ship's board

本品は石綿板（厚さ約 2 センチメートル）（石綿（クロシドライトを除く。）を主成分とする混合物）の両面をフェノール樹脂板（厚さ約 2 ミリメートル）で補強したもので二種あり、一種はさらにその両面を、他の一種は片面をメラミン樹脂（模様を印刷した紙を裏打ちした非常に薄いもの）により化粧したもので、船室の扉、仕切、壁等に使用され断熱、耐燃、防音等の効果がある。

本品の両面はフェノール樹脂の板により補強され、更に両面又は片面がメラミン樹脂により化粧されているが、本品の用途を構成材料から勘案すれば、中間層の石綿板の断熱、耐燃、防音効果を主として利用するもので、両面の合成樹脂板は単なる補強、装飾的なものであり、本品に主要な特性を与えるものは、石綿板であると考えられるので、その製品として本号に分類する。

6903.20 1 . Alumina tube

本品は、酸化アルミニウム（99.8% Al_2O_3 ）を焼成して製作されたもので、長さ 1.6 メートル、外径 20 ミリメートル、内径 15 ミリメートルの一端を閉じた管でパイロメーター用保護管として使用される。

関税率表第 90 類注 1（c）により、陶磁製の耐火製品は、第 90 類から除外されており、本品は、炉等に取り付けられ高温測定に使用する一種の耐火製品と認められるので、本号に分類する。

7018.90 1 . ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品

第 70.18 項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品とは、吹管(blow-pipe。例えば、ガスと空気の通るそれぞれ 2 本のパイプから成るガスバーナーで炎の大小及び強弱を調整することができるもの)を使用し、ガラスの素地を加熱しながらへら等の手道具を使用すること等により成形した物品のうち、動物、植物、小像、身辺装飾用品等の装飾用細工品をいうものとする。

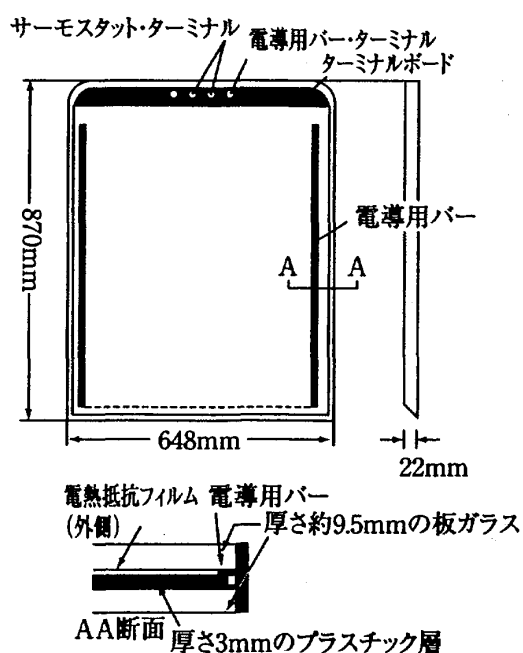
なお、装飾用細工品のうち、吹管を使用した成形したもの又は当該成形品を溶着して製造したものと認められる部分を有するものは、第 70.18 項のランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品として取り扱う。

7020.00 1 . Sighting panel

本品は厚さ約 9.5 ミリメートルの板ガラスと 3 ミリメートルの透明プラスチック層、透明な電熱抵抗フィルム及び 9.5 ミリメートルの板ガラスで構成され、これらが完全に接着したものであって、一見合わせガラスと同様の外観であるが、一辺にターミナルボード(サーモスタット内蔵)が組み込まれている。

本品の特徴は、単なる合わせガラスではなく、ガラスの内面全体に張り付けられている透明な電熱抵抗フィルムに交流電圧 440 ボルトを加えることにより 1 平方メートル当たり約 2,800 ~ 3,770 ワットで発熱し、ガラス表面の曇りを防ぐことにある。

本品には電熱抵抗フィルムとこれに付随する電導用バー、サーモスタット内蔵のターミナルボード等があり、単なる合わせガラスとは認められないが、構成材料からみて、ガラス製品と考えられるので本号に分類する。



71 類 1 . 棒、形材、板、シート及びストリップの定義

この類において「棒」、「形材」、「板」、「シート」及び「ストリップ」とは、第 74 類の注 1 (d)、(e) 又は (g) に規定する棒、形材、板、シート及びストリップをいう。

71.04 項 1 . キュービックジルコニア (CUBIC ZIRCONIA) の分類について

(商品説明)

キュービックジルコニアは、スカルメルティング法で作られた等軸晶系 (CUBIC SYSTEM) の合成石の総称である。主成分は酸化ジルコニウム (ZrO_2) であり、常温での結晶構造を等軸晶系に保つために酸化イットリウム (Y_2O_3) 又は酸化カルシウム (CaO) が加えられている。

本品は通常無色透明であるが、製造工程中に金属酸化物又は希土類金属酸化物を添加することにより着色することもできる。本品の輸入の際の形状には単結晶のもの及びこれをカットしたのものがある。これらは加工されて装飾用ダイヤモンドの代用品として使用される。

本品は等軸晶系に属し、硬度 7.5 ~ 8.5、比重約 6、屈折率 2.15 ~ 2.18 (複屈折なし)、分散度 0.060 である。このうち、宝石としての特性を与えるのに必要な物理的性質である硬度、屈折率及び分散度はダイヤモンドに相対的に類似している。

現在までのところでは、本品は装飾用ダイヤモンドの代用品としては最もすぐれた物理的特性を有する合成宝石とみなされ、ダイヤモンドとの識別が困難であるといわれている。

商品名としては、「フィアナイト (Phianite)」、「ジェバライト (Djevalite)」、「ダイヤモンド エスクエ (Diamonesque)」がある。

(分類理由)

本品と同じ組成及び構造を有する天然石は存在しないが、本品は () 鑑別が困難なほど物理的特性がダイヤモンドに類似し、() 装飾目的で使用され、() 更に、商慣行上及び文献上でも合成貴石として十分取扱われている。

したがって本品は第 71.04 項に分類する。

71.04 項 2 . Cultured quartz crystal

本品は、高温かつ高圧に耐えられる鉄鋼製の筒の中にアルカリ溶液を入れ、その液中の上部には良質の種子水晶をつるし、下部にはくず水晶を置き、筒内の温度を約 400 度に圧力を数百気圧に保つと、アルカリ溶液中に溶解した水晶成分（無水けい酸、分子式 SiO_2 ）は、筒内の上下の温度差のため過飽和の状態となり、種子水晶の結晶軸に従ってこれらに再結晶して附着することにより製造されたものである。その諸特性は天然のものと殆ど同一であり、また電子工学的及び光学的にみれば、天然のものより優れた点が多い。用途は水晶発振器の製造等専ら工業用である。

本品は、再生の水晶として本項に分類する。

71.04 項 3 . Strontium titanate のブル (boule)

本品は、チタン酸ストロンチウム(SrTiO_3)のブル (boule) 状のもので *fabulite* 又は *Starilian* と呼ばれ、合成スピネル、合成サファイヤ等と同じく、ベルヌーイ法により製造された単結晶の合成石である。カットして装飾用ダイヤモンドの代用品として使用される。

高熱炉から取り出したままの状態では青黒色であるが、酸素気流中で加熱することにより無色透明になる。

本品は、立方晶体（格子定数 3.9051 オングストローム）に属し、硬度 6、屈折率 2.41（複屈折なし）比重 5.13、分散能 0.19 である。

関税率表解説第 71.04 項に合成貴石は「通常天然石と同じ組成を有し、化学的方法で得られる。」と説明されているが、本品の組成は、 SrTiO_3 であり、本品と同じ組成を有する天然石は未だ発見されていない。

しかしながら、本品は、解説の同項に掲げられている合成スピネル、合成サファイヤ等と同じく、ベルヌーイ法により高温から徐冷して製造した単結晶であり、貴石としての特性が合成スピネル、合成サファイヤ等よりすぐれていること、用途、商取引上及び文献上も合成貴石として取り扱われていること等を考慮し、本品は合成貴石として本項に分類する。

7104.90 1 . ブリリアントカットした yttrium aluminum garnet

本品はアルミン酸イットリウム（通称 yttrium aluminum garnet 以下「YAG」という。）の単結晶をブリリアントカットしたもので Diamonair 等と呼ばれている。YAG の単結晶は、酸化イットリウム (Y_2O_3) と酸化アルミニウム (Al_2O_3) の融解液中に YAG の結晶核を入れ、この核にゆっくりした回転を与え徐々に結晶を成長させながら引き上げるいわゆる“引き上げ法”により作られる。その組成は $Y_3Al_2(AlO_4)_3$ （又は $Y_3Al_5O_{12}$ ）で示され、マンガンざくろ石 ($Mn_3Al_2(SiO_4)_3$ 又は $Mn_3Al_2Si_3O_{12}$) のマンガン (Mn) がイットリウム (Y) で、また、けい素 (Si) がアルミニウム (Al) で置換された組成のものと考えることができる。純粋な YAG は無色透明であるが、これに少量の金属酸化物を含有させると各種の色彩を呈する。その結晶構造は天然ガーネットと同じガーネット型構造であり、物理的性質も次に示すとおり天然ガーネットに類似している。

	YAG	天然ガーネット
結 晶 系	等軸晶系	等軸晶系
組成（一般式）	$Y \cdot Al(AlO_4)_2$	$A_3 \cdot B_2(SiO_4)_3$ *
屈 折 率	1.833	1.71 ~ 1.83
硬 度	8.5	6.5 ~ 7.5
比 重	4.55	3.5 ~ 4.2
分 散 能	0.028	0.022 ~ 0.057

*A は、Fe、Mn、Mg、Ca 等の 2 価の金属を示す。

B は、N、Fe、Cr、Ti 等の 3 価の金属を示す。

YAG のうち、無色透明のものは装飾用ダイヤモンドの代用品として使用されており、少量のネオジムを含有する淡青色のものはレーザー光線発生用に使用されている。

関税率表解説第 71.04 項の説明文に合成貴石は「前の 2 項の天然の貴石又は半貴石と同じ目的に使用される。」、「通常天然石と同じ組成を有し、化学的方法で得られる。」と記載されている。また、同解説第 71 類末尾の一覧表（第 71.03 項に該当する貴石又は半貴石）にはガーネットが貴石の例示として掲げられている。YAG は天然ガーネットと同じ組成を有するものではないが、その構造がガーネット型であることから鉱物学上合成ガーネットとして認められている。

合成ガーネットには YAG のほかに $Y_3Fe_2(FeO_4)_3$ 、 $Gd_3Al_2(AlO_4)_3$ 等種々のものがあるが、その性状がダイヤモンドに類似した合成貴石として身辺用品又は装飾品を作るために使用されているのは現在 YAG のみである。さらに YAG は商取引、文献上も合成貴石として取り扱われている。以上のことからブリリアントカットした YAG は本号に分類する。

72 類、73 類 1. 高張力鋼板

熱間圧延のものにあつては引張り強さが 490 メガパスカル以上のもの、冷間圧延のものにあつては引張り強さが 340 メガパスカル以上のものをいう。実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72 類、73 類 2. I F（非侵入型）鋼

炭素の含有量が全重量の 0.005%以下のものであり、実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72 類、73 類 3. 電磁鋼板

磁束密度を 50 ヘルツで 1.5 テスラにした際の鉄損が、鋼材 1 キログラムにつき 16 ワット以下のものであり、実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72 類、73 類 4. ブリキ原板

めっきを施してない原板であり、JIS G3303 SPB に該当するものを分類する。実務的には、検査証明書に記載された JIS 番号により所属を決定して差支えない。

72 類、73 類 5. クロム系ステンレス及びニッケル系ステンレス

クロム系ステンレスとはニッケルを含有しないものをいい、ニッケル系ステンレスとはクロム以外にニッケルを含有するものをいう。いずれにおいても、その他の成分を含有するかしないかを問わない。実務的には、検査証明書に記載された値により所属を決定して差支えない。

72 類、73 類 6. 発生品

発生品とは、我が国から輸出する際に、品質検査によって不合格となった規格外品、きずもの等をいい、メーカーの検査証明書がないものをいう。

7204.49 1. 銅被覆鋼線くず

本品は、鋼線に銅を被覆した電線の切断くずで、輸入後溶解して鋼を回収するものである。本品の重量構成比鋼約 60%、銅約 40%、価格構成比は、銅 95%、鋼 5% である。

本品は、2 以上の卑金属から構成される卑金属の物品であり、銅よりも鋼の含有重量が多いので、第 15 部の注 7 の規定により鋼のくずとして本号に分類する。

7204.49 2. ヘビーくず

ヘビーくずとは、鋼板、形鋼、レール、列車車体、船舶胴体、重機、ポンベ等の鉄鋼製品を圧縮切断機、ガスバーナー等で切断し、解体したもの（プレスくず（注）を除く。）で、一個当たりの重量が 1 kg 以上 1,000kg 以下のものをいう。

（注）プレスくずとは、圧縮成形されたもので、すべて長方形になっている。

（参考）ヘビーくずの寸法、形状は、概ね次の範囲。

高さ	1mm 以上～ 500mm 以下
幅	300mm 以上～ 500mm 以下
長さ	300mm 以上～1,200mm 以下

7204.49 3. シュレッダーくず

シュレッダーくずとは、自動車、家電製品等をシュレッダー機械で破碎し、非鉄分、プラスチック、ガラス等の異物を取り除いたものである。シュレッダー機械による破碎処理を経ているため、長方形に圧縮成形されたプレスくずや切断されたヘビーくずとは異なり、塊状となっている。

（参考）シュレッダーくずの寸法は、概ね以下のとおり。

長辺	20cm 以下
単重	2kg 以下

7210.49 1. 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）

溶融亜鉛めっき（引き伸ばした鋼板をめっき槽で溶融亜鉛に通す処理）をした後に、合金化炉（合金化処理装置）に通し、加熱することにより、めっき層を鉄の含有量が全めっき重量の7%以上の均質な合金としたものである。

外観は、表面がざらつき光沢がないという特徴を有することから、合金化されていない溶融亜鉛めっき鋼板（例えば、トタン）のように表面が滑らかで光沢を有しているものとは異なる。「GALVANNEALED STEEL SHEET」、「GA」の表記で取引されることがある。

72.17 項 1. ガスシールド溶接用ソリッドワイヤ

本品は鉄鋼材等の接合に使用されるものである。

ガスシールド溶接は、溶接部を炭酸ガス等でシールドし、フラックスを使用せず溶接する。通常、自動車、機械等に用いられる溶接法である。このガスシールド溶接ソリッドワイヤは、サブマージ溶接用ソリッドワイヤと同様、表面に銅めっきが施されており、その横断面の寸法が2.0ミリメートル未満のものに限り当該細分に分類される。

なお、溶接用ソリッドワイヤであるか否かは、銅めっきが施されているか否かにより判定して差し支えない。

7306.30 1 .配管用炭素鋼鋼管(めっきしたもの)及び一般構造用炭素鋼鋼管(めっきしたもの)

本細分には、管内の外面又は内面を亜鉛等によりめっきしたものが含まれる。めっきの方法は、関税率表解説第 72 類総説 (IV) (C) (2) (d) (iv) の規定による。

7306.30 2 .配管用炭素鋼鋼管

使用圧力の比較的低い、蒸気、水、油、ガス、空気などの配管用鋼管であって、JIS G3452 に該当する鋼管を分類する。実務的には、インボイス、現品等に記載された JIS 番号により所属を決定して差支えない。


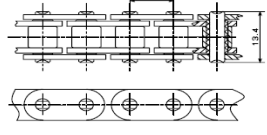

7306.30 3 .一般構造用炭素鋼鋼管

土木、建築などの建材、構造用の鋼管であって、JIS G3444 に該当する鋼管を分類する。実務的には、インボイス、現品等に記載された JIS 番号により所属を決定して差支えない。

7315.11 1 . ローラーチェーン

輸出統計品目表第 7315.11 号の「自転車に使用する種類のもの」、「自動車エンジン又はモーターサイクルに使用する種類のもの」とは、下表に掲げるものである。

上記以外の機械用ローラーチェーン、コンベヤー用ローラーチェーン及びその他のローラーチェーンは、「その他のもの」に分類する。

品名	自転車に使用する種類のもの	自動車エンジンに使用する種類のもの	モーターサイクルに使用する種類のもの
用途	自転車の動力伝達用チェーン	自動車エンジン用タイミングチェーン	モーターサイクルの車輪駆動用チェーン
ピッチ幅	12.7mm	6.35mm～9.525mm	12.7mm～19.05mm
ピン長さ	2.38mm～9.4mm	5.83mm～26.1mm	13.5mm～41.6mm
特徴	やや胴長のひょうたん形状	小判形	エンドレス状でないもの(カラーコーティングしたものもある。)
参考図			

(注) 「ピッチ幅」とは、日本工業規格「伝動用ローラチェーン及びブシュチェーン」(JIS B 1801)の量記号で定められたチェーンピッチの基準値であり、一のピン中心部から次のピン中心部までの長さをいう。

「ピン長さ」とは、日本工業規格「伝動用ローラチェーン及びブシュチェーン」(JIS B 1801)の量記号で定められた1列チェーンのピン長さの最大値であり、ピンの一の末端から他の末端までの長さをいう。(多列チェーンの場合は、「ピン長さ+横ピッチ×(チェーン列数-1)」で算出する。)

7321.81 1 . 焼却トイレ

本品は、排せつ物を LP ガスで燃焼させて処理する機構を有する便器であり、下水道が整備されていない家庭、山小屋等において使用される。

本品は、縦 40 センチメートル、横 60 センチメートル、高さ 30 センチメートルの洋式便器の外観を有し、鉄鋼製のハウジングに人造プラスチック製の便座とふたを取り付けたもので、ハウジングには鉄鋼製のガスバーナー及び排気用ファン、電気点火装置、自動タイマー等を内蔵している。

本品は、ふたを開けると自動的に排気用ファンが始動するようになっており、用便後ふたを閉じて、汚物の燃焼に必要な時間（5 分～30 分）をあらかじめセットした自動タイマーのボタンを押してガスバーナーに点火する。ハウジングの下部に設置された網状の火格子に堆積した汚物は焼却され、生じたガスはファンにより外部に排出される。

本品は、ガスバーナー、排気用ファン、点火装置等の機械装置を自蔵した洋式便器である。本品の機械装置のうち、本品に重要な特性を与えている構成要素は排せつ物を燃焼する装置であると認められる。

また、第 84.17 項の炉は、工業用又は理化学用のものに限定されており、また、第 84.19 項の機器からの家庭用のものが除かれている。

本品は、家庭において使用する型式のものであり、家庭用の燃焼装置付き鉄鋼製品として本号に分類する。

7321.89 1 . Stockermatic super heater

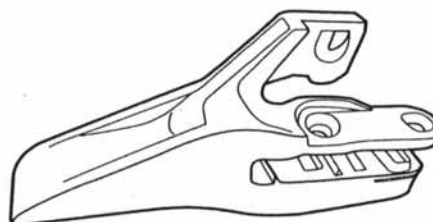
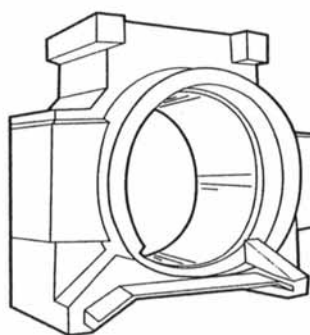
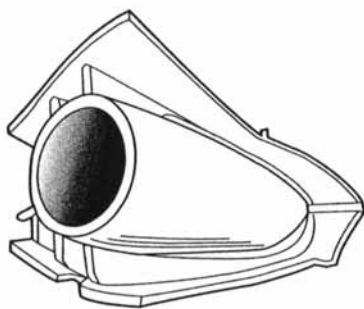
本品は、燃料及び空気の供給機構等を自蔵するキャビネット型の室内暖房用のヒーターであって、ホッパーに投入された石炭を電動機によって駆動されるスクリー式ストーカーによって燃料部に送入するとともに、送風機によって空気を供給して燃焼室で燃焼が行われ、燃焼室外側の空気が加熱されて室内を温める構造となっており、また温度の調節機能を自蔵している。

燃料の供給装置等に機械的構造を有するものであるが、全体がコンパクトな構造となっていて、通常家庭用、事務室用その他これらに類する用途に供される室内暖房用のストーブであるから、この種の構造及び用途のものについては本号に分類する。

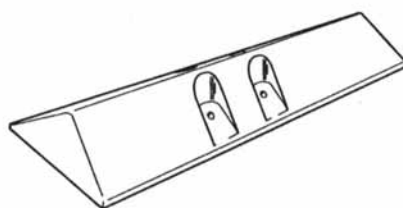
7325.99 1 . 鑄鋼製のもの

鑄鋼製品は、炭素の含有量2%以下の鉄を鑄型に流し込み成形したもので、強度並びに耐圧力に優れており、重厚産業の機械（船舶、重電機、製鉄機械、建設機械等）の部品として広く使用されている。

（参考例）



ツース



三角シュー

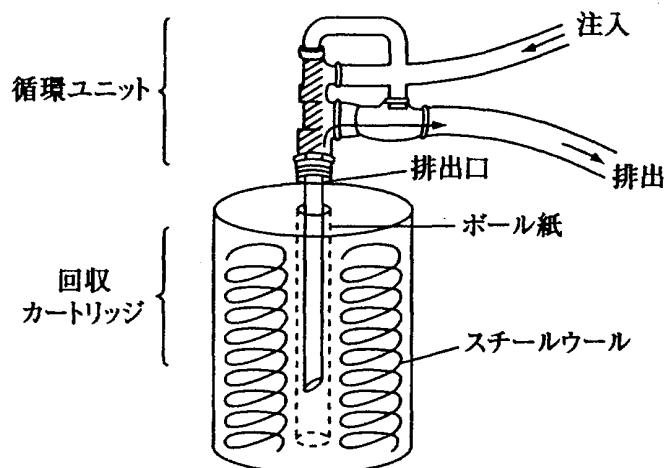
7326.90 1 .Kodak chemical recovery cartridge

本品は、フィルム及び印画紙の定着処理において液中に溶けた感光乳剤中の銀を金属置換法により回収する装置に使われる。装置は循環ユニットと本回収カートリッジから成り、(下図参照)回収カートリッジは、直径約 35 センチメートル、高さ約 50 センチメートルの鉄製ドラム中にスチールウールを充てんし、中心部に直径約 3 センチメートルの溝がある。

回収処理方法は、1 分間 300cc を超えない程度定着液を注入し、イオン化列の高低を利用してイオン化の高いスチールウールの鉄分を液中に溶解せしめ、それと引替えに金属銀を沈殿させ、銀を回収された液は、オーバーフローにより上部の排水口から排出される。この作業は、オーバーフローした液に銀の存在が確かめられるまで続けられ、銀が検出されれば新しいカートリッジと交換される。使用後のカートリッジ中のスチールウールのほとんどは溶解し、銀は、コロイド状となって沈殿している。

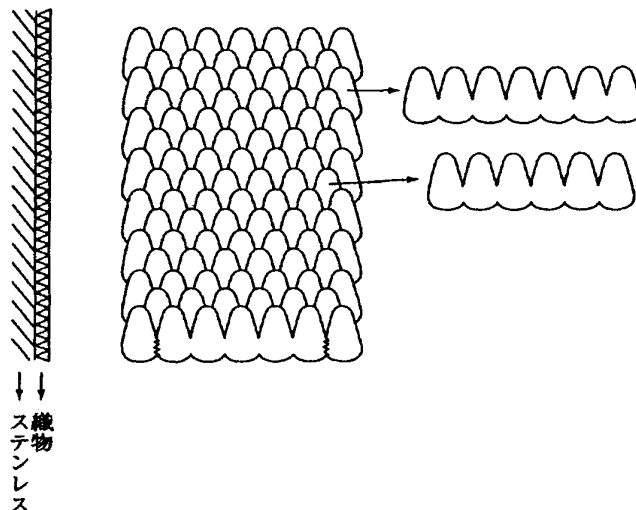
なお、沈殿した銀は、さらに精製工程にかけられ、1 カートリッジより約 3.1 キログラムの銀を回収することができる。

本品は鉄鋼のウールを容器に収めたもので、溶液中の銀を回収するのに使用されるが、当該ウールはその過程において消耗し、他になんらの機構も有しないので第 84.21 項のろ過機とは認め難い。本品は鉄鋼のウールを収めた容器により銀回収器として使用され、また使用後は容器ごと交換されることから一種の鉄鋼製品として本号に分類する。



7326.90 2 . Mermaid fishscale belts

本品は、ゴム糸をたて糸として用いた通常の伸縮性細幅織物の片面にステンレス板の小片をうろこ状に取り付けたベルト（幅4センチメートル、長さ54センチメートル）でステンレス製のバックルを有する婦人服飾用品の一種である（下図参照）。



一見したところでは、金属製伸縮ベルトのようであり、本品の同種品には、ステンレス小片の代りに、人造プラスチック、革又は木等の小片をうろこ状に取り付けたものである。

本品は、その構成材料から、紡織用繊維織物製のベルト及び鉄鋼製のベルトのいずれかの項に分類されるものであるが、通則3（b）により分類を決定することとなる。

織物部分のもつ機能的要素とステンレス部分のもつ装飾的要素とは、特性として同程度であると認められるが、価格構成上ステンレス部分が織物部分よりも大であることを考慮して、本品に重要な特性を与えている構成要素はステンレス部分にあると認め、金属（鉄鋼）製ベルトとして本号に分類する。

7326.90 3 . Field Calibrator

本品は、爆発性ガス検知器（石油精製工場等の作業場内の爆発性ガスの混合状態を調べるもの）が正常に作動するかどうかについて検査するための混合ガスを作り、これを検知器に供給するので、鉄鋼製ガス容器、人造プラスチック製ガス注入器、鉄鋼製試料タンク及びゴムホースのそれぞれ独立した器具によりセットを構成するものである。

本品の使用方法は、まず、ガス容器にガス入りカートリッジを差込みカートリッジのガスを容器内に充満させ、次にガス容器とガス注入器とを結合し、ピストンによりガス注入器に一定量のガスを吸引する。両者を切り離し、ガス注入器と試料タンクとを結合した後、タンクのピストンを引き上げながら空気を吸入すると同時にガス注入器からガスを同タンクに注入し、検知器の検査用混合ガスとする。その後、試料タンクと検知器とをゴム管で結合した検知器に取付けたガス吸引バルブにより、適量の混合ガスを検知器に吸引する。

本品は、ガス容器、ガス注入器、試料タンク及びゴムホースのそれぞれ独立した器具によりセットを構成し混合ガスを作るものであるが、セットとして小売容器に包装された状態で輸入され国内販売されるものではない。また、それぞれの器具は必要に応じて結合されて使用されることから結合機械とは認められない。したがって、それぞれは独立した器具と認められる。

(イ) 鉄鋼製ガス容器：本品は、常圧のガスを貯蔵する容量が 300 リットル以下の鉄鋼製容器であるので第 73.10 項に分類する。

(ロ) 人造プラスチック製ガス注入器：本品は、爆発性ガスを一定量貯蔵する人造プラスチック製の容器であるので、人造プラスチック製品として第 3926.90 号に分類する。

(ハ) 鉄鋼製試料タンク：本品は、空気を吸引しながら同時にガス注入器からガスが注入され混合ガスをつくるものであり、その機能は流体の移送のみを目的とするポンプ及び貯蔵のみを目的としたタンクとは認められない。また、本品は、ガスと空気の混合ガスをつくるが、この方法は両者がタンクに吸入されることによるのみ行われることから機械とも認められない。したがって、本品は本品の構成材料である鉄鋼の製品として第 7326.90 号に分類する。

(ニ) ゴムホース：本品は、ゴム製の管であるので、第 40.09 項に分類する。

7326.90 4 . 卑金属製キーリングと各種物品とを結合したもの

本品は、卑金属製キーリングに各種の物品（例えば、小型懐中電灯、はさみ、ナイフ、人形、つめ切り等）を取り付けた物品である。

キーリングの部分は、鉄鋼、黄銅等で製造されている。キーリングに取り付けられるものには、実用的な性格を有するもの又は装飾的な性格を有するものがあり、通常、キーリング部分の価格よりも高い。

卑金属製キーリングに各種の物品を取り付けたものについては、取り付けられた物品が単独で実用品として販売可能であると認められる場合は、その物品の属する号に分類し、その他の場合（単なるバランスング又は装飾品等）は、原則としてキーリングの属する号（例えば、第 7326.90 号）に分類する。ただし、その他の場合であっても取り付けられる物品が、象牙、貴石又は貴金属等を使用した特に高価なものであるときは、重要な特性がこれらの物品にあるものと認め、取り付けられた物品の属する号に分類する。

（注）キーホルダー及びキーチェーン等についても、本文に記載する「キーリング」に準拠して取り扱うものとする。

（例）“CAMUS” のコニャック入り小瓶付きのキーリング

本品は、真正なコニャックが入っているガラス瓶（高さ 6 センチメートル、直径最大部 2 センチメートル）のキャップに鉄鋼製キーリングが取り付けられたものである。

コニャックの容量は 5.4 ミリリットルであり、瓶には“CAMUS COGNAC” のラベルが貼り付けられている。

本品は、コニャック入りの瓶とキーリングとの結合物品である。

本品のコニャックの量は、極く少量であるので、一般に飲料として販売する量のものとは認められず、また、コニャック入り瓶は、キーリングのバランスング及びコニャックの広告宣伝用を兼ねた装飾品の性格を有するものである。

したがって、本品に重要な特性を与えている部分は、キーリングにあると認められるので、一括して鉄鋼製キーリングが属する第 7326.90 号に分類する。

7411.21 1 . Condenser tube inserts

本品は、長さ 127 ミリメートルの規格寸法の銅合金の管で、表面は、耐酸性の合成ゴムで被覆され、また、両端はそれぞれテーパ加工又は曲げ加工されている。

Condenser tube は、通常スケール等により管入口より 5 ~ 8 センチメートルの箇所が腐食しやすいので、本品を当初から管口の強度の保持又は腐食による洩れの補修のため、エアハンマー等により押し込めて使用するものである。

(成分)	(重量比)
Cu	76.0 ~ 79.0 %
Al	1.8 ~ 2.5 %
As	0.02 ~ 0.08%
Si	0.2 ~ 0.5 %
Sb	0.01 ~ 0.08%
Fe	0.06% 以下
Pb	0.07% 以下
Zn	残り

端部の加工は、管としての形状を変えない程度の加工であるので、本品は、管として分類する。また、本品の成分は、アルミニウム黄銅であるので、黄銅の管として本号に分類する。

7419.99 1 . Lighted mini cosmetic mirror

本品は、通常ハンドバッグ等に入れて携帯するもので、暗い場所において化粧ができるように照明装置が取り付けられた小型化粧用ケース（10.8×13.7×3.7 センチメートル）である。本品は、黄銅製の容器のふたの内側にガラス鏡が取り付けられ、同容器の内部には、蓄電池、スイッチ及び 8 個の豆電球から成る照明装置が内蔵されているほか、数本の口紅が入れられる空間がある。

本品は、化粧具入れ（容器）、照明装置及び鏡の三つの部分から成る。照明装置は、暗い場所において内部に収められた化粧品等を用いて化粧ができるように取り付けられたもので、化粧用ケースの機能を高める効果をもっているが、その本来の性格を変えるものではない。鏡は、通常化粧用ケースに取り付けられるもので、附属品としての性格をもつものである。容器の部分は化粧用ケースとして不可欠のものであり、本品に最も重要な特性を与えている部分であると認められる。

したがって、本品は、当該部分を構成する黄銅の製品として本号に分類する。

7502.10、7502.20 1 .粗ニッケルの分類について

精錬工程（電解等の精製工程を含む。）の中間生産物であることが明らかな粗ニッケルの塊で、通常、全重量に対してニッケルとコバルトを合計 97%以上含有している物品は、原料等から一般に不純物として Co 以外に Fe、Cu、Si、S、C 又は O を含有しており、第 74 類の粗銅及び第 79 類の亜鉛の塊の分類との整合性の観点から第 75 類号注規定は適用されず、第 7502.10 号に分類することとする。

7508.90 1 .Forged nichrome

寸法：直径約 21.6 センチメートル×厚さ約 10.2 センチメートル（鍛造により切断）

直径約 19.1 センチメートル×厚さ約 10.2 センチメートル（鍛造により切断）

直径約 14.0 センチメートル×厚さ約 10.2 センチメートル（鍛造により切断）

計 3 組、230 キログラム

成分（％）:	C	Mn	Si	Cr	Fe	Ni
	0.04	0.10	1.38	19.14	0.16	残り

本品は、その表面が黒皮のままであり、凹凸の状態より鍛造方法で上記寸法のディスク状にしたものと認められる。

本品は、更に、円すい台状に機械加工（あなあけを含む）のうえ、ダンナー式ガラス管製造装置のガラス溶融炉から溶融ガラスを円筒状に連続して引き出すスリーブ部の先端に取り付けられるチップに使用されるものである。

第 75.02 項は、unwrought nickel であり、本品のような鍛造のもの unwrought とは言えない。又、関税率表解説第 72.14 項によると「長さが横断面の最大寸法以下の棒の切断片」は除外される（73.26）とあり、これを参考にして、ディスク状の本品には本号を適用する。

7612.90 1 . アルミニウム合金製の食品用のユニット式キャビネット

本品はアルミニウム合金製の片開き式キャビネット（幅 53 センチメートル、高さ 34 センチメートル、50 センチメートル又は 65 センチメートル、奥行 60 センチメートル）で、内側の左右の壁には、トレイの保持及びその出し入れを容易にするためのガイドレール（高さに応じ、4 段、6 段又は 8 段）が取り付けられている。また、外側の上部及び下部の四つの隅には、本品を積み重ねて使用する際にその安定性を保つためのはめこみ用の突起（上部）及びこれに相当するくぼみ（底部）が付けられている。

8202.39 1 . High speed disc

本品は、直径 72 ミリメートル、厚さ 1.0 ミリメートルから直径 130 ミリメートル、厚さ 3.3 ミリメートルまでの各種寸法の高速度鋼製円板に直径 24.8 ミリメートルのセンターホールを付したもので、表面は酸化皮膜に覆われている。本品の用途はその周縁にのこぎり状の歯を付けて metal slitting saw を製作するためのブランクである。

本品は、サーキュラーソーのブレードの半製品に該当すると認められるので、本号に分類する。

8205.30 1 . Carving knives

本品は、刃先が平、丸、角等形状の異なる彫刻刀を 1 組（3 本～6 本）として、紙製の容器に収めたものである。児童が簡単な木版画等の製作に使用する程度の品質のものである。

第 8205.30 号には、木工用のかんな、のみ、丸のみその他これらに類する刃工具が分類され、本品は、低品質のものであるが、造形の目的に使用し得る刃先を有するので、工具として本号に分類する。

8205.59 1 . ARP tape dispenser

本品は、手に持って接着テープにより段ボール箱等の施封をするために使用する器具で、リールに巻かれた接着テープを装着するためのシャフト、接着テープを円滑に供給するためのガイド及びそのテープを被施封物に圧着するための 2 個のローラー並びに接着テープを切断するための刃及びそのテープを刃に押し付けるためのレバー機構等から成る。

構成材料の大部分は人造プラスチックであるが、接着テープを切断する刃等は卑金属製である。なお、本品を台の上に置いて使うための取付具も附属品として添えられている。

本品は、主として手に持って使用する器具で、その重要な作用部分は、接着テープの圧着用のローラー及び切断用の刃である。

これらのうち、切断用の刃は卑金属製であるので、本号は第 82 類の要件に該当する手道具として本号に分類する。

8209.00 1 . スローアウェイチップ

この細分のスローアウェイチップには、バイトホルダーやカッターポディーに取り付けられる工具用チップであって、チップ部分を簡単に着脱して使用することを目的としたものを分類する。

これらのチップはコーナー部分が切刃の役目をしており、一つの刃(コーナー)が摩耗すると、他のコーナーを刃として使用するため、形状は正多角形(例えば、正三角形、正四角形、正五角形)となっている。菱形のものも存在するが、両コーナーを使用することから、この場合も完全な左右対称になっている(取付け方により穴のあるものとなないものがある。)

摩耗したチップ部分のみ取替えて使うため、スローアウェイ(使い捨て)チップと称する。

海外では、インサート(inserts)、インデクスابل・インサート(indexable inserts)と呼ばれることもある。

8212.10 1 . Clock shaver

仕入書品名 Rasoirs mecaniques “Riviera”

製造者 Riviera MONACO

重量 0.20kgs / pcs

本品は内蔵された Spring operated motor を原動機として時計式メカニズムにより駆動されるかみそりであり、3枚の刃が回転摺動し、外見はねじ巻きがある以外は電気かみそりに類似している。

第 82.12 項の関税率表解説に示されている電気式でないドライシェーバーとは本品のようなものをいうと解し、第 8212.10 号に分類する。

8214.10 1 . Pencil sharpener

本品は、石膏(こう)製の人形の底部にプラスチック製のわく付きの鉛筆削りが組み込まれたもので、价格的にはいずれが主とも認め難い。

人形は、各種姿態の幼児が形作られ、3ないし4色の塗料で色付けされている。その高さは約7センチメートルである。

本品は、人形と鉛筆削りとから成る物品であり、人形は装飾的機能を、鉛筆削りは実用的機能を有している。

しかし、鉛筆削りとしての実用的価値が高く、人形は単なる装飾品と認められるので、本品に重要な特性を与えているのは、鉛筆削りであると考え、本品は、第 8214.10 号に分類する。

8214.90 1 . 頭髪カット用刃物

本品は、美容院等で使用されるヘアカッター又はヘアドレッサーと称される物品で、くし付きのプラスチック製ホルダーと替刃から成っている。替刃は、安全かみそりの刃を半分に分割した片刃を使用し、押え金をはずすことにより簡単に取り替えることができる。頭髪を切り揃え又はすくために使用されるが、一般の顔そり又はひげそりには使用できない。

かみそりは、ひげ、頭髪等をそることを目的として製作された鋭利な刃物であると解される。本品は、頭髪を切り揃え又はすくために使用される構造であるので、その他の刃物として本号に分類する。

8306.10 1 . Aeolian bell

本品は、室内装飾品的な性格を有する風鈴である。その構造は、五層の卑金属製の屋根の中心を卑金属製の鎖でほぼ等間隔に連結し、最下段の屋根の中心から黄銅製の小円板を水平に、また、当該屋根の周辺部から当該小円板を囲むように5本の黄銅製の管を垂直に、それぞれ糸でつるしたものである。小円板の中心からは、更に一枚の黄銅製の打抜き板（文様を打ち抜いた小板）が下がり、それが風の力で揺れ動くと、その上の小円板が周囲の管に触れて、管から音が発生する。

本品は、室内装飾品的な性格をもつ卑金属製の部分（屋根及び鎖）と音を発生する卑金属製の風鈴の部分（管、小円板及び打ち抜き板）から成るが、本品に重要な特性を与える部分は風鈴の部分であると認められる。

第 8306.10 号のベル、ゴングその他これらに類する物品には、第 15 部の注 1 (h) 及び第 83.06 項においてそれぞれ除外されている楽器等及び電気式のベルを除き、わん状、管状、板状等の卑金属製の発音体を打つことにより音を出すことを目的とした物品を広く包含し、かつ、それを打つ方法を問わないものと解される。

本品の風鈴の主たる発音体は、5本の管である。したがって、本品は一種のベルとして本号に分類する。

16 部 1 . 機械とともに輸入される予備部品、工具類及び附属品

- (1) 次の各項に掲げる物品が、機械の輸入に際し、輸入者の特別の注文によることなく、当該機械の製造者又は販売者により通常提供されるものであることが明らかである場合においては、(a) から (d) までの各項に掲げる物品については、これらの種類、寸法等が異なるごとに 1 個又は 1 組 (同一の物品が同時に多数使用されるものである場合には、その同時に使用される個数までとする。以下同じ。) を、また (e) から (i) までの各項に掲げる物品については、通常さし当たり必要であると認められる数量までのものを当該機械に一括分類することとする。
- (a) 当該機械の予備部分品 (伝動用ベルトその他のはん用性の部分品を含む。)
 - (b) 当該機械に使用される互換性工具類 (関税率表の第 16 部の注 1 (o) に規定する物品のほか、同表の第 82.02 項、第 82.06 項、第 82.08 項又は第 96.03 項に属する物品を含む。)
 - (c) 当該機械に使用される成形用の型 (例えば、関税率表の第 69.03 項、第 69.09 項、第 70.20 項又は第 84.80 項に属するもの)
 - (d) 当該機械に使用されるポピン、スプールその他の巻取用品
 - (e) 当該機械の組立て用、保持用、保守用、整備用又は修理用等の手工具及び手道具
 - (f) 当該機械又は前各項に掲げる物品等に使用されるカバー、ケース、キャビネット、ラックその他これらに類する保管用品
 - (g) 当該機械に使用される消耗品 (例えば、潤滑油、グリース、インキ、補修用塗料、タイプライターリボン及び自動記録用紙)
 - (h) 当該機械による製造又は加工に使用される材料及び当該機械による試作品
 - (i) 当該機械の説明書、カタログその他これらに類する物品
- (2) 次の各項に掲げる物品は、輸入者の特別の注文によるものであるかないかを問わず、その種類、寸法等が異なるごとに 1 個又は 1 組を、当該機械に一括分類することとする。
- (a) 当該機械の交換式部品 (例えば、チェンジギヤ及びプーリー)
 - (b) 常時又は必要時に当該機械に取り付けて使用される附属品 (例えば、関税率表の第 84.66 項に属するアタッチメント、ダイ等のほか、圧力計、ダイヤルゲージその他これらに類する計測機器を含む。)
- (3) 前記 (1) の各項に掲げる物品で、特別の注文によるものがある場合並びに特別の注文によるものではないが前記 (1) の取扱いによって一括分類されないものがある場合及び前記 (2) の各項に掲げる物品で前記 (2) の取扱いによって一括分類されないものがある場合等において、これらの物品等の課税価格の合計額 (前記 (1) 及び前記 (2) の取扱いによって一括分類される物品の課税価格を含む。以下「部分品等合計額」という。) が 20 万円以下であるときは、当該物品等は、便宜当該機械に一括分類してさしつかえないこととする。

(4) 前記(3)の場合における部分品等合計額が20万円を超えるときは、当該部分品等合計額が、当該部分品等合計額及び当該機械の課税価格の合計額(以下「輸入総合計額」という。)の5%以下の金額である場合に限り、当該物品等は便宜当該機械に一括分類してさしつかえないこととする。

ただし、この場合及び前記(3)の場合において、当該物品等の数量が、当該機械とともに輸入される数量としては、異常に多いと認められるときは、この限りではない。

なお、部分品等合計額が輸入総合計額の5%を超える金額である場合には、次に掲げる順序により分割を行い、分割を行った残りの部分の合計額が輸入総合計額の5%以下の金額となったときは、当該残りの部分を、便宜当該機械に一括分類してさしつかえないこととする。

(a) 機械に適用される関税率と異なる関税率が適用される物品について、関税額の大きいものから1税目ごとに分割する。

(b) 課税価格の大きい物品から1税目ごとに分割する。

(5) この取扱いにおいて、「機械」とは、原則として、関税率表の第16部、第17部及び第90類に該当する物品(部分品、附属品及び絶縁電線、眼鏡その他通常いわゆる機械類とは認められない物品を除く。)をいうものとする。なお、弁、継電器その他の機械の部分品として使用される性質の機器の部分品等が当該機器とともに輸入される場合も、この取扱いを行うことができるものとする。

(6) この取扱いは、同一契約により輸入を行う場合に限り適用するものとする。

なお、この取扱いを、関税率表分類、統計品目表分類等のため分割すべき2種類以上の機械が申告された場合に、それぞれの機械ごとに適用し、また、分解された機械、未組立の機械又は2種類以上の機械等で分船で輸入され、申告されるものについて、許可前引取りを認め、後にこれらをセット扱いとする場合にも適用することはさしつかえないが、機械と予備部品等とが分船で輸入される場合においてこの取扱いのみを目的とする許可前引取りは認めないものとする。

(7) この取扱いは、関税率表における別段の定め又は関税率表解説により、機械とともに輸入される場合でも分割して分類することと規定されている物品(例えば、第87.01項のトラクターとともに輸入される掘削用アタッチメント)については、適用しないこととする。

(8) 前記(1)及び前記(2)のそれぞれ各項に掲げる物品に適用される関税率が、機械に適用される関税率よりも低いこと等の理由によって、申告者が分割申告を行った場合又は分割申告を希望する場合においては、前記(1)から前記(4)までの取扱いは行わないこととし、その他の理由によるものであるときは、前記(3)及び前記(4)の取扱いは行わないこととする。

16 部 2 . 分割して輸入申告される機械類の取扱いについて

- (1) 同一契約の機械類を輸送の都合等により、輸入者が数回にわたり分割して輸入申告を行った場合又は分割して輸入申告を希望する場合には、輸入申告された貨物が当該契約の一部であり、かつ、後続する貨物とともに当該機械類の重要な特性を有するものであることを確認することができることを条件として、同契約における最終貨物の到着を待って、当該機械類が属する号に一括して分類することとしてさしつかえない。
- (2) 上記(1) の条件を満たさない場合には、それぞれ該当する号に属する。

16 部 3 . 物品の測定用、試験用、検定用、選別用又は調整用に使用する機器で第 16 部に属するもの

- (1) 被測定物又は被試験物に対して測定又は試験のための条件を与える機器であって、その測定又は試験の結果は他の測定機器等によってのみ表示又は検出をすることができるもの(例えば、ジャイロコンパスの動試験を行う際に使用する turn table (84.79) 及び信号発生器 (85.43))
- (2) 測定、試験、検定、選別又は調整に使用する機器であって、被測定物又は被試験物から所要の数値又は量を検出する機構を有しているが、第 16 部の注又は各項における品目、用途その他の規定によって、第 16 部に属することが定められているもの(例えば、重量測定機器 (84.23)、農産物の分類機 (84.33)、鉱物等の選別機 (84.74) 等)
- (3) 検定又は選別のために使用する機器であるが、その機構は単に被試験物の handling を行うのみであって、検定又は選別を肉眼によって行うものその他これに類する機器

84 類、87 類 1. 自走式作業機械の取扱いについて

第 84 類の建設機械等に属する自走式作業機械は第 87 類に該当するトラクターと類似の走行ベースに作業機械（排土板及びこれを支えるアーム等）を取り付けたものが多いが、これらについては下記のような例を参考として取り扱うこととする。

- (1) 排土板及びアームが容易に取外し可能なブルドーザー

走行部：第 87.01 項

排土板及びアーム：第 84.31 項

- (2) スタビライザー及びショベルの取外しが容易でないエキスカベーターローダー：全体で第 84.29 項

84.15 項、84.18 項、84.50 項又は 85.28 項 1. 中古家電

輸出統計品目表第 84.15 項、第 84.18 項、第 84.50 項又は第 85.28 項の「小売用の包装にしたもの（使用されたものを除く。）」とは、いわゆる新品の家電をいい、当該物品の製造後の包装状態のもので、当該包装が開封されていないものをいう。

上記以外のいわゆる中古家電（製造後の包装が開封され又は使用されたことが明らかなもの）を「その他のもの」に分類する。

8419.89 1. High and low temperature test chamber

本品は、半導体デバイス、サーモスタット等の温度試験を行う装置であり、試験槽、加熱コイル、coolant orifice、送風機、温度検出器、制御機構等から構成されている。

槽内温度が設定温度と異なる場合には、温度検出器により温度差が検出され、制御機構が自動的に作動して加熱コイルにパルス電流が通し、又は coolant orifice から液化ガスが噴出され、槽内の温度を設定温度に保つよう調節する（作動範囲、 -73.3°C ～ 260°C 、精度士 0.14°C ）。

本品は、構造的にみると冷却機構の占める割合が大きいが、これは、加熱は簡単な機構で行い、冷却は複雑な機構を必要とするからにすぎず、冷却機能の重要性を意味するものではない。

本品は、被試験物を一定温度に保って耐熱試験等を行う機器であり、関税率表解説の「材料に単に温度変化を生じさせる機械」に該当するものとして第 8419.89 号に属する。

8422.30 1. Standard accogel machine

本品は、溶融状のゼラチン及び粉状又は粒状の調製医薬品を原料として使用し、ゼラチンフィルムの成形及び加工を行いながら、当該加工されたゼラチンフィルムに一定量ずつ医薬品を充てんし、その部分を封止して抜き取ることにより、ソフトカプセル剤を連続的に製造するものである。

本品の分類については、その加工工程等から見て、包装機械（第 8422.40 号）又は医薬品製造機械（第 8479.89 号）とも考えられるが、本品の主たる機能は充てんにあると考えられ、かつ、充てんの直前に成形されたゼラチンフィルムは既にカプセルとしての特性を有するものであると認められるので、「充てん用の機械」に該当するものとして第 8422.30 号に属する。

8424.90 1. Actuator with overcap

本品は、化粧品、殺虫剤等を噴霧するための圧力容器（エアゾール缶）に取り付けるプラスチック製の物品で、アクチュエーター及びこれを覆う overcap から成る。

アクチュエーターは、缶内に挿入されたバルブ（弁）付きの導管のバルブを開き、噴射剤の圧力により導管内を上昇してきた液体を横方向に導き噴霧するための部分であり、導管の先端のバルブ部に接続するくぼみ及び液体を横方向に導く細孔を有し、細孔の末端には数条の放射溝をつけた噴射用ノズルが取り付けられている。

Overcap は、アクチュエーターを覆い、かつ、これを缶に保持するための筒状の部分であり、ノズルが接する箇所には窓があげられ、外壁の下部には缶にはめ込むための段が付けられている。

内容物が詰められ、全体が組み立てられた状態においては、アクチュエーターはバルブのばねの力により押し上げられているが、その頭部を指で押すとアクチュエーターは overcap の内壁に沿って押し下げられ、これに伴いバルブが開口し、内容物がアクチュエーターを通じて噴霧される。

本品のアクチュエーターは、バルブに接触しこれを開口するとともに、エアゾール容器の内容物を噴霧する機能を有する。後者の機能は、単にバルブのみでなくエアゾール容器の全部分と組み合わせて使用した場合に果たされる。

したがって、本品は、バルブの部分品とは認められず、エアゾール容器の頭部を構成する物品、すなわち、噴霧器の部分品として第 8424.90 号に属する。

84.26 項又は 84.29 項 1. 中古機械等

輸出統計品目表第 84.26 項又は第 84.29 項の細分において「中古のもの」とは、次の機械をいう。

- (1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの
- (2) 国内において上記(1)の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの

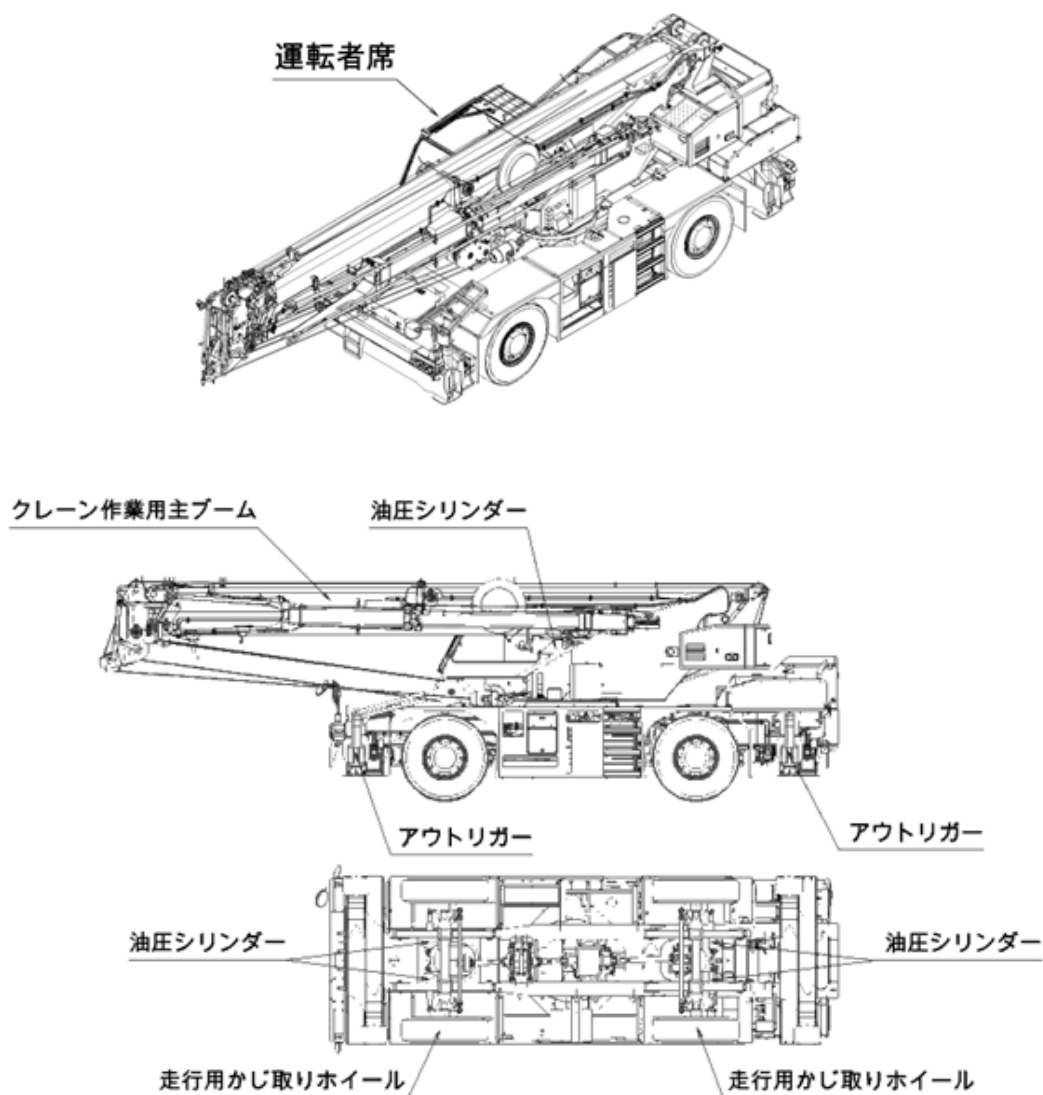
なお、(一社)日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されている機械については、新車として取り扱う。

8426.41 1. ラフテレーンクレーン

輸出統計品目表第 8426.41 号の細分において「ラフテレーンクレーン」とは、タイヤ付きの移動式クレーンで、次の要件を全て満たすものをいう。

- (1) 運転者席は一つであり、走行及びクレーンの運転操作の両方が可能である。
- (2) クレーン作業用主ブームが油圧により伸縮可能で、油圧シリンダーによって起伏されるものである。
- (3) ホイールは全てシングルタイヤ構造で、車軸数が 2 軸以上である。
- (4) クレーン作業時に機体の安定を保つアウトリガーを装備している。
- (5) 走行用かじ取りホイールを油圧のみを用いて操舵する構造で、全てのホイールを操舵可能である。

外観例



8432.80 1. Hand mototol (手動式モーターローラー)

本品は、直径約 90センチメートル、幅約 75センチメートルの厚板ボイラプレート製ローラーに内蔵された 1.5 馬力の内燃機関によりローラーを回転させるものである。ローラーには安全装置付きのハンドルを装着してあり、操作者の歩行速度に応じて速度調整をし得るもので全重量は 400～500 キログラムである。

本品は芝生用又は運動場用の専用ローラーであり、単に内燃機関を内蔵したものに過ぎず、人力により簡単に操作し得るものであることから第 8432.80 号に属する。

8443.19 1. Automatic pottery printing machine

本品は、通常凹面状の陶磁器（皿、口の広いつぼ等）の内面に絵付けをする機械で、陶磁器の供給及び取出しは人手によって行われる。

本品は、絵付けの模様を彫り込んだ平面状の凹版、陶磁器を置く支持台が設置されたスライド式テーブル、支持台の中央部の上に設けられたプリンティングパッド（絵付けされる面の形状に合わせて、凸形に形作られた弾力性のあるゼラチン製のもの）、凹版用インキ装置等が一体構造となっているものである。

絵付けの方法は、次のとおりである。パッドを下ろしてインキのついた凹版に圧着し、パッドに絵を写し取り、元の位置に戻す。次に陶磁器をパッドの下に運び、パッドを下ろして陶磁器に押捺（なつ）し、パッドの絵を転写する。再びパッドを上げて絵付けされた陶磁器を移動させ、支持台から手で取り外す。

本品は、版を使用して、押捺（なつ）により模様を形成する機械であるので、印刷機に該当する。その様式等から判断すると、第 8443.19 号に属するものである。

84.51 項 1. Hydraulic die cutting machine 及び Hydraulic swing arm cutting press

本品はいずれも類似の外観及び性能を有し、内蔵する液圧ポンプが発生する油圧によりオイルシリンダーを操作して上板を下板に圧着する。その際、種々の形に型取りした工具鋼製ダイを上板の下面に取り付け、織物類を裁断するときは、加工材料を積み重ねて打抜き裁断し、皮革を裁断するときは、皮革を1枚ずつ打抜き裁断するものであるが、カタログによればその他の材料（紙、プラスチック、ゴム等）にも同様の加工ができることが説明されている。

(1) これらの機械の所属の決定に当たっては、第84類の注7の規定に基づいて属する項を決定することとなるが、その取扱いは次による。

(a) 本来、紙又は板紙の切断機(84.41)、織物類の切断機(84.51)、皮革の切断機(84.53)、金属の切断機(84.61)、鋳物性材料の切断機(84.64)又は木材等の硬質物の切断機(84.65)として設計製作された機械であると認められるときは、他の用途にも使用できる(例えば、板紙用の切断機で織物用又は皮革用にも使用できる等)のものであっても、それぞれ特掲された該当する項に属する。

ただし、特掲してない用途に使用するものとして本来設計製作されたものであるときは、たとえ、同時に他の物品の切断にも使用することができるものであっても、この限りでない。

(b) 主たる用途がいずれの項にも示されていない機械(前記(a)のただし書に該当する機械を含む。)及び主たる用途が前記(a)によっても明らかでない機械は、第84類の注7の規定に基づいて第84.79項に属する。

(2) 本品については、これらの機械は、各メーカーの型式の相違によって同一品名のものであっても、各種の構造及び機能のものがあるので、それぞれその構造及び機能に従って、前記(1)により該当する項を決定する。

なお、皮革用の裁断機として第84.53項に属するのが適当であるものは、通常下記(a)の構造を有しており、また、織物類用の裁断機等として第84.51項に属するのが適当であるものは、通常下記(b)の構造を有しているものと考えられる。

(a) 皮革用の裁断機としての特徴

(i) single head の構造である。

(ii) 加圧力が通常20トン前後までである。

(iii) 加工面積が比較的小さい。

(iv) head を swing させ、かつ、cutting die を加工材料の適当な位置にセットすることにより加工材料の材質の良否等を考慮しながら、その加工位置を選択することができる。

(b) 織物類用等の裁断機としての特徴

(i) 門型又は doublehead の構造である。

(ii) 加圧力は、通常 25 トンを超える。

(iii) 加工面積が比較的広い。

(iv) 一般に、加工材料のきず、材質等の良否によって加工位置を選択して加工できる構造又は機能を有しないものであり、また、加工材料を連続して供給加工することができるものもある。

8451.40 1. Thermoprinting machine

本品は、転写紙に印刷された模様又は絵を熱と圧力とによって、織物又は編物等に連続的に転写する一体構造の機械であり、材料供給部、予熱部、転写部、冷却部及び巻取部から構成されている。

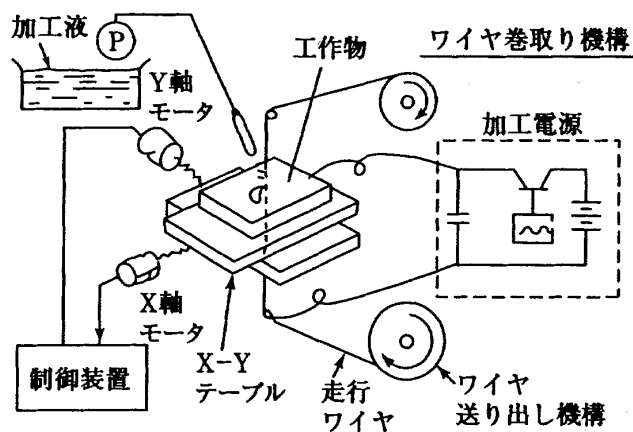
転写は次のような工程で行う。

特殊インキ（分散性染料）により模様又は絵が印刷された転写紙と無地布とを材料供給部で重ね合わせ、予熱部（水分除去用）を経て、転写部に送る。転写部には回転シリンダー（電熱で 215～300℃に加熱されている。）とその円周に沿って回転するプレスフェルト（エンドレス）があり、転写紙と無地布はプレスフェルトによりシリンダーに圧接される。この間にシリンダーの熱で転写紙の模様を構成する特殊インキが昇華し、密着している無地布に染み込んで模様が転写（染着）される。

本品の機能は、転写紙の模様を形成している特殊インキを熱で昇華させ、織物に染み込ませることによって織物に模様を転写することにあるので、印刷に該当すると認められない。したがって、第 8451.40 号の染色用機械の一種として、本号に属する。

8456.30 1. ワイヤカット放電加工機

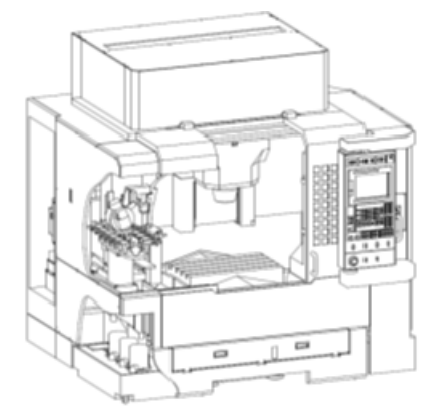
ワイヤカット放電加工機とは、通常、直径0.02ミリメートルから、0.3ミリメートル程度の金属線を電極として、工作物側又はワイヤ側を数値制御式により移動させながら、複雑な形状を糸のこ式に放電加工するものをいう。多品種少量生産に適しており、細かい部分品の抜き型作りに使用することが多い。



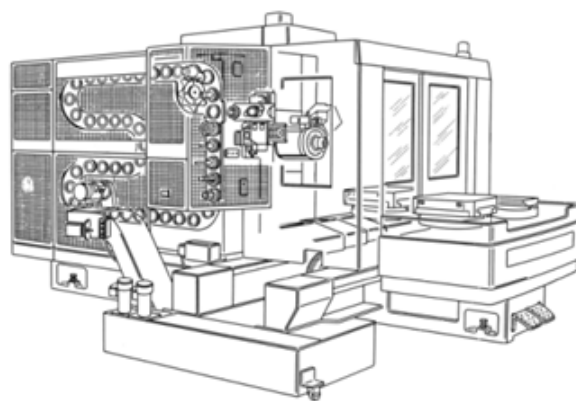
8457.10 1. マシニングセンター

マシニングセンターは、主として回転工具を使用し、フライス削り、中ぐり、穴あけ及びねじ立てを含む複数の切削加工ができ、かつ、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械である。

輸出統計品目表第8457.10号の細分において「立軸マシニングセンター」又は「横軸マシニングセンター」とは、それぞれ、マシニングセンターのうち主軸が垂直方向のもの又は水平方向のものが分類される。



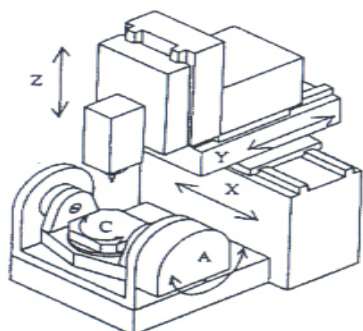
立軸マシニングセンター



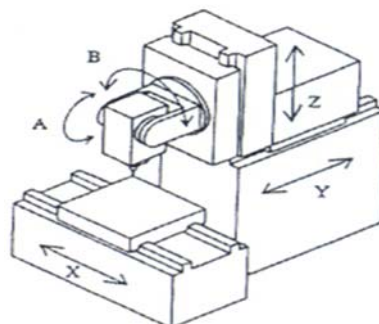
横軸マシニングセンター

8457.10 2. マシニングセンター（5軸以上のもの）

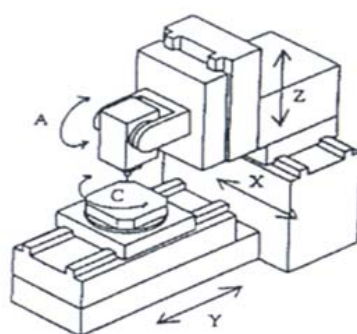
輸出統計品目表第 8457.10 号の細分において「5軸以上のもの」とは、マシニングセンターのうち直交3軸及び旋回2軸以上の計5軸以上を同時に制御できるものをいう。



テーブル旋回形



主軸頭旋回形



主軸頭テーブル旋回形（混合形）

8458.11 又は 8458.91 1. ターニングセンター（複合加工機を含む。）

回転工具主軸、割出し可能な工作主軸（連続割出し可能なもの（複合加工機）も含む。）、及びタレット又は工具マガジンを備え、加工プログラムに従って工具を自動交換できる数値制御工作機械。

（注）心押し台、第2刃物台、第2主軸台などを備えた機械もある。

8458.19 1. 普通旋盤（ベッド上の振りが1000ミリメートル以上のものに限る。）

普通旋盤はベッド、主軸台、往復台、しん押台、送り機構等から成り、工作物を回転させこれにバイト等の刃物を当てて外丸削り、中ぐり、突切り、正面削り、ねじ切りなどを行う加工機械で、通常の普通旋盤のほか高速旋盤、強力旋盤、精密旋盤、ロール旋盤、車軸旋盤、エレクトリックシャフト旋盤、ならいアタッチ付きの旋盤（通常の旋盤にならいうアタッチを取り付けてならい旋盤と同機な操作を手動で行うもの）等がある。

なお、この場合において「ベッド上の振り（swing over bed）」とは、工作物（work）がベッドに接触しない範囲の工作物の最大直径をいう。

8458.19 2. 自動ならい旋盤

自動ならい旋盤とは、形板又はモデルにならうてならい切削を行うものであうて、刃物台の切込み及び送りの運動を自動的循環運動で行うものをいう。このならい切削方式は、通常、触針（stylus）を形板（template）又はモデルにならうて動かし、その触針の動きを油圧式、電気式、空気式等の機構を通じて刃物台に伝達し工作物を切削するものである。

8459.59 1. 万能工具フライス盤

万能工具フライス盤は旋回することができる主軸ヘッド及び水平面以外の平面でも旋回することができるテーブルを有し、主として刃物又は工具の加工に使用するフライス盤である。複雑な加工を高精度に行うことを目的として設計したもので、種々のアタッチメントを組み合わせて使用することができるように製作してある。

8459.59 2. ならいフライス盤

フライス工具がモデルにならうて、feedされ、モデルと同一の形状又は相似する形状に工作物を加工するものがならいフライス盤である。

ならい方式においては触針（tracing stylus）がモデルに接触してその形状に従うて動き、その動きを機械式、油圧式、電気式又は空気式のサーボ機構によりプライス工具に伝える。したがうて、このような機能を有しないもの（カムを使用するもの（特定形状のものを加工する場合に使用するもので、モデルを使用せず、工具の移動は特定形状をしたカムにようて行われる。))は除外される。

8459. 69 1. プラノミラー

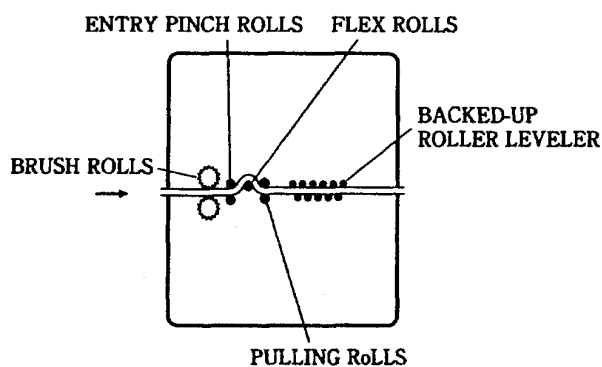
平削り盤に似た構造のフライス盤であって、ベッドの滑り面に沿って水平に移動するテーブルの上に工作物を取り付け、クロスレール上を移動することができるフライスベッドを持っている。平削り盤と異なる点は、平削り盤はバイトにより切削するのに対し、プラノミラーはフライス工具を使用する点である。

8460. 29 1. ねじ研削盤

ねじ研削盤とは、ねじの研削を目的とするものであり、砥（と）石に正確な送りを与えるために精密な親ねじ（lead screw）を有しており、研削すべきねじのピッチに応じて工作物と親ねじの回転比を調整する。雄ねじを研削するものを external screw grinder、雌ねじを研削するものを internal screw grinder という。

8462. 29 1. Flex-roll sheet processor 90" type

本品は、鋼板のプレス加工によくみられる波状の表面模様すなわち stretcher strain を除去するために使用されるものであり、内部機械は、brush rolls、entry pinch rolls、flex rolls、pulling rolls、backed-up roller leveler より構成されている（別図参照）。

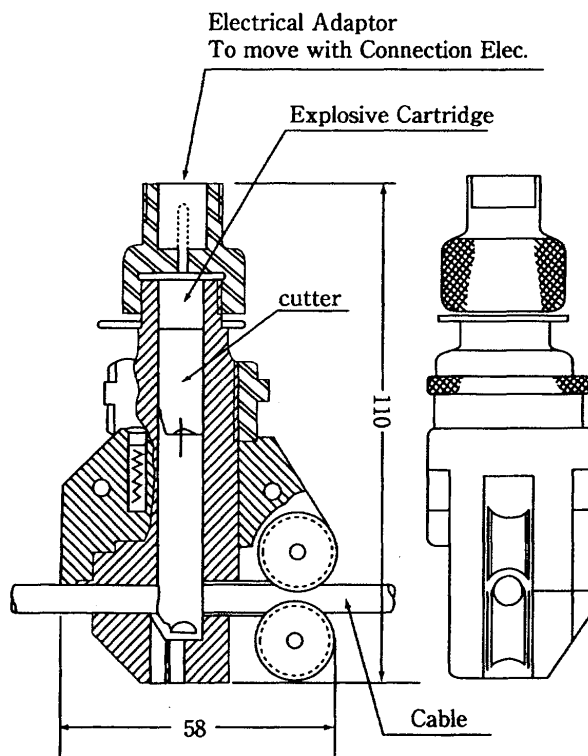


本品は外面的変形加工を目的とするものではないが、鋼板をわん曲状に通すことにより材質の表面に残留応力を生じさせることは、組織的に結晶粒子の変化に伴って stretcher strain を防ぐ結果となる。したがって、一種の材質加工用の金属矯正機として第 8462. 29 号に属する。

8462.39 1. ヘリコプター用 Hoist cable cutter assy

本品は、ヘリコプターに装着されているホイストにブラマットで取り付けられた安全装置で、緊急の場合等にケーブルをカッターで切断し、ヘリコプターにつり下げてある貨物を機体から切り離し、飛行中の危難を防止する。

カッターは頭部にカートリッジを有し、パイロットのスイッチ操作により電気で火薬の点火爆発を行いカッターを射出してケーブルを切断する（別図参照）。



ホイストに装着するように設計しており、火薬でカッターを動作させる金属剪（せん）断機とみられるので、第 8462.39 号に属する。

8464.90 1. “Errut” concrete and asphalt speedy plane MK II

本品は、滑走路、道路等に舗装したコンクリート又はアスファルトの表面の平滑仕上げ、溝切り等の作業を行う機械であり、回転軸を水平にしてカッティングヘッドを手押し式台車の前端に取り付け、台車上にカッターの駆動用エンジンを搭載したものである。

カッティングヘッドは、カッターの種類及びスペーサーの組み合わせにより数種のものがあり、それらは、交換可能である。

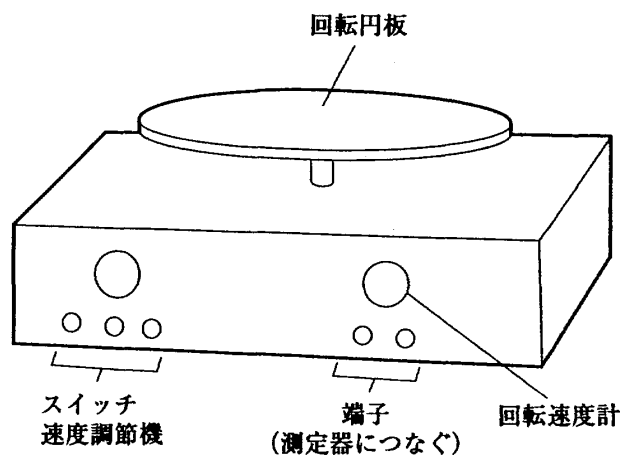
本品は、硬化したコンクリート又はアスファルトの表面に溝を付け又はその表面を平滑にする切削加工を行う移動式の機械であり、第 84.29 項及び第 84.30 項の地ならし用又は掘削用の機械には該当しない。

また、第 84.56 項から第 84.65 項までの加工機械は移動式の機械を除外していない。

本品は、コンクリート等の加工機械として第 8464.90 号に属する。

8479.89 1. Tum table

本品は、電動機と回転円板とが主体となっており、円板を一定の速度で回転するための速度自動調整装置を内蔵するもので、ジャイロコンパスの回転状態における性能又はアンテナの指向性等を試験するのに使用するものである。



例えば、ジャイロコンパスを試験する場合は、円板上にジャイロコンパスを取り付け、極低速から順次高速に回転すると、ジャイロコンパスはその回転状態に応じて追従するものであるが、その際、ジャイロコンパスが発信する電気信号は本機の端子より取り出される（この信号はジャイロコンパスが発信したままのものであって本機内でなんらの変化をうけるものではない）。この信号をオシロスコープその他の測定機器により測定し、ジャイロコンパスの特性を知ることができる。

本品は、動試験に使用するものであるが、試験の結果を知るためには測定機器を必要とする。したがって、本品は、単に一定条件のもとにおける運動、すなわち試験に必要な条件を与える機械にすぎない。

第90類において「試験用の機器」とは、Explanatory Notesの例示からみて、その機器によって結果を知ることができるものだけに限られ、本品のように試験をする際被測定物に一定の条件を与えるのみのもので、他の測定機器によってその結果を知ることが必要とするものは属しないと考えられる。なお、試験条件を与える機器の例として「信号発生器」が第8543.20号に特掲されている。

以上から本品は第90類の試験用の機器とは認め難いので、第8479.89号に属する。

8479.89 2. “Beck” razor blade slitter and rewinder

本品はプラスチックシートをテープ状に切断しながら巻き換えるもので、加工対象はプラスチックシートのほか、セロファン、アルミはく、紙等も加工することができるものである。

本機は一種のはん用機械とみなして第 8479.89 号に属する。

8479.89 3. Laminating machine

この機械は、ポリウレタン地と布地とを張り合わせる機械である。

ポリウレタン地は加圧ロールに入る手前でバーナーにより表面が加熱され、ガイドロールを経て供給される布地と合わせて加圧ロールにより加圧されて張り合わされる。これにより繊維布地にポリウレタン地を裏打ちするものである。

本機は、布地の仕上機械 (84.51) でも布地の製造機械 (84.46) でもなく、布地を加工する (ポリウレタンを裏打ちする。) 機械であり、特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 4. Fog horn

本品は、人力による音響発生機構を有する霧中警笛であり、船舶常用の警笛が主機、発電機等の故障で使用できないときに使用する。

ハンドルを回すと中央木板に取り付けられたハンドル両側の牛革製空気圧縮袋が左右交互に伸縮作動し、空気は下部の木製空気貯蔵箱に送られる。空気貯蔵箱の側面には黄銅製のラップと取外しのできる笛が取り付けられ、下部には空気量を調節する牛革製伸縮袋と銅製ばねがついており、空気貯蔵箱に断続的に送られる空気はばねの弾性によって一定圧に調整され、笛が連続して鳴る。

本品は送風機構、空気調整機構及び笛から成る音響発生機能を有する一種の機械であり、警報用ホーンであるから特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 5. B-D-H Micromanipulator

本品は細胞その他の極微物質の研究に当たり、その一部を取り出し又は切り取る等の処理に使用するものであって、manipulator head assy、ジョイスティック、power & ratio control 及び変圧器で構成されている。manipulator head は、microtool post 及び microtool（小径のガラス管）を内蔵し、microtool post には立体的に張られた三対の抵抗線エレメントが取り付けられており、この部分に通電することにより電気抵抗熱によって起こる膨脹収縮を利用して、microtool の運動の距離及び方向を任意に制御できる。これらの操作は、ジョイスティック（操作レバー）により行い、power & ratio control unit は、manipulator head の選択、microtool の移動量の調節のためのものである。

本品の機能は、いわゆる物品の単なる取扱いのみでなく、microtool により細胞その他の極微物質の処理を行うものであるので、機能及び用途からみて、本品は一種の定置式の microtool と認められるため、特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 6. Car washer

本品は、乗用自動車の洗車装置の主要部で、アーチ型の鉄鋼製フレームにロール状の回転式ブラシを取り付けたものであり、ブラシには、天井面用、側面用等がある。

乗用車がコンベヤによりアーチの中に送り込まれると、ブラシ軸の多数の孔から、洗浄液が噴出し、ブラシが回転して洗車が行われる。

また、本機の前後にはタイヤ洗浄機、洗剤泡立器、ワックス塗布機、乾燥機等が設置されている。

本品は、水又は洗浄液を自動車のボディ上に噴射するが、自動車の洗浄はその噴射作用によって行われるのではなく、主として水又は洗浄液を含んだブラシの回転によって行われるものであり、特掲されていないその他の機械として第 8479.89 号に属する。

8479.89 7. Refrigifilter

本品は、空気圧利用機械等に供給する圧縮空気の中に含有されている水、油、ほこり等を冷凍装置及びフィルターを使用して除去する機械である。

本品は、冷凍機構（圧縮機、凝縮器及び蒸発器から成る。）、熱交換器、フィルター等から構成され、これらは同一のキャビネットに収納されている。

別床の気体圧縮機で圧縮した空気（圧力 7 kg/cm^2 、温度 37.8°C ）を本機内に流入させると、空気は、まず熱交換器で若干予冷され、更に冷凍装置の蒸発器に接して温度 1.7°C 程度まで冷却される。この冷却の過程で空気の中に含有されている水及び油は凝縮して分離される。乾燥した圧縮空気は、フィルター部に導かれ、ほこり等が除去され、再び熱交換器を通り、流入してくる未処理の圧縮空気との熱交換により再び温められ（圧力 6.8 kg/cm^2 、温度 33.3°C ）、空気圧利用機械等に送られる。

本品は、圧縮空気中含有されている水、油、ほこり等を冷凍機構を利用して除去する機械であるが、主たる機能及び目的は空気の冷却ではなく除湿にあると認められる。

関税率表解説第 84.79 項において、同項には除湿器を含む旨を定めてあり、その除湿方法については特に限定していない。したがって、当該除湿器には、本品のように冷凍機構を使用したものも含むと解される。

一方、このことは、第 84.18 項の冷蔵用又は冷凍用の機器は、単に冷凍機構を有するのみでなく、当該機構により他の物品の冷却を行う目的と機能とを有する機械を指し、本品のような除湿を目的として作られた機械を含まないことを示すと解される。

また、本品は、第 84.15 項に規定する機構及び機能を有しないので、同項にも属しない。

したがって、本品は除湿器として第 8479.89 号に属する。

84.81 項 1. Unitrol

本品は、貯蔵式ガス湯沸器、温水ボイラー等のガス器具に取り付けられ、水温をあらかじめ設定した温度にし、またその温度を保つため、自動的にガスの供給又は停止を行う機器である。

本品は、ガス自動バルブ機構、口火安全機構（電磁弁）及び三方切換ガスコックが一体構造に組み込まれたものである。

ガス自動バルブ機構は、湯沸器等の水温をあらかじめ設定した希望温度に維持するために必要なガスを供給又は停止する装置で、温度設定ダイヤル、水温を検出する水平挿入式サーモスタット、その伸縮を拡大するレバー機構、ガスの通路を開閉するバルブ等から成る。

口火安全機構としての電磁弁は、本品のガスの流入口にあって、湯沸器等のパイロットバーナー一部の熱電対と電線により接続されている。パイロットバーナーの炎で熱電対に起電力が発生し、これにより電磁弁が開かれる。炎が消えると起電力が消滅し、電磁弁は閉じてガスの流入を停止する。

三方切換ガスコックは、それを「OFF」の位置から「パイロット」の位置に回すと、口火が点火され、更に「ON」の位置に回すとガス自動バルブ機構のバルブが開き、バーナーにガスを供給する。

本品の機能は、本品が取り付けられるガス器具の内部の温度変化に応じて、弁機構を開閉し、熱源としてのガスの供給又は停止を行うものである。

本品に組み込まれているサーモスタットは、温度変化に応じてバルブを開閉するためのものである。

このように温度の変化によってバルブの開閉が行われる弁は、第 84.81 項の温度制御式弁の一種と認められるので、本項に属する。

85.06 項 1. 燃料電池の分類について

(1) 商品説明

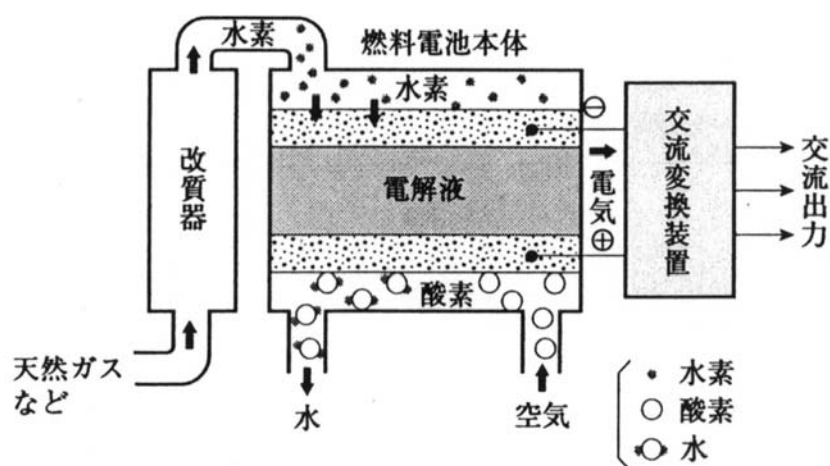
水素及び酸素を供給することにより、水の電気分解を逆に行い、化学反応から電気エネルギーを恒久的に発生させる装置である。機械エネルギーを電気エネルギーに変換する通常の発電機に比べ、高効率、低公害、低騒音等の特徴を有する。

(具体例)

イ 構造：改質モジュール、セルスタックモジュール、直交交換モジュールの3モジュール等から成るパッケージ型発電装置

ロ 発電原理：改質モジュールにおいて天然ガス等から水素ガスを得、当該水素と空中から採取した酸素ガスからセルスタックモジュールにおいて、直流電力を発生させる。更に、直交交換モジュールにおいて、直流→交流変換を行い、商業電力を得る。

ハ 出力：200KW



(2) 分類理由

イ 第 85.01 項の発電機の関税分類上の定義として、解説に「種々のエネルギー源（機械動力、太陽エネルギー等）から電気エネルギーを発生させる機械」とある。したがって、この定義のみでは燃料電池も第 85.01 項の発電機に該当する。しかしながら上記定義の後に「この表の他の項においてより特殊な限定をして記載している場合を除く。」旨の限定があり、かつ、別途、化学反応から電気エネルギーを発生させるものとして、一次電池を記載している第 85.06 項がある。

ロ したがって、燃料電池は第 85.06 項の解説上の一次電池に該当するのならば、第 85.01 項でなく、第 85.06 項に分類されることとなる。

ハ 第 85.06 項の解説は一次電池として

(イ) 化学反応により電気エネルギーを発生させるものであり、かつ、

(ロ) 容易に又は効果的に充電が出来ないものであることと明記している。

ニ したがって、燃料電池は関税分類上の一次電池に該当することとなる。

ホ 本品の分類にあたり、第 16 部注 3（複合機械）及び注 4（機能ユニット）の規定を考慮し、上記 1. 具体例のように別々のモジュールを結合したものであっても、一次電池として第 85.06 項に分類する。

8506.10 2. ボタン電池

総高が直径未満の小形円形電池（JIS C 8500）。

8508.19 1. Built-in vacuum cleaner

本品は、家庭、事務所等において使用する配管式の掃除設備で、パワーユニット（電動機、ファン等）、塩化ビニル製の配管用パイプ及び継手、インレット（吸込口）並びにクリーニングセットから構成されている。

パワーユニットは地下室に置かれ、これと接続したパイプは各部屋へ床下や壁の中を通して配管され、各部屋に設置されているインレットに接続される。

使用の際には、インレットのふたを開けて、パワーユニットを始動させ、先端にブラシの付いたクリーニングセットのホースを差し込んで室内を掃除する。

本品は、配管式の掃除設備であるが、能力、使用形式及び消費電力（1,500W）から判断して通常家庭で使用されるものと認められる。

本品のパワーユニット、インレット及びクリーニングセットは、掃除という機能を共同して分担しているものであるので、関税率表解説の第 16 部の機能ユニットに関する規定に照らし、機能ユニットとして真空式掃除機と認められる。

配管用パイプ及びその継手については、特定の使用場所又は使用機器のために設計されたものと認められず、また、使用に際して家屋の大きさに応じて過不足を生ずること等から真空式掃除機の機能ユニットの一部とは認められないので、構成する材料により該当する項に属する。

したがって、パワーユニット、インレット及びクリーニングセットは、家庭用の真空式掃除機として第 8508.19 号に、配管用パイプは塩化ビニルの管として第 3917.23 号に、配管用パイプの継手は塩化ビニル製品として第 3917.40 号にそれぞれ属する。

8516.60 1. Compact all-in one kitchen center

本品は、上面に4個のこんろを並べ、その下の胴部に天火を内蔵したガス式又は電気式の鉄鋼製レンジと上面にステンレス鋼製の調理台及び流しを並べ、その下の胴部に電気冷蔵庫及びキャビネットを内蔵した部分とを一のハウジングに組み込んだ台所用設備である。

なお、レンジは、使用者の選択によりガス式又は電気式のいずれかを組み込んである。

各構成部分の仕様は次のとおりである。

イ 全体の寸法：幅 121 センチメートル、高さ 91 センチメートル、奥行 61 センチメートル

ロ レンジ：

(i) 電気レンジ：消費電力 1,250W のこんろ 4 個及び消費電力 2,000W と 2,500W の 2 段式の天火

(ii) ガスレンジ：発熱量 0.252Kcal のこんろ 4 個及び発熱量 4.053Kcal の天火

ハ 電気冷蔵庫：内容積 0.14158 立方メートル

ニ 流しの寸法：幅 35.6 センチメートル、奥行 40.6 センチメートル、深さ 12.7 センチメートル

本品は、加熱調理用のレンジ、冷蔵庫、調理台、流し及びキャビネットの部分が結合された物品であるので、これらの構成部分のうち、本品に重要な特性又は主たる機能を与えている部分が属する号に属する。

一般に台所用設備は、食物の事前又は事後の処理等のための調理台及び流しと、食物の加熱調理部分とから成るが、その特性は加熱調理部分にあると考えられる。本品の加熱調理部分としてのレンジは、4 個のこんろ及び天火から成ることから、本品に重要な特性を与える構成部分と認められる。

冷蔵庫は、台所用の設備として通常重要な役割を果たすものであるが、本品に付加されている冷蔵庫は、本品の全体的な使用目的及び構成からみると、使用者の便宜又は空間の有効利用の面から付加されたもので、従的役割を果たしていると認められる。

また、本品は、その寸法、構成物品の能力等からみて、通常家庭において使用する型式のものと認められる。

したがって、本品は、ガスレンジを使用した場合には、家庭用の調理用加熱器として第 7321.11 号に、電気レンジを使用した場合には家庭用の電熱機器として第 8516.60 号に属する。

85.19 項 1. ウォーキングステレオ

主にヘッドホンを使用するステレオタイプのテープレコーダーで、大きさはコンパクトカセットテープ程度のものを分類する。モニタースピーカー及びチューナーパック付であるかないかを問わない。

8519.81 1. ディスク式録音再生機器（デジタル式のものに限る。）

光磁気記録方式により、音声をデジタル式で録音し、かつ、再生できるディスクを媒体として使用する機器のうち、録音及び再生の両方を行うことができるものをいう。

現在発売されているものは、直径 64 ミリメートルの通称「MD（ミニディスク）」と呼ばれる媒体を使用するものである。

8526.10 1. 航空機用のもの（機上用又は地上用のものであるかないかを問わない。）

航空機用のものとは、航空機に搭載して使用するもの（例えば、航法用のレーダー、気象用のウェザーレーダー及びドップラーレーダー）及び使用場所のいかんを問わず、航空機を対象として使用するもの（例えば、航空交通管制用レーダー）をいう。

8526.10 2. ミニレーダーMK I

本品は、電波のドップラー効果を利用して、走行中の車両の速度、振動周波数、移動距離等を測定する機器で、その結果を直読することができるメーターに表示する機器である。なお、本品は、デジタルカウンター又はオシロスコープに接続し、これらの機器に測定結果をデジタル表示又は波形で出力することもできる。

本品は、送信部、受信部、アンテナ及び測定結果を表示するメーターが同一のキャビネット内に組み込まれ、上記のデジタルカウンター又はオシロスコープを接続するためのジャックを有している。

（参考）

本品の仕様

発信周波数	14.1GHz
発信出力	5mW
電源	14V D.C.
照射角度	12度
外形寸法	15×5×8（センチメートル）

本品は、電波のドップラー効果を利用して走行中の車両の速度等を測定するレーダーである。第 90 類の注 1（h）においては、同類には第 85.26 項のレーダーを除外する旨規定しており、また、関税率表解説の第 85.26 項には、各種の用途に供するレーダーが例示されているので、本品はレーダーとして第 8526.10 号に属する。

85.34 項 1. 第 85.34 項に分類される「印刷回路」の解釈について

印刷技術等で作成された導体のみからなるもので、抵抗器等の部品を取り付けることができない形状をしているものであっても、その導体の形態（パターン）に鑑み、実質的に抵抗器等の受動素子を取り付けられているものと同等の機能を有していると認められるもの（例えば、基板上において導体が分岐していること等により、実質的に抵抗器が取り付けられているものと同等の送電容量の調整機能を有していると認められるもの）は、第85.34項に属する。

8536.50 1. Scraper passage indicator

本品は、送油管の清掃に使用するスクレーパー（ゴム製又はプラスチック製の円盤を数枚重ね合わせたもの）の管内通過状況を表示する装置の表示用ランプを点滅させるための機器である。その主要構成部分は、トリガー、伝動機構及びマイクロスイッチであり、単一のユニットとして組み立ててある。これが、送油管に任意の間隔で取り付けられており、スクレーパーが通過するとトリガーは押し倒され、通過後はばねの働きにより元に戻る。トリガーのこの動きは伝動機構（ギヤ、シャフト及びカム）を介してマイクロスイッチを開閉する。マイクロスイッチは表示装置の表示ランプと電気的に接続されている。

本品は、スクレーパーの通過状況を検知し、マイクロスイッチの開閉により表示装置の電気回路を開閉する機器であるので、試験用又は測定用の機器には該当しない。また、本品には、ベル、ブザー等の警報機構又は可視式の表示機構を取り付けていないので、第 85.31 項の電気式の音響信号用又は可視信号用の機器にも該当しない。本品の機能は、マイクロスイッチにより電気回路を開閉することにあると認められるので、第 8536.50 号に属する。

8536.50 2. Lock for motor car (anti-theft)

本品は、自動車の電気回路の開閉器と盗難防止用の錠とを一体にした物品（キーが附属している。）で、自動車のハンドル軸に取り付けて使用される。

使用に際し、キーを鍵穴にさし込んで回すと錠（ハンドル軸に対するかんぬき）がはずれ、ハンドルが自由に回るようになると同時に自動車の電気回路に電気が通し、内燃機関の始動ができるようになる。

キーを引き抜くと、電気回路のスイッチが切れ、同時にハンドル軸も施錠される。すなわち、キーは電気回路のスイッチレバー及び錠の鍵として働く。

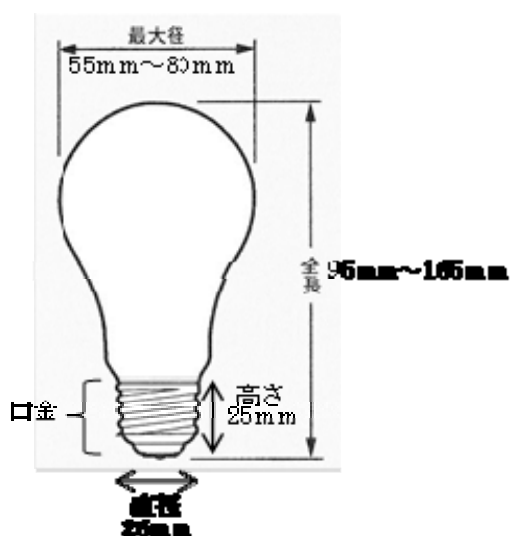
本品は、二つの異なる構成要素（スイッチと錠）から成る物品であるが、開閉器の部分は、自動車の内燃機関の始動のため必要な電気回路を開閉するスイッチ機構として重要な部分であり、錠の部分は、盗難防止のため付加された部分と考えられる。したがって、本品に重要な特性を与えている構成要素は電気回路の開閉器であると認められるので、第 8536.50 号に属する。

8539.29 1. 白熱電球 (A形又はPS形のものに限る。) について

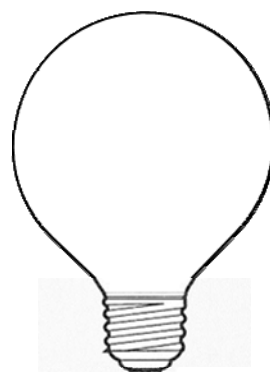
輸入統計品目表第 8539.29 号において、「白熱電球 (A形又はPS形のものに限る。)」(統計細分 010) には、定格電圧が 100V のフィラメント電球のうち、ガラス部分の形状が「ナス形」で、最大径 55mm~80mm、全長 95mm~165mm のもので、かつ、直径約 26mm、高さ約 25mm の金属製口金 (日本工業規格 JIS C 7709-1 「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 1 部 口金」における「E26/25」のもの) を有するものが含まれる。

本細分には、ガラス部分の形状が「球状」のボール形電球 (G形のもの) は含まない。

電球 (A形、PS形のもの) の形状



ボール形電球 (G形のもの) の形状

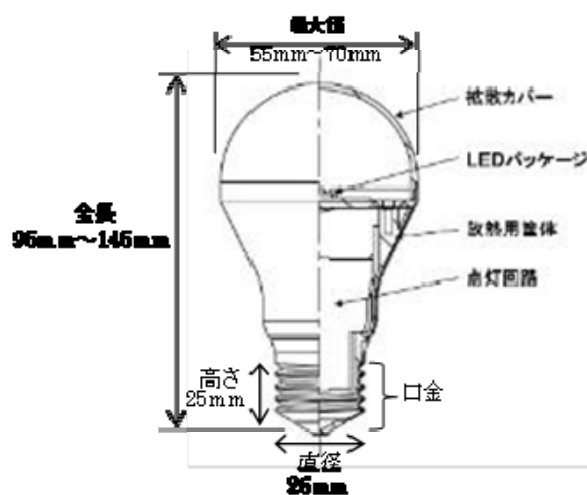


8539.50 1. LED ランプ (A 形のもの) について

輸入統計品目表第 8539.50 号において、「A 形のもの」(統計細分 010)には、発光ダイオード(LED)を光源とするランプのうち、口金を除いた部分の形状が「ナス形」で、最大径 55mm~70mm、全長 95mm~145mm のもので、かつ、直径約 26mm×高さ約 25mm の金属製口金(日本工業規格 JIS C 7709-1 「電球類の口金・受金及びそれらのゲージ並びに互換性・安全性 第 1 部 口金」における「E26/25」のもの)を有する電球形ランプが含まれる。本細分に含まれる電球形 LED ランプの代表例については以下のとおりである。

本細分には、口金を除いた部分の形状が「球状」のボール形 LED ランプ (G 形のもの) は含まない。

電球形 LED ランプの構造



電球形 LED ランプの形状例



ボール形 LED ランプ (G 形のもの) の形状例



8540.81 1. 受信管

受信管とは通信用受信機、ラジオ放送用受信機又はテレビジョン受像機に使用することを主たる用途とし、その他電子機器用としても用途の広い小型管である。

85.42 項 1. 集積回路を生じさせたシリコンウエハーの関税率表分類について

(商品説明)

(1) 本品は、塊状のシリコン（けい素）を薄く切って得られるシリコンウエハー（厚さ約 0.2 ミリメートル、直径約 5 センチメートル）の表面及び内部にダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互配線その他の回路素子を生成させたものである。

一枚のウエハーからは、20～6,000 個の素子を有する IC チップが 200～300 個得られる。

(2) 本品は、次に示す工程により製造されるが、これらの工程のうち主たるものは、酸化膜の形成、Photo-etching、不純物（真性半導体を P 型又は N 型の半導体に変える物質（例えば、ガリウム、スカンジウム及びアンチモン））の拡散及びアルミニウムの蒸着である。

(3) 酸化膜の形成は、真性半導体に不純物を拡散させる際不必要な部分への拡散を防止することを目的とし、電気炉中においてシリコンウエハーを 600～1,000℃に加熱してその表面を酸化させることにより行われる。Photo-etching は、酸化膜の所定の部分を回路のパターンに応じて取り除くことを目的とし、酸化膜の上に Photo-resist（腐蝕液に侵されにくい感光剤）を塗布し、その上にあらかじめ用意されたマスク（回路のパターンをシリコンウエハーに焼き付けるための原版）をかぶせ露光現像して、感光していない部分を腐蝕によって取り去ることにより行われる。また、不純物の拡散は、etching によって酸化膜が取り除かれた部分のシリコンを所定の深さまで P 型又は N 型の半導体にするを目的とし、拡散炉中において不純物を加熱してガス状にし、シリコンウエハーの所定の部分に浸透させることにより行われる。

これらの各工程を回路のパターンに応じ 6～8 回繰り返すことにより、シリコンウエハーの表面及び内部にダイオード、トランジスター等の素子を生成させる。

(4) アルミニウムの蒸着は、上記（3）の工程により生成された回路素子を相互に接続（配線）させることを目的とし、蒸着炉中においてシリコンウエハーの全表面にアルミニウムを蒸着させたのち Photo-etching により不必要な部分を取り除くことにより行われる。

(5) 本品は、上記（4）の工程までを経たものである。

これを切断することにより個々の IC チップが得られる。

(分類理由)

(6) 本品は、半導体材料（シリコン）の表面及び内部に 20～6,000 個の回路素子を生成させ、各素子を相互配線により接続させた 200～300 個の回路から成る物品である。したがって、本品は単なるシリコンから成る素材ではなく、IC 回路の集合体と認められる。

- (7) 関税率表第 85.42 項には、集積回路が属する。本品を構成する I C チップは、支持部分又は他の機器への接続部分を有してはいないので、第 85.42 項の集積回路の未成品と認められる。しかしながら本品は完成品である集積回路の主要構成部分である回路素子を有しており、かつ、各回路素子間の配線も終っているので通則 2 (a) により集積回路の未成品のもので完成した集積回路として重要な特性を有するものと認められる。
- (8) 以上のことから、本品は部分品としてではなく集積回路の未完の完成品として分類するのが適当と考える。

8542.90 1. Lead Frame の税表分類について

(商品説明)

- (1) 本品は、I C 素子の組立材料で、ニッケル鋼の薄板にプレス加工を行い正方形の枠（フレーム）の 1 組の対辺からそれぞれ 7 本の特殊形状の小片（リード）がフレームの内側の突き出た形状に打ち抜いたものである。
- (2) リードは、その先端が I C チップと細い導線で接続され導体となるほか、I C 素子を支持する脚ともなる部分である。
- また、フレームは、リードを保持し I C 素子の組立中にリードの相対的位置を固定して、組立て作業が容易かつ確実にできるようにするためのものであって、組立後はリードの基部で切断され廃棄される部分である。
- (3) 本品の輸入時の状態は、組立工程に応じ、①多数のリードフレームが 1 個ずつつながったストリップでコイル状に巻いたもの、②当該ストリップをリードの中央部でチャンネル状に折り曲げたもので一定長に切断してあるもの及び③これを更に 1 個ずつ切り離したもの（Single bend frame）の 3 種類である。

(分類理由)

- (4) 本品は、I C 素子に組み込まれるリードと、リードを保持するフレームとから成る物品であり、その重要な特性が特殊な形状を有するリード部にあることは、I C 素子の組立工程からみて明らかである。したがって、Single bend frame は既に完成した機械部分品と認められる。
- (5) チャンネル状のつながったリードフレーム〔上記(3)－②〕は、Single bend frame が単につながっているにすぎず、これを 1 個ずつに切り離すことがその特性に重要な影響を与えるとは考えられないので、Single bend frame と同様機械部分品と認められる。
- (6) また、ストリップ状のリードフレーム〔上記(3)－①〕は、そのリード部についてみれば、Single bend frame 及び上記(3)－②のリードフレームのリード部とは L 型に折り曲げられている点が相違するが、折曲げ加工は全加工工程からみれば、本品の特性に重要な影響を与えるものとは思われないので、これも未完成ではあるが、機械部分品と認められる物品である。

- (7) なお、I C素子がL型に折り曲げないこの種のリードを組み込むように設計されている場合には、ストリップ状につながったリードフレームを1個ずつ切り離すことも当該リードフレームの特性に重要な影響を与えないであろう。
- (8) 以上の理由により、上記の3種類のリードフレームはいずれも機械部分品と認められる。
- (9) リードの先端部は、I C素子においてI Cチップの端子部からの導線を接続する部分であって、接続子としての機能を有するが、一方I C素子の外部に出る部分はI C素子の脚としてI C素子を支持する機能を有しているところから、本品は第8536.90号及び第8542.90号のいずれにも該当すると考えられる。
- (10) しかしながら、第85.36項の電気回路の接続用機器は、その目的のためのなんらかの明らかな構造又はデバイスを有しているものであると考えられるので、本品はいずれも第8542.90号に分類する。

8543.70 1. Electro-luminescence lamp

本品は、アルミはく（7センチメートル×7センチメートル×0.1ミリメートル）に蛍光体（硫化亜鉛）を薄い膜状（厚さ100 μ m（ミクロン））に塗布し、その上に厚さ0.1 μ m（ミクロン）程度のMESA（SnO₂）及びガラスシートを積み重ねてある。アルミはくとMESAに電圧を加え電流を通すことにより、蛍光体が発光するものである。また、アルミはくのかわりに鉄板を使用する場合もある。

一般の白熱電球及び放電灯等と比べて、消費電力は極めて少ない。

本品は、試験研究のため輸入されたものであり、一般の照明器具のように、照明用としての用途が明確でなく、また、その構造及び機能から未だ一種の発光体に過ぎないと認められるので、その他の電気機器として第8543.70号に属する。

8543.70 2. Electrostatic fluidized bed apparatus

本品は、プラスチック、タルク等を成分とする粉体塗料を電気部品、シート、ワイヤー等に静電塗装する機械であり、高電圧発生器、送風機、操作パネル等から成るコントロールデスクと金属フレームの上にスプリングで固定されたタンク及びバイブレーターから成るヘッドの二つの部分から構成されている。

タンク底部には高圧電極（30kV～90kV）を有する陶磁製の多孔盤を組み込んであり、被塗装物は、タンク内部に固定され、タンク底部の多孔板上に粉体塗料がおかれる。塗装に際しては、高圧電極により粉体塗料が帯電し、バイブレーターによるタンクの振動、ブロワーからタンク底部の多孔板を通して供給される空気の噴出及び帯電した粉体と被塗装物との間の電気現象の相乗効果によってタンク内部に粉体塗料の浮動層が形成され、粉体塗料が被塗装物に付着することにより塗装が行われる。

本品におけるタンクの振動及び空気の噴出は、タンク上部に粉体塗料の均一な浮動層を形成するためのものであり、被塗装物に対する粉体塗料の付着は、主として帯電した粉末粒子と被塗装物との間の電気現象によっていると認められるので、本品はその他の電気機器として第 8543.70 号に属する。

8544.42 又は 8544.49 1. 通信用の電気導体（通信用電線）の取扱いについて

標記の物品（電線のうち通信用に使用されるもの）については、1996年12月13日に作成された「情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言（通称：I T A）」に基づき、第 8544.42 号及び第 8544.49 号のうち通信用のものがその対象とされており、その取扱いの範囲については、下記のとおりである。

なお、第 85.44 項の解説（3）の通信用電線及びケーブルの定義は、あらゆる通信用電線及びケーブルについて解説したものであり、I T A の対象品目より広義となっていることに留意されたい。

1. 第 85.44 項の解説（3）に記載された通信用電線及びケーブルのうち、I T A の対象品目の構成は次のとおり。

- (1) 導体：導体は、電気信号を伝達する機能を有する。1本の線又は19本以下の複数の線であり、導体径は、1.2ミリメートル以下で、その材質は、通常、全体が銅でできている。
- (2) 被覆絶縁材料：被覆の目的は導体からの漏電を防止して、損傷しないように保護することである。通常使用される絶縁材料は、厚さ0.5ミリメートル以下の着色したプラスチック（ポリエチレン等）である。
- (3) 対若しくは星：電気信号を伝達する回線を構成する上で必要な構造として、個々の絶縁電線を2本（対という）又は4本（星という）を単位として撚り合わせている。
- (4) ケーブル芯：1つ又は更に撚り合わせた複数の対若しくは星を必要に応じてその上に紙

テープ、プラスチックテープ等を重ね巻きし、ケーブル芯とする。

- (5) 保護外装：対若しくは星又はケーブル芯は、通常、プラスチックの保護外装で被覆されている。また、必要に応じてその内側にも、金属テープ（銅、アルミニウム、鉄等）、金属（鉛、アルミニウム、鉄帯、鉄線等）の保護外装を施している。

2. 通信用以外の電線では、電力供給用のものがあり、その代表的なものである電源コードの主な特徴は次のとおり。

- (1) 導体には、一本の銅の線ではなく、通常、銅の撚り線（複数の線を撚り合わせて1つとしたもの）が用いられている。
- (2) 被覆絶縁には、通常、厚さ0.5ミリメートルを超えるポリ塩化ビニルが使用されている。
- (3) 2本の絶縁電線により構成されるものであるが、多くは撚られていない。

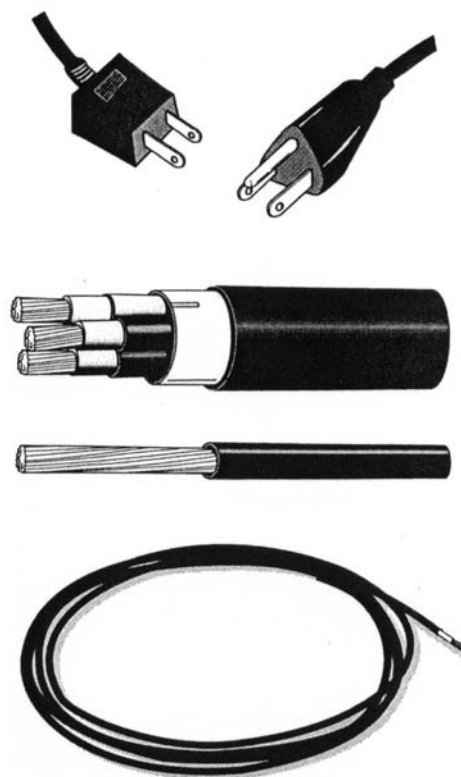
8544.42 又は 8544.49 2. 通信用電線及び電力供給用電線の代表例について

8544.42 又は 8544.49 の1. 「通信用の電気導体（通信用電線）の取扱いについて」の1に掲げる通信用電線及び2に掲げる電力供給用電線の代表例については以下のとおりである。

通信用の電線

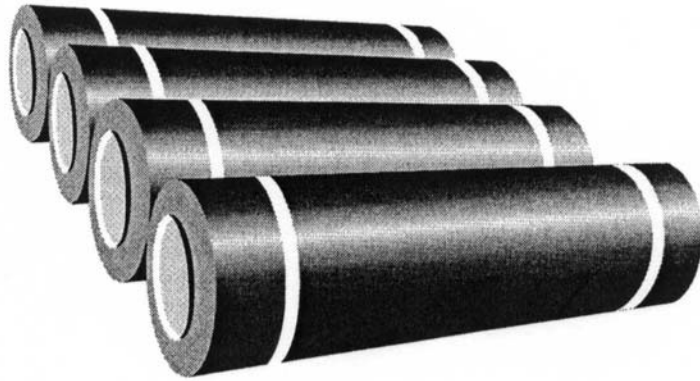


電力用の電線



8545.11 1. 丸形のもの

丸形のものとは、普通鋼、特殊鋼等の電気炉に使用する円柱状（直径は一般に3インチから24インチまで）のものをいい、通常は接続用にねじを切っている。



87 類 1. 自動車の定義

この表の細分において「自動車」とは、第 87.01 項から第 87.05 項まで又は第 87.09 項から第 87.11 項までの車両及び第 87.13 項の車両で原動機付きの車両をいう。

87.01 項 1. 農業用のもの

「農業用のもの」とは、農業に使用するために設計されたものであって、一般に、車体後部に動力取出軸を有する。

8701.91～8701.95 2. 中古トラクター（農業用のもの）

輸出統計品目表第 8701.91 号から第 8701.95 号までの細分において「中古のもの」とは、輸出申告に際し、（一社）日本農業機械工業会の「農業用トラクター新車証明制度」に基づく証明書の原本若しくは写しの添付が無いもので、トラクターの稼働時間を示すアワメーターの表示が 20 時間以上のものをいう。

87.01 項、87.05 項 1. 中古トラクター（農業用のものを除く）及び中古クレーン車

輸出統計品目表第 87.01 項の細分又は第 87.05 項の細分において「中古のもの」とは、次のトラクター又はクレーン車をいう。ただし、トラクターにおいては、農業用のものを除く。

- (1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出がされたもの
- (2) 国内において上記 (1) の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの

なお、（一社）日本建設機械工業会が証明する輸出向け建設機械証明制度に基づく新車証明済みステッカーが貼付されているトラクター又はクレーン車については、新車として取り扱う。

87.02 項～87.04 項、87.11 項 1. 中古自動車等

輸出統計品目表第 87.02 項から第 87.04 項まで又は第 87.11 項の細分において「中古のもの」とは、次の自動車又はモーターサイクルをいう。

- (1) 国内において道路運送車両法に基づく新規登録又は届出されたもの
- (2) 国内において上記 (1) の登録をせず又は届出をしないで使用されたもの（道路運送車両法第 34 条で定める臨時運行の許可を受けて使用されたものを除く。）
- (3) 海外の自動車製造者又は輸出代理業者（製造業者の指定する代理人を含む。）以外のものの

発行する送り状又は売渡し証により輸入されたもの（輸入の中古車等）

8711.00 1. Surf racer

本品は、ゴーカートに類似した原動機付きの1人乗り三輪式の車で、遊園地に設けられたサーキットにおいてスピードを競うのに使用されるものであり、その主な仕様は次の通りである。

長 さ：1.4メートル、幅：0.45メートル、高さ：0.65メートル

重 量：35キログラム

エンジン：2サイクル、1シリンダーガソリンエンジン（49cc）

速 度：25～38km/h

連続走行可能時間：2～3時間

本品の構造は、鉄鋼製の管で作ったシャシに2個の前輪、運転席及び1個の駆動用後輪を取り付け、運転席の後方にエンジンを搭載したもので、また、運転席の前方左側にブレーキ用の握りハンドルを、前方右側にアクセル用の握りハンドルを取り付けてある。

走行に際しては、握りハンドルの操作により走行速度を制御し、左右の方向転換は、運転者自身が身体を左右に傾けることにより行う。

本品は、第17部の注1及び第95類の注1（n）の規定により、第95.03項又は第95.08項に該当しない限り第87類に属する。

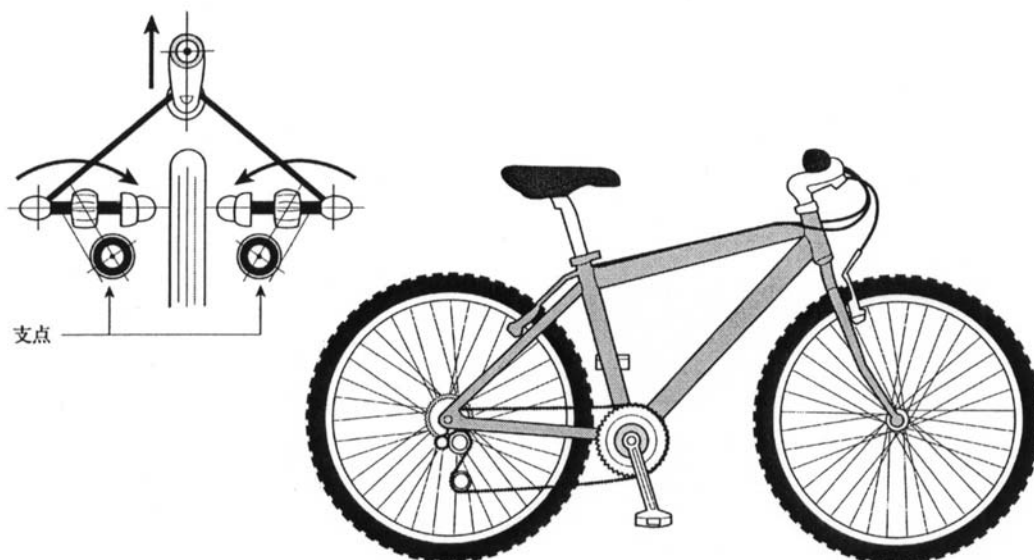
単独に輸入される物品で第95.08項に属するものは、同項に規定する興行用設備等の特定の場所において専ら使用するように設計され、かつ、そのための装備がなされた物品であるので、本品は同項には属しない。

第87類において、本品は、関税率表解説の第87.03項及び第87.04項に規定する三輪自動車の構造を有していないので、同解説の第87.11項により、本号に属する。

8712.00 1. カンチブレーキを有するもの（輸入統計細分 100）

カンチブレーキ（カンチレバー式ブレーキ）とは、左右のブレーキ台座が独立し、本体がリムより下に位置するもので、これらの構造により泥詰まりしにくい特性を有するものをいう。（下図参照）

なお、カンチブレーキは主としてマウンテンバイクに採用されている。



8712.00 2. (車輪の径の呼びが24 (60.96センチメートル) 以下のもの) ブレーキレバーの開きが85ミリメートルを超えるもの (輸入統計細分211)

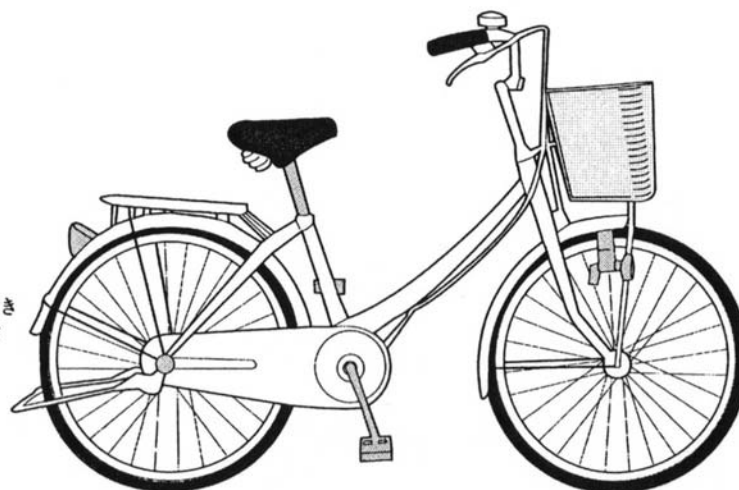
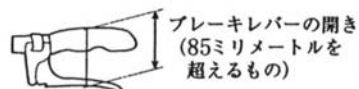
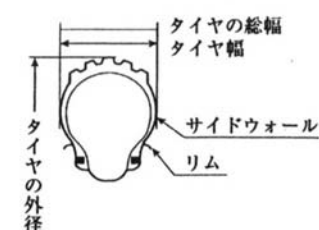
(1) 「車輪の径の呼びが24」とは、タイヤを含む車輪の直径が24インチであることを指し、計測方法は日本工業規格 D9101-1995「自転車用語」(下表参照)に掲げる「タイヤの外径」に基づくものとする。

単位については、貿易取引の實際上「インチ」が世界的に共通であるが、計量法上の公的単位とは認められていないことから、括弧書きにてメートル法換算の値を付した。

(2) 「ブレーキレバーの開き」とは、日本工業規格 D9101-1995「自転車用語」(下表参照)に掲げる「ブレーキレバーの開き」に基づくものとする。

本細分には大人用であり、かつ車輪の比較的小さな自転車(主としてミニサイクル(折畳み式又は分解式のものを含む。))が分類される。

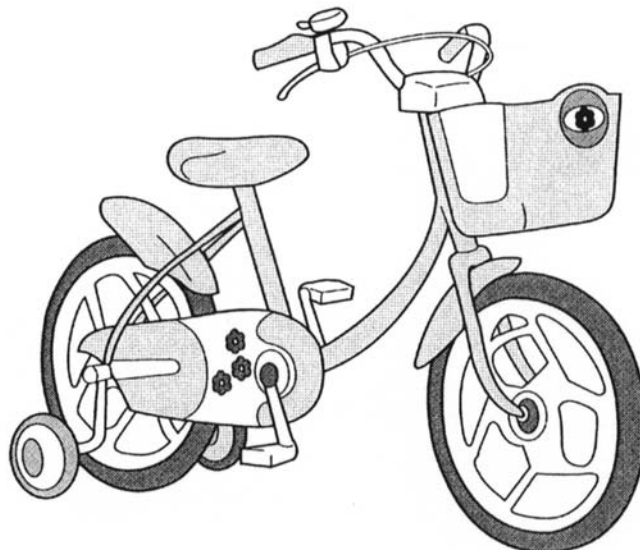
タイヤの外径	タイヤを適用リムに装着して、標準空気圧(1009)を充てんし、負荷を加えない状態(接地しない状態)での外径(付図1参照)。	overall diameter of tyre
ブレーキレバーの開き	操作力を加えないときのブレーキレバーの外側とハンドルにぎり部の外側との最短距離(付図4参照)。	brake lever grip dimension



ミニサイクル

8712.00 3. 車輪の径の呼びが 12 (30.48 センチメートル) 以上 16 (40.64 センチメートル)
以下のもの (輸入統計細分 218)

本細分には、幼児車が分類される。「車輪の径の呼び」については、前記 2. を参照



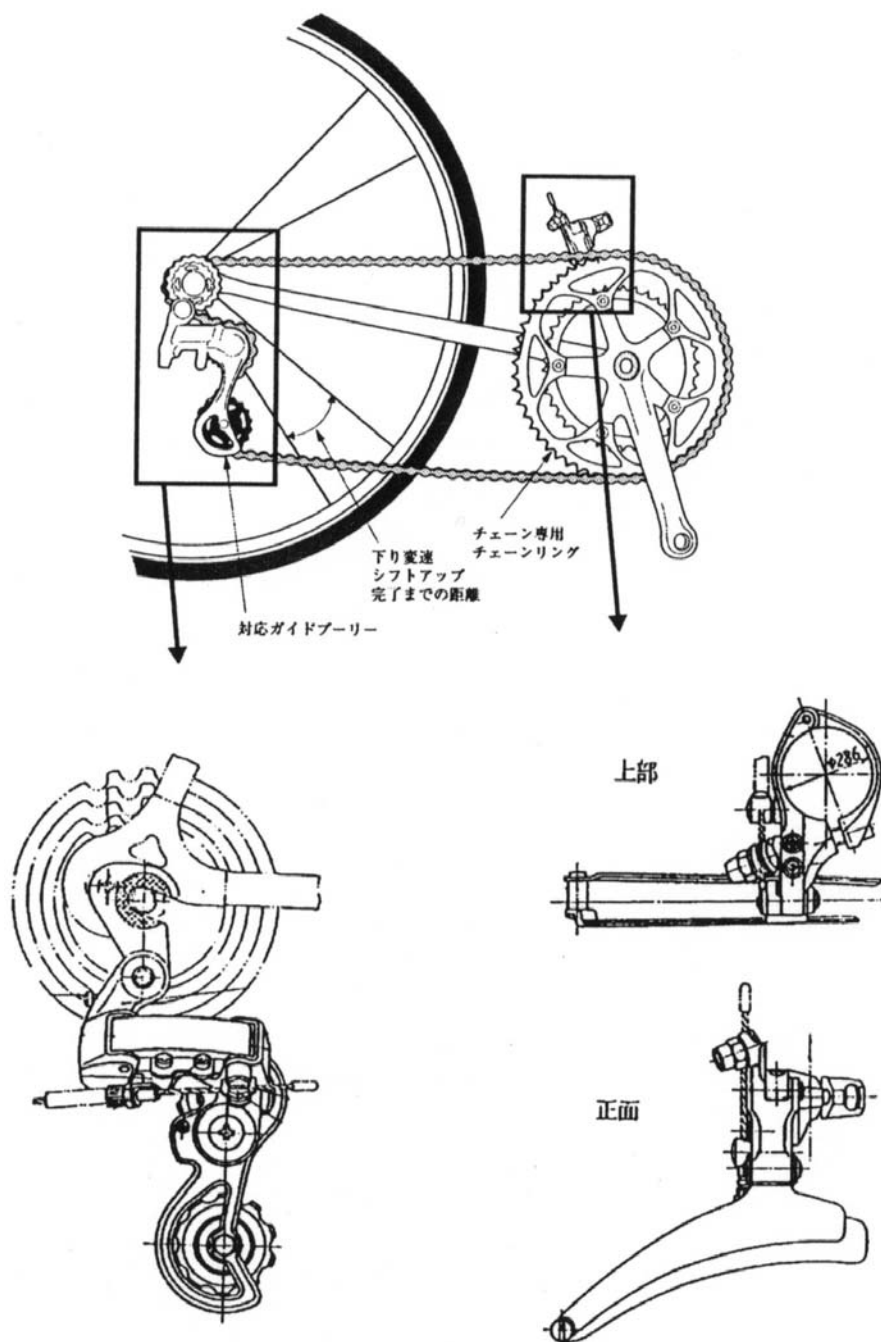
8712.00 4. ディレーラ（内装変速装置を除く。）を有しないもの（輸入統計細分 291）

ディレーラとは自転車の変速装置をいい、下記（１）の外装変速装置と（２）の内装変速装置がある。本細分には、車輪の径の呼びが 24（60.96 センチメートル）を超える自転車で、外装変速装置を有しないものが分類される。なお、内装変速装置を有するか有さないかは問わない。したがって、軽快車を本細分に分類することとする。

用語の解説は以下のとおり。

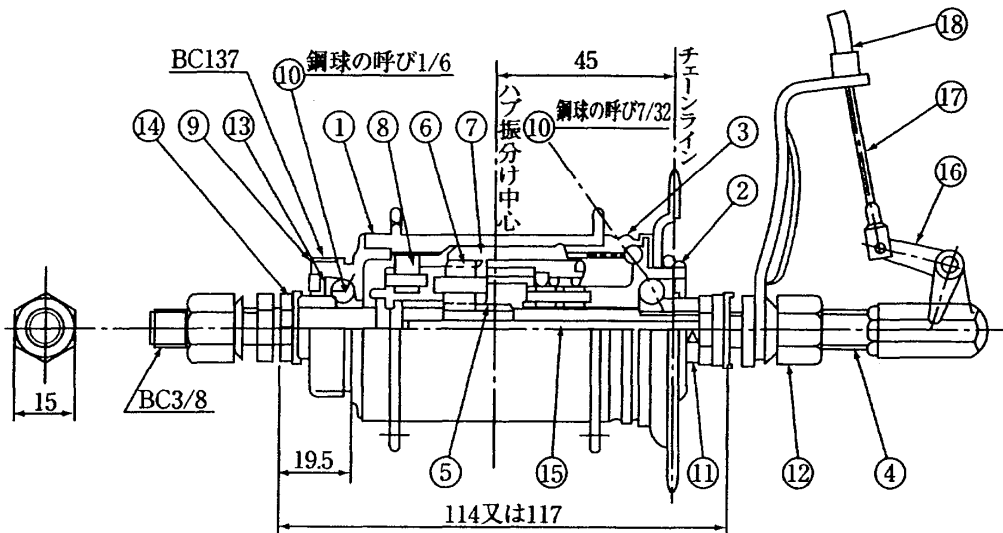
（１）外装変速装置

外装変速装置とは、下図に掲げる変速装置をいう。



(2) 内装変速装置

内装変速装置とは一般に「ハブギヤ」といい、後輪の軸に内装されている。構造は下図のとおり。



番号	部品名称	材料(参考)	
1	ハブ体	JIS G 3141 の SPCC	
2	駆動体	JIS G 4051 の S20C	
3	右わん	JIS G 3445 の STKM13A	
4	ハブ軸	JIS G 4105 の SCM415	
5	太陽ギヤ	JIS G 4105 の SCM415	
6	遊星ギヤ	JIS G 4105 の SCM415	
7	リングギヤ	JIS G 4051 の S17C	
8	つめ	JIS G 4105 の SCM415	
9	左わん	JIS G 4051 の S15C	
10	鋼球	JIS G 3539 の SWCH, JIS G 4805 の SUJ2	
11	玉押し	JIS G 4105 の SCM415	
12	ナット	JIS G 3101 の SS400	
13	鋼球保持器	JIS G 3141 の SPCC	
14	ロックナット	JIS G 3101 の SS400	
15	プッシュロッド	JIS G 3506 の SWRH42A	
16	ベルクランク	JIS G 5301 の ZDC1	
17	ワイヤ	インナ	JIS G 3506 の SWRH62A
18		アウト	JIS G 3506 の SWRH62A JIS G 3560 の SWO-A

89 類 1 . 輸入船舶の総トン数の認定について

関税定率法別表第 89 類において「総トン数」とは、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和 55 年法律第 40 号）第 5 条（総トン数）に規定する総トン数をいう。

8903.99 1 . Air cycle Vehicle Model 70

本品は、2 人乗りのホバークラフトで、水上レジャー用として使用するほか、沼地、砂地、草地においても、また、冬期には雪上レジャー用としても使用することができる。その構造及び性能は次のとおりである。

船 体：プラスチック製

エンジン：650cc、45 馬力

重 量：170 キログラム

寸 法：長さ 3.1 メートル、幅 1.7 メートル、高さ 1 メートル

本品は、甲板の前部にプロペラ付きエンジンを、後部に運転台及び安定翼付き方向舵を搭載している。

運航は、エンジンでプロペラを回転させ、これによって生じた船尾方向への空気流の一部をエンジン部の前の甲板に開口している空気吹出ダクトから船体の後下方に吹き出させて船体を走行面から約 20 センチメートルの高さに浮上させ、残りの空気流をエンジン部の左右を経て後方に吹き出させ前進する。方向転換はエンジン部及び運転台後方の左右にある方向舵で行う。なお、本品は、後進及び接地状態での走行はできない。

第 17 部の注 5 (c) に掲げる水上走行用の空気クッションビーグルは、水上を走行することを目的として設計されたものであるが、原理的、構造的には、当然水上と同様に平坦な草原、雪上及び氷上を走行することも可能である。したがって、同注 5 (b) に掲げる水陸走行用の空気クッションビーグルは、本来、陸上走行用に適するように設計したもので、更に水上をも走行することができる装備（例えば、浸水防止の装備）を付加したものを指し、前記の水上走行用のものを含まないと解される。

本品は、その構造、装備及び性能からみて本来、水上走行用のホバークラフトと認められる。したがって、本品は、第 89 類に属することとし、その構造からみて、本号に属する。

90 類 1. 物品の測定用、試験用、検定用、選別用又は調整用に使用する機器で第 90 類に属するもの

- (1) 被測定物又は被試験物から表示又は記録が可能な数値又は量を検出する構造又は機能を有するもの(例えば、マイクロメーター、パス、ものさし等(90.17)、温度計及び気圧計等(90.25))
- (2) 被測定物又は被試験物を取り付けて所要の測定又は試験のための条件を与える機器であって、その条件下における被測定物又は被試験物の状態等によってその被測定物又は被試験物の特性、性能又は精度等を測定又は検知することができるもの(他の測定機器によってもその試験結果を表示することができるかできないかを問わない。)(例えば、歯車の歯あたりを検査する歯車のかみ合わせ試験機(90.31)及びオイル・シールの実稼働における性能試験機(90.31))
- (3) 被測定物又は被試験物から検出した数値又は量に基づいて検定、選別又は調整を行うものであって、前記(2)に該当しないもの(例えば、測定値又は測定量に基づいて被測定物又は被試験物の検定又は選別を行う機器(主として、測定機器又は試験機器としての特性、用途等に基づいて、それぞれ該当する項に属する。)、温度自動調整機器(90.32)及び電圧自動調整機器(90.32))(第16部参照)

90 類 2. システム商品の分類について

(1) 関税率表解説第 16 部総説中「機能ユニット」として掲げる事例は、例示であり、当該例示以外のシステム商品であっても、「機能ユニット」として認められる限り、一括分類する。

(2) 「機能ユニット」の定義は、同総説の規定によるものとし、その具体的運用は、下記(3)に該当する場合を除き、次に定めるところによる。

イ 「機能ユニット」とは、原則として、次の要件のすべてを充足する構成要素から成るシステムをいう。

(イ) システム構成要素は、全体として一つの特定機能を果たすものであること(例えば、金属加工機能(第 84.56 項～第 84.63 項))

(ロ) システム構成要素は、当該特定機能に直接に寄与するものであり(不可欠なもの等をいう。例えば、金属加工のための油圧装置)、当該機能に直接に寄与することなく、これと異なる補助的機能を果たすものではないこと(例えば、排水処理装置)。

(ハ) システム構成要素が果たす当該特定機能は、一つの号に掲げる機能であることから、当該構成要素から成るシステムは、同号の機械とみることができること(例えば、金属加工機械(第 84.56 項～第 84.63 項))

(ニ) システム構成要素は、原則として、同時に輸入されること。

ロ 上記(1)の適用に当たっては、次の事項に留意する。

(イ) システム構成要素の一つが二つ以上の機能を果たし、その結果、当該システムが全体として二つ以上の機能を果たすこととなる場合(例えば、機械的な金属加工機能とレーザーによる切断機能)には、当該システムは、当該二つ以上の機能のうち、主たる機能のみを果たすものとみなす。

(ロ) 一つの「機能ユニット」を制御する一つの制御盤は、当該「機能ユニット」の一部を構成するものとして取り扱う。

(ハ) 上記(1)は、第 90 類についても準用することとして差し支えない。

(3) 次のいずれかに該当するシステムは、「機能ユニット」として取り扱わない。

イ 一時的又は暫定的にシステムを構成するもの

ロ 関税率表(譲許表を含む。)又はその解説等の規定により、各構成要素を別個に分類することが明示的に規定されているもの

(4) 関税率表解説に掲げられていない「機能ユニット」の例は、次のとおりであり、これらは一括分類する。

イ 金属加工機械(1台)とその稼働に直接必要な油圧装置(1台)、冷却装置(1台)、電源装置(1台)及び制御装置(1台)から成る金属加工システム……(第 84.56 項～第 84.63 項)

ロ 文章作成用プログラムを記憶させたワードプロセッサ本体(1台)、磁気式記録機(1台)及びプリンター(1台)から成る文章作成システム……(第 8472.90 号)

9005.80 1. Night viewing devices (暗視鏡)

本品は、対物レンズと接眼レンズとの間にイメージ・インテンシファイアーを内蔵したもので、このイメージ・インテンシファイアーにより対物レンズに入射する弱い光を3万～5万倍に増倍することから夜間又は暗い視野においても物体を肉眼でしかも拡大して見ることができるものである。また、本品は、附属品により、写真機、ライフル銃等に取り付けて使用することができる。

関税率表解説の第90.05項において、光電子増倍管を取り付けた天体望遠鏡及びイメージ変換管を内蔵する双眼鏡が例示されており、本品もこれらに類似するものと認められる。

したがって、本品は隻眼鏡として第9005.80号に属する。

90.06 項 1. 写真機としての分類基準について

簡単な写真撮影機能を有する箱型等の写真構造部にフィルムを組み込み一体化したものはフィルムでないとし、写真機とがん具との区分については、次の基準に合致するものを写真機とする。

(1) 機構、デザイン、加工等から見て明らかにがん具と認められない物品

(2) その区分が(1)によっても困難な場合は、使用フィルムが写真材料販売業者により提供されるもの(例えば35ミリメートル、カートリッジフィルム)である物品

(注) フィルムと写真機との分類基準は通則3(b)による。

9006.52 1. 幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するもの(輸出統計細分100、900)

本細分には、いわゆるAPS(アドバンスト・フォト・システム)カメラが分類される。

APSカメラとは、幅が24ミリメートルのAPSカートリッジ入りロールフィルムを使用し、撮影と同時にラボへの現像、プリントの指示情報その他の情報をフィルムに磁気記録する機能を備えたものをいう。

9006.59 1. 単玉のプラスチック製カメラ

本品は、フラッシュ同調装置の一部及びシャッターに金属を、他の部分にプラスチックを使用して製造した子供用写真機（使用フィルム6×6センチメートル判）である。プラスチック製の単玉レンズ、3段階の絞り機構（(☉ ☽ ☼ : カメラによって表示は異なる。）で表示され、それぞれおよそF8、F11及びF16の絞りに相当する。）、焦点調整リング（1.2メートル～∞）、シャッター（50分の1秒）及びフラッシュ同調装置をプラスチック製ボディに組み込んである。

本品は、写真機の基本的要件である暗箱、露光調整機構及び焦点調整機構を有しており、かつ、収差を少なくするように製作された単玉レンズを使用していることより写真機と認められ、その構造より、第9006.59号に属する。

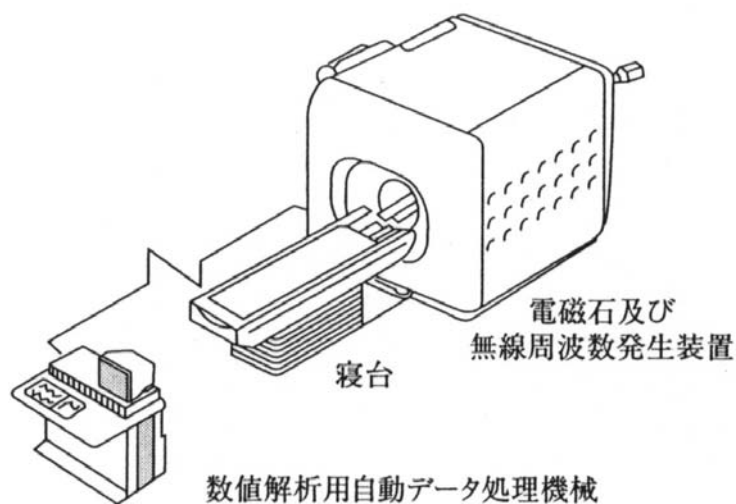
90.18 項 1. C-235 flatus evacuation bag, C-203 ileo bladder drainage bag 等消耗的医療用具

C-235 flatus evacuation bag は、腸内ガスの消散と膨脹の緩和のために使用するもので、こう門から挿入し、ガスを採集するための導管にバッグを取り付けたものである。Ileo bladder drainage bag は、尿管ろうやぼうこうろうの手術後に腸又はぼうこうからの排出物を採集するのに使用するもので、採集する人体の部分に直接接着するようになったものである。また、C-285 bile bag は胆石症の患者の胆汁採集に使用する袋で、胆汁を取り出す導管を取り付ける接続管が取り付けられたものである。以上の物品は、いずれもプラスチック製の製品であって、滅菌し、無菌の状態にして一個ずつセロハン紙の袋に密封包装されている。

いずれも器具としての形態及び構造のものであり、かつ、患者に対して医療を施すにあたって医師又はこれに代わる者が使用するものと認められるので、これらは医療用機器として第90.18項に属する。

9018.13 1. 磁気共鳴画像診断装置

「磁気共鳴診断装置」とは、磁気共鳴現象を利用して検出した信号をコンピュータ処理し、身体内部の断層像を得る装置である。これらは一般に巨大電磁石、無線周波発生装置、数値解析用自動データ処理機械から構成されており、商取引上では、MRI（Magnetic Resonance Imaging）装置と称されている（下図参照）。



9018.39 1. 9018.39号に属するカテーテル、カニューレその他これらに類する物品の範囲について

- (1) カテーテル等は、第90.18項解説（I）（A）（9）カテーテル、カニューレ、吸引管等をいう。更に、同項解説中の（I）（E）麻酔用機器のうち、器官内用の管、（I）（G）喉頭用、食道用、胃用又は気管切開用の機器のうち挿入管、及びこれらに類するものについては、カテーテル等の特殊なものと解し、第9018.39号に分類することとする。
- (2) また、診断用電気機器等に使用されるように設計された上記カテーテル等が単独で提示された場合、第90類注2（a）を準用し、カテーテル等の特掲号である第9018.39号に分類することとする。

9021.21 1. 人工歯

人工歯とは、天然の歯の代用として用いられる、入れ歯の作成に供する、人工的に作られた一本一本の歯のことであり、関税率表解説90.21項（Ⅲ）（B）でいう「固形義歯」及び「中空義歯」は、人工歯に含まれる。

9032.89 1. 内燃機関の燃料噴射装置用電子式制御機器

本品は、自動車用内燃機関の燃料噴射装置の電子式制御機器として使用する物品で、トランジスタ、ダイオード、コンデンサー及び抵抗器から成る電子回路を金属製ケースに収納したものである。本品の機能は、内燃機関に取り付けられた各種の感知器、スイッチ等によって得られる内燃機関の回転数、吸入系統の真空度（内燃機関の負荷を表す。）、温度等の状態についての電気信号に基づいて、内燃機関の負荷及び回転数に応じた燃料噴射弁の開閉時間（注）を制御し、燃料の量を調節するものである。

（注）燃料噴射弁には常に 2 kg/cm^2 の燃料圧力がかかるよう設計されているので、本品により制御される内燃機関のシリンダーに対する燃料噴射量は、弁の開閉時間によって定まる。

本品は内燃機関の負荷、回転数等を把握し、これに応じて必要な燃料の量を自動調整する機器を構成する電子式制御機器であるので、第 9032.89 号に属する。

9304.00 1. Tummy lasso gun 及び Bess tana gun

本品は潜水中に魚を射止めるため、ゴム又はばねの反発力により、もりを発射する金属製水中銃である。銃の長さは 94 センチメートル、99 センチメートル等で、もりはひもにより銃と連結され漁獲範囲は約 4 メートルである。

本号にはスプリング銃を含むと規定しており、また、Explanatory Notes によれば本号に属するカタパルトの説明として、Catapults designed for shooting at birds or pests. They may be in the form of a walking-stick. と記されており、本品もその機能からみて同程度のものとみなされるので本号に属する。

94.01 項 1. いすその他の腰掛けの取扱いについて

本項の革張りのものとは、腰掛けのうち身体と接する部分の全部又は大部分について革張りしたものをいい、また、同項のとう製のものとは、脚部を除いた部分の全部又は大部分がとう製のものをいうものとする。

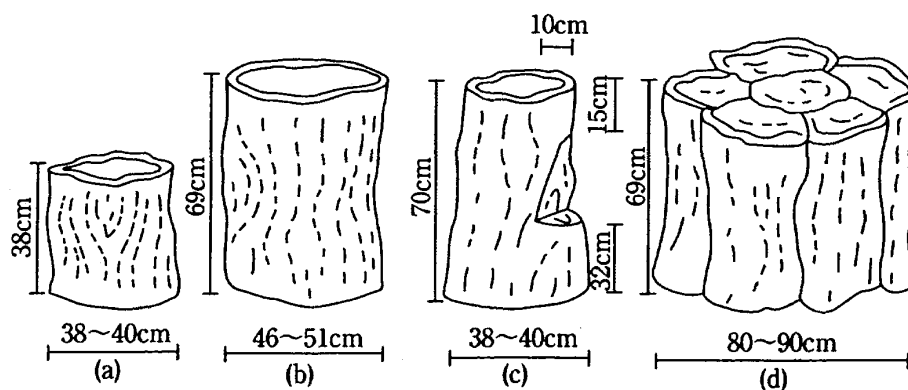
9401.53 1. Rattan chair

本品は一般に座いすと呼ばれるとう製の物品で、通常和室において使用される。本品の構造は、座と背もたれの枠を共通のとう製の棒で形作り、この枠組にとう製の組物を張ったものであり、座の下側と背もたれの外側には、それぞれの固定及び補強のために、更にとう製のフレームが添えられている。

本品は通常のいすの脚に相当する部分はないが、通常床面に置いて使用されるものであり、これに座った際に本品の座及び背もたれは人の体を支えるので、和室の生活においては通常のいすと同様の機能を有する家具と認められる。したがって、とう製の腰掛けとして第 9401.53 号に属する。

9401.80 1. Log furniture

本品は、樹齢 300 年以上のフィンランド産欧州赤松の丸太（伐採後約 1 年乾燥）の樹皮を剥ぎ、特定の長さの丸太に切り、木口の片面の凹凸及びささくれを粗く削ってやや平滑にしたもの（(a) 図及び (b) 図参照）、更に側面の中間部に靴のかかとを乗せる程度に切込みを入れたもの（(c) 図参照）、1 本の丸太を中心とし、その周囲に側面を互いに密着させるように削った 5 本の丸太をボルトで結合したもの（(d) 図参照）であり、これらは全面にクリアラッカーを塗布してある。クリアラッカーは、運送途上におけるかびの発生及び汚れを防ぐため塗布してある。本品は、セットで輸入され、輸入後は最終仕上げとして切断面のやすりかけ及びクリアラッカーの再塗布を行い、(a) 及び (c) は腰掛け、(b) 及び (d) はテーブルとして使用される。



(a) 及び (b) は、単に皮を剥ぎ一定の寸法に切った丸太であり、家具としての特性を有するものとは認められないこと及び本品に行ったクリアラッカーの塗布は、防腐のための処理と考えられることから、粗の木材として第 4403.11 号に属する。

(c) は、側面の切込みが、その形状、大きさ及び場所からみて、腰掛ける際に靴のかかとを乗せる部分と認められること及びこの加工により、丸太としてはん用性が失われ、腰掛けとしての用途に限定されたものと認められることから、その他の腰掛けとして第 9401.80 号に属する。

(d) は、木材を集合し、面取り及びボルトによる結合等の加工により、テーブル状に仕上げられているので、家具として第 9403.60 号に属する。

9402.90 1. 液圧バスセット

本品は、医療施設において身体の不自由な患者を寝たままに入浴させるための浴槽設備で、プラスチック製浴槽を鉄鋼製フレームの支持台に取り付け、更に浴槽を上下し又は傾斜させるための液圧装置、患者を乗せたプレートが浴槽中に支えるプレート保持台、浴槽掃除具、給水装置、加温装置、液圧装置等を調整するコントロールパネル等を付加したものである。

使用に際しては、患者をベッドからプレートの上に移してトロリーに乗せ、浴槽まで運び、患者をプレートに乗せたまま浴槽に入れ、温湯を注入して入浴させる。

本品は、身体の不自由な患者の入浴用に設計された機構及び附属品を有し、かつ、使用場所も實際上病院等の医療施設に限定されている。

関税率表解説の第 94.02 項に「負傷者又は病人を動かすことなしに起こすことができ又は動かすことなしに衛生上の手当てをすることができるメカニカルベッド」を例示してあることを勘案して、本品は、医療用備付品として第 9402.90 号に属する。

9403.20 1. アルミニウム合金製の食品用のキャビネット及びラック

本品は、給食会社、大工場の食堂等において、主として調理した食品の整理、保管及び運搬に使用されるものである。

(a) キャスター付きキャビネット

本品は、アルミニウム合金製の半開き式キャビネット（幅 53 センチメートル、高さ 76～177 センチメートル、奥行 70 センチメートル）で、内側の左右の壁にはトレイ（盆）の保持及びその出し入れを容易にするためのガイドレール（高さに応じ、7 段から 20 段）が取り付けられており、また、底部には移動用のキャスター（直径 5 センチメートル）を有する。

本品は、アルミニウム合金製の型材を直方体状に組み合わせた開放形のラックで、両サイドの型材にはトレイの保持及びその出し入れを容易にするためのガイドレール（高さに応じ、6 段から 24 段）が取り付けられており、また、底部には移動用のキャスター（直径 5 センチメートル）を有する。

第 86.09 項のコンテナは、同項の規定、関税率表解説の同項の記載及びコンテナに関する通関条約のコンテナの定義から、一以上の輸送方式（鉄道、海上、航空等）により貨物の運送を行うことを目的として、荷扱いの容易性及び安全性を図るために特に設計し、かつ、装備したもので、1 立方メートル以上の内容積を有するものと解されるので、本品はいずれも第 86.09 項のコンテナには該当しない。

したがって、本品は次のようにその所属を決定する。

これらの物品は、その構造及び機能から調理場又は食堂の床に置いて主として食品等を整理及び保管するために製作されたものと認められ、キャスターは室内における移動の便宜のために取り付けられたものである。関税率表解説の第 94.03 項において、家具として掲げられている配膳車の例を考慮すると、これらの物品はその他の金属製家具として第 9403.20 号に属する。

9403.60 1. Wooden carved furniture table

本品は、3本の脚付きの木（シーシャム・ウッド）製の円形台で、脚部及びトップに彫刻を施し、また、トップの一部に獣骨を象眼し、その全表面にワニスを塗布したものである。トップの直径と全体の高さは同一の寸法で15センチメートルから37.5センチメートルまで各種の寸法のものがある。脚部はトップからの取外しが可能である。

本品は、応接室、玄関等で床の上、棚又は家具の上に置き、花台等として使用される。

本品は、その形状から本来床に置いて、植物等を置く台として作られたものと認められる。関税率表解説の第94.03項には、植物置き台が同項に属する物品として例示されている。したがって、本品はその他の木製家具として第9403.60号に属する。

なお、この種の台で床に置いて使用する台であるかないかの判別が困難なものについては、高さ又はトップの各辺（又は最大径）のいずれかが15センチメートル以上であるものを第94.03項の家具として取り扱うこととする。

9403.60 2. Log furniture

9401.80/1を参照

9403.90 1. Wooden carving for Buddhist altar

本品は、仏壇の装飾的部分に使用する木製の細工品（例えば、欄間、障子、腰及びつり雲）で、いずれも白木に彫刻を施したものである。輸入後、塗装を施し、枠にはめ込み仏壇に取り付ける。

通常、欄間は1個単位で輸入されるが、障子、腰、つり雲等の細工品についてはセット（2個、4個、11個、21個等）にして輸入される。

なお、本品が取り付けられる仏壇は、床置き又は上置き（棚、家具等の上に置かれる。）がある。

本品は、彫刻されたデザイン及び仏壇に取り付ける寸法になっていることからみて、仏壇に専用の部分品と認められる。

関税率表解説の第94.03項において、同項には教会において使用する祭壇を含む旨例示していることから、仏壇も、置き場所のいかんを問わず第94.03項の家具に属するものと解される。

したがって、本品は、仏壇の部分品として第9403.90号に属する。

94.04 項 1. 毛皮を使用した布団及びクッションの分類について

毛皮を使用した布団及びクッションで何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたものは、明らかに布団及びクッションの擬装品と認められる毛皮製品を除き、詰物の厚さ及び毛の長さのいかんを問わず、第 94.04 項に分類する。

94.06 項 1. プレハブ住宅の分類について

棟単位で契約されたプレハブ住宅（通則 2（a）のいわゆる未完の完成品を含む。以下同じ。）が運送等の都合により数回にわたり分割して輸入申告される場合には、申告された貨物が当該プレハブ住宅の一部であることが確認でき、かつ、輸入者の申出がある場合に限り、申告された貨物の許可前引取りを認め（この場合、申告税番は、第 9406.10 号又は第 9406.90 号）、最終貨物の申告を待って当該プレハブ住宅に係るすべての貨物を一括して分類して差し支えない。

95.03 項 1. 人形の判断基準

関税率表第 95.03 項に分類される人形と材質によってそれぞれ該当する項に分類される装飾用置物のいずれに該当するかの判断が困難な場合は、以下の点を考慮して判断するものとする。

- (a) 人物の容姿、表情等にかわいらしさが強調されているもの
- (b) 形状、寸法、姿態等からマスコットの認められるもの
- (c) 人体の大部分（象形化した手足を含む。）を模したもので、かつ、(a) 及び (b) に掲げる特徴を有するもの

95.03 項 2. 節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて

節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類には次のようなものがある。

(1) 三月節句：

ひな人形（内裏びな、三人官女、五人囃子、隨身等）

附属品（びょうぶ、ぼんぼり、桜と橋、かご等）

(2) 五月節句：

人形（武者人形、金太郎、鍾馗等）、よろい、かぶと、弓矢、太刀、軍扇、太鼓、かがり火、こいのぼり等

(3) 七夕：七夕飾り

(4) 祭礼（夏祭、秋祭等）：ちょうちん等

(5) 正月：しめ飾り、破魔矢、羽子板等

(6) その他：絵馬、結納飾り等

これらの所属の決定については、次のように取り扱うこととする。

(i) 民族的行事等に使用される飾物類は、一般に第 95.05 項の祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品に該当するものとして広く考えられないこともないが、同項の祝祭用品、カーニバル用品その他の娯楽用品とは、大勢の人が集まって屋外で催される社会的行事として楽しみ遊ぶために使用される非耐久性の物品と解され、純宗教的行事に使用するものは該当しないものと解される。

したがって、祭礼のための街頭及びだしの飾付け、七夕の飾付け等はカーニバル用品に該当するが節句飾物及び正月に使用する飾付け等はこれに該当しないものとする。

(ii) 第 95.03 項に属することとなる人形の附属品には、人形の衣類、靴、帽子等のように直接人形そのものに使用するものを含み、節句飾物用のびょうぶのように背景として装飾効果を高めるものは含まないこととする。ただし、人形とともに節句飾物のセットとして輸入する場合には、重要な構成要素は人形にあると認め一括して人形として分類する。

(iii) 飾物類のうち第 95.03 項の娯楽用の模型に該当するものは、実物の正確な縮尺模型であり、単に形体を具現したのみで、飾って楽しむ節句飾物（御所車等）は属しない。

(iv) したがって、上記 (i)、(ii) 及び (iii) に該当しない節句飾物類等は、構成する材料により該当する項に属する。

95.03 項 3. 玩具と身辺用模造細貨類の判断基準

関税率表第 95.03 項に分類される玩具と同表第 71.17 項に分類される身辺用模造細貨類のいずれに分類されるかの判断に当たっては、同一インボイスで輸入される物品の性質、デザイン、最終包装形態、輸出入者の業種、価格等を勘案し、玩具であるかないかを判断するものとし、判断が困難な場合には、次のいずれかに該当するものを玩具として取り扱うものとする。

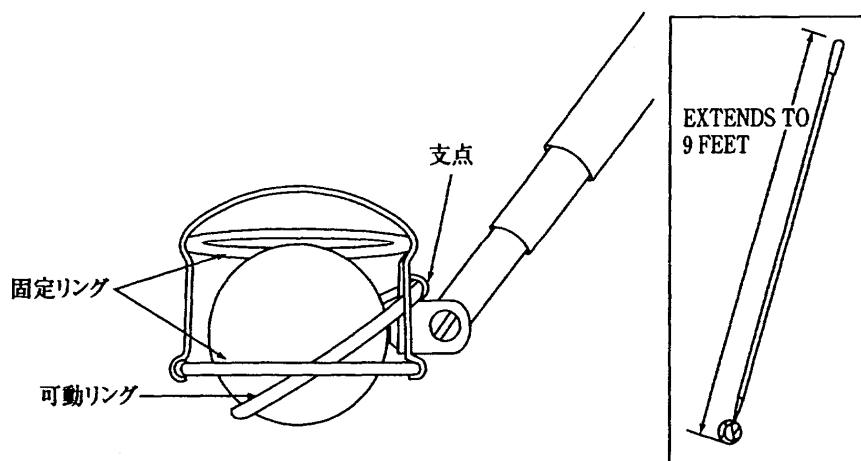
- (1) 飾石がプラスチック製又はガラス製で明らかに不良品と認められるもの（例えば、モールドの型あとが残っているもの及び傷があるもの）
- (2) 金属部分が簡単な留金等により結合されているもの（例えば、ろう付け、溶接等の方法によって結合していないもの）
- (3) 飾石のセット状態が粗雑なもの（例えば、飾石のセット位置がずれているもの、接着剤がはみ出ているもの、飾石を固定させる爪が貧弱なもの及び飾石を固定していないもの）
- (4) その他デザイン、加工程度等からみて明らかに玩具と認められるもの（例えば、プラスチックの台に漫画の主人公等を印刷した絵を張り付けたもの、ネックレス用に穴をあけた飾石を使用している指輪、プラスチック部分に型のばりあとが残っているもの、金属の部分に鋳型のばりあとが残っているもの及びアルミニウムの帯を曲げて作ったもので圧延のすじが残っているもの又は切断面を仕上げてないもの）

95.05 項 1. 節句飾物その他民族的行事等に使用する飾物類の取扱いについて

95.03 項／2 を参照

9506.39 1. Bal Bak

本品は、3段に伸縮することができるアルミニウム合金製のハンドル（中空で長さは、最も縮めた場合 90 センチメートル、最も伸ばした場合 274 センチメートル）と鋼製のリング（ゴルフボールの保持機構）とから成る（下図参照）。



水中、岩場等に落ちたゴルフボールを回収するための用具である。回収しようとするゴルフボールを固定リングの枠内に入れ、上から押さえると可動リングはゴルフボールによって押し上げられる。次に、ハンドルを引き上げると可動リングはゴルフボールを抱え込むように下方に移動し、ゴルフボールを拾い上げることができるようになっている。

本品は、ゴルフにおいて専ら使用する物品と認められるので、その他のゴルフ用具として第 9506.39 号に属する。

9506.39 2. Grip leather for golf club

本品は、長さ 96 センチメートルのテープ状（一端の幅 2.9 センチメートルで順次細くなり他端で 1.9 センチメートルとなる。）の牛革で、染色、穴あけ等がしてあり、更に金色の文字で「Red Wood Grip, Made in Scotland」と型打ちしてある。

本品はそのままゴルフクラブの柄に巻き付けて、滑り止めとして使用する。本品は、その形状（一定寸法に切断し、表面は染色、穴あけ等を施し、更に裏面は両端をすいたもの）からみて、そのままゴルフクラブの柄に使用されるものであり、かつ、他の用途に使用することは考えられない。したがって、本品はゴルフクラブの専用の部分品と認められるので、第 9506.39 号に属する。

9506.99 1. 木刀

本品は、日本刀を模して作られたいわゆる木刀で、削っただけのもの、ワックスをかけたもの等があるが、つばは付けられていない。

材種には、あかがし、しろがし、いすのき、したん、こくたん等がある。

一般に剣道の型を示すのに使用し又は素振り等日常の心身鍛錬用として使用するものである。木刀は、実際の競技に使用することはないが、一般に剣道の型の練習、型の演技、素振り等に使用するために作られたものであるので、その他の運動用具として第 9506.99 号に属する。

9506.99 2. 剣道用防具一式

本品は、剣道の練習及び試合の際に防具として使用する物品（面、胴、こて及びたれ）を取りそろえたものであり、これらの物品はそれぞれその使用上相互に補完する性格を有する物品であると認められる。したがって、本品は運動の際に相互に補完する物品をセットにしたものとして、その他の運動用具が属する第 9506.99 号に一括して分類する。

9507.10 1. 釣りざお（部分品及び附属品を除く。）

本細分には、釣りざおの完成品及び関税率表の解釈に関する通則 2（a）に該当する物品（例えば、さおの各部を組み立ててないもの、グリップのない釣りざお）が含まれる。

なお、グリップ、ガイド、さおの各部（トップ、中間部）、釣りざお用のスタンド及び同部分品等は 9507.10-090 に分類される。

9601.90 1. あかうみがめのはく製

本品は、インドネシア海域で採捕されるあかうみがめ（体長約 30～100 センチメートル）のをはく製にしたものであり次のような処理を施してある。

- （1）内臓及び肉を除去する。
- （2）甲を洗浄し、その付着物及び汚損部分を削り取る。
- （3）ホルマリン液に浸して防腐処理を施す。
- （4）首、足及び腹の部分に木くずを詰めて縫い込む。
- （5）形を整え、板にくぎづけしてかけ干しする。

本品は、輸入後甲の全面をサンドペーパー等で削り、更に磨き砂で磨いてつやを出し、装飾用の壁掛けとして販売する。

本品は、かめの甲自体に加工を施してあるとはいえ、かめ全体をはく製にしたものであるが、輸入後甲の部分につや出し加工を施すのみでかめの甲を主体とする装飾品として完成する。

したがって、本品はかめの甲の製品として第 9601.90 号に属する。

9601.90 2. 骨の成形品

本品は、古代祭器「鼎」の模造品（高さ 170 ミリメートル、胴部の最大径 72 センチメートル、重量 460 グラム）で、象牙色の三脚の装飾的置物である。

本品は、魚骨粉 65%、ポリエステル樹脂 30%、その他の原料 5%を混合して、これを型により成形し、機械又は手道具により彫刻が施されたものである。

本品は、ポリエステル樹脂と骨粉の混合物の成形品であるが、骨粉の含有量が多いこと、本品の光沢が象牙に類似していること等から、本品に重要な特性を与えている原料は骨粉であると考えられるので、骨粉の成形品と認められる。

関税率表解説第 96.01 項において、成形品は、同項の彫刻用又は細工用の粉から作り、形状のいかんを問わず、同項に属する旨記載されている。

したがって、本品は骨の成形品として第 9601.90 号に属する。

9601.90 3. Hand painted eggshell

本品は次のように構成されている。

(a) 卵の殻（にわとり、あひる又ははとの卵の殻）に肉筆で、山水、花鳥、人物等を描いたものである。

(b) ガラスのケースに上記 (a) の卵 1 個ないし 4 個が納められている。ケースの枠及び台は木製（漆塗り）又は厚紙製のものがある。

(c) ケースと卵は色布を介して接着している。また、高杯様の木製の台に卵を載せてケースに納めたものもある。

なお、ケースの形状及び大きさ並びに卵の種類、個数及び並べ方により各種のものがある。

本品は卵の殻に絵画的手法により装飾した加工物である。

本品は、この表のいずれの項にも該当しないので、通則 4 により本品に最も類似する物品が属する本号に属する。

9602.00 1. 堆朱のシガレットボックス

本品は、縦 7 センチメートル、横 10.5 センチメートル、高さ 43 センチメートルのシガレットボックスである。本品は、木製の箱の内面に黒漆を薄く塗り、外面に堆朱の技法により、朱漆を厚く（約 3 ミリメートル程度）塗り重ね、その漆の層に彫刻（深さ約 1 ミリメートル程度）を施したものである。

本品は、木材で箱の基体が作られているが、本品の外表面に施された堆朱の技法は木製品に通常施される表面加工の域を超えており、堆朱の部分が本品に重要な特性を与えていると認められる。

堆朱の部分を構成する朱漆は、ウルシオール of 空気中における酸化により固化したものであり、第 39 類の高重合体等には該当しない。

したがって、本品は、他の項に該当しない彫刻品として第 9602.00 号に属する。

9603.40 1. ペイントローラーカバーの分類について

ペイントローラーカバーと称する物品は、直径約 5 センチメートル、長さ約 20 センチメートルの円筒状のボール紙の表面をニットパイルファブリック（厚さ約 1 センチメートル）で被覆したものであり、ペイントローラーフレームと称するハンドルの回転機構を有する部分に取り付けることにより、ペイント塗装用のローラーとして使用される。

本品は、関税率表番号第 9603.40 号に掲げられた「ペイントローラー」の範囲の物品と認められるので、通則 1 により、第 9603.40 号に分類する。

9603.90 1. Carpet sweeper

本品は、回転ブラシ等が組み込まれた金属製ケースに柄を取り付けた掃除用具で、カーペットや床の上を手で前後に動かすことによりごみを掃き取るものである。金属製ケースには、前後に固定式の補助ブラシを組み込んであり、その上部にそれぞれダストボックスがある。中央部分には回転ブラシを組み込んでいて、回転ブラシの軸の両端はそれぞれ2個のゴムローラーにはさまれている。金属製ケースをカーペット等の上で動かすとゴムローラーが回転し、ゴムローラーと回転ブラシの軸との摩擦により回転ブラシが回転し、ごみを掃き取り、補助ブラシによりごみをダストボックスに払い落とすように作られている。

関税率表解説の第96.03項の床掃除機に類する物品として第9603.90号に属する。

96.08 項 1. 軸又はキャップに貴金属、これを貼り若しくはめっきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべっこうを使用したもの

軸又はキャップにリング状に貴金属又はこれを貼り若しくはめっきした金属を使用したものの適用範囲は次の基準によることとする。

- (1) リングが1箇所の場合は、その幅が10ミリメートルを超えるもの
- (2) リングが2箇所以上の場合は、その合計幅が10ミリメートルを超えるもの
- (3) リングの幅が一定でない場合は、平均幅が10ミリメートルを超えるもの

クリップの部分又はボールペン若しくはシャープペンシルの tip の部分に使用した貴金属等は、軸又はキャップに使用したものとしては取り扱わない。

9618.00 1. Teleboard

本品は、駅の待合室、喫茶店等において広告宣伝用に使用される物品で、木製キャビネット（高さ 65 センチメートル、幅 88 センチメートル、奥行 15 センチメートル）の前面にガラス（太さ約 1 ミリメートルの線を縦横に約 1 ミリメートルの間隔をおいて格子網目状に印刷したプラスチック製フィルムを張り付けたガラス。以下「表面ガラス」という。）をはめ込んだものである。

キャビネットの内部には、照明用のけい光灯 5 本、画ガラス（ポジフィルムの前に表面ガラスの格子網目と同寸法の格子網目を置き、4 種類の宣伝用の絵画等を撮影した 4 枚のネガフィルムを 1 枚ごとに網目を左、上、右、下の方向に 1 目盛りずつずらして、1 枚のポジフィルムに順次写し、これをオフセット印刷したものをガラスに張り付けたもの）並びに画ガラスを動かすための電動機、偏心カム及び偏心カムの動きを画ガラスに伝える伝動軸を内蔵している。

電源スイッチを入れると画ガラスの 4 種類の画のうちの 1 種類が表面ガラスに静止画像として映し出され、約 10 秒後に偏心カムの動きによって画ガラスが、表面ガラスに張り付けた格子網目の 1 目盛り分だけ横に移動することにより、最初の画像が映し出される。このように画ガラスを 1 目盛りずつ左、上、右、下と順次移動させることにより、4 種類の画像がそれぞれ一定の周期をもって表面ガラスに映し出されるしくみになっている。

本品は、静止画像を繰り返し映し出すことにより宣伝効果を発揮する。また、これらの動きは電動機、偏心カム等の機構により自動的に行われる。

本品は、店頭装飾用に必ずしも限定されていないが、関税率表解説の第 96.18 項の（3）において同項に属する旨の記載をしている「宣伝用に使用する自動装置」に類似すると認められるので、第 9618.00 号に属する。

9701.90 1.(a) Cow horn carving picture

(b) Shell work picture

(a) 本品は、牛角をあらかじめ花瓶、果物等の形に加工し、台紙の上に張り付け、ガラス入りの額縁に納めた室内装飾用の物品である。

(b) 本品は、台紙の上に、着色又は未着色の貝殻の原形のままのもの及び切削して一定の形にしたものを張り付けて鳥、花及び葉の形を、また、着色し、割って小片にした貝殻を張り付けて枝の形をそれぞれ表し、ガラス入りの額縁に納めた室内装飾用の物品である。

なお、これらの貝殻は真珠光沢を有しない。

本品は、第 97.01 項に規定するコラージュその他これに類する装飾板に該当する物品と認められる。したがって本品は本号に属する。

9703.00 1. 彫刻、塑像、鑄像その他これらに類する物品（材料を問わない。）の分類解釈について

(1) その他これらに類する物品の解釈

その他これらに類する物品には、人像、動物像のほか、花瓶、つぼ等の美的鑑賞のために芸術家が製作したオリジナルの作品も含む。

(2) 芸術家の認定

芸術家の認定は、百科事典等の文献によるものとする。

(3) 芸術家の作品と認められるもの

(a) 現品に製作者の名前が刻印又は署名によって表示してあるもの

(b) 現品に刻印等はないが、作風により、芸術家の作品であることが、鑑定人によって明らかに証明されるもの

(4) 各関通報について

上記により芸術家の作品であると認定した物品のうち、参考となる事例については、品名、作者、認定理由、鑑定人氏名等を各関相互に通報すること。

9705.00 1 . 貨幣の鑑定について

本号の古銭には、発行国において通用しなくなった貨幣（硬貨に限る。以下同じ。）のうち、収集を目的とする貨幣が属するものとし、その具体的取扱いは次による。

- (1) 発行国において通用しているかいないかの認定は、貨幣に関する図書、文献等の調査により行うものとする。なお、その確認が困難な貨幣については、便宜、1945 年以前に発行されたものは、発行国において通用しなくなったものとみなしてさしつかえない。
- (2) 収集を目的とするかしないかの認定に当たっては、原則としてその輸入者及び輸入量を問わないものとする。

ただし、包装状態、輸入量、価格等からみて、明らかに収集以外の目的（例えば、金属の回収用）として輸入されると認められる貨幣は、第 71.18 項に属する。

9706.00 1 . 第 9706.00 号のこっとうの認定について

第 9706.00 号には、第 97 類の注 1 の物品及び第 97.01 項から第 97.05 項までに属する物品を除くほか、実用的価値を有するか有しないかを問わず、製作後 100 年を超えると認められる物品のみを含む。この場合において、製作後 100 年を超える物品であるかないかの認定は、次により行う。

- (1) 輸入現品の性状（例えば、製作様式、使用材料、製作年代を示す刻印及び製作者の署名）により認定する。この場合においては、こっとうに関する鑑定専門家の輸入現品に対する証書を参考としてさしつかえない。
- (2) 上記（ 1 ）により認定することが困難な場合には、次のいずれかに掲げる関係資料の提出があればこれにより認定を行ってさしつかえない。
 - (a) 輸出国の政府機関、博物館、美術館、大学その他これらに類する機関の証明書（仕入書に記載された当該各機関の証明を含む。）
 - (b) 輸出国におけるこっとうに関する鑑定専門家又は団体の証明書で、税関が適当と認めるもの
 - (c) こっとうに関する書籍その他の出版物で、税関が適当と認めるもの
 - (d) 輸出国において展示、販売等の目的で、不特定多数の者を対象にして刊行されているカタログその他の印刷物で、税関が適当と認めるもの
- (3) 上記（ 1 ）及び（ 2 ）により認定することが困難な場合には、次のいずれかに掲げる証明書の提示をまって、これに基づき認定を行ってさしつかえない。
 - (a) 我が国の博物館、美術館、大学その他これらに類する機関の証明書
 - (b) 我が国におけるこっとうに関する鑑定専門家又は団体の証明書で、税関が適当と認めるもの
- (4) 上記（ 1 ）から（ 3 ）までにより、第 9706.00 号に属すると認定した物品のうち、参考となる事例については、品名、認定方法を「関税率表の統一的適用について」(関税法基本通達 7 - 22) の（ 3 ）により通報すること。